白川静著作集

別巻　金文通釈 5

平凡社

金文通釋 5

金文通釋卷五　目次

財團法人 白鶴美術館發行

方座百乳文四耳毀

白川静

金文通釋 四一

通論篇

第四一輯

白鶴美術館誌

第一章　金文學史その一

一、經傳と金文

殷周の彝器文化は、その王朝的秩序のなかで成立し展開した。したがつて西周が滅んで列國期に入るとともに、彝器文化の上にも著しい變化が生まれる。冊命賜與などの廷禮の廢絕によつて、彝器には私的な性格が濃厚となり、ことに戰國期以後には、古代的な彝器觀の傳統も次第に失なわれるに至つた。金文學史としての諸問題は、すでにその時期に發しているといえよう。

西周期の彝銘にみられるような冊命廷禮の實際は、文獻の上には多くを傳えていない。詩の大雅韓奕・江漢、書の文侯之命、左傳では晉侯の冊命僖二十八年などが、わずかに古い彝銘の形式を存するものである。大雅江漢は、宣王期における召伯虎の淮夷討伐の功を歌うものである、その末三章は、當時の彝器銘文の形式と一致するところがある。

王命召虎　來旬來宣　文武受命　召公維翰　無曰予小子　召公是似　肇敏戎公　用錫爾祉

釐爾圭瓚　秬鬯一卣　告于文人　錫山土田　于周受命　自召祖命　虎拜稽首　天子萬年

虎拜稽首　對揚王休　作召公考　天子萬壽　明明天子　令聞不已　矢其文德　洽此四國

詩中の召虎は、金文の琱生𣪘一・二にみえる䣄伯虎、召公は周の元勳として周公と並び稱される召公奭である。その修辭は、西周期の册命形式金文を詩篇の形式にそのまま改めだと思われるほど相類するもので、王の征命と賜與、䣄伯の對揚の辭より成る。詩篇中の「作召公考」の句について、傳に「考、成也」、箋に「對王命之成辭」の意とされ、その後殆んど異説をみない。馬瑞辰の毛詩傳箋通釋に

古者日月歲會計之文曰成、獄訟之辭曰成、斯干爲宣王考室之詩、無羊爲宣王考牧之詩、則古者頌禱之詞、可謂之成、即可謂之考、傳訓考爲成、箋以成爲召公對王命之成辭、若嚴緝以成爲不毀墜康公之功、范傳云作召公已成之事業、皆於經句增成、其義而後明、未若傳箋說之善

と論じて、「作召公考」を頌禱の詞とする。彝銘の形式を以ていえば、この部分はたとえば琱生𣪘二「琱生對揚朕宗君其休、用乍朕剌且䣄公嘗𣪘、其萬年、子〻孫〻、寶用享于宗」のような末文形式をとるところで、召公下には作るところの彝器の名を加える。考・𣪘は幽部同韻の字、考はおそらく𣪘の假借字であろう。「作召公𣪘」といえば、彝銘通例の文である。毛傳に「考、成也」と訓し、箋以下みなその說によるのは、彝銘通例の文が、毛傳の當時すでに知られていなかった證である。毛傳には、孟子 告子下 に高叟としてみえる高子の說が二條 小雅小弁傳・周頌絲衣序 引かれており、その書は戰國後期の古訓を存するものと思われるが、彝銘の學はすでにその傳承を失ないつつあった。

書においては、周初の令彝・大盂鼎の彝銘に、周書五誥の文と相出入するものがあり、その同時代性を證しうる。尙書二十九篇のうち、文侯之命はその全文が册命の文であり、おそらく當時の資料をかなり正確に傳えるものであろう。その文は毛公鼎と最も近く、その時期も相近いものと思われる。いま兩者の對應部分を上下に排して、對比に便しておく。

文侯之命

王若曰、父義和、丕顯文武、克愼明德、昭升
于上、敷聞在下、惟時上帝、集厥命于文王
亦惟先正、克左右昭事厥辟
越小大謀猷、罔不率從、肆先祖懷在位
嗚呼、閔予小子、嗣造天丕愆、殄資澤于下民、
侵戎我國家純、卽我御事、罔或耆壽、俊在厥
服
予則罔克
曰、惟祖惟父、其伊恤朕躬、嗚呼、有績
予一人永綏在位
父義和、汝克紹乃顯祖、汝肇刑文武、用會紹
乃辟、追孝于前文人、汝多修扞我于艱、若汝
予嘉
王曰、父義和、其歸視爾師、寧爾邦

毛公鼎

王若曰、父厝、不顯文武、皇天弘猒厥德、配
我有周、雁受大命、……唯天將集厥命
亦唯先正、襄辪厥辟
䜌我邦小大猷、毋折緘
畋天疾畏、司余小子弗彶、邦將害吉

余非庸有聞
烏虖、趯余小子、家湛于𧬊、永巩先王
余一人在位、弘唯乃智」用印紹皇天、𤕌𤕌大
命」女毋弗帥用先王作明刑」欲女弗以乃辟、
圅于艱

父厝、……令女亟一方」女雝于政

文侯之命	毛公鼎
用賚爾秬鬯一卣・彤弓一・彤矢百・盧弓一・盧矢百・馬四匹	易女秬鬯一卣……馬四匹
父往哉、柔遠能邇、惠康小民、無荒寧、簡恤爾都、用成爾顯德	用歲用征」康能四國」勿壅速庶□貯」女毋敢妄寧」女毋敢家、在乃服

文侯之命は全文、毛公鼎はその對應部分を錄したが、全文の構成は大體において一致しており、語彙・語法の類似が著しい。詩書の語彙・語法のうち、金文と相涉るものの多いことについては、王國維の與友人論詩書中成語書一・二 觀堂集林卷二、于省吾の詩經新證・尙書新證等にその擧證が試みられているが、この文のようにその構文・表現に著しい一致をみることは、甚だ稀有の例とすべきであろう。またそのために、毛公鼎の銘を、文侯之命の文を摸擬して成るものとする僞作說が、早くから提出されている。容庚氏の商周彝器通考 辨僞二一三頁、器の眞僞を誤る例をあげて論じ、「以僞爲眞、有如盲瞽、葉志詵是已、以眞爲僞、亦類風狂、張之洞是已」として、張氏の廣雅堂論石札 三・二 に毛公鼎銘を僞銘とする說を引いている。

昨見陳氏收毛公鼎拓本、乃僞物也、何以言之、文字譌舛一、詞意凡雜二、通篇空泛三、如玄衣之玄、譌作心、徑是心、用伐 上文錫汝玄鉞 用征、伐譌作歲、秬鬯一卣、積古款識有□□鼎 偶忘其名、文云秬鬯卣一、乃倒文、此卣下亦多一橫畫、正與之同、而卣上復添一字、是譌舛也、雜萃詩書語言、如耿光、先正、厭乃德、辥乃辥、集大命、無射臨保 此四字最無理 等語、又如雍我小大猷 此類尙多、自今出入專命於外之類、皆不辭、是凡雜也、洋洋五百言、無一事一地一人、皆套語耳、古無此文

體、此梅闇諸君、所以斥僞古文尙書者也、是空泛也、陳氏以千金買贗鼎、不亦傎乎

張氏が心字とするものは悤黄の悤、歲は卜文に伐牲の字に用い、また凡雜としてあげる語句には句讀を誤る例が多い。毛鼎の文は崇奧渾穆、淵雅高古 董釋、孫詒讓のごとき淵博を以てしても「博稽精校、重定爲此篇、距前攷釋時、已廿有七年矣、再四推校、大致完具可誦讀」というほどの文で、みだりに疑惑の言をなすべきでない。張氏はまた大盂鼎の文をも疑い、尙書酒誥の文を摸擬して成るものとし、「安有西周初器物、而文字如此清朗易識、詞語如此敷衍者、必不然矣」通考、辨僞二一五頁とその清朗識り易いことを疑問とするが、西周彝器の首尾をなすこの二大鼎の銘を、猥雜笑うべき僞銘とするのは、かえつてその不識を示すものというべきである。尙書の文は傳寫の間に譌誤多く、むしろ鼎銘によつてその譌變を正すべきもので、張說のごときはその本末を誤る。おそらく晉侯盤 通考、辨僞二〇四頁 のような長文の僞銘が世に出て、馮浩 古𠪚辨・鈕樹玉 盤銘跋 等が辨僞剖擊を加えており、張氏の說もそれらに觸發されたものであろう。いま西周後期の禹鼎・師訇𣪘等を以て毛鼎の文を考えると、その修辭が當時のものであり、王室の危機に臨んで大命を付託する重要な冊命の文であることが知られる。一事一地一人も無きを以て文を疑うならば、文侯之命の一篇もまた同斷とすべきである。

詩の江漢は、詩序に「江漢、尹吉甫美宣王也、能興衰撥亂、命召公平淮夷」とあり、尹吉甫の作であるという。吉甫は大雅崧高「吉甫作誦　其詩孔碩　其風肆好　以贈申伯」、烝民「吉甫作誦　穆如清風　仲山甫永懷　以慰其心」など、當時詩篇の作者として聞えた人であるが、江漢の末三章を以て考えると、當時の彝銘のうち、宏文を以て稱せられるものは、このような名流の手に成るものが多か

つたのであろう。そのことはまた尙書文侯之命にもいいうることであつて、冊命廷禮の文には、その程式とすべきものが記錄としても保存され、その文辭が沿襲されたものと思われる。毛公鼎の銘文は措辭宏博、王室の輔弼を託する文の範例としてこの種のものが傳承されており、尙書文侯之命なども、その程式によつて作られたものであろう。その文が尙書に錄入されたのも、たとえば周書五誥が始政發命、顧命が卽位儀禮の典據とされたように、冊命文の典範とする意味をもつものであつた。

文侯之命は、書序に「平王錫晉文侯秬鬯圭瓚、作文侯之命」とあり、晉の文侯仇が平王より冊命賜與を受けたときの廷禮の文とされている。經典釋文に「馬本無平字」とあり、史記集解に引く馬融注、に「王若曰、父義和」を「馬融曰、王順曰、父能以義和我諸侯」と義和の二字を離析して訓するが、これは鄭注書疏に「讀義爲儀、儀仇皆訓匹也、故名仇、字儀」と名字に解するのがよく、書序の文例も、武王・周公・成王・康王・穆王のように、みな王號をあげていう。馬融が平王・晉侯義和の解を避けたのは、この文侯之命を、また文侯重耳に對する冊命とする史記や劉向説があり、その説に據つたためであろう。史記晉世家に書の文を引いて、城濮の役の後に排次し、「甲午、晉師還、至衡雍、作王宮于踐土、五月丁未、獻楚俘於周、駟介百乘、徒兵千、天子使王子虎、命晉侯爲伯、賜大輅彤弓矢百、玈弓矢千、秬鬯一卣、珪瓚、虎賁三百人、晉侯三辭、然後稽首受之、周作晉文侯命」として、以下に文侯之命の文を錄し、「於是晉文公稱伯、癸亥、王子虎盟諸侯於王庭」と結んでいる。その誤については、すでに史記索隱・正義にその説がみえ、顧炎武の日知錄卷二には、文侯之命成立當時の事情について詳しい考證がある。

史記が文公重耳に對する冊命とするものは、左傳僖廿八年にみえる。史記はその文と文侯之命の文とを、合せて重耳の條に錄したのである。左傳の文にいう。

　五月丙午、晉侯及鄭伯、盟于衡雍、丁未、獻楚俘于王、駟介百乘、徒兵千、鄭伯傅王、用平禮也、己酉、王享醴、命晉侯宥、王命尹氏及王子虎、內史叔興父、策命晉侯爲侯伯、賜之大輅之服、戎輅之服、彤弓一、彤矢百、玈弓矢千、秬鬯一卣、虎賁三百人
　曰、王謂叔父、敬服王命、以綏四國、糾逖王慝、晉侯三辭、從命、曰、重耳敢再拜稽首、奉揚天子之丕顯休命、受策以出、出入三覲

史記の文は、おそらくもとこの文を要約して成るもので、その下文に文侯之命の一節を加えている。あるいは「周作晉文侯命」の語によつて、後人が誤まつてその文を竄入したものであるかも知れないが、劉向の新序善謀篇、及び書の馬融注にすでに史記説と同解をとつていることからいえば、兩漢のとき、その説が存していたのであろう。

右に引いた文侯重耳に對する冊命は、ほぼ西周期の廷禮の形式によるもので、文中の平禮とは、杜注に「以周平王享晉文侯仇之禮、享晉侯也」というように、その典禮は文侯之命の冊命の際の儀禮によるものであつた。冊命の文辭にも、その程式を用いたのであろう。ただ左傳成立の當時、冊命廷禮の實際はすでに失なわれており、末文にみえる「出入三覲」のごときも、そのままでは殆んど語義をなさぬ文である。

この句は、從來杜注によつて「出入猶去來也、從來至去、凡三見王也」とする解がとられ、獻俘一

覲、王享二覲、受命入謝を三覲とする。しかし覲とはもと朝覲をいう語であり、册命の廷禮に用いるべきものではない。またこの册命は、春秋の經に「天王狩于河陽」というように、晉より王を召して王狩を促がしたものであることからいえば、その用語になお疑問がもたれる。文もまた「受策以出」の次にあつて、退出の際の儀禮をいうものとしなければならない。

廷禮受命の際のことを具體的にしるすものに頌壺・頌鼎があり、その部分を「頌拜䭫首、受命册、佩以出、反入堇章」に作る。また近出の善夫山鼎にも「山拜䭫首、受册、佩以出、反入堇章」とあり、命册を受け、これを佩して退出したのち、瑾璋を返還する儀禮が行なわれている。郭氏の大系に、頌鼎の文を「受命册佩」と句讀するが、左傳に「受策以出」とあつて、「佩以出」とは退出に當つてこれを帶出するをいう。この「反入堇章」、すなわち返璋の禮が左傳の「出入三覲」の文に當ることについては、郭氏にその指摘がある。大系の頌鼎 七三葉 の條にいう。

反入堇章、當讀爲返納瑾璋、蓋周世王臣受王册命之後、于天子之有司、有納瑾報璧之禮、召伯虎段第二器言、典獻伯氏、則報璧琱生、典卽召伯所受之册命、琱生卽師釐段之宰琱生、乃天子之宰、其塙證也、左傳僖廿八年、晉文公受王册命後亦云、受策以出、出入三覲、與本銘近似、出入三覲、亦當讀爲出納三瑾、古金文、凡瑾覲勤謹、均以堇字爲之、左氏古文、必亦作堇、後人因讀爲覲、更進而更易其字也

すなわち堇を覲に改めるのは後人の爲すところとするのであるが、かりに左傳の原文が堇であつたとしても、左傳の編者が納瑾報璧の意を以てこの文をしるしているとは考えがたい。左傳の編者が資料として用いた記録には、おそらく「受策以出、入三堇」のような記述であつたと思われ、出字を重出して「受策以出、出入三堇」と改めたのは、編者のなすところであろう。左傳編修の當時、西周期金文の修辭には、すでに理解しがたいものが多かつたようである。左傳の成立はおそらく戰國中期よりいくらか下る時期と考えられるが、王朝の廷禮はすでに久しく廢絶し、西周の彝銘など、古い册命の知識も多く失なわれていたのであろう。

以上は、詩・書・左傳にみえる金文關係の資料について、その所傳の失なわれてゆく過程の一斑を考えたのである。詩においては、江漢末三章の册命の形式について、毛傳に考・段の古字通用を注せず、その定型の知識がすでに失なわれていること、また書の文侯之命は、明らかに周の平王のとき、その對立者である攜王を敗つて平王を擁立した晉侯仇に對する論功の册命であるが、史遷はじめ劉向・馬融らがみなこれを晉文の霸業に對するものと誤り解しており、文獻化されている册命についても十分な理解が失なわれていること、さらに戰國期の文獻とみられる左傳にみえる册命は、その成立のときすでに册命の定型的な修辭についても所傳を逸しているものであることを明らかにした。西周期及びそれに近い詩・書の資料は、傳承の間に訓義を失なつて多くその解を誤まり、また戰國期の文獻にもすでに資料の譌傳がみられる。從つて、左傳をはじめ先秦の諸書にみえる彝銘の知識や彝器觀は、そのような時代の成立であることを前提として、その資料性を考える必要がある。

二、彝器觀の變遷

彝器文化は、王朝的秩序のありかたとともに展開している。祭政的支配の行なわれた古代王朝において、その祭儀形式の推移が、當然に彝器文化のありかたを規定した。殷器に酒器の發達が著しく、西周器に毀・鼎などの食器が盛行しているのも、そのためである。器種のみでなく、器の形態・文様、また銘文においても、同様の關連が考えられる。從つて、それぞれの時期に、その時期における彝器觀というべきものがあつた。ただ殷・周の兩期を通じて、その祭祀儀禮は、氏族の祖靈と氏族員との交渉の場であり、祭器がその祀るものと祀られるものとの媒介者であるという基本の性格には、大きな變化はなかつた。殷の氏族的な秩序と、西周期の宗法的な秩序とは、その本質において同じものであつたといえよう。しかし列國期に至つて、そのような秩序の內部に分裂の傾向が進行するにつれて、彝器觀の上にも變化がみえはじめる。現實を規定するものが、靈的な實在であるよりも、むしろ現實の基礎をなす諸條件そのものであるという認識が深まるにつれて、古代的な彝器觀は放棄され、その傳統は失なわれてゆく。またそのような彝器觀の反映として、彝器文化の衰頽が著しくなり、古い時代の彝器のもつ形態や文様の意味的な理解も弱められ、その異和感の上に、古器に對する一種の神祕感が生まれる。彝器の實用化と寶器化という相異なる彝器觀は、その根柢において通ずるところがある。この兩者は、當時の彝器文化のありかたの、いわば表裏をなすものといえよう。

殷王朝の鄭州期に青銅器文化があらわれて以來、戰國期までにすでに千年に近い年月を經過している。彝器文化がその頂點に達したとみられる殷末周初の際からでも、六七百年にも及ぶのである。戰國期の人びとにとつて、その異様な形態と文様、また古奧な文辭をもつ古代の彝器は、おそらく次元の異なる神祕なものとして受け取られたであろう。當時の青銅器文化は、媵器や量器などが多く行なわれ、彝器文化の本質からは、すでにかなり遠いものであつた。かれらは古器の起原を、遠く夏の時代に發するものとし、これに神話に近い傳承の說話を加えた。左傳宣三年、楚子が軍を進めて陸渾の戎を伐ち、雒に及んで周疆にその兵威をしめしたとき、王の使者として楚師を勞した王孫滿に、鼎の輕重を問うたという有名な話がある。

楚子伐陸渾之戎、遂至於雒、觀兵于周疆、定王使王孫滿、勞楚子、楚子問鼎之大小輕重焉、對曰、在德不在鼎、昔夏之方有德也、遠方圖物、貢金九牧、鑄鼎象物、百物而爲之備、使民知神姦、故民入川澤山林、不逢不若、螭魅罔兩、莫能逢之、用能協于上下、以承天休、桀有昏德、鼎遷于商、載祀六百、商紂暴虐、鼎遷于周、德之休明、雖小重也、其姦回昏亂、雖大輕也、天祚明德、有所底止、成王定鼎于郟鄏、卜世卅、卜年七百、天所命也、今周德雖衰、天命未改、鼎之輕重、未可問也

九牧の金を集めて百物神姦の象を備え、寶器九鼎を作り、それが受命の象徵として夏殷周にわたつて傳承されているというこの說話は、おそらく戰國期における巫史の知識を示すものであろう。古代の彝器のもつ神怪な文様の表出は、神姦を敎えるものであるという。このような彝器觀は、史角の學に

發するとされる墨子の書にもみえ、その耕柱篇に、九鼎を三代遞傳の寶器とする說がしるされている。

昔者夏后開、使蜚廉、折金於山川、而陶鑄之於昆吾、是使翁難雉益斮雉、乙已卜於白若之龜、(龜)曰、鼎成三足而方、不炊而自烹、不擧而自臧、不遷而自行、以祭於昆吾之虛、上鄕、乙已又言兆之由繇、曰、饗矣、逢逢白雲、一南一北、一西一東、九鼎既成、遷於三國、夏后氏失之、殷人受之、殷人失之、周人受之、夏后殷周之相受也、數百歲矣

文に譌誤多く、孫校によるもなお通讀しがたいところがある。しかし前引の左傳の文と同じく、彝器を歷代遞傳の遺寶とする考えかたにおいて、一致している。彝器は本來祭器であり、家廟に奉ずるものであつた。神は異類を歆けず、祭器はみだりに他に遷すべきものではないが、これを歷世の寶器として傳承するという考えかたは、やはり列國期以來のものである。戰國策秦策一には、「據九鼎、按圖籍、挾天子以令天下」という張儀の圖謀をしるしている。書序に、「武王既勝殷、邦封諸侯、班宗彝、作分器」とあり、また左傳定四年に魯衞等の始封を說いて、「分魯公、備物典策、官司彝器、命以伯禽」、「分康叔、以大路少帛大呂、命以康誥」、「分唐叔、以大路闕鞏沽洗、命以唐誥」とあるものは、おそらく書序にいう「班宗彝」のことであろうが、いずれも同族の間のことである。ただ左傳にみえる大呂・沽洗はいずれも鐘律を以て鐘を示したもので、周初にはなお鐘鎛の類はなく、左傳の分器封建の話も、なおのちの潤飾に成るものである。

他國の器をとつて寶器とし、あるいは賂として收める話が、左傳に多くみえている。これは分器・班宗彝とは、また別の意味をもつものであろう。

二年春、宋督攻孔氏、殺孔父而取其妻、公怒、督懼、遂弑殤公、宋殤公立、十年十一戰、民不堪命、孔父嘉爲司馬、督爲大宰、故因民之不堪命、先宣言曰、司馬則然、已殺孔父、而弑殤公、召莊公于鄭、而立之、以親鄭、以郜大鼎賂公、齊陳鄭皆有賂、故遂相宋公、夏四月、取郜大鼎于宋、戊申、納于大廟、非禮也 桓二年

鄭伯之享王也、王以后之鞶鑑與之、虢公請器、王予之爵、鄭伯由是始惡於王 莊廿一年

晉師從齊師、入自丘輿、擊馬陘、齊侯使賓媚人、賂以紀甗玉磬與地、不可則聽客之所爲、賓媚人致賂、晉人不可、……魯衞諫曰、齊疾我矣、子若不許、讐我必甚、唯子則又何求、子得其國寶、我亦得地、而紓於難、其榮多矣、晉人許之 成二年

晉會諸侯伐鄭、鄭子罕賂以襄鐘 杜注、襄鐘、鄭襄公之廟鐘 成十年

鄭人賂晉侯、以師悝師觸師蠲、歌鐘二肆、及其鎛磬、女樂二八、晉侯以樂之半、賜魏絳、曰、子教寡人、和諸戎狄、以正諸華、八年之中、九合諸侯、如樂之和、無所不諧、請與子樂之、辭、公曰、夫賞國之典也、藏在盟府、不可廢也、子其受之、魏絳於是乎、始有金石之樂、禮也 襄十一年

莒人伐我東鄙、圍台、季武子救台、遂入鄆、取其鐘、以爲公盤 襄十二年

諸侯還自沂上、晉侯先歸、公 襄公 享晉六卿于蒲圃、賄荀偃束錦加璧乘馬、先吳壽夢之鼎 襄十九年

晉侯伐齊、以報朝歌之役、齊人以莊公說、使隰鉏請成、慶封如師也、男女以班、賂晉侯以宗器樂器、自六正五吏三十帥、三軍之大夫、百官之正長師旅、及處守者、皆有賂、晉侯許之 襄廿五年

鄭子展子產、帥車七百乘、以伐陳、宵突陳城、遂入之、陳侯使司馬桓子、賂以宗器、陳侯免擁社、

以待於朝 襄廿五年

齊侯次于虢、燕人行成、曰敝邑知罪、敢不聽命、先君之敝器、請以謝罪、歸燕姬、賂以瑤罋玉櫝斝耳、不克而還 昭七年

鄭子產聘于晉、晉侯有疾、韓宣子逆客、私焉、曰、寡君寢疾、於今三月矣、竝走羣望、有加而無瘳、今夢黃熊入于寢門、其何厲鬼也、對曰昔堯殛鯀于羽山、其神化爲黃熊、以入于羽淵、實爲夏郊、三代祀之、晉爲盟主、其或者未之祀也乎、韓子祀夏郊、晉侯有閒、賜子產莒之二方鼎 昭七年

晉荀躒如周、葬穆后、籍談爲介、既葬除喪、以文伯宴、樽以魯壺、王曰、伯氏、諸侯皆有以鎭撫王室、晉獨無有、何也、文伯揖籍談、對曰、諸侯之封也、皆受明器於王室、以鎭撫其社稷、故能薦彝器於王、晉居深山、而遠於王室、王靈不及、其何以獻器、王曰、叔氏、而忘諸乎、叔父唐叔、成王之母弟也、其反無分乎、鏚鉞秬鬯、彤弓虎賁、文公受之、非分而何、夫有勳而不廢、有績而載、奉之以土田、撫之以彝器、女司典之後也、何故忘之、籍談歸、以告叔向、叔向曰、王其不終乎、王一歲而有三年之喪二焉、於是乎以喪賓宴、又求彝器、樂憂甚矣、且非禮也、彝器之來、嘉功之由、非由喪也、禮王之大經也、忘經而多言、擧典將焉用之 昭十五年

齊侯伐徐、至于蒲隧、徐人行成、徐子及郯人莒人、會齊侯、盟于蒲隧、賂以甲父之鼎 杜注、甲父古國名也、高平昌邑縣東南、有甲父亭、徐人得甲父鼎、以賂齊 昭十六年

賂器の記載が甚だ多いことからみて、おそらくその事實が當時行なわれていたものと思われるが、しかし左傳の記載のうちに、これを非禮とする記述もあり、和平を求め服從を約するという、社稷の覆滅を救うときになされるのが、原則であつたようである。彝器を賂として贈ることは、單に財賄を供するという行爲とは區別されており、財賄として要求し、あるいはこれを容れることは、「非禮也」とされたのであろう。和平服從の誓約として賂器を贈るのは、降服儀禮の一としての意味をもつものと思われる。左傳にみえる外交の辭には、しばしば「君惠徼福於敝邑之社稷、辱收寡君、寡君之願也」僖四年、「欲徼福于先君獻穆」成十三年、「寡君欲徼福於周公、願乞靈於臧氏」哀二十四年のような修辭がみえる。それは和親を求め、降服の意思表示として用いられる修辭であるが、單に和親を求めるときには玉を贈るのが通例であつたようである。秦が晉を伐つに當つて、魯の出師を求めた話が、左傳にみえる。

秦伯使西乞術來聘、且言將伐晉、襄仲辭玉曰、君不忘先君之好、照臨魯國、鎭撫其社稷、重之以大器、寡君敢辭玉、對曰、不腆敝器、不足辭也、主人三辭、賓答曰、寡君願徼福于周公魯公、以事君、不腆先君之敝器、使下臣致諸執事、以爲瑞節、要結好命、所以藉寡君之命、結二國之好、是以敢致之、襄仲曰、不有君子、其能國乎、國無陋矣、厚賂之 文十二年

先君の玉器を贈るのは、魯の先君の靈威を分與されることを求めるのである。しかし宗廟の彝器を以て賂とするのは、社稷の靈威を對者に分與することであり、服從を意味する行爲であつた。鞌の戰成二年において晉齊相戰い、齊が敗れるに及んで、賓媚人すなわち國佐が、使者として紀甗、玉磬等の賂を致して成を求めたが容れられず、「使齊之封內、盡東其畝」という晉の無法な要求に對し、國佐は

子以君師、辱於敝邑、不腆敝賦、以犒從者、畏君之震、師徒橈敗、吾子惠徼齊國之福、不泯其社稷、使繼舊好、唯是先君之敝器土地、不敢愛、子又不許、請收合餘燼、背城借一、敝邑之幸、亦云從也、況其不幸、敢不唯命是聽

とこれを拒否している。これによると、賂器は社稷を保つ代償としての意味をもつもので、「徼福於敝邑之社稷」、「徼齊國之福」ということの具體的な行爲として、廟器を獻じ、賂器を収める慣例が當時あつたものと思われる。彝器を神聖とする觀念をそこにみることができるが、このような當時の事實が、王權の象徵としての三代遞傳の寶器という説話を生んだのであろう。

傳世の器を寶器として神聖視する意識は、當時の青銅器文化が次第に彝器的な本質からはなれて、實用的な性質を加えるに至つたことの反作用として、强められてきたものではないかと思う。戰國期の銅器としては、楚・越など南方の鐘、田齊や秦の量器などのほかは概ね戈矛の類であり、鼎・盤等の器はひとり楚にその傳統を存した。兵器としての青銅器はかなり普及していたらしく、戰場に遺棄され、あるいは俘獲した利器を改鑄するなどのことも行なわれた。左傳には

季武子以所得於齊之兵、作林鐘、而銘魯功焉、臧武仲謂季孫曰、非禮也、夫鐘銘天子令德、諸侯言時計功、大夫稱伐、且夫大伐小也、取其所得、以作彝器、銘其功烈、以示子孫、昭明德、而懲無禮也、今將借人之力、以救其死、若之何銘之、小國幸於大國、而昭所獲焉、以怒之、亡之道也 襄十九年

鄭伯始朝于楚、楚子賜之金、既而悔之、與之盟曰、無以鑄兵、故以鑄三鐘 僖十八年

などの記事がみえる。俘獲の金を以て彝器を作ることは、早く西周期の員卣・過伯毀・𠭯毀・師寰毀等にみえ、また列國期の器では、陳侯午敦・杕氏壺は獻金を以て作り、楚王酓志鼎には「戰獲兵銅」の語がある。

戰國期の銅器は、祭器としてよりも、むしろ宴樂の器であり、養生の器であつた。器種にも、鼎・毀などの食器や、歌樂のための歌鐘が多い。それは王公貴族の奢侈的な生活の必需品であつた。墨子節葬篇下に當時の厚葬の弊を論じ、古人薄葬の例をあげて、次に「今王公大人之爲葬埋、則異於此、必大棺中棺、革闠三操、璧玉既具、戈劍鼎鼓壺濫、文繡素練、大鞅萬領、輿馬女樂皆具」といい、また呂氏春秋節喪はおそらく秦墨の學を傳えるものであろうが、「國彌大、家彌富、葬彌厚、含珠鱗施、夫玩好貨寶、鐘鼎壺濫、轝馬衣被戈劍、不可勝其數、諸養生之具、無不從者」とあつて、鐘鼎は女樂養生の器と竝び擧げられている。しかし鐘鼎の類は、なお祭器としても用いられるものであるが、たとえば量器・符節の類のごときは、全く實用の器であり、兵器に至つては最も現實的な鬪爭の具である。始皇本紀によると、始皇廿六年、「收天下兵、聚之咸陽、銷以爲鍾鐻金人十二、重各千石、置廷宮中」とあり、これを廟器に用いることを廢したが、中國の青銅器文化が、彝器であり祭器であることをその本質として展開していることからいえば、これを重千石の金人に鑄こんでその用を封じたことは、まさしく青銅器時代を終るにふさわしい話である。銅人の重さは各三十四萬斤、のち董卓がその十個を椎破して小錢を作り、殘りは苻堅が銷毀したという。

三、秦漢の古器物學

戰國期の靑銅器文化が、彝器としての祭器から饗宴・歌鐘、あるいは量器・符節・利器の制作に移行するにつれて、古代的な彝器觀は失なわれ、銘文の內容にも大きな變化を生じた。すでに左傳成立の時期には、古器の銘文についての知識も不十分となつていたようである。左傳に鼎銘として載せる文辭には、金文として極めて不類のものが多い。

叔向曰、雖吾公室、今亦季世也、政在家門、民無所依、君日不悛、以樂慆憂、公室之卑、其何日之有、讒鼎之銘曰、昧旦丕顯、後世猶怠、況日不悛、其能久乎 昭三年

孟僖子病不能相禮、乃講學之、召其大夫曰、吾聞將有達者、曰孔丘、聖人之後也、而滅於宋、其祖弗父何、以有宋、而授厲公、及正考父、佐戴武宣、三命茲益共、故其鼎銘云、一命而僂、再命而傴、三命而俯、循牆而走、亦莫余敢侮、饘於是、鬻於是、以餬余口、其共也如是 昭七年

これらの鼎銘はいずれも箴言であり、特に正考父の鼎銘は韻語をなしている。いま存する數千の器銘のうち、この種の文辭をもつものは一器もなく、いずれも左傳當時の作爲になるものであろう。讒鼎の銘のごときも、おそらくその名によつて作られたものとみられ、正義に引く服虔注に「疾讒之鼎、明堂位所云崇鼎是也」という。兪樾の群經賸義に、讒鼎は饞鼎の譌傳であるとしていう。

服說誠望文生義、惟言卽崇鼎、此必有所本、按廣韻一東有饛字、注云、饞饛貪食也、竊疑此鼎本名饞鼎、亦名饛鼎、葢著貪食之戒、呂氏春秋先識篇曰、周鼎著饕餮、有首無身、食人未咽、害及其身、饛饞之鼎、與饕餮同義、下云昧旦丕顯、後世猶怠、葢卽自朝至于日中昃、不皇暇食之意、與疾讒之意、無當也

すなわち讒鼎は饞饛の饞にして饞饛貪食、饕餮とその義近く、貪食の戒を銘とするゆえに饞鼎の義とする。鼎には自名の器多く、𩰫鼎・飤鼎などという例も乏しくないが、饞・饛の字を用いる例なく、また饞饛貪食の義により貪食の戒を銘したとするのも根據のないことである。銘文の「昧旦丕顯」も、丕顯は金文において德業を頌する語で、迹語的な用法をみない。兩句の語意淺率、彝銘中の語としがたい。

正考父の鼎銘もまたすべて自戒の語であるが、金文にその類例がなく、孔子の先世としての正考父說話そのものに疑問がある。戴武宣 前七九九〜七二九 より孔子に至るまで、宋の系譜において十七世二十三代、史記の孔子世家では正考父より十一世にすぎない。かつ正考父が校したといわれる商頌は宋の襄公 前六五〇〜六三七 の霸業を頌するもので、戴武宣より百年近くものちのことである。左傳にみえるこの種の說話は、孟子に「好事者爲之也」萬章上 という孔子說話の一とみてよく、この鼎銘のごときも、當時彝銘の知識がすでにその傳承を絕つていたことを示すものであろう。

これらの銘文に比すると、子產が刑書を鼎にしるしたという記述は、何らかの事實を反映するものであるかも知れない。すなわち約劑的な性質をもつとも考えられるからである。その文にいう。

三月、鄭人鑄刑書、叔向使詒子產書曰、民知有辟、則不忌於上、竝有爭心、以徵於書、而徼幸以

成之、弗可爲矣、夏有亂政、而作禹刑、商有亂政、而作湯刑、周有亂政、而作九刑、三辟之興、皆叔世也、今吾子相鄭國、作封洫、立謗政、制參辟、鑄刑書、將以靖民、不亦難乎、復書曰、若吾子之言、僑不才、不能及子孫、吾以救世也、既不承命、敢忘大惠 昭六年

書の往復のことは作爲であろうが、刑鼎のことは一時世の耳目を聳動する大事であつたらしく、翌昭七年には「鑄刑書之歳二月」のような大事紀年形式の語がみえる。この刑鼎について、叔向は三代の刑書をあげて、みな季世亂政のことであると非難を加えているが、昭廿九年には晉においても刑鼎が作られている。「冬、晉趙鞅・荀寅、帥師城汝濱、遂賦晉國一鼓鐵、以鑄刑鼎、著范宣子所爲刑書焉」とあり、これについて孔子がきびしい批判を加えたとして、「仲尼曰、晉其亡乎、失其度矣、夫晉國將守唐叔之所受法度、以經緯其民、文公是以作執秩之官、爲被廬之法、以爲盟主、今棄是度也、而爲刑鼎、民在鼎矣、何以尊貴、且夫宣子之刑、夷之蒐也、晉國之亂制也、若之何以爲法」という語を錄する。同じく刑鼎を作った子産には、孔子の批判がない。この條の下文になお蔡史墨の言を連ねており、これらの言は、史巫の徒が說話傳承の間に加えたものであろう。

晉の法典は、左傳文六年「宣子於是乎始爲國政、制事典、正法罪、辟獄刑、董逋逃、由質要、既成、以授大傅陽子與大師賈佗、使行諸晉國、以爲常法」とあり、百年近くも前に成文化されているもので、刑書のごときもすでに舊典として存していたはずである。またのち鄭では竹刑が行なわれた。定九年に「鄭駟歂殺鄧析、而用其竹刑、君子謂子然、於是乎不忠」とみえ、杜注に「書之於竹簡、故言竹刑也」という。鄧析の死については列子力命篇に「鄧析操兩可之說、設無窮之辭、當子産執政、作竹刑、鄭國用之、數難子産之治、子産屈之、子産執而戮之、俄而誅之」とみえ、呂氏春秋離謂篇に「鄭國多相縣以書者、子産令無縣書、鄧析致之、子産令無致書、鄧析倚之、令無窮、則鄧析應之、亦無窮矣、是可不可無辨也」、「子産治鄭、鄧析務難之、鄭國大亂、民口讙譁、子産患之、於是殺鄧析而戮之、民心乃服」の二條を錄する。荀子宥坐篇にも「子産誅鄧析史付」とみえるが、畢沅の新校呂覽に「鄧析子産、竝不同時、張湛注列子云、子産卒後二十年、而鄧析死也」というように、子産は昭二十年に沒しており、子産誅殺の說は、子産と鄧析の對立關係を、鄧析の死に結合したものにすぎない。荀子非十二子篇に「好治怪說、玩琦辭、辯而無用」として惠施・鄧析の徒をあげ、漢志に鄧析二篇を名家に屬する。もとより僞託の書であろう。子産が鼎に銘したという刑書はどのようなものか知られないが、鄧析は兩可無窮の說をなしたとあるから、假說的判斷としての法解釋の上に、論理的方法を導入しようとしたものであろう。そのため刑鼎の法に代つて、やがて竹刑の法が行なわれたのである。約劑的な文書としても、これを鼎銘に勒するのは、すでに時代の趨勢に合致しがたいものであつた。

左氏の外傳といわれる國語の晉語一に殷末の器銘として錄するものがあり、「商之衰也、其銘有之、曰、嗛嗛之德、不足就也、不可以矜、而祇以取憂也、嗛嗛之食、不足狃也、不能爲膏、而祇罹咎也」という。また韻語にして箴戒の言である。當時おそらくこのような銘識が古い形式と考えられていたらしく、禮記大學篇に引く湯の盤銘のごときも、その形式のものとされている。大學の一篇は明德親民の綱領を立てて、各條下に多く經籍の文を引くが、詩・書の間に「湯之盤銘曰、苟日新、日日新、又日新」と盤銘を錄し、また書康誥の「作新民」、詩の「其命惟新」の句を以てその義を證する。編

者は明らかに盤銘を日新の義をいうものと解しているのである。しかしこの銘が、たとえば商の三勾刀のように先人の廟號を列したものであることは、早く郭氏の金文叢攷にその說がみえ、これを「兄日辛、祖日辛、父日辛」の誤讀であるとする。苟を兄、日を且、又を父の誤讀とするもので、まことに巧說というべきも、三勾刀の他にはこの類のものがみえず、かつその語が兄・祖・父の序列であるのも不審とすべきである。湯の盤銘という器名にも問題があり、原銘によるものかどうか疑わしい。その文は左傳の箴言風の銘識と揆を一にしている。

戰國後期以後、秦漢の際の彝器觀が、このようにその銘識を箴言的なものとして理解しようとしたのは、この時期の古典學のありかたと關連するものと思われる。左傳や禮記諸篇には、詩・書を古典とし、その文章や詩句に規範的な意味を加えて引くことが、一般に行なわれている。詩曰・書曰という形式の經書の引用は、墨子・孟子以後の子書に多くみえ、また左傳や國語・禮記の諸篇に至つて著しい。彝器が時代との同時性を失なつて、その本來のありかたを離れて賂器となり、さらには經書と同じく、過去の文化を傳え先王の遺訓を述べたものとする考えかたが、知識社會を支配していたのであろう。

しかし詩・書をはじめ、左傳の編修に用いられたと思われる春秋期の諸資料は、當時なお少なからず遺存していたはずであり、左傳には周の典籍、列國の載書・盟書・外交の辭などが利用されており、周府・故府等にこれを藏した。文公重耳の册命をはじめ、周王の衞の襄公に對する追命に「叔父陟恪、在我先王之左右、以佐事上帝」昭七年といい、また昭三十二年、成周の築城を晉に求めた王の詔辭「天子曰、天降禍于周、俾我兄弟、竝有亂心、以爲伯父憂、我一二親昵甥舅、不遑啓處、於今十年」「伯父若肆大惠、復二文之業、弛周室之憂、徼文武之福、以固盟主、宣昭令名、則余一人有大願矣」「其委諸伯父、使伯父、實重圖之、俾我一人、無徵怨于百姓、而伯父有榮施、先王庸之」などには、なお春秋期の修辭の一斑を存するところがある。その意味において、禮記祭統篇にみえる孔悝の鼎銘は、注意すべき資料の一であろう。その文にいう。

衞孔悝之鼎銘曰、六月丁亥、公假于大廟、公曰、叔舅、乃祖莊叔、左右成公、成公乃命莊叔、隨難于漢陽、卽宮于宗周、奔走無射、啓右獻公、獻公乃命成叔、纂乃祖服、乃考文叔、興舊耆欲俗、作率慶士、躬恤衞國、其勤公家、夙夜不解、民咸曰休哉、公曰、叔舅、予女銘若、纂乃考服、悝拜稽首曰、對揚以辟之勤大命、施于烝彝鼎、此衞孔悝之鼎銘也、古之君子、論譔其先祖之美、而明著之後世者也、以比其身、以重其國家如此

この鼎銘は、郭氏が「此銘與今存世古彝銘、文例大體相同、必彔自古器無疑」金文叢攷、湯盤孔鼎というように、古器の彝銘に取材したものと思われるが、文字の改易のほか、譌誤のところもあるようである。郭氏は、衞成公のとき宗周は既に滅んでおり、「卽宮于宗周」というもその宗周は洛邑のこととすべく、「予女銘若」の若は、周禮春官卜師「北龜曰若屬」、爾雅釋魚「龜右倪、不若」、墨子耕柱「卜于白若之龜」の若であり、銘・名は通用にして銘若は名若、句は「舍爾靈龜」の意であるという。舊注には「予女銘、若纂乃考服」とよむ。祭統の文は銘を論じたもので、「銘者論譔其先祖之有德善、列於天下、而酌之祭器、自成其名焉、以祀其先祖者也」というのにはじまる一章のうち、孔鼎の銘はその論

證の例として引かれており、編者の意も「予女銘」とよんだものと思われる。衛人が特に龜を尊んだことは、禮記檀弓下に「衛人以龜爲有知也」とみえ、また銘辭は「奔走無射」以下、多く魚・之の通用によつて韻をとる。押韻の上からも銘若で句讀するのがよい。對揚の下一字の以は台の誤釋とすべく、それで文の大意は通ずる。春秋末の器銘であるが、當時なお釋讀しえたものであろう。しかしこの程度に保存されている銘文の例はむしろ少く、一般に古器の銘は、湯盤は衰商の銘、また正考父の鼎銘のような訓戒箴言の類と考えられていたのである。

彝銘の知識が確實な傳承を失なうとともに、古器についての知識も次第に失なわれつつあつた。周禮考工記には、ひとり鳧氏の職に鐘制についての詳しい記述がある。

鳧氏爲鍾、兩欒謂之銑、銑間謂之于、于上謂之鼓、鼓上謂之鉦、鉦上謂之舞、舞上謂之甬、甬上謂之衡、鍾縣謂之旋、旋蟲謂之幹、鍾帶謂之篆、篆間謂之枚、枚謂之景、于上之攠謂之隧、十分其銑、去二以爲鉦、以其鉦爲之銑間、去二分以爲之鼓間、以其鼓間爲之舞脩、去二分以爲舞廣、以其鉦之長、爲之甬長、以其甬長、爲之圍、參分其圍、去一以爲衡圍、參分其甬長、二在上、一在下、以設其旋

なおその厚薄大小によつて、鐘聲の差を生ずることをいう。また梓人にその筍虡の制を述べ、脂・膏・贏・羽・鱗の五者の形狀を詳述するが、それは木製であつた。このように器制や尺寸にわたつていうものにまた栗氏があり、標準器としてその材質に及ぶ規定がみられるが、なお器に附刻する銘辭を錄している。

其銘曰、時文思索、允臻其極、嘉量既成、以觀四國、永啓厥後、茲器維則

四字句の韻語であるが、いま存する齊量四器や秦量の類にも、このような形式の銘辭はない。韻語を用いるのは、漢器に吉祥の語を付するのと同樣のものであろう。彝器の類については、梓人に「梓人爲飲器、勺一升、爵一升、觚三升、獻以爵、而酬以觚、一獻而三酬、則一豆矣、食一豆肉、飲一豆酒、中人之食也」というも、爵・觚は大小の器でなく、古銅器の制ではない。また陶人に「陶人爲甗、實二鬴、厚半寸、脣寸、盆實二鬴、厚半寸、脣寸、甑實二鬴、厚半寸、脣寸、七穿」、「鬲實五彀、厚半寸、脣寸、庾實二彀、厚半寸、脣寸」、旊人に「爲簋、實一彀、崇尺、厚半寸、脣寸、豆實三而成彀、崇尺」というのは何れも陶土の製で、銅器に關しない。

工人は古く王室公家に隷屬する世襲の職能集團であり、氏族の形態をとるものであつた。國語齊語にその制を述べていう。

桓公曰、成民之事若何、管子對曰、四民者、勿使雜處、雜處則其言哤、其事易、公曰、處士農工商若何、管子對曰、昔聖王之處士也、使就閒燕、處工就官府、處商就市井、處農就田野、令夫士羣萃而州處、夫是故、工之子恒爲工、令夫商羣萃而州處、夫是故、商之子恒爲商

桓公曰、定民之居若何、管子對曰、制國以爲二十一鄕、桓公曰、善、管子於是制國以爲二十一鄕、工商之鄕六、士鄕十五、公帥五鄕焉、國子帥五鄕焉、高子帥五鄕焉、參國起案、以爲三官、臣立三宰、工立三族、市立三鄕、澤立三虞、山立三衡

このような状態は、おそらく列國を通じて、ほぼ原則的に行なわれており、集團としてもかなりの勢力を有したものと思われる。春秋末の王子朝の亂には、舊秩を失なつた百工の徒が有力な戰鬪集團であつたし、また左傳定八年、衞の危急に際して、「王孫賈曰、苟衞國有難、工商未嘗不爲患、使皆行而後可」と工商の徒を戰列に參加させている。何れも定居成業のものであろう。周禮の諸官中、氏を以て號とするものが多いのは、このような職能的氏族の呼稱を存するものとみてよい。銅冶のことは、列國器では工師・冶 韓、工師・工 秦、俎師・差 佐、鑄客 楚 などの稱があり、これら制作者の態様については、佐藤武敏氏の「中國古代工業史の研究」に詳しい。いま通説によつて考工記を齊の記錄とすると、樂鐘を作る鳧氏、量器を作る栗氏、その他にも利器の制作者たちに氏と稱するものがみられるが、祭器の類の制作については、すでにその傳統を絕つていたことが知られる。

周禮ののち、器名・器制をいうものに爾雅・方言・說文解字・釋名・廣雅などの字書類があるが、青銅器の時代を去ることすでに遠く、古器の制作に關する記述はない。爾雅釋器に「木豆謂之豆、竹豆謂之籩、瓦豆謂之登」、「彝卣罍、器也、小罍謂之坎」、「鼎絕大、謂之鼐、圜弇上、謂之鼒、附耳外、謂之釴、款足謂之鬲」、「卣、中尊也」というも殆んど器制にふれず、また鼐・鼒・卣の記述も必らずしも古器の稱と一致しない。說文解字に至つては、「簋、黍稷方器也」、「簠、黍稷圜器也」五上とその方圜を誤る說解を加えている。簋（設）・簠には何れも自名の古器があり、簋は圜器、簠は方器である。盛食の器として最も一般的であつたこれらの器も、當時すでに目驗の機會がえられなかつたのであろう。

古器の知識のこのような忘失は、傳世の遺器の見るべきものなく、制作者たちもその技術を傳えず、すべての傳承が失なわれていたからであろう。技術の中心は專ら利器に移り、また材質もすでに鐵器の時代であつた。考工記には弓矢劍戈、あるいは車制について、かなり詳しい記述がある。青銅彝器の時代は、戰國期以前にすでに終つていたとみてよい。傳世の器を寶器とする考えかたは、彝器制作の技術の衰頽によつて生まれた。彝器に加えられている文様について、神怪な說話的解釋が加えられてゆくのもそのためである。左傳には彝器の圖文を百物神姦の象とする說話がみえるが、呂氏春秋にも古器の文様について數條の記載がある。

周鼎著饕餮、有首無身、食人未咽、害及其身、以言報更也 先識覽先識

周鼎著象、爲其理之通也 審分覽愼勢

周鼎著倕、而齕其指、先王有以見大巧之不可爲也 審應覽離謂

周鼎有竊曲、狀甚長、上下皆曲、以見極之敗也 離俗覽適威

周鼎著鼠、令馬履之、爲其不陽也 恃君覽達鬱

以上五條のうち、饕餮文・象文・竊曲文はいまもその名を以てよばれる文様があるが、倕や鼠・馬はどのような文様を意味するのか知られない。容庚氏の通考上册にあげる古器の文様七十七種のうち、それに擬すべきものはないようである。呂覽はこれらの文様を、すべて箴戒の意を以て器に加えたものとし、その意を說く。饕餮を貪食を戒めたものとするのは、左傳文十八年「縉雲氏有不才子、貪于飮食、冒于貨賄、侵欲崇侈、不可盈厭、聚斂積實、不可紀極、不分孤寡、不恤窮匱、天下之民、以比

三凶、謂之饕餮」により、書の舜典に「竄三苗于三危」とある三苗も、縉雲氏の裔で饕餮という。左傳の正義に引く服注に「按神異經云、檮杌狀似虎、毫長二尺、人面虎足豬牙、尾長丈八尺、能鬪不退、饕餮獸名、身如牛、人面、目在腋下、食人」とみえ、虎に似た貪獸である。史記五帝紀の正義に神異經を引き、「西南有人焉、身多毛、頭上戴豕、性很惡好息、積財而不用」とあり、四凶の說話と結合して考えられているが、もとはおそらく神獸とされたものであろう。泉屋に藏する乳虎卣は、あるいはその形象を存するものかと思われる。楚の檮杌もその系統の語とみられ、語原的には虎をいう楚語の於菟とも關係があろう。これを貪婪の意とするのは、韓非子亡徵「饕貪而無饜」の語義から附會したものに過ぎない。

象文は臣辰の卣・尊や效父𣪘等にみえるが、古い時期の彝器にのみ存するもので、いまもその遺器は極めて少い。しかも臣辰の器以外は、象身を渦文に變化するなど、原形を識りがたいものである。倕は巧工の人で、その圖象を加えるのもまた鑒戒の意とする。この說は淮南子の本經訓・道應訓にもみえ、本經訓には「蒼頡作書、而天雨粟、鬼夜哭、伯益作井、而龍登玄雲、神棲昆侖、能愈多、而德愈薄矣、故周鼎著倕、使銜其指、以明大巧之不可爲也」、道應訓に「夫言有宗、事有本、失其宗本、技能雖多、不若其寡也、故周鼎著倕、而使齕其指、先王以見大巧之不可(爲)也」とあり、巧僞を戒めるものである。竊曲文は、いまも變樣夔文をその名でよぶ人が多い。夔首を中心に左右にその身尾を展開し己字狀をなすものであるが、この種の帶文をも、呂覽には「上下皆曲、以見極之敗也」とする。馬鼠の文樣に至つてはその類例をみず、しかもその圖文に對して、「此鬱之敗也」、「不陽者、亡國之俗也」という。馬を陽屬、鼠を陰屬とするのは、易の說卦に近い陰陽說である。

古器の文樣に對するこのような知見や解釋は、何らの根據もない鑿空の說ともみえず、おそらくこの記述は何らかの資料や見聞に本づくものであろう。史記の秦本紀に「西周君背秦、與諸侯約從、將天下銳兵、出伊闕攻秦、令秦毋得通陽城、於是秦使將軍摎、攻西周、西周君走來自歸、頓首受罪、盡獻其邑三十六城、口三萬、秦王受獻、歸其君於周、五十二年、周民東亡、其器九鼎入秦、周始亡」とあり、昭襄王の五十二年前二五五年九鼎は秦に歸した。おそらく禹貢や左傳宣三年にいう三代九鼎の寶器であろう。まもなく莊襄王元年前二四九年、東周君が諸侯と秦を謀り、秦の相呂不韋がこれを滅ぼした。やがて呂不韋は秦の相となり、始皇の十二年前二三五年罪を受けて自殺している。呂覽の編修はおそらくその間に成るものであろうと思われ、呂不韋は三代の寶器たるいわゆる周の九鼎を目驗しているはずである。もしこの圖文の說がその九鼎の文樣をいうものとすれば、饕餮・象文は古しとするも、いわゆる竊曲文は西周後期以後のものであり、必らずしも殷周傳世の器ではない。秦漢の際、傳世の器は一般にはほとんどみるをえない狀態にあつたものと思われる。

器制・文樣のみならず、文字の傳統においても、彝銘にみえる籀文の字體は一般に行なわれず、列國にはその譌變の文字である古文が用いられ、特に江淮の地には鳥書など裝飾體も起つて、流變を極めた。始皇は統一政策の一として文字統一を行い、秦篆を標準字と定めたが、秦朝はわずか四十年にして滅び、秦篆もやがて世用を絶つて、漢隷が行なわれた。漢の時代には、金文はもとより、篆體の字をよむこともすでに困難であつた。

このような時代に、もし古器が忽然として地中から姿をあらわすとすれば、世人が神異の眼を以てこれを迎えることは當然であろう。漢書武帝紀の元鼎元年「夏五月、赦天下、大酺、五日、得鼎汾水上」とあり、また

四年冬十月、行幸雍、祠五時、賜民爵一級、女子百戸牛酒、行自夏陽、東幸汾陰、十一月甲子、立后土祠于汾陰脽上、禮畢、行幸滎陽、還至洛陽、詔曰、祭地冀州、瞻望河洛、巡省豫州、夏、封方士欒大、爲樂通侯、位上將軍、六月、得寶鼎后土祠旁、秋、馬生渥洼水中、作寶鼎天馬之歌、五年十一月辛巳朔旦冬至、立泰畤于甘泉、天子親郊見、朝日夕月、詔曰、朕以眇身、託于王侯之上、德未能綏民、民或飢寒、故巡祭后土、以祈豐年、冀州脽壤、廼顯文鼎、獲祭於廟、渥洼水出馬、朕其御焉

という記事がある。そのことはまた封禪書にもみえ、四年六月のこととする。兩鼎出土の記事について、資治通鑑巻二〇元鼎元年條の胡三省注に

按封禪書、欒大封樂通侯之歲、其夏六月、汾陰巫錦、爲民祠魏脽后土、營旁得鼎、禮樂志又云、元鼎五年、得寶鼎、恩澤侯表、元鼎四年四月乙巳、欒大封侯、然則得鼎應在四年、葢武紀因今年改元、而誤增此得鼎一事耳、非兩曾得鼎於汾水上也、封禪書、天子封泰山反、至甘泉、有司言寶鼎出爲元鼎、以今年爲元封元年、然則元鼎年號、亦如建元・元光、皆後來追改之耳

とあり、元鼎の改元は追改によるものである。符瑞のことがよろこばれた時代であるとしても、五年遡つて改元し、歌頌を作つてこれを郊祀歌十九章の一に加えるなど、元鼎の出現は當時の大事件とされたのであろう。郊祀歌十九章の景星十二に、「元鼎五年、得鼎汾陰作」とあり、その歌の前半に「景星顯見、信星彪列、象載昭庭、日親以察、參侔開闔、爰推本紀、汾脽出鼎、皇祐元始、五音六律、依韋饗昭、雜變竝會、雅聲遠姚」と歌う。后土祠の祀禮の狀をいうものであるが、一鼎の出土が祥瑞としてこれほどの歌頌を興したのは、前後に例をみないことである。

ついで宣帝のとき、美陽の鼎をえて、その器を宗廟に薦見するかどうかが問題となつた。漢書郊祀志下にいう。

是時美陽得鼎獻之、下有司議、多以爲宜薦見宗廟、如元鼎時故事、張敞好古文字、按鼎銘勒、而上議曰、臣聞、周祖始乎后稷、后稷封於斄、公劉發迹於豳、大王建國於郊梁、文武興酆鎬、由此言之、則郊梁豐鎬之間、周舊居也、固宜有宗廟壇場祭祀之臧、今鼎出於郊東、中有刻書、曰、王命尸臣、官此栒邑、賜爾旂鸞黼黻琱戈、尸臣拜手稽首曰、敢對揚天子丕顯休命、臣愚不足以迹古文、竊以傳記言之、此鼎殆周之所以褒賜大臣、大臣子孫、刻銘其先功、臧之宮廟也、昔寶鼎之出於汾脽也、河東太守以聞、詔曰、朕巡祭后土、祈爲百姓蒙豐年、今穀嗛未報、鼎焉爲出哉、博問耆老、意舊臧與、誠欲考得事實也、有司驗脽上、非舊臧處、鼎大八尺一寸、高三尺六寸、殊異於衆鼎、今此鼎細小、又有款識、不宜薦見於宗廟、制曰、京兆尹議是

汾脽の元鼎は一米に近い大鼎であつたが、銘識はなかつたようである。しかし美陽出土のものは細小にして款識あり、張敞の釋文はほぼ正確であると思われる。漢志はその全文を錄するものではないが、銘文の形式からみて西周後期の器であろう。當時は方士の虚誕がなお盛行していたときであるから、

これを奇貨とする輩も多かつたのであろうが、張敞は古文の研究を以て知られる人で、よくその文を解讀した。張敞の傳は漢書巻七六にみえ、「張敞字子高、本河東平陽人也、後隨宣帝、徙杜陵、……敞爲京兆、朝廷毎有大議、引古今處便宜、公卿皆服、天子數從之」とあつて、許愼の說文解字敍にも「孝宣皇帝時、召通倉頡讀者、張敞從受之」という。彼は當時古文の大家であり、杜業鄴・爰禮・秦近らとともに古文の學を傳えた。何れも說文に通人說としてその說を引かれている人である。あたかも古文復興の時代に當り、美陽の鼎銘も當時の文字學を背景として解讀しえたのである。

古器の出土はこの後にもつづき、永平六年六三年には王雒山から寶鼎が出土した。後漢書明帝紀にいう。

六年二月、王雒山出寶鼎、廬江太守獻之、夏四月甲子、詔曰、昔禹收九牧之金、鑄鼎以象物、使人知神姦、不逢惡氣、遭德則興、遷于商周、周德既衰、鼎乃淪亡、祥瑞之降、以應有德、方今政化多僻、何以致茲、易曰、鼎象三公、豈公卿奉職、得其理邪、太常其以礿祭之日、陳鼎於廟、以備器用、賜三公帛五十匹、九卿二千石半之、先帝詔書、禁人上事言聖、而間者章奏、頗多浮詞、自今若有過稱虛譽、尙書皆宜抑而不省、示不爲諂子蚩也

元鼎のときのような祥瑞騷ぎを戒め、これを有司の功に歸し、浮詞虛譽をなすことを禁じている。すでに古文の學も起り、古器に對する認識も改められつつあつたのであろう。また竇憲傳に、永元元年八九年憲が單于を討つて朔庭を空しうする殊功をあげたとき、南單于が漠北において憲に古鼎を遺つたが、その鼎は容五斗、「仲山甫鼎、其萬年子子孫孫、永保用」の銘があり、憲より上獻されたという記事がある。仲山甫の鼎というのは疑わしく、その器が朔北の地にあつたというのも不審とすべきであるが、この鼎については元鼎・美陽のような性質の問題は起つていない。のち十一年にして許愼の說文解字が成り、その敍に「郡國亦往往於山川、得鼎彝」というのは、これらの事實をさすのであろう。

三國以後、江南には符瑞をいうものがまた多く、宋書には符瑞志三篇を收めて、歷代の奇瑞を列擧している。吳の赤烏十二年二四九年、臨平湖及び東部酇縣(衡陽)の地より寶鼎が出土し、孫晧の寶鼎元年二六六年にも大鼎をえたというが、詳しい記述はない。晉・宋の記事としては、以下の諸條がある。

晉愍帝建興二年三一四年十二月、晉陵武進縣民陳龍、在田中得銅鐸五枚

晉成帝咸和元年三二六年十月辛卯、宣城舂穀縣山岸崩、獲石鼎、重二斤、受斛餘

晉成帝咸康五年三三九年、豫章南昌民掘地、得銅鍾四枚、太守褚裒、以獻

晉穆帝升平五年三六一年二月乙未、南掖門有馬足陷地、得銅鍾一枚

宋文帝元嘉十三年四三六年四月辛丑、武昌縣章山水側自開、出神鼎、江州刺史南譙王義宣、以獻

元嘉十九年四四二年九月戊申、廣陵肥如石梁澗中、出石鍾九口、大小行次、引列南向南兗、州刺史臨川王義慶、以獻

元嘉二十一年四四四年十二月、新陽獲古鼎於水側、有篆書四十二字、雍州刺史蕭思話、以獻

元嘉二十二年四四五年、豫章豫寧縣、出銅鍾、江州刺史廣陵王紹、以獻

孝武帝孝建三年四五六年四月丁亥、臨川宜黃縣民、田中得銅鍾七口、內史傅徽、以獻

孝建三年四月甲辰、晉陵延陵得古鍾六口、徐州刺史竟陵王誕、以獻

孝武帝大明七年 四六三年 六月、江夏蒲圻、獲銅路鼓四面、獨足、郢州刺史安陵王子綏、以獻

明帝泰始四年 四六八年 二月丙申、豫章望蔡獲古銅鍾、高一尺七寸、圍二尺八寸、太守張辯、以獻

泰始五年 四六九年 五月壬戌、豫章南昌、獲古銅鼎、容斛七斗、江州刺史王景文、以獻

泰始七年 四七一年 六月甲寅、義陽郡獲銅鼎、受一斛、幷蓋竝隱起鏤、豫州刺史段佛榮、以獻

順帝昇明二年 四七八年 九月、建寧萬歳山澗中得銅鍾、長二尺一寸、豫州刺史劉懷珍、以獻

なお梁の虞荔の鼎錄に、出土の鼎として元鼎のほか、「宋順帝昇明元年 四七七年、有人、於宮亭湖得一鼎、上有古文洵湨二字」という一條を錄する。

符瑞志に「神鼎者、質文之精也、知吉知凶、能重能輕、不炊而沸、五味自生、王者盛德則出」と題しており、漢初と同様の古器觀を示している。晉書五行志にもなお災異祥瑞のことを錄するが、升平五年の鐘には「有文四字」、また安帝の義熙十一年 四一五年「霍山崩、出銅鍾六枚」十三年 四一七年 七月、「漢中成固縣水涯、有聲若雷、既而岸崩、出銅鍾十有二枚」等の諸事を補うことができる。器種は概ね銅鼎・鼓鐘の類であるが、新陽古鼎の篆書四十二文の銘を傳えていないのは惜しまれる。何れも古冢墳塋の埋葬物が偶然出土したものであるらしく、詳しい記述はない。諸器は何れも上獻されて祕府に入り、南朝の興亡爭亂の間にまた毀滅を受けた。これらの器には特に關心を寄せるものもなく、古器の學はなお起るをえなかつた。

唐代にも、器の出土を傳える若干の記事がある。阮元の「商周銅器說」 揅經室三集卷三 にその摘錄があある。

唐貞觀二十二年 六四八年、遂州涪水中、獲古鼎、傍有銘刻、開元十年 七二二年 獲鼎、改河中府之縣名寶鼎縣、十二年 七二四年、后土祠獲鼎二、大者容四升、小者容一升、色皆青、十三年 七二五年、萬年人獲寶鼎五、獻之、四鼎皆有銘、銘曰、垂作尊鼎、萬福無疆、子孫寶用、元按、此銘文亦不全、二十一年 七三三年 眉州獻寶鼎、重七百斤、有篆書、天寶元年 七四二年 平涼獲古饑鼎、獻之、元和二年 八〇七年 詔以湖南所獻古鼎、付有司、重一百十二斤、咸平三年 宋、一〇〇〇年 乾州獻古銅鼎、狀方、四足、上有古文二十一字、直昭文館句中正、與杜鎬詳其文、曰、維六月初吉、史信父作甗甗、斯萬年、子子孫孫、永寶用、以上皆見正史及會要

乾州出土の古鼎は、その銘文によると甗である。鼎の自名の器に甗と銘するものなく、また甗に鼎と銘するものもない。「狀方、四足」とは方體の甗であると思われ、器種の識別さえ確かでない。

秦漢以來、ここに至るまで約千二百年、その間出土の器にして記錄に存するものは寥々十數件、やや詳細な記述をもつものは美陽の一鼎にすぎない。古器物の學は、その制作が廢絕に歸した戰國後期以後、殆んど空白の時代となつている。しかもこの空白の後に、北宋に入つてその學がにわかに興り、多數の著錄考釋が出されたのは、また驚異すべき事實である。古器物の學は、當然遺器の出土によつて資料が豐富となることを前提とするが、たとえば銘文の考釋については、別に文字學的な用意が準備されなくてはならない。それには、唐代の文字學の勃興が大きな役割を果たしていたものと思われる。

四、古代文字の學

秦篆に代つて漢以後に筆記體の漢隷が行なわれるとともに、古代文字の形態が失なわれ、文字はその源流を求めがたいものとなつた。前漢には史職として文書に與かるものに、なお秦の八體を課してその學習を義務づけたが、それものちには廢されたようである。說文敍に「漢興有艸書、尉律、學僮十七已上、始試、諷籒書九千字、乃得爲史、又以八體試之、郡移大史幷課、最者以爲尙書史、書或不正、輒舉劾之、今雖有尉律不課、小學不修、莫達其說久矣」とみえ、おそらく前漢末には課試も行なわれず、宣、平の際には、古文を傳習する努力が試みられている。說文敍に

> 孝宣皇帝時、召通倉頡讀者、張敞從受之、涼州刺史杜業、沛人爰禮、講學大夫秦近、亦能言之、孝平皇帝時、徵禮等百餘人、令說文字未央廷中、以禮爲小學元士、黃門侍郎揚雄、采以作訓纂篇、凡倉頡已下十四篇、凡五千三百四十字、群書所載、略存之矣

という。漢志に「蒼頡多古字、俗師失其讀、宣帝時、徵齊人能正讀者、張敞從受之、傳至外孫之子杜林、爲作訓故、幷列焉」とみえ、篇中に多く古文を存した。古文とは壁中古文の系統の字であろう。

古文の書は、景帝のとき壁中古文が出て大量の文獻があらわれたが、これよりさき惠帝四年前一九一年に挾書の律を除き、山崖屋壁に藏した古書を發するものが多く、景帝の初年には、河間獻王德前一五五年立が好古の資を以て古籍の蒐集につとめ、先秦の舊書である周官・尙書・禮・禮記・孟子・老子の屬を獻じた。その書はみな古文であつたという。毛詩・左傳等の古文の書も、そのとき世に出たとされる。このころ淮南王安もまた書を好んで四方の學者を招いたが、後元三年前一四一年魯の恭王が孔子の舊宅よりえた古文尙書・禮記・論語・孝經など數十篇の經傳も、またみな古文であつた。劉歆の移讓太常博士書に「及魯恭王壞孔子宅、欲以爲宮、而得古文於壞壁之中、逸禮有三十九篇、書十六篇」とあり、その書はのち說文解字・三體石經古文の原據となつたものであろう。書は衞包の改定する古文と字句の異同があり、壁中書を眞古文という。のちまた宣帝の初年前七三年頃河內の女子が老屋を發して古文逸易・禮・尙書各一篇をえて奏し、博士に下して讀ましめた。論衡正說その書は泰誓であるが、この泰誓後得說については疑案多く、僞作とする說がある。孔壁古文のことは、史記儒林傳をはじめ漢書魯恭王傳・劉歆傳・漢志・說文許敍にみえる。ただ泰誓後得のことは劉向別錄・劉歆傳・七略にしるすにすぎず、劉向・劉歆父子の資料のみであることから、疑問とされているのであろう。古文の經傳は漢末にすでにかなりの部數に上つたが、中祕に藏して世の耳目にふれること少く、そのため許愼のとき、すでに「世人大共非訾、以爲好奇者也、故詭更正文、鄉壁虛造、不可知之書、變亂常行、以燿於世」という非難を受ける狀態であつた。許敍に、當時の文字に譌誤の多いのを難じて、「皆不合於孔氏古文、謬於史籒」とし、「俗儒啚夫、翫其所習、蔽所希聞、不見通學、未嘗覩字例之條、怪舊埶而善野言、以其所知爲祕妙、究洞聖人之微恉、其迷誤不諭、豈不悖哉」と痛擊を加えているのは、古文學の立場に立つ許愼としては當然のことである。

說文解字には永平十二年一〇〇年の敍があり、のち二十一年、許沖の上表を加えて上進された。文字

の源流を明らかにし、六書の法によつて字の構造を說き、九三五三字を五四〇部に收め、整然たる體系をもつ。六書の名は周禮保氏にみえ、その目は漢志に初見するが、劉歆の七略によるものと思われ、また古文家の說である。小篆を以て正字とし、重文一一六三には、槪ね籒文・古文の異體異形を錄する。當時の文字資料は、おそらく悉くここに網羅されているとみてよく、その正篆はよく字の初形を存しているが、なお譌形のあることを免れず、そのため說解を誤ることがある。たとえば金文常用の字についても、その正形正解をえていないものがある。

爵　禮器也、象爵之形、中有鬯酒、又持之也、所以飮器、象爵者、取其鳴節節足足也五下

彝　宗廟常器也、从糸、糸綦也、廾持之、米、器中實也、从彑、象形、此與爵相似、周禮六彝、雞彝鳥彝黃彝虎彝蜼彝斝彝、以待祼將之禮一三上

爵を爵雀の象形とするもので、羅振玉の殷虛書契考釋中・三六葉に「今證以卜辭、其字確象爵雀形、知許君所云、爲古先遺說、不見於諸經注、幸尙存於說文解字中、許君網羅放佚之功、誠巨矣」と推稱してやまないが、卜文金文の字形は明らかに酒爵の象形で、雀形とは關係なく、これは當時の音義說による解釋である。その條下に錄する古文の字形は飛鳥の形ともみえるものであるが、卜文金文にこの形に類するものはない。また彝は金文に常見の字で、雞牲を原義とするものであることは、字形をみれば明らかである。吳大澂の古籒補に「楊沂孫說、古彝字从雞从廾、彝象冠翼尾距形、手執雞者、守時而動、有常道也、故宗廟常器、謂之彝、禮、夏后氏以雞彝、鄭司農說、宗伯主雞」とはじめて雞形說を出しているが、なお守時の意とする。金文の字形は口旁に數點を付しており、雞血をとつて彝器に釁する禮を示し、よつて宗廟常器の名となつたものである。說文はこれを糸部に屬するが、正篆の字形がすでに米糸に從う形で、初形を失したものであり、その條下にあげる古文の二形もまた失眞の字と思われる。古文が詭更鄕壁の譏を受けたのも、やむをえないようである。

このような缺陷は說文中に必らずしも少くないが、しかし說文の正篆が、古文字の體系を後に傳える上に殊功のあるものであつたことは、疑うべくもない。この後正篆の學を標榜するものなく、字林・玉篇も字の構造に及ぶ注解を加えていない。ただ魏の正始年間に三體石經が建てられ、篆文・古文の二體を加えて經文を示したが、その古文は科斗の名によつて本來の書法を改めたところが多く、當時の名家邯鄲淳のいわゆる淳法と甚だ異なるものとされる。篆文については、說文がその準據とされたようである。說文の正篆は、古代文字の體系を傳える、唯一の貴重な典據であつた。

古代の文字資料としては、前漢の古文系經籍の出現ののち、汲冢出土の大量の竹簡が最も注目すべきものであつた。晉の咸寧末年、魏主の陵墓である汲冢から、簡書十餘萬言が發見された。近代の漢簡の發見にもまさる重要な事實である。晉書束晳傳にいう。

太康二年二八一年、汲郡人不準、盜發魏襄王前三一八～二九六墓、或言安釐王前二七六～二四三冢、得竹書數十車、其紀年十三篇、記夏以來、至周幽王爲犬戎所滅、以事接之、至安釐王之二十年、蓋魏國之史書、大略與春秋、皆多相應、大凡七十五篇、七篇簡書折壞、不識名題、冢中又得銅劍一枚、長二尺五寸、漆書皆科斗字、初發冢者、燒策照取寶物、及官收之、多燼簡斷札、文既殘缺、不復詮次、武帝以其書付祕書、校綴次第、尋考指歸、而以今文寫之、晳在著作、得觀竹書、隨疑分釋、

皆有義證、遷尙書郎

時有人、於嵩高山下、得竹簡一枚、上兩行科斗書、傳以相示、莫有知者、司空張華、以問皙、皙曰、此漢明帝顯節陵中策文也、檢驗果然、時人伏其博識

汲冢出土の典籍は、紀年十三篇のほか、易二篇・易繇陰陽卦二篇・公孫段二篇・國語三篇・名三篇・師春一篇・瑣語十一篇・梁丘藏一篇・繳書二篇・生封一篇・大曆二篇・穆天子傳五篇・圖詩一篇・雜書十九篇の計六十八篇、みな科斗漆書の文であるという。そのいわゆる科斗は、嵩高山下の竹簡科斗が、漢の明帝陵中の策文と同體であるとすれば、その字は必らずしも列國古文ともしがたいようであるが、なお一般の人には識讀しがたいものであつた。汲冢書のことは、他にも晉書武帝紀に咸寧五年 二七九年、衞恒傳に太康元年 二八〇年、荀勗の穆天子傳序に太康二年としており、おそらく咸寧五年に出土、それより兩三年を費して、荀勗や和嶠により整理がなされたのであろう。隋志に汲冢書十五部、八十七卷という。その書は中經祕書とされ、當時の記錄によると、汲冢(周書)古文釋 十卷、續咸、晉書本傳・汲冢書釋 束晳、本傳・難束晳汲冢書釋 王庭堅、王接傳・汲冢書釋難 束晳、王接傳・詳論王束二家汲冢書難釋得失 王接、本傳 などの書が作られており、周書の整理をめぐつて論難答問が行なわれたようである。隋志に「周書十卷 汲冢書、似仲尼刪書之餘」というが、この書は雜書十九篇中のものである。穆天子傳には、郭璞が早くも注を加えている。ただ竹書の多くは、「多雜碎怪妄、不可訓知」隋志史部 とあり、内容も雜多なものであつた。その科斗漆書のごときも、文字資料としてその後の文字學に大きな影響を與えるに至らなかつたようである。

說文は文字學の書であり、必らずしも字書としての要件をもつものでなく、六朝期には說文系の字林や玉篇、また聲類や韻集のような韻書の類が代つて行なわれた。ときには北魏の江式のように、上篆下隸の字書として古今文字を編する意圖をもつ人もあつたが成らず、古文や篆法については、衞恒の四體書勢にその書法を論ずるものがあるに過ぎない。六朝末には聲韻の說が興つて、字書も切韻系の韻書が盛行し、また文字は隋・唐の際より楷法が喜ばれて、正書の字形を論ずるものが頻出した。殊に經書の學が科擧に課せられるに及んで、顏元孫の干祿字書、張參の五經文字、唐玄度の九經字樣など字樣の文字が行なわれ、書においても正書の名家が輩出した。それらの文字は、多く石刻碑銘としてその姸美を競うたが、その題額に篆字が用いられて、また篆文の研究が起つた。その先聲をなすものは、盛唐の人李陽冰である。

說文の學は、字書・韻書の盛行にもかかわらず、なお一綫を保つて傳えられ、唐代には說文・字林が課試の必修書とされている。說文・字林を併用するのは、說文の正篆の字を特に重んじたためとみられ、いま存する唐寫本說文 木部、口部二種 の篆文の字樣は、いわゆる懸針の法によるみごとな字體である。李陽冰はその書法を變じて、點畫竦桀、風骨特秀の體をはじめたが、それは續書斷に「始學李斯嶧山碑、後見仲尼吳季札墓誌、精探小學、得其淵源、遍觀前人遺跡、以謂未有點畫、但偏旁模刻而已」というように秦刻の字に學んだものとされているが、李氏より前に碧落碑 咸亨元年、六七〇年 のごときものがあり、李氏の書法と關係があるものとみられる。徐鉉の進說文解字表に「唐大曆 七六六〜七七九中、李陽冰篆迹殊絕、獨冠古今、自云斯翁之後、直至小生、此言爲不妄矣」とその書法の古今に冠

絶することをいう。その氣度軒朗、篆書六經の石刻を計畫し、說文を刊定してその正篆說解を自ら改めるなど、自ら篆籀の中興を以て任じた。碑銘の篆額も四十種に及び、その大半は滅んで傳わらないがなお遺品の存するものがある。唐末李騰の說文字原、後蜀林罕の字原偏旁小說は、いずれもその筆蹟を集錄したものである。

唐代の篆文復興は、李氏の業績に負うところが多いが、石鼓の發見は、また古代文字への關心を高める一の機會であつた。石鼓十石は、唐初のころ陝西陳倉の田野中に見出され、のち杜詩にも歌われ、また韋應物・韓愈が詩を以て表章し、大いに世に顯われるに至つた。韋應物の石鼓歌に「周宣大獵兮岐之陽　刻石表功兮煒煌煌　石如鼓形數止十　風雨缺訛苔蘚澁」、「乃是宣王之臣史籀作」などの句があり、はじめ宣王期の石刻とされ、韓愈の石鼓歌も時代觀は同じ。しかし兩者は何れも原石を見ていなかつたらしく、韋詩には「今人濡紙脫其文　既擊既掃白黑分」、韓詩の首句に「張生手持石鼓文　勸我試作石鼓歌」と歌う。石鼓ははじめ鄭餘慶が鳳翔の孔廟に收めたが五代の亂に散佚し、宋の司馬池がまた府學の廡下におき、大觀一一〇七～一一一〇中、東京開封の辟雍に、のち保和殿に藏した。金が南侵して一時燕京に遷したが、のち相傳えて清の國子監に入り、今次の大戰の間に諸處を轉々して、いま北京故宮博物院に藏する。石刻の嚆矢として、碑帖の學の最も重んずるところであつた。その成立の時期に諸說あるも、秦の襄公のとき、その十年前七六八前後のものと思われる。すなわち周の東遷より數年後のもので、唐代の諸人のみることをえた最古の文字である。史記に傳える始皇の刻石は、之罘・碣石・會稽の三碑は早く滅び、嶧山碑もまた野火に失なわれた。ただその模本を世に傳えており、これを學ぶ人もあつたようである。杜甫に「李潮八分小篆歌」の一長篇があり、當時の學習の狀が歌われている。

蒼頡鳥跡既茫昧　字體變化如浮雲　陳倉石鼓又已訛　大小二篆生八分　秦有李斯漢蔡邕　中間作者絕不聞　嶧山之碑野火焚　棗木傳刻肥失眞　苦縣光和尙骨立　書貴瘦硬方通神　惜哉李蔡不復得　吾甥李潮下筆親　尙書韓擇木　騎曹蔡有鄰　開元已來數八分　潮也奄有二子成三人　況潮小篆逼秦相　快劍長戟森相向　八分一字直百金　蛟龍盤拏肉屈强　吳郡張顚誇草書　草書非古空雄壯　豈如吾甥不流宕　丞相中郞丈人行　巴東逢李潮　逾月求我歌　我今衰老才力薄　潮乎潮乎奈汝何

これによると、當時篆隷を學ぶものは、ひとり李氏のみではなかつたのであろう。當時の古文字の研究は、石刻より入つたものであるが、宋に及んで古器彝銘の世に出るもの多く、著錄も一時に盛行して、はじめて金文學の時代に入る。

第二章　金文學史その二

一、唐宋の古文字學

古器款識の學は、北宋に至つて漸く學問的研究の方法を備えるに至つた。阮元「商周銅器說」揅經室三集卷三に、「北宋以後、高原古冢、搜獲甚多、始不以古器爲神奇祥瑞、而或以玩賞、加之學者考古釋文、日益精核、故考古圖列宋人收藏者、河南文潞公、廬江李伯時等三十餘家、士大夫家有其器、人識其文、閱三四千年、而道大顯矣」と論ずるように、三代の彝器を考古の資とすることは、北宋に至つてはじまるといつてよい。尤もすでに漢魏のとき、張敞が美陽の鼎銘を釋し、あるいは王肅が、詩の魯頌閟宮の「犧尊將將」の句に注して、「大和中二二七～二三二魯郡於地中、得齊大夫子尾送女器、有犧尊、以犧牛爲尊、然則象尊、尊爲象形也」詩疏引と經解の考證に出土の古器を用いるなどのこともあり、また南史卷四九劉杳の傳に

> 杳博綜群書、沈約任昉以下、每有遺忘、皆訪問焉、嘗於約坐、語及宗廟犧樽、約云、鄭玄荅張逸謂、爲畫鳳皇尾婆娑然、今無復此器、則不依古、杳曰、此言未必可安、古者樽彝、皆刻木爲鳥獸、鑿頂及背、以出內酒、魏時魯郡地中、得齊大夫子尾送女器、有犧樽、作犧牛形、晉永嘉三〇七～三一二中、賊曹嶷、於青州發齊景公冢、又得二樽、形亦爲牛象、二處皆古之遺器、知非虛也、約大以爲然

と、同じく古器によつて犧尊の形象を論じた話がみえる。しかしこれらはむしろ稀有の例とすべく、ときにはかえつて古器を毀滅して憚らぬこともあつた。隋の文帝の開皇九年五八九年四月、「毀(平陳)所得秦漢三大鍾、越二大鼓」北史隋本紀上、また「十一年春正月丁酉、以平陳所得古器、多爲妖變、悉命毀之」隋書高祖紀下とあり、古器を妖變を爲すものとして毀銷しているが、これは古器を祥瑞とする從來の彝器觀の著しい變更である。北周に至つては、錢貨をうるために民間の古器佛像をも徵發した。世宗の顯德二年九五五年「帝以縣官久不鑄錢、而民間多銷錢爲器皿及佛像、錢益少、九月丙寅朔、勅始立監采銅鑄錢、自非縣官法物、軍器及寺觀鍾磬鈸鐸之類聽留外、自餘民間銅器佛像、五十日內、悉令輸官、給其直、過期隱匿不輸、五斤以上、其罪死、不及者、論刑有差」資治通鑑卷二九二、後周紀三という嚴命を下して、民間の銅器佛像を回收したが、司馬光はこれに評語を加えて「若周世宗、可謂明矣、不以無益、廢有益」としている。五代會要卷二七にも「周顯德二年九月一日勅、應兩京諸道州府、銅象器物、諸色裝鉸所用銅、限勅到五十日內、竝須毀廢送官」とあり、およそ銅器の類は例外を許さなかつたようである。宋に入つてもそのことは頻繁に行なわれた。宋史食貨志下二に「太宗雍熙九八四～九八七初、京城居民、蓄銅器者、限兩月悉送官」という。顯德のことは排佛に伴なうもので思想上の問題であつたともみられるが、雍熙の回收は鑄錢のためであつた。これらの銅器中に、古器を含んでいたかどうかは知られないが、近年中國が全國に命じて回收した廢銅中に、多數の古銅器が發見

された事實が參考されよう。董卓が秦の金人を椎破して以來、同様のことがくりかえされたのである。宋の太宗は古籍書畫の蒐集に熱心で、卽位の初年に崇文院を建てて書八萬卷を收め、太平御覽を勅修、太平廣記・文苑英華など大部の書の編纂も行なわれた。越えて淳化三年九九二年には淳化祕帖が上木されたが、歐陽脩の集古錄跋尾が成るのはそれより七十一年、呂大臨の考古圖序は百年の後に作られている。宋代金石の學は、この歐・呂によつてようやくその途徑が開かれるのである。

宋代金石の學は、まず石刻碑銘の學がその先蹤をなし、彝器款識の學がそれにつづく。碑銘の研究は、史傳の資料として、また書法の模楷を求めることから起つた。漢以來の書法の資料は、その眞跡を求めることが容易でなく、早くから碑刻を集錄することが行なわれた。梁の元帝五五二〜四にすでに碑集十秩百卷知不足齋叢書本金樓子卷五があり、隋書經籍志四、総集に碑集二十九卷、雜碑集二十九卷、雜碑集二十二卷を錄し、またその條下に謝莊の碑集十卷、梁元帝の釋氏碑文三十卷など多くの碑銘集を注記している。酈道元の水經注には所在の碑銘に及ぶものが多く、漢碑百・魏碑二十、晉・宋・北魏の碑をも巨細にわたつて錄しているが、その漢・魏の碑の歐・趙の金石著錄にみえるものは十の一、二にすぎず、古碑の湮滅の甚だ多いことが知られる。

石經に對する關心は、また經學上の要請であつた。漢・魏の石刻の捜集復原は歷代試みられ、唐にはまた新刻も行なわれた。漢石經は隋志一に一字石經合せて七經を錄するが、當時の狀態について、

後魏之末、齊神武執政、自洛陽徙于鄴都、行至河陽、値岸崩、遂沒于水、其得至鄴者、不盈太半、至隋開皇六年五八六年、又自鄴京、載入長安、置于祕書內省、議欲補緝、立于國學、尋屬隋亂、事遂寢廢、營造之司、因用爲柱礎、貞觀六二七〜六四九初、祕書監臣魏徵、始收聚之、十不存一、其相承傳拓之本、猶在祕府

とみえ、四十六碑の原石は殆んど失なわれ、その傳拓の書も、唐志にはわずかに尙書五卷・儀禮四卷・論語二卷を錄している。また魏石經は、北魏の楊衒之の洛陽伽藍記卷三に、「開陽門御道東、有漢國子學堂、堂前有三種字石經二十五碑」とみえ、隋志に「尙書九卷梁有十三卷・尙書五卷・春秋三卷梁有十二卷」というも、宋以後の著錄にみえない。漢石は淸の乾嘉の際に僅かにその殘石が出土、また魏石は光緒二十一年に一部の殘石が出て、その様式が知られるに至つた。この兩石經については、顧炎武の石經考と杭世駿の考異、また萬斯同の石經考に詳しい考證があり、新出土の資料については、羅振玉に漢熹平石經殘字集錄單刊本、又全集本及び正始石經尙書春秋殘石跋支那學三ノ六がある。

北魏の江式の傳北史卷三四に、「陳留邯鄲淳、博開古藝、特善倉雅、以書敎諸皇子、又建三字石經於漢碑西、其文蔚煥、三體復宣」と魏石を淳書とする說を述べ、「又有京兆韋誕、河東衞覬、二家竝號能篆、當時臺觀牓題、寶器之銘、悉是誕書、咸傳之子孫、世稱其妙」と韋・衞の篆法を稱し、その古文篆法を以て古今文字四十卷を編すべく上表を試みた。また同書の劉芳傳卷四二に「昔漢世造三字石經於太學、學者文字不正、多往質焉、芳音義明辯、疑者皆往詢訪、故時人號爲劉石經」という逸話を傳える。石經の學は、北方においてその傳統を保つていたようである。隋の開皇六年五八六年、劉焯・劉炫が勅を奉じて漢魏石經の校定を試みようとしたが、まもなく隋の覆滅に逢うてそのことは行なわれず、原石はさきに述べたように營造の司によつて柱礎として埋められ、その姿を沒した。

古文字の學は、說文や三體石經によつてわずかに唐に傳えられたが、石鼓の發見は當時の篆文の研究に大きな刺激を與えた。李遇孫の金石學錄に、「蘇勗記石鼓云、世咸言筆迹存者、李斯最古、不知史籀之迹、近在關中、虞褚歐陽、共稱古妙、見元和郡縣志所引、據此則知虞世南、褚遂良、歐陽詢、莫不稱述石鼓矣」と石鼓と書法の關係を述べ、以下に後漢書鄧騭傳の章懷太子注、張懷瓘の書斷、竇臮の述書賦、韋續の集五十六種書體竝序、徐浩の古蹟記など、石鼓に論及する諸家の言を列している。このような反響の中で、張參が大暦十年 七七五年 說文や石經を參考して五經の詳定を試み、五經文字を作つた。李陽冰が獨自の篆法を以て活躍していた時代である。ついで開成二年 八三七年 唐玄度が九經字樣を作り、その年石壁九經の刻石が行なわれた。文字學と經學と碑帖の學とが、渾然として統一される機運が生じている。ただ金文資料は、このときなお出土が少く、唐末の文字學的な結束をなすとみられる郭忠恕の汗簡にも、先秦の金石として錄するものは、わずかに孔子題李札墓文字と稱する十二字にすぎず、その字も極めていかがわしいものである。

汗簡は五代末の郭忠恕 ～九七七 の書であるが、原題もなく、はじめは著者も知られず、また傳本も稀であつたらしく、宋人の書目にも收められていない。卷首に「汗簡元闕著撰人名氏、因請見東海徐騎省鉉、云是郭忠恕製、復舊臼字部末字注脚、趙字下、俱有臣忠恕字、驗之明矣」という李建中 九四五～一〇一三 の題識を引く。天禧二年 一〇一八年 李直方の後序があり、卷首の文も直方の加えるところであろう。また汗簡卷第一の次に

汗簡者、古之遺像、後代之宗師也、蒼頡而下、史籀已還、爰從漁獵、得其一二、傳寫多誤、不能盡通、臣頃以小學蒞官、校勘正經石字、繇是諮詢鴻碩、假借字書、時或採掇、俄成卷軸、乃以尙書爲始、石經說文次之、後人綴緝者、殿末焉、遂依許氏、各分部類、不相間雜、易於檢討、遂題出處、用以甄別、仍於本字下、直作字樣之釋、不爲隸古、取其便識、與今文正同者、惟目錄之外、不復廣收、切韻玉篇、相承紕繆、體旣煩冗、難繕牋毫、有所不知、蓋闕如也

とあり、書の體例をいう。おそらく原序であろう。李直方が大中祥符五年 一〇一二年 集賢李公建中の家にその書をみて、業餘の間三月を費してこれを摸寫した。のち鄭所南の跋があり、清の康熙に及んで汪立名が後跋を付して梓行、朱彝尊が跋を加えている。當時始一終亥の說文の古本はなお知られず、專ら韻譜本が行なわれていたが、この書によつて說文古本の次序がはじめて知られるに至つた。郭氏の傳は宋の郭若虛の圖畫見聞誌 卷三、蘇軾の東坡集 卷二〇、郭忠恕畫贊 及び宋史の本傳 卷四四二 にみえ、性檢局なく、流落放縱、世に容れられぬ人物であつたらしい。沒するとき地穴を掘り、俯窺して卒し、尸解と稱せられた。四庫提要にその書を論じていう。

汗簡三卷、目錄敍略一卷、宋郭忠恕撰、宋史藝文志、以此書與佩觿竝載、而晁・陳諸家書目、皆不著錄、則在宋代亦罕見、此本乃宋李建中、得之祕府、大中祥符五年、李直方得之建中、其分部從說文之舊、所徵引古文凡七十一家、前列其目、字下各分注之、時王俅・呂大臨・薛尙功之書、皆未出、故鐘鼎闕焉、所徵七十一家、存於今者、不及二十分之一、後來談古文者、輾轉援據、大抵從此書相販鬻、則忠恕所編、實爲諸書之根柢、尤未可以忘所自來矣

その引證するところのものは、古文尙書以下の古文の諸經傳、石鼓・說文、林罕の集字 字原偏旁小說 以

下字書切韻の屬、衞宏の字説 古文官書 以下古文集字、また李氏刊定説文によりもと篆隷兩體をもつといわれる開元文字、楊氏阡銘・楊大夫碑・碧落文・孔子題呉季札墓文字・華岳碑などの古碑に及び、その字を錄して下に出處を注する。その字形は中豐の體で鋭先、魏石經の古文に近い。説文より採錄したものが多いが、珌・州のように現本説文重文中にみえないものがあり、現本に脱去するものであろう。李氏の後序に「筆跡駑弱、有愧於名賢、且樂善君子、必憫余留心於此道焉」と謙辭を加えているが、原本に忠實なものと思われる。鄭珍の汗簡箋正八卷があり、校注甚だ備わる。卷末に張之洞がその精覈に推服したという黎庶昌の識語がある。

汗簡の古文については、錢大昕の跋に、

敦忠恕汗簡、談古文者、奉爲金科玉律、以予觀之、其灼燃可信者、多出於説文、或取説文通用字、而郭氏不推其本、反引它書、以實之、其它偏旁詭異、不合説文者、愚固未敢深信也、予嘗謂、學古文者、當先求許氏書、鐘鼎眞贋雜出、可採者僅十之一、至如岣嶁文、滕公石室文、崔彥希裕纂古之類、似古實俗、當置不道、而好怪之夫、依倣點畫、入之楷書、目爲古文、徒供有識者奉腹爾 潛研堂文集卷二七

というきびしい批判を加えている。しかし魏石もすでに淪沒し、先秦の資料がなお殆んど出土していない當時としては、むしろその捜集の功と、古文への關心を喚起したことを評價すべきであろう。郭氏は古文の捜集を試みるのみならず、自ら三體を以て陰符經を書寫 九六六年 している。そのころ、徐鍇 九二一〜九七四 の説文繫傳通釋がすでに成り、またしばらくして雍熙三年 九八六年、徐鉉 九一七〜九九一 の説文解字校定本も上進された。二徐の校定事業については、説文新義通論篇 第二章第三節 に詳しく述べた。徐鉉はまた淳化四年 九九三年 に嶧山碑を摸刻、咸平二年 九九九年 に夢英の篆書扁旁字原碑が作られるなど、古文篆文の學はこの頃その最高潮に達している。たまたま、司馬池が石鼓を府學に移すときに失つた一鼓が、皇祐四年 一〇五二年 また發見され、嘉祐六年 一〇六一年 には嘉祐石經が上石された。そしてやがて嘉祐八年、歐陽脩の集古錄跋尾十卷、ついで熙寧十二年 一〇六九年、歐陽棐の集古錄目が成つている。彝器の銘文を收めるものは、現存書では歐陽氏の書が嚆矢であり、その先聲をなすものは劉敞の先秦古器圖である。

北宋の金石文は、そのはじめなお石刻碑銘の類を主とするものであり、考古圖・博古圖・薛氏款識の書が出るのは、元祐一〇八六〜以後のことである。宋代の金石書として楊殿珣の書目を容庚氏の校補 考古第四冊 するところによると、いま存するもの二十八種のうち、著錄の類には歐陽脩集古錄跋尾 十卷・歐陽棐集古錄目 五卷、又十卷・呂大臨考古圖 十卷・無名氏續考古圖 五卷・王黼宣和博古圖錄 三十卷・薛尚功歷代鐘鼎彝器款識法帖 二十卷・黃伯思東觀餘論 二卷・董逌廣川書跋 十卷・趙明誠金石錄 三十卷・王俅嘯堂集古錄 二卷・王象之輿地碑目 四卷・張掄紹興内府古器評 二卷 があつて、佚書八十九種のうち、劉敞先秦古器圖 一卷・曾鞏金石錄 五百卷・楊景略周秦以來金石刻文 七十二卷・榮氏考古錄 十五卷・蔡氏古器款識 三卷・李公麟考古圖 五卷・葉夢得金石類考 五十卷・石公弼維揚燕衎古器錄 一卷・黃思伯博古圖説 十一卷・王厚之金石錄 三十卷、その他石刻碑銘の目錄の類が多い。このうち金文を收める前期の書としては、歐陽氏と劉敞の兩書にすぎない。また彝銘を釋するものに、當時劉敞のほか楊元明南仲、胡

伆古器圖の考釋を加えた李唐卿・王原叔などがあり、これらの諸人が宋代金文學の基礎を築くのである。

二、集古錄跋尾

彝器款識の學は、もとより彝器の出土收藏を前提とする。古文字の學は、すでに唐代以來その機運を生じているが、古器物は宋に入ってはじめて出土し、王國維の宋代金文著錄表によると、北宋百七十年の間に、殷周の彝器の著錄は五百數十器に達している。王氏の著錄表に敍していう。

古器之出、蓋無代而蔑有、隋唐以前、其出於郡國山川者、雖頗見於史、然以識之者少、而記之者復不詳、故其文之略存於今者、唯美陽與仲山甫二鼎而已、趙宋以後、古器愈出、祕閣太常、既多藏器、士大夫如劉原父・歐陽永叔輩、亦復蒐羅古器、徵求墨本、復得楊南仲輩、為之攷釋、古文之學、勃焉中興、伯時・與叔、復圖而釋之、政宣之間、流風益煽、籀史所載著錄金文之書、至三十餘家、而南渡後諸家之書、尚不盡與焉、可謂盛矣遺書丁卯本

このような彝器收藏の盛も、もとより一時に成るものではなかった。劉敞の先秦古器圖には十一器、歐陽氏の跋尾に題跋を加えるものは十九銘、そのうち劉氏・楊氏に材を資るもの多く、當時著錄の器銘はおそらく二十器前後のようである。集古錄目序にいう。

湯盤孔鼎、岐陽之鼓、岱山鄒嶧會稽之刻石、與夫漢魏已來、聖君賢士、桓碑彝器、銘詩序記、下至古文籀篆分隸、諸家之字書、皆三代以來至寶、怪奇偉麗、工妙可喜之物、其去人不遠、其取之無禍、然而風霜兵火、湮淪磨滅、散棄於山崖墟莽之間、未嘗收拾者、由世之好者少也、幸而有好之者、又其力或不足、故僅得其一二、而不能使其聚也、好之已篤、則力雖未足、猶能致之、故上自周穆王以來、下更秦漢隋唐五代、外至四海九州、名山大澤、窮崖絕谷、荒林破塚、神仙鬼物、詭怪所傳、莫不皆有、以為集古錄、乃撮其大要、別為錄目、因并載、夫可與史傳、正其闕繆者、以傳後學、庶益於多聞

ここには、歴史家としての歐陽脩の立場が示されているようである。同時資料として、最も價値の高い金石類を整理保存することが、その目的であった。

宋初にはじめて銘釋を試みたものは、說文校訂本を作った徐鉉であろう。翟耆年の籀史に「徐鉉古鉦銘碑一卷」を錄し、「敍云、建陽有越王餘城、城臨建谿、村人于谿中、獲一器、狀如鐘、長八寸、徑六寸、柄一尺、柄端有雙角相向犄、重十斤、銘四十八字、獻之刺史王延政、有摹其字、以示余者、唯連鉦二字可識、上有眞字黑印云、江南書、開寶九年九七六年五月、敕送史館、卷末有史館印識、石刻之首、題曰□□篆」という。徐鉉がみたものはその摹本で、字はおそらく徐越の鐘のように流變甚だしく、徐鉉の學を以てしてもなお識讀しがたいものであったかと思われる。

籀史にまた僧湛の周秦古器銘碑一卷を錄し、「釋云、咸平三年一〇〇〇年五月、同州民湯善德、於河濱獲方甗一、上有十二字、九月好畤令黃傳鄆、獲方甗一、銘廿一字、詣闕以獻、詔示直昭文館句中正、祕閣校理杜鎬、中正識其刻書、以隸古文訓之、少者八字、多者七十餘字、末云丁巳年癸卯月乙酉日、

僧湛泉之、按丁巳則天禧元年一〇一七年乙酉二月初三日也」という。成書の時期は知られないが、天禧元年は句中正九二九～一〇〇二の没した十五年後である。中正は益州華陽の人。後蜀より宋に仕え、字學に詳しく、太宗のとき八體書を獻じて著作佐郎となり、徐鉉とともに說文を校定付印した人である。咸平三年、大小篆八分の三體を以て孝經を石に摹し、帝の賞歎をえたという。その傳は宋史文苑傳卷四四一にみえ、銘釋のことは傳に「時乾州獻古銅鼎、狀方而四足、上有古文二十一字、人莫能曉、命中正與杜鎬詳驗以聞、援據甚悉」とあり、籀史の記述とやや異なる。方甗の銘廿一字なるものは、考古圖卷二に內藏として載せる仲信父方旅甗のことであろう。考古の釋はあるいは中正の釋を採るものであろうが、仲信父と釋する人名は確かでない。

ついで皇祐初年、祕閣・太常諸器の銘釋が試みられた。皇祐三館古器圖及び胡俛の古器圖はその際のものである。いずれも籀史にその書を錄している。皇祐三館古器圖についていう。

皇祐三年一〇五一年、詔出祕閣及太常所藏三代鐘鼎器、付修太樂所、參較齊量、又詔墨器窾、以賜宰執、丞相平陽公、命承奉郎知國子監書學楊元明南仲、釋其文、楊敍云、漢孝武世、去周秦才百餘年、魯壁古文、已無知者、美陽得鼎、時謂宜薦宗廟、獨張敞識其刻書、知爲周所賜大臣者、今距漢且千年、其傳者、已譌謬不可考、不傳者、固宜不能通也、今一以隸寫之、以俟博古者、所圖太公缶・伯敦父盉・秦盄和鐘・宰辟父敦・仲信父圓甗・伯勳父方甗各一、鐘四、皆銘曰、走作朕皇祖文考寶和鐘、葢成王作以祀文王器也、但既曰皇祖、而又曰文考、所未曉也、首載邢州所上瑞鼎、制作無法、兩旁獸面啣環、三足異獸負立、怪而不典、不知何從得而名三代器也

文中の諸器は何れも考古圖に收錄されており、また歐陽書・趙明誠の書に入るものもある。邢州上獻の瑞鼎を僞器としてしりぞけているが、これを以ていえば、徐鉉が難讀とした鐘銘も、あるいは僞刻であるかも知れない。楊氏の走鐘の字釋はすべて正しいが、ただ鐘を成王が文王を祀る器とし、皇祖文考を曉りがたいとするなど、解釋上に問題がある。走を我という代名詞に解したのであろうが、走は作器者の名、皇祖文考は祖考を合せていう。この書は籀史に解題があるのみで、いま佚して傳わらないが、古器の圖釋として最初のものであろう。考古圖に舊圖と稱するものは、この書をさすようである。

胡俛の古器圖も、また皇祐初年の銘釋のことをしるす。この書も籀史にのみ見える佚書である。

皇祐初、仁宗皇帝、召宰執、觀書太清樓、因閱郡國所上三代舊器、命摸窾、以賜近臣、有翰林侍詔李唐卿者、以隸字釋之、十得二三、翰林學士王原叔又釋、始通八九、熙寧戊申元年、一〇六八年歲、司封員外郎知和州胡俛公謹、取所賜器窾五銘、鑱石傳世、但俛以辟宮敦爲鼎、以太公簠爲斗、以仲信父旅甗爲煮甗、徒刻其文、而不載原叔所釋之字、爲未盡善、原叔名洙、睢陽人、狀元、參知政事王光臣之叔、終南京留臺、嘗被旨篆五經、刻石於國學云

右によると、この書も圖釋を載せたものと思われるが、籀史にいうように器名を誤るところがある。王洙九九七～一〇五七については、歐陽脩に「翰林侍讀侍講學士王公墓誌銘」文集卷三十一、及び宋史卷二九四にその傳があり、歐陽脩とともに崇文總目の撰修に與かつたことがある。一時太常を領し、至和元年一〇五四年より翰林にあること三年、ついで侍讀・侍講となり、その翌年に没した。その子欽臣もまた

歐陽公に重んぜられたという。考古圖に寅簋として收める睢陽の王氏仲至は、あるいはその族人であろう。胡俛の古器圖に加えたという原叔の銘釋は、諸書に收錄していないようである。

歐陽脩の集古錄跋尾に收める彝銘考釋は多く劉原父の釋するところによる。劉原父には先秦古器圖一卷があり、その書はいま佚しているが、宋史藝文志小學類に著錄し、劉氏の公是集卷卅六に先秦古器記の一篇を錄している。

先秦古器十有一物、制作精巧、有款識、皆科斗書、爲古學者、莫能盡通、以他書參之、廼十得五六、就其可知者校、其世或出周文武時、于今葢二千有餘歲矣、嗟乎三王之事、萬不存一、詩書所記、聖王所立、有可長太息者矣、獨器也乎哉、孔子曰、多見而識之、知之次也、衆不可概、安知天下無能盡辨之者哉、使工模其文、刻于石、又幷圖其象、以俟好古博雅君子焉、終此意者、禮家明其制度、小學正其文字、譜牒次其世謚、廼爲能盡之

その書も圖釋にして石に刻し、拓して行なわれたもので、容庚氏の宋代金石佚書目校補に「此圖刻于石、凡十一器、張廷濟・趙魏所藏拓本、止存七器」と注しており、拓本が殘されている。劉原父一〇一九～一〇六八名は敞、歐陽脩より年少で、しかも早く沒した。歐陽氏の居士集に集賢院學士劉公墓誌銘があり、また宋史卷三一九にその傳がある。傳にその款識の學について、「嘗得先秦彝鼎數十、銘識奇奥、皆案而讀之、因以考知三代制度、尤珍惜之、每曰、我死、子孫以此蒸嘗我、朝廷每有禮樂之事、必就其家、以取決焉」という。籀史にその考釋について一條の記事を錄する。

原父得上雒鼎、以遺顧公、顧公曰、君謨謂、十有四月者、何、原父不能對也、予按、商己酉尊云十九月、兄癸酉卣云十九月、南宮鼎云十有三月、周牧敦云惟王十年十有四月既生霸、上雒鼎云十有四月、古者嗣君繼世、踰年行卽位之禮、然後改元、今曰十有三月・十有四月・十有九月者、疑嗣王繼世、雖踰年、未及改元、但以月數也、惟文姬鼎云、十一月又三者、莫可曉、一而又三、豈亦十四月乎

君謨は蔡襄一〇一二～一〇六七、書の名手として聞えた人である。十三月・十四月の解は考古圖等においても問題とされているものであるが、十九月は在九月、また十有三月は年末置閏の曆法である。この問題は、甲骨文の出現に至るまでついに解決されなかつたもので、原父がこれに對えなかつたのはむしろ矜愼というべきであろう。劉敞の彝銘の學は、公是集に收める三則と、集古錄に收める諸器の考釋によつて知ることができる。公是集に收める三則は、また先秦古器圖中に載せる器であろう。

伯冏敦賛幷序　右二敦得于藍田、敦者有虞氏之敦、周禮有金敦有玉敦、玉敦以盛血、天子以盟諸侯、金敦以盛黍稷、大夫主婦、以事宗廟、此金敦也、其銘曰、伯冏父作周姜寶敦、子〻孫〻永寶用、伯冏葢穆王太僕正、周畿內諸侯、食采于周者、皆周公之後、然則伯冏、周公裔孫也賛略

張仲簠賛幷序　右二簠、得于驪山白鹿原、簠者稻粱器、其銘曰、張仲云云、張仲見于小雅、宣王臣也、所謂張仲孝友者矣、籀書奇字、不能盡識、當有能辨者賛略

驪山十鐘賛幷序　右鐘十枚、得于驪山北原、無款識、然其制度似周器、權之、其重者十有餘斤、輕者三四斤、世無知音者、莫能名其律呂、按爾雅、鐘大者、謂之鏞、中者謂之棧、小者謂之剽、

然則此棧鐘也 賛略　以上巻四九

何れも作器者や器制についての考説がある。また秦昭和鐘賦 幷序、巻一 があり、序に「祕閣有秦昭和鐘、形制絶異、其始得之豳雍之間、其銘首曰、丕顯朕皇祖、十有二公云云、其藏于册府久矣、予因爲之賦」直集賢院作 という。賦中に器を形容するところがある。

閲故府之藏器　歷先秦之遺蹤　哀三代之逾遠　美昭和之寶鐘　何形制之瑰譎　駭觀聽之鮮同　上

盤挐而夭矯　若騰蛟兮升龍　下紛結而扶倚　狀菱華與芙蓉　彼僻陋之小國　曾鑄作之絶工　非以

其銘祖考之休烈　交人神之肅雝者哉

詢款識之尙傳兮　遡沮頡之遺迹　世行隷之趨俗兮　又雖久而不覿　響沈潛以寂默兮　文幽晦而蔽

匿　鮮人情之好假兮　在獨異而爲譎

幸蒙君之厚德兮　發陰壤之祕封　去瓦石之汚處兮　歷君門之九重　庇高閣之虛爽兮　參衆寶而見

容　儷筐鏞以千際兮　終詭時而不逢　審則而儀量兮　尙毋惑于權度　推律而攷鈞兮　猶將謹夫韶

濩　等棄之而勿庸兮　喟觀者之未悟　保厥美以安處兮　焉惆悵而懷遇

その器制は、考古圖 巻七 に錄する圖と合う。原父の彝銘釋文は、集古錄跋尾に收めるものによつて知ることができる。跋尾巻一の首に

嘉祐中、原父以翰林侍讀學士、出爲永興軍路安撫使、其治在長安、原父博學好古、多藏古奇器物、能讀古文銘識、考知其人事蹟、而長安秦漢故都、時時發掘所得、原父悉購而藏之、以予方集錄古文、故每有所得、必模其銘文、以見遺

というように、收錄の銘は原父の拓摹に成る。元刻の跋尾 四部叢刊本 に錄入する字迹は亦政堂刊の考古・博古よりはるかにすぐれ、王俅の嘯堂集古錄 景宋刊本 とならんで、よくその字樣を傳えるものである。跋尾には、一器ごとにその得るところや器制・考證をしるしている。

毛伯古敦銘　此敦、原父得其蓋於扶風、而有此銘、原父爲予考按其事云、敦乃武王時器也」其後二銘、一得盩厔、曰龏伯尊彝、其一亦得扶風、曰伯庶父作舟姜尊敦、皆不知爲何人也、三器銘文、皆完可識

韓城鼎銘　右原甫既得鼎韓城、遺余以其銘、而太常博士楊南仲、能讀古文篆籀、爲余以今文寫之、而闕其疑者、原甫在長安、爲余釋其銘以今文、而與南仲、時有不同、故幷著二家所解、以族博識君子、具之如左」右嘉祐己亥 四年 歲、馮掖有得鼎韓城者、摹其款識于石、樂安公以南仲職典書學、命釋其字」又治平元年　蔡襄附識

商雒鼎銘　原甫在長安時、得之上雒、其銘云、惟十有四月既死霸、王在下都、蔡君謨謂、十有四月者何、原甫亦不能言也 治平元年

古器銘　鐘銘二　缶器銘一（字疑非缶）　甗銘二　寶敦銘一　右古器銘六、余嘗見其二、曰甗也、寶龢鐘也、太宗皇帝時、長安民、有耕地得此甗、初無識者、其狀下爲鼎三足、上爲方甑、中設銅箄、可以開闔、製作甚精、有銘在其側、學士句中正、工於篆籀、能識其文、曰甗也、遂藏于祕閣、余爲校勘時、常閱于祕閣下 嘉祐八年

古器銘 綏和鐘　寶盉　寶敦　右古器銘四、尙書屯田員外郎楊南仲、爲余讀之、其一曰綏和林鐘、其文

磨滅不完、而字有南仲不能識者、其二曰寶盃、其文完可讀、其三其四、皆曰寶敦、其銘文亦同、盃一敦而二銘、余家集錄所藏、古器銘多如此也 治平元年

終南古敦銘　右終南古敦銘、大理評事蘇軾、爲鳳翔府判官、得古器於終南山下、其形制、與今三禮圖所畫、及人家所藏古敦、皆不同、初莫知爲敦也、蓋其銘有寶尊敦之文、遂以爲敦爾

叔高父煮簠銘　原父在長安、得此簠於扶風、原甫曰、簠容四升、其形外方內圓、而小堉之、似龜有首有尾有足、有甲有腹、今禮家作簠、亦外方內圓、而其形如桶、但於其蓋、刻爲龜形、與原甫所得眞古簠不同、君謨以謂、禮家傳其說不見其形制、故名存實亡、原甫所見、可以正其繆也、故幷錄之、以見君子之於學、貴乎多見而博聞也 治平元年

敦匜銘周姜寶敦　張伯煮匜　右伯冏敦銘、尙書冏命序曰、穆王命伯冏、則此敦周穆王時器也、蓋自穆王傳五王、而至于共和、自共和至今蓋千有九百餘年、古之人之欲存乎久遠者、必託於金石、然岐陽十鼓、今皆在、而文字剝缺者十三四、是以古之君子、器必用銅、二銘皆得之原父也 (治平元年)

敦匜銘　伯冏敦　張仲匜　原父歸自長安、所載盈車、而以其二器遺余、其一曰伯冏之敦、其一曰張仲之匜、其形制與今不同、而極精巧、敦匜皆有銘、而云匜獲其二、皆有蓋、而上下皆銘、銘文皆同、甚矣古之人慮遠也、二子名見詩書、伯冏周穆王時人、張仲宣王時人、而斯器也、始獲於吾二人、其中間、晦顯出入、不可知、以其無文字、以志之也、蓋其出或非其時、而遇或非其人者、物有幸不幸也、今出而遭吾二人者、可謂幸矣、不可以不傳、故爲之書、且以爲贈我之報

張仲器銘　右銘四、其文皆同、嘉祐中、原父在長安、獲二古器於藍田、形制皆同、有蓋、而上下有銘、原甫在長安、得古器數十、作先秦古器記、而張仲之器、其銘文五十有一、其可識者四十一、具之如左 (嘉祐八年)

秦度量銘　銘二、按顏氏家訓 書證篇、隋開皇二年、之推與李德林、見長安官庫中所藏、秦鐵稱權、傍有鐫銘二、其文正與此二銘同、余之得此二銘也、廼在祕閣校理文同家、同蜀人、自言嘗遊長安、買得二物、其上刻二銘、出以示余、其一乃銅鍰、其一乃銅方版、余意秦時茲二銘、刻於器物者、非一也、及後又於集賢校理陸經家、得一銅版、所刻與前一銘亦同、益知其然也 嘉祐八年

秦昭和鐘銘　銘曰、秦公曰、丕顯朕皇祖、受天命、奄有下國、十有二公、今據年表、始秦仲、則至康公、爲十二公、此鐘爲共公時作也、據本紀、自襄公始、則至桓公、爲十二公、而銘鐘者、當爲景公也、故並列之、以俟博識君子 治平元年

劉敞・楊南仲らのこれらの銘釋は、歐陽脩の集古錄跋尾によつて傳えられ、考古圖等にも採錄された。三館古器圖や先秦古器圖が佚亡したいまでは、歐陽氏の跋尾は、宋代金文學のいわば草創期の學術を傳える貴重な資料である。またその集古錄編纂は、當時における金文學の成立に指導的な役割を果たし、その機運を釀成した。從來の彝器觀もここにその面目を改め、古器を瑞器あるいは妖祥とする舊時の觀念は一掃された。そこでは、彝器や器銘を古代硏究の史料とし、これを歷史的に系列づけるという史學的方法がとられている。北宋前期の金文學は、このような立場の上に、その方法的な問題を探求していつたものと思われる。器の出土地、器種と形狀、圖象銘刻の上石、釋文考釋など、一器の出るごとに直ちに十分な整理が加えられているのは、おそらく當時の碑傳學、その碑銘の整理方法が、

金文研究の上にも適用されたのであろう。
　劉敞らの報告によつて、歐陽脩はまた必らず跋尾の文を付している。公は自ら金石家を以て標榜するものでなく、その志は「夫可與史傳、正其闕繆者、以傳後學、庶益於多聞」自序というにあり、主としてこれを佐けたものは劉敞原父であつた。原父はその先秦古器記に考古の目的を述べ、「終此意者、禮家明其制度、小學正其文字、譜牒資其世謚、廼爲能盡之」といい、經學と文字學と史學の三綱を樹てているが、それは歐陽氏の志すところに外ならなかつた。歐陽氏がその金石學に一種の使命感ともいうべき感懷を以て臨んでいたことは、原父から贈られた敦簠二器の跋識に、「今出而遭吾二人者、可謂幸矣、不可以不傳」と稱していることからも知られよう。古器の蒐集整理に原父の力を藉るところが多かつたことは、跋尾の諸處に記されており、前漢の二器銘をえたときにも、
　余所集錄古文、自周穆王以來、莫不有之、而獨無前漢時字、求之久而不獲、每以爲恨、嘉祐中、友人劉原甫、出爲永興守、長安秦漢故都、多古物奇器、埋沒於荒基敗冢、往往爲耕夫牧豎得之、遂復傳於人間、而原甫又雅喜藏古器、由此所獲頗多、而以余方集古文、故每以其銘刻爲遺、既獲此二銘、其後又得谷口銅甬銘、乃甘露中造、由是始有前漢時字、以足余之所闕、而大償其素願焉、余所集錄既博、而爲日滋久、求之亦勞、得於人者頗多、而最後成余志者、原甫也、故特誌之 嘉祐八年
という。また楊南仲・章友直らも、隨時に公の諮問に對えていたようである。治平元年の古器銘四の跋後に、「自余集錄古文、所得三代器銘、必問於楊南仲・章友直、曁集錄成書、而南仲・友直、相繼

以死、古文奇字、世罕識者、而三代器銘、亦不復得矣 治平三年（一〇六六年）七月二十日」という一文を加えている。その翌年蔡襄沒し、またその翌年、原父も世を去つた。集古錄の原序は嘉祐八年一〇六三年であるが、その序には一時の豪儁であつた舊友梅聖兪等三人すでに亡く、知音を失なつた悲しみを述べている。また熙寧四年一〇七一年三月、跋尾序末にまた一文を加え、「是時同修書者七人、今亡者五」と交遊の零落を歎じている。集古錄はこれらの人々の協力によつて生まれたが、脩もまたその翌年に沒した。
　集古錄跋尾の一書は、北宋金石學最初の一大集成であり、古器彝銘の學の濫觴である。特に新しい彝器觀と、その學問的方法とがそこに示されている。この風潮を成したものは、歐陽公とその周邊の人々であつた。跋尾に器の圖象を缺くのは、銘文を主とするこの書の體制からいつてやむをえないが、銘文の主要なものには摹勒を加えていて、字樣もすぐれたものである。所收の器銘中、毛伯敦は塱毀、韓城鼎は晉姜鼎、秦昭和鐘は秦公鐘のことで、何れも通釋に錄入してある。いまその釋文の例として、晉姜鼎銘をあげておく。原父の釋と、それに異なる南仲の釋を（　）中に加える。
　惟王九月乙亥、晉姜曰、余惟司朕先姑君晉邦、余不□安（敢荒）寧、巠雝明德、宣□（卹）我猷、用□所辝（□辞辟）、□□□剿（毋揚□光剌）、虔不□（彖）、□□□旨（譖覃享𠂤）、寵（辪）我萬民、嘉遺我、錫鹵賚千兩、㐱（勿）灋文侯□□（顗令）、□□□征綏□□（征緐湯□）、堅（受）久吉金、用乍寶尊鼎、用康𩟧妥懷、遠邦（□）君子、晉姜用旛□□（綽綰）釁（眉）壽、作惠（疐）□（爲）亟、萬年無疆、（用享）用德、畯保其孫子、三壽是利（枋）

この器銘はいまもなお難讀とされるものであるが、比較資料の乏しい當時にあつて、釋讀に努力を要したことと思われる。

この後、李公鱗の考古圖五卷、周鑒圖一卷につづいて、考古・博古の二書が編纂され、宋代の彝器圖象・款識の學は、一時にその盛運を迎えるが、その先河を成すものは、さきに述べた歐陽公を中心とする嘉祐・治平期の金石學であつた。金石錄跋尾所收の金石文は、熙寧中の若干篇を除いて、ほとんどその時期のものである。

三、圖釋の盛行

古代の禮制器服を圖樣を以て傳えようとする試みは後漢のころから行なわれ、隋書の經籍志一には三禮圖九卷 鄭玄及後漢侍中阮諶等撰 や宗廟・喪服關係の圖書を著錄している。しかし三禮圖に收める古器の圖樣は、殷周の遺器と著しく異なり、甚だ失實のところが多い。宋は五代の後を承けて、社會的にも封建的諸勢力が解體し、新しい合理主義と實證的精神の興つた時代であるが、それは學術・文化の諸領域にわたつて、清新な氣風を生じた。それで當時の出土器についても、從前の彝器觀をはなれ、圖象尺寸の記錄をはじめ、周到な古器物學的な方法が用意されている。劉敞の先秦古器圖、揚南仲の皇祐三館古器圖、胡俛の古器圖などは、何れも圖象によつて眞を傳え、古代禮器の制を確かめようとするものであつた。それは當時の碑銘の學と並んで興り、はじめ資料の豐富な石刻碑銘の撰集が主とされた。その書には歐陽脩の稿本を整理したその子棐に集古目錄二十卷 文獻通考引直齋書錄解題卷八云、凡三百五十餘跋 讀書敏求記卷一云、集古目錄三卷 があり、宋敏求 一〇一九〜一〇七九 の寶刻叢章三十卷 佚 宋志（又、拾遺三十卷） 郡齋讀書志卷廿 直齋書錄解題卷十五、曾鞏 一〇一九〜一〇八三 の金石錄五百卷 佚 南豐先生行狀 墓誌 元豐類稿卷五十、有金石錄跋尾、楊景略 一〇四〇〜一〇八六 の周秦以來金石刻文七十二卷 蘇魏公集卷五六楊公墓誌銘など、大部の編著がなされている。

圖釋としては元祐の考古圖、宣和の博古圖が出て朝野の彝器を總集し、また無名氏の續考古圖が出て、北宋の諸器はここに集成された。これよりさき李公鱗 一〇四九〜 に考古圖三卷があり、籀史にはその書を以て考古の先驅としている。籀史にいう。

李公鱗、字伯時、舒城人也、著考古圖、每卷每器、各爲圖敍、其釋制作鐫文、窾字義訓、及所用、復總爲前序後贊、天下傳之、士大夫知留意三代鼎彝之學、實始於伯時、伯時謂、聖人制器尙象、載道垂戒、寓不傳之妙於器用之間、以遺後人、使宏識之士、卽器以求象、卽象以求意、心悟目擊命物之旨、曉禮樂法、而不說之祕、朝夕鑒觀、罔有逸德、此唐虞畫衣冠以爲紀、而能使民不犯於有司、豈徒眩美資玩、爲悅目之具哉

哲宗皇帝治聖五年 紹聖、一〇九八年 春、得玉璽、下禮部、集諸儒參定、公鱗時爲御史掾、獻言秦璽用藍田玉、色正靑、書以龍蚓鳥魚爲文、著帝王受命之符、玉質堅甚、非昆吾刀蠟肪、不可治、自漢璵法中絶、此璽眞秦李斯所作、可考不疑、朝廷是公議、詔以五月朔、御前殿、用全仗受焉、宰臣百官、奉表稱賀、肆赦改元、以紀國瑞、實自伯時發之

彝器を以て古人載道の具とするのは、唐宋以來の文を以て載道の具とする文章觀を彝器の上に移したものであり、歐陽脩等の樹立した實事の精神よりの著しい後退であるといえよう。また玉璽をえて符瑞說を唱え、元符と改元したことなども、彝器の出現を神怪のこととする漢魏の彝器觀に復るものであつた。歐陽脩の示した前期の歷史主義的な志向は、ここではむしろ失なわれているようである。伯時にはまた周鑒圖一卷があり、籀史に「伯時元祐辛未六年、一〇九一歲作、首圖琱戈銘云、又六字、錮金爲文、不可識、禹以九牧之金鑄鼎、垂運巧思、以鐫鏤之、庚肩吾所謂蛟脚傍低、鵠首仰立者、正此書也、次載商器窾十四、多者三十八字、少者一兩言、跋云、余昔窺古、不至石鼓、茲因彝器、頗跡夏商」という。戈銘は鳥書の體のもので、もとより列國の器である。呂大臨の考古圖中に「李氏錄云」として引くもの二十餘條、また薛氏款識卷一庚鼎の下にも李氏古器釋を引く。考古圖藏器者の姓氏中、廬江李氏 辟、伯時 とあるものはその人であろう。

考古圖には元祐七年 一〇九二年 の自序があり、博古圖は宣和書譜・畫譜とともに宣和四年 一一二二年 に勅撰されたもので、この二書は北宋後期の彝器圖釋の學の結集となしうる。呂大臨の考古圖自序にいう。

堯舜禹皐陶之言、皆曰稽古、所謂古者、雖先王之陳迹、稽之好之者、必求其所以迹也、制度法象之所寓、聖人之精義存焉、然世移俗革、人亡書殘、不復想見先王之緒餘、至人罄欬、不意數千百年後、尊彝鼎敦之器、猶出於山巖屋壁、隴畝墟墓之間、形制文字、且非世所能知、況能知所用乎、當天下無事時、好事者畜之、徒爲耳目奇異、玩好之具而已、噫天之果喪斯文也、則是器也胡爲而出哉、予於士大夫之家、所閱多矣、每得傳摹圖寫、寖盈卷軸、尙病窾啓未能深攷、暇日論次成書、非敢以器爲玩也、觀其器、誦其言、形容髣髴、以追三代之遺風、如見其人矣、以意逆志、或探其制作之原、以補經傳之闕亡、正諸儒之謬誤、天下後世之君子、有意於古者、亦將有攷焉

その古器彝銘をみること、經書を奉ずるのと同じ。從つて記述の中心も、彝器を禮書に徵して說くものが多く、銘文の考釋には大きな進展をみせていない。彝銘の考釋には、劉敞・楊南仲あるいは李公麟らの釋があるものはこれを錄入し、ときに批正を加えている。亦政堂刊本には元の大德三年 一二九九年、陳才子・陳翼子の序があり、譌刻を正し辨正を加えたとあり、書中に引く集古本や薛氏款識の語は、これら後人の錄入するところ、また廬江李氏藏の罍 卷四 の考釋の末に「語在本篇」とは、李氏錄というものとともに李公麟考古圖より錄入するものであるが、その出所をいわぬもののうちにも、これら先行の書より採るものがある。圖釋の例として、次に中朝後中尊 卷四 をあげる。器の圖象はいま存する頌壺に近く、銘文によると、器は克氏諸器中の伯克壺である。

惟十又六年十（七）月既生霸乙未、白大師易白□（克）、僕山（卅）夫、伯□（克）敢對揚天君（右）王伯双（侑）、〔是〕衍用作朕穆考後中隮享（壺）、□（克）用丐（匄）眉壽無疆、□□（克克）其子〻孫〻、永寶用（享）脫 釋文

右得於岐山、高尺有六寸、深尺有二寸、半徑五寸有半、容二斗三升、銘五十有七字」按周禮籩人、掌朝事之籩、醢人掌朝事之豆、司尊彝祼皆用彝、春祠夏禴、朝踐兩獻尊、秋嘗冬蒸、朝獻用兩箸尊、追享朝享朝踐、用兩大尊、再獻用兩山尊、四時之祀、惟蒸嘗饋食、祠禴追朝、皆不饋食、止

有籩豆之薦、故謂之朝踐、詩云、籩豆有踐、踐行列也、朝踐卽朝事也、其籩加麥蕡、故知不饋食也、既祼、然後迎尸、尸入、乃薦朝事之籩豆、而有獻、此朝事所用尊也、祠禴朝踐、用獻尊、追朝朝踐、用大尊、先儒謂獻讀爲犧、音莎、云飾以翡翠、不知何所據、大尊爲瓦尊、卽瓦大也、今觀此尊、環頸飾以山、而腹文若龍蛇相蟠糾、謂之山尊、則追朝再獻所用、非朝事也、又非犧尊、瓦大皆不可考、竊意獻尊不以爲飾名尊、則斯尊也、或是其物、中中者二仲也、後中者、尊在後列、亦居中也

考古圖中、有數の長篇であり、その銘釋の方法をみることができる。釋文は伯克の名を未釋、障壺を尊享と解して器種を尊とし、よつて周禮によつて朝踐兩獻尊の尊とする。また文末の克克を中中と釋し、後中・中中を尊のある列位とし、その釋文に本づいて周禮にいう禮制との一致を求めているが、すでに銘釋に誤が多く、また周禮の古彝器に對する知識も甚だ不正確なものである。後中は先考の名、器はその圖によつても明らかなように壺である。考古の圖釋にはこの種のものがかなり多く、また經によつて器を說くために、かえつて誤を致すところが少くない。楚邛仲南和鐘卷七の南を、「謂之南和鐘者、樂縣在南也、儀禮大射禮云、阼階東、笙磬西面、其南笙鐘、西階之西、頌磬東面、其南鐘」と解するなど、儀禮によつて說くものにもその例がある。

書の編次は器種別により、卷一鼎・卷二鬲甗・卷三敦簠・卷四彝卣壺・卷五爵豆瓿・卷六盤盉・卷七鐘磬錞、卷八に玉器を收め、商周器一四八、秦漢器六三、玉器一三を錄入する一大集成である。一器ごとに出土・收藏・尺寸・銘識をいう。卷首に祕閣・太常・內藏皇祐中、降付修文伏樂所のほか、收藏の姓氏を列ね、河南文氏潞公・丹陽蘇氏子容・臨江劉氏原父・眉山蘇子瞻・河南寇準など三十六家をあげている。諸家收藏の器が甚だ多いことが注意されるが、私器として寶藏する風を生じたのであろう。呂序に彝器を好事玩好の具とすることを攻擊しているのは、これを公家の禮制の資とみなすからであり、そこに呂氏の考古の立場があつた。現本は陳才子・陳翼子の增補になるところが多く、北宋の呂本原本は久しく知られなかつたが、四庫提要卷一一五に「錢曾讀書敏求記、乃北宋鏤板、得於無錫顧宸家、後歸泰興季振宜、又歸崑山徐乾學、曾復從乾學借鈔、其圖亦令良工繪畫、不失毫髮、紙墨更精於槧本云云」とあり、その提要の筆者翁方綱の跋記に「此書僅得見館寫副本、或謄錄手寫多誤、抑或錢氏影寫原本有誤、皆未可知也」という。また元刻本と今本との異同については、提要補正卷三四に陸氏の儀顧堂續跋、李慈銘の荀學齋日記等を引いて、詳しい記述がある。

考古圖を繼ぐものに續考古圖五卷があり、編者の名を佚するが、南宋初の記事を含む。その書は宋志以下にみえず、久しく傳本が知られなかつたものであるが、光緒十三年一八八七年陸心源がその書をえて考古圖釋文と合刻し、世に知られるに至つた。その序にいう。

遵王錢曾讀書敏求記卷二、器用、遵王所藏南宋刊本、與考古圖竝行、得之無錫詢遠脩遠、後歸季滄葦振宜、延陵書目所載、是也、滄葦沒、歸徐健菴、遵王復從健菴借歸、倩工影摹、圖繪之精、自稱過於宋本、卽今天祿琳瑯所藏、七閣所據以著錄者也、書記所見藏器之人、惟李仲明誠、南宋尙存、若王晉玉玠・張仲謀詢・榮詢之咨道・榮子邕輯・姚毅父雄、皆徽宗時人、作者姓名、雖不可考、其必生長北宋、而終於南宋、無疑也

その書は、漢陽の葉氏京邸の藏書が廠肆に出たのを、陸氏が目錄でみつけ、友人に託して購入しようとしてえず、また甲申光緒十年潘伯寅の插架中にその書をみたが、それは翁方綱の抄錄したもので、翁氏の二跋を付するものであつた。跋一は提要の錄する文である。

書の編次は獲るに從つて列次し、收藏と尺寸とをしるす。器圖・銘刻に失眞のところ多く、ときに僞器・僞銘と思われるものがある。彝葢文・王宮匜卷二・大夫始鼎卷四などみな疑うべく、器種を誤る例もあり、王宮匜の圖は鼎である。僞器のことは早くすでに唐代に起り、比干墓・延陵墓の題記のごときも後人のなすところである。籀史に比干墓記についていう。

開元四年七一六年、游子武于偃師卜築、掘地獲比干墓銅槃一、廣四尺六寸、有科斗字十有六、每字長八寸許、文曰、左林右泉、後岡前道、萬世之銘、茲焉是寶、唐人摹字刊石、載所得之因云、地左右前後、岡道與泉並存、唯林夷矣、楊隱甫竅石以識其末、書學虞監、字極勁媚、殊可喜也
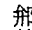
その器銘は嘯堂・薛氏に錄するが、もとより僞銘である。また籀史に、皇祐三館古器圖卷首の邢州上進の瑞鼎について、その器制を「制作無法、怪而不典」という。このように宋に入つて僞器僞銘が次第に多くなるのは、當時樂鐘・禮器の鑄作仿製が行なわれたことと關係があろう。銅器の制作は、漢より魏晉に至つてもなおその技法が傳えられ、梁の虞荔の鼎錄に載せる諸條は、出土記事一條を除いてみな鑄鼎の記事である。もとよりその制作が古器とははるかに異なるものであることは、いま存する漢以後の諸器によつて知りうる。宋の樂鐘については、集古錄卷一にその仿作のことをしるし、

景祐中一〇三四〜七修大樂、冶工給銅、更鑄編鐘、得古鐘、有銘于腹、因存而不毀、卽寶龢鐘也、余知太常禮院時、嘗於太常寺按樂、命工叩之、與王朴夷則淸聲合、初王朴作編鐘、皆不圓、至李照等奉詔修樂、皆以朴鐘爲非、及得寶龢、其狀正與朴鐘同、乃知朴爲有法也嘉祐八年六月十八日書

という。のち徽宗のときに至つて、新たに多く宗廟の器を作つている。

陸氏が續考古圖と合刻する考古圖釋文は、考古圖中の文字を韻別に類聚してその出處をしるし、字形の異同を注記したもので、翁方綱の跋識に「宋翟耆年伯壽籀史下卷、有趙九成者、著呂氏考古圖釋、據此則釋文一卷、是趙九成撰、其卷前題詞、葢九成所爲也」という。嘯堂集古錄の李邴序に「鼎器款識絶少、字畫復多漫滅、不可考證、及得呂大臨趙九成二家考古圖、雖略有典刑、辯釋不容無舛」とあり、これによると續圖もまた趙氏の編するところである。韻別に字類を整理することは、說文にも宋初に五音篆韻譜などが作られており、當時の古文字學と金文學との關連を示すものであろう。

彝　師服簋、說文、彝从系、从廾持米、从丌(與今本小異)、以上古器文彝字十有五、雖筆畫小異而大同、亦有漫滅、傳摹不完者、然其首者刀彑也、作數點者米也、幺者系也、廾則皆有之、許氏以彑爲聲、義恐未然、先儒解衣裳宗彝、止以虎蜼爲文、葢(上下)象虎首蜼尾也、系言其文、米言其實、廾則持之也、此義近之

䵻　郝敦、說文作□、从田童聲、禽獸所踐處、詩曰、町疃鹿場、陳倉石鼓文云、麀鹿䵻䵻、與此器文同、以是推之、當與町疃之疃同、从東童省也、从爾聲也

彝の字形を周禮六彝の器制を以て說き、また䵻を石鼓の文例を以て解するが、何れも字形に合するところはない。考古圖が禮說を以て器を說くのと同じく、何れもその本末を誤るものであるが、それは

また宣和・紹興の古器學・款識學にも通じてみられるところである。

博古圖三十卷は徽宗勅撰の書で、北宋彝器學の一應の結束をなすものである。その書にはいま原序を失し、成立の次第を知りがたいが、籀史の卷首に徽宗宣和博古圖三十卷をあげ、「帝文武生知、聖神天縱、酷好三代鐘鼎書、集羣臣家所蓄舊器、萃之天府、選通籀學之士、策名禮局、追迹古文、親御翰墨、討論訓釋、以成此書、後世之士、識尊彝犧象之制、瑚璉尊罍之美、發明禮器之所以爲用、與六經相表裏、以敷遺後學、可謂丕顯文王之謨也」とあつて、諸家の器をみな天府に集め、自ら討論に參加して成るものであるという。徽宗にはまた政和三年一一一三年鎬京でえた古器三器について、大廟明堂禮器款識三卷、翌四年の方澤の禮に用いた器に自ら加えた款識一卷があり、いずれも籀史にその文を錄している。成書の時期については大觀一一〇七〜初修、宣和一一一九〜重修の說が古くから傳えられているが、重修の證とすべきものはない。王國維の書宣和博古圖後 觀堂集林卷一八 にいう。

蔡條鐵圍山叢談、載其所作古器說云、太上皇帝卽位、憲章古始、及大觀初、乃倣李公麟之考古圖、作宣和殿博古圖、凡所藏者、爲大小禮器、則已五百有幾、獨政和間爲最盛、尙方所貯、至六千餘數百器、時所重者、三代之器而已、若秦漢間、非殊特、蓋亦不收、及宣和後、則咸蒙貯錄、且累數至萬餘、若岐陽宣王之石鼓、西蜀文翁禮殿之繪象、凡所知名、罔間鉅細遠近、悉索入九禁、而宣和殿後、又琊立保和殿者、左右有稽古博古尙古等閣、咸以古玉璽印諸鼎彝、法書圖畫、咸在云云

案此說、記徽宗一朝、最爲詳盡、然亦有夸誕失實處、如謂宣和博古圖之名、取諸宣和殿、又謂其書成於大觀之初、不在宣和之末、其實不然、翟耆年籀史謂、政和癸巳秋、獲兕敦於長安、而博古圖中、已著錄是敦、又趙氏金石錄謂、重和甲戌、安州孝感縣民、耕地得方鼎三・圓鼎二・甗一、謂之安州六器、而此圖中、已著錄其四、其二舊失其名、諒亦必在圖中、又趙氏謂、宣和五年、靑州臨淄縣民、於齊故城耕地、得古器物數十種、其間鐘十枚尤奇、而此圖已著錄其五、則此書之成、自當在宣和五年之後、不得在大觀初、而圖中所載、古器僅五百餘、則政和六千餘器、宣和萬餘器之說、亦不足信、或蔡氏幷古玉璽印、石刻書畫之數計之、然第如此圖所錄、已爲古今大觀矣

收めるところはすべて八三九器、うち彝器の屬は六八六器、鼎卷一〜五・尊罍卷六・七・彝（殷）卷八・卣卷九〜一一・瓶壺卷一二・一三・爵卷一四・斝卷一五・觶角敦卷一四〜一七・簠簋豆甗卷一八・鬲卷一九・鐙瓿鑑匜盤洗卷二〇・二一・鐘卷二二〜二五・磬錞鐸鉦卷二六、以下雜器の類であるが、考古圖等に敦とするものをすべて彝と稱しており、またときに器種を誤るものがある。各類の首に總說を加え、器每に圖と尺寸・容量・重量、銘識には考說を加える。いま通行のものは亦政堂本で版式のよいものであるが、元版と異なるところが多く、錢曾の讀書敏求記卷二に「是書雕造精工、字法倶模歐陽、乃當時名手所書、非草草付諸剞劂者、凡臣王黼撰云云、元版都爲削去、殆以人廢書歟」というが、晁氏郡齋讀書志袁本前志卷一下に「王楚撰」とあり、別人である。

重修說について、陳振孫の書錄解題に博古圖說との關係に及び、「博古圖說十一卷、祕書郎邵武黃伯思長睿撰、有序、凡諸器五十九品、其數五百二十七、案李丞相伯紀爲長睿志墓、言所著古器說四百二十六篇、悉載博古圖、今以圖說攷之、固多出於伯思、亦有不盡然者、又其名物、亦頗不同、蓋長睿

沒於政和八年一一一八年、其後修博古圖、頗采用之、而亦有所刪改云爾」という。黄氏の書を採るも、その書を重修したのではない。また書名について、四庫提要巻一一五に、書に宣和を冠していうのは殿名を以てしたもので、年號を用いたのでないという。しかし徽宗が自ら「宣和人」と稱したのは改元後のことであり、書中に重和宣和前年出土の安州六器があることからいえば、書はやはり宣和期の成立、王楚等の奉勅撰としてよく、いまの版式は元人の補修に成るものであろう。陸心源の藏書志及び儀顧堂續跋巻一〇に、元版は宋版を補修して成り、補刊の部分は字の大小疏密、工拙懸絶して同じからずという。提要補正巻三四にその兩文を引いている。

博古圖の杜撰については、早く南宋の容齋隨筆にきびしい批判がみえる。その巻一四に「政和宣和間、朝廷置書局、以數十計、其荒陋而可笑者、莫若博古圖、發書捧腹之餘、聊識數事于此」として數條の例をあげている。いまその一部を錄する。

父癸匜之銘曰、爵方父癸、則爲之說曰、周之君臣、其有癸號者、惟齊之四世有癸公、癸公之子曰哀公、然則作是器也、其在哀公之時歟、故銘曰父癸者此也、夫以十干爲號、及稱父甲父丁父癸之類、夏商皆然、編圖者固知之矣、獨於此器、表爲周物、且以爲癸公之子稱其父、其可笑一也

楚姬盤之銘曰、齊侯作楚姬寶盤、則爲之說曰、楚與齊從親、在齊湣王之時、所謂齊侯、則湣王也、周末諸侯自王、而稱侯以銘器、尙知止乎禮義也、夫齊楚之爲國、各數百年、豈必當湣王時從親乎、且湣王在齊諸王中、最爲驕暴、嘗稱東帝、豈有肯自稱侯之理、其可笑四也

干名を以て銘する器が商器であることは、すでに考古圖巻四・卅八葉にその原則が説かれており、編者はその說を參考していない。また齊侯盤の字樣は春秋期の齊器に近く、楚と釋する字は䢅にして姬姓の國である。洪邁はなお三筆巻一三にも「其謬妄不可殫擧」として、

周高克尊曰、高克者、不見於他傳、惟周末衞文公時、有高克將兵、疑克者乃斯人、蓋衞物也、予按、元銘文但云伯克、初無高字、高克鄭淸人之詩、兒童能誦之、乃以爲衞文公時、又言周末、此書局學士、蓋不曾讀毛詩也

齊侯鎛鐘銘云、咸有九州、處禹之都、釋之云、齊之封域、有臨淄、東萊、……平原、蓋九州也、予按銘語、正謂禹九州耳、今所指言郡名、周世未有、豈得便以爲州乎

など、また數條をあげている。博古にこのような鑿說が多いのは、洪邁が「當政和宣和間、蔡京爲政、禁士大夫、不得讀史、而春秋三傳、眞束高閣、故其所引用、絕爲乖盾」三筆巻一三というように、元祐黨爭の後の深刻な頹敗を示すものとみられる。

考古は禮書を以て彝器を解し、博古は史を以て彝銘を解しようとするが、何れも甚だしい鑿說に陷ることが多い。彝器・銘識の學は卽物の學であり、それ自身のうちに原則と體系とを求めなければならぬものである。歐陽脩を唱首とする諸人によつて主張された禮制・文字・史傳の學は、彝器の學において統合されることが最も望ましい方法であるが、考古と博古とには、そのような自覺が乏しいようである。そこに北宋末の時運の退潮をみることができよう。北宋末には彝器資料の增加が著しく、洪邁も「漢去周未遠、武宣以來、郡國每獲一鼎、至於薦告宗廟、群臣上壽、蓋以其難得故也、今世去漢千年、而器寶之出、不可勝計、又爲不可曉已」容齋三筆、鐘鼎銘識というように、まことに未曾有のこ

とであつたが、これら著錄の書は、體例備わるも、その研究は精審を缺くという結果を見せている。

これら圖釋の書をはじめ、南宋の款識・題跋に共通してみられる禮器としての彝器觀の傾向には、もとより由來するところがある。唐は史上未曾有の規模において統一國家を實現し、その禮制の據るところを古制に求め、宋もまたこれを繼承した。宋初の三禮圖纂定は、その序に「國朝創制彝器、迨於車服、乃究其軌量、親自規模、從理以變、惟適其本、於是博采三禮舊圖、凡得六本、大同小異、尋繹推較、詳求原始、作程立制、昭示無窮」というように、舊章を明らかにすることを目的とする。創制彝器とは、太祖以來、歷世受命の器を作ることを指しているが、北宋末には金の南侵によつてその八鼎を奪われている。三禮圖 二十卷 は、聶崇義が顯德三年 九五六年 に命を受け、建隆二年 九六一年 にその業を終えたもので、鼎俎圖卷第十三・尊彝圖卷第十四に、周禮・儀禮等によつて禮器を說くも、當時は古器の出土も少く、まことに乖亂の說が多い。三鼎六彝簠簋の屬など、みな鑿空の圖を掲げている。考古・博古等の禮器說も多くこの書に本づき、これを出土器を以て證しようとするにあつた。ただその立說の根據は、依然として舊禮說によるところが多く、そこに當時の彝器研究の限界があつた。

四、彝器の散佚と款識の學

政和・宣和の間に、諸家の收藏するところをも天府に收め、一時は彝器の蒐集は五百器を超えるに至つたが、宋の南遷とともにまた忽ちにして散亡した。靖康の變 一一二六年 に金との和平條件として內府の古器書畫等を悉く北方に移し、太祖以來受命の器として作られた八寶もみな遷徙の運命に遭うたが、そのうち大部分は銷毀を受け、また民間に流出したものもある。王國維の書宣和博古圖後 集林卷一八 にその事情を說いて、

> 至此圖中各器物、靖康之亂、已悉爲金人輦之而北、然其十之一二、尚見於張掄紹興內府評中、蓋金人不甚重視古器、而宋之君臣、方懸重値購之、故汴京內府、及故家遺物、往往萃於權場、如劉原父舊藏張仲簠、劉炎於權場得之、畢良史亦得古器十五種於盱眙權場、上之祕府、其中八種、亦博古圖中物也、建炎以來繫年要錄云、紹興十五年、以畢良史知盱眙軍、案三朝北盟會編謂、良史以買賣書畫古器、得幸於思陵、則良史之知盱眙、當由高宗使之、訪求權場古器耳、此事前人未悟、故並著之

という。しかしこの再蒐集も、國家多事にして錢幣の資足らず、高宗の紹興六年 一一三六「斂民間銅器、詔民私鑄銅器者、徒二年」、「二十八年 一一五八年 出御府銅器千五百事、付泉司、大索民間銅器、得銅二百餘萬斤」、また寧宗の慶元三年 一一九七年「復禁銅器、期兩月鬻于官、每兩三十」宋史食貨志下二 の記事に徵すると、また殆んどこれを銷毀したようである。容庚氏の通考に、なお大金國志 卷一四「金海陵王正隆三年、詔平遼宋所得古器、年深歲久、多爲妖變、悉命毀之」の文を引く。宣和ののち三十餘年にして、博古圖中の諸器は殆んど毀滅を受けた。その收錄の器はいま傳わるものなく、ただ厚趠方鼎・禹鼎など、異器同銘のものをみるにすぎない。通考にまた明の文秉の烈皇小識 卷六・姜紹書の韻石齋筆談 卷上 を引き、毀銷の嚴重であつたことをいう。建炎以來の厄を免れたものも、明代にまた

銷燼の厄を受けたのである。

南宋に入つて、すでに新得の器に乏しく、ただ款識の書に薛尚功の歴代鐘鼎彝器款識法帖二十卷、王俅の嘯堂集古錄二卷及び王厚之の復齋鐘鼎款識一卷が出た。この三書に著錄するものは、既著錄のものを除くと、鐘一五・鼎三四・鬲七・甗四・敦一二・簠三・尊九・彝一六・卣八・爵一二・觶一・盤四・匜七等合せて百三十餘器にすぎず、そのうち趙明誠の金石錄にみえるものもある。考古・博古より再錄するものは極めて多く、また初出の器には僞器と思われるものを含んでいる。要するにこれらの書は、北宋殘缺の餘器を錄するものといえよう。

薛氏の款識には原序なく、古く墨本を以て行なわれ、のち石刻法帖の形式をとり、諸家の題跋の類が多い。建昌の曾宏父の石刻鋪敍 巻上 に、「鐘鼎彝器款識帖二十卷、定江僉幕 陳氏書錄作通直郎 錢唐薛尚功編次幷釋、紹興十四年一一四四年甲子六月、郡守林師說爲鐫置公庫、石以片計者二十有四、視汝之所刻、武陵所鋟金石篆隷、則此帖爲備」とみえ、もと二十四石であつた。付石のことは歐陽脩らの古器捜集以來、傳本を得る方法として行なわれており、趙明誠の石本古器物銘にも、三百餘器を付石し、その墨本を四大軸に收めたという。薛氏款識はもと自筆本・寫本を以て傳えられ、のち石に刻したが、李邴の嘯堂集古錄序に「晩見宣和博古圖、然後愛玩不能釋手、蓋其款識、悉自鼎器、移爲墨本、無毫髮差、然流傳人間者、纔一二見而已、近年好事者、亦刊鼎文於石、從而辯識、字既失眞、而立說疎略、殊可怪笑」とあり、付石の際に失眞のところ多く、辯識もその際に加えたものとする。石刻の殘拓はいま十葉を殘すにすぎない。孫詒讓の跋 述林巻六 に、書の傳來について說くことが甚だ詳しい。

今本薛書二十卷、晁昭德讀書志及宋史藝文志、著錄竝同、而直齋書錄解題、及吾子行學古編、則云十卷、蓋此書在宋時、自薛氏手寫本外、止有石本法帖、無版刻本、曾宏父石刻鋪敍載法帖本、刊於定江公庫者、正是二十卷、而吾氏所見十卷本、亦云刻於江州、定江卽江州、同出一地、其非二本、殆無疑義、檢手蹟本册首元人題字云、予讀薛尚功集古金石文字、歎其博、及見謝長源所收尚功寫本、乃知今石刻僅得其半、而寫本字畫爲精 末題至正元年（一三四一年）後五月廿二日、鑒武幹王倫徒克莊在武林驛、以此題推之、蓋定江石本、南宋中葉、已缺其半、陳直齋所見、卽不全本、實無二刻也、余嘗以曾氏所記定江本、校今版本及舊景鈔手蹟本、惟石本題法帖、而手蹟本、則無此二字、其目次首尾悉同
定江元石、元以後久佚、舊拓亦絕、不易覯、而手蹟本、明時尚存、朱謀垔據以重刊、嘉慶間、阮文達以朱本刊於杭州、序稱家有宋時石刻鈔本、蓋兼以法帖本校定者、余嘗校諸款識、最後得舊景鈔手蹟本、以相參校、則手蹟本、多與攷古諸圖合、杭本譌誤甚多、釋文亦有舛互、則阮校、未爲精審也、手蹟本、册耑所摹宋元明人題字十則、咸翰墨精雅、足攷此書原流、朱謀垔本、亦有之、如柯丹邱・張天雨諸題皆佳、而杭州本、盡刪削不存、亦殊可惜、曩張歗山先生爲余言、松江某氏、有宋拓石刻本、尚完具、惜不得叚校、附記之、以俟它日、儻得慰此宏願爾

宋拓殘本十葉はのち中央研究院が影印し、また明刻朱本も覆印された。四庫提要 巻四一 に「尚功字用敏、錢塘人、紹興中、以通直郎、僉定江軍節度判官廳事、所錄篆文、雖大抵以考古博古二圖爲本、而蒐輯較廣、實多出於兩書之外、至其箋釋名義、考據尤精、蓋尚功嗜古好奇、又深通篆籒之學、能集諸

家所長、而比其同異、頗有訂譌刊誤之功」とかなりの評價を加えているが、考釋は多く考古・博古に據り、その荒誕はときに博古に過ぎるものがある。師望鼎の望を太公望呂尙、また師訇𣪘に「剌且乙白」の名があるのによつて、齊の乙公の子の作器とするなど、考釋の態度の上に何らの進展もみられない。またたとえば子父己鼎は子戈形の下に父乙と銘するものであるが、これを釋していう。

按三代之間、惟商爲尊神、凡于祭祀、必致其盡、故其鼎、間作子象、以持刀、非特鼎也、尊之與卣、悉著此焉、蓋供子職者、不如是、不足以見其竭力從事之意、是以先王之事親、于羞剤則執鸞刀、入舞則執戈戚、必躬必親、毎毎如此、又況尊神之世乎、迹其商之世、曰父己者、雍己也、鼎彝用享其父、則必識以其子、繼雍己者、乃其弟太戊、則所謂子果誰邪、定非繼其後者、乃爲之子邪

このような鑿說は、圖象文字に對して殊に甚しいが、それは清朝人の款識の書に至つても、なお改められることのなかつたものである。彝銘の理解には、その時代の社會と文化とに對する廣汎な知識と、方法の確立とを必要とするが、そのような彝銘の研究は、なお現代の金文研究にも課せられている課題である。

宋代款識の書として、字迹の最もすぐれたものに、王俅の嘯堂集古錄がある。淳熙三年一一七六年廬陵の曾機伯虞の跋に、「元祐以竣、地不愛寶、頽堤廢墓、湮鼎藏敦、所觸呈露、由是考古博古之書生焉、蓋盈編鱗秩、而包羅莫究、王君子俤弁嘯堂集古、最爲後出、然而奇文名蹟、自商迄秦、彙ゝ凡數百章、尤爲精夥」という。三四五器中、商周の器二七五を錄する。編次に多少の混亂があり、また容庚氏の通考に「間有删節、如齊侯盤十七字、只錄七字、齊侯匜十七字、只錄六字、谷口甬四十五字、只錄三十二字、鏡銘删節尤多」という指摘がある。李邴の序に

一日、予故人開國長孺之子王俅子弁、見過、出書二巨編、皆類鐘鼎、字甚富、名嘯堂集古錄、且謂予曰、俅不揆、留意於此久矣、自幼至今、毎得一器款識、必摸本而投之篋、積三十餘年、凡得數篋、則又芟夷剪截、獨留善者、編次之、其志猶以謂未足也、他日再獲古文奇字、即續於卷末

とみえ、いま下卷後半に編次するものは後得のものであろう。銘下に釋文を付し、考釋を加えていない。中に古印數十章あり、その「夏禹」と刻するものは、吾邱衍の學古編に「係漢巫厭水災法印、世俗傳有渡水佩禹字法」と稱するものである。もと傳本少く、吳虞臣の拜經樓藏書題跋記巻一に、吳氏がえた舊鈔本が、知交と相鈔校する間に失なわれた事情をしるしていて、興味が深い。

復齋鐘鼎款識は古くこれを著錄するものなく、その印記題跋によつて傳承を考えることができる。朱彝尊の跋に、成書の事情を詳說している。いまその部分を錄する。

宋紹興中、秦相當國、其子熺伯陽、居賜第十九年、日治書畫碑刻、是册殆其所集、如楚公鐘師旦鼎、皆一德格天閣中物也、餘或得之畢少董、或得之朱希眞、或得之曹大中、蓋希眞晩爲伯陽客、而少董視盱眙榷場、因摹款識一十五種、標以靑箋、末書良史拜呈、以納伯陽、至今裝池册內、秦氏既敗、册歸王厚之、毎款鈐以復齋珍翫、厚之私印、且釋文、疏其藏弆之所、後轉入趙子昂家、子昂復用大雅章、兼書薛尙功攷證於曾侯鐘後、於時錢德平・柯敬仲・王叔明・陳維寅、均有賞鑒印記、隆慶間、項子京獲之、近歸倦圃曹先生、康熙戊申七年、一六六八、先生出示余、余愛翫不忍

釋手、先生屬余跋之、未果也、（壬戌 一六八二年）乃封完寄焉、先生旣逝、所儲書畫、多散失久之、是册竟歸於余、藏之笥十載、宗人寒中、嗜古成癖、見而愛玩之、猶余之曩日也、因以畀之

寒中は、出遊の際にも必らずこれらの祕籍を隨え、そのため巨舸も坐處をえないほどであつたという金司農跋。書末に査愼行・錢大昕・翁方綱らの跋記があり、錢跋によると、册中に名は遂、字は景裴というものあり、容齋洪邁の昆弟行の人、また册中復出のものに趙子昂補入のものがあるという。書册の首に鐘鼎款識の四大字あり、また松雪の書とみられる。阮元の刊記に「宋拓鐘鼎款識原册、計三十葉、宋復齋王氏所集、計五十九器、內有靑牋者十五器、爲畢良史所收、末葉楚公夜雨雷鐘重見、玩其題識、皆復齋之筆也、楊州阮氏積古齋所藏、嘉慶七年秋、募勒成册」とみえる。多く諸家の賞翫をえたものであるが、刻本の字蹟は失眞のところ多く、嘯堂に遠く及ばない。阮元は諸家の考釋をとつて錄入し、加筆はすべて隸體による。阮氏の積古齋は嘉慶九年一八〇四年の刻本にかかり、そのうち宋拓によるものを含んでいる。

款識の書は、南宋の諸書以來、阮氏の書に至るまでついにあらわれず、曠絕の時期を迎える。器の出土蒐集のこともこの時期以後にはみえず、趙明誠の金石錄三十卷が、宋代金石著目の最後のものとなつた。

金石錄三十卷は、趙明誠 一〇八一～一一二九 が家藏の金石二千編を目錄十卷に編し、その題識を錄したもので、その第二十二までが古器物の銘である。その器は概ねすでに著錄があり、趙書にのみあるものは田鼎・車敦など六器にすぎない。その題識も先行の著錄によるものが多いが、器の時代や作器者についてはみだりに論斷することを避け、極めて矜愼な態度をとつている。たとえばいわゆる文王鼎は、博古以來、薛氏・嘯堂、また董逌の廣川書跋 卷二・張掄の紹興內府古器評 卷上 にもみえるもので、みな文を「魯公作文王隮彝」とよみ、魯公を周公あるいは伯禽とするが、趙跋にはその釋を疑問としていう。

右文王尊彝銘、紹聖間、宗室仲忽、獲此器以獻、有旨、下祕閣考驗、而館中諸人、皆以爲後世詐譌之物、不進於御府、於是仲忽坐罰金、然其器猶藏祕閣、初仲忽、以器銘上一字、與小篆鹵字相類、遂讀爲魯、因以文王爲周之文王、曰此魯公伯禽、享文王廟器也、其言頗近乎夸、故當時以爲僞、然玆器製作精妙、文字奇古、決非僞物、識者當能辨之、惟遂以爲魯公器者、初無所據爾

博古は魯公を周公旦をいうとし、薛氏・張氏もこれに同じ。董氏は伯禽說をとる。諸書に魯と釋する字は、趙氏の疑うように魯ではなく、周の初文であり、從つて周公の器である。また趙氏が學士諸人の僞器說を卻けているのは、目驗の器多くして、鑒識にも長じていたのであろう。博古には、僞器說は仲忽を陷れようとする腐儒の策謀であつたとしている。器は鳥足の方鼎で類の少いものであるが、鳥足鼎の例は故宮 下・三二 にもみえる。陳氏の書錄解題 今本脫、文獻通考卷二〇七引 にいう。

金石錄三十卷、東武趙明誠德甫撰、其所藏二千卷、蓋倣歐陽集古、而數則倍之、本朝諸家、蓄古器物款識、其考訂詳洽、如劉原父・呂與叔・黃長睿、多矣、大抵好傅會、古人名字、如丁字、卽以爲祖丁、擧字卽以爲伍擧、方鼎卽以爲子產、仲吉匜卽以爲偪姞之類、遂古以來、人之生世、夥

矣、而僅見於簡册者幾何、器物之用、於人亦夥矣、而僅存於今世者幾何、廼以其姓字名物之偶同而實焉、余嘗竊笑之、惟其傅會之過、併與其詳洽者、皆不足取信矣、惟此書跋尾、獨不然、好古之通人也、明誠、宰相挺之之子、其妻易安居士李氏、爲作後序、頗可觀

よく趙氏のために辨ずるものといえよう。巻首に明誠の序、巻末に李清照の後序があり、宋室顚沛の間に、その遺器祕册とともに數奇の運命をたどつた事情が、詳しく逑べられている。

趙序に、二十年にわたるその搜集の苦を逑べたのち、「余之致力于斯、可謂勤且久矣、非特區區爲玩好之具而已也、葢竊嘗以謂、詩書以後、君臣行事之跡、悉載于史、雖是非襃貶、出于秉筆者私意、或失其實、然至于善惡大節、有不可誣」として、史實を明徵にすることを主旨としている。歐陽公の業を繼ぐとともに、またその歷史主義の立場を貫こうとするもので、そのことは陳氏の書錄解題にも認めるところである。宋代の金石學は、歐陽氏の集古にはじまり、趙氏の金石學はその精神を繼承し、その學の後勁を爲すものといえよう。

趙氏の妻李清照一〇八四~一一五五前後は、韓琦の門下として聞えた李格非の女、母もまた文を善くし、清照は詞人として當代に卓出する女流であり、その易安集は聲價の高い詞集である。夫君明誠とともに文雅にして金石の嗜あり、金石錄中にもその筆削のところがある貴耳集上という。洪适の隷釋巻廿六に、その晩年、表して金石錄を上進したという記逑がある。建炎のとき、金の南進を避けて流落の間に明誠沒し、清照はその遺器殘册を抱いて萍遊をつづけた。その纏末は後序の文中に詳逑されている。いまその文を節錄する。

余建中辛巳一一〇一年始歸趙氏、侯年二十一、在太學作學生、趙李族寒、素貧儉、後二年出仕宦、便有飯蔬衣練、窮遐方絕域、盡天下古文奇字之志、日就月將、漸益堆積、後屏居鄉里十年、仰取俯給、衣食有餘、連守兩郡、竭其俸入、以事鉛槧、每獲一書、卽同共勘校、整集籤題、得書畫彝鼎、亦摩玩舒卷

至靖康丙午歲一一二六年、侯守淄川、聞金人犯京師、四顧茫然、盈箱溢篋、且戀戀、且悵悵、知其必不爲己物矣、建炎丁未春三月、奔太夫人喪南來、旣長物不能盡載、凡屢減去、尙載書十五車、至東海、又渡江至建康、靑州故第、尙鎖書册什物、用屋十餘間、期明年、再具舟載之、十二月、金人陷靑州、凡所謂十餘屋者、已皆爲煨燼矣

己酉建炎三年、一一二九年夏五月、至池陽、被旨知湖州、遂駐家池陽、獨赴召、六月十三日、始負擔捨舟、坐岸上、葛衣岸巾、精神如虎、目光爛爛射人、望舟中告別、余意甚惡、呼曰、如傳聞城中緩急、奈何、戟手遙應曰、從衆、必不得已、先棄輜重、次衣被、次書册卷軸、次古器、獨所謂宗器者、可自負抱、與身俱存亡、勿忘之、遂馳馬去、途中奔馳、冒大暑、感疾、至行在、七月末、書報臥病、余驚怛、遂解舟下、一日夜行三百里、比至、病危在膏肓、八月十八日、遂不起、取筆作詩、絕筆而終

時猶有書二萬卷、金石刻二千卷、余又大病、僅存喘息、事勢日迫、冬十二月、金人陷洪州、遂盡委棄、所謂連艫渡江之書、又散爲雲烟矣、獨餘少輕小卷軸書帖、寫本李杜韓柳集、世說、鹽鐵論、漢唐石刻副本數十軸、三代鼎鼐十數事、南唐寫本書數篋、偶病中把玩、搬在臥內者、巋然獨存、

上江既不可往、又虜勢叵測、到台、之郯、出睦、又雇舟入海、奔行朝、從御舟海道之溫、又之越、庚戌一一三〇年十二月、放散百官、遂之衢、紹興辛亥春三月、復赴越、壬子又赴杭

これよりなお諸所に流亡の生活をつづけるうち、その巋然として獨り存するものも盜に奪われて七・八を失い、殘零の書册三數種、平々の書帖をとどめるに過ぎなかつた。こうして餘燼漸く收まるに至つた紹興二年一一三二年、その後序を作つている。

今日忽閲此書、如見故人、因憶侯在東萊靜治堂、裝卷初就、芸籤縹帶、束十卷作一帙、每日晚更散、輒校勘二卷、跋題一卷、此二千卷、有題跋者五百二卷耳、今手澤如新、而墓木已拱、悲夫、昔蕭繹江陵陷沒、不惜國亡、而毀裂書畫、楊廣江都傾覆、不悲身死、而復取圖書、豈人性之所著、死生不能忘之歟、或者天意以余菲薄、不足以享此尤物耶、抑亦死者有知、猶斤斤愛惜、不肯留在人間邪、何得之艱、而失之易也、嗚呼、余自少陸機作賦之二年、至過蘧瑗知非之兩歲、三十四年之間、憂患得失、何其多也、然有有必有無、有聚必有散、乃理之常、人亡弓、人得之、又胡足道、所以區區記其終始者、亦欲爲後世好古博雅者之戒云

洪邁の容齋四筆巻五に、「其妻易安李居士、平生與之同志、趙沒後、愍悼舊物之不存、乃作後序、極道遭罹變故本末、今龍舒郡庫刻其書、而此序不見取、比獲見元稾於王順伯、因爲撮述大槩云」としてその大略をあげ、「時紹興四年也、易安年五十二矣」とする。黄盛璋の年譜李清照集所收及び李清照事跡考辨同上にその事跡をいうこと詳しく、後序は四年、易安はときに五十一歳であるという。

趙氏夫妻の苦辛の金石蒐集とその散亡とは、まことに宋代の金石學の結末を象徵するにふさわしい悲話である。聚散常理ありとする易安の諦語も、「人失弓、人得之」という達語も空しく、北宋以來の諸器は剩すところなく滅失して、一器をも傳えるものはない。また北宋末の黄伯思の博古圖政和五年、一一一五年は佚してその書も傳わらず、東觀餘論黄伯思、大觀二年、一一〇八年にその序跋をとどめ、また紹興內府古器評二卷は、高宗の幸臣張掄の編するところで、上卷九十八事、下卷九十七事、多く博古等の圖釋をとる。董逌の廣川書跋に紹興廿七年一一五七年董弁の序があり、李清照の沒したのちのものであるが、董氏家藏の亡佚を歎き、「爰自南渡、鄉關隔絕、先世所藏、莫知在亡、或已散逸、過江隨行所携、敗於兵火、今所存、得於煨燼之餘、年來爲裒集、在者得書跋、釐爲十卷」という。また燼餘の業である。歐陽氏にはじまり、趙氏夫妻に終る宋代の金文研究は、のち清の嘉慶に至つて、阮氏が薛氏款識、王氏鐘鼎の覆刻を試みて再興の機運を迎えるまで、茫茫七百年、再び長い曠絕の時期を迎えるのである。

財團法人 白鶴美術館發行

方座百乳文四耳𣪘

白川靜

金文通釋 四二

通論篇

第四二輯

白鶴美術館誌

第三章　金文學史　その三

一、彝器の仿鑄と辨僞

宋代の彝器・款識の學には、二つの大きな流れがあつた。それは彝器を、古代の禮制における器用の學として禮器の立場からみるものと、また石刻碑銘の學の原流として、考史の立場から考察するものとである。もともとこの兩者は、宋初の自由にして合理主義的な精神を基調とするものであり、考史の先聲を爲すものは歐陽脩、考古の先驅としては劉・楊の他に沈括をあげることができよう。

禮器の學としては、唐以前よりすでに數種の禮圖説があつたが、宋初に聶崇義がこれらを校定して重校三禮圖を作つた。しかしそのとき彝器の出土はなお少く、圖説に揭げる禮器の類は、經説によつて想像した奇怪不類の信じがたいものであつた。宋初以來の古代彝器の出現は、當然このような周禮以來の舊説に、新しい懷疑と批判をよび起すことになつた。沈括一〇二九〜一〇九三の夢溪筆談は、北宋の學術の精神を、多方面にわたつて遺憾なく發揮したすぐれた書であるが、なかに出土器による禮器説がある。

禮書所載黃彝、乃畫人目爲飾、謂之黃目、予遊關中、得古銅黃彝、殊不然、其刻畫甚繁、大體似

繆篆、又如欄盾間所畫回波曲水之文、中間有二目、如大彈丸、突起煌煌然、所謂黃目也、視其文、髣髴有牙角口吻之象、或謂黃目乃自是一物、又予昔年在姑熟王敦城下、土中得一銅鉦、其鉦中間鑄一物、有角羊頭、其身亦如篆文、如今時術士所畫符、傍有兩字、乃大篆飛廉字、篆文亦古怪、則鉦間所圖、蓋飛廉也、飛廉神獸之名、淮南轉運使韓持正、亦有一鉦、所圖飛廉及篆字、與此亦同、以此驗之、則黃目疑亦是一物、飛廉之類、其形狀如字非字、如畫非畫、恐古人別有深理、大抵先王之器、皆不苟爲、昔夏后鑄鼎、以知神姦、殆亦此類、恨未能深究其理、必有所謂、或曰、禮圖罇彝、皆以木爲之、未聞用銅者、此亦未可質、如今人得古銅罇者極多、安得言無、如蒲穀璧、禮圖悉作草稼之象、今世人發古冢、得蒲璧、乃刻文蓬蓬、如蒲花敷時、穀璧如粟粒耳、則禮圖亦未可爲據卷一九

黃目は禮記明堂位に「季夏六月、以禘禮祀周公於大廟、牲用白牡、尊用犧象山罍、鬱尊用黃目」、「灌尊、夏后氏以雞夷、殷以斝、周以黃目」、鄭注郊特牲に「黃目黃彝也」とあるものであるが、沈氏のいうところのものは饕餮であり、その兩大眼を經籍に黃目黃彝と稱したものと解する。また蒲璧・穀璧は周禮大宗伯にみえ、朝禮や相見の際に執る玉とされるものであるが、考古圖卷八にその圖をあげて「非蒲穀」とし、元の朱德潤の集古玉圖亦政堂本にもなお穀璧の圖を掲げて拱璧とし、器物と名との一致をえていない。沈括の說くところを以て器名とすることは、清末の吳大澂の古玉圖考に及んでからである。また罍の制を論じていう。

禮書言罍畫雲雷之象、然莫知雷作何狀、今祭器中畫雷、有作鬼神伐鼓之象、此甚不經、予嘗得一古銅罍、環其腹皆有畫、正如人間屋梁所畫曲水、細觀之、乃是雲雷相間爲飾、如云象形者古雲字也、象雲氣之形、如◎者雷字也、古文◎象形爲雷、象回旋之聲、其銅罍之飾、皆一云一◎相間、乃所謂雲雷之象也、蓋古人以此飾罍、後世自失傳耳卷一九

いわゆる雷文をいう。罍は必らずしも雷文より名をえたものではないが、鬼神伐鼓のような俗說を、古器の例によつて訂したものである。また補筆談卷二にも鬲の器制を論じているが、考古圖卷七には分當鼎や斝をも誤つて鬲と稱している。器名は博古に至つてやや備わるが、なお𣪘を彝と敦とに兩屬するなど、不徹底のところが多い。

このような器制の研究は、五代衰亂のあとを承けて、一代の典禮を備えようとする國家の要請に發するもので、聶氏の三禮圖は、太祖即位の翌年に、命を奉じて撰述したものであつた。その後歷世禮書儀注の編修が行なわれ、樂もまた「自建隆訖崇寧九六〇〜一一〇六凡六改作」宋史樂志というほど、頻繁な改正が加えられた。宋史禮志吉禮一に「初議禮局之置也、詔求天下古器、更制尊爵鼎彝之屬、其後又置禮制局於編類御筆所、於是郊廟禋祀之器、多更其舊」というのは、宋初以來漸く多きを加えるに至つた古代彝器の器制が、周禮說等による禮器の制と異なる事實が確かめられたからであつた。翟耆年の籀史卷上 徽宗の禮器款識の條にいう。

政和癸巳三年、一一一三年、帝獲周罍于鎬京、秋獲商卣、獲兕觥于長安、又獲黃目尊于洨都、後復幽燕、獲耶律德光所盜上古寶玉尊、形制與黃目尊等、瑩然無少玷缺、在廷莫知所用、帝獨識其爲灌尊、明年獲周錞、越三月甲子、獲寶簋、命我先人典司制作、肇新宋器、四休商周、銘功以薦神

祇祖考、罔有弗格、於是一洗漢唐諸儒臆説之陋、萬世而下、始識三代尊彜之制、使六經所載、不爲空言、一時文物、比隆三代、可謂詔盡美矣、又盡善也

翌四年の方澤の祭祀に「犧象鼎彜、尊罍壺豆、凡廿有八款」を作り、その銘を耆年の父汝父が作っている。圜丘犧尊に「帝考古象物、制器維則、作犧尊、用享於宗祏、子ゝ孫ゝ、其永保承」のようにいう。禮器を作ることは漢魏以來行なわれたことで、梁の虞茘の鼎錄に、金華山に高さ一丈三尺の大鼎を作つたことから、王羲之が書鼎を作つてこれを九江に沈める記事まで約六十事を記錄するが、何れも事に臨んでの制作であり、禮制のためにするものではない。北宋末の彜器學は、ここに至つて仿器の程式をうるための仿器の學となつた。純粹に學術的な關心から出發した歐陽・沈氏等の學が、宋室の禮樂器用の制作に奉仕する學となるに及んで、研究的な志向は沈滯した。元祐の黨爭ののち、徽宗・高宗の時代には、宋初の清新な學風はすでに一洗して空しかつた。

仿器の風はさらに臣下に及び、高宗は秦檜に鼎・豆の祭器を賜與して銘を加え、「維紹興丙寅十六年、一二四六年三月己丑、太師秦公檜、一德協濟、配茲坤乾、乃作鈃鼎、賜家廟、以奉時祀、子孫其永保」などの語がある。また賈似道の祭器には、「惟景定三年一二六二年正月乙丑、詔太傅丞相賈公似道、奕世勛勞、再造王室、其賜家廟於行都、乃作俎豆、供奉時薦、萬世子孫、永保之」という。廖瑩中は征旅の功によつて黃金百兩を賜うと、これを以て匜盤酒器を作り、尙書楊棟をして篆古を以て銘を勒せしめた。以上、通考第十一章、仿造彜器の學もまた、これら權家佞臣の家に奉仕するものとなつた。政和期の器については、孫詒讓に宋政和禮器文字考があり、他の諸器も淸代著錄の諸書に散見している。

元の成宗が卽位すると、上都・大都をはじめ各地の廟學に春秋朔望の祭祀を行なわしめ、その祭器を作らせたが、特に重器というべきものではない。しかし明の宣宗の宣德年間には、宋に倣つてまた大規模な仿鑄を試みた。呂震等の宣德鼎彜譜八卷に、その詳細な記錄がある。營造には局官・匠人等百八人が當り、暹羅國洋銀三萬九千六百觔のほか、外藩各地貢獻の材質數萬觔を用いて、計三三六五件の器を仿鑄した。鼎彜譜は、當時の工部檔案であろう。宣德三年一四二八年楊榮の原序に、「伏遇皇帝陛下、聖明恭儉、宵旰彌殷、作樂邁于咸池、制器陳於柏寢、爰勅臣工、式稽輿禮、商彜周鼎、畫被龍文、漢簋秦尊、紋追鳳彩、誠謂天朝之偉器、昭代之尊彜」とあり、書中に仿鑄各器の用いるところと器制を詳記している。器名には象夔龍蟬文鼎・蟠螭垂花鼎・蟠夔雷文鼎・蟠虬環耳鼎・夔龍素腹鼎・疏蓋鳳足鼎・饕餮鬲などの稱を用い、ときに倣古文王鼎のように古器をそのまま摸したものがある。このとき文淵閣大學士以下にそれぞれ勅賜の器があり、まことに一代の盛事であつたが、その作器は殆んど前式に倣うものであつた。六卷以下に各器の法式をいう。

五鎭之神、供奉夔龍鼎五座　倣宋宣和博古圖、鼎高一尺六寸五分、耳高一寸四分、腹深七寸二分、足高七寸六分、腹方徑一尺五寸五分、兩耳四足、重八斤四兩、十煉洋銅鑄成、周身蠟茶色、赤金流嵌龍文、臣等謹按、大明會典曰、五鎭之神、乃基運山神、翊聖山神、神烈山神、天壽山神、純德山神也、臣等謹按、翼雅曰、夔龍神物、能致霖雨、以澤蒼生、夫五鎭名山、拱衞皇圖、輔翼山岳、恪神昭格、災厲不興、奠安黎庶、德澤深矣、夔龍飾鼎、祀之允宜

五岳方祀などみな大明會典により、法式は唐宋の禮器禮圖に摸して作る。これらの仿鑄に當つては、

「日本國生紅銅原冊一千觔」巻二も加えられている。制作のことは禮部尚書呂震がそのことを董裁したようである。

宣德仿鑄の諸器のうちには、製作のすぐれたものもあつたらしく、その技術にはかなり高度なものがあつた。また古器を僞作することもあり、項元汴の宣鑪博論天啓六年、一六二六年にその法がしるされている。

宣廟官鑄鼎彝、及今所存、眞者十一、贋者十九、在當時原屬珍貴、與南金和璧同價、而今之稱鑒賞家、又多耳食者、因未見眞龍、徒寶燕石、昔聞一老中貴言、宣廟當鑄冶之時、問工匠曰、煉銅何法、遂至精美、工奏云、凡銅經煉至六、則現珠光寶色、有若良金矣、宣廟遂敕工匠、煉必十二、每斤得其精者、纔四兩耳、故其所鑄鼎彝、特爲美妙云

宣鑪除本色之外、有倣古青綠一種、非若河南金陵姑蘇等處、燒斑土窨之僞造也、聞之老鑄工云、宣鑪倣古青綠色者、取內庫損缺不完三代之古器、選其色之翠碧者、椎之成末、以水銀法藥等和、傾入洋銅汁內、與銅俱鎔、器成之後、復以青綠硃砂諸色、用安瀾砂化水銀爲汁、調諸色、塗抹鑪身、令漏入、猛火次第敷炙、至於五次、則青綠之色、沁入鑪骨、復以白蠟鎔化、烘漬鑪身、擦以棕帚、揩以布帛、則內外青綠硃斑埅起、卽以利刃剔之、亦不遽去、妙者可與三代漢魏之器無殊、惜存留絶少、世不多見、倘有得者、當與三代漢魏之器同珍、不可褻視

宣德の僞作、また古器の僞作のあることが知られるが、僞器と推定しうるものは、宋初以來すでに存した。皇祐三館古器圖の首に載せる祁州上進の器が僞器であることは、籀史にすでに「制作無法、怪而不典」といい、また宋代の圖釋の書に、封比干墓志や師旦鼎をはじめ僞器僞銘の多いことは、王國維の宋代金文著錄表に多く指摘するところであり、なお他にも疑うべきものがある。王士禛の池北偶談巻一九 潞王琴の條に「故明潞藩、敬一主人、風尚高雅、嘗造琴三千張、又常仿宣和博古圖式、造銅器數千枚、瘞地中」とみえ、仿器を瘞めて地中色をつけることも行なわれた。敬一主人が自ら銘した鼎徵秋・七八・觚海外・八一は、いまもなお著錄中にみえる。

僞器が多く作られるに及んで、辨僞の法を論ずるものもあらわれた。宋の趙常鵠の洞天淸祿集に、古琴・古硯・古鐘鼎彝器など十門を設けてその鑒識の法を論じ、四庫提要巻一二三に「大抵洞悉源流、辨析精審」という。古鐘鼎彝器辨はすべて二十條、いま辨僞に關する三條を錄する。

銅器入土千年、純青如鋪翠、其色午前稍淡、午後乘陰氣、翠潤欲滴、間有土蝕處、或穿或剝、竝如蝸篆自然、或有斧鑿痕、則僞也、銅器墜水千年、則純綠色、而瑩如玉、未及千年、綠而不瑩、其蝕處如前、今人皆以此二品體輕者爲古、殊不知器大而厚者、銅性未能盡、其重止能減三分之一、或減半、器小而薄者、銅性爲水土蒸陶易盡、至有鋤擊破處、竝不見銅色、惟翠綠徹骨、或其中有一綫紅色如丹、然尙有銅聲、傳世古、則不曾入水土、惟流傳人間、色紫褐而有朱砂斑、甚者其斑凸起、如上等辰砂、入釜以沸湯煮之、良久斑愈見、僞者以漆調硃爲之、易辨也

三代古銅、竝無腥氣、惟新出土、尙帶土氣、久則否、若僞作者、熱摩手心擦之、銅腥觸鼻可畏

僞古銅器、其法以水銀襍錫末、卽今磨鏡藥是也、先上在新銅器上令勻、然後以釅醋調細碙砂末、筆蘸勻上、候如臘茶面色、急入新汲水滿浸、卽成臘茶色、候如漆色、急入新水浸、卽成漆色、浸

稍綏、卽變色矣、若不入水、則成純翠色、三者竝以新布擦令光瑩、其銅腥爲水銀所匱、幷不發露、然古銅聲微而清、新銅聲濁而鬨、不能逃識者之鑒

なおこの二十條中、彝器學の多方面にわたる記載を含むが、古代の鑄法に關する注目すべき記事一條を摘錄する。

古者鑄器、必先用蠟爲模、如此器樣、又加款識刻畫、然後以小桶加大而略寬、入模於桶中、其桶底之縫、微令有絲綫漏處、以澄泥和水如薄糜、日一澆之、候乾再澆、必令周足遮護訖、解桶縛、去桶板、急以細黃土、多用鹽幷紙筋、固濟於元澄泥之外、更加黃土二寸、留竅中、以銅汁瀉入、然一鑄未必成、此所以爲貴也

すなわち蠟模を用いるとするものである。宋・明の仿鑄も、おそらくその法を用いるものであろう。

彝器の學は、はじめ古代禮制の研究の一環として興つたが、禮器としての仿鑄が行なわれるに及んで、それは法式の書となり、古器の研究はかえつて疏略にされた。翟耆年の籀史には、博古圖以下南宋初に至る圖釋銘識の書を著錄し、三十四種の書に解題を加えているが、著錄の書も考古・博古・薛氏のほかはみな佚亡した。趙明誠古器物銘碑十五卷も、「商器三卷、周器十卷、秦漢器二卷、河間劉跂序、洛陽王壽卿篆」とあつて、いまの金石錄と異なり、また佚書である。建炎以來、彝器の滅失するのみならず、著錄の書もまた多く散亡して、宋志に錄するものも二三種に過ぎず、南宋諸家の書錄の類にも多く言及するものをみない。

南宋の初より明季に至るまでほぼ五百餘年、その間に器の出土收藏をしるすものが極めて少ないのは、宋初のように新たな開發も盛んでなく、また彝器の學が王室禮器の仿鑄の學に轉じて、新出の器を求める風潮も衰えたからであろう。こうして彝器は、琴硯書畫の類とともに、博雅清玩の具とされた。趙希鵠の洞天清祿集の序に、「嘗見前輩諸老先生、多蓄法書名畫、古琴舊硏、良以是也、明窻淨几、羅列布置、篆香居中、佳客玉立相映、時取古人妙迹、以觀鳥篆蝸書、奇峯遠水、摩挲鐘鼎、親見商周、不知身居人世、所謂受用淸福、孰有踰此者乎」といい、また明の陳繼儒一五五八～一六三九の妮古錄序には、三代秦漢の彝器や歷代法書名畫の間に遊ぶを「以爲極樂國在是」と稱している。妮古錄中にも、三代古器のことに言及するものが多い。

蔡珪～一一七一得三代以來鼎鐘彝器、無慮千數、有續六一居士集錄金石遺文、燕王墓辨等書、行于世卷之二

金大定中一一六一～八九、汾東岸崩、得古墓、有鼎十餘、鐘磬各數十、鼎有蓋、大者幾三尺、其中寶物獨存、鐘磬小者僅五寸許、大至三尺、凡十有二、蓋音律之次、後世之制以厚薄、而此以大小、其制度皆周器、非秦漢以後所作、今器不存、而墓址猶在卷之三

なお收藏をいうものに、南宋周密一二三二～九八の雲煙過眼錄に焦達卿敏中所藏の古伯彝、張受益謙の商甗・匜・壺三器、廉端甫希貢の藏する商尊・敦二・盂一・銅鐸二、崔中丞彧所藏の鼎・壺・小鼎、董震齋德時・趙伯昂仁擧の器として古伯彝をあげている。

彝器がすでに宗廟の寶器でなく、祀禮器用の程式でなく、好事淸翫の具であるとすれば、有事の際に特に保護愛惜を受けることは期待しがたい。こうして元・明の世にわずかに存したものも、明季に

は軍需に供するため錢貨に改鑄することが行なわれ、古器も宣爐諸器もみなその厄を受けた。姜紹書の韻石齋筆談巻上に「鼎鳴」の一條があり、その傳聞をしるしている。

余既解組歸、偃臥林麓、覩舊遊爲畏途、丙戌順治三年、一六四六年秋、因群從赴南闈之試、亦策蹇于秣陵、逍遙登眺、晤舊同寅董君諱德鏞、間談問、始知別後適値兵興、水衡之錢、日應軍需、猶虞不給、且川湖道梗、陡缺銅商、凡內帑銅器、悉充鼓鑄、間有古色陸離者、董君心知奇器、然亦未敢議留、有亘鼎三座、俱重六七百觔、聳至鑄廠、將投熾炭、命吏守之、靜夜鼎各長鳴、如虬吟幽壑、頭陀文璞、聞而惜之、糾衆僧募銅赴部請易、乃于碧峯報恩等兩刹、暨圓覺菴、各置一鼎焉、由此千秋重器、脫火坑而登蓮域、永鎭檀那矣

このとき危く燬滅を免れた三亘鼎が、何であつたのかは知られないが、その他の古器は悉く火爐に投ぜられて、一縷の青煙と化したのであろう。容庚氏の通考二二八頁に、明季のことをしるす文秉の烈皇小識の文を引くのも、おそらくこのときのことであろう。

上（明思宗）又將內庫歷朝諸銅器、悉發寶源局鑄錢、內有三代年及宣德年間物、製造精巧絕倫、商人不忍舊器毀棄、每稱千觔、願納銅二千觔、監督主事某不可、謂古器雖毀棄可惜、我何敢私爲輕重、商人謂、宣銅下爐、尙存其質、至三代間物、則質淸輕之極、下爐後惟有青煙一縷爾、此則誰認其咎、監督謂、聖性猜疑甚重、若如公言、必增聖疑、如三代物、不便下爐、則有監督內官公同驗視、罪不在我、於是古器毀棄殆盡

宋・金の毀銷を免れた器も、明季衰亂の際にまたこの厄を受けた。元・明に彝器考古の學が起らなかつたのは、彝器を玩好視するこの期の彝器觀からみて、當然のことであろう。この期の金文研究は、むしろ文字學、篆籀の學として繼承されたということができる。

二、篆籀の學と金文

篆籀の學は、説文がなお唐の課試に用いられることによつて漸くその傳統を保つたが、當時の文字學は切韻系の韻書を主とし、字原の學を修めるものはなく、字形學としてはむしろ正書の字様が問題とされた。顏師古の字様、顏元孫の干祿字書などは、石刻も行なわれて一時に盛行したが、それは經學の復興とも關聯する。張參の五經文字、唐玄度の九經字様などは、經書の字様を論ずるものであつた。書法においても、初唐の歐陽詢・虞世南・褚遂良等以來名家が輩出して、多く碑銘の類を殘している。篆籀の學は、その碑銘の書に隨伴して興つた。

篆法は説文の正字として書寫の間に傳えられたものであつたが、李陽冰が碧落碑より遡つて李斯の篆法を究め、いわゆる玉箸體を完成して獨步の美を擅にし、當時の碑銘に多く篆題を加えている。また自ら説文を校定して、從來の懸針の體を改めるとともに、正字の字形や説解の文に刪定を試みたが、その改定はのち徐鍇の繫傳祛妄によつて掊擊を受けたように、かなり恣意的なものであつた。しかしその篆法は一時篆籀の中興とされ、林罕の字原偏旁小説、李騰の説文字原などに繼承され、刻石として傳えられた。宋に入つてまた夢英・郭忠恕などが篆法を學び、夢英の石刻はいま西安碑林中に收め

られている。

この機運を承けて宋初に二徐の說文の校定事業が行なわれ、徐鍇の說文解字通釋がまず成り、ついで徐鉉の校定說文解字が作られた。說文の舊本に譌誤が多く、その校定を試みたものであるが、いま存する唐寫本說文木部・口部の斷簡と較べると、なお相互に得失が多い。徐鍇もまた篆隷に精妙で、李斯の繹山碑の模刻があり、いまも西安碑林中に藏する。また徐鍇が兄の鉉の依囑によつて作成した說文解字篆韻譜十卷、それを整理した徐鉉の五卷本は說文を編韻したものであるが、のち全書を韻別にした李燾の說文解字五音韻譜が出て、說文に代つて通行した。李燾は南宋の紹興八年一一三八年の進士、その年は薛氏款識法帖初刻の六年前である。

二徐の說文校定事業は、北宋の金文研究に文字學的な用意を與えるものとして、まことに時宜をえたものであつた。歐陽脩のために金文の考釋を加えた劉原父・楊南仲なども、その釋文に當つて多く說文を參照したと思われ、楊南仲の韓城鼎銘釋集古錄卷一に、說文中の字形や訓釋を用いている。ただ金文の字形用義は說文にみえるものよりも遙かに古く、偏旁簡易、また假借が多く通じがたいところがあるとして、「謹按其銘葢多古文奇字、古文自漢世、知者已稀、字之傳者、賈逵許愼輩、多無其說、葢古之事物、有不與後世同者、故不能盡通其作字之本意也」というが、金文學史上、古代銘刻の資料を掲げてこれに考釋を加えたものは楊・劉がその最初の人であり、說文の籀篆がその解讀を助けたであろうことはいうまでもない。

李公麟もまた考古圖五卷を著わし、「三代鼎彝之學、實始於伯時」籀史といわれ、字學に精通した。

「謂彝器款識、眞科斗古文、實籀篆之本原、字義之宗祖、商周之時、器有常工、日以鼓鑄爲事、字有妙義、時方書畫未分、羊足字畫形以著名、壺卣字象形以製字、庚則纍然象物秋而垂實、癸則包信象草萠而木(未)達」籀史引など、別に一家の見を示している。その書は佚したが、呂氏考古圖等に李氏錄として引くものはその書であろう。呂氏考古圖卷一の首に庚辛癸三鼎を掲げ、「李氏錄云、庚癸二字、與說文小異、許愼云、庚者秋時萬物庚庚有實、今庚無垂實之象、此庚字乃有之、今癸作※、具四屮、而此宋字、一屮三包、癸次丑而居寅之前、有紐而未引達之象」とその說を引く。籀史のいうところと字說同じ。呂氏考古圖に收藏家としてみえる蘇頌子容は、徐鍇の繫傳に後記をしるしている說文家であり、金文學草創の時期に當つて、初出の資料解讀に、當時の說文學の寄與するところは極めて大きかつたと思われる。しかし彝銘の文字は、說文所收の古籀よりなお古い時期のものであり、「形制文字、且非世所能知」呂序とされ、その解讀は至難の業であつた。李・楊・劉をはじめ、考古・博古・嘯堂・復齋等に收める釋文は、當時の文字學の情況よりいえば、なおすぐれた成果であつたとすべきであろう。

洪适の隷釋は、乾道三年一一六七年その初編を刊行、淳熙三年一一七六年改修本が成り、自序を付している。序に「本朝歐陽公趙明誠、好藏金石、刻漢隷之著錄者、歐陽氏七十五卷、趙氏多歐陽九十三卷、而闕其六、自中原厄於兵、南北壞斷、遺刻耗矣、予三十年訪求、尙闕趙錄四之一、而近歲新出者、亦三十餘、趙葢未見也」とあり、漢碑以下の碑刻を收める。碑刻の筆畫をそのまま存して刻するもので、異構の字が極めて多い。またその自序に「其文或險而難解、澁而太鑿者、譬之紀甗郜鼎、皆三代僅存

之器、其剥缺不成章、與魏初之文數篇、附于後、如斷圭殘璧、亦可寶、自劉熹賈逵已下、字畫不足取者、皆不著」というによれば、これによって篆隷の字形の推移を考えようとしたのであろう。婁機の漢隷字原は編韻の書であるが、洪适の弟洪邁がその書に序して、适に集韻の志があったことを述べている。

古文篆籀の編韻のことは、さきに郭忠恕が古文を編した汗簡があり、また夏竦の古文四聲韻がある。鐘鼎の文字を集韻することも、款識の學が進むにつれて行なわれ、王楚の鐘鼎篆韻宋志、薛尚功の重廣鐘鼎篆韻七卷、及び楊鈎の増廣本五卷焦氏經籍志が作られた。趙九成の考古圖釋文も韻別集字して、考釋を加えたものである。篆文には潘昌年の集篆韻鶴山集があり、のち張有が復古編大觀四年、一一〇自序を著わして精工な篆法を示した。また編韻の書である。

紹興・淳熙の際は、南宋の學術がその精華を發した時期とみられ、陸游・朱熹や洪适・洪邁兄弟等が、宋初の精神を繼承發展させた。鄭樵の通志、李燾の續資治通鑑長編などもその風潮を背景とするものであるが、鄭樵の通志二十略中には金石・文字に關するものがあり、一時の結束をなしている。

鄭樵の通志略は「夫學術超詣、本乎心識、臣之二十略、皆臣自有所得」總序と自負するもので、その包括的な體系とともに、南宋の學術を代表する。金石略はその序に「方册者、古人之言語、款識者、古人之面貌、今之方册所傳者、已經數千萬傳之後、其去親承之道遠矣、惟有金石、所以垂不朽」と金石の同時性を强調し、「三代而上、惟勒鼎彝、秦人始大其制而用石鼓、始皇欲詳其文、而用豐碑、自秦迄今、惟用石刻、散佚無紀、可爲太息、故作金石略」という。歴代金石のうち、はじめに上代の模刻として比干銅盤・孔子書季札墓等をあげ、古代刀幣の類を錢譜より採り、以下に三代の彝器三七七器、秦刻以下歴代の碑刻の名を列して造像記の類に及ぶ。唐刻のものは筆者別に掲げ、唐玄度・李庚・李陽冰・王遹の篆書、諸家の八分書諸碑をあげている。年紀・撰書者・書體・所在をいうこと趙氏金石錄の例に同じ。その書は器目碑名を敍列するにとどまり、金文は多く博古より採錄するという。

鄭樵の彝器に對する理解は、總序中の器服略にみえる。

祭器者、古人飲食之器也、今之祭器、出於禮圖、徒務說義、不思適用、形制既乖、豈便歆享、夫祭器尙象者、古之道也、器之大者、莫如罍、故取諸雲山、其次莫如尊、故取諸牛象、其次莫如彝、故取諸雞鳳、最小者、莫如爵、故取諸雀、其制皆象其形、鑿項及背、以出內酒、惟劉杳能知此義、故引魯郡地中所得、齊子尾送女器、有犧尊、及齊景公冢中所得牛尊象尊、以爲證、其義甚明、世莫能用、故作器服略

また器服略の首に「尊彝爵觶之制」を詳論するが、要旨は總序と異なるところなく、說義の言が多い。靖康一一二六年のとき祕府の古器はみな北方に遷され、紹興六年一一三六年民間御府の銅器二百萬斤を銷毀するなどのことがあって、鄭氏は古器を目驗する機會を多くえなかったのではないかと思う。圖釋の書においても、藝文略第二禮圖中に、博古圖のみを列する。ただ文字については、小學に三蒼以下卅三部、文字に說文以下五十八部、古文に古文官書以下十四部を列し、法書七十一部中にも古今篆隷に關するもの多く、鄭氏の六書略は、これらの資料の上にその體系が試みられたものであろう。

鄭氏の文字學は、說文の外に別に一體系を創出したものであるが、そのため四庫提要卷五〇には

「至於六書七音、乃小學之支流、非史家之本義、矜奇炫博、浮濫及之、此於例爲無所取矣」というきびしい批判を加え、文字學の正統からも除外されている。しかし文字學の方法は必らずしも一でなく、むしろ時代の進運に伴なつて新しい方法があるべきであろう。起一終亥、部首相牽聯し、循環して一の體系をなす說文學は、漢代の陰陽五行的な世界觀の文字學的表現として、その歷史的な意味をもつ。鄭氏がその方法を棄て、六書を經とし、事類を緯とし、母子偏旁によつてすべての文字を說こうとしたのは、理一分殊を說く當時の世界觀の文字學的な表現として、積極的な意味をもつものであったとしなければならない。かつ當時すでに音圖などが行なわれていた音韻學の方法を、その文字學に導入したことも、文字學の領域を廣めるものであつた。ただその字說は、資料による立說が殆んどなく、金文と文字學との結合はなお果たされていない。

趙九成の考古圖釋文は、陸心源によつて續考古圖と合刻されたものであるが、籀史卷下に趙九成著呂氏考古圖釋とみえ、鐘鼎の文字を韻別に編し考釋を加えたもので、おそらく鄭氏より後の書であろう。その字說はすでに第二章にあげたが、多くの異體字について字形の源流を求める方法をとり、のちの說文古籀補などの方法に近い。

金文を多く字說に利用した研究者としては、元の戴侗をあげるべきであろう。戴侗は宋末元初の人。その六書故は、事類を經とし、文字の排次に父子系聯の法をとり、六書を緯としてこれを說くもので、鄭氏の六書略の方法に近く、書中にも多く鄭氏說を引く。そのためまた異端の書とされるものであるが、自序にその方法についていう。

學莫大乎格物、格物之方、取數多者書也、天地萬物、古今萬事、皆聚於書、書之多、學者常病乎不能盡通、雖然、有文而後有辭、書雖多、總其實六書而已、六書既通、參伍以變、觸類而長、極文字之變、不能逃焉

文字を格物の方法とするものであり、鄭氏とその基調を同じうする。ただ戴氏においては、道學的傾向がかなり著しい。

六書故には多く金文を引くが、戴氏の鐘鼎文に對する信賴は、必らずしも十分なものではない。卷首に六書通釋の一篇を載せ、この書における方法について論じているが、鐘鼎文に對して「凡字有从多而省者、趣於巧便也、从省而多者、趣於巧繆也、鐘鼎之文多巧、符璽之文多繆、鐘鼎之文、予所取證不少、然不盡信者、以其人自爲巧也」という。字に異構が多いためであろう。その字釋の例二條をあげる。

昜〔篆文〕 与章切、昜明爲昜、侌暗爲侌、天地之道、侌昜而已矣、昜从日、侌从云、因象以著義、侌昜之義、居可識矣、昜〔金文〕（晉姜鼎文、說文曰、从日从一从勿、開也、一曰飛揚、一曰長也、一曰彊者衆皃、鄭漁仲曰、从旦从勿、太昜朝升、勿勿然散皃、侗按、二說皆支離牽彊）（ ）内原文雙行注 卷二

皀篆文 許良切（說文曰、皀穀之馨香也、象嘉穀在褱中、匕所以扱之、或說、皀一粒也、又讀若香、孫氏皮及切、按卿从皀、齊侯鐘・宋君夫人鼎・散季敦・伯庶父敦・郙敦・牧敦、其旁皆从皀、疑此特皀字、象形） 卷廿八

易を陽光の象とする解は、その後久しく正當とされているものであるが、金文の陽・揚の字形からみて、日は玉形、字が玉光を示すものであることは、ついにこれを闢くものがなかった。また皀が段の形であることは、金文の段の字形によって容易に確かめうることであるが、宋刻の圖釋ではすべてこれを敦とし、上下半圓形の敦と誤釋して、清末に至るまで訂されることがなかった。金文を資料としながらも、正しい字形解釋をうることは、なお容易でなかったのである。

この書に對しては、元の吾邱衍の學古編に「倘以鐘鼎文編此書、不知者多以爲好、以其字字皆有、不若說文與今不同者多也、形古字今、雜亂無法、鐘鼎偏旁、不能全有、却只以小篆足之、或一字兩法、人多不知此」、「鐘鼎文、各有詳注、編首字源、以門類爲次第、倉頡之法、到此地爲一厄矣、先觀古人字、方知吾言之當」巻下と痛擊してやまないが、提要巻四一に「然其苦心考據、亦有不可盡泯者」と發明するところありとする。學古編の鐘鼎文に對する認識は、その字源七辯巻下に、「款識文者、諸侯之文也、古者諸侯書不同文、故形體各異、秦有小篆、始一其法」と論じ、殷周・列國文字の遞變を認めず、籀文古文についても、「籀文者、史籀取倉頡、形意配合、爲之損益、古文或同或異、加之銛利鈎殺、大篆是也、史籀所作、謂之籀文」とあり、古代文字の知識はなお十分なものではない。吾邱衍はその人清奇、篆印の學に詳しく、その三十五擧巻上は篆刻家の奉じて玉條とするところのものであるが、必らずしも字學の正統をえたものではない。南宋の魏了翁一一七八〜一二三七、錢大昕說が、李從周の字通に序して當時の小學を論じ、「是學也、往往滯於偏旁訓故、而不知進於明德至善之歸、故非徇末以流於藝、則必曲學以誤其身」と字學が遊藝に赴くことを歎いているが、有明一代の文字學は、藝に遊び、心得を尙ぶ風がある。吾邱衍のごときは、その傾向を闢いた人といえよう。殊に心學の盛行する明代に及んでは、「尤精六書」明史文苑傳・「字學最精」焦竑筆乘巻四といわれる趙撝謙も、その六書本義の自序に「至樸未散、六書之理、已悉具於沖漠無朕之中」というように、義理精微を文字學の本領としている。

明代には字原・六書の書が續出し、元の楊桓の六書統二十巻とともに魏校の六書精蘊六巻はその代表的なものとされているが、その學は、「一文一字之間、卽至道寓焉」楊氏自序・「文者非他也、心之畫也、所以體天地萬物之譔也、古文先得我心之所同然耳、心之所同然者、何也、天然而然、心學而明也、貫若一矣」魏校自序という語からも知られるように、すべてその心得を以て道術に傅會するものである。殊に趙宧光一五五九〜一六二五の說文長箋百四巻は異端好奇、朱彝尊の靜志居詩話巻一九に「自解人觀之、未有不齒冷也」と評し、顧炎武の日知錄巻廿一に「其尤刺謬者十餘條」をあげて、明代學術の疏漏を攻めている。

元・明には金石を以て名づける書は甚だ多いが、概ね石刻帖箋の類で、三代の彝器銘文に及ぶものは殆んどない。元の陸友仁は、篆隸を善くし賞鑒に精しとされる人で、研北雜志二巻を著わし、ときに古器の考證を試み、李伯時古器圖佚に載せる太康墓出土の玉器・先秦貨布・翟公巽の仿器・集古款識などについての記述がある。

集古款識四巻、得於太常典簿鮮于伯機家、其文章字畫、奧雅難讀、而後人不知、因爲之釋、故人張仲德善篆、得鐘鼎遺意、嘗按文讀之、無有凝滯、今亡矣、仲德文藝、不復見之巻下

當時なお、篆學を以て鐘鼎の文を讀むものがあつたのであろう。

楊愼の金石古文十四卷は、當時收藏の富を以て稱せられた朱存理・文徵明等の資料をも收錄し、歐趙洪鄭の外に出るといわれたものであるが、金文においては齊侯鐘・齊侯鎛鐘・姜鼎・毛伯敦・韓城鼎・周郊鼎等を收めるのみで新得なく、曹昭の格古要論を增補した王佐の新增格古要論の金石遺文にも、唐人の文・宋代諸家の序跋を錄するにすぎない。また古銅論に辨僞に關する數條の文を揭げているが、これも宋の趙希鵠の洞天淸祿を抄寫したもので、古人を踏襲して書を成すものである。その他明人の金石の書は、李遇孫の金石書錄に列するもの四十餘家に及ぶも、金文に關してはみるべきものがない。明人が考據に疎にして僞託途說を好んだことは、一代の風潮というべきものがあり、金文と文字學との結合は、說文學の復興した淸の乾嘉期以後の學術に俟たなければならない。

三、乾嘉期の金文學

淸朝學術の先聲は、顧炎武の史學と音學とに發している。その音學は詩・易の古音を明らかにすることを究極の目的とし、唐韻より遡つて古韻の復原を試みようとするもので、「從是而進之五經三代之書、而知秦漢以下、至於齊梁歷代遷流之失、而三百五篇之詩、可絃而歌之矣、所謂一變而至道也」答李子德書、亭林文集卷四というにあり、その史學とともに實證と致用を旨とするものであつた。金石に關するものに求古錄・金石文字記・石經考等があり、何れも考證の言が多く、明代の翫好・浮夸の風を一洗したといつてよい。その指標とするところの史學と小學とは、淸代の學術に一の基調を與えるものであつた。ただ顧氏の小學は音學を主とし、起一終亥の說文原本をも見るをえず、また金文に言及すところも多くない。日知錄卷廿一に古器彝銘に關する數條がある。宋公䜌鼎は金石錄卷一一に「元祐間、得於南都、藏祕閣、底蓋皆有銘、按史記世家、宋公無名䜌者、莫知其爲何人也」とするものであるが、顧氏はこれを景公頭曼前五一六～四六九の器としていう。

> 按史記世家、宋公無名䜌者、莫知其爲何人、今考左傳、宋元公之太子欒、嗣位爲景公、漢書古今人表、有宋景公兜欒、而史記宋世家、元公卒、子景公頭曼立、是兜欒之音、譌爲頭曼、而宋公䜌、即景公也

宋公䜌の器は、のち壽縣より金象嵌銘のある戈が出土し、また宋公得戈も同出する。宋公得は昭公得前四六八～四〇四で、景公の沒後、太子の位を奪うた人である。また金石文字記に、楚鐘銘（楚王酓章鐘）の紀年についての考說がある。

> 趙明誠金石錄、有楚鐘銘曰、惟王五十六祀、考楚惟惠王在位五十七年、而論之曰、方是時王室衰弱、六國爭雄、楚尤强大、遂不用周之正朔、嗚呼、可謂僭矣、楚之僭在王、而不在乎自紀其元也、春秋書隱公元年、豈亦不用周之正朔者乎
>
> 漢時諸侯王、得自稱元年、漢書諸侯王表、楚王戊二十一年、孝景三年、楚王延壽三十二年、地節元年之類、是也、淮南子天文訓曰、淮南元年冬者、淮南王安始立之年也、注者不解、乃曰、淮南王作書之元年、又曰、淮南王僭號、此殆未讀史記漢書者矣

なお漢時の諸侯もその紀年を稱する例として、平陽懿侯曹參元年・靖侯窋元年・簡侯奇元年・侯建德十三年などの例をあげ、「呂氏考古圖、周陽侯甗鍑銘曰、侯治國五年五月、呂大臨曰、侯治國五年者、自以侯受侯嗣位之年數也」と金文の例を以て證としている。また文選魏都賦注にみえる魏四年銘の鐘も、曹操が魏公と稱する四年であるという。楚の紀年を證するに漢魏の例をあげて考據甚だ詳博、その學問的方法の一端を知りうる。自序に「余自少時、卽好訪求古人金石之文、而猶不甚解、及讀歐陽公集古錄、乃知其事、多與史書相證明、可以闡幽表微、補闕正誤」という史學の立場が、その金文學にも一貫しているが、金文の考釋そのものには、なお十分な成果をえていないようである。文字記に鼎銘の一條があり、當時傳世の器として知られた焦山鼎の釋文がある。

鼎銘　今在丹徒縣焦山寺中、銘九十三字、皆古文、蝕一字、外爲雲雷之形、其文曰、維九月既望甲戌、王各古格字于周、丙子、烝于圖室、司徒南中古仲字、右古佑字世惠奐〔入門〕、立古位字中廷、王呼史端册令古命字、世惠曰、宣治佐王、頗側弗作、錫女古汝字玄衣束帶戈琱戟縞韠彤矢鋚勒鑾旂、世惠敢對揚天子不古丕字顯敬休、用作尊鼎、用享于□列考用周簋、壽萬年、子孫寶周〔用〕、朱彝尊曰、鼎銘其人莫考、曰王格于周、曰司徒南仲、殆周時器也、其曰立中廷、按毛伯敦銘文、亦有之、薛尙功釋爲立、而周禮小宗伯、掌建邦之神位、註故書作立、鄭司農云、立讀爲位、古者立位同字、古文春秋經、公卽位爲公卽立、則是銘曰立、亦當讀位也卷一

この鼎はいま無叀鼎金文通釋卷三、三四八頁と稱するもので、今釋と比較してかなり異同多く、當時の考釋の狀態を知りうる。鼎は明の世宗の顯臣嚴嵩が他より强取してこれを藏したが、のち失墜してその器は焦山寺に入り、當時著名の古器であつた。それで朱彝尊をはじめ、朱筠・翁方綱・莊述祖・顧廣圻・陶方琦ら說文學に精しい諸家が、みな考釋を試みている。この鼎の考釋史は、淸代金文學の展開を示すともみられるもので、その意味を以て顧氏の釋文を錄するのである。

他にも岣嶁碑に對して「字奇而不合法、語奇而不合倫、韻奇而不合古、可斷其爲僞作而無疑也」とし、また石鼓については、楊愼が宣王期とするのに對して、「今觀說文所載籒文、與今石鼓文不同、石鼓乃類小篆、余獨以其辭不足儕于二雅、而疑之」とそれより時期の下るものとするなど、何れも小學の立場からの立說である。當時傳世の器なお少く、新器の出土もなく、顧氏の金文の知見は極めて限られたものであつたが、それぞれの問題について、すでに的確な考說が試みられている。

いわゆる焦山鼎については、顧氏より先に朱彝尊一六二九〜一七〇九にも跋記曝書亭集卷四六があり、釋文を加えず、「鼎銘詞曰、惠敢對揚天子丕顯敷休、其人莫考、曰王格于周、曰司徒南仲、殆周初器也」という。顧氏の引く文に「殆周時器也」に作るが、器は西周後期のものである。

朱彝尊も淸初の碩學で、經義考三百卷のほか著書甚だ多く、曝書亭集卷四六に彝銘に關する數條の文章がある。その銘釋は概ね山陽の張弨字は力臣の釋するところで、祖丁爵銘跋に「昔歐陽子撰集古錄、藉劉仲原父・楊南仲諸子釋文、自力臣歿後、雖有奇字、爲余釋其文者寡矣」としるしている。彝銘のみるべきものとしては周司成頌寶尊壺銘跋があり、頌壺をいう。

周司成頌寶尊壺、注以酒容一斛、項腹均有銘、按其文一百五十字、可辨識者、維三年五月既死魄甲戌、王在周康邵宮、旦王格太室卽位、宰弘右頌入門、立中庭、尹氏受王命書、王呼史虢□、册

命頌王曰、頌、命汝官司成、賜汝玄衣㫚帶赤芾朱黃鑾旂鋚勒、用事、頌拜稽首、敢對揚天子不顯□休、用作朕皇考龔叔寶尊壺、用追孝、蘄吉康、頌其萬年眉壽、□臣天子令終、子子孫孫寶用、此其大略也

攷周轍未東、王宮名著于載紀者、不聞有康邵宮、惟邾敦載呂大臨考古圖、有王在周邵宮之文、薛尙功釋邵作昭、蓋惑于竹書紀年、穆天子傳、西王母來賓昭宮之故、呂氏定作邵、今斯銘文甚顯、其爲邵無疑、椒擧曰、康有酆宮之朝、冠以康者、或康王所築、未可定爾、太室者明堂中央之室、書言王入太室、祼、是已、司成分職、不載于周官、戴記文王世子篇、大司成論說在東序、侍坐者、遠近間三席、北海鄭氏以爲、卽周官司徒之屬師氏、而新安王氏駁其非謂、世子國子之德業、大司樂教之使成、故名、蓋大司樂也、二說均可通、要之周官有是名矣、銘稱皇考龔叔、邾敦稱皇考龔伯、二器疑出于同時、尊壺今藏錢唐王太僕益朋家、識者比于郜之大鼎、燕之重器

朱氏はかつて宋拓の王氏鐘鼎款識を得てこれを愛玩し、宋刻諸器の知識に深く、この跋にもその爲學の法をみることができる。釋文は節略甚だ多く、司成を職名と解するも、その部分の原辭は「令女官嗣成周賓廿家、監嗣新寤賓、用宮御」、つづいて「易女玄衣黹屯赤市朱黃」とあり、成周は周の東都である。

清代の考據の學を開いた顧・朱二家が、いずれも彝銘に注意し、その考釋を試みていることは、金文研究の新しい方向を示唆するものであつたが、その成果が一の學的領域として結實するのは、阮元の積古齋鐘鼎彝器款識があらわれるのを待たなければならない。乾隆期に入つて、內府收藏の諸器が西淸古鑑に著錄され、古器の知見も漸く多く、また顧氏の音學が說文學の興起を促がし、古代文字學の用意が次第に整えられるに至つた。民間の蒐藏・拓本も多きを加え、阮氏款識に收錄するものは、宋刻と乾隆欽頒の內府諸器を除いて、他は悉く阮氏はじめ諸家收藏のものである。

古音の學は宋の吳棫、明の陳第らによつて古韻を主とする歸納的な硏究が進められていたが、顧氏の音學五書に至つて音韻學的な方法が確立され、江永・戴震・段玉裁など、乾嘉期に入つてその學は精徵を極めた。特に段氏の十七部音韵表は、說文學による聲韻の體系化を企圖したもので、說文學に新しい生面を開いた。ただ段氏の說文研究は、「以經解經」という經學の原則を說文に適用し、說文自身の體系を追究するに嚴重で、說文以外の文字資料を拒否する傾向が強く、段氏の說文解字注には金文資料を殆んど用いていない。蘄字條一下に「古鐘鼎款識、多借爲祈字」、鋚字條一四上「古金石文字、作攸勒、或作鋚勒」等の數條があるのみである。しかし段氏が、款識の學に關心をもたなかつたわけではなく、たとえば經韻樓集には、薛氏款識を論じた次のような一條がある。

許叔重之爲說文解字也、以小篆爲主、而以其所知之古文大篆附見、當許氏時、孔壁中書禮、未得立於學官、鼎彝之出於世者亦少、許氏所見有限、偶載一二、亦其愼也

許氏以後、三代器銘之見者、日益多、學者摩挲研究、可以通古六書之條理、爲六經輔翼、毛詩言鞗革者四、傳曰、鞗轡首飾也、革轡首也、鞗字不見於說文解字、說文解字曰、鋚一曰轡首銅也、攷博古圖周宰辟父敦銘三、皆有攸革字、薛氏此書周伯姬鼎、有攸勒字、寅簋有鋚勒字、岐陽石鼓有鋚勒字、外此焦山古鼎亦有攸勒字、合而觀之、知鋚省作攸、假借爲鋚字、勒省作革、以鋚飾勒、

猶唐宋人所云金勒、故蓼蕭毛傳曰、鋚轡首飾也、勒轡首也、沖沖垂飾皃、不知何時施革於攸下、
改爲鋚字、而於毛傳鋚轡首飾也、刪去首飾二字、使詩義晦於千古、非三代銘詞屢見、安所攷證哉
薛尙功歷代鐘鼎彝器款識法帖二十卷寫本書後

周祖謨氏の問學集下冊に、段注の失の一として金文資料の輕視をあげているが、右によると段注に金文を用いないのは、許氏の體例を護るためであつたとすべきであろう。乾嘉の諸人には、說文・金文を併せ修めるもの多く、錢大昕・翁方綱・錢坫らの諸家をはじめ、兩者にわたる著作をもつ人が多い。錢大昕一七二八〜一八〇四には說文答問一卷・潛研堂金石跋尾廿卷あり、その弟大昭の說文統釋六十卷はいま首卷のみ刊本を存するが、尨然たる大著であつたと思われる。翁方綱一七三三〜一八一八には焦山鼎銘考の專釋があり、他に金石の書が多い。錢坫一七四四〜一八〇六は說文斠詮の著を以て知られる人で、また十六長樂堂古器款識嘉慶元、一七九六年刊の編著がある。この書は民間藏器の圖釋として、清朝金文學の嚆矢をなす著錄であり、これより後、阮氏の積古をはじめ款識の學が大いに興る機運をなした。尤もこれよりさき、西淸古鑑など內府諸器の著錄編修もなされていたが、欽頒のことも廣く行なわれず、一般には多く知られていなかつたようである。

清朝は國初以來、異族統治の方法として相ついで大規模な編纂事業を興し、學者の耳目を封ずる政策をとつた。康熙のとき、明史三百三十六卷・大淸會典百八十卷・佩文韻府四百四十三卷・全唐詩九百卷・淵鑑類函四百五十三卷・駢字類編二百四十卷、その他春秋・易・詩・書・子史類の彙纂などが引きつづき行なわれ、雍正のとき古今圖書集成一萬卷が編纂された。乾隆期には大淸一統志・皇朝文獻通考等地志典制に關するもの多く、その末年には四庫全書十七萬二千六百二十六卷・總目提要二百卷を編して、天下の圖書を網羅する大事業が遂行されている。徐乾學の通志堂經解、阮元の皇淸經解なども、民間の事業としては未曾有のものであつた。そのうち金文學に關するものとしては、雍正四年一七二六年の古今圖書集成、乾隆十四年一七四九年の欽定西淸古鑑及びその續修書をあげることができよう。

古今圖書集成は雍正四年にその撰修を終え、內府銅槧活字本として印行された。曆象・方輿・明倫・博物・理學・經濟の六編をさらに三十二典に分ち、子目六千百九部、その經濟考工典に尊彝部を收め、彙攷に經籍と傳注、三禮圖・博古圖・古器評、また著名な前人の詩賦類と、董逌・程大昌・胡翰・元の熊朋來の跋記類、紀事に左傳・新序以下、歷代の群籍中より關係記事を捜集し、雜錄には札記隨筆の類に及ぶ。次に卣・壺・盉・爵・斝・觶・觚・角・觥・鼎・鬲・甗・簠・盤・匜・敦・盂より雜器に至るまで各部を設け、みな同樣の編成である。收めるところはみな宋刻より採り、圖象は書き改めて銅版に付してある。特に新しい研究を加えたところなく、資料の彙集にとどまる。款識のことには及んでいない。

ついで彝器の專書として、乾隆十四年、西淸古鑑の編修が行なわれた。その首に上諭の文を載せる。
遂古法物、流傳有自者、惟尊彝鼎鼐、歷世恒遠、良以質堅而體厚、不爲燥濕所移、剝蝕所損、淵然之光、穆乎可見三代以上規模氣象、故嗜古之士、亟有取焉、宣和博古一圖、播在藝苑、繼之者、

有呂氏考古圖、而外此紀載寂寥、豈非力能致之、而弗能聚、所見陋而無足紀歟、我朝家法、不事玩好、民間鑒賞、槩弗之禁、而殿廷陳列、與夫內府儲藏者、未嘗不富、朕於幾務晏閒、間加題品、夷考舊圖、多所未載、因思古器、顯晦有時、及今不爲之表章、載之簡牘、考索者、其奚取徵焉、爰命尚書梁詩正・蔣溥・汪由敦、率同內廷翰林、倣博古圖遺式、精繪形模、備摹款識、爲西清古鑑一編、以遊藝之餘功、寄鑒古之遠思、亦足稱昇平雅尚云、特諭

遊藝の餘功にして昇平の雅尚とするのがこの編の意圖するところであり、宋刻諸書が大禮の禮器の範式にするのと、大いに異なる。その編修は二年にして成り、乾隆二十年に內府刊本あり、光緒の銅版影印本を以て行なわれる。銅版原本はわが國で付印されたものである。所收の彝器一四三六器、圖・銘ともに原寸でなく、僞器は三・四割に達する。淸興つて百年の間に內府殿廷に收藏されたものであるが、僞器を以て進獻するものが多かつたのであろう。周文王鼎巻二と稱するもの四器、周伯龢父三器巻八あり、何れも博古圖による仿作とみられ、みな疑うべきである。銘文のみるべきものには、周己伯鼎一（大鼎）巻二・周史頌鼎巻三・周賜貝鼎三器（鄒父方鼎）巻三・周丁巳鼎（庚嬴鼎）巻三・周邢侯尊（麥彝）巻八・周內事尊（小子生尊）巻八・周貉子卣一・二巻一五・周靜卣巻一五・周丁卯敦（晉毁）巻一七・周靜敦（靜毁）巻二七・周史頌敦（史頌毁）巻二七・追敦（追毁）巻二七・周般敦（啓賓毁）巻二七・周魯士敦（魯士商𠭯毁）巻二八・周鑄公簠巻二九・周餗簠（齊陳曼簠）巻二九・周邢侯盉（麥盉）巻三一・周陳伯匜（陳白元匜）巻三二・周寶鐘（宗周鐘）巻三六等があり、その器はいまも多く故宮臺北等に現存する。巻末に編修官らの跋があり、列名末に于敏中の名がみえる。僞器のみならず僞銘も多く、周伯龢尊巻八・周伯龢匜巻三二器蓋の銘は、いずれも博古圖師㝬敦一六・二七による僞銘、また周仲尊巻九は伯克壺（薛氏一一・四高克尊）の文によるもので、いずれも甚だしく節略して文意を成さず、宋刻の書を檢すれば容易にその僞銘たることを知りうるものであるが、西淸にはそのことに言及していない。その書が淺陋と評される所以である。

また同じく高宗のとき、寧壽鑑古十六巻を勅撰、彝器六百を收める。書の體制は西淸と同じ。銘文をもつもの少く、周文王鼎の類がなお多く錄されている。銘文のみるべきものは、兕彝巻三・周乎卣巻七・召叔山父簠巻一一など寥々數器にすぎず、考釋にも殆んどとるべきものがない。當時翰林の諸學士に、彝器款識の學を善くするものがなかつたのであろう。その學は說文學の興起とともに、明確な學的意識をもつ研究者の間から生まれる。錢坫の十六長樂堂古器款識考、阮元の積古齋鐘鼎彝器款識がそれである。

錢坫一七四四〜一八〇六字は獻之、十蘭と號した。江蘇嘉定の人。副貢生を以て關中に遊び、畢沅の幕中に客となり、のち武功知縣となる。關中にあつて古器を得るごとに考證を加え、四十九器を收めて十六長樂堂古器款識考四巻を作り、嘉慶元年一七九六年に刊行した。淸人圖釋の最初の書である。器の圖像を揭げ、建初尺を以てその尺寸をしるし、彝銘の考釋を加えている。その序に宋刻に對する不滿を述べ、自ら標榜するところをしるしていう。

彝鼎之書、起於宋宣和、當時如楊南仲、劉原父諸輩、卓卓力破空談、稍知習許叔重書、略能分別篆籀、故言款識者、皆宗之、今博古集古及薛尙功法帖、諸編俱在、咸爲後來之俎豆、惟見聞旣淺、

肆攷多誤、僅隨偏執、終不得眞、夫三代之制、詳於諸經、兩漢之制、詳於三史、倘不本諸經三史、而欲鄉壁虛造、不可知之言、以誣古欺人、斯爲鑿矣

乾隆癸卯四十八年、一七八三以後、宦游秦甸、至今十餘歲矣、間得商周秦漢器物、必紬其故事故言、使合於魏顆孔悝之典、時大府鎭洋畢公、得周曶鼎、銘五百餘字、余爲之釋解、因以入之歌咏、茲索居已久、年過無聞、衰顏荏苒將至、念諸器物中、有足證文字之原流者、有足辨經史之譌舛者、皆有裨於學識、因裒其稍異見所臧弆者、刪爲一編、鼎彝簠爵尊匜、隨手記之、不復次第、至於泉刀小品、有可發明史書者載入、否者不載、魏晉至唐時者、並附焉

成書の目的は、文字の原流を證し、經史の譌舛を正すにあり、考釋にもその用意がみられる。楊樹達の讀十六長樂堂古器款識考積微居小學述林卷七に、宋刻以來敦と釋する字は簋にして、敦と簋とは器制異なることを明らかにし、銅虎符の制は漢書文帝紀にみえ、古くは玉を用いるとする說を是とし、また失釋の例數條をあげている。收錄中、器銘のみるべきものに父丁角（宰椃角）・大祝鼎（大祝禽鼎）・寰鼎以上卷一、周癸子彝（格伯𣪘）・周祖罕彝（禽𣪘）・周貞簠（𤼈𣪘）・周寰卣・尊以上卷二、周寰甗卷三などがあり、みな優品である。その考釋例として、宰椃角の一條を錄する。

右父丁角、高九寸五分、身高六寸、足高四寸八分、口左右徑三寸五分、前後徑六寸八分、有鋬、高二寸、竝饕餮獸面、山罍花紋、身內銘三十字、曰、庚申、王在東間（闌）、王格、宰樹（椃）從、錫貝五朋、用作父丁尊彝、十（在）六月、惟王乙（廾）祀角（翌）又五、鋬內銘三字、曰、庚丙（庚象形）册、其稱年爲祀、而名父丁、知爲商器也、其格字用各、樹字從木、旁虎雖之形

當時甲骨はなお知られず、殷器の銘あるものも甚だ乏しく、銘末に大事紀年の形式で年紀をしるすことも知られていなかつた。しかしこれを商器と斷定している根據は正しい。また大祝禽鼎と禽𣪘とを同じ作器者の器とするのも正しいが、禽字を誤釋して罕とし、周公・伯禽の關係を導きえず、ただ「當是東遷以前物」というにとどまり、器の時代觀を樹立しえなかつたのは惜しまれる。禽の字形が必らずしも說文一四下と同じでないためであろうが、卜文は字を明らかに畢形に作る。錢氏は自序に「寗知古人亦不如後人耶」と稱したが、彝銘の學は、むしろその後に著しい展開を示すのである。なお自序にいう曶鼎の釋は、のち積古卷四・金石粹編卷二に收められている。曶鼎はのち兵火に燬滅し、その拓は未剔一、已剔二を存するに過ぎず、周存に和詩四篇ありというもその詩を錄しない。錢氏の原刻は希覯、孫詒讓・吳大澂もなお徵引せず、民國廿二年の坊刻本あるも譌謬多しという。楊樹達の跋記は、その坊覆刻本によつている。

乾嘉期の金文學は、阮元の積古齋鐘鼎彝器款識によつて代表される。それはこの期における金文資料の總集であり、また考釋の集成であり、阮元の編著というよりも、當時の金文學の總力を結集して成るものであつた。阮氏が編纂した皇清經解が、乾嘉期の經學の總集であつたのと似ている。款識の學としては、空前の內容をもつものであつた。

阮元一七六四〜一八四九は江蘇儀徵の人。字は伯元、芸臺と號した。乾隆五十四年の進士。翰林學士より太子太傅となり、顯官を以て學術の興隆に努め、經解の他に經籍籑詁・十三經注疏校勘記、また孟子七經考文及び補遺の覆刻など、大部の編著覆印を遂行し、この期の學術の中心であつた。積古の編

纂に當っても、多數の學者の協力をえており、自序にもそのことをしるしている。

鐘鼎彝器、三代之所寶貴、故分器贈器、皆以是爲先、直與土地並重、且或以爲重賂、其造作之精、文字之古、非後人所能及、古器金錫之至精者、其氣不外洩、無青綠、其有青綠者、金之不精、外洩于土者也、古器銘字多者、或至數百字、縱不抵尚書百篇、而有過于汲冢者遠甚、漢代以得鼎爲祥、因之改元、因之立祀、六朝唐人不多見、學者不甚重之、迨北宋後、古器始多出、復爲世重、勒爲成書、南宋元明以來、流傳不少、至我朝西清古鑑、美備極矣、且海内好古之士、學識之精、能辨古器、有遠過于張敞鄭衆者、而古器之出于土田榛莽間者、亦不可勝數、余心好古文奇字、每摩挲一器、搨釋一銘、俯仰之間、輒心往于數千年前、以爲此器之作、此文之鑄、尚在周公孔子未生以前、何論秦漢乎、由簡策而卷軸、其竹帛已灰燼矣、此乃巋然獨存乎、世人得西嶽一碑、定武片紙、即珍如鴻寶、何況三代法物乎、世人得世綵書函、麻沙宋板、即藏爲祕册、何況商周文字乎、友人之與余同好者、則有江侍御德量・朱右甫爲弼・孫觀察星衍・趙銀臺秉沖・翁比部樹培・秦太史恩復・宋學博葆醇・錢博士坫・趙晉齋魏・何夢華元錫・江鄭堂藩・張解元廷濟等、各有藏器、各有搨本、余皆聚之、與余所自藏自搨者、集爲鐘鼎款識一書、以續薛尚功之後、薛尚功所輯、共四百九十三器、余所集器、五百五十、數殆過之

夫栞字于板、本不如鑄字于金之堅且久、然自古左國史漢所言各器、宋宣和殿圖、無有存者矣、兩宋呂大防・王俅・薛尚功・王順伯諸書册、所收之器、今亦僅有存者矣、然則古器雖甚壽、顧至三四千年出土之後、轉不能久、或經兵燹之墜壞、或爲水土之沈薶、或爲傖賈之毀銷、不可保也、而宋人圖釋各書、反能流傳不絕、且可家守一編、然則聚一時之彝器、摹勒爲書、實可使一時之器、永傳不朽、即使吉金零落無存、亦可無憾矣

平湖朱氏右甫、酷嗜古金文字、且能辨識疑文、稽考古籍國邑大夫之名、有可補經傳所未備者、偏旁篆籀之字、有可補說文所未及者、余以各搨本屬之、編定審釋之、甲子秋、訂成十卷、付之梓人、並記其始末如此

薛氏款識の書を繼ぎ、これらの彝銘を後世に傳えようとするものである。書中に收める藏器・搨本は、自序中にみえる諸人のほか、趙謙士太常・畢沅・孔尚任・陳鱣・紀昀・程易疇・王昶・陳豫鍾・吳東發など三十數名に及び、考釋には多く吳東發侃叔・錢坫獻之の言を采り、また朱筠・孔廣森・錢大昕・周幾等の名もみえる。吳氏の釋は商周文拾遺三卷、錢氏の說は十六長樂堂鐘鼎彝器款識考二卷による。阮氏の聲望を以て、當時の資料と研究とを、悉くこの一書に網羅することをえたのであろう。尤も錄入のうち、宋刻の摹本もかなり多く、すべてが新得の器ではない。またその搨本も、雙鉤によって摹勒して加えているものでなお失眞のところがあり、殊に流布本は漫漶が著しいという。楊守敬の跋光緒五年に「原板漫漶、蜀中重刻、已失其眞、楚中書坊、更從蜀本重雕、愈爲草率、學者病之、宜都楊君惺吾、藏有原刻初印本、豪髮無蝕、乃謀借覆之、楊君欣然、又爲監刊、遂還舊觀、渙若神明」という。阮氏の書は圖像を收めず、また僞刻がかなり多い。圖は十六長樂堂及び兩罍軒以下によって補うべく、また款識も筠清館以下に存するものがあり、器のいま存するものも少くない。

阮氏はまた自序の後に商周銅器說上下二篇を付している。上篇にその彝器觀を述べ、「形上謂道、

形下謂器」、「器者所以藏禮」「故吾謂、欲觀三代以上之道與器、九經之外、舍鐘鼎之屬、曷由觀之」と論じて、古聖王精意の在るところとし、九經の輔翼とする。また下篇は歴代彝器觀の推移を論じて最も簡要をえており、款識學の學術史的な位置を確かめている。積古はその搨本手稿を朱爲弼に屬し、朱氏が編定して、嘉慶九年に後敍を加えた。阮氏の手稿との同異は、たとえば釋宋戴公戈文孶經室三集卷三と積古卷八とを比較して知りうるが、散氏敦銘拓本跋孶經室三集卷三などは、積古成書後のものであろう。積古の齋名は多く古器を藏する意より名づけたもので、積古齋記同上にその藏器を陳列して擧酒酬賓の娛遊をなしたことをしるしている。その器は朱右甫が整理考釋を加えること、劉原父の歐陽公に對するのと同樣であつた。

錄入の款識のうちみるべきものは、旂鼎江德量・趙謙士摹本、卷一・紀侯鐘李廓藏・楚公豙鐘舊藏摹本・楚余義鐘孫星衍藏・宗周鐘陳默齋藏(西淸著錄)・虢叔旅鐘阮氏藏・周公華鐘(邾公華鐘)紀昀藏・周公望鐘(邾公牼鐘)阮氏藏、以上卷三・大祝禽鼎阮氏藏(十六長樂堂著錄)・𡈼鼎錢獻之藏・康鼎趙太常摹本・無專鼎焦山寺藏・鬲攸從鼎趙晉齋搨本・頌鼎同上・曶鼎畢沅藏、以上卷四・邑尊(次尊)趙太常摹本(曝書亭集卷四六)・𠭯尊阮氏藏・頌壺舊趙之琛藏・遽伯睘彝趙晉齋搨本・然(滕)虎彝(𣪘)吳侃叔搨本・禽彝(𣪘)錢獻之藏・小臣繼(靜)彝(綴遺云、趙謙士摹本)・繼(靜)彝陳鱣摹本・冘(免)彝趙太常摹本・吳彝趙太常藏・縣改彝趙晉齋搨本、以上卷五・貞(𧽊)敦錢獻之藏・追敦陳秋堂搨本・師遽敦阮氏舊藏搨本・郘公敦秦恩復藏・𣪘(𡈼)敦張叔未藏・召伯虎敦趙太常摹本・卯敦趙晉齋搨本・頌敦陳秋堂搨本・師酉敦器蓋、阮氏藏・又趙晉齋搨本、晉齋云、此西人秦伯崖所手搨者、以上卷六・冘(免)簠阮氏藏・曾伯(霥)簠趙晉齋搨本、以上卷七・散氏盤揚州洪氏藏・寰盤阮氏藏・國差𦉜趙太常搨本、以上卷八等あり、西淸・十六長樂堂ののち、かなり新得の器のあることが知られる。

考釋は多く諸家の說を采り、ときに阮氏の見解を加え、禮制・名物などに乾嘉期考證學の成果を驅使している。顧炎武の考釋と對比する意味で無叀鼎の一條を錄するが、釋文は略する。

右無專鼎銘九十四字、器今在焦山、此據武庚徐雪廬熊飛手搨本摹入、按此銘自顧亭林、程穆倩以下、釋文甚多、大興翁學士方綱輯爲一書(焦山鼎銘考)、至詳且備、攷南仲有二、詩出車篇之南仲、毛傳以爲文王之屬、常武篇之南仲、毛傳以爲王命南仲于太祖、是宣王之臣也、此銘不類商器、當是宣王時臣、無專、無字當讀爲鄦、古鄦字每省邑、王命鄦專於祖廟、而南仲爲相禮、入門立中廷、呼史册命云云、可補禮文之不足、友史臣名、燔于圖室之燔、舊釋爲烝、今從吳侃叔釋作燔、周九月夏七月、非烝祭之時、字形亦不類、左僖二十四年傳云、天子有事膰焉、是執膰以祭、謂之燔也、圖室二字、無可考、竊謂卽明堂太廟也、周禮春官、天府掌祖廟之守藏、凡國之玉鎭大寶器藏焉、鄭引書顧命球圖之屬、以當之、正義引尙書帝命驗云、五府者、唐虞謂之天府、夏謂之正室、殷謂之重屋、周謂之明堂、皆祀五帝之所也、知圖室又爲周明堂之異名矣、天府以藏球圖、故又曰圖室也、遉側虎方四字、侃叔所釋甚爲明顯、惟虎字稍剝蝕、然可以意通、遉、玉篇云邏也、虎方西方也、謂邏遉反側之虎方也、王與方爲韵、錢竹汀宮詹大昕云、古器銘多用鋚勒字、惟石鼓及寅簋文、正作鋚勒、伯姬鼎則作攸勒、宰辟父敦又作攸革、薛尙功王俅諸家、竝釋攸爲鋚、此文亦但作攸、葢古文之鋚勒、卽詩所云鞗革也、詩鞗革凡四見、鄭氏箋、或云轡、或云轡首、或云轡首垂、古文鞗从金、與許叔重訓轡首銅合、孔氏疏謂以鞗皮爲轡首之革、似未達古制矣、按宮詹之說、精矣

魯休猶言嘉休、舊釋作敷、割蓋聲相近、借作匄、舊釋作周旁旁形、眉壽之眉、作目上豪眉形、與戎都鼎同、舊釋作篡、今俱改正

此鼎、元于癸亥嘉慶八年、一八〇三秋北覲、回浙渡江、便至焦山視之、鼎約高二尺許、體圓、雙耳三足、口約徑一尺七八寸、其銘在口下、直立于鼎內、非在鼎腹向上仰也、質頗純厚、黝然光澤、外有紋、絕無青綠、元每謂、古金之至精者、其銅精不外洩、絕無青綠、其有青綠者、皆金錫之齊、不精堅、走洩于外、漸成剝落、其體必輕、故以青綠爲古器重者、非眞知古器者也

銘文の解釋については、金文通釋巻三・三四八頁に述べた。圖室は近出の善夫山鼎にもみえ、廷禮册命の行なわれている場所である。また鋚勒について詩の鑿革を訂す錢氏の考證は、段玉裁の同旨の文に先だつものであろう。鼎の銅質に對する阮氏の説は、積古の自序にもみえるものであるが、考古學的な研究が進んでいる今日では、別の理解が必要である。所論になお問題があるとしても、考察の範圍も廣く、款識學の方法が次第に整えられつつあることを示している。

積古梓行の翌年一八〇五年、王昶一七二四～一八〇六の金石粹編百六十卷が編纂され、卷二・卷三に金文を収める。卷二に夏殷の器として岣嶁碑・比干銅盤銘・散氏盤銘、卷三に周器として焦山鼎・曶鼎・高克尊・卯敦・仲駒敦を錄するが、その考釋は舊説を捜集するにとどまる。散氏盤には孔廣森・吳玉搢・樊明徵・汪肇龍・江德量及び吳穎芳の釋を集めて按語を附し、殷器とする。焦山鼎の條には、釋文六家のほか王士禎の池北偶談・朱彝尊の曝書亭集・牛運震の金石圖・翁方綱の焦山鼎銘考・錢大昕潛研堂金石文跋尾・謝啓昆の焦山鼎銘攷跋乾隆三十八年等を列し、按語を加えて文王期説をとる。曶鼎については、錢坫の考錄に訂誤を加えた畢沅の山左金石志の全文を引く。卯敦にも潛研堂金石文跋尾を錄するが、高克尊・仲駒敦には博古圖の文をとる。宋刻を除いて他は乾隆期諸人の考釋を集めており、當時の金文研究をみるに足る資料である。本書には同治の續編があるが、先秦の文を收めていない。

四、道光期の金文學

積古ののち道光期にわたつて、圖釋・款識の書數種が出ている。陳經一七九二～？の求古精舍金石圖四册は、十六長樂堂の後を承けて一家の收藏を錄し、嘉慶十八年一八一三年刻、その第一册に彝器十五器を収め、晉尺を以てその尺寸をしるす。また器形文様をいうこと甚だ詳しく、從來の著錄にまさる。その晉尺を定めるに周劍第二册の實測により、「此劍乃周時之上制、上士服之、眞可寶愛也、以桃氏爲劍文、並鄭注徵之、無不吻合、以見古人造器之精、流傳三千餘年之久、其足證明遺經若此、近儒戴氏震・程氏瑤田・金氏榜之說、有補鄭者、與鄭異者、以是劍考之、則知鄭注之確、後人皆臆說矣」と論じ、新定周尺の圖を掲げている。王復齋の尺寸はいわゆる晉尺であるが、陳氏はそれを晉前尺であるという。阮元・黃丕烈等がこの書に序を寄せている。周尺の測定に用いた雙劍のほか、銘文には特にいうべきものがない。

道光に入つて、馮雲鵬兄弟が金石索十二卷を編し、二年一八二二年に書成り、翌年梓行。卷首に欽頒

周筂銅器十事を錄する。積古にも分錄するものであるが、この書には繪圖があり、器制を識りうる。雲鵬の按記に道光十二年とあるから、後添のものであろう。卷一は彝器の屬、繪圖のほか別に款識のみを錄するものもあるが、齊侯鐘・楚公鐘のように宋刻によるものを加え、またときに僞器あるを免れない。銘文のみるべきものに、無專鼎焦山寺・大師小子望鼎劉曉園藏・追敦晏海自藏（積古・陳秋堂搨本）・頌鼎銘・劉喜海藏器・紀侯鐘劉喜海藏（積古・李廓藏）等があり、多く諸家の釋を引く。出土の知るべきものはみなこれをしるし、また收得の事情をいうものもある。

> 父辛卣　是器與謝司馬所得父辛二爵、倶同時出於長山縣田野、借爲農民鋤、破其腹、長山齊之於陵地也
>
> 追敦　鵬愛此敦下連方座、制度凝重、其文辭醇正、無古僻不可讀之字、在周器中、爲難得者、此與邾敦同售、彼器朱綠可觀、爲斌備卿觀察所擇、此敦內綠而外闇然、故爲鵬所得耳（器失蓋）

器影は繪圖、銘文は摹刻であるが、紀侯鐘の條に金石志を引いて器制等をいい、また「葉東卿以全形拓本見寄」とあり、その繪圖は全形拓本によるものである。當時全形拓の手法がすでに用いられていることが知られる。

この年、また李遇孫の金石學錄が成り、金石に關する歷代の記事と、學人の名を錄している。記事は圖書集成考工典彝彝部に錄するところと相出入し、合わせてその大槩をみることができる。宋より元明に至るまで百數十人、また淸朝の諸家は國初以來二百餘人、乾嘉の學はその數よりしても優に前代に超えるものがあるが、しかし爲學の法はなお宋代の圖釋題跋を準式とするものであつた。

道光十五年一八三五年嚴可均の全上古三代秦漢三國六朝文の編輯が成り、三代の卷十二以下に鐘鼎等の彝銘釋文を錄する。宋刻をはじめ阮刻の款識類を集め、ときに釋文の考正を試みている。拓本による錄入も少くないが、概ね既著錄中に存するもので、特に新得とすべきものはない。ただこれによつて、當時における金文資料を概觀することができる。

道光十八年、劉喜海の淸愛堂家藏鐘鼎彝器款識法帖、翌年曹載奎の懷米山房吉金圖、さらに越えて廿二年、吳榮光の筠淸館金文が刊行された。劉氏の書は家藏の商周彝器三十五器を錄し、度量と收得の事情をしるすほか、釋文考釋なし。その書は刊本極めて少く未見。劉氏にまた長安獲古編二卷があり、その沒後に梓行された。容庚氏の通考に「劉氏卒于咸豐二年、此則道光中年所刻也、剞劂未竟、遽歸道山、稿本歸于陳介祺、略無詮釋、鮑康欲爲補成、其序見于觀古閣叢稿上・廿八、後亦未果、書板爲徐某所得、遂印行、卷一商周器四十三、大小尺寸均未記、且劉氏藏器、亦不止此、可于胡琨所編長安獲古編目中、參證得之」とあり、卷二の封泥以下は補編。劉鶚鐵雲の跋識にいう。

> 長安獲古編、乃劉燕庭方伯所撰、一金一石、皆有識跋、金甫刻圖、而方伯沒故、僅存此稿、其原本四册、潘伯寅侍郎借來、失於澄懷園侍郎云、石亦無甚奇品、書板爲徐姓所得、遂印行、此趙益甫致魏稼生書中語也、徐姓印行後、書板遂歸福山王文敏公懿榮、自同治初年、至今未印、此京都正文齋譚篤生告予也、庚子變後、板歸於予、其標題原缺者、乞銅梁王孝禹觀察書、補刊印百部、分贈同好也、乙巳秋七月、丹徒劉鐵雲識

繪圖鮮麗、銘もよく雙鉤によつて原拓の趣を傳え、懷米と並んで出色のものとなしうる。書中銘文の

みるべきものに師奎父鼎（師奎父鼎）・師湯父鼎・師器父鼎・宋公鼎・效卣・單伯鬲・王盉（㽙王盉）等があり、みな從來未著錄のものである。

曹載奎の懷米山房吉金圖は、宋刻の三館古器・先秦古器等と同じく石刻の法をとるもので、商器三十、周器二十四、秦漢の器と合せて計六十、度量と釋文とを加える。容庚氏の通考に「咸豐十年、太平天國之亂、城陷石毀、故拓本流傳甚少、原石時有增補、余所藏拓本、乃道光二十一年七月、陳介祺以寄吳式芬者、取校陳氏影印本、齊侯罍無阮元跋、格伯簋無朱善旂跋、末無貝墉觀款、葉志詵跋、陳乃乾跋影印本謂、文石堂本、脫刻劉廉方、徐問蘧跋、及格伯簋後朱建卿、葉東卿兩題識、未爲盡善、蓋不知文石堂所據、乃初拓本也」とあり、文石堂本とは明治十五年、わが國の京都で梓行した飜刻本をいう。その上木は、老工大西櫻雲の刻するところ、器・銘ともに從來の著錄にみない精巧なもので、鈎摹の首とされる十六長樂堂よりも字跡ははるかにすぐれている。原刻石も精刻であったらしく、卷首の張廷濟の序に、薛氏款識・劉氏先秦古器にまさるとする。錄入の器に殷周期の酒器など精品多く、營造の法式により尺寸を付し、銘に釋文をつけている。銘のみるべきものに商效父彝（效父段）・魯原鐘・㮂公鐘（邾公㮂鐘）・伯晨鼎・虢文公鼎・齊侯罍・己伯鼎（大鼎）・追敦蓋（西清、器、金索）・卯敦蓋（積古・趙晉齋搨本）・格伯敦等がある。諸家收藏の器に集散があり、器蓋の離合をも生じている。史兗段の跋記にいう。

己丑道光九年春、余從書林得孟姜敦蓋・史兗敦底、器雖脗合、款識不同、定有原配、不知散落何方、庚子二十年夏、有客自都中來、知余好古、携孟姜敦底、史兗敦蓋畀余、將兩器一轉換間、銘文符合、皆成完璧、此非奇遇耶、書以誌喜

收錄の器は懷米山房藏器目と同じであるが、のち齊侯罍・邾公㮂鐘等は兩罍軒に、追段・卯段等は清儀閣に入り、また魯原鐘・史兗段等も諸家の間に分散して、器にもまた浮沈がある。阿片戰爭一八四〇年に次ぐ太平天國の亂一八五〇年など、道光末年は清朝の衰運著しく、筠清・從古ののち、金文は二十數年にわたる空白の時期を迎える。

吳榮光一七七三～一八四三は歷代名人年譜などの書で知られる人であるが、道光二十二年一八四二筠清館金文五卷を刊行した。自序によると、四十餘年にわたる宦遊の間に陝・閩・浙・黔・楚の各地で手抄郵索し、のち阮元の積古齋搨本の全部を得て、積古の書と異同あるものを檢し、この書を編したという。凡例に「此書非續積古齋鐘鼎款識、亦非續金石萃編、不過紀四十六年之所得、名之曰筠清館金石錄、而卷帙浩繁、積古萃編二書、徧行海內已久、故於萃編所有、但存其目、而二書所遺者、悉錄全文」というが、石文は未刊。商器六十七、周器一百七十二、その他秦漢の器や封泥を收める。自藏の器のほか葉東卿の器が最も多く、他に陳壽卿・吳子苾・龔定盦・劉燕庭・葉夢漁・夏松如・孫星衍・王味雪など十餘家の器、また搨本を集めている。銘文のみるべきものに齊侯罍（洹子孟姜壺）阮元釋・曩卣龔定盦釋、以上卷一・大師虘豆卷三・邾大宰簠・周敦（晉公盞）・周宂敦（兔段）阮元釋・周使夷敦（小臣守段）・周畢中孫子敦（段段）・周格伯敦許瀚釋・周史頌敦・周然睽敦（大段）・周師寰敦龔定盦釋・周望敦以上卷三・周大蒐鼎（令鼎）・周小子射鼎・周康侯鼎・周大鼎・周韓侯白晨鼎龔定盦釋・周應公鼎二器・周寶父鼎（師奎父鼎）劉燕庭器・周歸父盤陳壽卿器、以上卷四・周虢叔鐘張廷濟器、卷五・周虢叔編鐘・

周井人殘鐘・周鐘（子璋鐘）等である。書中に若干の僞器を含む。積古・萃編の外に一大集成を試みようとしたものであるが、釋文に誤讀多く、考證も荒誕不經に渉るものがあり、のち孫詒讓の古籀拾遺に別に考訂を加えている。楊樹達の讀筠清館金文小學述林巻七にも、その得失を論ずることが詳しい。

道光の末年、徐同柏一七七五〜一八五四が従古堂款識學十六巻を編纂、三百六十五器を収める。徐氏は清儀老人張氏の外甥に當り、その所縁を以て清儀閣藏器巻三〜四・六・錢唐の夏氏睫巣藏器巻七・錢唐瞿氏清吟閣藏器巻八・九・嘉興の方氏壺雲閣藏器巻一二・濰縣の陳氏寶簠齋藏器巻一三〜一六その他諸家の器銘を録入する。徐氏が考釋を加え、その子燕が撫録、のち光緒卅二年に至つて手稿を石印に付した。巻末に大盂鼎・毛公鼎の二器があり、付印の際、潘文勤の大盂鼎精拓を補入している。

この書は阮氏の積古を承けて、この期の收束とすべき蒐集であり、また清儀閣・寶簠齋の藏器の富をみるに足る。阮氏もその稿本をみて跋を寄せ、「己亥道光十九年、一八三九冬、朱建卿世兄過揚州、出示徐籀莊明經此册、款識釋文、其中諸器、有未見之文、且審解精確、今都中有續鐘鼎款識之作、是册必多采擇矣」という。また何紹基・葉東卿の跋、陳介祺の書札を付している。

余於鐘鼎考釋、功夫淺薄、然毎有所得、輒自矜喜、亦復有與師友印證、大約一器釋文、人殊心自、各具意識、弗尚雷同、解者自擇之耳、籀莊先生此册、時見創獲确論、何日得相見、共討論也、道州何紹基記

考據款識家、自來多强解傅會之病、此册於釋確切、義理具足、實由經術湛深之故、子貞以創獲目之、抑淺矣、他日得讀全集、亦快事也、奉題籀莊先生大集、漢陽葉志詵

陳氏の書札は辛亥咸豐元年、一八五一六月廿三日付のもので、「得讀大箸従古堂款識學槀本、審釋精詳、徴引典墳、尤欽好學、深思精博、爲今所未有、景仰之懷、亦六七年於玆矣、伏想起居日彊、箸述日富、心馳無已、粟園先生、相聚二載、時常道及先生、玆因粟翁歸里之便、寄上敝藏吉金拓本全分、計百三四十種、敬求攷釋、如蒙賜攷、俾古人文字、得大作而益傳、祺亦以付名爲幸矣」とあり、巻十三以下四巻はその後の續作である。徐氏はときに七十七歳であつた。また巻末の毛公鼎を陳畯の家にみたのは、徐籀莊年譜によるとその沒年であり、大盂鼎の張石匏鈎本をえたのもそのころであろう。徐氏八十歳のときである。陳簠齋は毛公鼎を深く藏して人に示さず、張氏に拓十紙、また徐同柏と呉式芬二人のみに拓を示して釋を求め、咸豐二年自ら毛鼎の釋文をしるしているが、二家の釋を參照したものであろう。

書成るの後、その手稿は一時存佚も知られぬ狀態であつた。たまたまその一部をみるをえた趙之謙がその仰視千七百二十九鶴齋叢書中に八器を録入した。趙氏の跋記に「徐籀莊明經、爲金石之學、說古文形義、擧證經史、時有心得、咸豐初、余客嘉興、於郭文止亭家、所見攷釋金石文字數十通、未成書、此本同治己巳八年、一八六九得於京師、亦隨取題識寫存者、故詞多複疊、爲器凡八、而張氏清儀閣物、居其五、庚申咸豐十年、一八六〇北清事變後、清儀閣收藏、一毀於賊、再厄於火、壽金龕所有、已久散、獨建昭一鐙、尚在侯官王氏、籀莊箸述板本、近亦不知存佚、此册幸無恙、未可任湮沒也」とあり、佚亡を恐れて虢叔旅鐘・無叀鼎・史頌毀・頌毀・史頌盤・曾伯霥簠等八器を付印したものである。のちその全稿が發見付印されたのは光緒丙午卅二年、一九〇六、徐氏の沒後五十餘年である。張鳴珂の跋に、

「今仁和吳君伯宛、從姚鴻史處、購得全書十六卷、係籀莊之子穀、孫茂才所手繕、而款識悉仿原文、洵瓌寶也、伯宛將付諸石印以傳、當與近出嘉魚劉氏吉金文述、竝垂不朽矣」という。卷三以下の三卷は古履仁鄉古器物銘と題しており、上中二卷は清儀閣藏器、下は諸家の器、おそらく本書の原編をなすものであろう。

錄入の諸器には大盂鼎・毛公鼎・頌氏三器をはじめ、周史懋壺卷一・周虢季氏（子組）敦卷八、瞿氏清吟閣・周虢季（子白）盤・卷一〇、陽湖徐氏・周不箕敦（不嬰𣪘）卷一〇、桐城吳氏・周郡公敦卷一一・周伯憲盉卷一一・周師趛鼎卷一二、方氏壺雲閣・周魯侯角卷一二、同上・周楚公（豙）鐘卷一三、陳氏寶簠齋・周無伇編鐘（儠兒鐘）同上・奇字編鐘（者汈鐘）同上・周厚趠鼎同上・周祀刊敦（大豐𣪘）卷一五、同上・君夫敦同上・周彔敦同上・周啚皇父敦同上・周陳侯敦（陳侯因資敦）同上などがあり、新著錄のものが多い。

乾嘉期より道光期にわたる著錄・考釋は、殷周彝器の數においてはるかに宋刻の諸書を超え、また考釋も經術・文字學の研究に促がされて著しく精審の域に進んだ。資料的には、すでに金文學の體系を考えうる條件が整つてきている。しかし道光期までの金文研究は、本質的には宋代の研究方法をさらに推衍するにとどまつて、新しい學的體系に入ることはできなかつた。學術の近代化には、中國の近代化が前提となる。そしてその機運は、たしかに近づいているのである。阿片戰爭に敗れ、太平天國の亂を契機として洋務運動が起るに及んで、中國の學術の上にも新しい動向が生まれた。金文學もまた、その近代化の激動の中で、多面的な展開をたどるのである。

第四章　金文學史その四

一、圖釋の書

咸豐一八五一〜六一・同治一八六二〜七四の間は、十五年にわたる太平天國の亂のため學術上の收穫に乏しいが、同治末より民國初年に及ぶ約六十年間に、金文學は空前の盛況を迎えた。いま安陽遺址の第一次發掘調査の行なわれた民國十七年一九二八年までを、款識學の成立期とする。兩宋以來、淸の乾嘉・道光を經て展開してきた款識の學は、この期の吳大澂・方濬益・孫詒讓、さらに羅振玉・王國維に至つて殆んど究極に達した。現代の彝器學・金文學は、その成果の上に近代諸科學の方法を導入して成立するものであるから、金文學の基礎はこの時期において用意されたものといつてよい。

同治十一年一八七二年、圖釋三種、考釋一種が作られた。潘祖蔭の攀古樓彝器款識・吳雲の兩罍軒彝器圖釋が梓行され、吳大澂の恒軒所見所藏吉金錄の付刻がはじめられ、孫詒讓はその古籀拾遺に自序を加えている。これより圖釋・款識の類が蹤を接し、光緒二年一八七六年佛人宣教師によつて石印の法が傳えられ、またやがて寫眞版の技術が導入されて、器・銘ともにその眞を傳えるに至り、研究法の上にも革新がもたらされた。

これよりさき、内府收藏の器を錄した西淸續鑑甲編二十卷、乙編二十卷は何れも乾隆の勅撰にかかるものであるが、前者は宣統二年一九一〇年、後者は民國廿年一九三一年に至つてはじめて石印に付されたもので、それまでは久しく外間に知られることがなかつた。甲編は所收の彝器八四四器、乙編は七九八器、その數頗る多きも銘のみるべきもの少く、また僞器の多いことも、繪圖や摹勒の失眞と相俟つて、その資料的價値を著しく損している。甲編中彝銘のみるべきものは頌鼎二器卷一・褱鼎二器卷二・縣改敦・不壽敦・同彝（段）以上卷六・師猷敦・大敦・走敦・十二年大敦以上卷一二・宋君夫人甗・吳王御士尹氏簠以上卷一三・者減鐘十一枚、子璋鐘卷一七等を數えるにすぎず、そのうちすでに流出の器もある。者減鐘は乾隆二十六年臨江出土、十二律の數に足らずとして第二器大呂を補鑄、御識を付している。

乙編所收のうちには獻侯鼎卷一・害卣卷八・魯公子癸父敦卷一二・國差罎卷一六などがある。僞器仿鑄の類が多く、考釋また甚だ疎略、國差罎について「按國氏爲齊世卿、差其名也、於經傳無考」というが、國佐のことは經傳に數見する。甲乙兩編のうち彝銘の眞とすべきものは、のち羅振玉の貞松・殷文存等に再錄している。

潘祖蔭一八三〇〜一八九〇字は伯寅、編修より工部尙書に至り、彝器收藏の富を以て知られる。攀古樓藏器目にみえるもの約四百五十器、通考二五〇頁に「余所藏拓本、有在目外者、八十餘器」というから、一時五百器を超えていたのであろう。攀古樓彝器款識二册はその一部を刻したもので、所收五十器、邵鐘四器・史頌鼎・匽侯旨鼎・豳王盉第一册、齊鎛（黔鎛）・師遽敦蓋第二册のほか、精品が多い。通考二六二頁に「吳大澂繪圖、王懿榮楷書、周悅讓・張之洞・王懿榮・吳大澂・胡義贊及潘氏考釋、可稱善本、惟未記尺寸大小、是其小失、厥後收藏更富、十倍于此、而吳氏服官于外、圖者無人、故若盂鼎・克鼎・王孫鐘・沇兒鐘諸器、皆希世之寶、未入此書、不免遺憾耳」という。一時の俊英がみなこの書の製作に與かつており、邵鐘・史頌鼎・黔鎛の考釋は、諸家競爽の趣がある。潘氏はまた長文の序を付して彝器の七厄と古器愛護の要を述べ、「愼擇詳審、必不使一作僞者羼廁其中、以是爲無悖於考古證經之意而已」という。從前の諸書と用意の異なるところを知ることができる。

吳雲一八一一〜一八八三の兩罍軒彝器圖釋十二卷は同治十一年一八七二年の梓行。さきに咸豐六年一八五六年、二百蘭亭齋收藏金石記四卷に彝器三九器を收めたが、のち彝器のみを取り、また增益して本書を成した。殷周の器五九、秦漢以後と合せて一一〇器を收める。自藏のほか儀徵の阮氏、嘉興の張氏、蘇州の曹氏ら東南諸家の收藏が、太平の亂後散佚したものを物色蒐集し、繪圖に實筆を用いる。自藏の器にもこの亂に燬滅を受けたものがあり、その金石記より補入するものは雙鉤のままである。書中に齊侯罍（洹子孟姜壺）の二器一、阮氏舊藏、一、曹氏舊藏があり、よつて兩罍という。各卷四・卷五の一卷をその器に充て、陳頌南の考釋を引いて補說を加え詳密を極めているが、この器銘が喪葬の禮をいうものであることはついに解しえなかつた。兪樾の序に

余讀其銘、屢言璧玉備玉、乃悟周官玉府之職、共王之服玉、服玉卽備玉也、古服備字通、趙策騎射之服、史記趙世家作騎射之備、可以爲證、鄭司農解服玉爲冠飾十二玉、殆未得乎、余從前未讀君書、故群經平議中、不克援引此器、以解服玉之義、益歎古器之可寶器也

という。備は璧を數える助數詞である。この器には綴遺・餘論・郭釋・積微居など何れも長文の考釋を試みているが、郭釋に餘論によつて短葬を求めた辭とし、積微居に至つてはじめて持服のことを王室に請う辭を錄するとする。俞説のごときは、なお經學家の説を脱するものでない。

呉大澂一八三五〜一九〇二の恒軒所見所藏吉金錄二冊も、この年ごろから付刻をはじめ、光緒十一年に至つて成書をえたもので、商周彝器九十五器、他に四十一器を收める。自藏の器のほか潘祖蔭及び八家の收藏を錄するが、潘氏の器は攀古樓彝器款識の圖と同じく、攀古未收の盂鼎等をこの書に加えている。何れも呉大澂の繪圖に成るもので、恒軒の序に「余弱冠喜習繪事、不能工、泊官翰林、好古吉金文字、有所見輒手摹之、或圖其形、存于篋、積久得百數十器、遂付剞劂氏」とあり、のち王懿榮の慫慂によつて家版を付印したという。尺寸・釋文なく、ただ大盂鼎のみ釋文を加える。その釋は愙齋集古錄第四册と同じ。

端方一八六一〜一九一一は滿州の旗人。その陶齋吉金錄は、光緒卅四年一九〇八年の刊。銘拓に石印を用いた最初の書であるが、器影はなお繪圖による。所收の商周彝器は百四十器、建初尺により尺寸を付し、宣統元年また續錄に彝器五十五器を收める。卷首に寶雞棜禁を掲げ、「右器於光緒辛丑廿七年秋、陝西鳳翔府寶雞縣三十里鬪雞臺出土」という。一括出土器として最初の注目すべき器群であるが、出土事情になお不明のところがあり、款識圖象の異なるものを含む。他に邾公釛鐘・邾公牼鐘・楚公冡鐘・小克鼎三器・鬲攸從鼎以上卷一、頌敦・諫敦・師寰敦・師酉敦・番生敦・彔卣以上卷二、薛侯盤卷三、秦の權量數種卷四など新出の器をも含み、はじめてその眞蹟を示した。自序に「余蚤歲官京朝、簿領之暇、輒事捜討、稍〻有得、繼之官秦中古帝王之都、多重寶奇器、往〻朝出墟壟、夕登几席、西北土燥、故字蹟花紋、完整者多、摩挲屢眷、心賞殊愜、泊移節鄂湘、東下三呉、或新發於土、或得之舊家、物聚所好、時復增益」とあり、宦遊の間に蒐集に力めたものである。續錄に虢叔旅鐘・沇兒鐘・克鐘・中師父鼎・大克鼎卷一、歸父盤卷二、また補錄に王孫遺者鐘・宋の仿製壺・秦檜豆などがある。ときに若干の僞器僞銘あるを免れない。通考二六三頁に「續錄自序云、釋文四卷、別自爲書、期於詮故文、昭舊迹、其書不傳」という。

石印の法がすでに行なわれ、字蹟を銘拓のまま錄入しうるようになつたが、やがて器形・文様をも拓して收めることが試みられた。器の全形拓は、立體感と遠近法を活かす特殊な技術を必要とする。その法によるものは、日照の丁麟年芾臣の移林館吉金圖識を初出とし、ついで夢坡室・澂秋館等がある。移林館吉金圖識は序跋刊記なく、未完のまま行なわれており、通考二六三頁に「此書以全形拓本石印、甫得三十葉、其印本忽遭火災、而丁氏復出官同州、不潰于成、余曾見一冊于上虞羅氏、箸錄克鼎、公中考父匜按此僞器。……父己觚三十器、于標題器名之下、記圖小于器十分之幾、款識所在、某氏舊藏、款識之後、偶引阮元・呉式芬・李佐賢・陳介祺・丁惟禔・呉大澂・許瀚之説、並自辨公中考父匜之非僞、此書雖未成、以全形拓本石印、前所未有也、其藏器見于日照丁氏藏器目者、凡六十器」という。子鼎下に「圖小于器十分之四、款識器中、利津李氏佐賢舊藏、攈古錄著錄」、また人の東を負う圖象を「子東」と釋し、以下に「儀徵阮文達元說、古器凡言東西者、記廟祧之昭穆、左爲東、右爲西也」、「海豐呉子苾閣學式芬說、此爲子負車形」、「利津李竹朋太守佐賢說、此爲子負薪形、應取其父析

薪、其子克負荷之義」、「濰縣陳壽卿太史介祺說、若是負薪則束形、或曰橐也」と諸家の說を引く。東は橐の象形である。各器の器形・文様が正確に知られ、器形學的研究に資するところが多い。

夢坡室獲古叢編十二卷は、烏程の周慶雲夢坡の藏器を鄒壽祺の編次したもので、民國十六年刊。また全形拓を石印とする。器を禮器・樂器・寶用器・制定器・明器・兵器・佛象・雜器の八類に分ち、さらに器種により細分する分類法をとる。このような器形學的方法は、印刷技術の發達によつて急速に進められたもので、寫眞影印の法はこれよりさき民國五年、鄒安の雙王鉨齋金吉圖錄にはじまり、また翌六年、羅振玉の夢郼艸堂吉金圖三卷・續編一卷も影印による。ただ夢坡の藏器には僞器甚だ多く、通考二六五頁に「此書之用、不在求眞、而在存僞、欲知僞器之情狀者、可于此中求之、器之佳者、禮器中竟無一焉、樂器中得一者減鐘、寶用器中得號仲鬲、魯伯厚父盤、……而已」という。釋文なく、考證に周・鄒二家のほか、陳邦福・陳邦直・金蓉鏡等諸人の說をとる。

同じく全形拓を以て器を錄する澂秋館吉金圖二册は、民國十四年の羅振玉の序があり、庚午十九年冬月付印、商周の器四七器、他と合せて八五器、建初の尺寸、庫平の重量をしるす。その圖は周康元の拓するところで精妙を極め、印刷も鮮麗である。羅序に「常謂圖象與文字、不當偏重」と器形文様の重要性を說き、器款竝撫をこの書の特徵としている。器銘のみるべきものに臣卿・卿諸器、杞伯每匄鼎・作册般甗・史頌段蓋・𤔲從盨・𩰫彝（圜器）などがあり、新得のものが多い。ときに王國維・羅振玉・吳大澂・丁佛言の題識を加えている。この後石印によるものに善齋吉金錄廿八册民國廿三年刊があり、その精要なるものは容庚氏の善齋彝器圖錄民國廿五年刊に影印を以て再錄する。圖釋の書としては澂秋を掉尾の書とすべく、この後全形拓の手法を傳えるものを多くみず、ただ毛公鼎の全形を錄する卷軸數本が好事の間に愛藏されている。

二、款識の學

彝銘の蒐集は古器の藏儲に比してその功を致しやすく、阮元の積古に商周器四四六銘を收め、その後綴遺・愙齋・周存はみな一千器を超え、羅氏の三代吉金文存に至つて四千八百餘器に達する。金文資料はここに空前の集成をみるが、さらに甲骨文の發見による大量の殷代資料が出土し、古代文字學は確乎たる基盤をもつ學的領域となつた。

阮元の積古齋鐘鼎彝器款識の釋文詮次に當つた朱爲弼の嗣子善旂は、父の志を修めて銘拓の蒐集につとめ、道咸の際に銘拓三六四を輯めて敬吾心室彝器款識二册を編した。阮元・湯金釗の題字があり、李宗昉・張廷濟・葉志詵など乃父の交友諸人が序を贈つている。その書は光緒三十四年に至つてその子朱之溱が石印に付した。積古・筠清に著錄するもの多く、ときに諸家の跋記等を加えている。また書中に爵三器の全形拓を收め、「椒堂京兆、以商三爵拓本並圖見寄、商器得一、已足寶貴、況乎其三、內善爵尤佳、善吉也福也、與義美同、共養三德也、何日坐經注經齋、持此三爵而飮之耶」という阮元の跋語がある。道光末年のことであろうが、すでに全形拓の手法が試みられているのは注意すべきである。

呉式芬一七九六～一八五六の攈古録金文三巻九冊は、所收の殷周器一三三四器、從來にみない尨大な著録である。光緒廿一年一八九五年、呉氏の沒後四十年にして家刻の木版に付された。摹刻甚だ精善、丁艮善がその校刻に當つたという。陸心源の金石學録補に「先生就寰宇訪碑録、補其未備、刪其譌複、增入三代秦漢已來吉金、各注某氏家藏、如孫録收專瓦之例、唯不載璽印泉幣竟銘、祇載有年月者、孫録未詳、碑額亦並補之、書約十六卷、名曰攈古録」行述、呉隠石後跋引とあり、この書はおそらくその金文の部分であろう。器種別に、字數の多少により排次する方式を創めている。各器銘に釋文を付し、考釋には多く諸家の説を取る。許瀚・徐同柏の説が最も多く、翁祖庚がこれに次ぐ。虢季子白盤には張石匏・呉堯僊・張石舟・陳壽卿の諸釋を列する。許瀚は說文家としても聞えた人で、王筠一七八四～一八五四の說文釋例中に多くその荅問の文を引いている。釋例は說文家の諸書中、最も多く鐘鼎文によつて說を成すものであるが、許瀚は當時彝銘の學の第一人者であり、また桂馥の說文義證を校理した人である。その考釋は精審を極め、のちの孫詒讓の學を闢くものといえよう。徐氏の說は、大盂鼎・毛公鼎にその釋をとる。書刊成るや、王懿榮は積古・筠淸につぐ最も賅備の書として、初印十部を上進している。

方濬益～一八九九の綴遺齋彝器款識攷釋三十卷は、民國廿四年に至つて石印刊行されたものであるが、その書は同治八年一八六九年より光緒廿五年一八九九年まで三十年を要して漸く完成された。款識の書として最も完備した最初の著作といつてよい。所收の器は商周一三八二器、うち卷一五の一卷を缺く。通考に「余以燕京大學圖書館所藏稿本校之、鼎敦兩類缺佚甚多、可補者約四百四十器、秦器十二、漢器一百三十餘全闕」とあり、他にも缺佚が多いという。刊行の次第について、また「此書草稿、由余介紹、歸于燕京大學圖書館、而此書之印行、亦余敦迫成之、復介紹方燕年君、借鈔草稿、以補此書之缺、未畢、而方君謝世、事以中輟、近得方氏所藏刺鼎、于方氏若有宿緣者、鈔補之責、終當身任之」と述べているが、鈔補のことはなお行なわれていない。方燕年は濬益の從孫。序に「暇日輒謁公海波寺街寓齋、公坐南窗下、敷册于案、手矻矻不絕書、即此藁、且書且詢語他事、或起環行室中、一日顧燕年曰、此書寫成、可四五十卷、今過半、他日汝爲我校之」と幼少のころを追憶している。その後間もなく濬益沒し、原稿は未定のまま殘され、のち廿八年にして漸く編次刊行された。

方濬益はかつて黎庶昌に從つて來日したことがあり、また張文襄公の幕下に入り、のち家居してこの書の編纂に從つていたもので、卷首の彝器說三篇は、方氏爲學の法をみるに足る。上篇攷器は「鐘鼎之學、必以攷器爲首也」という主張のもとに、眞器にもとづき文獻の誤を正すことをいい、犧首黃目・簠簋方圓・鐘鎛大小・兕爵の制・周尺の短長など、みな遺器によつて經注の說を改めている。中篇攷文は、文章字形の推移よりして時期觀を求め、二・三の具體例をあげている。石鼓と虢盤とを論じていう。

宣王中興、篤生籀史、創爲大篆、則石鼓其幟志也、然自歐公以來、異說紛歧、通儒不免、顧亭林・全謝山・孫淵如、皆疑石鼓非周物近人徐燮鈞、於寶雞、得周虢季子白盤、平定張穆、依羅次球以四分周術推演、定爲宣王之十二年、周時、惟宣王十二年、周正建子月有丁亥、乃月之三日也、其辭既類小雅六月之篇、而書則籀文、一同石鼓、可知史籀篆迹、實周時書勢之一大關鍵、而召伯虎敦・虢文公鼎、

以毛詩・國語攷之、亦宣王時之器、尤足資印證矣、且鄭桓公、以宣王母弟受封、鄭器如邢叔妥賓鐘・姜白鼎・羌伯鬲・楙叔賓父壺・太師小子甗、無一不與石鼓脗合、在既變大篆之後、是周中葉時、文字之可攷者

下篇攷藏には、阮元の商周銅器説に「自漢至唐、罕見古器」というを非とし、元鼎以來の器の出土をいうこと甚だ詳しく、「夫自漢至唐、古物出於土中、不知凡幾、徒以款識無書、遂使文字不傳、而器亦罕聞於後、其湮沒可勝慨哉」という。阮氏の統論を承けて、この時期における彝器學の趨向を示すものである。

考釋は字釋・訓義・考證の各面にわたり、ときに彝銘を以て段注等の誤を訂している。また井人安鐘第二器は簠齋舊藏、いま上海博物館に藏するものであるが、その傳來について、錢梅谿泳の履園叢話に、かつて畢尚書の家藏であったといい、「此器曾開貢單奏進、以斤兩太重、難於擡運、入乾清門、而侍衞內監、又不敢據以進宮、遂發還、尙書沒後、家產入官、不知此鐘、猶在人間否也、桐城吳康甫二尹廷康曰、此鐘畢尙書得之長安、將送詣曲阜、因循未果、後爲烏程張蘭渚中丞師誠所得、葢入官後、出之庫中者、湖郡經粵冦之亂、此器不知所在矣、光緒辛巳七年、濬益由天津、泛海至濰縣、訪壽卿編修於里第、知此鐘出於劫火、近亦歸壽卿、壽卿舊藏凡十鐘、今得此、遂爲第一重器、簠齋目錄、㒺然稱首焉」という。通釋中、その經緯に及ばなかったので、ここに補記する。なおその考釋のうち、數條を摘記する。

前文人、卽周書大誥君奭等篇之前寧人、漢世尙書出於壁藏、學者罕識古篆、誤以文爲寧、於是前文人之文、均譌爲寧、而文考爲寧考、文王爲寧王矣卷一・一三葉

淑字、薛氏釋爲盄、阮録卯敦銘釋從之、今審此字、上从叔、不从弔、又从心作惄、其誼幷同、葢皆以淑爲誼、古叔淑同字、淑善也、因思書費誓、善敹乃甲胄、敿乃干、無敢不弔、以下文無敢不善言之、則弔字當爲淑字之譌、又左昭廿六年傳、王子朝告諸侯之辭曰、帥羣不弔之人、不弔卽不淑、猶言不善之人耳、據此知書大誥諸篇之弗弔、詩節南山之不弔昊天、弔字皆當作淑、葢由古文篆文二字、以形近而譌者也卷一・一五葉

沇兒鐘、器出荊州、按徐子爵而偁王者、意偃王當時雖爲穆王所誅、後遂僭號、因而不改、淮南子說山訓高誘注、以徐爲楚文王所滅、左傳則云、吳子光滅徐、徐子章禹奔楚、此楚地所以有徐國器也卷二・一六葉

康侯鼎、吳淸卿中丞謂、此鼎爲衞康叔之器、丰卽康叔之名、濬益按、中丞說是也、按詩地理攷引世本云、康叔居康、從康徙衞、宋忠注、康叔從畿內之康、徙封衞、衞卽殷虛定昌之地、此自是未徙封時所作、故偁康侯、書康誥鄭康成注、以康爲謚、其說非矣卷三・一八葉

大小盂鼎、啻卽禘、說文、禘諦祭也、疑啻爲禘之古文、此行下有□王成王三字、以剌鼎王啻、用牡于太室、啻昭王語證之、或爲禘祭武王成王之文、若然則徐籀莊定前器爲成王之二十三年者、又當存疑矣卷三・三二葉

虢季子白盤、呂堯仙中丞佺孫、據竹書紀年宣王十二年六月伐玁狁、後卽繼以秋八月、方叔帥師伐荊蠻、意其時玁狁荊蠻相爲倚伏、故卽以北還之師、轉而南伐也、按子白於歲首、作器銘功、其伐玁

犹、當在是年之前、與竹書所紀不合、信竹帛、不如信金石爲確、況紀年僞書、本未可據爲實錄也
卷七・二十葉

その他勝義のあぐべきものは極めて多いが、なおいわゆる文王鼎を眞器にして魯公の器とし、同段の矢王を「十又二月矢」と連讀するなどの誤も散見する。楊樹達の讀綴遺齋彝器考釋小學述林卷七にその得失をあげ、「統觀全卷、得失互見、終覺瑕不掩瑜、與同時作者相較、精湛不逮孫詒讓、而與吳大澂、在伯仲之間、在金文著作中、固不失爲要籍也」とする。文・淑の字釋は吳大澂の字説にもみえ、同説である。通考二五二頁に、劉・陳・潘・葉及び吳大澂等の諸名家を除き、書中に藏器者として名のみえる卅三名を、稿本中より摘錄している。

吳大澂には、すでに述べた恒軒所見所藏吉金錄光緒十一年家刻本のほか、金文の集字を試みた説文古籒補、文字學に字説、款識・考釋の書に愙齋集古錄・愙齋賸稿、考古の書に古玉圖攷光緒十五年刊・權衡度量實驗攷光緒二十年開雕、民國四年羅振玉日本覆印本等、その他未刊數種がある。吳氏の事蹟と著述は吳愙齋先生年譜に詳しく、これら諸書の成書の過程もその手記に詳細に記錄されており、主として東北外邊に督辨に任じていた怱忙の間に成る。吳氏の五十歲前後のことである。

説文古籒補は光緒七年開雕、九年に至つて成り、のち石印、また重刊增訂本が出ている。自序に「竊謂許氏以壁中書爲古文、疑皆周末七國時所作、言語異聲、文字異形、非復孔子六經之舊簡、雖存篆籒之跡、實多譌僞之形」としてその例を列擧し、「然則郡國所出鼎彝、許氏實未之見、而魯恭王所得壁經、又皆戰國時詭更變亂之字、至以文考文王文人、讀爲寧考寧王寧人、宜許氏之不獲見古籒眞跡也」と論じ、鐘鼎の遺文こそ古籒の眞を存するものとしてその三千五百餘字を收め、説文の部敍に排次し、「援甲證乙、眞贋釐然」という。なお「參以故訓、附以己意」として簡單な訓説を加えているが、のちの字説はそのうちの若干字に詳説を試みたものである。その初印本は遼東の人佛常濟が剞劂のことにあたり、吳氏の書と絲毫も爽うところなく、精妙を極める。のちまた千二百餘字を加えて湖中に重刻したものが、今行なわれている。

字説は光緒十年家刻、序跋なく、皇華紀程に拜字説・沬字説など寫書の日を錄しており、十二年八月に終る。すべて三十二篇、成るに從つて付刻したものと思われる。字原の學は説文以來その範圍を超えるものなく、鄭樵・戴侗が新解を試みたが異端を以て目せられ、明代の六書説には偏旁を論ずるものが多いが概ね臆測に出で、鐘鼎の遺文によつてその結構を論ずるものをみなかつた。字説は片々たる小册子であるが、文字學の新しい方法を闢く注目すべき書である。王を火盛の象とし、弔を繳の音借とし、出反を納履解履の象とし、拜を拔草の象、沬を釁髮の字とするなど、まことに新解に富む。

王字説　董仲舒春秋繁露云、古之造文者、三畫而連其中、謂之王、三畫者、天地與人也、而連其中者、通其道也、許氏説文解字、王天下所歸往也、竝引董氏説、又引孔子曰、一貫三爲王、漢儒多依小篆以説經、與古初造字之本義、不盡合、大澂按、王字古文皆从火、古金字亦从火、象以火鎔金之器也、華嚴經音義引易韓注、王盛也、二爲地、地中有火、其氣盛也、火盛曰王、德盛亦曰王、故爲王天下之號、皇古文从日有光、日出土上、則光大、火在地中、則氣盛、皇王二字、取義亦相類

叔字說　濰縣陳氏藏觚文有叔字、此叔字之最古者、象繒弋所用短矢、以生絲繫矢而射、古者男子生、桑弧蓬矢六、以射天地四方、故叔字从人从弓、繫矢男子之所有事也、經文不叔二字、多誤爲不弔、王氏經義述聞以爲、弔淑二字古通、其實漢人誤叔爲弔、因叔弔二字相近耳

拜字說　拜字古文、皆象以手折華形、詩甘棠、勿翦勿拜、箋云、拜之言拔也、唐施士丏說、拜言人心〔身〕之拜、小低屈也、究與翦伐二字、義不相類、大澂謂、勿拜之拜、當訓以手折華、葢漢以後詁訓家、不見古文、不知拜字从華之義、轉以甘棠詩拜字爲異解、實則勿翦勿拜、爲拜字正義、拜手稽首、爲拜字引伸之義也

王を鄭樵の六書略に草の挺生の象とし、吳氏は地中火を以て說くが、字は鉞の象にして王位の儀器、金は鈞金の鑄形、皇字もまた鉞形にして上部に玉飾の煌輝あるをいう。叔を人弓に從うとするのも當らず、繳の象形とみるべきである。いまの叔字は叔金の象にして、刃・柲の金の白光をいう。拜は拜拔の姿勢よりして拜手の義となる。その字說にはなお議すべきものを含むが、金文の字形によって字の原義を求め、說文の繫聯の法を改める方法を提示し、まことに劃期的な研究であったといってよい。古籀補のように古籀を摹寫彙集する作業を自らすることによって、心解を得るところがあったのであろう。

愙齋集古錄及びその釋文・賸稿は早くより準備を進めたものであろうが、賸稿は光緒十二年、東北に勘界のことに從事している時にその考釋を進め、皇華紀程に每篇書寫の時日を錄している。翌年、廣東に巡撫となり粵に赴き、賸稿單刊の準備を進めていたらしく、當時廣東學政であった汪鳴鑾の幕中にいた葉昌熾・江標らはみな同鄉の舊友であり、賸稿の册首に江標叚讀の觀款、末尾に「光緒丁亥十三年六月、葉昌熾謹讀一過、時寓羊城藥州精舍」としるし、また葉氏の觀款がある。賸稿はすべて五十三葉、鐘・鼎・敦のほか、册末に齊侯壺釋文を加え、「是器舊說爲齊侯罍、非也、以器之形制言之、則壺也」と器名を改め、また喪を「紀齊侯失國之事也」とし、器銘を「似陳氏篡位之詞也」と解する。吳氏の說は字釋にすぐれ、文旨をとり全體を把握する點において、なお一步のところが多い。その學が孫氏に遜るといわれるのもそのためであろう。

愙齋集古錄は、自敍に「光緒廿二年秋八月、白雲病叟吳大澂」と署しており、歸臥して風痺をえた後であるが、なお長文の序を隸體でしるしている。殷周の古彝銘一〇四八器、秦漢等と合せて計一一四四器、二十六册に及ぶ大部なものであるから、その整理については費屺懷・王勝之の兩太史、また陸廉夫・朱厚甫等友人の助力を受けたという。また自敍に、金文の字釋に功あるものとして、說文のほか特に經典釋文に多く古文異字を存していて金文と合うところが多く、「凡彝器中古字、見於釋文者甚多、然則謂陸德明爲古籀之功臣、可也」と陸氏の功を顯彰している。その付印には門人王同愈が遺稿を奉じ、葉昌熾の敍を付して民國七年に石印を以て印行、そのとき羅振玉の敍を加えた。纂輯のことについては王跋に詳しい。卷頭に吳昌碩の題字がある。

彝銘の蒐集は愙齋以後にもなおつづけられ、劉心源の奇觚室吉金文述二十卷、鄒安の周金文存六卷・補遺、陳介祺の簠齋吉金錄八卷、羅振玉の貞松堂集古遺文十六卷・補遺三卷・續三卷、劉體智の小校經閣金石拓本十八卷があり、羅氏の三代吉金文存二十卷に至って、殆んど彝銘資料を網羅するに至

つた。奇觚を除いて考釋なく、簠齋が陳氏の收藏器である外は、すべて諸家の拓本を搜羅したものである。

奇觚は光緒二十八年石印、彝器三八七器、陳簠齋の拓本のほかは概ね飜刻による。劉氏にはこれよりさき古文審八卷の著があり、光緒十七年刊、七十九器に訓釋を加える。卷首に發明四則を付して古文正俗・篆形文義・彝銘の正變・古篆の四弊を論じ、訓釋に字形をいうことが詳しい。銘は宋刻諸書・積古・筠清よりとるところ多く、字形に失眞のものがある。卷末に叔夷鐘を收め、舊釋の及を弓、有事を九事、眉壽を貴壽と改めているがなお誤釋、舊釋の繼命を併命と釋するのは語例において正しい。奇觚は前書の方法を以て、簠齋拓・手拓のほか楊守敬の贈本・購本等に考釋を加えたものであるが、購本は概ね飜刻のものである。目錄末に「群嗥吾先聖六書爲迂遠、訣崇二十六字母」と西學の跳梁する時弊を歎き、古文を世に明らかにする意圖を述べている。書は吳光耀が刊資を供して付印したもので、吳氏の敍にも西字を「訟獄記供之物」、西學を「私智妄作」という。當時日清の役に敗れ、中國は列國の熾烈な植民地競爭の地と化していたなかで、「疏一字則千言未已、析一惑則層薤頓開」という折疑考證の學に託して、劉氏の志すところは實は國學の復興という點に存していたことが看取されるのであるが、それはやがて羅・王の國學の運動に連なるものであつた。金文の學が、乾嘉以來の經術の範圍から脫して、獨自の思想的立場をもつに至つたのは、劉氏のこの書にはじまるといえよう。「抑玄冬慘凛、微陽養根、桀嬴剗經之年、蝌蚪匿壁、後儒功之、吾存此於天地間冷之區、以待其人、正欲當其無有轂之用」という劉氏の語のうちに、その期するところをみることができる。ただその考釋は細碎を極め、通考二七七頁にも「考釋雖頗具苦心、亦病穿鑿」というように、繁冗にして剪裁に乏しい憾みがある。楊樹達の讀奇觚室吉金文述小學述林卷七に多くその得失の例をあげている。

鄒安の周金文存は、同じく鄒氏の雙王璽齋金石圖錄とともに民國五年梓行、雙王璽は寫眞版による最初の圖錄で、商周の器二十器、秦漢以後十一器を收めるが、眞僞參半の杜撰の書。文存も周金以下一五四五銘を錄し、若干の僞銘を含む。鄒安の序識に、「余好三代秦漢文字、近卅年、收採各家墨本、不下二千種、壬子民國元年分類編次、寫定目錄、乙卯四年讀同縣王靜安徵君金文著錄表、知上虞羅赤言參事、所藏尤夥、頃蒙携示首册、竝小絲天庵鬱華閣兩輯、合之舊輯金拾、及何氏益壽館等數種、有淸一代彝器、眞古文略備、爰先成周金文存六卷、其間釐定次序、刪除僞妄、則雪堂先生、與有力焉」とあり、このとき羅氏の殷文存も同時に編次、翌六年に同じく廣倉學宭より付印した。殷文存は七五五器、器名の誤や重出のものもあり、殷周の區別の嚴重でないものもある。兩書ともに釋文なく、ただ周金文存には目次下に銘文字數と藏器者名をあげ、銘文にときに全形拓、また墨本の舊跋や自跋、書末に近く羅・王の跋記を付したものがある。各卷末に金說を付して出土や所傳などをしるし、當時の收藏諸家の動靜を知るに足る興味ある記事に富む。いま二條を錄する。

邾公華鐘　舊爲紀文達所藏、載積古齋款識、余曾於同郡吳綗齋學士家、見文達原册、久欲自求一本、不可得、而吳中兩見別本、大於紀鐘、均有原器、細審文字行款、疑非眞虎、甲寅於風雨樓、忽見此本、據首尾印文、知器已歸廿鐘山館矣、亟以晉公盦跋本博易之卷一

曶鼎（毛公鼎）　文字多至五百字、爲傳世吉金之冠、關中出土、未久卽爲濰縣陳簠齋太史所得、

珍祕殊甚、詳見觀古閣跋尾兩疊軒（尺）牘、全形墨本、其直百金、宣統二年、陳氏子孫、以萬金抵入寶華龕端方、忠愍殉國後、此鼎聞又存他氏矣卷二

付説は、いずれもかなり好事家的氣分の濃厚なものである。

周金文存には陳簠齋の拓本が甚だ多いが、簠齋吉金錄は陳氏藏器の拓本を、のち褚德彝が整理して石印に付したもので、殷周の彝銘一八八器その他を錄する。陳氏の題識を付し、ときに鄒安の識語のあるものがある。陳介祺一八二三〜一八八四は道光末年に翰林編修となり、まもなく致仕、古器を好み、その鑒識の精審は當代の第一人者といわれ、また椎搨の精妙も絶倫と稱された。德彝の戊午民國七年の序に成書の事情を述べ、

然因過于矜愼、及身竟未將藏器、編集成書、好古家以爲憾事、其椎搨款識、精妙絶倫、爲向來所未有、非同好者、不輕贈與、偶見於收藏家者、一鱗片甲、不能見其全豹、余舊藏簠齋藏器拓本、乃當時贈平齋吳雲者、每種閒有自書攷釋、約二百品、秋枚先生鄧實敦書樂古、見之從臾付印公書、同好因以藏本相叚、吾友適廬鄒安、藏簠翁藏器拓亦多、並有簠翁自定藏古目錄、因屬適廬、分類排比、粹爲一編

という。また國學の大師にして甲骨金文に極めて懷疑的な態度を示した章炳麟が題辭を寄せ、彝銘は疑信相半、龜甲牛骨は譎觚造作のものと稱している。章氏のこのような態度はその晩年に至るまで渝ることがなく、一部の固陋な國學者の意見を代表している。

羅氏もまた國學を標榜するものであるが、甲骨の學をも修めて古代文字に邃く、さきに鄒安の周金文存に對して殷文存を著わし、晩年また攈古・窓齋著錄以前の未著錄の銘文を蒐集して、貞松堂集古遺文十六卷・補遺三卷・續三卷を編した。その子福頤が摹勒し、三書合せて二二一七器、うち彝器約千三百である。器種に分類し、字數を以て排次、釋文のほかときに考釋を加える。令彝・令設のような新出の器をも錄する。民國十九年の自序にいう。

我朝乾嘉以降、作者朋興、斯學益盛、而考釋尙沿宋賢之舊、訂正無多、直至吳窓齋中丞、孫仲頌部郎所造、乃邃于往哲、今者古器大出、聞見益廣、遂有積薪之勢、非必今人之識、賢于古人也、予而立之年、卽好蒐集古金文墨本、緜歷歲時、充牣巾笥、徃居海東、亡友海寧王忠愨公、從予治斯學、徧覽所儲、編爲金文著錄表、于時擬將前人未著錄者、會爲一編、以補諸家所未備、而人事乖違、未償宿願、丁卯十六年仲夏、忠愨公遽完大節、良友云亡、益無聊俚、及戊辰十七年冬、戢影遼東、復以著書遣日

かくて三十餘年の積聚を編して書を成したという。補遺にも辛未二十年の序があり、「秦漢以後、古器約五千品、予齋所藏墨本、殆什得八九、予所未備、當求之海內同好」といい、これを影印する志のあることを述べているが、それは數年後の民國廿六年、三代吉金文存二十卷として完成された。商周の銘文四八三一器、通考二八〇頁に「搜羅之富、鑑別之嚴、印刷之佳、洵集金文之大成」という通りである。この書の成立について、羅序に、沈乙龕曾植尙書の慫慂によって、王國維に託して金文通釋を作ることを計畫し、そのための集本としてこの書を成したが、二人ともに沒し、「去年乙亥廿四年、馬齒既已七十、慨念四十年辛苦所蒐集、良朋所屬望、今我不作、來者其誰乃努力」という感慨を寄せ、

「撫今追昔、傷逝懷賢、攬素綴辭、曷勝淒感」と悽愴の語を以て文を結んでいる。書はわが國で玻璃版を以て付印、著錄中最も精巧なものである。私の金文通釋は、必らずしも羅氏の企畫をとるものではないが、金文資料の史料的可能性の追究を試みるという意味で、あるいはその序にいうところの羅・王二氏の意圖に沿うものであるかも知れない。羅・王二氏の學術については、のちにいう。

この間に、羅氏の殷文存に次いで王辰の續殷文存二卷、また羅氏の搜集以前に金文の集成を試みた劉體智の小校經閣金文拓本十八卷が出ている。小校には乙未光緒廿一年の劉體智の自序があり、「余前輯善齋吉金錄、以曾藏余齋者爲斷、其間器非余有、有或未見著錄、或已見著錄而佚者、必訪求拓本、得而後已、三十年間、積至二萬餘紙、懼其久而散失、輒依類排比、去其重複疑僞、得六千五百餘器、分載釋文、幷存舊有跋記、編爲十八卷」という。三代の器三十二類四千器、秦漢以後十二類三千器、凡例十一條にその體製を述べる。拓本には吳雲・張廷濟・徐同柏等の舊識を存するものが多い。疑僞を去つたと稱するも、なおかなりの僞銘を含むが、ともかく羅氏の三代に先立つて、その巨觀を誇るものということができよう。

通考にこれら圖釋・款識の諸書を著錄したのち、その總括をなしていう。

以上圖象卅七部、文字二十部、成于民國者半、可知此學在晚近之發展、王國維先生作宋代金文箸錄表、余以爲可繼之爲宋代金文集釋一書、以總結宋代所出彝器、至于近代之書、彤彤不絕、王國維先生于民國三年、作國朝金文箸錄表、所收之書十六種、箸錄四二九五器、至民國廿二年、羅福頤校補爲三代秦漢金文箸錄表、所收之書三十五種、增至五七八〇器、今則小校經閣金文一書、已溢此數、後出之書愈多、則集釋愈難、小校經閣金文、不記器數、余費三日之力、乃得遍數一再過、集釋夫豈易言、然終盼有爲之者耳

いまこの金文通釋に收めるところは、標目器二三〇、關聯器を合せて五百數十器、なお三千數百頁に及ぶ。宋刻以來の集釋のごときは容易に企圖しがたいことであり、むしろ金文學の體系を組織して、その體系の中で問題を考える外ない。そのような金文研究の體系化を意圖したものとして、孫詒讓・羅振玉・王國維・郭沫若の四家をあげることができよう。いずれも甲骨の學を兼修し、新しい古代史學の成立に寄與する業績を殘している。

三、孫羅王郭の學

清末に孫詒讓が出て、古金文の考釋に宏通を極めたが、ついで羅氏が出て新出の資料を搜集して整理を加え、王氏がその考證を試みて創獲頗る多く、ここに近代の學術としての金文學の基礎が築かれた。そしてその成果の上にこれに體系を與えたものは、郭沫若氏の初期の古代研究であつたということができる。

孫詒讓一八四八～一九〇八、字は仲容、浙江瑞安の人。俞樾に學んで經子の學を修め、のち劉坤の麾下に屬し、南京布政使となり、また溫州師範學堂を董宰した。年譜數種がある。著書甚だ多く、周禮正義・墨子閒詁は特に詳博を以て知られる。潘祖蔭等によつて金文資料を博覽し、古籒拾遺・古籒餘論

等を著わし、またその論文は籀高述林に收錄されている。晩年に卜辭の出現に接し、鐵雲藏龜の解讀を試みて栔文擧例・名原など、甲骨文研究の先驅的な業績を殘している。

古籀拾遺三卷は光緒十一年一八八五年の敍があり、孫氏の初期の著作である。三代の遺文として金文の研究に志し、薛・阮・吳三氏の書をよんでそれに糾正を加え、上卷に薛氏の彝器款識十四條、中卷に阮氏の彝器款識三十條、下卷に吳氏の筠淸館金石錄廿二條について論ずる。劉恭冕の跋によると、はじめ商周金識拾遺と題した。旻毀の昧爽、邾公華鐘の邾、伯晨鼎の彤弓彤矢、宗周鐘の𠬝子など舊釋を改めるところが多く、字形の考釋に詳しい。金文を以て金文を證する方法をとり、臆解と史實の傅會をきびしく卻けている。

その方法は晩年の古籀餘論に至って一層の精審を加え、殊に名物の考證に詳しい。吳氏の攗古錄金文三卷を得てこれに補訂を試みたものであるが、器の時代觀などについては殆んど言及していない。光緒癸卯二十九年、一九〇三年の後敍があり、本書成立の事情をいう。はじめにその研究歷を略敍し、若年にして戴望一八三七〜七三と葉氏舊藏の拓本二百種をよんでともに切磋し、のち潘文勤の克鼎・井人鐘の考釋を托されたが文勤の生前にその約を果たしえず、一時の交遊みな沒し、たまたま攗古錄中にそれらの諸器があるのをみて、時勢に感ずるところがあってこの書を成したという。

　大氏余治此學、逾卅年、所覯拓墨、亦累千種、恒耽玩篆蓺、審校奇字、每覃思竟日、輒萬慮俱忘、眇思獨契、如對古人、不意過眼雲煙、倏成陳迹、今世變彌亟、風尚日新、古文字例、殆成廢絀、敝帚自珍、輒用內恧、然泰西學藝大昌、其所傳埃及・巴比倫象形鐵梈古字、遠不及中土篆籀之精妙、彼土學者、捃拾於冢塔土甓之餘、猶孜讀庋儲、珍逾球璧、而我國學子、略涉譯册、輒鄙棄古籀如辮髦、政教之不競、學術亦隨之、斯固相因之理乎、然周孔之教、儻永垂於天壤、則倉籀遺文、必有愛護於不隊者

かくて本書寫定ののち、友人と相商搉し、「古學將湮、前塵如夢、余又何能無概於心哉」と今昔の意を以て結ぶ。泰西の新學に對する國學の意識が強い。その書はのち民國十八年、容庚氏が孫氏の手稿本をえて校印し、勝義のあるところを論じた後敍を付している。孫氏は舊經を墨守することの篤い研究者であったが、西洋の學術についても深い關心を寄せていたことは、述林所收の論文に數術や動物學を論じたものなどのあることからも知られ、古文字學においても實證的な研究方法を考えていたものと思われる。その晩年の孫氏を驚喜させたものは、安陽の殷虛から出現した甲骨文であった。孫氏が餘論の後敍をしるした光緒廿九年六月より三箇月後の九月既望、劉鶚はその鐵雲藏龜の序をしるし、その書はやがて羅振玉によって石印に付印された。孫氏はその翌光緒甲辰の十一月に、早くも栔文擧例を著わして、卜文の解讀を進めている。

　迺年、河南湯陰古羑里城、掊土得古龜甲甚夥、率有文字、丹徒劉君鐵雲、集得五千版、甄其略明晰者千版、依西法拓印、始傳於世、劉君定爲殷人刀筆書、蒙治古文大篆之學四十年、所見彝器款識、逾二千種、大抵皆出周以後、賞鑒家所櫫楬爲商器者、率肊定不能碻信、每憾未獲見眞商時文字、頃始得此册、不意衰年睹此奇迹、愛翫不已、輒窮兩月力校讀之、以前後復緟者、參互審繹、迺略通其文字、大致與金文相近、今就所通者、略事甄述、用補有商一代書名之佚、兼以尋究倉後

籀前文字流變之迹、其所不知、蓋闕如也

孫氏はまたその翌年、名原二卷を著わして、古文字學研究の方法を論じた。その書は、原始象數第一・古章單象第二・象形原始第三上卷・古籀撰異第四・轉注楬櫫第五・奇字發微第六・說文補闕第七下卷の七篇に分ち、自敍に總說、各篇首に各說を付している。それぞれ字例をあげて甲骨・金文を證とし、石鼓・說文等によつて古文省變のあとを詳說する。敍にいう。

通校古文大小篆、大抵象形字、與畫續通、隨體詰詘、譌變最多、指事字次之、會意形聲字、則子母相檢、沿譌頗尠、而與轉注相互爲例、又至廣博、其文或秦篆所不具、或許氏偶失之、故不勝枚擧、而假借依聲託事、則尤茫無涯涘矣、今略摭金文・龜甲文・石鼓文・貴州紅巖古刻（據撫本、此葢古苗民遺跡、篆形奇譎難識、與古文字例、不甚符合、鄒叔勣以爲、殷高宗伐鬼方、紀功石刻、朊說不足據也）、與說文古籀、互相勘校、楬其岐異、以著省變之原、而會最比屬、以尋古文大小篆沿革之大例、約擧辜較、不能備也、世變方亟、茲學幾絕、所覯金石瑑刻、日出不窮、倉沮舊迹、儻重見於人間、後之治古文奇字者、執吾說以求之、其於造作書契之微恉、或得冥符於萬一爾

古代文字學の新しい方法を探求したこの書は、紅巖の古刻をも參照して象形の原始に遡り、字の初形初義を發明するところの多いものであるが、しかしなおかなりの誤謬を含む。圖象款識〓の上部を宋人は多く說文鼎字の說解によつて析と釋したが、孫氏はこれを四斧相背く象にして黼の初文とする上三葉。また狩を獲の省八葉、山丘𠂤𠂤四文を通例の字二〇葉、氏取を一字二〇葉、〓・〓を同形に從う字二四葉、譎・緐を一字流變二七葉、〓の下部を帚下六葉、家を帚の異文に從うとし七葉、彝もまた帚聲八葉、師寰𣪕の𡚸と國とを同字一五葉、〓壽の〓を「从頁从〓省、古音〓與敳音相近」一七葉、卜文の御を紹の省一八葉、藉を夙に從うて早晨の義あり二五葉とし、卜文鼓を嬉の省文二八葉とするなど、字の初形に達しないものもある。孫氏のとき、甲骨資料はなお豐富でなく、卜文の解讀も、劉鶚が鐵雲藏龜の序に若干言及している程度で全く未開拓といつてよい分野であつたが、孫氏が古代金文の知識を驅使してよくその榛莽を闢き、途徑を見出した功績は沒しがたいものがある。卜文の研究はその後これに從うもの甚だ多く、近代學術の深蕪なる一領域となつたが、古代文字學は今日においてもなお十分な成就に達したとはしがたい。私の說文新義十五卷は、その方法を探究する一つの試みである。

孫氏の學が古文字の研究と金文の考釋にあつたのに對して、羅振玉は新出資料の蒐集と整理とに博大な業績を殘した。羅雪堂先生全集初編・續編・三編に網羅するところは、計六十冊、二萬數千頁に達し、なお未收錄のものがあるという。

羅振玉一八六六〜一九四〇字は叔蘊、また叔言ともいう。はじめ雪堂と號し、のち溥義廢帝より貞心古松の匾額をえて貞松と號した。江蘇淮安の人であるが、先世の籍によつて上虞の人という。少年のとき皇清經解を得て一年の間に讀過三遍、十九にして讀碑小箋・存拙齋札疏各一卷を著わしてより、終身の間の著述編修は等身を逾える。はじめ經世を志して蔣伯斧と學農社を興し、十年の間に農書百餘種を譯刻したが、のち劉鶚の寓所でその甲骨墨本を示され、「固漢以來小學家、若張杜楊許諸儒、所不得見者也、今幸山川效靈、三千年而一洩其祕、且適當我之生、則所以謀流傳而悠遠之者、我之責也」

殷虚書契前編序としてこれを編次付印、その後自らも殷虚を訪うて甲骨の捜集につとめ、殷虚書契前編・菁華・後編・續編及び鐵雲藏龜之餘など、計五千數百片を刊行、殷虚小屯の發掘に至るまでは、これらの資料が最も貴重とされた。またわが國の林泰輔が卜文解讀の業をすすめていると聞いて、鐵雲藏龜の釋文を試み、殷商貞卜文字考を編し、のちまた增補して殷虚書契考釋を作り、孫氏についで卜文考釋の先驅をなした。

金文については、さきに貞松堂集古遺文・補遺・續編合せて二十二卷を刊行、のち三代吉金文存二十卷に一大集成を試みたが、彝器圖錄においても夢郼草堂吉金圖三卷民國六年刊・續編一卷民國六年刊に殷周の彝器五四器、貞松堂吉金圖三卷民國廿四年刊に百七器を收める。何れも羅氏收藏の器で釋文・考釋なく、彝銘の考釋には別に矢彝考釋一卷原載支那學第五卷第三號のほか、題跋の類があるに過ぎない。

甲骨の發見とともに學界を驚倒させたものは、敦煌石窟の古文獻の發見であった。六朝以來唐時の古籍文獻が、これほど大量に出現したのは未曾有のことであるが、羅氏はまたペリオ・スタインの獲たところを求めてその編刊につとめ、鳴沙石室佚書・流沙墜簡を世に送っている。その序跋類を集めた雪堂校刊群書敍錄二卷に、王國維は序を作って羅氏の事業に及び、國家隆昌の際、盛位厚資を以てそのことに當るのは容易であるとしても、无妄の世にあって學術の存亡を自己の責務とし、天下至艱の業を敢行した羅氏の努力を、空前のことと賞讃していう。

先生之書、其有功於學術最大者、曰殷虛書契前後編、曰流沙墜簡、曰鳴沙石室古籍叢殘、此三者之一、已足敵孔壁汲冢之所出、其餘所集之古器古籍、皆間世之神物、而大都出於先生之世、顧其初出、擧世莫之知、知亦莫之重也、其或重之者、蒐集一二、以供祕玩、斯已耳、其欲保存之、流傳之者、鑒於事之艱鉅、輒中道而廢、卽有其願與力矣、而非博識毅力如先生者、其書未必能成、成亦必不能多且速、先生獨以學術爲性命、以此古器古籍、爲性命所寄之軀體、辛亥以後、流寓海外、鬻長物以自給、而殷虛甲骨、與敦煌古簡佚書、先後印行、國家與群力之所不能爲者、竟以一流人之力成之、他所印書籍、亦略稱是、旅食八年、印書之費、以鉅萬計、家無旬月之畜、而先生安之、惟傳古之是務、知天旣出神物、復生先生於是時、固有非偶然者羅全集本

その苦辛編刻の事情は、各書の自序にも詳しいが、羅福保の先府君行述、莫榮宗の羅雪堂先生年譜・羅雪堂著述年表等によって、その生涯にわたる羅氏の行迹をみることができる。また董作賓の羅雪堂先生傳略中國文字第八期、又全集初編卷首にその生涯を敍し、學術上の貢獻として、內閣大庫明清史料の保存、甲骨文字の考訂と傳播、敦煌文卷の整理、漢晉木簡の研究、古明器研究の唱導の五をあげている。それらは多く王國維が考證に任じて學術の光輝を發したもので、羅氏の事業は王氏の學識に負うところが極めて大であった。晚年、宮門の變民國十三年に溥儀氏の脫出を助け、滿州建國ののちその重臣として迎えられた。しかしまもなくこと志と乖くを以て辭し、旅順に閉居して著作自ら樂しむ生活に入ったが、積勞のため數年にして沒した。郭沫若の中國古代社會研究自序に、「羅振玉的功勞、卽在爲我們提供出了無數的眞實的史料、他的殷代甲骨的蒐集・保藏・流傳・考釋、實是中國近三十年來文化史上、所應該大書特書的一項事件、還有他關於金石器物、古籍佚書之捜羅頒布、其內容之豐富、甄別之謹嚴、成績之浩瀚、方法之嶄新、在他的智力之外、我想怕也要有莫大的財力、才能辦到的」とその

事業を許している。理財のことに及ぶのは、羅氏に對する一部の反感を示すものであろう。しかし羅氏の志は、その七十歳の肖像に、「讀萬卷書、不成通儒、行萬里路、趦趄道塗、悲天憫人、集蓼如荼、貌隨年改、憂與生俱、嗟意長而志短、空負此七尺之軀」と自ら題していうように、これを以てなお足れりとするものでなかつた。その憂がいかなるものであつたのかは知られないが、激動する時代の中にあつて、辛亥の歳を期して國學叢刊を發刊していることからも、その志のあるところを察しえよう。この叢刊には、王國維が羅氏に代つて序を作つているが、歴代學術の盛衰のあとを瑰麗の文を以て述べ、いまや「地不愛寶、天啓之心、殷官太卜之所藏、周禮盟府之所載、兩漢塞上之牘、有唐壁中之書、並出塵埃、麗諸日月、芒洛古冢、齊秦故墟、絲竹如聞、器車踵出」という豐富な資料を擁して、學術昌明の日を迎えようとする希望をしるしている。王氏もまたその志を同じうする最も有力な同志であつたが、この時期における羅氏の志は、王氏にまだ十分理解されていなかつたのではないかと思われる。王氏はこのとき西學を去つてはじめて詞學に沒頭しており、羅氏はすでにペリオ・シャヴァンヌと訂盟、殷商貞卜文字考一卷を成し、殷虛書契前編三卷を完成し、傳古の志漸く盛んなるときであつた。國學叢刊の發刊には、王氏の文によつて代辯されていない志が託されていたのではないかと思う。しかし王氏も、まもなく深く考古考史の學に沈潛し、醇乎たる學術の世界を築いていつた。そしてその十六年後に、おそらくは王氏自らも說くことのできないある怖れによつて、突然の死を遂げるのである。

王國維一八七七〜一九二七はその學術鴻博精審、不世出の才を以て羅氏の事業を助け、近代の考古考史の學を確立した。その觀堂集林二十卷は、生前に自ら薈萃編纂するところであるが、沒後には羅振玉の編刻する海寧王忠愨公遺書民國十六年刊・趙萬里の重編する海寧王靜安先生遺書民國廿九年刊、また近ごろ王觀堂先生全集十八册民國五十七年刊など、いくたびも遺著の編刊が行なわれている。全集本附錄には、傳記年譜類七種、祭文哀挽類十一種・附四篇、著述研究類十一種を蒐め、資料が甚だ備わる。

王國維は初名國楨、字は靜安また伯隅、はじめ禮堂と號し、のち觀堂また永觀と號するのは、京都の永觀堂に數年寓居していたからである。羅氏が學農社を起し、また東文學社を設けて藤田劍峯を教授に聘したとき、ここに聽講して羅氏に認められ、その後羅氏に從つて去就をともにした。光緒廿七年、藤田博士の紹介で東京物理學校に入つたが、幾何學の學習に苦しんでまた上海にもどり、羅氏の農學報や教育世界雜誌のために譯文編輯などに從事、ついで通州師範學校の心理學倫理學擔當教員となり、このとき西洋哲學に心を傾け、最もショペンハウェルの思想を好んだ。光緒の末年、羅氏の北上に從つて學部圖書館編輯、しばらく詞學を修めて曲錄等數種の編著を作り、國學叢刊等に發表。宣統三年、羅氏に從つて來日し、これより經史小學を修め、羅氏の業を助けて多くの編著をなした。簡牘檢署考以下、觀堂集林所收の論文や流沙墜簡等は、多くこの間に作られている。民國四年、滯留四年餘にして歸國し、以後詩書・金文・卜文等に關する考說多く、その學はさらに深博を加えた。十一年八月、觀堂集林の撰刻成り、その十月、海日樓叢書の著者沈曾植一八五一〜一九二二が沒している。沈氏乙盦は、王氏が當時師友として最も敬愛した人で、のち王氏が元史を修めたのも、この人の示唆に

よるものであろう。しかし數年後の十六年五月初三日清明の日、南北の國情騷然たるうちに、王氏は頤和園の昆明池に自ら身を投じて歿した。遺囑中に「五十之年、只缺一死、經此世變、義無再辱」とあり、その突然の死には、今も不審とされるところがある。これを復辟の挫折感によるとするみかたについては、顧頡剛が長文の追悼文中に辯駁を加え、中國の近代學術の態勢の不備がその死を招いた眞因であるとして、學術界全體がその責を負うべきであると論じている。顧氏のこの文は、王氏には深い理解を示しながら、王氏が身を寄せた羅氏に對しては、矯情飾智、欺世盗名の僞瞞者であるとしている。羅氏に對するこのような極端な攻擊について、羅振玉が王忠愨公遺書初集に寄せた丁卯民國十六年仲冬の序は、王氏をも含む兩者の立場を理解する上に、多少の參考となろう。序には、王國維がわが國に留學中、留學生の間に瀰漫していた革命運動に對する王氏の批判的な態度を述べ、また第一次大戰にふれていう。

予在海東、公先歸國、英法學者斯坦因・沙畹諸博士、邀予遊歐洲列邦、予請公同往、將治任矣、而巴爾幹戰事起、予告公行期、將待戰後、公復書言、歐洲近歲、科學已造其極、人欲亦與之競進、此次戰事、實爲西政爆裂之時、意歲月必久長、公此行或不果邪、後數月、予返滬江、沈乙盦尚書、觴予於海日樓、語及歐戰、予以公語對、尚書曰、然此戰後、歐洲必且有大變、戰勝之國、或將益擴大其國家主意、意謂德且勝也、予曰、否、此戰將爲國家主意及社會主義激爭之結果、戰後恐無勝利國、或暴民專制、將覆國家主義而代之、或且波及中國、尚書意不謂然、公獨韙之、已而俄國果覆亡、公以禍將及我、與北方某耆宿書言、觀中國近狀、恐以共和始、而以共產終、某公漫不審、乃至今日、而其言竟驗矣

沈乙盦は洋務運動の指導者として、中西體用の說を主張した舊官僚中の知識派であるが、これに對する羅・王二家の見解は、かなり客觀的に時代の趨向を豫見するものであつた。共和より共產化の過程を避けがたいとする王氏の認識のうちに、時代に對する深い怖れがすでに根ざしている。

王氏の學術は極めて多方面にわたるが、國學月報王靜安先生專號に載せる耘僧の王靜安先生整理國學之成績述要に、文字學・古物學・史地學・文學の四項を建て、また吳其昌の王觀堂先生學述國學論叢第一巻三號に「其治經學之主旨、乃在推證古史、推證古史、其主旨之根基統系、乃在小學、治小學、從金石甲骨以證合說文、其目的亦在古史」として、その經學・文字學がすべて古史の開明を目的とするものであることを指摘している。古史新證・殷周制度論など、甲骨・金文・經史を資料として古代史を統論することは王氏にはじまり、新史料による古史の再構成を試みることがその意圖するところであつた。乾嘉以來の經學、道光以來の金文學及び殷虛の甲骨文など、百川みなここに會聚して、綜合統一され、みごとな成果を結實した。

古代文字の展開については、許敍以來その說がとられているが、當時は古籀の資料に乏しく、その沿變は新出の資料によつて改めて考える必要がある。集林卷七に載せる「戰國時秦用籀文六國用古文說」以下一聯の論文は、その系統展開を論じたもので、これによつて彝器の時期觀を推すことができよう。甲骨文はすでに羅氏の捜集著錄するところであるが、その考釋には王氏の力に藉るところが多く、王氏もまた自ら戩壽堂所藏殷虛文字を編して、卜片にはじめて釋文・考釋を加え、以後卜文の著

錄はその例に倣うこととなつた。金文においても三代吉金文存の編次に王氏が參與していることは、その羅序によつても知りうる。當時計畫された金文通釋は、その後彝銘の專釋・跋識の形式で隨時に進められ、集林卷十八・別集・補遺所收の數十篇となつた。王氏の金文研究が從來の款識學と異なるところは、たとえば生霸死霸考以下、集林卷一・卷二に收める諸論考において、その體系化の方法を示唆し、詩書などの古文獻と成語・文章・史實・禮制にわたつて比較究明し、それによつて文獻の同時性を證するなど、方法論的な問題の開拓にあつたといえよう。特に生霸死霸考は、周月四週の法を明らかにし、彝銘にみえる紀年日辰の推算の基礎を確立したもので、のちの斷代編年の研究に貴重な出發點を與えるものであつた。ただ虢季子白盤の十有二年を宣王に屬するのは正しいとしても、これによつて師虎殷の元年、吳方彝の二祀、また頌鼎・頌殷・頌壺の三年諸器をいずれも宣王の譜に屬するのは、器制・文樣・銘文の全體からみてなお疑問とすべく、またその法を紀年銘の全體に適用することも試みられていない。その四分法はのち門弟の吳其昌に承繼されて、金文厤朔疏證が作られたが、彝器の時代觀に誤多く、その曆譜には多くの問題がある。以後斷代編年を試みるものに郭沫若・陳夢家・董作賓・唐蘭の諸氏があり、董氏もその曆譜を作つている。尤も董氏の生霸死霸の解釋は王氏のそれと異なり、そのためその年曆譜には乖離するところが多い。王氏の生霸死霸考は今日においても動かしがたいものであり、今後の曆譜的研究の基礎とすべきものと思われる。

卜文・金文の研究において、字形・聲韻の學もその基礎的作業の一である。集林卷六には字說を錄するが、そのうち釋史は、史字の初形初義を求めて、字を盛筭の器の象形とし、その書筭を掌るものを史と稱し、よつて史系の諸官、卿事の諸官を生じたとするもので、その方法は、古代文字學の最も本質的な領域を拓くものであつた。のちの郭沫若氏の文字學的な諸論考は、その方法の大膽な適用と擴充の試みであつたといえよう。また顧氏以來の音韻史的研究を、金文資料によつて實證する韵讀の研究は、王氏の銘文考釋・跋識等にもみえるが、別に兩周金石文韵讀を編してその大綱を示した。序に「古韵之學、自崑山顧氏、而婺源江氏、而休寧戴氏、而金壇段氏、而曲阜孔氏、而高郵王氏、而歙縣江氏、作者不過七人、然古音二十二部之目、遂令後世無可增損、故訓故名物文字之學、有待於後人者尚多、至古韻之學、則謂之前無古人、後無來者可也」とその確信を述べている。據るところの二十二部は王念孫の分韵で、別に補高郵王氏說文諧聲譜を編している。のち郭沫若の金文韵讀補遺金文叢攷所收・吳闓生の吉金文錄・于省吾の雙劍誃吉金文選にも韻讀を付してはいるが、分部の法は同じ。聲韻の學は、古音韻系を明らかにする上に必要であるのみならず、金文の句讀考釋を定める準據となることが多い。王氏のこのような古韻研究は、敦煌出土の古切韻系韻書の研究によつて、音韻史的な視野の上に立つものであり、その諸論考は集林卷八に收錄されている。

禮器の古器物學的研究は、圖釋・圖錄の盛行によつて豐富な資料を加え、その分類は次第に詳密となつたが、王氏はこれらの禮器を文獻に徵して、器制・器用を考定する專論數篇を作つている。集林卷三に收める說斝・說觥・說盉・說彝、卷六の釋觶觛卮などの諸篇があり、說斝においては禮經に散と稱するものを斝の譌形とする。羅氏の殷契考釋にみえるその說は、王氏の說を採るものであろう。說觥には兕觥と匜とを古今の器にして甲乙二類の器制とし、說盉には盉を玄酒に水を和する器、說彝に

彝敦同制にしてその説は陳氏簠齋に發するという。宋以來の器名分類に混亂の多くみられる器種器用について、改めて考證を加え、古器物學的な整理を試みている。また説俎上下二篇に、宋刻以來析子孫とよばれる〓形圖象について、下部を王父抱尸の象、上部は俎の形とする新解を示したが、圖象についてはは別にその全體にわたる體系を考察する必要がある。彝器の形態學的研究は、のち考古學の方法が導入されて、土器以來の展開が考えられ、その鑄作・文様の研究と合わせてまた一の領域をなす。王氏の古器學は、特に古文獻の整理を進めて實器との關係を明らかにした點に、收穫を示したものとすべきであろう。その研究對象も禮器のみにとどまらず、度量衡諸器・利兵・泉幣・符契璽印・古玉の類に及んでいる。

王氏の學が特にそのすぐれた組織力を發揮したのは、史學・史地學の分野であった。古史において、殷周史の諸問題を論じた殷卜辭中所見先公先王考・續考卷九・殷周制度論卷十・説商・周莽京考卷十二・鬼方昆夷玁狁考卷十三、及びその關聯の諸篇は、卜辭・金文の新資料と文獻を自在に驅使して、殷周史をはじめて史學の對象領域とすることに成功したものといえよう。古史新證は晩年の民國十四年、清華大學の講義案として用意されたもので、第一章總論・第二章禹・第三章殷之先公先王・第四章商諸臣・第五章商之都邑及諸侯より成るがなお未完、先公先王考・三代地理小記等の諸篇をもとに殷代史の再構成を意圖したもので、その手稿が殘されている。また殷周制度論は民國五年、初期の論文であり、定論とはしがたいものであるが、王氏の論考中稀にみる長篇であり、當時における王氏の古代史觀をみることができる。殷周制度論は、殷周社會の基礎をその制度にありとし、周の立子立嫡・宗法喪服・封建と君臣の諸關係が、その禮樂文化を規定するという。またそれらをすべて周公一人の創制とし、「欲知周公之聖與周之所以王、必於是乎觀之矣」と結んでいる。それより沒するまで十年、おそらく殷周史再構成の意圖はつねにその念頭にあったものと思われ、十一年壬戌、北京大學の招請を卻けて學外教授としての指導を受諾したとき、研究題目として提出した四項目中、詩書と金文成語との比較研究、また共和期以前年代の研究がある趙萬里年譜。詩書の本文批判によるその同時性の檢證、また共和以前の斷代編年の問題を、王氏は考えていたのであろう。殷周制度論における制度史的、また經學的な古代史研究が、その後どのような展開と成熟とを進めていたかは、ついにこれを知ることができない。そのような古代史の再構成は、郭沫若氏の唯物史觀による古代社會研究によって、別途の開花をみせる。金文資料を中心とする古代史研究の展開は、中國の近代化の過程の中で思想史的な性格を强めてくるのであるが、その大膽な首唱者は郭沫若氏であった。そして王氏沒後二十二年、王氏の豫言したように「以共和始、而以共產終」という社會が實現した。驚くべき史眼であったという外ない。

郭沫若一八九二〜一九七八は本名開貞、四川の人、故郷の沫・若二水の名をとり沫若という。新興地主の家に生まれ、反逆的な少年期を過し、民國三年一九一四年官費留學生として渡日、六高より九州大學醫學部に學び、六高時代に看護婦佐藤とみ子と結婚、郁達夫らと創造社を結成して詩集女神を刊行、その後しばらく文學的活動をつづけていたが、河上肇の論文を譯出した一九二五年ころから革命運動

に入り、國民黨の北伐にも從つた。武漢政府の崩壞によつて、一九二八年わが國に亡命、それより十年間、東京の書肆文求堂の庇蔭をえて古代史の研究に沒頭した。一九三七年、蘆溝橋事件が起ると單身脫出して武漢より重慶に奔り、一九四二年戲曲屈原を作る。人民政府樹立後顯要の地位にあることは、人の知るところである。いま科學院長として文化界の元老であり、古器の出土ごとに必らずその考釋が考古誌の卷頭を占め、不死鳥のような活動をつづけている。

郭氏の古代史研究は、殆んど亡命十年間の所產であつた。最初の著作である中國古代社會研究は、民國十九年一九三〇年初版、上海聯合書店から刊行、四版から現代書局刊。郭氏のすぐれた構想力、卓拔な着想は、すでにその書に遺憾なく示されており、まことに驚破天荒の議論が多い。それは唯物史觀の徹底的な適用とともに、この書の大きな特徵をなしている。その意圖するところは、中國の社會史を世界史の中に參加させ、位置させることにあつた。エンゲルスの書に中國についての言及がなく、また當時奴隷制研究の權威とされたイングラムの奴隷制度と農奴制度の歷史では、僅かに二十行の記述ののち、中國には階級制度がなかつたという結論が示されているのを不滿とし、中國人の組織する社會が他の民族のそれと同じでないはずはないという立場から、その階級社會の歷史を實證するために、この書が作られた。從つて導論には、エンゲルスの史觀による中國社會史の概觀をしるし、以下第一編周易的時代背景與精神生產には周易の自然辯證法的思惟について論じ、第二編詩書時代的社會變革與其思想上之反映に、原始共產制より奴隷制・封建制への推移を述べ、第三編卜辭中之古代社會に、プナルア制より母權制・氏族制・階級制への展開を示し、第四編周金中的社會史觀に、青銅器時代と奴隷制、また古文獻にいう社會史的記述の批判を試みている。なお追論・補遺があり、三版のときに加えた書後數條がある。

郭氏のこの研究は、最も多く羅・王二氏の業績を承け、これをその唯物史觀によつて再解釋したものであつた。自序中に、資料の整理は滿淸の遺臣羅振玉の爲すところ、また王氏の集林・遺書は、外觀は舊式であるが、學術の方法は極めて近代的な精神に沿うものであり、その封建的な感情との矛盾が自らの死を招いたという。そしてこの兩者から出發する今後の研究は、その國學的な觀念から超脫しなければならず、それには新しい科學的方法が必要であり、本書はいうならばエンゲルスの家族私有財產及び國家の起原の續篇であると宣言している。當時名聲の甚だ高かつた胡適の中國哲學史大綱に對しても、社會史的な視野の缺如を指摘しており、そのような郭氏の立場はその後の全著作を通じて終始渝らぬところであるが、階級史觀の基本をなす奴隷制の見解が一書成るごとに改まるという狀態で、氏の學術の全容を把握することは容易でない。

この書の構成は、易を以て史前期、卜辭・金文を以て殷周期の社會史的事實を論證しようとする。易の陰陽兩卦は生殖器崇拜の遺象であり、易にみえる帝乙歸妹泰六五・歸妹六五・高宗伐鬼方、三年克之旣濟九三・王用享于岐山升六四・箕子明夷利貞明夷六五はみな殷周の史實で、易成立の過程を示す。卦爻の辭にみえる生活は漁獵と牧畜を主とし、それより農耕に轉化する時期に當るという。「屯如邅如乘馬班如　匪寇婚媾」屯六二・「賁如皤如　白馬翰如　匪寇婚媾」賁六四等は、奪略結婚を歌う古歌謠であり、階級は大人君子と小人刑人の兩者に分れていたとする。易をこのような社會史的研究の對象

とすることは、その成立事情からみても極めて危險なことであるが、その發展段階説に利用しうるとしたのであろう。易は母系から父系へ、原始共產制から奴隷制への過程を示し、卜辭はあたかもその時期に當るとするのがその結論である。

奴隷制から封建制へという社會的變革は、文獻的には詩書に反映され、金文はそれを實證する同時資料であるとするのが、その金文研究の基本の立場である。それで金文にみえる賜臣や人僕の賜與を、盂鼎・克鼎以下十二器の例によつて示し、克鼎の併を籍にして奴籍、左傳襄廿三年にいう丹書であるという。この奴籍説は一時わが國にも喧傳されたが、その字はすでに孫氏が併と釋しており、語例からみてもその解釋をとるべきである。また金文中に井田制の痕迹がみえず、五服五等の制なく、封建とは封境を設ける意にすぎぬとする。これらはいずれもその後の郭書に詳論されており、郭氏の金文研究は、ここにその骨骼をえていることが知られる。追論中、令彝の明公保を伯禽の名とし、左傳定四年の封建の記事中、伯禽をその誥命の書とし、また銘末の鳥形册をトーテムとするなど、多くの新解を試みている。なお左傳の懷姓は夏族であり、齊侯鎛鐘にみえる頙司の頙がその初文、おそらくツングース種であろうという。

古史に對するこのように大膽な發言は、必らずしも郭氏にはじまるものではない。疑古の學は、すでに淸末崔東壁の考信錄に端を發し、特に郭書の出る數年前から盛んな活動を示した顧頡剛・錢玄同ら疑古派の運動は、古史辨第一册以下、續々と結集されつつあつた。その實證的な本文批判的研究によつて、從來の道統的な古代史觀は徹底的に破壞され、古代史再構成の努力がつづけられていたが、郭氏はその古史批判の方法を唯物史觀に求めた。疑古派の運動は、結果的には神話の再解釋と古文獻の再認識とによつて、事實上信古に歸して終熄する。その間に、王氏の學術を繼ぐ諸人が、考古社に據つて金文學の正系をつぎ、近代の考古學的方法を完成し、郭氏らの唯物史觀派と拮抗した。ただ郭氏の金文研究は、その史觀の草率な適用を除けば、考古派の諸人とそれほど異なるものではない。事實において、郭氏の金文研究には、のち次第にその史觀を稀薄にし、それはむしろ經子の學の上に移されてゆく。すなわち思想史的課題に移る。殷末周初を奴隷制の最盛期とする郭氏の主張は、十五年後の靑銅時代一九四五年、一九五四年復刊、二十二年後の奴隷制時代一九五二年、一九五四年改版にもなお維持されているが、その試みは十分な成果を收めるに至らなかつたといつてよい。豐富な奴隷源をもたない奴隷制のごときは、本來ありえないからである。

郭氏は古代社會研究につづいて民國廿年甲骨文字研究・殷周靑銅器銘文研究、昭和七年一九三二年文求堂から兩周金文辭大系を出し、また十年にその增補版として兩周金文辭大系攷釋と圖錄とを編刊した。その增補の間に七年に金文叢攷・金文餘釋之餘、八年に古代銘刻彙攷四種・金文續攷また卜辭通纂、九年に古代銘刻彙攷續編、十二年に殷契粹編などを續々と上梓し、僅々十年のうちに甲骨・金文の主著の全部を出版している。きびしい監視下にあつたとはいえ、この亡命十年の間は、郭氏の古代史研究にこの上ない機會を與えた。亡命中という精神的緊張も、むしろ研究の上には幸したのではないかと思う。學術上の研究には、ある程度そのような條件を必要とするものであり、羅・王の學も、それぞれの孤獨の中から生まれているようである。

殷周靑銅器銘文研究上下二册は上海の大東書局刊。上册に殷周器を主として、一殷彝中圖形文字之一解、二戊辰彝攷釋、三大豐𣪘韵讀、四令彝令𣪘與其它諸器物之綜合研究、五公伐郐鐘之鑒別與其時代、六魯侯角釋文、下册は列國器を主とし、一新鄭古器之一二攷核、二以下者減鐘・晉邦盞・秦公𣪘・國差𦉜等の韵讀、六齊侯壺釋文、七釋丹枏、八戈琱戓𢦏必彤沙說、九說戟、一〇跋丁卯斧の十篇を收める。資料には殷文存と周金文存を主とし、坐右に王氏の金文著錄表と說文諧聲譜とを離さなかつたという。圖象文字については、王氏の[illegible]形圖象の解を非とし、またこれを繪文字とする一部の解を卻けて、これらはすでに文字體系の成立後になお使用されているものであるから、「此等圖形文字、乃古代國族之名號、葢所謂圖騰之孑遺、或轉變也」上四葉とし、[illegible]もまた族號の一であるとする。しかし明らかに文字を以て表記される國族の名との關係にふれておらず、圖象の全體の體系、またその社會的機能に及ぶところがない。その問題については、のち丁山氏の甲骨文所見氏族及其制度一九五六年刊に郭氏と同旨の論證があるが、それよりさき私の「殷の基礎社會」一九五一年、立命館大學五十周年紀念論文集に一應の考察を試みておいた。

戊辰彝はその紀年の形式からみて殷器であるが、王氏の殷禮徵文によつてその禮制を論じ、器を帝乙・帝辛期のものであろうとする。大豐𣪘は攈古・從古・奇觚・窸齋に著錄あるも、これを詳考したものがなく、郭氏は韵讀を按じて考釋を加え、豐・方・王・上・相・唐・房・降・𩍐・慶・享を韵字とし、これによつて古韵の分部と通韵を論ずる。すなわち東冬合韵とする段玉裁・王念孫の分部を是とし、その例として詩の烈文をあげる。金文においても陽東・陽冬合韵、東冬もまた合韵である。郭氏の韵讀中、相は省、唐はおそらく庚、𩍐・享はなお釋字が確かでない。令彝・令𣪘は新出器中、その器銘ともに注目すべきもので、羅釋が支那學第五巻三號に掲載されるや、郭氏は直ちにその詳考を試みた。明保伯禽說、五等の爵制否定說などがみえる。また同出の令𣪘を、王國維の周開國年表によつて十九祀（克殷八年、成王六年）踐奄の際の器とし、十九年銘をもつ睘卣とその關聯器との器群構成を試みているが、郭氏の群別斷代の法はこのときすでに用意されつつあつた。また郭氏は洛誥中の明保をも魯侯伯禽とし、いまの洛誥には魯誥伯禽の佚文の竄入があるという。周書作雒解の中旄父を、孫詒讓の周書斠補に唐叔の子康伯とする說を斥け、邶鄘の鄘を魯とする王國維の說北伯鼎跋により、また金文の宅彝にみえる白懋父とともにみな伯禽の異稱とするなど、周初の文獻との關係を求めて考說するが、これらはみな牽合に失するものである。令𣪘に臣十家・鬲百人を賜與する例を以て奴隸制の存在を、また賜貝の例によつて貝貨の制を論ずるが、いずれもなお問題がある。人鬲の賜與が特定の時期にのみあらわれること、賜貝が特定の氏族を對象とするという事實などを、注意しなければならない。公伐郐鐘は器銘の眞僞と句鑃の器制と時期をいう。句鑃については王國維の古禮記略述雪堂叢刻中の說句鑃に鐸の異名同器とする說があり、郭氏は實際の器制によつてさらに詳說を加えている。魯侯角釋文は文中の難字を釋するが、文末を臨盟と釋するのは文例に合わず、銘は上下二段に書かれているようである。通釋巻一・一二五頁參照

新鄭の器は百餘件に上る一括出土の器群で王子嬰次盧などを含み、その年代と器群の性質を論ずる。者減鐘以下は韵讀の研究で、のちの大系攷釋において改めているところがある。齊侯壺考釋は、銘文

を陳文子の喪に當つてその短喪を求めることをいうものとするが、齊侯の親喪についてその公的な取扱いを求めたものとすべきである。この上下二册を通じて、群別の法・器群・韵讀をはじめ、出土・器制文樣の研究など考古學的方法もかなり適用されており、郭氏の金文研究法の大綱は、ここに備わるとみてよい。

金文叢攷四册は、周彝銘中之傳統思想考・金文所無考・周官質疑・湯盤孔鼎之揚搉・謚法之起源・諱不始于周人辨・彝銘名字解詁・毛公鼎之年代・金文餘釋・新出四器銘攷釋（沈子簋・臣辰盉・小臣謎簋・𠫑羌鐘）・金文韵讀補遺の十一篇、周の思想・制度にわたつて、金文資料による統論が多い。兩周金文辭大系の初版本が出たのち、金文による文獻批判によつて、詩書の信憑性、周禮の僞託などを明らかにし、思想史・社會史的な領域の開拓は、この書によつて進められた。毛公鼎之年代は、從古・述林・窓齋の周初說、新城博士の春秋中葉以後とする說を批判し、宣・平說を主張する。厲王期とされる詩篇召旻・雨無正、また平王期の文侯之命との文辭の比較を根據とし、厲王末に比定される㝬攸從鼎との器形・文樣の一致を說き、器が岐山の出土であることと合せて、宣王期とする結論を示している。餘釋は金文中の名物や字釋を論ずる十六篇より成る一部の書である。𠫑羌鐘では、安王廿二年說をとる。金文韵讀補遺は王氏の韵讀を繼ぐもので三十五器、また五器の韵讀補正を加えている。

金文餘釋之餘は、餘釋についで字釋十九條、また周公𣪘等三器の考釋、附錄として初版大系に對する劉節の批判「兩周金文辭大系商兌」北平圖書館館刊六卷三號に答える駁論を載せる。古代銘刻彙攷は第一册殷契餘論、第二册金文續攷、第三册に石鼓・石經等を扱う。金文續攷は矢令𣪘追記・師旅鼎・䀉卣・嗣子壺等、金文考釋十三篇を收錄する。彙攷續編はその補篇で、金文には杕氏壺・𠫑羌鐘・壽縣所出楚器之年代の三篇がある。これら大系初版後に出された郭氏の金文研究は、すべて昭和十年の兩周金文辭大系の準備としてなされたもので、大系攷釋及び圖錄は、この十年間に及ぶ郭氏の金文研究の集成であり、總括であつた。

その序は、大系初版の序を重錄する。はじめに「傳世兩周彝器、其有銘者、已在三四千具以上、銘辭之長、有幾及五百字者、說者每謂足抵尙書一篇、然其史料價值、殆有過之、而無不及」と同時資料の價値の絕對性をいい、ただその出土が十分な科學的調査によるものでないため、資料整理上に問題があるとする。「夫彝銘之可貴、在足以徵史、苟時代不明、國別不明、雖有亦無可徵、故歷來談史地之學于不顧、甚或加以鄙夷、而談古器物古文字之學者、于史地之學、亦復少所貢獻」と從來の研究者の無關心を責め、整理の方法として時代と地域とを明らかにする必要があるという。器銘には獻侯鼎の成王、宗周鐘の昭王、遹𣪘の穆王、趞曹鼎二の龔王、匡卣の懿王など歷代周王の名がみえ、これらの標準器を準的として人名事蹟・文字銘辭・器制花文を參照して先後次第を考えうるとして、大豐𣪘・小臣單觶を武王、以下宣・幽に至るまで、各器の斷代を定めている。また列國器を國別に分ち、西周百六十二器、列國百六十一器を總集排次して、彝銘の大觀を示した。このような組織と規模をもつ金文研究は未曾有のものであり、まことに大系の名に價する。郭氏も自信を以て、「儵忽相鑿、而渾沌果死、幸莫如之」という。金文の渾沌たる世界を、これによつて剖析しえたとするものであろう。

圖錄は器影圖象を錄するもの二百五十三器、彝銘に數器あるものはみなこれを收め、ほぼ器制文樣

・字形文辭の系統を考えることができる。増訂版になお補入がある。その圖編序説は、彝器形象學試探の副題があり、國譯の單行本青銅器研究要纂、文求堂、昭和十年がある。中國の青銅器時代を濫觴期（殷商前期）・勃古期（殷商後期及周初成康昭穆之世）・開放期（恭懿以後、至春秋中葉）・新式期（春秋中葉、至戰國末年）の四期に分ち、器種・器制・文様等にわたつて各期の特徴をいう。その新式期については、スキタイ文化の影響の可能性を指摘している。最後に鐘系・鼎系の器種の展開を論じ、器の形態學的整理を試みている。

大系攷釋・圖錄は、一九五七年増訂再版されたが、郭氏は圖錄卷頭に増訂序記を加え、初版は印行五百部に過ぎず、學界の慫慂によつて増訂再版することをいい、「回憶往年羈旅日本時、曾有蔚爲圖象學之雄心、事隔二十年、舊業已荒、僅此増訂之本、如無諸同志協助、亦難觀願成、感謝之餘、頗増惶悚」と感慨の言を寄せている。郭氏が遂げえなかつたとする圖象の學は、その後の諸家によつて著しい進展をみせた。

金文の學は、彝銘の史料化を究極の目標とする。すなわち斷代編年、銘辭の考釋がその整理の根柢をなし、器の形態學的研究は、その時期觀をうるための補助的手段にすぎない。斷代編年の研究は、紀年銘を中心とする各王曆譜の構成を必要とするが、郭氏の斷代には、往々にして曆譜と一致しないところがあり、その問題は、西周曆譜の再構成という困難な作業として殘されている。また銘文の考釋においても、史實との關聯を見出し、その全體に史的統貫を與えて再構成を試みることは、容易ではない。器の形態學的研究は、郭氏が自らいうように、なお端緒の作業にとどまつている。

金文の研究は、こののち、器物の考古學的研究と、銘文の斷代的研究とを指標として展開するが、考古學的研究は嚴密に科學的な調査發掘を必要とし、また斷代的研究は、最終的には斷代曆譜の作成にまで到達しなければならない。孫羅王郭の學は、現在の金文研究の段階よりいえば、なお前史に屬する。また考古學的研究は、器物の時期觀について、相對的な關係を示すにとどまり、器の絶對年代は、曆譜的研究の成果にまつほかない。金文の研究は、曆譜の構成によつてはじめてその體系を成就しうるのである。考古學的研究については第五章以下に概説し、曆譜的研究については、第七章以下第九章にわたつて、西周期の曆譜構成を試みた。研究史的にいえば、郭氏の大系は前史の終結をなすとともに、現代の金文研究の出發を用意したものということができよう。

白鶴美術館誌

第四三輯

白川靜

金文通釋 四三

通論篇

方座百乳文四耳𣪘

財團法人

白鶴美術館發行

第五章　考古學的研究の方法

一、新著錄と出土器群

郭氏の兩周金文辭大系攷釋及び圖錄は、金文研究の近代的方法を創始した不朽の書であるが、その成功の一端は、當時すでにその學的方法を確立しつつあつた彝器の考古學的研究に負うところが多いようである。郭氏はわが國にあつて、當時のわが國の考古學の方法とその成果とを知りえたはずだと思われるが、當時中國の古銅器もまた多くわが國にもたらされて富家の收藏に歸し、たとえば住友收藏のものは一九一九年に濱田耕作博士の解說による泉屋清賞銅器部三册 一七一器 が出ている。その刪訂本である刪訂泉屋清賞 四一器 は、大系攷釋出版の前年 昭九年 に成り、卷頭に濱田博士の支那古銅器概說を付し、郭氏のいう新式期銅器のスキタイ文化との關係もすでに言及されている。日露の役後、わが國の學者による朝鮮半島の考古學的探査が盛んに行なわれ、その學術的關心は次第に中國の文物にも及び、東アジアにおける考古學的な理解を大陸との關連において進めようとする志向を生んだ。大正の末期に羅・王の二氏が渡日して本邦の諸學者と訂交し、甲骨・金文學に對する知識は急速に深められ、それに伴つて彝器の蒐集も盛んに行なわれた。羅氏がその藏儲を開いて、三代その他の梓行

の費に充てたこともその一因である。そのころ濱田博士についで、梅原末治博士が多くその調査と報告にあたり、それらはのち支那考古學論攷 昭十三年 としてまとめられた。概ね大系編刊前後の論文である。また原田淑人、その他滿鮮考古學から中國に探査を及ぼしてゆく學者も、次第に多きを加えた。大系圖錄の著錄目のうちには、わが國の泉屋・白鶴吉金集などのほか、海外の著錄として猷氏の中國朝鮮靑銅器圖錄一九三〇年、圖四七・ペリオの中國古代靑銅器一九二四年、圖三〇・ホワイトの洛陽故都古墓攷の名もあげられている。カールグレンの殷周銅器 圖九三 は郭氏の書と同年の刊であり、このような海外諸學者の古銅器研究への參加は、從來の彝器學的な方法を改めて、古銅器を考古學的研究の對象とするに至つた。器形・器種を中心とする形態學的な研究は、やがてその制作・文様などをも含めて、器形の展開と時期觀とを探求する系統的研究法を導入する。それは相つぐ彝器著錄の豐富な資料、遺址の調査發掘・器群の研究などによつて、次第に精密を加えるものとなつた。

彝器の著錄には寫眞版によることが通例となり、大系の編述以前にも羅氏の夢郼草堂吉金圖一九一七年、一二四器 のほか、容庚氏の寶蘊樓彝器圖錄二册 一九二九年、九二器 ・武英殿彝器圖錄二册 一九三四年、一〇〇器・于省吾の雙劍誃吉金圖錄二巻一九三四年、五三器が出ており、その後容庚氏に海外吉金圖錄三册一九三五年、一四八器・善齋彝器圖錄三册一九三六年、一七五器・西淸彝器拾遺一九四〇年、二〇器、于省吾に雙劍誃古器物圖錄二巻一九四〇年、四〇器がある。その翌年に出た容庚氏の商周彝器通考二册下册圖錄、一〇〇九器 には、これを器種別に時期に從うて排次し、器形・文様の展開を大觀しうる。その間、各家の收藏を蒐錄するものに、商承祚の十二家吉金圖錄一九三五年、一六九器・羅氏の貞松堂吉金圖錄三巻一九三五年、一三五器・黃濬の尊古齋所見吉金圖初集四巻一九三六年、一〇〇器・李泰棻の癡盦藏金一册一九四〇年、五九器・梁上椿の巖窟吉金圖錄二册一九四三年、六六器、また梅原博士の冠斝樓吉金圖三巻・補遺一巻一九四七年、一二二器 等がある。

海外の各地に離散したものも、カールの蒐集古銅器一九三九年、三〇器、フリーアの蒐集古銅器一九四六年、一九器その他各國の海外古銅器を蒐集した梅原博士の歐米蒐儲支那古銅精華彝器部三册 一九三三年、二五〇器・陳夢家の海外中國銅器圖錄第一集一九四六年、一五〇器、 またわが國の蒐集品については、前揭容庚氏の海外吉金圖錄のほか、梅原博士の白鶴吉金集 一九三四年、二七器・靑山莊淸賞一册 一九四二年、三〇器・日本蒐儲支那古銅精華彝器部五册 一九五九年、四三八器 ・天理參考館圖錄中國篇 一九六七年、殷周器三五圖 ・新修泉屋淸賞二册 一九七一年、殷周器圖版八〇 などがあり、ほぼ五百器前後に及ぶ。また故宮舊藏のものも、故宮銅器圖錄に中央博物院の器物と合せて著錄 一九五八年、八六八器、これら著錄の實數はおそらく二千五百器を超えていよう。形態學的研究の資料として、すでにかなり滿足すべき器數である。

郭氏の大系以後の著錄において、殊に注目すべきものは、出土事情の明確な遺址墳墓の出土品の多いことであり、かつそれらは概ね一括出土品として器群を構成する。それらには彝器の時期を推定する上に、確實な根據を提供するものが多い。またそれによつて、既出の單獨器の時期觀を定めうる場合もある。殷虛の發掘は、郭氏の古代社會研究刊行の前前年、民國十七年の第一次發掘以來、十數次にわたる調査が行なわれたが、遺址出土の甲骨・彝器の類は黃濬の鄴中片羽初集一九三五年、三二器以來、二集 四〇器 ・三集 六一器 に收められ、また孫海波の河南吉金圖志賸稿一九三九年、五〇器及び梅原博士の

河南安陽遺寶一九四〇年、九七器・中國科學院の輝縣發掘報告一九五六年等にも殷器が著錄されて、その確實な資料がえられた。殷器の甄別は宋以來の懸案とされ、羅氏の殷文存、王氏の續殷文存においても、その點が問題として殘されていた。郭氏は銅器を四期に分ち、第一期の濫觴期について、「大率當于殷商前期、濫觴期目前尚無若何明確之智識、然爲事理上所必有、盖銅器脫胎于陶器石器等之幼稚時期也、此期有待於將來之發掘」と資料の不足を歎じているが、その後に發見された鄭州二里岡遺址の彝器には、最も古拙な形式のものがあり、鄭州・安陽・輝縣諸器の系統をたどることによつて、殷器の分期が可能となつた。殷虛出土古銅器については、中央研究院の殷虛出土青銅觚形器之研究古器物專刊第一本、民國五十三年・殷虛出土青銅爵形器之研究同第二本、民國五十五年が刊行され、精密な研究が行なわれている。なお他の諸器形の整理が進めば、二里頭・二里岡に發し、安陽より殷系の各地遺址にわたる考古學的分期が成就されるであろう。

殷周期にわたる遺址や遺物は、殷王朝の崩壞の中で各地に播遷分散し、かなり邊裔のところからも發見される。陶齋に著錄する寶雞柉禁、またその第二群のごときもその一例であるが、遼寧の凌源諸器文參・一九五五・八にも殷系の器を含み、また梁山七器にも名のみえる匽侯の盂〔三八〕がある。江蘇丹徒の宜侯夨𣪘〔五二〕を主とする一群の器文參・一九五五・五も周初に近く、宜侯夨𣪘は康王期のものと思われる。何れも周の統一過程において、それらの地に移動波及するところがあつたのであろう。河南の濬縣辛村の遺址には、周初より春秋に及ぶ遺品を含むが、殷系文化の遺存もみられる。安徽屯溪の西周期二墓考古學報・一九五九・四・江蘇儀徵文參・一九五六・一二の諸器は何れも銘文なく、また儀徵の諸器は出土のとき四十數件あり、のち十二器のみ回收され、その全容をみがたいものであるが、何れもすでに地域的分化のあとが認められる。著錄中の初期器群としては、宋刻の博古にみえる安州孝感出土の安州六器甲骨金文學論叢第十集、山東壽張の梁山七器通釋卷一・三九頁以下などがあり、周初の史實を考える上に重要な問題を含むようである。なお濬縣からも康侯諸器〔一四〕及び渣伯逘關係諸器〔一四〕が出ており、康侯による衞地經營の事實を示すものであろう。新出の保卣〔一六〕及びその關聯器も、周初の東方經營に關する器である。

穆王の生號をもつ長甶盉〔一〇三〕を主とする長安普渡村の器群考古學報・一九五七・一は、その前後の諸器と一群をなす。また盂鼎二器・虢季子白盤の出土地として知られる郿縣近邊には遺址多く、一九五六年三月李家村より盠の諸器が出土した。いわゆる鳳耳をもつ尊・彝〔一〇一〕や駒形尊〔一〇二〕など器形文樣に特色があり、駒尊銘に師虘の名がみえて師遽諸器〔九九・一〇〇〕との關聯が考えられる。師湯父鼎〔一〇八〕は長安獲古編に著錄する單獨器で出土も不明のものであるが、近年師湯父の名のみえる仲枏父諸器〔一〇八〕が永壽好時河畔より出土文物・一九六四・七、又、一九六五・一、器群を構成しうる。張家坡器群〔一七四〕は同出五十三件に及ぶ大量のものであるが、すべて坑藏の器であることが注意される。時期の早いものに孟𣪘〔七九〕があり、毛公・毛父諸器や班𣪘の關聯器〔七九〕である。しかし大部分は師旋𣪘二器〔一四〇・一四一〕を中心とするもので、おそらく孝王期前後のものであろう。出土器はすべて長安張家坡西周銅器群一九六五年に收錄されている。その附近から出土した叔専父盨〔一七四〕等九件は厲王期のもので、墓壙中の器である。張家坡器群とほぼ時期の近い梁其諸器〔一五七〕は、解

放前に扶風法門寺任村の出土といわれ、戰爭中に離散し、于省吾氏の商周金文錄遺にその器銘四文を蒐集しているが、解放後の回收廢銅中から、また梁其鐘など器群中のものが發見された。文物・一九五九・五 器數は十器であるが、なお散佚のものがあるかも知れない。

法門寺附近は、光緒中に克氏諸器が出土したところであり、張家坡器群中に伯梁父の器があつて、梁其諸器との關係が推測される。この法門寺のすぐ近くから、一九四〇年に盜掘によつて六十數器が出土したと傳えられ、そのうちに禹鼎〔一六二〕・亟皇父鼎〔一五八〕などが含まれていたという。大系に攈古等によつて亟皇父の段・匜を錄し、段の一器はわが國に將來されて天理考古館に藏する。柯昌濟の金文分域篇陝西岐山縣に「癸酉 民國廿二年、一九三三年、岐山淸化鎭」とするのはその地で、亟皇父鼎二・盤一と、同出の伯鮮鼎二器・匜・鮮甗・守婦彝・函交仲簠二器等計十四器を錄する。これらの器の一部はのち陝西省博物館に蒐藏され、その靑銅器圖釋一九六〇年に收錄する。この器群はおそらく數次にわたる出土があつたとみてよく、器數も百餘件に上るといわれる。張家坡にしても亟氏諸器にしても、夷厲期にこのように大量の坑藏品があることは、おそらく當時の險惡な政治情勢あるいは社會不安を反映するものであろう。

陝西藍田出土の十六器文物・一九六〇・二 又・八・九中、弭叔の諸器〔一一六〕及び詢段〔一八二〕がある。前者には井叔の名がみえ、後者は師詢段の師詢と關係があろう。師詢段〔一八三〕は宋刻に載せるものであるが、新出の器によつてその時期觀を確かめうる。前述の禹鼎も同文の銘をもつ器が宋刻にみえ、新出の器によつて彝銘を確かめうる例である。

劉節氏の壽縣所出楚器考釋民國廿四年、又、古史考存の緖言に、當時の新出器群の情況についていう。

近二十年來、殷周古器出土者、其比率十百倍於往昔、雖發掘之時、未能採用考古學者之方法循序漸進、作合理之報告、然較之疇昔土人盜掘者、亦不可同日而語、就其役之卓卓大者而言、凡有五次、民國十二年秋河南新鄭縣所出古器、一也、同年山西歸化李峪村所出古器、二也、十八年洛陽韓君故墓所出古器、三也、同年秦中寶雞縣鬭雞臺所出古器、四也、及二十二年夏間、安徽壽縣所出楚器、五也、是五役之中、秦甸所得者、時代較早、器物亦散落、不可董理、歸化所得諸器、大部流往外國、其在國內者、亦祕不示人、安徽壽縣所出銅器、十年之內、已有二次、其第一次所得者、現存瑞典京城之東亞蒐集部、器物不多、形制與去夏獲得者相似、當爲同時代之物

これらの發掘は、必らずしも盜掘でないとしても、考古學的工作というにはなお遠く及ばず、概ね調査報告を缺き、その器物も四方に離散し、著錄あるものも後の捜集に成るものが多い。劉氏のいう五次の役のうち、李峪村出土の杕氏壺その他は海外に流出して梅原博士の歐米等に著錄され、また寶雞諸器は陶齋著錄のものと異なり、柯氏の分域篇にその器名を錄するが、みな海外に流出している梅原氏論文。洛陽金村の諸器も梅原博士の古墓聚英に、その捜集が試みられており、驫羌鐘〔二〇四〕や嗣子壺〔二〇四〕など注目すべき器を含むが、ホワイト氏の洛陽古墓考は見聞によつてしるしたもので、その遺構とされる木槨墳八個についても、正確度になお問題があるとされている。出土品には精巧な裝飾品が多く、むしろ工藝史的に重要な資料といえよう。これに對して新鄭・壽縣の諸器は、列國期の器群として、彝器を主とするものであることが注意される。

新鄭出土の器群〔二〇六〕は、民國十二年一九二三年八月、地中の深處から發見された。そのうち王子嬰次鑪〔二〇六〕は出土後まもなく王國維や關百益らが考釋を試み、鄢陵の役の遺器とする解釋がなされて注目を受けた。器群は一時離散してその全容を知られなかつたが、關係者の努力によつてかなりの部分が回收され、關百益の新鄭古器圖考四冊一九二八年、新鄭古器圖錄二冊一九二九年、寫眞版九三器及び孫海波の新鄭彝器二冊一九三七年、九五器に收錄する。遺址の狀態はこれらの書によるも明らかでなく、同出百餘件に及ぶ大量のこの器群は、一般の墓葬とあるいは異なるものであるかも知れない。

壽縣第一次の出土器は多く瑞典に舶載され、それとほぼ同期とみられる第二次出土の曾姬無卹壺〔二二七〕等は、概ね諸家の著錄中に收められている。劉氏の楚器圖釋緒言にいう。

壽縣古名壽春、楚之都城、其地在淮水之南、去夏卅三年洪水氾濫、該縣東鄉朱家集李三孤墳地方發現古物、土人因而開掘、所得甚多、據當時報章之言、有銅器及石器等計八百餘件、事後爲省政府偵獲、器物今存於安徽省立圖書館者、大小共七百餘件、館長陳東原先生言、點收時、按字數查檢、又少五十餘器、其因土人竊賣、流落於外者、平津京滬、皆有之、在滬而歸廬江劉氏善齋者、有曾姬無卹壺二・楚勺二、具見善齋吉金圖錄、在京者楚王酓肯鼎一、胡光煒氏曾爲考釋、其器今不知在何許、又一部流落天津者、歸李氏所藏凡十件、其在北平者凡十件、其中一勺、曾歸海城于省吾氏、箸錄于其所箸雙劍誃吉金圖錄中、今轉歸東莞容氏頌齋所藏、此外九件、中華教育文化基金董事會、以二千零三十元、購其七件於尊古齋黃百川氏之手、其餘一勺一簠、黃氏以贈該會、今皆寄存於國立北平圖書館金石部、卽本書所錄九器是也

劉氏はその書において、この壽縣諸器と新鄭諸器との器制文様の類似に注意し、當時わが國の學者によつて主張されていたいわゆる秦式の問題に言及している。またこの器群の出土情況について、地中深處の木室に數層にわたつて排次されていたといい第一節注五、その見聞者の言を錄して、みな墓葬品でない第五節附注二とする。すなわち坑藏品とみているのである。おそらく第三次壽縣蔡墓の出土器と、相似た狀態にあつたものと推測される。

壽縣の第三次出土は一九五五年五月、西門外の土溝中から甬鐘兩件が發見され、調査の結果、井形の土坑墓中から五八四件、うち銅器四八六件、彝器・樂器合せて百五件という大量の器群が出土した。その調査報告は壽縣蔡侯墓出土遺物一九五六年として出版されており、坑藏の詳細を知ることができる。墓道のないこの形式の墓坑は、おそらく第二次の木室の構造と相似たものと思われる。その出土器は蔡侯𨜳盤・尊・鐘、吳王光鑑等を主とし、通釋〔二二二〕・〔二二九〕に考釋を加えておいた。蔡侯𨜳の戈はすでに周存にも著錄六・二三のものがあり、その出土の時と處とは知られない。

壽縣發掘の翌一九五六年冬、三門峽上村嶺から虢國墓地が發見された。またその翌年、附近の調査によつて二三四座に上る墓地が知られ、車馬坑三・馬坑一も發見されている。大墓中の出土物により、虢國の墓地群であると推定される。墓坑はすべて竪穴形式で墓道なく、新鄭・壽縣と相似た構造であるが、狗坑を伴う。時期的には東遷前後のものとされ、玉飾品等が多い。上村嶺虢國墓地一九五九年にその詳細な報告がある。諸虢の問題を解明する資料を含んでおり、その器群については通釋〔二〇〇〕

に銘文のあるものを録しておいた。

以上の器群のうち、安陽・濬縣・張家坡・扶風齊家村・洛陽金村・新鄭・壽縣・上村嶺の遺址及びその出土器については、それぞれ専刊の書があり、その他は楚文物展覽圖錄北京歷史博物館、一九五四年、一一器・全國基本建設工程中出土文物展覽圖錄同委員會、一九五五年、二九器・五省出土重要文物展覽圖錄同展覽籌備委員會、一九五八年、五〇器・新中國的考古收獲中國科學院考古研究所、一九六二年等に收録され、また地域的に著録するものに、山東文物選集山東省博物館、一九五九年、三六器・青銅器圖釋陝西省博物館、一九六〇年、一二九器・江蘇省出土文物選集南京博物院・江蘇省博物館、一九六三年、二〇器等がある。その他に未著錄の器、あるいは再録の器とみるべきものに、陳夢家の西周銅器斷代考古學報、一九五五・五六年、又、復印本・上海博物館藏青銅器二冊一九六四年がある。まもなく文化大革命が起つて、陳氏の斷代は續稿の掲載を中止、やがて雜誌もすべて停刊となり、中國の考古學界はその消息を絶つに至つた。しかし文革中にも發掘・調査のことはつづけられており、文革後にその間の收穫として、文化大革命期間出土文物第一輯、出土文物展覽工作組・一九七二年、省別・三一器・新中國出土文物外文出版社、一九七二年、二八器の二書が出版され、また若干の新しい資料を加えた。一昨々年より復刊された考古・文物、また一昨年より復刊された考古學報にも新出器の報告がみられるが、銘文のみるべきものは少數に過ぎない。本書中に收録するに及ばなかつた資料については、巻六の補釋・補記篇に入れた。

二、彝器の分域

中國の青銅器文化は、殷・周の首都圏より、時代とともに廣域に及び、また器形文様にも多様な展開を示す。殷代の遺址は、河南を中心とする極めて限られた範圍にみられ、遠く地方に波及するものは、何らかの事情により播遷したものと考えられる。おそらく殷周の革命によつて、殷を支持していた舊氏族勢力に大きな變動がもたらされたのであろうが、周王朝の勢力下に吸收されたものは、成周庶殷として、あるいは陝西の各地に荒地の開拓のために移され、また抵抗をつづける諸族は、遠く域外に去ることを餘儀なくされたようである。殷周の際の彝器が、殷の固有の地域を離れて擴散の狀態を示すものが多いのは、そのためであろう。

西周期の彝器文化は、はじめ宗周と成周とを中心として展開する。壽張の梁山七器、孝感の中氏諸器などは、殷周鼎革の際の經營のあとを示すものとみられ、凌源・丹徒諸器のごときは、諸氏族の播遷によるものであろう。寶鷄柉禁第一群・第二群が殷器の系統であるのは、その地に遷された東方の氏族の遺器とみられ、この方面に東方の諸氏族が遷されていたことは曶鼎〔一三五〕や矢王諸器〔一三九〕によつて知ることができる。また岐山やその周邊に重要な器群の出土がみられるのは、西周の政治社會を考える上に重要な事實とすべく、他にはこれに匹敵しうる出土地はない。しかし西周晩期には、次第に他の地域にも青銅器文化の興起が認められ、殊に東遷後には周室を中心とする彝器の製作が絕

え、列國器の時代に入る。春秋戰國を通じて、各地の彝器文化にそれぞれ盛衰があり、器制・文様にも獨自の推移展開のあとをたどりうるが、青銅器時代の最後を飾る華麗な彝器文化は、呉楚など東南の地域に榮えた。彝器文化の時代と地域との關係は、中國の古代文化の展開のあとを最も具體的に示すものといえよう。

彝器分域の中心をなすものは遺址であり、一括出土品であり、器群である。出土地の遺構や出土狀況が明確である場合には、標準器として系列化の基準をそこに求めることも可能であろう。彝器の考古學的編年には、出土地や同出器の整理を進めておくことがまず必要である。しかし傳世の彝器や盗掘によるものには出土事情の明らかでないものが多く、ただ宋刻の著錄以來、出土の地名を記錄することが行なわれていて、分域の可能な器はかなりの數に上る。金文の研究は古くは金石學とよばれ、碑刻と合せて扱われており、そのため早くから地方志の一編として、あるいは分域の書として編纂された。古くは宋の陳思の寶刻叢編、また淸に入って畢沅の中州金石記五卷・關中金石記八卷、山左金石志二十四卷 阮元同撰、阮元の兩浙金石志十八卷 附補遺、その他の諸家によって各地の金石志の類が編纂されている。金文の分域を試みるものには早く劉喜海の長安獲古編 光緒卅一年刊、また曾毅公の山東金文集存 民廿九年刊 などがあるが、全國にわたるものに柯昌濟の金文分域編二十一卷があり、諸著錄を捜査してその器名と記事とを錄する。柯氏は王國維の學を承け、若くして金文學を修めた人で、他に韡華閣集古錄跋尾十五卷の著があり、その兩書を餘園叢刻に收める。民國十九年の自敍にいう。

金石目錄之以輿地分編、宋王象之輿地碑記、陳思寶刻叢編等書、始開其端、至淸代各省郡縣金石志記、作者無慮數十家、然各書所載、往往於石刻偏詳、而於金文多略、良以此類轉徙無常、難存易毀、不比石文之可以跬步捜訪、況其出土所在、亦非是處可有、綜海內計之、不過豫之洛中鄴下、陝之岐山寶雞、魯之臨淄曲阜、晉之渾源大同、冀之易州曲陽等數處、又自非洽於見聞、精於鑒識者、殆難知其緒略、是以難也

竊又謂、彝器鏽色之審辨、形製之區別、花紋之類例、坑地之位置、苟能精爲研討、其所發明、亦不在考證款識文字下、是宜有專門纂述、以資研究、而其體要、則似應以分域爲先

次に編纂の體例を述べ、ただ著錄すでに多く、私家收藏の器に至っては及びがたいところもあり、この書を以て蓽路藍縷の作とする旨をいう。出土の記錄あるものを出土、掊掘販徙を經ざるものを本在、銘文等により推測しうるものを考徵に分ち、かつ舊聞を錄するなど、用意は周到である。分域のことは柯氏のいうように、器の形態學的研究には特にその基本をなす重要な作業であるが、專著は甚だ少く、のち柯氏の續編が出たほかは、これを整理したものをみない。ただ樋口隆康博士の西周銅器の研究 京都大學文學部紀要第七、昭卅八年 第四章結論二、西周銅器の分布の附表に、西周銅器の出土地表を掲げ、西周器の分域を概觀しうる。また陳槃氏の春秋大事表譔異に、列國器についての歷史地理的考察が加えられている。彝器の形態學的研究としては、殷・周・列國を通じて、その器種・形制文様・銘文にわたる様式的區分をも加えた分域表の作成が最も望ましいわけであるが、いま金文研究の立場から必要と思われる範圍の略表を、次に掲げておく。概ね本書に收めた器を主とし、その關聯器及び後出の資料を附加するにとどめる。

河南省　河南吉金圖志賸稿　河南出土商周青銅器一・二

〔安陽〕　安陽殷墓諸器鄴中片羽初集～三集　河南安陽遺寶　安陽發掘報告　殷虛發掘　考古學報一九六〇・一　殷虛出土青銅觚形器之研究　殷虛出土青銅爵形器之研究　大司空村諸器通訊一九五八・一〇　西郊出土諸器文參一九五八・一二　王乍□弄考古一九七六・四　殷虛婦好墓一九八〇・一二　殷器華夏一九九七・二

〔濬〕　伯甗通考　康侯𣪘〔一四〕傳一九三一年、與遙器同出約二十六器、別有二說、一以爲衛輝、一以爲輝縣、歷史研究一九五四・二　學報九　斷代一　濬縣諸器濬縣彝器　形態　濬縣辛村諸器濬縣辛村一九六四　大保戟中原一九九五・二

〔輝〕　楚王酓章戈二器〔二二七〕金匱　輝縣諸器文參一九五六・七　輝縣發掘報告　戰國　又傳、上海　戰國墓諸器文物一九六五・五　吳王夫差劍文物一九七六・一一

〔新鄉〕　小臣謎𣪘第一器〔六三〕民一九年出土、斷代

〔汲〕　小臣謎𣪘第二器〔六三〕傳一九三〇年出土、斷代

〔沁陽〕　伯戔盤・盦〔二二七〕考古圖　太行石室出土

〔鄭州〕　殷諸器楊莊・人民公園出土、建設　殷墓銅器八件　文物一九六五・一〇　殷代前期青銅器文物一九七三・七（唐蘭）　鄭州商代銅器窖藏一九九九・二　殷器文物二〇〇一・六　殷器文物二〇〇三・四

〔滎陽〕　鄭虢仲𣪘〔二〇〇〕周存

〔新鄭〕　新鄭諸器（父丁爵等）考古圖　新鄭出土諸器（王子嬰次鑪等）〔二〇六〕同出百餘件　新鄭出土古器物圖志初編　新鄭古器圖錄　新鄭彝器　戰國　新鄭窖藏戰國兵器考古一九七三・六

〔許昌〕　許子鐘等〔二一二〕潁川出土　考古圖　薛氏

〔禹〕　殷爵白沙水庫、建設

〔上蔡〕　田莊村諸器（亞字形標識等諸器）文參一九五七・一一

〔郟〕　兄癸卣考古圖

〔開封〕　𤞷子戈〔五九〕民廿八年出土、巖窟

〔商邱〕　宋諸器（宋公戌鐘〔二一〇〕宋公䜌鼎〔二一〇〕）博古

〔洛陽〕　臣辰諸器〔三〇〕貞松　聞一九二八年冬、與矢令等三十餘器同出、郭釋　令諸器六器〔二四〕〔二五〕貞松　傳一九二九年馬坡出土、斷代　征鼎〔一六〕善齋　作册䰧卣〔二六〕與令諸器同出、斷代　作册大方鼎三器〔四二〕與令諸器同出、貞松　作册魖卣〔五八〕斷代　也𣪘〔七八〕貞松　卿諸器〔二七〕〔二八〕貞松　保卣・保尊〔一六〕傳、斷代　𤞷𣪘・𤞷諸器七器〔五九〕白鶴　斷代　𩰫鼎〔三二〕一九二九年出土、貞松　效尊〔八一〕疑洛陽出土、斷代　競卣・競諸器七器〔八七〕出邙山之廟溝、斷代　守宮盤・守宮諸器〔一一九〕斷代　金村墓諸器（驫羌鐘〔二〇四〕嗣子壺〔二〇四〕趙孟介壺〔二〇四〕吉日劍〔二〇四〕）洛陽金村古墓攷　戰國　者沪鐘〔二三〇〕傳洛陽金村墓出土、陳釋　洛陽中州路諸器洛陽中州路　周鉛卣建設　西周晚期扁壺建設　城北區第三墓諸器通訊・一九五九・一　東郊西周墓諸器考古一九五九・四　馬坡村方彝文物一九六二・一　邑觶等四件　文物一九六四・九　大保戈文革・一　北瑤村諸器（浮雕兔文觶等）九件　考古一九七二・二　龐家溝西周墓諸器文物一九七二・一〇　中州路戰國車馬坑考古一九七四・三　𢍰諸器考古一九七二・二　哀成叔鼎文物一九八一・七　召伯虎盨考古一九九六・九　仲逾父匜・殷器文物一九九六・七　殷器文物一九九八・一〇　殷器文物二〇〇〇・

一〇　太子鼎文物二〇〇一・六

〔伊川〕　子字形父已鼎寺后村出土　文參一九五七・五

〔孟津〕　河淸諸器考古圖　莊村古器分域　尌仲𣪘攈古　齊侯鑑文物一九七七・三

〔陝〕　錯金銘子孔戈通訊一九五七・一一　上村嶺號墓諸器（虢季氏子佼鬲・虢大子元徒戈・蘇器）〔二〇〇〕通訊一九五八・一一　上村嶺虢國墓地　陝縣東周秦漢墓一九九四・八

〔魯山〕　雁公鼎〔四八〕分域　倉頭村諸器五件　文參一九五八・五

〔郟〕　父已鬲考古圖　太僕鄉諸器江器　建設

〔新野〕　曾子甗等八件　文物一九七三・五

〔桐柏〕　周墓盤・匜文物一九六五・七

〔信陽〕　信陽楚墓諸器（編鐘等）〔二二七〕文參一九五八・一　河南信陽楚墓出土文物圖錄　蔡侯編鐘文物一九七三・七　番伯鼎・匜文物一九八〇・一　樊氏諸器文物一九八一・一　殷周諸器考古一九八九・一

〔三門峽〕　虢仲簠等文物二〇〇〇・一二

〔平頂山〕　應國諸器文物一九八四・一二　考古二〇〇三・三　鄧公器考古一九八五・三　柞伯𣪘文物一九九八・八　應侯諸器文物一九九八・一〇　卽盉文物一九九八・四

〔淅川〕　王子午鼎文物一九八〇・一〇　楚叔鼎・江諸器・滕器考古一九八一・二

〔固始〕　宋公䜌簠・編鐘文物一九八一・一　編鐘江漢一九九五・一

〔羅山〕　殷諸器考古一九八一・二

〔臨汝〕　叔良父匜考古一九八四・二

〔光山〕　黃君諸器考古一九八四・四

〔襄〕　矢乍父辛諸器文物一九七七・八

〔林〕　毋戊觥考古一九七八・一

〔潢川〕　蔡公子簠文物一九八〇・一

〔確山〕　嚻伯匜考古一九九三・一

〔南陽〕　彭伯壺文物一九九七・一二

陝西省長安獲古編　陝西省博物館青銅器圖釋　新出土的幾件西周銅器、文物一九七二・七　陝西出土商周青銅器一・二・三・四

〔長安〕　虢叔旅鐘〔一五五〕愙齋賸稿　善鼎〔一三三〕周存　豆閉𣪘〔一〇九〕愙齋　三代表　效尊〔八一〕傳長安、斷代　效卣〔八一〕通論　斗門鎭普渡村第二號墓諸器八件〔一〇三〕文參一九五五・二　學報一九五四　普渡村第三號墓諸器（長由盉）〔一〇三〕等廿七件　通訊一九五五・三　學報一九五七・一　斷代　五省　張家坡諸器五三件　（孟𣪘）〔七九〕　師旋𣪘第一器〔一四〇〕　第二器〔一四一〕學報一九六二・一　澧西　斗門區東興堡鼎陝西　叔尃父諸器九件〔一七四〕張家坡　考古一九六五・九　斗門鎭彝分域　輔師嫠𣪘〔一五一〕兆元坡村出土　學報一九五八・二　新旺銅器二件・馬王銅器二五件、考古一九七四・一　衞𣪘諸器〔補六〕考古一九七四・一　𨘢盂〔補一三〕考古一九七七・一　杜虎符文物一九七九・九　井叔鐘考古一九八六・一　禽父辛鼎・伯姜鼎・歸娀父辛方鼎・唯叔𣪘文物一九八六・一　義盉蓋考古一九八六・一一　孟員鼎考古一九八八・六　伯唐父鼎考古一九八九・六　達盨・井叔彝文物一九九〇・七　殷器考古一九八四・九　大子小子𣪘・叔碩父鼎・師

湯父鼎考古與文物一九九一・五　吳虎鼎考古與文物一九九八・三

〔京兆〕　師餘象尊（師俞尊〔一二四〕）考古圖　虢叔𣪘〔二〇〇〕考古圖　塱盨〔一八四〕考古圖

〔西安〕　善鼎〔一三三〕獲古　蔡姫尊金匱　大師虘𣪘〔一二六〕斷代　上海　史叔鼎考古與文物一九九一・五　𣪘器文物二〇〇二・一二

〔咸陽〕　畢鮮𣪘蓋擦古　故城遺址銅器考古一九七四・一

〔耀〕　𣪘器考古與文物一九八六・四

〔興平〕　諫𣪘〔一二七〕陶齋　又、武功、大系新版　嵌金銅犀尊文物一九六四・七

〔鄠〕　宗婦諸器分域　豐姞𣪘積古　鄠縣諸器陝西

〔藍田〕　弭伯匜〔一一六〕考古圖　弭仲諸器集古錄　寺坡村諸器（弭叔𣪘〔一一六〕・詢𣪘〔一八二〕等）文物一九六〇・二、八－九　弭伯𣪘〔一六五〕文物一九六六・一　永盂考古一九七二・一　史𠈇𣪘文物一九七二・六　㝬叔鼎〔補七〕文物一九七六・一　應侯鐘〔補九〕文物一九七七・八

〔盩厔〕　㪤彝集古錄　鄧孟壺〔二〇八〕陝西金石志

〔輝〕　西門外丁家溝諸器陝西

〔大荔〕　芮公簠分域

〔韓城〕　晉姜鼎〔二〇一〕考古圖　又、彭城、薛氏　杜伯盨〔一九六〕分域　或云朝邑、韓華

〔華陰〕　禹鼎（穆公鼎）〔一六二〕考古圖

〔商〕　郘公諴簠（商雒鼎）〔二〇九〕集古錄　考古圖　秦公𣪘〔一九九〕廣川書跋　微䜌鼎〔一四七〕續考古圖

〔丹鳳〕　虎𣪘考古與文物一九九七・三

〔蒲城〕　商鞅量〔一九九〕重泉、即蒲城　大良造鞅戟〔一九九〕貞松

〔鳳翔〕　散氏盤〔一三九〕積古　散伯諸器〔一三九〕周存　矢王觶〔一三九〕周存　窖鼎窖齋　虢仲殘𣪘〔一四四〕〔二〇〇〕窖齋尺牘　分域　城虢仲𣪘〔二〇〇〕擦古　虢季氏子組諸器〔二〇〇〕周存　吳王孫鼎文物一九八一・一

〔雍〕　秦公鐘・𣪘〔一九九〕貞松　又、秦州　塱方鼎〔一〇〕銘僞　傳一九二四年靈山出土　麻朔　斷代（分域云寶雞）

〔岐山〕　伯克壺〔一七〇〕考古圖　克鐘〔一七一〕三代表（又、扶風）　毛公鼎〔一八一〕擦古　大豐𣪘〔一〕擦古　窖齋　函皇父諸器〔一五八〕原一百餘件　任家村出土、擦古　三次出土、文物一九五一・一〇　陝西　禮村諸器（父乙鼎・父辛爵・父癸觶等）陝西　王家嘴諸器陝西　禹鼎〔一六二〕任家村出土、同出百餘件、學報一九五一・七　陝西　梁其諸器約十件〔一五七〕任家村出土、陝西　圖象銘諸器青家鎭出土、建設　善夫吉父盂〔一九二〕青家鎭出土、考古一九五九・一一　伯鮮諸器分域　外叔鼎文物一九五九・一〇　岐山諸器考古一九五九・一一　康季𪔅鼎考古一九六四・九　賀家村諸器一七件（史𠈇𣪘〔五〇〕）考古一九七二・五　文物一九七二・六　文革一　永盂〔補三〕文革一　𣪘諸器考古一九七六・一　裘衛・公臣・此・𦪋器〔補一一〕文物一九七六・五　伯寬父盨文物一九七九・一一

〔扶風〕　𢦏𣪘〔一一〇〕考古圖　牧𣪘〔一〇四〕考古圖　鄦𣪘〔一八五〕集古錄　考古圖　伯庶父鼎集古錄　克氏諸器九器（克盨〔一六六〕大克鼎〔一六七〕小克鼎〔一六八〕）法門寺任村、陶齋　窖齋　貞松　克鎛文物一九七

二・六　車父鼎等十九件　同上　梁其諸器〔一五七〕傳法門寺任村、上海　仲義父諸器〔一九八〕法門寺出土、貞松　上海　齊家村諸器三九件（柞鐘〔一九八〕幾父壺〔一九七〕仲義鐘〔一九八〕等）文物一九六一・七　考古一九六二・二　齊家村諸器扶風齊家村青銅器群　康家村諸器（圅皇父諸器〔一五八〕）陝西　善夫山鼎〔一五四〕扶風北岐山出土、琱生壺等同出七件、文物一九六五・七　扶風莊白大隊諸器（丕休方鼎・𢦏諸器・安鐘）文物一九七二・七　散伯諸器〔補四〕文物一九七二・六　師𩛥鼎・師臾・即・恒文物一九七五・八　伯㦰諸器〔補一二〕文物一九七六・六　史牆・商・陵・折・豐・牆・瘐・伯先父諸器〔補一五〕文物一九七八・三　伯公父勺〔補一七〕文物一九七八・一一　伯公父簠文物一九八二・六　㝬毁文物一九七九・四　史喪等諸器文物一九八〇・四　師同鼎文物一九八二・一二　生史毁文物一九八六・八　宰獸毁文物一九九八・八

〔寶雞〕　虢季子白盤〔一九二〕虢川司地出土、攈古　城虢仲毁〔二〇〇〕寶雞東鄉、三代表　鬭雞臺柉禁第一群陶齋　鬭雞臺柉禁第二群柉禁　戴家溝周器二百餘件、齊家村序　厲侯玉戈〔七一〕分域　斷代　虢鎮諸器陝西　南宮柳鼎〔一六三〕虢鎮出土、陝西　老虎溝諸器陝西　青姜河諸器五件　文物一九五九・一一　琱氏毁等文物一九六三・一〇　陽平鎮秦墓諸器文物一九六五・七　㺇尊〔補一〕文物一九六六・一　秦公鐘・鎛〔補一六〕文物一九七八・一一　周生豆文物一九八〇・九　殷周器文物一九八一・一二　一九八三・二　夨王毁等文物一九八二・二　一九八四・六　復伯諸器文物一九八八・三

〔郿〕　大盂鼎〔六一〕・小盂鼎〔六二〕攈古　盂鼎克鼎　盠諸器（盠方彝〔一〇一〕盠駒尊〔一〇二〕）車站鄉東李家村出土、陝西　學報一九五七・二　郿縣大鼎（旟鼎〔補五〕）文物一九七二・七　逨鼎等十二件　中國歷史文物二〇〇三・三　考古與文物二〇〇三・三　文物二〇〇三・六

〔武功〕　鄧伯氏鼎陶齋　師𩞁毁二器〔一二〇〕文物一九六四・七　𩣱父盨蓋〔補八〕文物一九七六・五　楚毁・內叔毁・𩛥叔毁考古一九八一・二

〔永壽〕　散季毁考古圖　仲枏父諸器〔一〇八〕文物一九六四・七　文物一九六五・一一　考古一九七九・二　逨鐘銘文選二七四

〔乾〕　丁侯鼎（勅𩁹鼎〔二九〕）分域

〔綏德〕　田莊出土諸器二〇件　文物一九七二・三

〔涇陽〕　高家堡周初象文等諸器文物一九七二・七

〔保安〕　獻毁〔四九〕夢郼

〔關中〕　㫚鼎〔一三五〕積古　蘇公毁〔二〇〇〕金索　芮伯壺陶齋

〔澄城〕　王臣毁文物一九八〇・五

〔丹鳳〕　虎毁蓋考古與文物一九九七・三

〔安康〕　史密毁文物一九八九・七　故宮二〇〇一・三

甘肅省

〔天水〕　秦公毁〔一九九〕秦州出土、貞松

〔靈臺〕　白草坡殷周期諸器考古一九七二・一　文物一九七二・一二　㣈叔鼎考古一九七六・一

〔禮〕　秦公鼎文物二〇〇〇・五

內蒙古

內蒙古出土文物選集

〔夏家店〕 無季姜方座・圖象器學報二〇〇〇・四

山西省

〔太原〕 吳王光劍〔二二九〕・東周諸器原平出土 文物一九七二・四 保德殷諸器三〇件 文物一九七二・四

〔汾陽〕 鳥書戈鳥書考

〔長治〕 長治分水嶺戰國墓諸器文物一九五五・一〇 學報一九五七・一 五省 又、文物一九七二・四

〔楡社〕 吳王劍文物一九九〇・二

〔長子〕 伯陵鼎、又頌齋 四旺村殷址諸器文物一九五九・二 長子簠文物一九六四・七 蕫鼎文物一九七九・九

〔平定〕 壽陽紫金山諸器（人形卣・己舉爵）考古圖

〔盂〕 父丁匜續考古 獸面文瓿同上

〔壽陽〕 宀爵考古圖

〔渾源〕 渾源諸器（李峪村出土）一九二三年出土、分域 渾源彝器 戰國 上海（七器）

〔代〕 吳王夫差鑑〔二二九〕山右金石志 周存

〔曲沃〕 晉邦盦（晉公盦〔二〇二〕）攈古 晉侯墓晉侯諸器・殷器文物一九九五・七 考古二〇〇〇・九 文物二〇〇一・八 文物二〇〇二・五

〔翼城〕 殷周器八件 文物一九六三・四 考古一九六三・四

〔吉州〕 叔碩父甗〔一五四〕 叔姞毀山右 仲邑父鼎分域

〔榮河〕 郘鐘〔二〇三〕窓齋 上海 𬩽鎛〔二一六〕傳后土祠旁出土 攈古 上海

〔芮城〕 諆田鼎（令鼎〔七三〕）居易錄 分域

〔聞喜〕 南王村諸器山右 分域

〔洪趙〕 坊堆村南宮諸器文參一九五五・四 永凝東堡諸器（圖象諸器三件）建設 文參一九五七・八

〔呂梁〕 石樓諸器文物一九五九・二 一九六〇・七

〔石樓〕 二郎坡諸器一五件 文參一九五八・一 賀家坪諸器文物一九五九・三 殷諸器考古一九七二・四 殷兵器文物一九七四・二

〔萬榮〕 錯金鳥書戈〔二二九〕文物一九六二・四，五

〔侯馬〕 上馬村東周墓諸器（郘王之子鼎等）一五件 考古一九六三・五 朱書玉片文物一九六六・二

〔靈石〕 殷器文物一九八六・一一

〔洪洞〕 周初器文物一九八七・二

〔永和〕 殷器考古一九七七・五

河北省河北省出土文物選集一九八〇・五

〔北京〕 吳王御士尹氏叔孫簠〔二二九〕西淸著錄、海淀區東北旺村再出土 文參一九五八・五，一二 西周甗西郊 太平道 建設 復鼎・攸毀・殷器・匽侯盾考古一九七四・五 斐方鼎七座十九件 考古一九七五・五 堇鼎古 青銅器選 䍙鼎・殷器文物一九八三・一一 員鼎・匽侯戈考古一九八四・五 大保諸器考古一九九〇・一

〔天津〕 羖毀文物一九七九・二

〔保定〕　殷三勾兵夢郼　梳伯彝夢郼

〔易〕　匽侯旨鼎・匽侯諸器〔三八〕京師城外、攀古　郾侯郾王諸器〔二〇五〕貞松　父乙觚鬱華閣　員父尊〔二一〕傳、分域　伯魚鼎分域　齊侯盤等四器〔二一三〕山東文物　郾王戈文物一九八二・八

〔淶水〕　張家窪北伯諸器十餘器〔三六〕貞松　王跋

〔懷來〕　燕國銅器六件　文物一九六四・七

〔邢臺〕　邢臺出土鼎・壺文物一九五九・九

〔石家莊〕　藁城殷墓銅器五件　考古一九七三・一，五　文物一九七四・八　鐵刃銅鉞考古一九七三・五

〔平山〕　中山王諸器文物一九七九・一

〔唐〕　魯器文物一九八五・六

〔元氏〕　攸卣・臣諫段・殷器〔補一八〕考古一九七九・一

〔正定〕　殷器文物一九八二・二　文物一九八四・一二

〔青龍〕　オルドス式銅器考古一九六二・一二

遼寧省

〔凌源〕　海島營子村諸器（匽侯盂・史戎卣等〔三八〕十六件）文參一九五五・八　斷代　五省

〔北票〕　燕王戠戈考古一九七三・四

〔喀左〕　北洞村殷銅器六件　考古一九七三・四　㠱侯方鼎・殷諸器考古一九七四・六　伽段・殷諸器文物一九七七・一二

〔寧城〕　南山根石椁墓銅器學報一九七三・二

〔莊河〕　趙劍考古一九七三・六

山東省山左金石志　山東金文集存　山東文物選集　文物一九七二・五

〔濟南〕　大辛莊殷諸器文物一九七二・五

〔章丘〕　劉鼎・殷器文物一九八九・六

〔濟陽〕　斿鼎・夆段文物一九八一・九　文物一九九六・一二　夆盉文物一九九〇・五

〔長山〕　父辛卣・爵〔三八〕金索　父戊爵金索

〔桓臺〕　鑄子簠〔二一三〕三代表

〔長清〕　田父甲諸器貞松　興復河[illegible]卣・段等諸器山東文物　方鼎等十六件　文物一九六四・四　邿中簠文物二〇〇三・四

〔泰安〕　□父丁杉盨山東文物　東更道戰國諸器同上　徂徠戰國諸器同上　魯侯鼎文物一九八六・四　邿簠・殷器考古一九九八・九

〔新泰〕　杞伯每亡諸器〔二一二〕分域

〔肥城〕　鑄公簠〔二一三〕周存　陳侯壺等十三件　小王莊出土　文物一九七二・五

〔曲阜〕　宋戴公戈山左　魯伯愈父諸器〔二一九〕分域　魯大司徒豆・匜〔二一九〕分域　殷諸器文物一九七二・五　北關諸器文物一九七二・五　曲阜魯故城一九八二

〔鄒〕　益公鐘分域　七家峪村西周墓諸器八件　考古一九六五・一一　弗敏父鼎・殷諸器文物一九七四・一

〔滕〕　夆叔匜・盤貞松　郳義伯鼎・郙伯鼎等十二件〔二二五〕山東文物　井亭殷諸器三十餘件、同上　殷諸器文物一九五九・一二　魯伯愈父鬲〔二一九〕鳳凰嶺出土十二件、上海　子諸器文物一九七二・五　杞伯鼎文物一九七八・四　不嬰段〔一九三〕文物一九八一・九　滕諸器・𨛭諸器考古一九八四・四

〔費〕　[illegible]・𧇡諸器文物一九八二・九

〔臨沂〕　土城村戰國銅鼎山東文物　俄莊出土諸器鐘鼎等十六件　文物一九七二・五

〔莒〕　司馬南叔匜山東文物　天井汪莒器廿一件　文物一九七二・五

〔沂水〕　李家莊諸器山東文物　工𠪚王劍文物一九八三・一二　黃大子盆文物一九八四・九　陳鐘文物一九八四・九

〔東平〕　郙造遣鼎〔二二五〕山東

〔壽張〕　亞爵山左　梁山七器（大保諸器〔二・三〕・小臣艅尊〔三七〕・伯害盉・害鼎・大史友甗〔三九～四一〕）分域

〔惠民〕　殷代銅器考古一九七四・三

〔黃〕　旅鼎〔五〕山東　朿觶同出十件〔四〕　遇甗〔八九〕　𡨦鼎〔八九〕出萊陰　分域　通考　黃縣㠱諸器八件〔三八〕〔二二〇〕黃縣㠱器　歸城小劉莊諸器（啓卣・啓尊〔補二〕）文物一九七二・五　歸城姜家諸器同上　內公器文物一九八六・八

〔龍口〕　㝛監鼎文物一九九一・五

〔膠〕　靈山衞古城齊量三器（子季子釜・陳純釜・左關鋘〔二一八〕）窓齋　齊量　上海

〔益都〕　癸姜段攈古　傳尊三代表　蘇埠屯一・二群學報二　又考古一九七二・一　蘇埠屯殷墓兩鉞文物一九七二・五

〔臨淄〕　齊侯鐘（叔夷鎛）〔二一五〕金石錄　宋穆公孫盤同上　殳史丙爵窓齋　姚王村豆・鼎器群山東文物　河崖頭諸器文物一九七二・五　商王莊銅鏡同上　郾王職戈考古一九九八・六　戰國墓考古二〇〇〇・一〇

〔淄川〕　慶叔匜〔二二〇〕薛氏

〔青州〕　齊𡍮姜段〔二一三〕山東　鑄子鼎・簠〔二二三〕貞松

〔壽光〕　己侯鐘〔二二〇〕積古　殷器文物一九八五・三

〔諸城〕　父癸尊・鼎分域　郘王之子利戈分域　臧家莊戰國墓諸器卌八件　文物一九七二・五　公孫編鎛文物一九八九・一二

〔蓬萊〕　蔡姞段分域

〔萊陽〕　己侯壺文物一九八三・一二

〔蒼山〕　圖象款識諸器等十一件　文物一九六五・七

〔臨朐〕　公孫竈壺等廿件　文物一九七二・五　齊侯匜等文物一九八三・一二

〔長島〕　大竹島戰國諸墓文物一九七二・五

〔歷城〕　魯伯大父段文物一九七三・一

〔臨沭〕　黃莊春秋墓諸器建設　戰國器考古一九八四・四

〔安丘〕　李家戰國卣・鼎山東文物

〔烟臺〕　春秋甗山東文物　曩侯鼎等〔二二〇〕六件　文物一九七二・五　曩侯弟鼎考古一九八三・四
〔濱〕　蘭家村殷器三件　山東文物
〔海陽〕　尚都村殷器二件　山東文物　觀陽古城編鐘同上
〔濰坊〕　波狀文款足鼎山東文物

安徽省

〔鳳陽〕　蚌埠諸器文參一九五七・七
〔壽縣〕　蔡大師鼎〔二一二〕貞松　滕侯耆戈〔二二四〕巖窟　第一次出土諸器（曾姬無卹壺〔二二七〕楚王盦肯・盦忎鼎等〔二二七〕越王劍・矛〔二三〇〕等）善齋　頌齋　楚器圖釋　戰國　宋公䜌戈雙劍誃　宋公得戈鳥書考　第二次蔡侯墓諸器〔二一二〕（蔡侯𪒠諸器〔二一二〕吳王光鑑〔二二九〕等）文參一九五五・八　學報一九五六・一、二　壽縣蔡侯墓出土遺物　鄂君啓節文參一九五八・四　銅牛文物一九五九・四
〔潁上〕　殷器考古一九八四・一二　王崗殷器文物一九八五・一〇　趙集殷器文物一九八五・一〇
〔六安〕　蔡侯戈文物研究所一一
〔阜南〕　朱砦常廟鄉諸器（龍虎尊等）文物一九五九・一、二　收穫　文物一九七二・一一
〔屯溪〕　西郊第一號墓諸器　又、第二號墓諸器學報一九五九・四　收穫　文物一九六五・六
〔安慶〕　越王劍文物二〇〇〇・八
〔南陵〕　吳王光劍文物一九八二・五
〔嘉山〕　殷代諸器四件　文物一九六五・七

〔淮南〕　工虞大子劍等考古一九六三・四
〔廬陵〕　吳王光劍文物一九八六・二

江蘇省　江蘇省出土文物選集

〔南京〕　兮仲鐘鐵橋漫稿　江寧陶吳諸器考古一九六〇・六
〔丹徒〕　烟墩山大坑諸器（宜侯夨𣪘等）十二件〔五二〕　文參一九五五・五　一九五六・一　斷代一，四　五省
江蘇　徐王孫編鐘・中鼎文物一九八九・四　徐孫缶文物一九八九・一二
〔常熟〕　姑馮句鑃〔二三〇〕攈古　新海蓮市大村諸器考古一九六一・六
〔吳〕　楚叔盉文物一九八四・五
〔無錫〕　郲陵君鑑・豆文物一九八〇・八
〔儀徵〕　破山口諸器四十餘件、今存十二件　文參一九五六・一二
〔武進〕　淹城諸器十件　文物一九五九・四
〔六合〕　程橋東周墓編鐘（攻敔銘）九件　考古一九六五・三　又　文物一九七二・三　又考古一九七四・二
〔淮陰〕　陳旻器考古一九八八・三
〔邳州〕　䜴編鎛考古一九九九・一一　二〇〇〇・六

浙江省

〔武康〕　其次句鑃〔二三〇〕周存
〔紹興〕　越王銅罍分域　郤器文物一九八四・一　配兒鉤鑃考古一九八三・四

〔長興〕　上草樓村諸器（鐘・𣪘）文物一九六〇・七　又（鐃）文物一九七二・三　一九七三・一
〔錢塘〕　楚王鐘〔二二七〕考古圖

江西省

〔臨江〕　者減鐘十一器〔二二九〕通藝錄　續鑑甲編　上海
〔高安〕　徐王義楚耑五件〔二二八〕周存　通考
〔靖安〕　楚王義楚盤・徐令爐盤文物一九八〇・八
〔東鄉〕　東鄉出土諸器（鼎・鐘）文物一九六三・八
〔新餘〕　𣪘器文物二〇〇二・一二

湖北省

〔嘉魚〕　楚公逆鐘〔二二七〕金石錄
〔安陸〕　楚王酓章鐘二器〔二二七〕薛氏　楚王酓章鐘〔二二七〕薛氏　孝感中氏安州六器〔七一〕博古
〔漢川〕　春秋期諸器文物一九七四・六
〔蘄春〕　𣪘器文物一九九七・一二
〔黃陂〕　揚家灣諸器通訊一九五八・一
〔鐘祥〕　花山編鐘五枚　文參一九五八・六
〔圻春〕　毛家嘴爵考古一九六二・一
〔江陵〕　江陵諸器・小臣卣他十七件　文物一九六三・二　考古一九六三・四　江陵諸器考古一九六三・四（郭跋）

拍馬山楚墓諸器（鄀君戈等）考古一九七三・三　望山一號楚墓（越王句踐劍）文物一九七三・六　藤店一號墓諸器（越王州句劍）文物一九七三・九　鄴伯受簠・𣪘器文物一九八二・一〇
〔荊州〕　沇兒鐘〔二二八〕綴遺
〔武漢〕　曾伯鼎文物一九六五・七
〔京山〕　曾仲斿父諸器・鼄乎𣪘・黃器九七件〔二二七〕考古一九七二・一　文物一九七二・一，二
〔隨〕　曾國諸器（曾仲大父友𣪘・黃季鼎）第一次六件、第二次九件　文物一九七三・五　曾侯乙編鐘・楚王酓章鎛文物一九七九・七　陳公子仲慶簠・穆王之子戈文物一九八〇・一　戈辛父爵文物一九八二・一二　鄖公湯鼎考古一九八二・二　曾大保𣪘考古一九八四・六　𣪘器・䣄侯尊考古一九八四・六
〔枝江〕　百里洲𤔲父諸器八件〔二二七〕文物一九七二・三　十二字銘編鐘同一九七四・六
〔襄陽〕　攻盧王劍文物一九九八・六
（湖北）　王孫遺者鐘〔二二八〕周存

湖南省

〔岳陽〕　𥂴叔匜金石補正
〔常德〕　距末文物二〇〇二・一〇
〔慈利〕　虎錞容齋隨筆
〔益陽〕　𣪘鏡文物二〇〇一・八
〔衡陽〕　蔣家山東漢墓出土西周諸器文參一九五四・六　𣪘器文物二〇〇〇・一〇

〔湘西〕 羊首百乳雷文罍傳、上海
〔平江〕 戰國期諸器文參一九五八・一
〔寧鄉〕 人面紋銅方鼎文物一九七三・七
〔常寧〕 方尊文物一九七三・七
〔長沙〕 戰國鼎建設　陶製用器學報一九七二・一　龍節文物一九六〇・八－九

四川省

〔彭〕 竹瓦街諸器（象文罍等）文物一九六一・一一
〔巴縣〕 戰國銅兵器建設
〔涪陵〕 小田溪戰國土坑墓（編鐘・錯銀銅壺等）文物一九七三・一　一九七四・五　錯金編鐘文物一九七四・一二
〔銅梁〕 殷器文物一九八九・七

廣東省

〔惠陽〕 柯木山尾出土鼎考古一九六一・一一
〔清遠〕 周代銅器考古一九六三・二
〔廣寧〕 古矛考古一九九八・七
〔德慶〕 戰國墓諸器文物一九七三・九

廣西省

〔赤城〕 春秋戰國期銅器十件　考古一九七三・一
〔武鳴〕 天卣文物一九七八・一〇

雲南省

〔晉寧〕 石寨山遺址銅器考古一九六二・六　雲南晉寧石寨山古墓群發掘報告

右の分域表によつて概觀しうるように、戰後の建設工作の過程において、夥しい遺址の發見と出土器とをみるに至つた。それらは概ね研究者による調査發掘であり、遺址の全容が明らかにされており、資料的價値は極めて高いものといえよう。彝器の考古學的研究は、これによつて時期的・場所的な關係をも確かめうるものとなり、彝器文化の展開を體系的に把握する方法がえられる。ただ金文學の方面からいえば、注目すべき銘文資料は必らずしも豐富でなく、陝西諸遺址の新出器のほかには、丹徒・壽縣・上村嶺の諸器をあげうるにすぎない。尤も彝器の形態學的研究、その樣式の地方的な分化の樣相が明らかとなるにつれて、金文學の方法にもその成果を吸收すべきことはいうまでもない。彝器の樣式とその展開・分域の問題は、金文學の基礎的作業の一部をなすものとして重要である。

三、器制と文樣

彝器の器種とその器制・文樣については、宋刻の著錄にすでにその記述がみられるが、これを考古學的に整理し、その展開を通じて彝器の時代觀を組織する方法は、この四十年來の研究において進め

られたものである。器種の類別や器名は、宋刻の諸書に用いられたものがそのまま久しく襲用されていたが、これに文獻資料、あるいは遺器・銘文によつて批判を加えたのは、王國維の諸論文である。王國維の說斝・說觥・說盉・說彝・說俎 集林卷三 ・釋觶巵等卷六は、宋以來の彝器名に檢討を加え、それぞれの器に様式的な規定を加えようとしたものであつた。いま說觥の文を錄する。

凡傳世古禮器之名、皆宋人所定也、曰鐘、曰鼎、曰鬲、曰甗、曰敦、曰簠、曰簋、曰尊、曰壺、曰盉、曰盤、曰匜、曰盦、皆古器自載其名、而宋人因以名之者也、曰爵、曰觚、曰觶、曰角、曰斝、古器銘辭中、均無明文、宋人但以大小之差定之、然至今日、仍無以易其說、知宋代古器之學、其說雖疏、其識則不可及也

若國朝人所命名、則頗有可議者、如阮文達元所藏器、有子燮兕觥、其器今在吳縣潘氏、不可得見、據文達所記、則云、器制似爵而高大、蓋作犧首形、有兩角、文達名之曰兕觥、又爲之說曰、毛詩卷耳、我姑酌彼兕觥、傳云、角爵也、毛說蓋以兕觥爲似角之爵、其制無雙柱、無流、同於角、有三足、同於爵、詁訓甚明、非謂以兕角爲之也、云云、按阮釋毛傳非是、然由其所說、足知此器無雙柱、而有三足、又比爵爲高大、與宋以來所名爲角者、無一不合、惟蓋作牛首形、與他角蓋異、余謂此亦角也、其蓋作牛首者、亦由溲陽端氏所藏飛燕角、其蓋作燕張兩翅形、皆古人隨意象物、未足爲兕觥之明證也

然則傳世古器中、無兕觥乎、曰有、兕觥之爲物、自宋以來、冒他器之名、而國朝以後、又以他器冒兕觥之名、故知眞兕觥者寡矣、案自宋以來、所謂匜者有二種、其一、器淺而鉅、有足而無蓋、其流狹而長、其一、器稍小而深、或有足、或無足、而皆有蓋、其流侈而短、蓋皆作牛首形、博古圖十四匜中之啓匜・鳳匜・三夔匜・父癸匜・文姬匜・徧地雷紋匜・鳳夔匜七器、西淸古鑑三十匜中之司寇匜・祖匜・伯和匜・女匜・山匜・般匜・利匜・擧匜・二犧匜・饕餮匜十一器、及端氏所藏諸女匜・□弘匜・甫人匜三器、皆屬此種、余以爲、此非匜也、何以明之、甲類之匜、其銘皆云某作寶匜、或云作旅匜、或云作媵匜、皆有匜字、而乙類三十餘器中、絕無匜字、此一證也、匜乃燕器、非以施之鬼神、而乙類之器、其銘多云、作父某寶尊彝、其爲孝享之器、而非沃盥之器可知、此二證也、古者盥水盛於盤洗、匜惟於沃盥時、一用之、無須有蓋、而乙類皆有之、此三證也

然則既非匜矣、果何物乎、曰、所謂兕觥者、是已、何以明之、曰、此乙類二十餘器中、其有蓋者、居五分之四、其蓋端皆作牛首、絕無他形、非如阮氏兕觥、僅有一器也、其證一、詩小雅周頌皆云、兕觥其觩、毛於觩字無訓、鄭惟云、觩然陳設而已、案觩說文作斛、斛者曲也、今詩作觩、又假借作捄、以詩證之、則大東云、有捄棘匕、又云、有捄天畢、則兕觥形制、亦可知矣、今乙類匜、器蓋皆前昂後低、當流處、必高於當柄處若干、此由使飮酒時、酒不外溢而設、故器蓋二者均觩然、有曲意、與小雅周頌合、其證二、詩疏引五經異義述毛說、幷禮圖皆云、觥大七升、是於飮器中爲最大、今乙類匜、比受五升若六升之斝、尤大、其爲觥無疑、斝者假也、觥者光也、充也、廓也、皆大之意、其證三、立此六證、乙類匜之爲兕觥、甚明

然此說雖定於余、亦自宋人發之、宋無名氏續考古圖、有兕觥二、其器皆屬匜之乙類、此書僞器錯出、定名亦多誤、獨名乙類匜爲兕觥、乃至當不可易、今特爲疏通證明之、然則古禮器之名、雖謂

之全定自宋人、無不可也

阮氏の藏器は爵にして蓋のあるもので、通考に五器四三〇圖以下を錄しており、爵にも犧首蓋を附するものがあるが、匜・觥との別は三足の有無によつて分ちうる。しかし匜と兕觥との區別は、王說によるもなお明確でないところがあり、容庚氏も王說に疑問を存していう。

近人多沿其說、然余尙有疑問者、則守宮作父辛觥圖六八五中藏一勺、則此類器、乃盛酒之器、而非飮酒之器、與稱彼兕觥、及罰爵之義不合也、宋人稱此爲匜、王先生以爲匜皆無蓋、而不知鳧叔匜圖八六五・鳳蓋匜圖八六八之亦有蓋、甲乙兩類之匜、實有其相同之點、其分別、則乙類屬早期、甲類屬晚期、乙類盛酒、甲類瀉水、觶觚爵角斝之形制、皆與三禮圖不合、惟續鑑之兕觥、獨與禮圖合、中央硏究院發掘安陽、得一器與續鑑之兕觥同、而有蓋、則王先生所定觥之名、或須更定、余以未得更善之名之故、姑仍觥稱、非謂觥之名至當不易也通考、上・四二六頁

すなわち兕觥と匜とはその器用同じからず、またその行なわれた時期も異なるとする。匜は盤と同出の例が多く、また勺を伴なうものは尊・卣などの酒器に稀にその例がある。兕觥と匜との時期が異なることは、その同出器、また文様の新古によつて確かめうる。彝器の時期觀は、その器制・文様と銘文の文字・文章とを合せて、綜合的に考える必要のあることは、以上の例によつても知りうることである。

中國の考古學は、李濟氏の指導のもとに安陽遺址の調査發掘が行なわれてその田野工作の經驗を深めていつたが、彝器の研究は、容庚氏等の傳世既出の諸器の調査によつて進められた。容庚氏は淸の内府諸器の調査に從い、また多くの彝器を實測記錄し、その豐かな知見に基づいて彝器學の體系を組織するに努めた。彝器の器制を統論する殷周禮樂器考略燕京學報第一期、一九二七年は、王國維の研究を豐富な資料に基づいて體系化した最初の論文で、容庚氏の多くの圖錄編纂はその體例によつてなされている。寶蘊樓彝器圖錄二册一九二九年、九二器は、奉天・熱河兩行宮の古器を北京古物陳列所に移し、鑑定整理を加えたもので、續鑑乙編所收の器を錄する。また武英殿彝器圖錄二册一九三四年、一〇〇器は熱河收藏の器を錄するが、その書にはすべて文様が展開圖として撫拓して加えられており、容庚氏も武英殿自序に「摹拓款識、並及花紋、花紋精美、非他書所及、言圖飾者、當必有取于是也」と自負の意を示している。その方法は、前年附印された容氏收藏器の圖錄である頌齋吉金圖錄一册一九三三年、三九器、またその續錄二册一九三八年、一三四器にも試みられており、それより文様も彝器研究の重要な一領域となつた。しかし當時は、花文は單なる裝飾と考えられ、器の附屬的な部分とされ、頌齋に長文の序を寄せた唐蘭も、當時の彝器學の領域について、「晚近以來、漸爲耑門之學、語其流別、凡有三科、硏究銅器之形製、定其名稱、考其時代、驗其眞僞、此古器物學也、硏究其所用之文字、此古文字學也、硏究其銘辭之有關于古史或古代文化者、此古器物銘學也、而爲此三學者、要必有資材料、故材料之捜集、尤爲當務之急」と三科をあげ、この書の特色とする文様のことに及んでいない。文様の重要性を指摘することは容氏の書にはじまり、武英殿彝器圖錄に寄せた劉節の序に至つて、はじめてそのことを特筆している。劉序は宋刻以來の圖釋の書を論じたのち、この書の特質に及んでいう。

傳世彝器、種類實繁、且一類之中、形制殊特者、尤難紀數、若究其款識、繪其紋鏤、較其度量、

亦可自成一科、則古器物學也、而圖錄之書、尚矣、彝器之有圖錄、仿自宋世宣和博古圖以還、迄於清高宗敕撰西淸古鑑、下逮端午橋陶齋吉金錄、其間作者無慮數十家、大抵皆摹繪版刻、逾失本眞、迨乎近年、寫眞術傳入吾國、圖錄之書、不復乞靈筆匠、而精審遠邁前代、豈非治古器物學者之大幸耶、圖錄之爲用、不僅在攷究古器之形制、尤以比類而求其紋鏤演化之跡、爲治斯學者、一新途徑、彝器之紋鏤、若山若雲若雷若鱗若蟬若夔若虺若饕餮、其名大都宋人所定、皆圖案畫也、圖案之淵源甚古、禽獸之羽毛、蟲魚之鱗甲、無非天然圖案、厥初生民、觀象製器、故所作圖案、即模擬其意、而窮極變化之巧、以表現其時代精神、與夫方域殊特之氣質、於此而求古昔之藝術作風、及民俗習尚、其親切尤在文字之上也

次に文様研究上の問題として、梅原教授が提唱し、泰西諸學者が附和追隨してやまない秦式圖文とスキタイ文化との關係にふれ、それはなお實證を要する問題であることに注意していう。

若以彝器紋鏤、爲比較之樞紐、則必先從事於畫分彝器之地域與年代、且標擧紋鏤之式、分別部居、綜貫群類、然後可以詮釋疑難、而明其流變之所自、惜夫今之學者、擧未暇及此也

そしてこの書において、そのような文様研究の領域開拓がなされていることを述べ、「每器皆特標紋鏤拓墨之影、以爲式、用意與鄙說不謀而合、葢是書之成、又爲治彝器學者、闢一新途徑焉」とその方法を賞讃している。容氏の自序にも、栘林・夢坡室・澂秋等の全形拓は、藝術の一端であるとしても學術的にはなお不十分なものであるとし、頌壺等數器の著大なものを除いて、他はすべて原寸を以てその展開圖を撫拓を以て錄し、花文の學をひらく意を述べている。

尤も中國の古銅器を、その器制・文様の上から考察して分期を求めるという研究法は、容氏より以前に、すでに外國の學者によつて試みられつつあつた。たとえば當時內外の諸學者の異常な關心をよんだ彩色土器の編年的研究の影響なども、考慮に加えるべきであろう。彩色土器は早くわが國の鳥居龍藏・八木奘三郎氏らによつて南滿大連濱町の貝塚や貔子窩の貝塚から發見されており、のちアンダーソンが奉天の沙鍋屯、ついで河南仰韶から遺物を發見し、その遺址が遠く甘肅に連なるものであることが知られ、その様式的編年が試みられている。また土器文化・先行文化と彝器との關係についても、濱田博士が北支一帶にわたる鬲形土器と古銅器鬲系諸器の形態の展開を論じ、あるいは角器より して爵系諸器の起原を論ずるなどの諸論文を發表し、それらは東亞考古學研究昭和五年、一九三〇・考古學研究の昭和十四年兩書に收める。その初期の論文である「支那の古銅器に就いて」は、明治三十六年一九〇三年國華に發表されたもので、すでに銅器の分類・紋様款識・時代と色澤等の諸項目にわたつて概說している。その分類は最も時期の早いものと思われるので、器目のみを表示する。

甲、飲食器　一、飲器（盛酒器之屬）尊・彝・舟・罍・卣・壺・瓶（飲酒器之屬）爵・觚・觶・角・斝・巵・杯（水器）洗・盤・匜・盆・銷・冰盤　二、食器　鼎・敦・盉・鬲・奩・甑・豆・簠・簋・錠・甗・鍑・罍（罌か）・盞

乙、樂器　鐘・鐸・鈴・鉦・鐃・磬・錞・鼓

丙、武器　刀・劍・戈・矛・匕首・節・鉞戚・弩機

丁、雜器　鏡・奩・鳩車・硯滴・書鎭・糊斗・杖頭・杖頭・鐓・鑪・量・符・區・錢

分類上なお問題があるとしても、容庚氏の通考に先立つこと三十八年前のものである。また昭和三年一九二八年に行なわれた京都大學における特別講演はのち「東亞文明の黎明」として刊行されたが、金石併用期より青銅器時代に及ぶ考古學的概觀が試みられている。濱田博士の研究はのち梅原博士によつて繼承發展され、その歐米蒐儲支那古銅菁華一九三三年は器制・文様のほか器の斷面圖をもしるし、從來の古器物學的な研究を超えて、考古學的な方法が進められている。容氏の武英殿の上梓される前年の刊行である。

容庚氏の頌齋・武英殿編修ののち、その方法による圖錄類が續出した。商承祚の十二家吉金圖錄一九三五年、一六九器・于省吾の雙劍誃古器物圖錄二卷一九四〇年、四〇器・李泰棻の癡盦藏金・續集各一册一九四〇年、五九器など、みな文様の撫拓を付しており、文様の資料も豐富を加えた。そのころ、寫眞版による著錄の器數は、殆んど二千器にも達していよう。彝銘の考釋については、郭氏の諸書もみな刊行され、諸家の圖釋類もすでに多い。青銅器の研究は、ここに一應の結集をなすべき時期に達している。容庚氏の商周彝器通考二册一九四一年は、八年の努力を傾け、これらの精華を蒐めて編述されたもので、當時の研究の集大成であつたといえよう。下册に圖版一〇〇九圖、また上册本文中の插圖三三九、資料としても最も備わるものである。

上册は上編通論、下編各論に分ち、上編は原起・發見・類別・時代・銘文・花紋・鑄法・價值・去鏽・拓墨・仿造・辨僞・銷毀・收藏・箸錄の十五章、下編は器種別による下册圖版の解說で、彝銘のあるものにはその釋文を附している。于省吾の序に「此書之作、分章輯述、究極原委、甄錄載籍、參以己見、撢邃賾、理紛拏、辨群言之得失、成斯學之鈐鍵、洵爲空前之𠨍作、稽古之寶典矣」というのも、決して溢美でない。全書約三十萬言、編述は精博にして矜愼、最も據るべきものである。于序にこの書の特色を「上編發見・時代・銘文・花紋・辨僞・收藏・箸錄各章、闡發尤詳」とするが、特に器の時代と花紋との關係を整理している點に大きな特色がある。款識については、容庚氏に別に一書を裁する意圖のあつたことが于序にみえるが、その書の成否は知られない。

彝器の文様については、呂氏春秋に饕餮先識・象文愼勢・錘文離謂・竊曲適威・鼠文達鬱などの名がみえ、宋刻の博古に各器の文様を說き、また銘識のない器には三獸饕餮尊・百乳彝・螭虁彝のように稱しており、以後の著錄は概ねその例による。その間諸書の名稱も同じでなく、また器の時期との關聯について、從來準則とすべきものをみなかつた。これに詳細にわたる整理を加えたものは、この書を以てはじめとすべきであろう。文様を七十七類百數十種に分ち、器例をあげてその時期を定めている。いまその文様の名と時期とを列次しておく。

一、饕餮紋十六種、商及西周初期、西周後期已不多見　二、蕉葉饕餮紋三種、皆施于觚及尊、商代或周初　三、虁紋(虺龍)十五種、一至十一、商及周初、十二至十五、西周　四、兩頭虁紋二種、商代　五、三角虁紋商代　六、兩尾龍紋二種　商代及周初　七、蟠龍紋三種、商代　八、龍紋商或周初　九、蚪紋二種、商代　一〇、犀紋商或周初、器僅一見　一一、鴞紋商或周初　一二、兎紋商或周初　一三、蟬紋五種、前三種商代、後二種周初　一四、蠶紋二種　一商或周初、二商代　一五、龜紋多施于盤內、商代　一六、雷紋四種、商及西周　一七、鉤連雷紋三種、商或周初、戰國時期亦有之　一八、斜方格雷乳紋商代　一九、波形雷紋商及西周　二〇、目雷紋

四種、商及周初　二一、三角雷紋商及周初　二二、四瓣花紋三種、商代　二三、圓渦紋二種、商及周初　二四、圏帶紋二種、商及周初　二五、舟字紋花紋僅一見、乃商代物　二六、乳紋商、春秋戰國尚沿用之　二七、直紋商及西周前期　二八、弦紋商周兩代　二九、魚紋三種、一商或周初、二商代、三春秋以後　三〇、鳥紋七種、商及西周、商代鳥身短、垂尾、西周鳥身長、尾多上卷　三一、鳳紋五種、始于商末、而盛行于西周　三二、象紋四種、西周前期或商末　三三、鹿紋西周前期　三四、蟠虁紋二種、西周前期　三五、仰葉虁紋西周前期　三六、斜角雷紋西周　三七、蛙藻紋僅一見、殆西周前期物　三八、蛟龍紋西周後期　三九、鱗紋三種、一商代、他西周後期　四〇、瓦紋始于商代、而通行于西周後期及春秋時期　四一、重環紋四種　西周後期或前期　四二、環帶紋七種、西周後期　四三、垂鱗紋二種、西周後期及春秋期　四四、竊曲紋十五種、西周、春秋戰國仍沿用之　四五、兩頭獸紋七種、西周後期及春秋戰國　四六、蟠蛇紋二種、春秋戰國　四七、獸帶紋三種、西周後期及春秋戰國　四八、獸紋五種、春秋戰國　四九、鳥獸紋三種、同上　五〇、立鳥紋同上　五一、戰鬪紋　五二、車馬獵紋二種、春秋戰國　五三、獵紋六種、同上　五四、象首紋二種、同上　五五、象鼻紋五種、同上　五六、鳥首紋同上　五七、垂葉獸紋二種、春秋　五八、垂葉象鼻紋春秋戰國　五九、蟠虺紋六種、同上　六〇、獸面蟠螭紋戰國　六一、斜格點紋春秋　六二、浪花紋春秋戰國　六三、絢紋三種、同上　六四、貝紋春秋戰國　六五、三角竊曲紋同上　六六、粟紋戰國　六七、蝌蚪紋同上　六八、虁鳳紋同上　六九、蛇獸紋同上　七〇、竊曲目紋春秋戰國　七一、圓花紋戰國　七二、雲紋同上　七三、三角雲紋同上　七四、兩∨相交紋同上　七五、蝠紋二種、同上　七六、變形鳥紋同上　七七、斜方花紋二種、同上

文様はほぼ時期別によるが、これを系統化してより簡略にすることができよう。文様の分類や名稱についても多少問題があり、たとえば目雷紋は饕餮紋の線條的表現の一でその古式に屬し、また象紋には大豐段〔二〕・效父段〔四七〕の渦身文の一系を加えるべきである。大豐段については「腹及方座、皆飾虁龍紋」上册・三四四頁とするが、その文様は變様象文である。鳥紋と鳳紋とは合せて一系とし、その時期を細分することができる。陳氏の斷代三九二頁に鳥紋を七種に區別し、垂啄・分尾・鳥身の大小長短による區分を試み、これを成・康期に充てて四分期を立てている。なお昭穆期の鳳文もこの系列に入る。

通考に器の分期を殷・殷周期・西周前期・西周後期・春秋・戰國とし、文様通行の時期をその區分によつて示すが、瓦紋を殷より春秋、直紋・鹿紋を西周前期とするなど、正確としがたいところがある。もともと器制・文様は時期による流變が多く、その展開の上から相對的時期觀を推測しうるにとどまつて、新舊の様式にも相交錯するところがある。容庚氏は時代の章に武王以後歴王の諸器をあげているが、概ね銘文中に證を求めており、「剌鼎、銘云、啻邵王、雖褅昭王、不必卽爲其子穆王、然花紋形制、則與穆王時爲近」、「毛公鼎、徐同柏以爲成王時器、以此鼎與獻侯鼎之器形花紋字體三者相比、則成王之說、可不攻而自破矣」など、器制・文様の上から立論を試みている例は、むしろ少い。

器制・花文と器の時期との關係を論ずるものに、また陳夢家氏の海外中國銅器圖錄一九四六年がある。この書は自序によると民國廿九年成稿の書であるから、通考刊行の前年に成るものであるが、袁同禮の序に「盧溝變作、進行事宜、胥受影響」というように、事變のために刊期を失し、民國卅六年に至つて付印された。その書には容庚氏が題簽を署しており、容氏はその稿本を披閲していたかと思われ

る。上下二册のうち、上册は陳氏の中國銅器概述六十葉、以下に下册の圖版一五〇圖の解說がある。概述は分期・分域・分類など、彝器研究の全體に及ぶ體系的な敍述であり、陳氏の彝器學をみるにたる。その西周銅器斷代一九五五年〜は、この論文を基礎とするものといってよい。

一、時期　銅器の時期區分は通考とほぼ同じく、これを五期に分つ。

第一期　商・商周間・周初前一三〇〇〜一〇二八、可分爲上下、第一期上、係銅器之確爲商者、第一期下、係銅器之確爲初期之周者

第二期　西周全期成王至幽王、前一〇二七〜七七一、可分爲上下、第二期上、係成康昭穆四王、第二期下、係共懿孝夷厲五王

第三期　平王東遷、至春秋之終前七七〇〜四八一

第四期　春秋之終、至秦之統一前四八一〜二二一　第三期・第四期、均可分爲上下

第五期　秦及兩漢全期前二二一〜後二二〇

概ね政治史的區分がそのまま適用されている。しかし彝器の斷代としては、彝器の成立・盛行・衰頽を通じて様式的分期を主とすべきであり、その意味では殷・周の兩期をなお細分する必要がある。銅器の最も古い形式は偃師・鄭州から發見されており、安陽期もまた前後に區別しうる。また西周期は、殷式器の濃厚に遺存する殷周期、成康の西周前器、昭穆の西周中期、共懿以後の西周後期に區分すべく、殷周は合せて七期となしうる。通釋にはその分期法を用いた。なお概述に秦式・淮式の稱を排しているが、これは分期の問題というより様式の問題であり、また分域の問題である。

二、地域　列國の彝器文化について、陳氏はこれを地域別に五系とする。東土系（齊・魯・邾・莒・杞・鑄・薛・滕等）西土系（秦・晉・虞・虢等）南土系（吳越・徐・楚等）北土系（燕・趙等）中土系（宋・衞・陳・蔡・鄭等）の五系であり、「東中西三系、爲黄河流域、南系爲江淮流域、北系爲塞上外、故南北兩系、最易受域外文化之影響、否則常保持其地域性的發展、而其他三系、乃正統的華夏文化也」という。右の分域中、南北を域外の文化とするのは、たとえば北方における殷系諸器の遺存、壽縣蔡墓と吳楚文化との關係からみても正當としがたく、またたとえばいわゆる秦式と淮式とにも甚だ通ずるところがあり、分域の問題は單に地域的區分のみでは律しがたいところがある。陳氏もその點を考慮して、地域の項目中に文法・文字・形制・文飾の問題を加え、また時期の關係にも及んで、それぞれ交錯するところがあるという。たとえば第二期の領格一人稱朕は第三期においては台に、同格に用いる余は第三期では徐・楚・齊・晉に行なわれ、また虞は徐・齊・燕の器にみえ、文法上の系列があるとする。燕器というのは杕氏壺〔二〇五〕であるが、陳氏はその壺を燕器にして、銘文は徐楚の間の人の作という。その文は後刻の刻銘である。その他南土系の鳥蟲書、齊器の鼎・敦の器制、北方系の狩獵文などを地域文化の特徴として注意している。

三、國族　國族の問題は、ときに分域を超えることがある。周に三虢あってその地を異にし、楚都は五たび遷り、また邾器は二・三・四期にわたって君王の名號を異にする。㠱のごときは早く卜辭にみえ、一・二・三期にそれぞれ字を異にし、吳にも三種の表記法がある。春秋以後、國族の播遷するもの多く、これらもまた分域の問題と合せ考えるべきである。

四、分類　銅器の分類法には古く一、禮器・樂器、二、禮器・樂器 以上祭器・用器、三、宗器・行器・媵器、四、祭器・明器・用器などの分類があり、圖釋の類に行なわれたが、近代に至って濱田博士は飲食器・樂器・武器・雜器の四種とし、通考には食器・酒器・水器及雜器・樂器の五分法をとる。陳氏は銅器の本來の用途より區分して食器・飲器・承器・盥器・樂器・兵器・車馬器・度量衡器・農工器・服飾器・雜器の十一類とし、また食器・飲器を區分して

一、食器　〔甲〕亨飪器　子、鼎・鬲・甗　丑、鏄・盆　寅、鑪・竈　〔乙〕盛食器　段・盨・簠・豆　〔丙〕調挹器　匕

二、飲器　〔甲〕溫酒器　斝・盉・爵・角・鐎等　〔乙〕盛酒器　子、尊屬（尊・觚・觶）　丑、缾屬（罍・甔・壼等）　〔丙〕調挹器　勺

とし、また各條にわたつて細說する。鼎については「其形制源于陶鼎、河南之仰韶及後岡、山東之龍山等史前遺址中、並有三足之陶鼎、皆于盆盂之下、加三足以立之、仰韶之陶鼎、已有小耳、又有侈口如盤而三足者、亦鼎之濫觴也、銅器凡有實足者、皆所以待炊者也、兩耳立緣上、所以鈎也」とその朔形を論じ、以下圓鼎・方鼎・蓋鼎・球鼎の形制と時期とをいう。鬲に前後二期の別あり、段を宋以來敦に作るも器制異なり、また文獻に簠に作るものは、もと陶段・竹段の制があつたからで、竹簠はもと竹筒の形であつたとする。從來その形制の知られていない彝は、もと櫃櫝の稱にして匳の祖形、斝に鬲足斝と鼎足斝の別あるも、みな陶斝に發する。盉に原始盉より鬲足・鼎足・無足・提梁盉を生じ、鋬を以て提梁に代えるものは第五期以後の器である。以下樂器類の鼓に至るまで五十種にわたつてその器制を論じ、五、形制にこれを統說して、器形の全體を器腹・器足器口・蓋柱の三項より規定し、器種の形體的區分を試みている。九類十六種の別のうち二類三種の表をあげておく。

〔類別〕	〔主要器形〕	〔決定的次要器形〕	〔次要器形〕	〔器名〕
一、a	中腹　三足	實足　立耳	蓋	鼎
		實足　鋬	柱	斝（1）
		款足　立耳　短項		鬲
		款足　立耳　加甑		甗
		款足　鋬　高項	柱	斝（2）
b	中腹　三足	流　鋬	柱	爵
二、	深腹　三足	蓋　喙　鋬		盉
		蓋　聯環		鐎尊

この分類法は酒食の器に共通するところが多く、形態學的分類として十分な效果を期待しがたい。むしろ器種別に細分して分期の基準を求める方法をとる方が有效であろうと思われる。

六、文飾　三十六種をあげ、書中に錄する器物を例證として時期區分を試みている。第一期・第二期上の花文として獸面文・人面文・鳳文・鳥文・蟬文・蛇文・龍文（角龍・飛龍・走龍）・魚文・龜眶文・象文・虎豹文・蟬葉文・直鑿文・竹編文・圈帶文・螺旋文・回文・花文文字・四牛月文・龍獸

三格文の二十種、第二期下・第三期上花文として窮曲文・直鱗文・鱗帶文・寛帶文・瓦文の六種、第三期下・第四期花文として龍蟲交織文・龍蟲回旋文・句旋文・𤧹文・絢文・貝文・華葉文・錯文・飛禽文・狩獸圖文の十種を錄するが、名稱に特異のものが多く、かつ錄圖に限定しているため、體系をなしがたい。

以下になお銘辭・文字・鑄造・鑑定にわたる論述があるが、みな簡略である。また解説中、各器の形制・花文・時期をいうことも通考に同じ。杕氏壺に「此壺形制花文、屬于北土系、文字屬于東土系及南土系之齊徐、第三期下或第四期上」、また伯林在の兩勺に明堂位の龍勺・蒲勺の名を充てて解するなど、文獻を以て說く例も多い。

器制・花文よりする分期の研究は、主として容・陳兩氏の研究によつて次第に精密に赴き、ほぼ器の時代觀をうるに至つたといつてよい。そしてその結果は、銘辭を主として分期・斷代を試みた郭氏の大系と、かなり近いものであつた。通考上册四一頁に「西周之器、與郭氏同者十七八、而異者亦十二三也」とその大約の一致を認めているが、通考の斷代もまた多く銘辭を主とし、これを器制・文樣に徵して參驗する方法をとる。金文學の方法としては、たとえば紀年銘、人名・地名の史に證を求めうるものは、その確實な時期・年代を求めうるものがあり、器制文樣はその旁證をなすものにすぎない。しかし彝器には無銘の器も多く、金文學の體系はまた考古學的研究の全體と對應すべきものであるから、なお考古學的研究の成果にふれておく必要があろう。

四、考古學的研究の進展

彝器の形態學的研究は、その形態學的な體系を求め、あるいは遺址・一括出土器群の全體の中から、展開沿變の諸相を確かめてゆくのでなければならない。器制・花文の展開は、各時期や地域によつて必らずしも一樣でなく、遺址の研究、器群の研究が、その關係的な理解を深めてゆく上に特に必要である。

遺址の考古學的研究は、民國十七年の安陽第一次發掘にはじまるといつてよい。殷虚はこれ以前より多く甲骨が出土し、また白色土器のごときも大正九・十年にはすでにわが國の學者たちに知られており、濱田博士にその論考がある。はじめ「支那古銅器研究の新資料、殷虚發見と傳ふる象牙雕骨と土器」として國華三九九號、一九二三年に掲載され、のち東亞考古學研究に「殷墟白色土器」として收錄されたもので、その白色土器の雋鋭な雷紋は、おそらく銅器笵型のもとをなすものであろうと推測した。殷虚の發掘はその數年後に開始されるが、梅原博士は昭和七年一九三二年當時知られていた白色土器片三百餘を整理して、その器形の復原につとめ、文樣として山形文・斜格雷文・饕餮文、器形には豆・觶・罍と同型と思われるものが見出された。これらの器は、土器的であるよりもむしろ銅器的であることを特色とし、その時期については、同種古銅器の盛行期の所產であるとされた。この白陶の遺片に殷周期に盛行した夔鳳・虺龍系の文樣がなおみえないことからいえば、安陽期殷器との直接的

な關係を想定してよいようである。銅器鑄范の原型とする說は、別に銅范の出土によって否定される。殷器の資料が豐富を加えた今では、白色土器にみえる饕餮文・目雷文・鉤連雷文・蟬形文などの文樣が、何れも古系に屬し安陽期のものであることが、ほぼ確實にされた。

その翌年、柉禁の考古學的研究（一九三三年）が刊行された。從來の著錄のうち、陶齋の卷首に載せる寶雞柉禁の一群は、他に類例をみない器群をなすものであり、梅原博士はその器をメトロポリタン博物館で實測調査して、柉禁としての性質を考察、これに新しい見解を加えた。この柉禁に對しては、內外の學者によって殷代說・周代說・春秋說が提出されているが、博士は禁がもと木製であり、銅禁が後に作られたとする推論に基づき、この諸器は本來いわゆるフンドでなく、時期手法の異なる各器が任意配合されたものとする。すなわち禁上の一尊二卣と爵・角・觚・觶は制作の手法異なり、禁外の盉と三觶はまたこの器群と別の樣式に屬する。從ってこの器群構成は本來のものでなく、時期・樣式の異なるものを含み、複雜な過程を經て構成されたものであろうと推測される。柉禁例としては、この外に寶雞城內の出土と傳える一群（梅原博士、陝西省寶雞縣出土の第二の柉禁、東方學紀要一、一九五七）があり、器群の構成もこの柉禁と近く、兩者の關係の有無も注意されるが、要は特定の禮式に關して、器種を雜えて構成されたものであろう。器に附する圖象標識が數種にわたっているのも、そのことを示している。ただ各器の時期は極めて相近く、一應殷周期のうちに包攝しうる。殷周期のように古い時期における一括器群がこのような編成をもつものであることは、のちの一括出土器を考える場合に種々の示唆を與える。

「戰國式銅器の研究」（一九三六年）は、もと「所謂秦銅器の研究」と題する昭和七年の報告書を、刊行に當って增補したもので、その初稿は前兩書と殆んど前後して用意されたものであった。全書は二部より成り、第一部は渾源李峪村出土諸器の研究、第二部は戰國式銅器の樣式史的研究である。李峪村諸器は、一九二三年フランスの美術商ワニエックが現地の近くで新出の器群を購入、現地に赴いてなお遺品を發掘拾集したもので、漆器・土器の斷片や貝・玉類をも含む。遺址は斷崖中の洞窟で、墳墓か否か確かめがたいという。同出の戈に秦の銘があるところから、この器群の樣式は秦式とよばれて世に喧傳するに至ったが、それは戰國期通有の樣式であることが、後に明らかにされた。容媛女史の渾源出土古器（燕京學報・一七期）に出土殷周器三十六件とし、その二十六器を錄する。本書には、他に離散したものをも捜集して廿八圖版に收め、その器を概觀しうる。鼎・鬲・甗・敦・豆・匜・盉・盤・壺・犧尊・獸形器など銅器を主とし、雙器をなすものが多い。その特質として、「器形に立體的な加飾があるのをはじめ、所々に非實際的な古銅器の名殘をとどめてゐる他面に、形態の上に新鮮な表はれを見ること」、「發見品を通じての普遍性は、器の大半に印せられた圖文乃至飾りにおいて」共通點があること、すなわち文樣は概ねいわゆる蟠螭文の系統に屬する。また一種の象嵌文・沈線の畫象文なども特異とされるものであるが、そのような特質は、戰國式銅器の全體の中で位置づけられる。

戰國式銅器の研究は、李峪村諸器のもつ沈線による蟠螭文形式と相似た單位圖・畫象的文樣（狩獵文）、また器の形狀の相近い諸器を集成し、ついで一括出土の器群として新鄭・金村・輝縣・壽縣楚器に及び、その標式的器形と文樣とを示している。そしてこれを殷・周器と漢器との間に位置させて、

その流變のあとをたずね、「樣式の全體性」九三頁の上から時代觀を決定する方法を求める。いわゆる淮式・秦楚式も、すべて戰國式の地域的・時期的樣式の呼稱にすぎず、戰國式銅器はそれらをも含めて一の通性をもつ時代樣式であり、また從つて地域的・時期的な特殊性の多いものであるとする。戰國式銅器の諸樣式が解明されれば、遡つて春秋期の問題を考えることができる。その後、上村嶺・壽縣等春秋期前後の遺址・器群も發見されており、詳細な報告がある。梅原博士はその後間もなく河南安陽遺寶一九四〇年・河南安陽遺物の研究一九四一年に安陽期殷器の集成を試み、また陳夢家氏に殷代銅器考古學報第七期、一九五四年、中央研究院の殷虚銅器の報告觚・尊も出版され、殷器の諸樣式も明らかにされつつある。

安陽遺寶につづいて、同年また古銅器形態の考古學的研究一九四〇年が刊行された。陳氏の海外と同年、また容氏の通考刊行の前年に當る。古銅器形態の聚成を行なうとともに、これを基本形によつて類別し、第一類皿形鉢形器（1盤・2甑・洗・3毀・盒・簠・簋・4豆）、第二類壺形器（尊・觶・觚）、第三類壺形器（1罍・彝・壺・鍾・2壺）、第四類提梁附壺形器（卣）、第五類壺形器（罍・鍑等）、第六類矩形容器（1彝・2扁壺）、第七類鬲鼎類（1鬲・2鼎）、第八類有脚器（1角・2爵・3斝）、第九類注口器（1盉・2兕觥・3匜）、第一〇類筒形及球形容器、第一一類複合形器（甗・博山爐）、第一二類異形容器類、第一三類樂器類（鐸・錞・鼓等）とする。陳氏が器體・器の口・足・附屬部分によつて器種を分つのと似ているが、器形を主とする方法である。その年代觀を求める方法として、「各類相互の關係を器形自體の示す處から推す方法」と、「是等のものを含む考古學上の一括遺物、卽ち諸類共存の事實よりしてそれを觀察する」三二頁二方法があるとし、その具體例として、同時鑄造とみられる安陽古墓六器・令彝二器・臣辰諸器・ル氏將來兕觥等・山東長淸出土と傳える六器董盦吉金圖・齊侯四器、また一括遺物として寶雞柉禁・新鄭諸器・李峪村諸器・樂浪石巖里第九號墳諸器・洛陽古墓諸器・楡林出土着彩諸器圖版四八などをあげ、その器群の間に認められる通性よりして時代觀を導きうるとする。また器形推移の條件として安定性・實用性への志向のあることが注意されているが、古銅器形態の成立過程に、安陽の遺址に遺存するいわゆる花土によつて、木製器からの展開を推定し、古銅器の特異な形態と文飾に宗教的儀器としての特質を認めようとする。それは古銅器の花文の理解の上にも、重要な示唆を含むものと思われる。

梅原博士のこれらの形態學的研究ののち、水野淸一博士の殷周靑銅器編年の諸問題京都大學人文科學研究所東方學報第廿三册（一九五三年）、殷代靑銅文化の研究所收、に彝器を六類十八種百八項に分ち、器形の分類を試みている。つづいて殷周靑銅器と玉一九五九年が出たが、すでに戰後の經營も進み、各地遺址の發見も相ついで多く、銅器の編年上に少なからぬ資料を加えるに至つた。附表の殷周靑銅器編年には、それらの調査結果によつて時期を殷鄭州後期・安陽前期・中期・後期・西周前期・中期・後期・春秋前期・中期・後期・戰國前期・中期・後期・秦漢の十四期に分ち、鼎鬲・簋豆・尊壺・匜盤鑑・爵盉の五類のそれぞれ各期の標準器をあげ、器形・文樣の推移を概觀しうる。前年發行の世界考古學大系六、東アジア二の附表を增補訂正したところがあり、標準器としては、作器者名などによつてほぼ時期を推測しうるものがえらばれている。その編年は「器形のみならず、文樣および銘文に、ひと通りの體

系」を與えることを目的とし、器類別に各期にわたる論述がある。たとえば鬲・甗を先行土器文化よりはじめて殷・周にわたつてその展開を論じ、また西周前期の大盂鼎、後期の克器・毛公鼎の時期を決定し、その中間形式として中期の鼎の形制を論定している。また春秋期については、新出器群によつて、郟縣太僕鄉江墓前六二三年滅を春秋中期、新鄭諸器をその様式により春秋後期前半、壽縣蔡墓を器銘により春秋後期後半、從つて新鄭器中の王子嬰次盧を楚・鄭の王子とする舊說は成立しがたいとする。

文様については統說をみないが、饕餮文・夔鳳文・蝱文・竊曲文山形波狀文・鳥文・藻文・渦雲文・蟠螭文・百物跳粱圖文などの名を用いる。饕餮文は殷周期銅器の文様を代表するものであり、かつて濱田博士は泉屋銅鼓の例からそれを人面文と解したが、水野博士はその說を承けてこれを蚩尤伎面と關聯あるものとし、「有角假面の舞踊を推察せしめる」と解する。古器文様の起原的意味を論ずるものは多くをみず、饕餮文に對するこのような理解のしかたは、文様の起原を考える上に參考となろう。鳳文についての見解はみえないが、鮮麗な顧鳳文が特に昭穆期、莽京の禮樂盛行の際に行なわれているのは、祭祀との關聯を示すものであり、文様もまた全體として意味の體系をもつものであつたと考えられる。

金文學的に最も重要な時期は西周期であるが、西周諸器に對する考古學的研究としては、樋口隆康博士の「西周銅器の研究」一九六二年がある。西周銅器の時代區分を様式論的に試みたのち、これを新出の群銅器によつて實證しようとするもので、考古學的な分期の方法をみることができる。

樋口氏の論文は、考古學的に西周銅器の編年を試みた體系的な敍述である。彝器の様式を殷・殷周式・西周初期・中期・後期に分ち、各期の器種形態の變遷を鼎・𣪘の例によつて圖示し、その文様との關係を考察する。西周初期の文様として細線式饕餮文・渦身夔文・王字尾夔文・短軀顧首夔文・眼文・圓渦文・小鳥文とし、小鳥文をa型三種とb型に分つ。中期に鳥文b型と顧首夔文(s型・山型)、晩期に變相夔文・變相饕餮文・環帶文(波狀文)・鱗文等があげられている。この器形・文様の分期によつて各器群の時期と地域性とを考察するのが、この論文の主題である。また進んで有銘器の斷代をも試みているが、その問題については後章にふれる。この西周器群の考察においては、出土器をその土着文化と結合し、また土着氏族の制作とみなすことが、一の前提とされている。それで陝西地區に多い殷式銅器を以て、その地における周文化に先行する彝器文化を豫想し、宜侯矢𣪘〔五二〕を虞仲の子孫の作器とする唐蘭說の可能性を認めるなどの見解がみえるが、出土地と器の制作との關係は必らずしも無條件に結合しうるものではなく、そこに歷史的條件の加わることをも考慮に入れなければならない。宜侯矢𣪘にみえるような大規模な農地經營が、當時江南の地において行なわれていたとは考えがたいことである。しかしこの樋口論文は、西周銅器を出土地の明らかな器群によつて綜合的に考察し、當時の青銅器文化の全體に考古學的照射を試みたものとして、注目すべき方法を示した。

その翌年より、筆者は金文集四冊二玄社刊を刊行し、彝銘を主とする斷代を試みた。彝銘を主とする斷代は、すでに柯昌濟・郭沫若・貝塚茂樹・陳夢家の諸家によつて進められていたものであり、本書はそれらの成果の上に彝銘の再檢討を意圖したものであるから、次章にその經緯についてふれよう。

第六章　金文學的研究の方法

一、分期と斷代

金文の斷代的研究は、郭氏の大系より十數年以前に、すでに柯昌濟がその韡華閣集古錄跋尾において、全器にわたる分期を試みている。柯氏は彝器の分域においても先驅的な業績を示したが、韡華閣集古錄跋尾も分域編とともに柯氏の弱冠以前の作である。柯氏の少年のとき、王國維がすでにその夙慧を稱したというが、周進の跋尾序にいう。

純卿賦性沖澹、執操謙謹、鍵戶下帷、箸述甚富、歃然不以爲足、進嘗造其齋中、見積藁有百餘卷、以金文分域編・韡華閣集古錄跋尾・甲骨文字解誼・殷周世族考・殷周史料三代地名輯證諸作、爲最精博、韡華閣集古錄跋尾者、二十年前、純卿尚未弱冠、讀款識時之所作也、所跋之金文、大氐見於攈古錄・周金文存、其體例、一守薛・阮成規、解釋字句、於舊說擇善而從、間下己見、尤可異者、孫仲容古籀餘論、時猶未行於世、而所釋、往往與之闇合、手藁具存、進所目睹也、亦一奇矣、餘若盂鼎女妹字、則據韓非子爲說、毛公鼎大從字、則據左傳爲說、以虢季子盤之虢國、爲小虢、以秦公敦之且字、爲語助詞、以曾伯霥簠之繁湯、釋爲板蕩、皆前人所未言、而犂然有當於人心者、至於新出諸器之跋、擬俟寫定嗣出、編中遂多未之及、卽以此編單行、亦孫氏古籀拾遺之體製也

序は民國廿四年一九三五年、その年本書と分域編とを餘園叢刻として刊行している。考古社第二期社員名錄 第三期、民廿四年 によると、當時柯氏未刊の書に分域・跋尾の各續編のほか、殷虛書契札記・殷虛書契荅問・玉函山房輯佚書補正・息庵詩集等があるという。

柯氏は民國十年一九二一年に殷虛書契補釋を梓行しているが、そのとき二十歲、分域・跋尾はすでに成稿を存した。柯氏は山東膠縣の人、周序に山東の金文學の傳統を述べ、曲阜の桂未谷、安邱の王菉友、日照の許印林の說文・金文の學より、諸城の劉燕庭の藏器鑒古、海豐の吳子苾・濰縣の陳壽卿・福山の王廉生などみな古器款識の學に詳しく、當時の山東の學人に純卿と師友姻婭の緣ある人が多く、また王國維の師法を受けたという。のち北京師範學校を終え、京師圖書館に職を奉じた。

跋尾は甲篇鐘・乙篇鼎上中下三篇より癸篇兵器に至るまで十二卷、器ごとに字數・時期をあげて考證附論を加える。時期は夏商器・商器・西周初葉，中葉，末葉・東周初葉，中葉，末葉・戰國時の九期に分ち、兩周期にそれぞれ三分法をとる。夏商という時期を設けるのは三代彝器の名によるもので、すでに殷虛書契補釋などを著わしている柯氏としては、夏王朝の實在をも信じたものであろう。いま殷・周の主要な彝器の分期を表示しておく。

商器　遣鼎　天君鼎　旂鼎　王宜人甗　宰圃敦　僉尊　戊辰彝　丁未角　天子聖觚　子㜪觥

商勾兵

商器或周初　北伯尊　爽尊　遽伯還彝
西周初葉　呂鼎　史猷鼎　召伯父辛鼎　南宮方鼎　應公鼎　卿鼎　旅鼎　大祝禽鼎　康侯鼎
匽侯鼎　剌鼎　盂鼎　又　大保敦　大豐敦　友敦　庸伯敦　魯侯尊　矢王尊　召尊　傳尊　大
史友彝　史望彝　梳伯彝　宅彝　邢侯彝　同卣　效卣　庚嬴卣　魯侯角　應公觶
西周中葉　毅鼎　員鼎　趞鼎　遹鼎　井鼎　厚趠鼎　公伐徐鼎　耤田鼎　噩侯鼎　師奎父鼎
克鼎　又　曶鼎　毛公鼎夷王時　師遽敦　畢仲孫子敦　同敦　莒小子敦　冘免簠　走簋　趩尊
臤尊　師遽方彝　禽彝　靜彝　縣改彝　豳王彝　冘免彝　遣卣　貉子卣　農卣　叉次卣　匡卣
彔卣　睘卣　史懋壺　麥盉　冘免盉　散氏盤　散伯匜
西周末葉　仲義父鼎　虢文公鼎　師趛鼎　師湯父鼎　利鼎　趞曹鼎　大鼎　無專鼎　師望鼎
鬲攸從鼎　韓侯伯晨鼎　善鼎　頌鼎　師晨鼎　史頌鼎　函皇父敦　守敦　追敦　格伯敦　望敦
師俞敦　召伯虎敦　又　師酉敦　揚敦　大敦　諫敦　師寰敦　師虎敦　彔伯𢦚敦　師嫠敦　歸
夆敦　卯敦　趞敦　豆閉敦　仲幾父敦　曾伯𩰫簠　荀伯簋　杜伯簋　鬲比簋　滕虎彝　尨蔡姞
彝　吳彝　殳季良父壺　寰盤　走馬休盤　虢季子盤　杞伯盨
西周末葉或東周初葉　伯俗父鼎
東周初葉　曾諸子鼎　鄧伯氏鼎　鄀公鼎　陳公子甗　鄀公敦　魯士䍙父簠　曾子簠　鄭鄧叔簠
魯伯愈父簠　蔡侯簠　黃邦簠　邾太宰簠　鄧孟壺　鄭楙叔賓父壺　呂王壺
東周中葉　趫亥鼎　秦公敦
東周末葉或戰國　邵王鼎　陳逆敦　邵王敦　鄬侯敦　陳肪敦　郾侯彝　郐王盂　宋公差戈宋元公佐（前五三一〜五一七）
戰國初葉　陳侯因脊敦

當時、款識の學はすでに盛んであつたが、圖釋の書はなお寥々たるもので、この書にも器の形制・文様に及ぶことは殆んどなく、專ら銘識によつて分期を試みている。しかもその分期はほぼその大綱を失なわず、吳氏の厤朔疏證等に比して、むしろ時期觀は正確に近いものがあるといえよう。その方法は、たとえば毛公鼎の大從不靜の大從を左傳昭四年服虔注によつて「殆卽謂親屬尊卑之序」と解して、銘文を夷王擁立の際の事情に當るものとし、また毅鼎において、銘文中の師雍父を群標識として彔器・遹甗との關聯を求めて器群を構成し、また大保諸器における出土の關係、邢侯彝（燹毁）に「此器疑初封之邢侯、爲周公所作者、字體亦當在周初成康之時者也」とするなど、專ら銘識の記事と文字とによつて推論するものであるが、このうち群標識による斷代の法は、のち郭氏がその大系に適用を試みたものである。いま柯氏考釋の例二、三を錄する。

戊辰彝　文三十五、商器、協日見卜詞、卜詞曰、癸未卜、衍貞、王旬亡悔、在正月、甲申、祭祖甲、協兔甲、協字作劦、與此同、愚謂劦有衆誼、卜詞云、祭祖甲、劦兔甲、蒸協爲附祭之稱、爽、卜詞常云爽某、其誼未詳己篇十四葉

遽伯還彝　文十三、西周初葉或商器、遽氏又見遽仲尊俞尊、蒸古國名也、文有錫貝之事、按廣韻引周書云、武王悅箕子之對、錫貝十朋、可徵周初承商舊俗、猶用貝貨、西周中葉以後之金文、則

無錫貝之語、知其時貝制已爲金幣所更替矣已篇七葉

遹鼎　文三十八、西周中葉器、古師疑卽蒲姑之省音、左昭九年傳、王曰、蒲姑商奄、吾東土也、又見書序、㝬舊釋舒、按字从害夫聲、與舒不近、余釋胡字、此器與彔敦等器、同爲紀師雍父伐古師之事、說詳竅鼎、竅疑卽遹之異字、二器實乃一人所作也乙篇中、四十三葉

宗周鐘　文一百二十、西周末葉器、公羊桓十六年傳注、天子有疾稱不豫、諸侯稱負茲、此文服子、服負同聲、子字相同、疑南國託疾不就罪、而致王師、故文有服子之語、以此鐘文詞情事推之、頗能符合、此古誼之僅見於金文者、昭王之時、南夷東夷、具來朝見者、共廿六邦、追記其事、猶穆公鼎紀噩侯駭方、率南夷東夷、是也、㝬與彔伯敦等器㝬字、爲一字、㝬其萬年、似是人名、但以上文觀之、此器似周王之詞氣、周王無名㝬者、彔敦字從害從夫、以音求之、似卽厲王之名、厲王名胡、胡夫音近通用、如簠字金文作匿、是也、又金文彔敦等器之㝬、可由此器證之爲胡國甲篇五葉

宋公差戈　又名丕陽戈、文十文、曰宋公差之所造不陽族戈、宋公差卽宋元公佐、佐字與國差𦉜同、造字从告从頁、从頁者葢晚周異體、不陽疑卽偪陽、偪不一聲之轉、考左傳、晉滅偪陽、以地予宋、族爲部曲之稱、左傳、晉有公族大夫、趙盾別爲旄車之族、葢別領部曲者、此不陽族、或亦其類也、古者家無藏甲、軍器製造、權在國君、此器於宋如此、葢異於列國之器云、循此文義、知爲宋元公作、以畀偪陽大夫者、猶可徵古制也癸篇五葉

商器には卜辭の祭名をあげて證とし、殷周期の器には賜貝、西周中期の器には群標識として師雍父、末期には厲王の名を㝬・胡の通用を以て證する。宗周鐘厲王說は、のち唐蘭・容庚氏らもその說に從つているが、この㝬は柯氏も指摘しているように彔器等にもみえる㝬侯であり、器は中期の彔器らと時期の近いものとすべきである。宋公差戈については、宋元公差 前五三一〜五一七 の器とする說はすでに綴遺に詳論があるが、當時綴遺はなお未刻であつた。柯氏の分期についてはなお議すべきところが多いとしても、金文學的方法による分期の體例を刱めたものとして、注意すべき業績である。この書が、周序にいうように柯氏の弱冠前後の編述であるとすれば、郭氏の大系・吳氏の厤朔に先だつこと十數年以前に、この分野の開拓がなされていたわけである。

郭氏の兩周金文辭大系は、初版昭七年ののちまもなく增訂版昭十年が出され、初版よりかなりの增補がなされている。柯氏の分期は兩周をそれぞれ三分期するものであつたが、大系は西周期に歷代の斷代を試み、春秋期については別に列國標準器年代表を附して、すべての器の斷代あるいはその絕對年代を整理したもので、今日の金文學研究の基礎をなした紀念すべき書である。その書は考釋と圖錄に分ち、圖錄には器形と銘文を掲げ、用意が甚だ備わる。斷代の方法について、當時たとえば劉師培の周代吉金年月考宣統二年、一九一〇、吳其昌の金文厤朔疏證民十八年・同續補文哲季刊Ⅱ、民廿一年〜廿二年（のち單行本）民廿五年、またわが國の新城新藏博士の上代金文の研究支那學五、昭和四年・橋本增吉博士の兩周金文の研究史學雜誌、昭和一〇年など、曆法よりする研究も次第に進められていたが、郭氏はこれらの曆法的研究にはかなりの不信を示していう。

國別之徵、至易々、于銘文每多透露、可無多言、年代之攷訂、則戞々乎其難、自來學者、亦頗苦心于此、其法每專依後代曆術、以事推步、近時海內外承學之士、尤多作大規模之運用者、案此實

大有可議、葢殷周古曆、迄未確知、卽周代列王之年代、亦多有異說、例以恭王言、太平御覽八十五引帝王世紀云在位二十年、通鑑外紀云、在位十年、又引皇甫謐說在位二十五年、後世皇極經世諸書、复推算爲十二年、世多視爲定說、然今存世有趞曹鼎第二器、其銘云隹十又五年五月既生霸壬午、龔王在周新宮、王射于射盧、龔王卽恭王、諡法之興、當在春秋中葉以後、此之生稱龔王、猶獻侯鼎之生稱成王、宗周鐘之生稱卲王、遹毁之生稱穆王、匡卣之生稱懿王、本器明言恭王有十又五年、彼二十五年說與二十年說、雖未知孰是、然如十二年說與十年說、則皆非也、視此可知專據後代曆術、以推步彝銘者之不足信、葢其法乃操持另一尺度、以事剪裁、雖亦斐然成章、奈無當于實際、學者如就彝銘曆朔相互間之關係、以恢复殷周古曆、再據古曆爲標準、以校量其它、則尚矣、然此事殊未易言、葢資料尚未充、而資料之整理、尚當先決也

當時の資料において、古代の曆譜復原はなおその可能性を求めがたいとするものである。しかし少くとも、一王の間に曆法上齟齬する紀年日辰銘を排次することはこれを避けるべきであるが、大系はときにその禁を犯すことがある。たとえば曆譜として接續しがたい元年師兌・三年師兌兩毁をともに幽王に屬し、宣王の譜に入りがたい休盤を宣王期に加え、兮甲盤と日辰の相接する虢盤を夷王期におくなど、曆譜を無視する例が多い。當時の曆譜といえども、春秋長曆より推してその日辰を求めうるもので、曆譜的に結合しうる資料群を構成することは、群標識による器群の構成と同じく可能であり、またより確實な根據となしうるものである。しかし郭氏がその斷代の原則として用いた方法は、次のようなものであつた。

余于年代之推定、則異是、余專就彝銘器物本身、以求之、不懷若何之成見、亦不據外在之尺度、葢器物年代、每有于銘文透露者、如上擧之獻侯鼎・宗周鐘・遹毁・趞曹鼎・匡卣等皆是、此外如大豐毁云、王衣祀于王不顯考文王、自爲武王時器、小盂鼎云、用牲啻周王□王成王、當爲康王時器、均不待辯而自明、而由新舊史料之合證、足以確實考訂者、爲數亦不鮮、據此等器物爲中心、以推證它器、其人名事跡、每有一貫之脈絡可尋、得此更就文字之體例、文辭之格調、及器物之花紋形式、以參驗之、一時代之器、大抵可以踪跡、卽其近是者、于先後之相去、要必不甚遠、至其有曆朔之紀載者、亦于年月日辰間之相互關係、求其合與不合、然此僅作爲消極之副證而已

すなわち銘辭を主とし、器形花文を以てこれを參驗し、曆法の合否のごときは副證にすぎぬとするものである。しかしこのような曆法の輕視が、大系の斷代にときに乖誤をもたらすものであることは、のちにふれよう。いま郭氏の斷代器を左に表次しておく。

西周期斷代器目錄表　〔　〕內新出器

武王　大豐毁　小臣單觶

成王　令毁　令彝　令尊　䚄卣　明公毁　禽毁　禽鼎　睘卣　趞卣　趞尊　中齋三器　中觶

中甗　𡧊鼎　班毁　小臣謎毁二器　𢜶毁　呂行壺　小臣宅毁　師旅鼎　旅鼎　大保毁附作册休卣

䜌鼎　員卣　員鼎　厚趠齋　令鼎　獻侯鼎　臣辰盉，臣辰卣，臣辰尊　〔宜侯夨毁〕　〔保卣〕

〔德四器〕

康王　作册大齋二器　大盂鼎　小盂鼎　周公毁　麥尊彝，盉　庚贏卣　庚贏鼎　史䢅彝　獻彝

昭王　沈子段　盂爵，盂卣　段段　宗周鐘　㝬駿段　過伯段　䨣段
穆王　遹段　靜段　靜卣二器　小臣靜彝　趞鼎　呂齋　君夫段　刺鼎　廏鼎　遹甗　稽卣　臤
觶　彔戜卣　彔段　彔伯戜段　伯戜段　善鼎　競卣　競段競諸器　縣改段
恭王　趞曹鼎一・二　師湯父鼎　史頌段四器　史頌鼎史頌匜，盤　頌鼎二器　頌段五器　頌壺二器　師
虎段　吳彝　牧段　師毛父段　豆閉段　師奎父鼎　走段走鐘　利鼎　望段　師望鼎　格伯段五器
格伯作晉姬段　㝬仲作倗生壺
懿王　匡卣　猶鐘二器　師遽段　師遽彝　康鼎井叔盨，鐘〔後改爲厲王時器〕　卯段　同段二器　大段
大鼎　師酉段三器〔後改爲宣王時器〕　免段　免簠　史免簠　免盤　免觶（卣）　史懋壺　守宮尊
〔盠諸器〕
孝王　曶卣（新訂版、成王）　鄭齋二器（新訂版、孝以前）　效父段（同上）　曶鼎　曶壺　陵貯段　趩觶
効卣　效尊
夷王　蔡段　虢季子白盤　不㝬段　噩侯鼎又、段三器　禹鼎（新訂版、厲王）　敔段又一器　伯克壺
克鐘六器　南季鼎
厲王　師𩛥段　師晨鼎　伯晨鼎　師兪段　諫段　揚段二器　單伯鐘昊生鐘　䲨段　虢仲盨　何段
無㠱段四器　大克鼎　克盨　小克鼎七器　微䜌鼎　鬲从盨　伊段　寰盤　寰鼎　鬲攸从鼎　虢叔
旅鐘七器　士父鐘三器　矢人盤　函皇父段二器、又、匜　叔向父段又、段　番生段　番匊生壺　〔輔
師嫠段〕

宣王　毛公鼎　師訇段　塱盨　召伯虎段一　兮甲盤　召伯虎段二　師寰段二器　芇伯段　師嫠段
二器　井人妄鐘三器　㦰段　無叀鼎　休盤　杜伯鬲　杜伯盨三器　〔訇段〕
幽王　師兌段二器　鄭段二器　三年師兌段二　宗婦鼎四器　宗婦段三器　宗婦盤　宗婦壺二器

全體として、柯氏の分期に比して遙かに精審を加えている。その最も特徴的な方法は、群標識を求めてこれを中心として關聯器を組織するもので、たとえば令彝の明保は𨟻卣にみえ、明公段の明公と同一人であり、魯侯と禽とは同じ。「王在斥」の語のある睘卣・趞尊、また趞の名のみえる疐鼎も東征の關聯器である。小臣謎段以下五器は伯懋父、旅鼎・大保段は大保を標識とし、䨒鼎・員鼎は史旟、䨒鼎の濂公は令鼎にもみえて器群をなし、何れも成王期とする。

周公段・麥尊等麥氏諸器は井侯を標識とする器群、また庚嬴鼎を康王期とするのは、小盂鼎の日辰と相接し、庚嬴卣については「字體亦與盂鼎等爲一系、而下庚嬴鼎、尤與盂鼎器制相彷彿」というが、盂鼎は饕餮文、庚嬴鼎は鳥文、特に卣は垂啄の大きな大鳳文で、盂鼎と同期とはしがたいようである。史𦣞彝・獻彝は何れも畢公の標識器として康世に屬する。

盂の爵・卣、及び畢仲孫子の語がある段段を盂鼎・畢仲諸器より一代下して昭王期とし、宗周鐘の昭王を生號、また㝬段以下南征をいう三器を列する。宗周鐘の文は追記とすべく「對作宗周寶鐘」とはこれを追念敬祀する意であろう。遹段に穆王の生號がみえ、靜器は葊京の儀禮をいう。靜段の𢿢師によってその名のみえる趞鼎を錄し、呂齋以下は遹段と相似た小字緊湊體の銘をもつ諸器である。廏鼎以下は師雍父を標識とする器群、また彔戜卣以下は伯雝父諸器である。善鼎に𢿢師の名があるので

この期に屬し、競卣以下はまた白犀父を標識とする器群をなす。競卣に「此器花紋形制、與彔戜卣、如出一笵、決爲同時之器無疑」とし、「疑犀父卽戜之字也、犀通夷、戜吳大澂孫詒讓、均釋爲戎字、孫讀字乃从戈多聲、孫說甚合義例、似信、名戎字夷、王引之所謂連類之例也、作器者之競、與㕣觶之仲競父、殆亦一人」とするが、名字のことは西周の金文にその證をえがたく、彔戜・犀父一人說も臆說に近い。競器の形制は彔の諸器よりも古制を存するものとみられる。

趞曹鼎第二器に龔王の生號があり、その周新宮の名によって師湯父鼎を錄する。しかし頌鼎にいう「新造貯」を新宮造營のときのこととして頌器を恭王期に屬するのは牽强に失し、頌器の器制やその篆意の强い文字は、なおこの期には屬しがたい。趞曹第一器の井伯の名は師虎毀にみえ、師虎毀の內史吳は吳彝の作册吳・牧毀の內史吳であり、四器系聯の器とする。なお井伯の名によって師毛父毀・豆閉毀・師奎父鼎・走毀・利鼎を列し、康宮新宮の名によって望毀、また師望鼎をこの期とする。趞曹第二器と望毀の紀年日辰は齟齬なしというが、この兩者は接續しない。望毀は時期を下すべきである。

匡卣に懿王の生號があり、三年師遽毀に周新宮の名がみえるのは、頌鼎よりのちで孝王に屬するという。また𤼈伯を群標識として康鼎以下三器を一群とし、同毀の吳大父を大毀・大鼎の大と一人、師酉毀の吳大廟の吳大をも一人とする。免諸器と㫚鼎に井叔の名があり、免卣の史懋により史懋壺、免毀の周師によりその名のみえる守宮尊を系聯して懿王諸器とする。

孝王期諸器として、郭氏ははじめ休王を孝王と解して鼉卣・效父毀等の諸器をこの期に列したが、後出の鼉器に伯懋父の名がみえるところから、新訂版に鼉卣を成王期に改め、他の休王諸器については「器制與字體、均有古意、當在孝王之前」とする。また鼉卣の休王を「句讀有誤」として休王の名を抹消したが、效父毀等の句讀には及んでいない。この結果孝王器は㫚鼎・㫚壺、㫚鼎と同じく東宮の名のある𨻰貯毀と效卣、㫚鼎と日辰の相接する趩毀のみとなる。效器については「效器有卣有尊、器制字體、均有周初風味、蓋孝世工藝、有复古之傾向也」とするが、その大顧鳳文は靜の諸器と近く、昭世に屬すべきものとみられる。

元年銘の蔡毀に宰㫚の名があり、㫚器について夷王の器とする。虢季子白盤は舊說に多く宣王期とするものであるが、郭氏は「然除用後起長術、以事推步、及與六月之詩相比附外、別無它證」としてこれを卻け、後漢書西羌傳に「夷王衰弱、荒服不朝、乃命虢公、率六師伐太原之戎、至于兪泉、獲馬千匹」という竹書紀年に基づく記事によって、虢盤をそのときのものとする。不𡢁毀をその關聯器、また噩侯鼎・敔毀をその際の淮夷騷擾の事實をいうと解する。成鼎として關聯器に屬したものは、のち別器が出て禹鼎であることが知られ、叔向父禹と同一人とする。すなわち厲王期とするものである。克鐘に士㫚の名があり、㫚器・蔡毀の宰㫚と同じ。伯克壺・克鐘はこの期に屬するも、他の克器は日辰相銜接せず、これを次期に屬している。

師𣪘毀以下、師嫠・師兌の諸器は、師龢父卽ち伯龢父を標識とする器群、龢父は師晨鼎・師兪毀・諫毀にみえる司馬共と一人にして卽ち共伯龢、「漢書古今人表注、孟康言、共伯和入爲三公、本銘當是入爲三公以前事、王元年乃厲王元年也」という。師晨鼎の師俗は南季鼎の伯俗父としてみえるもの

で、師晨鼎の「册命師晨、足師俗、嗣邑人隹小臣」の足を嗣續の義と解し、兩器を夷・厲に相屬するが、足は疋にして佐胥、すなわち兩者は同期でなくてはならない。師艅段は師晨鼎と同日同處の册命をしるす。諫段の內史先は揚段にみえ、揚段の單伯に單伯鐘がある。虢段は揚段と字體文例及び典制相近く、虢仲盨の虢仲は後漢書東夷傳に「厲王無道、淮夷入寇、王命虢仲征之、不克」とあり、何段にも虢仲の名がみえる。無㠱段に南夷の征伐をいい、無㠱は鬲从盨にみえる無㠱と同一人であるとする。克氏諸器のうち、夷譜に入らぬ克盨・小克鼎及び大克鼎、小克鼎と日辰の同じである微䜌鼎、大克鼎の䜌季の名のある伊段、寰盤の寰は宣王初年の元老方叔といわれる人で名字對待、廿八年銘寰盤はその人の器で、いずれも厲期に屬するという。虢叔旅鐘の虢叔は鬲攸从鼎にみえ、鬲从の名は矢人盤 散氏盤 にみえる。詩の十月之交にいう閻妻の出自の家とされる函氏の函皇父段、またその詩にみえる楀は金文の叔向父禹段・禹鼎の作器者である。番生段・番匊生壺の番も同じ。何れも十月之交を厲王期の詩とする舊說による。

厲王奔彘ののち、その疾畏降喪の危局に當つたものは毛公であり、毛公鼎はその負托の册命をしるす。この器には周初とする說があり、郭氏はすでに毛公鼎之年代に宣王期とする論證を試みているが、その要は「一、器之花紋形制、與鬲攸从鼎、如出一笵、知相去必不遠、二、文之㑹置氣調、與文侯之命絕類、不得在恭懿以前、三、文之時代背景、離周初已遠、且新有亡國之禍、用知不屬于宣、必屬于平、四、器出關中、不得在宣幽以後、與平不合、五、時王英邁、振作有爲、大有撥亂反正之志、與宣王中興氣象相符、準上以及其它旁證、余得斷定此器必屬于宣世」という。師訇段も「與毛公鼎銘、如出一人手筆、文中時代背景、亦大率相同、故以次于此」、塱盨は銘文の前半を缺くが、「文體亦與毛公鼎相類」と、みな宣世中興の業を佐けたものとする。召伯虎段の召伯虎は詩の江漢にみえ、兮甲盤の兮伯吉甫は詩六月の「文武吉甫」、師寰段の寰は采芑の方叔にして寰・方は名字對待、芊伯段の仲は無叀鼎の司徒南仲であるというが、些か比附の嫌がある。師嫠段の琱生は召伯虎の兩器にみえ、井人妄鐘に「作龢父大林鐘」とあり、作器者は共伯龢の子であるとする。𢦏段の穆公を召穆公、休盤の休を詩常武の程伯休父とするなど、詩篇の人名に證を求める例が多いが、詩篇の時期にまた問題がある。杜伯鬲・盨の杜伯は、墨子明鬼篇に宣王に殺された人としてみえ、これも說話に近い幽靈話である。

幽王期に屬する師兌兩器は、幽王の譜に合わない。宣・幽の兩世は史記にも紀年があり、その曆譜は十分推算しうるのである。かつ師兌段一の「册命師兌、足師龢父、嗣左右走馬、五邑走馬」の足を、郭氏はまた嗣續の意とし、共伯龢の職を嗣ぐと解するが、足は疋にして佐胥、師龢父と同期とすべきである。鄭段の五邑祝も、五邑走馬の職と關聯するものであろう。

郭氏の斷代には、すでにみたきたように、器制文樣、銘辭の理解と字釋の上からなお疑問とすべき點があり、殊に曆朔を輕視して、そのために不合理を生じているところが多い。郭氏はその後にも機會あるごとに訂補を加えているが、曆朔のごときは、その條件が整えば最も確實な斷代の根據を提供するもので、その點からの再檢討が必要である。

郭氏ののち、同樣の方法を以て斷代を試みるものに容庚氏の商周彝器通考がある。通考には器制・文樣の詳しい考察があり、その成果をも加えて斷代を行なつているが、「與郭氏同者十七八、而異者

亦十二三也」というように、結果的には大致同じく、ただ孝・夷兩期の器を缺く點が甚だ異なる。郭氏の斷代と比較するため、主要な器名をあげておく。

武王一四器　大豐段　小臣單觶　周公方鼎　康侯丰鼎　作册畠鼎　渣司土逘段　渣逘諸器
成王九一器　獻侯鼎　勅𡩜鼎　卿諸器　令方彝　令方尊　矢令段　䣄卣　明公段　魯侯段・爵
班段　睘卣・尊　趞尊・卣　臣辰卣　臣辰諸器三一器　禽段　大祝禽方鼎　沈子段蓋　大保段
大史友甗　大保鼎二器　伯害鼎・盉　穌爵　大保諸器　旅鼎　小臣謎段　師旂鼎　呂壺　呂方鼎　宅段　彔卣　彔諸器　䧹鼎　遇甗　臤尊　稽卣　䨻鼎二器　員卣・鼎　厚趠方鼎　𦉢鼎
中鼎安州六器
康王一三器　作册大方鼎三器　盂鼎　盂鼎二　邢侯段　麥方鼎　麥諸器　史𩛥段
昭王六器　盂爵・卣　𫓧馭段　過伯段　𠭯段　小子生尊
穆王四器　遹段　靜段　靜卣　刺鼎
共王一四器　趞曹鼎一　又二　師湯父鼎　師遽段蓋　師遽方彝　師虎段　師奎父鼎　利鼎　走段
師毛父段　牧段　吳方彝蓋　趩段
懿王一五器　匡簠　曶鼎　免段　免諸器　史免簠　鄭井叔康盨　鄭井叔鐘　康鼎　𤇈伯鬲　卯段
盠　同段二器　史懋壺
孝王・夷王　缺
厲王五三器　大克鼎　克壺　克鐘六器　克盨　克鼎七器　微䜌鼎　無𡱒段三器　虢仲盨蓋　鄭虢仲段二器　敔段　成禹鼎　噩侯鼎　不𡢁段蓋　伊段　寰盤　寰鼎　鬲从盨　攸鬲盨　鬲攸从鼎　諫段　師𠭯段　師晨鼎　揚段二器　單伯鐘　昊生鐘　虢叔鐘七器　㝬鐘宗周鐘　師酉段四器
共和一器　師𣪕段
宣王四四器　毛公鼎　番生段蓋　師訇段　兮甲盤　虢季子白盤　召伯虎段一　又二　師𠭯段二器
無叀鼎　師寰段二器　虢季氏子組段三器・壺　頌鼎三器　頌段六器　頌壺二器　史頌鼎二器　史頌段四器・匜・盤　虢文公鼎二器　杜伯盨四器・鬲　楚公逆鎛
幽王三器　師兌段一　又二　晉姜鼎

右の斷代において、郭氏と最も異なるところは、宗周鐘を厲王期に、虢季子白盤及び頌氏の器群を宣王期に屬することである。宗周鐘については、㝬を厲王の名胡と解する唐蘭説を引くが、その說はすでに韡華にみえる。また虢盤を、虢季氏子組諸器と一家の器とする。頌器については、頌鼎と大鼎、頌段と師寰段、史頌鼎と大小克鼎の器制の一致をあげているが、それならば頌器はむしろ厲王期に屬すべきはずである。通考の斷代は、大系と同じく銘辭中に證を求めて相關聯する方法をとるが、器制・文樣の詳しい研究が、その斷代に十分に活用されていない憾みがある。

郭・容二氏によつて試みられた群標識による斷代は、貝塚茂樹氏の中國古代史學の發展昭廿一年、一九四六年に圖表化されて、その關係を概觀しうる。その方法は、たとえば郭・容二氏のすでに指摘する初期小器群を、令彝を中心とする一大器群に構成するもので、後期金文についても、同樣の方法によつて二大器群を構成する。ただこの場合においても曆法的な關係や器形學的關係は考慮の外におか

れており、また圖表の性質上、斷代をすてて初期・中期・後期の三分法がとられている。全器の斷代が不可能であるとしても、標準器の時期によってそれとの關係を指摘することは、圖表化を一層有效にする方法であると思われる。

殷・周器を分つ殷金文の特徴として、日月祀倒敍の形式・妣祭・卜辭にみえる五祀の祭祀・殷末の尸方討征の四例をあげ、これを第一類として、以下八類をあげる。四類は文の形式、後四類は干名の父祖の廟號、圖象の族標識をもつものである。これより推して、周初の金文中にその形式を含むものを殷器、これを除く殘餘のものを周器とし、その例として獻侯鼎・厚趠鼎などの器をあげる。周初の器は、克殷の役に關して周の部將・家臣に對する賞賜をいう小器群が、互いに關聯して一大群を構成しており、みな周系の器である。ただ大豐段は殷式第四類の、銘文を日の干支からはじめる形式で、武王が文王を祀るときの助祭の臣工の作器であり、また康王末年の大小盂鼎に殷周混合形式の紀年がみえるのは、武庚の亂後、新興の周民族がはじめて殷王朝の遺民に直接に觸れて、その文化が漸次周王國の内部に浸潤し、遂に康王の末年になってその影響を表面に現はしたものと解する。考古學的にいえば、殷周期の彝器文化は一元的であり、殷の彝器文化の直接の展開とみるべく、當時の彝器文化の擔持者は殷系の諸氏族であったと考えられるが、銘文の理解においても、そのような文化史觀が必要であることは、殷周期の遺器に殷式の特徴をもつものが壓倒的に多い事實からも知られる。大豐段を武王期とするのも、周の彝器文化を固有のものとする立場からであろうが、その文様は象文の身部を渦文狀に文様化した變樣象文であり、臣辰の諸器より遙かにおそく、康王期の效父段等と同じ。またその銘文中には文王の衣祀のほか別に二王のことがみえ、衣祀もまた卜辭において直系の父祖を合祀する祭名であり、器はその器制文様・銘辭からみて武王期に屬しうるものではない。殷・周二系の彝器文化を豫定する文化史觀は、周初の彝銘の全體的な理解に、大きな障碍をもたらすのである。周初の彝器の大部分が殷式の徵證をもつものであるのは、戰後の經營に驅使された氏族軍が、殆んど舊殷王朝系に屬するものであったことを示し、大盂鼎に殷王朝の滅亡、天命の更改を說示してやまないのは、盂が殷系の舊氏族であったからである。單なる彝器制作上の殷文化の影響というごときものではない。

周初器群の第一小群として、通考に錄する渚伯逘の諸器を、檀伯達を群標識とする器群として加える。この器群については、別に「新出檀伯達器考」東方學報、京都第八册があり、各器の考釋を試みたのち、渚は丹の一體に從い檀と同聲、また逘は達の初文であるとするが、兩字ともその字釋に問題があり、渚の從うところは曰の一形、逘の從うところは明らかに疑の初文である。檀伯達は左傳成十一年に「昔周克商、使諸侯撫封、蘇忿生以溫爲司寇、與檀伯達封于河」とあり、杜注に「與檀伯達、俱封於河內」とみえ、その封地を蘇忿生の溫すなわち孟津に對して、その東方の要津である白馬津、すなわち濬縣であり、この諸器が濬縣出土であるのはその證であるという。思うに伯達の名は論語微子に「周有八士」とする人名中にみえ、みな伯仲叔を以て名づけており、周の世族と考えられるが、渚の諸器にはみな✕形の圖象を附しており、この諸器の作者は東方系の氏族である。器が康侯斧と同出であるのは、左傳定四年に「分康叔、殷民七族、命以康誥、而封於殷虛」という殷系氏族の一として、

涾は康侯に屬したものであろう。七族の何れに比定しうるかは明らかでないが、名號は檀・伯達でなく、涾・逘と署する例が多いことからも知られるように涾伯・逘であり、殷系の舊族である。

また召伯父辛・大保諸器の一群については、その書の餘論第一章「殷末周初の東方經營に就いて」に梁山七器を中心とする考察があり、梁山の地はもと東夷の聖地で、風姓の祖神夔を祀り、殷族の原住地であつたとする。それで梁山の大保關係の器中、銘末に亞字形中に艅を加えた圖象をもつものは、「此地方が殷末の小臣艅の封地であつたと云ふことを記念する爲めの標識ではなからうか」三九五頁と推定するが、征服地の舊氏族の標識を、征服者が自器の銘に用いるということは、圖象標識の性質からいつてありえない。圖象標識にはそれ自身の體系があり、社會的機能をもつものであることについては、かつて「殷の基礎社會」立命館大學五十周年紀念論文集、昭廿六年 に論じた。また梁山七器には、單なる器群として扱いえない問題があり、北匽南匽など周初の經營に參與した召族の問題を含むものであることも、召方考甲骨金文學論叢第二集、昭卅年に概說した。以上の涾伯逘諸器と梁山七器とは、彝器文化の系統觀や圖象標識の本質に關する重要な問題を含むものであるから、ここにそのことを指摘しておくのである。

中期金文は昭穆二王、昭王期に宗周鐘、穆王期に遹段の二器をあげ、文例として𢦚段・靜段・剌鼎・彔戜卣を錄し、前後期の中間的な過渡形式とする。宗周鐘の㝬については、言及するところがない。この期の彝器には、古式器制の變化、鳳文の盛行、莽京の諸儀禮、字體・銘文上の特徵などがあり、分期上なお豐富な器群を構成しうる。

後期は共王以後、器數極めて多く、その編年資料も紀年日辰をもつものなど、絕對年代を求めうる器銘をも含む。しかしこの書では、後期器群は共王期と厲宣期の二大器群に分ち、さらに小器群との系聯を試みている。第一大群は、共王の名を含む趞曹鼎二器を首とし、孝王期と推定される大克鼎を標準器として構成される。また燮伯を標識とする器群は、第二大群と別に厲王期の器群を構成するが、この燮伯を書序に武成期の人とするのは、「口頭傳承の間に聯想によつて思ひもかけぬ變化を被り」一七六頁、好利の人榮伯の映像を古傳承中に反映したものとする。厲王期の燮伯器群とする康鼎・卯段・同段・師訇段、また同じく燮伯の名のみえる輔師嫠段は、同段とともに分尾鳥文を帶文とする器である。この燮を右者とする册命をしるす師訇（詢）段の師訇（詢）を、發展では「毛公鼎の毛公厝は卽ち師訇段の作器者である師訇と同一人名の異字であることは諸家異論がない所である」、「この師訇段を通じて、毛公鼎等の小群の年代は厲王時代前後と推定せられる」一八三頁という。そして郭氏らの斷代は「この金文群別研究方法上の基礎的な事實を無視するか、或は忘却してゐる」というが、毛公・師訇（詢）を一人とするものは通說ではなく、また師詢段の紀年日辰は厲譜に屬しがたい。

後期第一大群の第十九・二十小群として、休王諸器が加えられている。それは曶鼎にみえる東宮が效卣にもみえるという一事によつて系聯するものであるが、效器の器制は初期に近く、文様は大豐段と同じ。東宮・南宮などの名を特定の一人と解するのは極めて危險なことであり、世族の名は父子相承けて、前後に互見する例が多い。初期の中諸器にも、後期の南宮柳鼎にも南宮の名がある。

第二大群において、琱生諸器と師龢父・伯龢父諸器、司馬共・內史先・司徒單諸器の系聯關係が表

示されているが、これは時期的には宣王期から遡る排列となる。そして「この共伯和を中心とする第二大群が厲宣時代に屬することは明白で疑問」一八四頁なしと結論されているが、その圖表中の召伯虎・師兌の各二器と師嫠・師𣪕の兩𣪕とを除き、師晨・師艅・諫・揚の各𣪕及び單伯鐘は、陳氏の斷代にみな懿孝期に列するもので、器制・銘文よりみて厲宣期にまで下るものではない。この書の金文表の目的が「大群の全體として年代の上限下限は考へ得るとしても、組織の體系を編年的系列とは一應區別して考へるべきである」一九〇頁とし、「群標識の人物の在生在職年代の長短によりかなりの誤差があり」、「大群中の諸器の相互の年代に至つては、……その誤差範圍が更に區々であり」、「年代觀適用の限界」があるというが、敦器のような前期のもの、また第二群の十數器のうち、懿孝期と宣王期の諸器が共存するのは、單に圖表の形式に關することではない。その以前の問題として、群組織そのものになお檢討を要するところがあるとすべきである。

柯昌濟の韡華閣集古錄跋尾にはじまり、郭氏の大系、容庚氏の通考を經て分期斷代の研究が進められたが、その主要な方法は人名・地名・銘文の形式などを通じて標識的なものを求め、これによつて器群を構成するものであつた。貝塚氏の發展は、その器群を圖表化して系聯の關係を明らかにするに努めようとしたものであろうが、その系聯關係には前後の方向に對する顧慮を必要とする。また標準器との關係も形式的處理にとどまるために、かえつて柯氏の三分期法にもどる結果となり、みるべき進展を收めるに至らなかつた。以上の諸家の研究に共通する最も基本の問題は、金文中にかなりの資料を存する紀年日辰銘について、明確な斷代說がないということである。それは金文に對する初期の曆法的研究、殊に最も大規模にその適用を試みた吳其昌氏の金文厤朔疏證が、器の時代觀において多くの著しい過誤をもつための警戒に發していると思われるが、その誤を正すことなく、これほど基本的な資料を回避して、金文の斷代的研究はありえないはずである。曆朔を金文の編年に用いることは劉師培にはじまり、吳氏ののちまた董作賓氏が同じく西周曆譜の構成を試みており、別に一章を設けていうを便宜とする。ただその知識を斷代に適用しながら、器形學的知見や史料の綿密な檢討を通じて西周器の斷代を意圖したものに、陳夢家氏の西周銅器斷代があり、この學に一時期を畫する充實した研究である。

二、史料と考釋

陳夢家氏の西周銅器斷代は、器群の考察に綿密な史料の檢討、器形文樣の系統化、曆譜上の驗證をも一部に加えたもので、金文學的研究の基礎的方法を樹立した記念すべき業績である。陳夢家 一九一一〜一九六六は浙江上虞の人、羅氏と同鄉である。中央大學卒業後、燕京大學國學研究所研究生となり、早年にして卜辭研究の諸論文を發表、その成果は後年殷虛卜辭綜述一九五六年として結集された。また西周年代考一九四五年・六國紀年一九五五年など、金文研究の方法として基礎的な斷代歷年の研究をも試みており、銅器の形態學的研究としても、海外中國銅器圖錄第一集上册に、中國銅器概述のあることはすでに述べた。

西周銅器斷代一〜六 一九五五・六年、考古學報は、西周金文の斷代的研究として最も注目すべきものであるが、發表は六回にして中斷されている。その後、數種の專門誌上に、陳氏の學術に對するはげしい排擊文が掲載されたが、それらの攻擊はむしろ執筆者の誤解に基づくところが多く、全く理由のないものであつた。その研究の大半がなお未發表のままであるのは、彼我の學術交流のためにも惜しむべきことであると思う。その斷代は、武成にはじまり、懿孝に終る。斷代として最も問題の多い後期金文については付印されず、その見解は僅かに西周年代考によってその一斑を窺いうるにすぎない。斷代の發表分については、のち香港より金文論文選第一輯、一九六八年として覆印され、陳氏の壽縣蔡侯墓銅器も附載されており、兩周期金文研究の大概をみることができる。

陳氏の斷代器目を列次するのに代えて、その全體の構成を知る便宜もあるので、全目次をあげておく。

一、略論西周銅器　二、武成間文獻記錄
三、武王銅器　1天亡段　2保卣
四、成王銅器　〔甲〕克商　3小臣單觶　4康侯段　5宜侯夨段（後、康王）　〔乙〕伐東夷　6塱方鼎　7旅鼎　8小臣謎段　9䧹鼎　10䨗鼎（以上二）　〔丙〕伐東國　11明公段　12班段　〔丁〕伐蓋楚　13禽段　14岡刼尊　15令段　〔戊〕伯懋父諸器　16召尊　17小臣宅段　18御正衞段　〔己〕明保諸器　19令方彝　20乍册翻卣小臣傳卣　21士上盉（臣辰盉）　〔庚〕燕召諸器　22小臣𧼈鼎　23大保段　24匽侯盂　〔辛〕畢公諸器　25召圜器　26獻段　27𢐗方鼎附、德、叔德諸器　28小臣逋鼎　29乍册魖卣　〔壬〕王才諸器　30趞卣　31乍册睘卣君・天君諸器　32獻侯鼎　33盂爵　34蔡段　35士卿尊　36臣卿鼎　〔癸〕其它諸器（待續）
五、西周之燕的考察　〔甲〕姓・都邑・長城　〔乙〕北燕方言　〔丙〕戰國燕刀貨　〔丁〕所謂全燕　〔戊〕肅愼燕亳
六、西周金文中的都邑　〔甲〕論王周及成周新邑　〔乙〕論豐鎬及宗周　（以上二）
七、成康銅器　37史叔隋器　38北子方鼎　39應公觶　40𪓐段　41井侯段　42小子生尊　43睘尊　44耳尊　45𤔲鼎　46史獸鼎　47小臣靜卣
八、康王銅器　48魯侯熙鬲　49乍册大方鼎　50大保方鼎　51成王方鼎　52𡨦鼎　53伯𡨦盉　54大史友甗　55庚嬴卣　56大盂鼎（以上三）　57小盂鼎（以上四）　58師旂鼎　59它段　60遹甗　61競卣　62效尊　63寧段蓋　64貉子卣（以上五）
九、西周的策命制度　〔甲〕成康及其後的史官　〔乙〕西周金文中的策命　〔丙〕文獻中的策命　〔丁〕周書中的王若曰（以上三）
一〇、昭王銅器　65𩎟段　66無其段　67友段　68尹姞齊鼎　69公姞齊鼎
一一、穆王銅器　70長甶盉　兼論早期鐘的發展　附記、玉戈銘（以上五）　71遹段　72刺鼎
一二、共王銅器　73趞曹鼎一　74利鼎　75師虎段　76豆閉段　77師毛父段　78師奎父鼎　79走段　80趞曹鼎二　81乍册吳方彝蓋　82師遽方彝　83師遽段蓋　84鄭牧馬受段蓋　85師湯父鼎
一三、懿孝銅器　〔甲〕懿王銅器　86匡卣　〔乙〕𠨘組銅器　87𠨘段　88𠨘簠　89𠨘尊　90𠨘盤

91趩觶　92守宮盤　〔丙〕師晨組銅器　93師晨鼎　94師兪毀　95諫毀　96大師虘豆　97揚毀
98蔡毀　〔以上六〕

器群の構成は、單に人名等の群標識を求めてこれを系聯するものでなく、重要な歴史的事件、都邑方域等の歴史地理的考察、册命の形式・器制文様の展開などを加えて、極めて有機的な考察が試みられている。

陳氏は一において、從來の殷周文化の承遞という考え方には修正を要するものがあるとし、西周銅器の殷器に異なるものとして、四耳毀・方座毀と禁や曲柄の斗勺、飛射狀の稜角、觚爵の減少、同銘雙器の尊卣、殷代花文の衰頽の七項をあげ、これらを周的な器制の特徴とする。次に各王の在位年數を定めて、武成康昭を前期八十年、穆共懿孝夷を中期九十年、厲王以後を晩期八十七年とするが、發表分はそのうち中期の前半にとどまる。諸器の系聯關係としては同地出土・同坑出土・同墓出土の例をあげ、その整理法を述べている。銘文による器群構成については、人名・族名・官名・地名等七項をあげているが、これらはすでに分期・斷代を試みた諸家の用いるところである。

二においては邶鄘衞の問題と三監の叛、及び淮徐の役の史實性を追求し、東と東國との地域的關係や、武王封建の史傳を檢討する。ついで周公居攝の解釋について、王國維の周開國年表の説によらず、洛誥の文末の紀年は、殷の大事紀年形式であるという。以上一・二に總括するところを、三以下の器銘解釋の基礎的操作として、關係文獻の搜羅檢討を試みたものである。

武王期の器として天亡毀大豐毀と保卣の二器をあげる。すなわち殷周の兩彝器文化は、その時期において並行の關係にあつたとする立場である。銘文中の天室を明堂祀天の室とし、文王を明堂に祀る封禪書などの文獻例を徵引し、大宜は卜辭にみえる祭儀で、銘は天亡の周祀助祭をいうと解する。また器は西周最初の器であるのみならず、宜侯矢毀・井侯毀・大保毀と同じく方座毀にして西周器の特徴を示し、文様は武成期の西周器にみえる形式のもので、「開口的龍頭與迴旋的龍身、它和中甬毀商周二九〇器身的花文一樣、該器的時代、也不能晩於成王」とするが、その文様が臣辰器にみえる象文の退化文であることはすでに述べた。四耳方座毀が周初に至つてあらわれるのは、周的な儀禮に適應するため毀器の形態に變更を加えたものとみられ、この器も殷系の舊族による作器である。また保卣を武王期に加えるのは、文中の五侯を、武王のとき武庚及び齊・魯・燕・管・蔡の五國を討伐したとするのであるが、當時これを五侯と稱することは疑わしく、五侯祉は人名、祉には別に子祉尊・祉角・祉鼎の器があり、東方系の舊貴族で、このとき保の東征に協力して保より蔑曆を受けたことをしるしており、その東征は武王期のことではない。確實に武王期に屬すると思われる周器は、なお見出されていない。

陳氏は、はじめ宜侯矢毀を東征諸器の一として成王に屬したが、のち康王期に改めている。(四付記)從つて令方彝・令尊を第一年、令毀を第二年、本器を第三年とする編年も、矢令と一人とする說も、撤回されたとみてよい。令毀も東征器中にあり、文中の白丁父は姜姓にして齊の丁公であろうとするが、「丁公文報」とは文考の福陰をいうもので、丁公は令方彝にいう父丁と同じ。陳氏の武成期諸器銘の解釋には、その精博な文獻資料を直接に銘文と結合して解釋したために、牽合の弊がかなり多い。

しかし器群の構成は、たとえば召卣のような無文の器として員父尊・嬴季卣・乍冊翻卣・乍冊睘卣・尊、また下三器と共通項をもつ令方彝・令段・宜侯矢段・史叔彝・召尊を一群とし、成王のときの器制文様に繁簡の二系があつたとするなど、器制についても十分な注意が拂われている。そのような繁簡の二系は、段器にもとより存するものである。

明保關係諸器において、周公の子明保・明公・明公尹と稱するものを、書序に「周公既沒、命君陳分正東郊成周、作君陳」という君陳に擬し、君陳とは君奭と同様の名號とする。また大保關係の諸器では、大保に生稱又、皇天尹大保・追稱・族名の三用義があるとし、これを書の君奭の君・保、召誥の大保、顧命の召大保に對應し、その臣屬たる矢令も、乍册令・虔侯矢・宜侯矢の名が同じく前後對應する關係をもつという。鳥形册標識をもつ令と、その族標識をもたぬ宜侯矢とを同一とするが、かりに同族としても、令器は洛陽の出土と傳えられ、丹徒出土の矢段はおそらく河南東南の宜よりのち江南に遷つたもので、一家の器とはしがたい。成周の令の後は、令鼎にみえるものがそれであろう。

乍册魖卣においては、厤朔の問題が提出されている。銘に「隹公大史見服于宗周年、才二月既望乙亥、公大史咸見服于辟王、辨于多正、雩四月既生霸庚午、王遣公大史」とあり、既望・既生霸は月象の定點であり、固定的な日を示すものとする。結論としては、月象は定點であるべきこと、既死霸は月の一日、初吉は三日、既生霸は十二・三日、既望は滿月の日であるという。王國維の生霸死霸考を「很不穩固」とし、劉歆說によつてそれを改めようとするものであるが、これは金文の紀年月象日辰の記載をもつ器の曆譜的編年の基本をなすもので、この說による曆譜構成の可能性が實證されなくてはならない。陳氏はその論證として、召誥・康誥の日辰を連ねて、朏を初三、哉生霸を十二日と定め、令段・召尊の「在炎」を同時のこととして、令段の「隹九月既死霸丁丑」と召尊の「九月甲午」は、既死霸が王說のように二十三日以後ならば、その十八日後の甲午は九月にありえないことを反證とする。しかし召誥は成周奠基の禮、康誥は康侯册命の禮をしるし、また在炎の兩器は一は王在炎、一は伯懋父の賜與の禮をいうもので、何れも同年の器とする證なく、これを以て四週名を定點の日と定めうるものではない。これらもまた史料によつて金文を解しようとする陳氏の方法を示すものであるが、史料の處理に問題があるのみならず、資料の同時性ということからいえば、むしろ金文資料を主として文獻を批判するという方向をとるべきである。

乍册睘卣にみえる王姜は、睘尊に君とよばれており、君とは春秋に小君、左傳に君氏の意で王妃をいう稱である。これによつて陳氏は友鼎・天君鼎の天君、召圜器の皇辟君、穆公鼎尹姞鼎・子中鬲公姞鼎の休天君・天君をみな同期にして一人とし、その器群を設けているが、召器の皇辟君は女君の稱でなく、これらの器の間に時期の前後するものがある。召器の器制も周初と異なり、尹姞鼎は立耳の鬲に近く、また公姞鼎の賜魚は遹段等の辟雍大池の漁の禮に關している。

士卿尊にみえる新邑は、また一時の群標識となしうる。新邑の名は書の召誥・康誥・洛誥・多士にみえ、金文にいう成周の名は書の五誥にみえず、新邑諸器は成初にありとする。また士卿尊にいう丁巳の新邑祭祀は、召誥の「越三日丁巳、用牲于郊牛二」と同日とするが、そこまでは確かめがたいことである。また士卿と臣卿とを別人とするも、その器制文様は時期を異にするとはみえず、銘文には

ともに新邑の名がある。

五には西周期における燕と召公の問題、六には西周の三都を專論し、何れも歴史地理的研究である。燕については、召公を姫姓とする文獻をあげ、左傳僖廿四年「文之昭」十六國のうちに召公の名をあげないのは、その庶姓であるからとする。また北燕は召公初封の地であり、揚雄の方言によつてその方言區域を考え、いわゆる明刀の出土地が北京・易・河北・承德より旅順・大連に及ぶのは、戰國期の燕の領域を示すという。いわゆる全燕は東北部分の秦の五郡の一たる燕、すなわち遼東と、西南部分の易水流域に及ぶ易燕である。史記にいう召公の封地北燕は、從つて遼東・北燕という場合の北燕、春秋昭三年・六年の姞姓の南燕に對する稱、また全燕という三解が可能であるが、召公の受封の地はおそらく燕山に近い薊縣、漢に無終という地で、周初金文の「在匽」というものはその地であるとしている。またさらに肅愼燕亳を論じ、全燕は古く殷と關係深く、よつてその都を亳と稱し、周初の邶は淶水にあつてその地近く、殷の王亥神話に有易の名がみえ、孤竹君の地は遼西にあり、徐偃王の出生譚にも卵生説話を傳え、有娀は殷人の自稱で孤竹もその一系であるとする。すなわちその地は殷の故地であり、そこに周の同族たる召公が受封したとするのである。その説は、神話傳説よりして史料を解釋し、さらにこれを金文に及ぼそうとするものであるが、召公を周の一族とする確證はない。ただ召公の父は召伯父辛と稱し、また召の一族が梁山七器を殘していることからも、燕の古稱である匽と召族との關係が考えられる。召は殷代の河南西部にあつた召方の後で、周初の東方經營に東道の任に當つたものと考えられ、その經營についてはかつて召方考論叢二集に述べた。歴史的研究を神話傳説にまで及ぼすには極めて周到な用意を要することであり、梁山七器に對する貝塚氏の解釋についても同様のことが指摘される。

六は周初の都邑の歴史地理的考察であるが、特に周の三都について宗周・鎬京の所在を問題としている。陳氏はまず、一銘中に二都の名のみえる周初の金文例によつて、宗周・鎬京・豐・成周・周・王はそれぞれ同一の地たりえず、互いに排斥關係にあり、王と周とは時期的な異稱として一地であるとしても、合せて五地があるとする。金文に王の康宮・京宮と、周の康宮の名がみえ、陳氏は王・周を一地とするところから、王の康宮と周の康宮とは同一である可能性が甚だ多いという。また左傳・國語等の文獻資料によつて、令方彝にいう王は西周金文の周であり、春秋宣十六年經の王城に當るもので、春秋「成周宣榭火」は虢季子白盤の「王各周廟宣榭」と同じく、頌鼎に新造の成周大廟のことをしるし、西清甲編一・三六の方鼎は形制花文よりみて成王期の眞器となしうるものであるが、銘に「隹四月才成周、丙戌、王才京宗」とみえ、みな成周に宮廟の存した證とする。陳氏はこのように金文と文獻とによつて、周初以來の成周と王城とを、次表のように整理する。

(成王期)	(成王以後)	(春秋)
新邑・成周	成周　大廟　新造	成周　宣榭　陵墓　襄宮
王・康宮・京宮	周　康宮　邵宮　般宮	王城　郟　平宮　莊宮

(戰國)	(西漢)
東周	洛陽
西周	河南

すなわち成周と王・周とを、洛城東西の二地とするのであるが、都名について西周期と東遷後とを混

一したところがあり、成王以後の周は宗周の略稱である。陳氏によれば、周某宮と稱する册命は悉く東都洛邑で行なわれたものとなり、宗周で行なわれた册命はすべて周の宮廟外で行なわれたものと解される。册命ごとに王が宗周を離れて洛邑に向つたとすれば、いわゆる廷禮は首都の宮廟では擧行されなかつたという不自然な結果を生ずるが、それは令方彝にいう康宮をのちの周康宮と同じとするからである。周初の王城に康・京二宮のあつたことは疑いないが、いわゆる周康宮は君夫段など穆王期以後にみえ、康昭宮・康穆宮の名からも知られるように康王の廟であり、もとより宗周に造營されたものであつた。宗周康宮を周康宮と稱するのは、宗周は首都たる都城の名、周康宮とは周室の宮廟の意とすべく、洛の王城の宮廟は、成王が一時遷都の意があつて造營したが、その後は維持されず、東遷以後にまた恢復をみたものにすぎない。頌鼎によつて成周康宮がまた新造されたと解するのは、銘文の誤讀による。頌鼎の文は、成周における新造の貯、すなわち新設の屯倉の監嗣を命じたものである。のちにいう唐蘭の斷代說の誤も、兩都の康宮を混同したために生じたもので、そのため關係彝器の時期を悉く誤る結果となつている。

陳氏はまた王・周を同じとする解釋を持して三都の所在を求め、さらに新たな混亂を招いた。六の乙、論豐鎬及び宗周において、文獻には宗周と鎬京とを一とするが、西周金文に據ると宗周・豐鎬はみなその地が異なり、宗周は豐鎬遷徙以前の舊都であつた岐周、すなわち岐山美陽の地である。そして大盂鼎・小克鼎など岐山出土の器銘にしるす册命が宗周の地で行なわれているのは、その證であるという。そして各都の所在を次のように定めている。

宗周　宗廟所在、在此朝見、則武王時的周、在岐山

鎬京葊京　王宮所在、有辟雍大池、在長安南昆明池北、豐水東

豐　（王及）臣工所居、在鄠縣東、豐水西、距鎬廿五里、葬地在畢、近鎬以上西土之都邑

王（城）　卽成王後的周、王所居、有王宮、漢河南縣北、瀍水西

成周　卽新邑、居殷民、有大廟、在王東四十里、瀍水東、葬地在翟泉、近成周以上東土之都邑

陳氏のいう鎬京とは、金文の葊京をいう。葊を鎬と釋するのであるが、鎬には別に[illegible]があり、鎬京辟雍の名は詩篇においても西周後期にみえる。葊京の名は西周後期の金文にみえず、おそらく昭穆期ころまで葊京に營まれていた辟雍が、後期には宗周の南方である鎬に遷されたものと思われる。陳氏は詩の鎬京辟雍を、直ちに金文の葊京辟雍と同じとしたため、宗周の所在を失い、これを岐山の地に比定したのであるが、たとえば臣辰卣「隹王大龠于宗周、徣饗葊京年」とは、宗周は王都であるから、葊京に赴くことを徣という。宗周と葊京とは相近く、また下文に「殷于成周」とあり、この三種の儀禮が相ついで行なわれているのは、その地が相近いとしなければならぬ。葊京は豐に近く、書の召誥に「王朝步自周、則至于豐」というのも、宗周より葊京に赴くをいう。葊京には當時辟雍の諸宮が營まれていたのである。宗周を岐山とするのは文獻に何らの證なく、陳氏の說は、おそらく葊京を鎬京と誤り解してその排比に苦しみ、ついに宗周を岐山に遷したのであろう。盂・克の册命のごときも、みな王官としての册命であり、宗周の地で行なわれたもので、大克鼎の宗周穆廟は、克盨・寰盤の周康穆宮と同じである。陳氏の都邑說には、西周・東周の資料を混一する誤が多く、西周期虢季子白盤

の周廟宣榭と、東遷後の成周宣榭とは、すでに王都の在るところが異なるのであるから、同じであるはずはない。陳氏の史料處理には、この種の誤謬が少なからずみられる。

康王銅器中、庚嬴卣の條に、鳥文の分類と分期が試みられている。鳥文を1不分尾的長鳥、2成對的小鳥、3不垂啄的大鳥、4分尾的長鳥、5垂啄的長鳥、6分尾而垂啄的長鳥、7垂啄的大鳥とし、その時期との關係を

成王時　1岡刼尊　2令方彝　3望方鼎
康王初　1成王方鼎　4伯懋父諸器　7麥・生諸器
康王時　4・5師雍父諸器　6・7庚嬴卣
康王後　4・7白辟父諸器　7師湯父鼎

とし、結論として、「可見成世的大鳥小鳥長鳥、不見于康王以後、康初興起的分尾與垂啄之鳥、仍流行于康王以後、庚嬴・效・靜・雍父各組銅器、應序列于康王之世、最晩是邵世、這種新形式的鳥、盛行于康王後半期、以至邵王時、師湯父器、是最晩的、我們若以遹𣪘・剌鼎・長甶盉、作爲穆王時的標準器、則上述各組、應在穆王以前、成王康初以後」という。しかし鳥文にはその後にも趩觶〔一一四〕師旋𣪘第二器〔一四二〕卯𣪘〔一四九〕輔師嫠𣪘〔一五二〕張家坡九號壺〔一七四〕師獸𣪘〔一八六〕齊家村貫耳壺〔一九八〕などがあり、後期に至ってもしばしば用いられている。文様による分期には、この種の現象の多いことに注意する必要がある。

大盂鼎においては、書の酒誥との關係、銘文の形式のほか、殷代侯甸の制と奴隷制の問題にふれている。奴隷制については陳氏に別に西周文中的殷人身分 歴史研究・一九五四・六 に専論があり、斷代の5・27・44の諸器にも論及するが、賜臣の例と人鬲の例とは區別して考えるべきであろう。宜侯夨𣪘や大盂鼎など、多數の人鬲賜與の例が、極めて限られた特定の時期にのみみえるのは、いわゆる奴隷制の問題を考えるとき、その發生源に關して注意すべきことである。後期においては夷系種族の不自由民の存在が考えられるが、これは概ねいわゆる進人であり、一般的な奴隷制とかなり事情を異にするものであろう。

九において、西周策命形式を概説する。史系諸職のうち、初期に作册・內史・史があり、中・晩期にもその系列の諸職があるが、晩期には作册系の職がみえないという。作册・史の源委については、筆者にも専論 甲骨金文學論叢 がある。陳氏はついで册命の形式・場所・右者・册命の宣讀者・廷禮の次第を論じ、册命資料として金文・周書の諸篇、詩江漢・左傳 定四年 の蔡仲の例をあげ、またその他の文獻例にも檢討を加える。最後に周書中の王若曰をいう册命形式の構成を分析して、周書召誥の錯簡説を提出する。それは「康誥開首五十字、本在召誥之前、是兩簡、漢代今文尚書三家、誤置于康誥前」とするもので、康誥の篇題二字、文首四十八字合せて五十字二簡は、もと召誥の錯簡で召誥の「周公曰」の前にあるべく、その誥命は多士の文、「乃洪大誥治」とは、多士・召誥の兩誥命をさすとするのである。いまその説によって召誥の日辰を數えると、次のような關係になる。

惟二月既望十五日、越六日乙未廿一日、惟大保先周公相宅、越若來三月、惟丙午朏三日、越三日戊申五日太保卜宅、越三日庚戌七日、太保攻位、越五日甲寅十一日位成、若翼日乙卯十二日、周公朝至、

越三日丁巳十四日郊、越翼日戊午十五日社、越七日甲子廿一日周公命庶殷……周公曰(以上召誥)〔惟三月、周公初于新邑洛、用告商王士……〕(多士)惟三月哉生魄……周公咸勤、乃洪大誥治(以上康誥)

陳氏が西周月象の定點を求めるのに、召誥・康誥を連ねて説いたのはそのためであるが、朏を三日、既生霸を十二日とする陳氏の説によると、周公朝至の日に多士の誥命が行なわれたことになるが、周公が庶殷に命じたのは甲子にして廿一日であり、康誥の哉生魄と合わず、陳氏の錯簡説に疑問がもたれる。他の週名説によるも、この接續關係を説くことは不可能である。

小盂鼎は獻馘の禮をしるすものであるが、銘文はその禮をいうこと甚だ詳しく、南門より大廷・周廟より二門・三門を經て中廷に至り、路寢大室の前でその禮が行なわれている。陳氏はその三門を經籍にいう南門・正門・路門、また外朝・治朝・燕朝にあて、特に顧命との比較を試みている。またその賜與は武器數種であるが、中期諸器の賜與にその系列に屬するものがあり、賜與による分期の例とする。遹甗の條に師雍父・伯雍父の關聯器、また競卣と競諸器の器群編成を試み、𩰫鼎にみえる猒を姜姓四國の一である甫とするが、宗周鐘の猒との關係に及んでいない。競諸器の花文形制は、成・康期にわたるものであるという。

昭王銅器には無其𣪘・友𣪘等をあげ、標準器とすべきものがなく、ただ瓦文𣪘と康王晩期にみえる燮とを以て一群、また尹姞・公姞兩鼎を以てその關聯器を一群として構成する。尹姞鼎の休天君の休は動詞に解すべく、文首にこの句をおく形式の銘文がある時期に行なわれたが、これを特定の王に屬することはできない。陳氏は文首に「休〜」とする諸器については召圜器の條に言及している。

穆王銅器には、長甶盉・遹𣪘等、生稱の器を存する。長甶盉は普渡村の出土で多數の同出器があり、初期より穆王期に及ぶ器群である。またその器群中に編鐘があり、それによつて鐘制の成立を論じ、遹𣪘よりして葊京大池の儀禮とその關聯器とをいう。宗周鐘については、西周年代考に厲王期説を述べている。

共王銅器に共王の生稱をもつ趞曹鼎第二器があり、右者井伯を標識とする器群を構成する。井伯と𩣡馬井伯とを一人とし、その系聯關係によつて共王諸器の編年を試み、次の圖表を示している。

器号	年	器名	右者	所	冊命	文様
75	元年	師虎	井伯	杜宖	內史吳冊命	瓦文
81	二年	乍冊吳	宰朏	周成大室	史戊冊命	獸面文
82		師遽		康寢	宰利易	獸面文
83	三年	師遽		周新宮	師朕易	瓦文
84		牧馬受				瓦文
73	七年	趞曹	井伯	周般宮		弦文
74		利	井伯	般宮	內史冊命	
76		豆閉	井伯	師戲大室	內史冊命	瓦文
77		師毛父	井伯	大室	內史冊命	顧龍
78		師奎父	司馬井伯	大室	內史駒冊命	顧龍
79	十二年	走	司馬井伯	周、大室	乍冊尹冊命	

80　十五年　史趞曹　周新宮射廬　顧龍
85　師湯父　周新宮射廬　宰雁易　大鳥

紀年日辰銘をもつ器を中心とし、共通項をもつ諸器を系聯してゆくこの方法は、斷代表作成の一形式として、陳氏がおそらく後期彝器の編年に大いに用いようとしたものであろうが、斷代は六回にして掲載を中止し、編年表としては僅かにこの一表を存するにすぎない。この圖表化によつて、器の系聯關係が一目にして明らかとなるとともに、その矛盾のあるところも直ちに看取される。たとえば元年・二年・三年銘の日辰に適合する曆譜においては、十二年銘の走設はその譜に屬しがたい。また從つて司馬井伯諸器は、その期に入りがたいことが明らかである。陳氏の月象名説によるも同じ。紀年銘の錄入は、一器を誤ればその全體系に乖誤を生ずるおそれがあるので、その都度に推算を嚴密にしなければならない。

懿孝銅器については、諸井の問題を論ずる。井に井伯・井叔（咸井叔）・鄭井叔・井季・井公・鄭井・井・井邦・井人・井邑などの人名・地名がみえ、陳氏はその器の時期を考えて、井季某之文考井叔（昭或其前）・井季（約昭穆時）・井伯（穆王時）・井伯・司馬井伯（共王時）・免組之井叔・咸井叔（約共懿時）・鄭井叔康（懿或其後）・井伯章父・井叔男父（懿王以後）とする。司馬井伯の時期について問題のあることは、右の編年表に附説した。また諸井の問題について、樋口博士の井器考西周銅器の研究に考古學的な視點よりする檢討が加えられており、そのことについては別にふれよう。

また鄭井叔の問題について、「西周中期當穆共之時、東西土有兩鄭、一爲東土的鄭、或鄭虢・奠虢中、卽城虢中、亦卽成王時的虢城、地在河南新鄭成皋一帶、卽東周的鄭國、一爲西土的鄭或西鄭、大設・免尊王才奠、和奠井氏諸器之奠」とし、文獻の記載によつてこれを證する。思うに西土の鄭は、おそらく殷周の際に東土の鄭より遷された殷系諸族のおかれた地で、のち桓公がこれを治めて「甚得周衆與東土之人」國語鄭語といわれ、東遷の際にはその徒を率いて鄭を建國している事情からいえば、陝右の諸鄭はもと河南の鄭より遷された殷系の諸族であろう。その經緯については殷代雄族考其一鄭、論叢五集に述べた。なお陳槃氏の春秋大事表譔異に、詳しい論述がある。

守宮盤は、臣辰諸器とともに洛陽から出土した守宮諸器中の一であろうが、守宮諸器には器制の古いものが多く、ひとりこの盤のみ免諸器の時期まで下る。文中に周師の名がみえ、その名はまた免設にみえる。周師より守宮に對する賜與は、他にみえぬ特殊なもので、いわゆる張帳の具である。同じく守宮と稱する器に初期以來のものがあるのは、效尊の東宮と曶鼎の東宮とが別人であるのと同じ。曶鼎の曶もまた司卜曶・冢司土曶・宰曶・士曶・曶父の名がみえ、懿孝夷の時期にわたる。師俗父・伯俗父・師彔宮などによつて懿王期の器群が構成されるが、五年銘の諫設の條に「此器的顧龍、同于曶卣的、後者同作器者之鼎、大約爲懿王元年之作、則此器的五年、當是懿王五年、右者司馬效、于懿王五年尙見存、他在共王十二年器上、爲司馬井白、亦卽穆王器上的井白、厤事三朝、而共王時代之不得長于二十年、亦可由此推定了」という。三朝歴事の人であるから朝ごとに呼稱を異にするというのも奇異なことである。ただ元年銘の曶鼎と三年銘の師晨鼎・五年銘の諫設とは、懿王期としてその日辰が一應接續する。

紀年銘は共懿期より漸く多く、その暦譜化が成功すれば器の絶對年代を確かめうることになり、諸器斷代編年の基礎となるべきものである。陳氏は十二年銘の大師虘毀及びその關聯器の時期を考え、暦譜の問題に及んでいう。

此器因在銘末記十又二年、對于師晨組的王年、有重大的關係、師晨見于王三年的鼎上、又見于此王十二年的器上、則此王在位當在十二年以上、此器的宰曶、亦見于蔡毀、後者所見的史先與諫毀・揚毀中內史同名、當是一人

一九四二年、郭沫若因見此拓本、曾作陝西新出土器銘考釋 說文月刊三・一〇、今檢其文、亦讀師量宮之量爲量、文中亦提及此器與師晨組的關係、他以師晨鼎的司馬爲司馬共、卽共伯和、故定此組年代爲厲王時器、此說不確、他說上列諸器銘、多具年月日、大可用爲考訂周代曆法之資料、近時學人、每好以劉歆曆法、以制殷周長曆、以金文按之、多不合、或則合于此、而不合于彼、適足證知曆法有異耳、欲求周代曆法、當就彝銘中、求其確屬于同一世代者、比並其所繫之年月日、以尋其相互之關係、如此方得準確

郭氏所說周代曆法的重構、非常重要、過去吳其昌金文曆朔疏證、和董作賓西周年曆譜之作、都是先有預先擬的各王年數、和一定不變的曆法、勉强附合金文材料、我們以爲、西周年曆的重擬、應該有步驟的作去、首先作銅器斷代的工作、從花文形制和出土地、尋求某組某群銅器外在的聯系、再從銘文內容、尋求其內部的聯系、其次有了若干組・群、可以大約斷代的銅器、就其所記年月日、推求各王在位的最低年數、從一個王朝的幾組銅器、排比其年月日的曆組、最後由于各朝曆組的排比、而得西周曆法的大概面貌、(曆法可以小小變易的)、將前後相連接的王朝的銅器曆法組、串接起來、在串接過程中、可以參考文獻記載的王朝年數

そのいうところはみな理に合するが、ただ組群の構成過程においても、また暦法上の矛盾を避けるべきはいうまでもない。今までに指摘してきたように、陳氏の組群の編成にもかなりの問題が含まれており、陳氏の提言に對しては「其然、豈其然乎」という外ない。陳氏は懿孝銅器の末に元年銘の蔡毀を列し、「此組大約可定爲懿王三年至十二年之器、如此則懿王在在位十二年以上、蔡毀的元年、可能是懿王元年、但更可能是孝王元年、因爲右者宰曶、與曶鼎是一個人、而後者在懿王元年、是司卜之官、此組的特色、是常常在周的某宮內册命、有了長銘的鐘與豆、記載王的策命、已經有了很完整、而較固定的形式了」という結論を示している。このうち懿王の名のあるものは匡卣の一器にすぎず、二年銘の趩觶、三年銘の師晨鼎、五年銘の諫毀、十二年銘の大師虘毀の諸器は一王の譜に入らず、趩觶を穆王二年に屬すべく、別に七年牧毀・十三年走毀剔誤十二年を加えることができる。曶鼎はおそらく懿王元年の器であろう。各王の元年元旦朔が明らかとなれば、それを定點とする斷代が可能となるはずであり、元年銘の器については兩可を持すべきではない。

陳氏の斷代は以上を以て終る。後期の諸稿は、おそらく發表の機會を失なつたものであろう。いまその缺を補うために、陳氏の斷代說を西周年代考によつて要約すると、各王の在位年數とその資料とされる器名は次の通りである。

成王二十年（生號器獻侯鼎・宜侯矢毀、十九年銘睘卣）　康王三十八年（廿二年銘庚嬴鼎、廿

三祀銘大盂鼎、卅五祀銘小盂鼎）　昭王十九年　穆王二十年（生稱器遹𣪘・長甶盉）　共
王二十年（生稱器趞曹鼎、十五年銘趞曹鼎第二）　懿王十年（生稱器、匡卣）　孝王十年（約
當懿孝時之銅器組、若師晨鼎・師兪𣪘、有惟王三年、諫𣪘有惟王五年、懿孝年數、約在五年以上）
夷王三十年（十八年銘善夫克盨、廿三年銘善夫克鼎　廿七年銘伊𣪘）　厲王十六年（虢仲盨）
共和十四年（元年銘師毀𣪘・元年銘師兌𣪘、三年銘師兌𣪘・十一年銘師嫠𣪘・伯龢父師龢父諸器）
宣王四十六年（五年銘兮甲盤）　幽王十一年

紀年銘をあげることが甚だ少く、他の元年銘などの屬するところが知られない。かつ共和の諸器のごときは、暦譜に入りがたいものを含む。王の在位年數においては、昭穆より以後、在位二十一年以上のものは夷・宣の二王のみであるが、廿五年銘の鬲从盨、廿六年銘の番匊生壺、廿八年銘の寰盤、卅二年銘の鬲攸從鼎、卅七年銘の善夫山鼎等の諸器を、悉くこの二王の譜中に收めることは、もとより不可能である。西周は成王より數えて十世十一代、その積年を合せて二五四年とするところに、すでに斷代上の無理があるものと思われる。金文資料の内的・外的徵證によつて斷代編年を行なうべしとする陳氏の主張は正しいとしても、陳氏のなすところはまず二次資料たる史料から出發し、これによつて西周の積年を求め、その中に金文資料を籠統しようとするものであるが、その歷王の在位數に錄しがたい多くの紀年銘彝器を佚するなど、矛盾を隨處に露呈している。陳氏の研究はいわば史學派の立場を代表するものとみられるが、その援證する史料はむしろ金文によつて批判さるべき性質のものである。

陳氏の研究が、多くの史料に依據して金文の時期を律するものであるのに對して、唐蘭氏は金文中の康宮の問題よりして器群の分期を試み、從來と甚だ異なる結論を提示している。その西周銅器斷代中的康宮問題考古學報、一九六二・一は、篇名からも知られるように陳氏斷代に對する批判であり、純粹に學術的なものであるが、陳氏に對する攻擊文の一とみられ、陳氏に對しては同志の語を用いていない。この一篇は、令彝中の康宮を康王の宮廟とする唐說に對する郭氏の批判にこたえる形式をとるが、その主旨が陳說を掊斥するにあることは、容易に看取しうる。

唐氏は、彝銘中に康宮の名のみえるものとして、1康宮（康鼎）2康宮大室（君夫𣪘・揚𣪘・休盤）3康邵宮（頌鼎）康穆宮（克盨・寰盤・伊𣪘）康宮新宮（望𣪘）康宮㝨太室（鬲攸从鼎）康剌宮（克鐘）4康宮（令彝）5康宮王臣妾百工（伊𣪘）をあげる。このうち前二器と末二器及び望𣪘は周を冠せず、他はすべて周康宮という。唐氏はこの康宮は康王の廟であり、令彝の京宮が太王・王季・文・武・成の宗廟であるのに對して、康宮系統の各宮は、康・昭・穆・夷・厲の宗廟であるという。そしてその立場から、關係彝器の斷代を試みようとする。

令彝の康宮が康王の廟であるならば、當然令彝の時期を昭王期に屬することとなる。唐氏はその論證として、令彝の明公尹は周公・君陳・畢公の後を承けて尹職についたものであること、令彝の器制は殷周期のものより下る形式であること、また王・工などの文字の肥筆は盂鼎に似ており、全體として昭王初期に位置するという。また同じ作器者になる令𣪘について、その時期は令彝よりなお下り、「王于伐楚伯、在炎」とは昭王の南征をいうとし、竹書紀年にしるす昭王十六年の南征に當てる。文

中の王姜は康王の妃にして昭王の母、南征に母を伴なうのは、楚辭天問に「昭后成游　南土爰底」というように、昭后に觀遊の意があつたとする。また史叔隋器等の王姜諸器はみなそのときのもので、古詩説に康王晏起、伐性短年をいうように、このとき王姜はなお衰年に及んでいないという。また令毁の文字様式は、䟆毁・過伯毁・𤼈毁など南征諸器に近く、みな昭王後期の器とする。

唐氏はまた、周の宮廟は康宮を中心として昭・穆・夷・厲の五廟制をとるが、康王が太廟の位置を占めるのは、康王以後奴隷所有の豪族が興つて封建の制が行なわれず、周廟は周室一家のものと化したからであるとする。穆の新宮は穆王太室、あるいは單に新宮とよばれ、その器は共王期に屬する。また周康昭宮・周康穆宮と稱するものは、厲・宣期の器である。共は昭、懿は穆、夷は昭、厲は穆、共・懿・孝の廟名がみえないのは、すでに祧して昭穆に附入したからである。昭穆の制は周の舊俗であり、詩の載見に昭考、書の酒誥に穆考文王、金縢の穆卜、洛誥の昭子とは、みな昭穆の意を以ていうとする。ついで宮・廟・太室のことを詳論するが、その意は陳氏の宮室説を排するにあり、周師彔宮・永師田宮の周師・永師を邑名、彔宮・田宮を離宮の名とする新説を試みている。しかし康宮に關するこれらの所説は、成周の京宮・康宮の制と、宗周の周廟とを混一して論ずるもので、その點は陳氏と全く同じ。ただ成周康宮の名のみえる令彝を、康宮を康王の廟と解して昭王期に屬するために、その關聯器をすべて昭穆期にまで下すこととなり、考古學的に殷周期とよばれる成康期の諸器は一擧に減じて、考古學的編年はその系列を失う結果となつた。

唐氏は周初の征役を文獻によつて整理し、成王初期の三監の叛による東征と、昭王期の反夷荊楚を

伐つ南征、穆王期の徐偃王討伐の三事とする。いわゆる成康の治を史實として、その四十年間には征役なしとする見解である。それは成王期の東征によつて、逸周書によれば四十八萬の俘虜を得て奴隷制を確立し、その繁榮を築いた周王朝が、四十年後に東夷の叛亂と奴隷源の枯渇によつて、再び奴隷獲得の大役を興したものと解する。殊に南征において孚金をいうものが多いのは、この期の南征が金の俘獲をも目的としていたからであるという。

穆王期には徐偃の役があり、班毁にいう厭戎は偃戎であるとする。そしてこれを器制上成王期とする斷代の説を否定し、器は明清の際の僞器であるとしているが、その殘片が近時廢銅中より發見され、眞器眞銘たることが確認された。郭氏の報告 文物一九七二・九 に、大系と同じく成王期説が主張されているが、しかしその器が昭穆期に屬すべきであることは、銘文からみても知られることで、唐氏は穆天子傳の毛班の名によつて穆王期とする。そして班毁の關聯器として、呂・吳の名のみえる靜毁等をこの期に屬している。

曶鼎に「周穆王大室」とあり、これを穆王の沒後遠からぬものとし、曶鼎を共王元年の器、その日辰は同じく共王元年の師虎毁の日辰に先立つこと一日である。また曶鼎の井叔は穆天子傳の井利であり、穆王が鄭宮にいたという史傳によつて、「王在奠」をいう𢦏器の一群を穆王期に屬する。ただ鄭井・井叔編鐘は夷厲期に下り、井に時期の異なるものがあるという。曶鼎の效父により、效父毁の休王の名を問題とするが、休を動詞によみ、效父を穆天子傳の郊父にしてまた穆期のものであるとする。曶鼎にまた東宮の名があり、肇貯毁にみえ、その器を穆王の晩年に屬する。穆天子傳の井利は、また

師遽方彝の宰利であり、これも穆王晩期であるという。要するに以上の穆器は、すべて穆天子傳によってその論證が行なわれている。

克鼎・伊𣪘に周康穆宮があり、厲王期の器。鬲攸从鼎と同制の毛公鼎、頌壺と器制の近い芮公壺も同じ。克盨も同期であるが、克鐘は日辰相接せず、宣王期の器とする。しかし唐説のように、克盨を厲王十八年、小克鼎を厲王廿三年とすれば、克鐘の宣王十六年まで四十九年となり、甚だ不自然な結果となる。それで唐氏は厲王奔彘をその廿四年にあり、厲期の二十七年伊𣪘、廿八年寰盤、卅一年鬲攸从鼎は、共和十四年を厲期に加えて數えるもので、厲期は三十一年以上、三十八年以內であり、これならば厲王十八年銘の善夫克が、宣王十六年にはなお涇東の遹正に從事しうるという。諸器の斷代については表示がなく、說明の間に矛盾するところもあるが、いまその斷代器を表示しておく。

成王初期　塱鼎　洡司徒逘𣪘　小臣單觶　禽鼎　禽𣪘
康王晩期　作册大方鼎　叔卣　不壽𣪘　宜侯夨𣪘　大盂鼎　小盂鼎　旅鼎　小臣謎𣪘
康末昭初　師旅鼎　小臣䣄卣　伯懋父諸器
昭王前期　令彝　令尊　明公𣪘　䨨鼎
昭王晩期　令𣪘　南征諸器　王姜諸器　十九年銘睘卣　睘尊　趞尊　趞卣　中氏安州六器　麥尊等麥器　㝬𣪘　䧹𣪘　過伯𣪘　㝬鼎
穆王前期　剌鼎　遹𣪘　長甶盉　班𣪘　靜𣪘
穆王晩期　師遽方彝　免諸器　盠器　效父𣪘　鄭父鼎　肈啓貯𣪘　利鼎　趞曹鼎　史懋壺　卯𣪘
共王期　元年曶鼎　元年師虎𣪘　二年趩觶　三年師遽𣪘　盠駒尊　趞曹鼎第二　師湯父鼎　望𣪘
厲王期共和　元年師訇𣪘　三年頌鼎　十三年無㠱𣪘　十八年克盨　廿三年克鼎　廿七年伊𣪘
廿八年寰盤　三十一年鬲攸从鼎　毛公鼎　頌諸器　芮公壺　虢叔旅鐘　士父鐘　宗周鐘
宣王期　克鐘

唐氏の分期斷代は、大系・斷代と遙かに異なり、周初の器を多く昭穆期に屬するが、その論據は一に令彝の康宮を康王の廟とすることに發する。唐氏は、陳氏がこの康宮を王城、すなわち周の康宮であるとするのを誤とし、それは成周の康宮であり、周康宮とは成周の康宮であるという。しかし歴世首都とする宗周に一の宮廟もなく、册命廷禮のあるごとに君臣が成周に赴くはずはなく、この周が宗周の意であることは疑うべき餘地がない。

周の王權が確立するに至るまでの周初の征役を踐奄・伐荊・伐偃の三役に限定することも、西北より起つて遠く東方の經營を進めた周初の事情に適合するものでなく、穆天子傳によつて班𣪘を說き、穆天子傳の「孟冬夏正八月癸酉」宗周に還歸し、班𣪘の「隹八月初吉、在宗周、甲戌、王令毛伯、更虢城公服」をその翌日のこととするのも、說話を以て金文を說くもので巧合に過ぎよう。毛伯を毛班とする說は、すでに積微居にみえる。厲王期に屬する紀年日辰銘をもつ多數の彝器は、ほとんど日辰の接續しうるものなく、これをどのように說こうとするのか知られないが、將來の西周史に一步の科

學研究を進めると稱するその研究は、甚だしく非科學的な臆斷に滿たされている。新邑・成周の經營は、おそらく成王初年、東土經略の基地としてなされたもので、周書の諸篇も多くその地で發した誥命であるが、それは概ね庶殷、四方の多士を對象とするものであつた。令彝もまた、庶殷の一たる東方系貴游の作器である。西周は宗周を首都とし、その地に宮廟を營み、成周には庶殷をおき、殷の六師を組織して時に遹正を行い、屯倉を設けるなど、概ね軍事的な性格をもつ基地であつた。周康宮を主とする宮廟が、その地にあるはずはない。周康宮・宗周・成周など、分期の基礎となる問題の理解に誤があるとすれば、その所論はすべて瓦解せざるをえない。

これよりさき、楊樹達氏の積微居金文説・餘説一九五九年が出て、金文の字釋・訓詁・名物・文義の剖析に極めて精審な研究が出されたが、彝器の時期に對する考説は少く、ただ武王期に中方鼎等安州六器・大豐𣪘・郩伯𣪘、周公居攝時の器として渚司土逘諸器、また共和期の器として龢父の諸器をあげ、師獸𣪘をその元年の器とし、幽王期の器には保侃母壺・厲姛鼎・南宮𣪘等をあげる。郩伯𣪘の眉敖を、書の牧誓にいう微盧彭濮の微とするが、その器制は周初のものでなく、保侃母壺はその關聯器からみても中期初頭の器であり、彝器の時代觀に不十分なところが多い。また渚司土逘を左傳定四年の陶叔に當てて周公の居攝を證するなども、明確な擧證としがたい。これらは、訓詁學的方法による研究の限界を示すものということができよう。金文の研究には、その領域に關與するすべての方法が、有機的に綜合されるのでなければならない。しかし金文の分期斷代の最も基本的・科學的な方法としては、可能な時期の暦譜的構成が、その確實な根據を提供するものとなろう。群別的研究法は、暦譜的研究の補助手段として、はじめてその意義を獲得しうる。暦譜の構成は、金文研究の最も基礎的な方法である。

昭和五十年二月　初版發行
平成五年九月　再版發行

神戸市東灘區住吉山手六丁目一番一號
發行所　財團法人　白鶴美術館

京都市下京區七條御所ノ內中町五〇
印刷所　中村印刷株式會社

白鶴美術館誌

第四四輯

白川靜

金文通釋 四四

通論篇

方座百乳文四耳殷

財團法人

白鶴美術館發行

第七章　曆法的研究の方法

一、古曆法による推步

西周の後期金文には、紀年月相日辰をしるす器銘がかなり多く、これによつて各王の曆譜構成の方法がえられるならば、器の絕對年代を求めることも可能となり、金文を史料として用いる道が開かれよう。そのことは、古曆の研究とそれによる推步の術が進んだ嘉慶・道光期の學者には當然注意されるところとなり、羅士琳一七八四～一八五三が四分周術を以て焦山無叀鼎の推步を試み、ついで張穆一八〇五～一八四九も四分曆を以て虢季子白盤の日辰を推し、阮元の賞歎をえたという。しかしその後、同様の推步を試みるものが少いのは、推算に勞多くして功少く、容易にその體系を求めがたいためであろうが、劉師培が一擧に三十一器の推步を試みて斯界の注目を集め、それより曆法的研究が金文學の重要な領域として認められるようになつた。初期推步の例として、張穆の虢盤の推步法を、攈古に錄するところによつてあげておく。

張石舟說、此盤與焦山無專鼎、皆周宣王時物也、無專鼎云、惟九月既望甲戌、甘泉老友羅君次球、以四分周術、推得爲宣王十六年己丑之九月十七日、儀徵相國、歎爲精确、癸卯秋、穆南游邗上、

出此盤相證、更以次球之術演之、盤首云、惟十有二年正月初吉丁亥、據李淳風五經算術注云、周術上元丁巳、至魯僖公五年丙寅、積二百七十五萬九千七百六十九算、按僖公五年、上距宣王十二年一百六十二年、應減一算、爲一百六十一、以減積年、得周術上元丁巳、至宣王十二年乙酉、積二百七十五萬九千六百八算、外盈元法 四千五百六十 去之、餘八百八、爲入紀年、如蔀法 七十六 而一、得積蔀十、命甲子一 癸卯二 壬午三 辛酉四 庚子五 己卯六 戊午七 丁酉八 丙子九 乙卯十、算外得甲午蔀、其不盡之四十八、卽爲入蔀年、是宣王十二年乙酉、入甲午蔀四十八年、以章月 二百三十五 乘之、得一萬一千二百八十、如章法 十九 而一、得五百九十三爲積月、不盡十三爲閏餘、是年閏十一月、以蔀日 二萬七千七百五十九 乘積月、得一千六百四十六萬一千八十七、如蔀月 九百四十 而一、得一萬七千五百一十一爲積日、不盡七百四十七、爲小餘、以六十去積日餘五十一、爲大餘、命起甲午算外得周正建子月 卽正月、爲乙酉朔、其丁亥、乃月之三日也、焦山之鼎、有月日而無年、得此盤相證、其代益顯、相國聞之、尤稱快也 攈古卷三之二、四四葉

特殊な用語と計算法を用いるもので、理解も容易でないが、漢書律厤志にその法をいう例が多く、書の孔疏、また漢書集解に引く錢大昕の計算例がみえ、その大體を知りうる。用語及び計算法については、劉師培の周曆典 左盦外集卷十一、

曆法については新城新藏博士の東洋天文學史研究や藪內清博士の諸論文が參考となる。またその計算法を數式にしたものには、吳氏の厤朔疏證 卷四・六・二五 に、その計算例がある。

殷周古曆の問題は、卜辭の發見によって殷曆にまで遡ることとなるが、殷曆に歲末置閏を示す十三月という例が多いことから、大體においていわゆる太陰太陽曆がそのころから用いられていたことが知られる。ただ月相の名をいうものは周初にはじまり、月相四週の名が定まって行なわれていたとみられる。四分術は、十九年七閏、すなわち二三五月の間に七閏月をおく曆法で、一年三六五日四分の一、十九年にして六九三九・七五日、この〇・七五の端數を消すため十九年を一章、その四倍七六年を一蔀とする。一蔀七六年にして曆日は一巡し、朔旦冬至にもどるが、第二蔀の朔旦冬日の干支は、甲子に二七七五九日を六十干支で除した殘りの三九を加えたもの、すなわち癸卯となり、第二蔀を癸卯部とする。以下第二〇蔀までを一紀、一五二〇年にして、干支がまた甲子にもどる。ただ歲名干支の一巡には天地人の三紀一元、すなわち四五六〇年の週期を必要とする。淮南子天文訓に二十紀（蔀）にして大終、三終して復元というものである。この方法では、朔は三百年にして一日、季節は四百年にして三日の誤差を生ずるという。

$2759769-161=2759608$　$\frac{2759608}{4560\text{(元法)}}=605\frac{808}{4560}$　$\frac{808}{76\text{(蔀法)}}=10\frac{48}{76}$(蔀餘)

甲午部48年$\frac{48\times 235\text{(章月)}}{19}=593\frac{13}{19}$(閏餘13)

$593\text{(月)}\times 27759\text{(蔀日)}=16461087$　$\frac{16461087}{940\text{(蔀月)}}=17511\frac{747}{940}$(積日)小餘747　$\frac{441}{940}$(標準日數)$<\frac{747}{940}$正月大

$\frac{17511}{60\text{(干支)}}=291\frac{51}{60}$大餘51　甲午(蔀首, 31)+51(干支), 乙酉正月朔　丁亥3日

三統暦はこれに一三五月の蝕週期を加え、一四四年に一日の誤差を消すための超辰を用いる。そのため、一月は二九日八一分の四三、一年は三六五月一五三九分の三八五、十九年で六九三九日八一分の六一、その端數を消去するため八一章一五三九年を一統とし、三統一元にして日の干支は循環するが、歲名干支はもどらない點が、三紀一元の場合と異なる。太初暦はその暦元を求めて、これを太初より一四萬三一二七年以前におく。實際には一四四年に一超辰の割合で進む干支の循環と、冬至朔の循環とが一致する年數は二九萬五四八八年を要するのである。この暦元を求める考えかたが、古史に結合されて開闢年代を設けることになり、さきの張穆の推步にみえる周術上元のごときもその一であるが、それらは古暦法に存したものではなく、周暦の復原にそれほど有力な資料ではない。

劉師培一八八四〜一九一九は、その周暦典に示す推步の法によつて、金文中の紀年銘の計算を試み、周代吉金年月考を著わした。その壯年以前の作である。蔡元培の劉君申叔事略に、「君名師培、申叔其字也、又名光漢、別號左盦、江蘇儀徵人、曾祖文淇・祖毓崧・伯父壽曾、均以治春秋左氏傳、有聲於時、父貴曾、亦以經術名、君幼慧、年十二、卽讀畢四子書及五經、年十八、補縣學生員、十九領鄉薦、二十赴京會試、歸途滯上海、晤章君炳麟、及其他愛國學社諸同志、遂贊成革命、時民國紀元前九年也、君則改名光漢、著撰書、昌言排滿復漢矣」というように、學術の家に生まれ、若年にして國事を論じた。のち文筆活動に從って一時わが國に亡命、歸國して章氏と合わず、端方に身を寄せ、北京大學長の蔡氏に招かれて教授となり、二年にして沒した。三十六歲の短命であつたが、その生涯は章氏と並んで二叔の名を恣にし、その著書は尨然たる劉申叔遺書として殘されている。全集には、錢玄同の年表と著述繫年、陳鐘凡の行述、蔡元培の事略、その他章炳麟・黃侃・黎錦熙等の文・序を加えている。吉金年月考は、古暦管窺二卷・春秋左氏傳時月日古例考とともに前二年、すなわち劉氏二十七歲のときのものである。夙成多才の人であつたが、その精魂を著述に傾け、晚年には貧苦のうちに沒した。

劉氏はその年月考に序していう。「昔平定張氏穆、以四分暦推虢盤年月、學者嘆其精審、嗣惟甘泉羅氏士琳、考釋焦山無專鼎、略踵厥法、然繼者無聞、予少秉庭誥、志怡推策、近閱吉金各款識、凡銘文備書年月日者、計三十餘、因踵張羅成法、以三統暦周暦爲主、以殷暦魯暦爲輔、信以徵信、疑以傳疑、纂爲一編、以爲治吉金者之助云」。その推步の例一・二・三をあげる。

散季敦　惟王四年八月初吉丁亥」　案薛氏款識引考古錄、定爲武王四年、今以三統暦推之、武王四年、距入甲申統五百二十一年、積月六千四百四十三、閏餘十八、積日一十九萬零二百六十七、小餘二十九、大餘七、得辛卯爲天正朔、閏在二月後、由是遞推、丁亥恰爲八月朔

師旦鼎　惟元年八月丁亥」　案阮氏款識以爲成王卽政之元年、今以三統暦推之、是年八月無丁亥、惟武王元年 卽文王受命十年、距入甲申統五百一十八年、積月六千四百零六、閏餘十六、積日一十八萬九千一百七十四、小餘五十八、大餘五十五、得戊寅爲正月朔、甲戌爲八月朔、閏在八月前、丁亥爲十四日、又成王嗣位元年、卽周公攝政二年、距入統五百二十九年、積月六千五百四十二、閏餘十六、積日一十九萬三千一百九十一、小餘二、大餘五十一、得乙亥爲正月朔、辛未爲八月朔、閏亦在八月前、丁亥爲十七日、則此鼎所云元年、非武王嗣位之初、卽成王嗣位之初矣

師艅敦蓋　惟三年三月初吉甲戌」　師晨鼎　惟三年三月初吉甲戌」　頌壺　惟三年五月既死霸甲

戌、王在周康卲宮」 頌鼎 惟三年五月既死霸甲戌、王在周康卲宮」 史頌鼎 惟三年五月丁子」 案此疑均厲王時器、以周曆推之、厲王三年、距入乙卯蔀六十四年、積月七百九十一、閏餘十一、積日二萬三千三百五十八、小餘八百四十九、大餘十八、得癸酉爲正月朔、壬申爲三月朔、甲戌三日、遞推得壬申爲五月朔、甲戌三日 器銘與曆差一日、 十六日丁亥、十七日戊子以三統曆殷曆推之、亦得壬申爲三月朔、惟五月之朔爲辛未、又後周曆一日

虎敦 惟王元年六月既望甲戌」 曶鼎 惟王元年六月既望乙亥 惟王三月既生霸辰在丁酉」 案此乃宣王時器、以三統曆推之、宣王元年、距入甲申統八百一十六年、積月一萬零九十二、閏餘十二、積日二十九萬八千零二十五、小餘二十九、大餘五、得己丑爲正月朔、丁巳爲六月朔、十八日甲戌、十九日乙亥 周曆同、 由是遞推、得次年正月癸丑朔、四月壬午朔、十六日丁酉 曶鼎前段云、元年六月、後段又云四月、則四月當屬二年、甚明、以曆證之、尤爲符合、蓋既望猶之初吉、不必定屬之朔日及十六也

以上のような推算を以て、その器銘と暦譜の一致する例として廿五器をあげる。すなわちその斷代器は次の通りである。

武王（四年銘散季敦）・成王（嗣位元年師旦鼎）・康王（元年師訇敦・十又四祀畢敦）・穆王（十又二年大敦蓋・十又五年大鼎）・共王（三祀師遽敦）・厲王（三年師𩛥敦蓋・三年師晨鼎・三年頌壺・三年頌鼎・三年史頌鼎・五年鄦侯敦・五年諫敦・五年兮甲盤・十又三年遂啓諆鼎・廿又八年寰鼎・廿又八年寰盤）宣王（元年師虎敦・元年二年曶鼎・二祀趩尊・五年召伯虎敦・六年召伯虎敦・六年史伯碩父鼎・廿又五祀盂鼎）

またその暦算の合わぬものとして存疑六器をあげ、周康宮新宮の名のみえる望段は昭王期に屬すべきもその譜に入らず、穆王期とする十六年伯克尊、厲王期とする三十一年鬲攸從鼎、衞の武公といわれる龢父の名のみえる師毀敦は平王の譜に入らず、「或伯龢父非衞武、亦未可知也」と衞武公說に疑問を述べ、十年牧敦は宣王の譜に入りうるが、十二月庚寅朔二十五日に當り、器銘の十又三月既生霸甲寅の月相名と符合しないという。この一篇は王國維の生霸死霸考 民五、一九一六年 に先立つこと五年、劉氏の月相解釋はなお漢志などの舊說に據るものであるが、初吉・既望を特定日の專名としないことはその推算例によつても知られ、王氏の四分一月說を啓く見解である。また死霸・生霸については、大敦の既生霸丁亥を十四日、師遽敦の既生霸辛酉を十五日、諫敦の三月初吉庚寅と兮甲盤の三月死霸庚寅を同日にして庚寅朔とし、第三例にあげた師𩛥・頌器の日辰を三月初吉朔と五月既死霸甲戌朔とし、大鼎の三月既霸丁亥について「三月朔、則既霸猶言既死霸矣」とするなど、明確な四分法をとるものでないことが知られる。

このような古暦法による推算は、元旦朔が嚴密に冬至朔と一致することを要求されるものでない場合、暦元による計算法は必らずしも必要でなく、また月相名が四分法の公名であるならば、日の干支數は五・六年にして常に相近い干支に循環するものであること、それは各王の在位數すなわち斷代を前提としないかぎりいくらも遊移しうるものであること、また四分月相の日數を定めなくては不適合の例が續出して紀年銘の排比を困難にするなど、多くの問題を含む。殊に金文學・考古學的な時代觀の確立していない場合には、たとえば夷王期の師訇敦（師詢毀）を康王期に、康王期の小盂鼎を宣王

期にというような倒錯に陥ることを免れない。すなわちその推歩は前提を缺く推算とならざるをえず、從つて暦日上の遇合を求めるにすぎないものとなり、暦譜の體系をえがたいものである。吳其昌はその金文厤朔疏證の卷首に、劉氏の年月考にきびしい批判を加えていう。

昔儀徵劉師培、亦曾撰周代吉金年月考一文載于國粹學報第六年第十一號、即宣統二年十一月所出之第七十三期、然舛牾幾不堪讀、非過毀也、劉氏于金石之學、本非所長、雖能推三統曆、然實未精熟、又最初挪爲此事、故宜其乖違百端也、如以頌鼎・頌段・兮甲盤等、均推爲厲王時器、又以大盂鼎、推爲宣王時器、皆謬之尤者、又如鄀段云、隹二年正月初吉丁亥、劉氏攷之云、宣王二年、以魯曆推之、得甲寅爲正月朔、丁亥四日、夫魯術、宣王二年正月甲寅朔、誠是也三統曆、爲癸丑朔、然甲寅朔、則四日爲丁巳、非丁亥也、……僅三・四日間、而鹵莽滅裂、至于此極、可駭怪矣

更駭異者、遂啓諆鼎、本只九字、不記年月、後爲估人妄鑿一百三十四字、僞文曰、隹十又三年正月初吉丁亥、粥于漢陽葉氏、字迹惡醜、盡人知僞、豈意劉氏誤贋爲眞、乃推算之云、在厲王十三年、亦云幻矣、其他若以既死霸爲三日考、大段頌鼎等、以既生霸爲二十三日考、伯克尊、甚至以初吉爲十二日考、僞遂啓諆鼎、蓋其於四分月朔、全幪然未明者也、又如史伯碩父段云、初吉己子、子古以爲巳字、己子即己巳也、劉氏不識古文、乃猥云、己子者、乃己酉・庚子二日也、八月十三・十四日、則非惟不明初吉何指、且並銘詞、亦未識也、凡此非好作苛論、以訐前人也、其文實足以深誤來者、故不得不詳加糾辨、以忠告于臨岐者焉

年月考の成るは民國前二年、晩清の圖釋・考釋の書がようやくあらわれた時期であり、器の時代觀についての正確な知識もなく、暦法的研究はまだ全く草創の時代であつた。わずかに張・羅二氏の推算各一器があり、從古に共和期十四年の暦譜を試みているごときは、むしろ稀有の例とすべきである。己子を己亥・庚子とする説は從古の譜にもみえ、劉氏はあるいはその說に據るものであろう。いずれにしても、各王の斷代歷年、月相四週の解釋は暦譜構成の基礎條件であり、吳其昌もその月相名については、王國維の四分一月說によつて推算の緒をえているのであるが、器の時代觀の誤に至つては、劉氏とそれほど相擇ぶところがない。かつその暦法も、古暦術を固守し、かえつて金文を誤とするところがある。金文の暦朔は金文の資料によつてその組織を知るべきであり、みだりに漢世の暦術によつて金文を規矩すべきではない。その金文暦朔の祕奥をひらいたものは、實に王國維の殷周暦法の研究であつた。

二、四分一月の法

月相を示す語は、尚書の武成・召誥・洛誥・康誥・顧命、その他詩篇や逸周書等にみえ、朔・朏・初吉・哉生魄・旁生魄・望・既望・旁死魄などの呼稱があり、金文には初吉・既生霸・既望・既死霸の四名がある。金文にこの四名のみがみえるのは、西周の暦法が月相についてこの四分名を原則とするものであつたことを示し、周書等にみえるものは、この四分名の成立する以前の過渡期の現象であつたものか、あるいは逸周書などの後期の資料によつて變改されたものか、そのいずれかであろう。

金文資料によれば、西周期を通じて、この四分月名による日辰表示が行なわれていたことは疑のないところであり、從ってその解釋を定めることが暦譜的研究の出發點となる。王國維の生霸死霸考は、この問題についての斷案を與えたものとみられ、本書の暦譜計算にもその說を用いた。重要な論說であるから、いまその要旨を錄する。

說文、霸、月始生魄然也、承大月二日、小月三日、从月䨣聲、周書曰、哉生霸、此所引者、乃壁中古文、漢書律厤志引古文尚書武成、亦作霸、其由孔安國寫定者、則從今文作魄、馬融注古文尚書康誥云、魄朏也、謂月三日、始生兆朏、名曰魄、此皆古文尚書說也、法言五百篇、月未望、則載魄於西、既望、則終魄於東、漢書王莽傳、太保王舜奏、公以八月載生魄庚子、奉使朝用書、此平帝元始四年事、據太初術、是年八月己亥朔、二日得庚子、則以二日爲載生魄、白虎通日月篇、月三日成魄、此皆今文家說、與許馬古文說同、是漢儒於生霸死霸、無異辭也

漢志、載劉歆三統厤、獨爲異說曰、死霸朔也、生霸望也、孟康申之曰、月二日以往、明生魄死、故言死魄、魄月質也、歆之說顧命曰、成王三十年四月庚戌朔、十五日甲子哉生霸、則孟康之言、洵可謂得歆意者矣、僞古文尚書用其說、故於武成篇、造哉生明一語、以配哉生魄、僞孔傳用其說、故以旁死魄爲月二日、以魄生明死、爲在十五日以後、以哉生魄爲十六日、相承二千年、未有覺其謬者

近德清俞氏樾、作生霸死霸考、援許馬諸儒之說、以正劉歆、其論篤矣、然於諸日名、除哉生魄外、尚用歆說、如以既死魄爲一日、旁死魄爲二日、既生魄爲十五日、旁生魄爲十六日、既旁生霸爲十七日、此皆與名義、不能相符、余謂、說文、霸月始生魄然也、朏、月未盛之明也、此二字同義、聲亦相近、故馬融曰、魄朏也、霸爲月始生、爲月未盛之明、則月之一日、霸死久矣、二日若承大月、則霸方生、謂之旁死霸、可乎、十五日以降、霸生已久、至是始謂之既生霸、不已晚乎、且朔與望、古自有初吉既望二名、又曶鼎銘、先言六月既望、復云四月既生霸、一器之中、不容用兩種記日法、則既生霸之非望、決矣、以既生霸之非望、可知既死霸之決非朔、而旁死霸之非二日、旁生霸之非十六日、又可決矣

余覽古器物銘、而得古之所以名日者凡四、曰初吉、曰既生霸、曰既望、曰既死霸、因悟古者蓋分一月之日爲四分、一曰初吉、謂自一日至七八日也、二曰既生霸、謂自八九日以降、至十四五日也、三曰既望、謂十五六日以後、至二十二三日、四曰既死霸、謂自二十三日以後、至于晦也、八九日以降、月雖未滿、而未盛之明則生已久、二十三日以降、月雖未晦、然始生之明、固已死矣、蓋二十三日以後、月無光之處、正八日以前、月有光之處、此卽後世上弦下弦之由分、以始生之明既死、故謂之既死霸、此生霸死霸之確解、亦卽古代一月四分之術也

凡初吉・既生霸・既望・既死霸、各有七日或八日、哉生魄・旁生霸・旁死霸、各有五日若六日、而第一日亦得專其名、書器於上諸名、有作公名用者、如顧命惟四月哉生魄、王不懌、甲子、王乃洮頮水、哉生魄不日、至甲子乃日者、明甲子乃哉生魄中之一日、而王之不懌、固前乎甲子也、靜敦云、惟六月初吉、王在葊京、丁卯、王命靜司射、兔彝云、惟六月初吉、王在鄭、丁亥、王格、

大室、郙敦云、惟二年正月初吉、王在周邵宮、丁亥、王格于宣榭、初吉皆不日、至丁卯・丁亥、乃日者、明丁卯・丁亥皆初吉中之一日、至王在莽・在鄭・在周邵宮、固前乎丁卯・丁亥也

更證之他器、則虢季子白盤云、惟王十有二年正月初吉丁亥、案宣王十二年正月乙酉朔、丁亥乃月三日、吳彝云、惟二月初吉丁亥、末云惟王二祀、案宣王二年二月癸未朔、則丁亥乃月五日、師兌敦云、惟三年二月初吉丁亥、案幽王三年二月庚辰朔、丁亥乃月之八日、是一日至八日、均可謂之初吉也、師虎敦云、惟元年六月既望甲戌、案宣王元年六月丁巳朔、十八日得甲戌、是十八日可謂之既望也、兮伯吉父盤云、惟五年三月既死霸庚寅、此器有伯吉父之名、有伐玁狁之事、當卽詩六月之文武吉甫所作、必宣王時器、而宣王五年三月乙丑朔、二十六日得庚寅、又如頌鼎・頌敦・頌壺諸器皆云、惟三年五月既死霸甲戌、此諸器自其文字辭命觀之、皆厲宣以降之器、而宣王三年六月乙亥朔、三十日得甲戌、是二十六日・三十日、皆得謂之既死霸也、此爲用公名者也

其用爲專名者、如古文武成云、惟一月壬辰旁死霸、若翌日癸巳、又云粵若來二月既死霸、粵五日甲子、又云惟四月既旁生霸、粵五日庚戌、召誥云、惟二月既望、越六日乙未、此皆以旁死霸・既死霸・既旁生霸・既望等、專屬第一日、然皆不日、惟武成之旁死霸獨日、顧不云旁死霸壬辰、而云惟一月壬辰旁死霸者、亦謂旁死霸自壬辰始、而非壬辰所得而專有也、故欲精紀其日、則先紀諸名之第一日、而又云粵幾日某某、以定之、如武成・召誥、是也、否則但擧初吉・既生霸諸名、以使人得知是日在是月之弟幾分、如顧命及諸古器銘、是也

又曶鼎紀事凡三節、第一節云、惟王元年六月既望乙亥、下紀王命曶司卜事、曶因作牛鼎之事、次三兩節、皆書約劑、次節云、惟王四月既生霸、辰在丁酉、則記小子𩰫事、三節則追紀匡人寇曶禾、後償曶之事、弟三節之首、明紀昔饉歲、則首次兩節、必爲一歲中事、今以六月既望乙亥推之、假令既望爲十七日、則是月己未朔、五月己丑朔、四月庚申朔、無丁酉、中間當有閏月、則四月當爲庚寅朔、八日得丁酉、此既生霸爲八日之證也

要之、古書殘闕、古器之秉載數干支、而又冠以生霸死霸諸名者、又僅有曶鼎一器、然據是器、已足破既生霸爲望、既死霸爲朔之說、既生霸非望、自當在朔望之間、既死霸非朔、自當在望後朔前、此皆不待證明者、而由是以考古書古器之存者、又無乎不合、故特著之

王氏の四分一月說は、この問題の舊惑を解き、定讞となすべきものであるが、その論證の過程においてなお問題があるのを免れない。その證明に用いた金文數例の時期について、商搉すべきものがあるからである。たとえば頌氏の諸器を厲宣期、吳彝・師虎段を宣王期、師兌段を幽王期として、その推算によつて月相四週の名を證し、また曶鼎の第二節の記事を第一節と同年とするのも、敍事が逆となつて不審とすべく、何れもその基準が不確定のものであるため、また別の推算をなしうる可能性を生ずる。殊に三年師兌段を幽王期に屬する場合、元年師兌段がその曆譜に入りがたいことも注意すべきであろう。曆譜の定點は、一王の曆譜中に屬すべき二器以上の曆朔の關係によつて、はじめて遊移しがたいものを求めうる。王氏の結論は精核にして動かしがたいものがあるとしても、論證の法はなお備わるものとしがたいところがある。

この王氏の四分一月說は、新城博士の「周初の年代」昭三、一九二八年、支那學、東洋天文學史研究所收 に

おいても支持され、殷の三旬法にかわる週法の原始的なものとされた。なお若干の訂正として、朏は旬法週法にかかわらず月の初日、朔は二十八宿法による朔を月初とする名であり、のちその別を失なつたものという。それで月相と日の關係を、大月を承けるときは初吉二～八・既生霸九～一五・既望一六～二二・既死霸二三～二、また小月を承けるときは初吉三～九・既生霸一〇～一六・既望一七～二三・既死霸二四～一となるとする。書の武成篇等にいう月相も、すべてこれを以て解することができるとし、さらに進んで周初の年代を推定し、武成篇にいう年代の可能な條件をもつものとして、前一〇三六・一〇六六・一一〇二の三例、またその最も條件に適合するものとして前一〇六六年をあげ、西周期の歷年をしるす唯一の資料である魯世家と比較しながら、西周の積年と歷代在位の數を推定した。その方法は、のち吳其昌・岑仲勉・陳夢家・章鴻釗・董作賓ら曆譜研究者の用いるもので、それぞれ斷代も異なり、特に陳氏・董氏の週名解釋は王氏と甚だしく異なるが、いずれも新城博士の研究に負うところがある。これら諸家の斷代については、のちに述べる。陳・董二氏の說はほぼ近く、いま董氏の說を紹介してその根據に檢討を加えよう。

董作賓氏はすでに殷曆譜において殷曆の再構成を試みる業績をもつ人として知られるが、周曆についても西周年曆譜 民四一、歷史語言研究所集刊第廿三本・周金文中生霸死霸考 臺灣大學傅故校長斯年先生紀念論文集、民四一 などの著書論考があり、いずれも王說に批判を加えている。月相四週に對して、董氏はつぎのように規定する。

第一定點　既死霸 光霸死盡　朔　月吉・初吉 易死爲吉　初一日

第一附點　旁死霸・載生霸 近死霸日　初生霸日　朏 月光生出　初二・三日

第二定點　既生霸 光霸生滿　望 月日相望　十五日

第二附點　旁生霸 近生霸日　既望 已過望日　十六・七・八日

このうち金文には既死霸・既生霸・初吉・既望の四名のみがみえる。董說によると、既死霸と初吉とは同じく、また既生霸と既望とは相接して殆んど同じであるが、それは「因爲作器者非一人、所以可以隨意採用」という任意的なものだという。要するに一月は月相を以ていえば死霸・生霸に兩分されるとする。これによると、金文においては實質上、初一・初二・初三、一五・一六・一七・十八を示す表示しかないことになり、廷禮册命などもその日にのみ行なわれたということになるが、甚だ窘束を極めた解釋である。董氏はついで、金文例によつてその說の論證を試みている。

一、初吉卽朔之證　擧靜𣪕爲例、惟六月初吉、王在豐京、丁卯、王令靜司射學宮、雩八月初吉庚寅、王射于大池、靜教無斁」　王考擧此器、以爲初吉是公名、包括一日至八日之證、按之銘文、分明是前後兩年之事、第一年六月、靜受命教射、第二年八月、王親考驗他的成績、絕不會在同年、於兩個月內教射、就能有成績的、現在以古四分曆的本法、推排這兩個初吉、恰巧都是朔日（六月大丁卯朔　十二月小乙丑朔　次一年正月大甲午朔　八月大庚寅朔）

二、月吉卽初吉之證　令彝、惟八月、辰在甲申、王命周公子明保、尹三事四方、受卿事寮、惟十月月吉癸未、明公朝至於成周」　辰在有二種可能的解釋、一爲朔日、一爲日辰、金文中常見辰在某干支、多指日辰、本銘似指朔日、因十月月吉癸未、與八月甲申、皆是朔日、中間無閏月（八月

大甲申朔、十月大癸未朔）

三、既死霸卽初吉之證　師晨鼎　惟三年三月初吉甲戌、王在周師彔宮　師𩛥𣪘　惟三年三月初吉甲戌、王在周師彔宮　頌鼎　惟三年五月既死霸甲戌、王在周康卲宮」　三器同是三年、儀式全同、字體相近、定點月相、既死霸・初吉、都是朔日、大系列前兩器於厲王、現在看是對的、但後一器、則列於恭王、現在看、不與昔曹鼎年月調合、是不對的、若列在厲王、在曆法上、可以連大月解釋之（三月大甲戌朔、四月大甲辰朔、五月小甲戌朔）如此、則三器可能在同一王的三年了

四、既生霸卽望之證　㫚鼎　第一節、惟王元年六月既望乙亥　第二節、惟王四月既生霸、辰在丁酉」　王氏排在同年、則四月反在六月之後、今按一・二節當是前後兩年間事、主要爲紀元年受王命作器、所以列在首段、因附記二年訟事及償禾事（元年六月小己未朔　十七日既望乙亥　二年正月小乙卯朔　四月大癸未朔　十五日既生霸丁酉）

五、既生霸爲望、既死霸爲朔之又一證明　大𣪘　惟十又二年三月既生霸丁亥、王在𩁹侲宮　大鼎　惟十又五年三月既（死）霸丁亥、王在𩁹侲宮」　兩器銘文、如出一人之手、可斷定是同時、銘文日干相同、妙在三年之間、中有閏月、兩端的三月丁亥、恰巧可能一個是十五、一個是初一（十二年三月大癸酉朔　既生霸十五日丁亥　六月閏月小壬申朔　十三年正月大戊戌朔　十四年正月小癸巳朔　十五年正月大丁亥朔　三月小丁亥朔　既（死）霸一日丁亥）

六、既望包涵十六・十七・十八三日之證　師虎𣪘　惟元年六月既望甲戌（甲戌十六日）　㫚鼎　惟王元年六月既望乙亥（乙亥十七日）是十六・十七、均可稱爲既望　大𣪘　惟十又二年三月既生霸丁亥（丁亥十五日）　走𣪘　惟王十又二年三月既望庚寅（庚寅十八日）　都可以說是既望、既望是已過了望日、和既生霸・既死霸的既字、命名取義不同、所以後二者是定點、不能移易、前者可以有三天的活動周金文中生霸死霸考

この董說に對しては、わが國の薮內清博士らによる反論「殷曆に關する二、三の問題」東洋史研究（一九五六）がすでに試みられているが、いま董氏の各項についていえば、次の諸點を指摘することができる。

一、初吉を初一日のみに限定していうとすれば、岑仲勉氏の「何謂生霸死霸」兩周文史論叢所收、一九五八年の指摘するように、金文中「正月初吉丁亥」というもの卅一例、そのうち紀年銘七例あり、元日朔に丁亥をうることはほぼ三十年に一度程度であるから、かりに同年の器若干を含むとしても、これらの干支例を西周譜中に收めることは甚だ困難と思われる。また既死霸の字を避けて初吉と改めたとするが、兩者が各期にわたつて共存する事實を說きえない。靜𣪘の例は、王名とその歷年が固定しえないかぎり證明とならず、もし前の初吉がその第五日ならば、後の初吉もまた第五日に入りうるというにすぎない。この問題は、他の週名との關聯において證明されるべき問題である。二も同じ。

三、師晨・師𩛥と頌鼎とを同一の時期とするが、關聯器を求めるとすれば、廷禮の宮名・右者の同じである諫𣪘を加えて推算をなすべきである。三器の文は次のごとくである。

師𩛥𣪘　隹三年三月初吉甲戌、王在周師彔宮、旦、王各大室、卽位、𤔲馬共右師𩛥入門、立中廷、王乎乍册內史、册命師𩛥

師晨鼎　隹三年三月初吉甲戌、王在周師彔宮、旦、王各大室、卽位、𤔲馬共右師晨入門、立中廷、

王乎乍册尹、册命師晨

諫殷　隹五年三月初吉庚寅、王在周師彔宮、旦、王各大室、卽位、嗣馬共右諫入門、立中廷、王乎內史光、册命諫

董氏はこの諫殷を用いずして、時期の異なるとみられる頌鼎を用いるが、宮名・右者みな異なり、字様も同じでない。これは自説に適合する資料を求めて論證をなすもので、明らかに同期と考えられる諫殷を除いたのは、その日辰が自説に適合しないために外ならない。いま董説によつて器をかりに厲王期としてその譜を求めると、五年正月甲午朔、三月初吉丁亥、四日庚寅となり、朔を去ること四日である。これは董説の非、王說の是なるを證する事實である。董氏はそのために諫殷を夷王五年に錄し、「諫殷、吳・郭均列入厲王、因此銘有司馬共、故與師晨・師艅二器、同屬於厲王、今按此器月日、絕不容於厲王組、且足爲夷王組、惟一的證據、亦正因是時共爲司馬、以金文組分列、司馬共當在兩組、其一爲厲王、其一必爲夷王」西周年曆譜と論ずるも、上列の三器を夷厲に分つべき理由は何もない。いま董譜によると、夷王は在位四十六年、五年諫殷より厲期とする三年師艅・師晨の器に至るまで四十五年である。同一の宮名、右者による廷禮册命が、二代四十五年を前後して行なわれるはずがなく、董氏の論證が、ことさらに自說に不適合の器を避けて試みられていることが知られる。董氏はその西周年曆譜においても、その譜に錄しがたいものは、これを譜中に收めていない。一・三の論證がすでに成立しないとすれば、四以下もまた當然その說を持しがたい。

四の曶鼎による論證は、そのいわゆる月相定點說が、既望については維持しがたいことを示し、また既生霸が既望の前一週の名であることを證明したものに過ぎない。すなわち元年を十六日既望とすれば、二年は十四日既生霸となる。董氏が既望を十六日より三日間とするのは、この丁酉の日を十五日とし、望と合わせるためである。初吉・既生霸・既望の關係を示す例としては、懿王期の

諫殷　五年三月初吉庚寅㉗（第一日）+1
牧殷　七年十三月既生霸甲寅㊿（第十一日）
走殷　十二三年三月既望庚寅㉗（第十八日）

三器の關係が參考となる。それぞれ前九四六年元旦朔㊾・前九四四年元旦朔⑰・前九三八年元旦朔㊷として、以上の譜がえられる。その間隔はそれぞれ一週以上であり、一月を四分する日數の中に入りうるものである。また五において、既生霸を望とし既死霸を朔とする證として大殷・大鼎の例を以て推算するが、すでに既生霸を定點の日としがたいとすれば、既生霸と既死霸との間にある十六日の差は、第二週と第四週と解するのを適當とする。

吳其昌・董作賓ののち、西周諸器の斷代編年を試みるものに、陳夢家氏の西周銅器斷代がある。その斷代については西周年代考に、また斷代編年の根據とされる曆法、特に月相名の解釋については、斷代二にしるされている。陳氏はまず1漢志にみえる劉歆說、ついで2王國維・3新城新藏・4董作賓の月相名に對する解釋を表示したのち、「1・4兩說、以月象爲定點、但采用了不見于金文的名稱、其采用所謂古文尚書的資料、最不可取」としてこれを斥け、「3是補充2王氏之說的、皆以月象代表七八天、召誥、二月既望、越六日乙未、是以既望爲固定的一日、故可自此數過六日爲乙未、由此點而

言、王氏之說、很不穩固」とし、推算の根據を論じていう。

甲　召誥　越若三月、惟丙午朏、……若翼日乙卯、周公朝至于洛　康誥　惟三月哉生霸、周公初基作新大邑于東國洛」兩處所記一事、丙午朏是初三、則三月哉生霸乙卯是十二日、哉生霸當是金文的既生霸

乙　曶鼎　六月既望乙亥　四月既生霸辰才丁酉」　則當有閏之年、既望是十六七日、既生霸是十四五日、但此器前後兩銘、屬于幾年之事、未可一定

丙　作册魖卣　隹公大史見服于宗周年、才二月既望乙亥、公大史咸見服　雩四月既生霸庚午、王遣公大史」　既望爲十六七日、既生霸是十二三日、與尙書十二日相合、杜注云、既盡也、既望可以是十六七日、亦很可能是十五六日、既乃月滿之滿

丁　令毁　隹王于伐楚伯才炎、隹九月既死霸丁丑　召尊　隹九月才炎師、甲午、伯懋父賜白馬」兩器記同時同地之事、丁丑至甲午共十八日、設既死霸爲九月初一、則甲午爲九月十八日、既死霸不可能在九月十五日以後、因如此則九月無甲午、月三日成魄、以月之初二三日爲月魄初生、則初一二日應是死霸

戊　令方彝　隹八月辰才甲申　隹十月月吉癸未」　月吉卽初吉、自八月甲申、至月吉癸未、恰整六十日、是一大月一小月又一日、因此若十月月吉癸未是朔日初一、則八月甲申亦是初一、若癸未是初吉上旬、則甲申亦是初吉上旬、乃此器只記癸未是月吉、則二說不可通了、若九月十月是連大月、則癸未可以是朔日

金文初吉與既死霸、雖未見于一銘、但二者同時存在、似可無疑、既生霸如上所推、應是初一朔日、則吉日初吉、應另有解、月吉疑是三日始生兆之朏、吉與屈詘、古音相近

由上所述、可以小結如下、1月象應是定點的、表示月中魄之盈虧生死、2既死霸是初一、月魄死盡、3月吉初吉、是初三朏、月魄始生未盛、4既生霸是十二三日、月魄已生而未滿、5既望是月魄生滿、這些推定、尙待以後新出的銘文、加以修正、才更可加以確定

その說は、月象を定點とする點、既死霸・初吉を初一より三朏にまで相接するとする點、既望を十六七日とする點など、みな董作賓說に極めて近く、ただ既生霸を月の十二三日とする點のみが異なる。董說と近似のところは、上述の董說に對する批判によつて悉くこれを訂すことができる。また既生霸を月の十二三日に限定することも、さきに師旋毁の例を以て、既生霸の週日が七日にわたるものであることを論じた。陳氏の推算の資料と方法についていえば、甲の召誥・康誥を相接續するとする說は、召誥錯簡說を前提とするもので推算の資料として不適當であり、乙の曶鼎の例は既生霸と既望と週序が相接するを證するにとどまる。丙の例も同じ。丁には令毁と召卣とを同時同事の器とするが、その根據は炎と炎師の地名によるのみで、伯懋父諸器は康昭期にあり、令彝・令毁は成初に近い器とみられ、時・事において相渉るところはない。戊の令彝は、その兩日辰中、前者に月象の名なく、推算の資料としがたいものである。

凡そ週法的組織をとるものに、特定日のみを設けていうことは、原始の暦法においても殆んどその例をみないところであり、また週名を用いなくてはその干支の日數を示すことも不可能である。董・

陳両氏の月相定點說を以てしては、たとえば正月初吉丁亥をいう多數の諸器、その他月相名をもつ金文例を排比しがたい。その點においては、その先師王國維の月相四分說を以てその曆譜的構成を試みた吳其昌の方法が、はるかにまさる。ただ吳其昌の金文厤朔疏證の當時には、彝器の時代觀もなお確かでなく、そのため時期の排比を失する例が續出して、金文研究者の間に曆譜的研究に對する不信を招くに至つたのは、惜しむべきことである。しかし金文の斷代的研究は、好むと好まざるとにかかわらず、曆譜的研究をその到達點とする。現時における金文研究の最も未開拓の分野は、ここにあるといえよう。金文の曆譜的研究は、金文學の骨骼をなす作業であり、これなくしては金文の史料性を恢復しがたい。生霸・死霸の問題は、その作業の基礎をなすものであるが、定點說・週名說の是非は、その曆譜構成上の具體的な問題を通じて、なお改めて檢討されるべきである。

三、曆譜と斷代

張・羅二氏の推步や劉師培の研究は、特定の器銘の紀年日辰を個別的に推算して、その適否を求めるものであつたが、これらの推算は、その前提として器の時期が何王に屬するかを豫定するものであり、いわば假定の上に立つ一の試みにすぎない。それは時期的な延長をもたない、點あるいは期間の問題に終始する。曆譜の構成という立場からいえば、器の分期・斷代を行う一方において、曆朔の計算が用意され、比較的確實な時期について曆譜を作る作業がまずなされるべきである。

西周期の曆朔の研究は、はじめ主として周初の武成期が問題とされた。書の周書諸篇や逸周書にみえる曆日の記事を整理して、周曆の基本をここに求めようとしたからである。漢志以來、それは古曆法の研究者の最も注目する課題であつた。しかし紀年斷代の問題からいえば、史記が年表をはじめているのは共和以後であり、西周曆年の確實な資料とされるものは、共和・宣・幽の三期にすぎない。そのうち共和については、厲王との曆年の關係においてなお問題もあるが、ともかくその三期の曆朔をまず定めた上で、遡つて歷世の斷代・積年を考えるのが順序である。早くそのことに注目して共和期の曆朔を推算したものに徐同柏一七七五～一八五四の從古堂款識學がある。その不娶𣪘巻一〇、三八葉末に、「鼏見虢季子白盤、紀伐玁狁事、與詩六月・采芑同文、知爲宣王時器、既見遂啓諆鼎、又與虢季子白盤同文、當亦一時所作器、今此敦辭義、又與詩采薇出車相似、或以伯氏爲西伯之稱、疑爲文王時器、竊謂西伯氏之稱、本無主名、按竹書紀年、厲王十四年、玁狁侵宗周西鄙、先是十三年、共伯干王位、其後二十六年、共伯和歸其國、則伯氏𢌿共伯和之稱、是器其厲王時所作與」とし、不娶𣪘銘の文首「隹九月初吉戊申」が共和二年にあることを證するため、その試みた推步をあげている。

右丕箕敦、家君據竹書紀年、證爲厲王奔彘後、共和行政時器、首紀九月初吉戊申、以漢三統術推之、上元至伐紂之歲、十四萬二千一百九歲、又春秋隱公元年、上距伐紂四百歲、幷之共十四萬二千五百九歲、據紀年、厲王奔彘之次年、共和干王位之歲、至魯隱公元年、凡一百十九歲、史記年表同、減去得上元至共和積十四萬二千三百九十歲、人統甲申以來、積歲八百二、積月九千九百一十九、閏餘十九分月之九、積日二十九萬二千九百一十六、天正朔大餘五十六、小餘八十一分日之

五十二月法二十九日八十一分之四十三

共和元年　閏餘九　無閏　九月丙子朔四分、丁丑朔

共和二年　閏餘十六　應閏五月　九月庚子朔以下、四分並同、九日戊申

共和三年　閏餘四　無閏　九月乙未朔

共和四年　閏餘十一　無閏　九月己丑朔

共和五年　閏餘十八　應閏正月　九月癸丑朔

共和六年　閏餘六　無閏　九月丁未朔　二日戊申

共和七年　閏餘十三　應閏十月　九月壬寅朔　七日戊申

共和八年　閏餘一　無閏　九月丙寅朔

共和九年　閏餘八　無閏　九月庚申朔

共和十年　閏餘十五　應閏七月　九月甲申朔

共和十一年　閏餘三　無閏　九月戊寅朔

共和十二年　閏餘十　無閏　九月癸酉朔

共和十三年　閏餘十七　應閏三月　九月丙申朔

共和十四年　閏餘五　無閏　九月辛卯朔

推共和起行政元年、盡十四年九月朔、無得戊申日、二年九月庚子朔、九日得戊申、六年九月丁未朔、二日得戊申、七年九月壬寅朔、七日得戊申、據紀年、玁狁侵宗周西鄙、召穆公帥師追荊蠻、

至于洛、事在共和干王位之次年、則是銘九月初吉戊申、爲二年九月九日也、初吉、舊釋據詩小明傳謂朔日、家君曰、惟正初吉、廼朔日之謂、餘凡言初吉、不必定指朔日、如史伯碩父鼎、八月初吉己子、兼己亥庚子二日、可證、士燕坿記

文末の家君曰以下は、籀莊の男士燕の坿記するところであるが、徐氏は初吉にいわゆる專名・公名を認め、初吉を週名とする解をとつていたことが知られ、王氏の先蹤をなしている。ただその論據に己子の例をあげるのは、當時この己子を己巳と解しえなかつたための誤解である。この曆朔表は、紀年銘のない不嬰毀を、その記事內容よりして竹書紀年にいう召穆公の玁狁・荊蠻を攘斥したときのこととし、共和期中の九月初吉戊申の日を求めてその二年であることを論證するために作成されたものであるが、六年・七年になお適合の例があり、二年と定めたのは紀年の記事に牽合したものにすぎない。殊に九日をも初吉に含めるのは四分一月の法からいつて無理とすべく、この論證はかなり恣意的なものである。銘文はむしろ虢季子白盤にいうところと關係があり、「隹十又二年正月初吉丁亥」の翌年に、九月初吉戊申がえられるのである。かりに虢盤の正月初吉をその三日とすれば、不嬰毀の九月初吉戊申はその四日に入りうる。このような關係を容易に檢索するためには、斷代の分明な時期について、まず曆朔表を作成しておくことが望ましい。それには、すでに清朝の學者によつてその檢討が進められている春秋長曆により、そこから遡つて推算すれば足ることであり、新城博士に「周初より春秋に至る月朔干支表」東洋天文學史研究附表一の作がある。春秋長曆圖同上附表二、戰國秦漢長曆圖同上附表三と合せて、兩周期の曆月干支が示されており、西周期については、吳其昌・董作賓の推算するとこ

周紀	幽元	二	三	四	五	六	七	八	九	十	十一
魯紀	孝十五	十六	十七	十八	十九	二十	二十一	二十二	二十三	二十四	二十五
甲申統	863	864	865	866	867	868	869	870	871	872	873
公曆	781	780	779	778	777	776	775	774	773	772	771
歲星											
太歲											
閏餘	18	6	13	1	8	15	3	10	17	5	12
大餘	2	26	21	45	39	33	57	52	46	10	4
小餘	74	66	15	7	37	67	59	8	38	30	60
正月	大壬辰	大丙戌	大庚戌	小乙巳	小己巳	小癸亥	大丁巳	大辛巳	小丙子	大庚午	小甲午
二月	小壬戌	小丙辰 大乙酉	小庚辰	大甲戌	大戊戌	大壬辰	小丁亥	小辛亥	大乙巳	小庚子	大癸亥
三月	大辛卯	大乙卯	大己酉	小甲辰	小戊辰	大壬戌	大丙辰	大庚辰	小乙亥	大己巳	小癸巳
四月	小辛酉	小乙酉	小己卯	大癸酉	大丁酉	小壬辰	小丙戌	小庚戌	大甲辰	小己亥 大戊辰	大壬戌
五月	大庚寅	大甲寅	大戊申	小癸卯	小丁卯	大辛酉	大乙卯	大己卯	小甲戌	小戊戌	大壬辰
六月	小庚申	小甲申	大戊寅	大壬申	大丙申	小辛卯	大乙酉	小己酉	大癸卯	大丁卯	小壬戌
七月	大己丑	大癸丑	小戊申	小壬寅	小丙寅	大庚申	小乙卯 大甲申	大戊寅	小癸酉	小丁酉	大辛卯
八月	小己未	小癸未	大丁丑	大辛未	大乙未	小庚寅	小甲寅	小戊申	大壬寅	大丙寅	小辛酉
九月	大戊子	大壬子	小丁未	小辛丑	小乙丑	大己未	大癸未	大丁丑	小壬申	小丙申	大庚寅
十月	小戊午	小壬午	大丙子	大庚午	大甲午	小己丑	小癸丑	大丁未	大辛丑	大乙丑	小庚申
十一月	大丁亥	大辛亥	小丙午	大庚子 小庚午	小甲子	大戊午	大壬午	小丁丑	小辛未	小乙未	大己丑
十二月	小丁巳	小辛巳	大乙亥	大己亥	大癸巳	小戊子	小壬子	大丙午	大庚子	大甲子	小己未

ろと、ほぼ一兩日の差がある。

呉其昌の金文厤朔疏證は、從古にみえるのと同様の推歩によつて西周の曆譜を構成表示したもので、共和期については從古の推算する月朔と全く同じ。いま西周最末の幽王期十一年の曆譜をあげておく。統紀や歲星・太歲などは、當時の曆朔と無關係なもので不要のことであるから略し、いまその形式のまま錄しておく。前頁表

董氏の西周年曆譜も、各月朔干支をあげる。いま同じく幽王の初三年をしるすと

元年　正癸巳　二癸亥　三壬辰　四壬戌　五辛卯　六辛酉　七庚寅　八庚申　九己丑　十己未　十一戊子
十二戊午

二年　正丁亥　閏丁巳　二丁亥　三丙辰　四丙戌　五乙卯　六乙酉　七乙卯　八甲申　九甲寅　十癸未
十一癸丑　十二壬午

三年　正壬子　二辛巳　三辛亥　四辛巳　五庚戌　六庚辰　七己酉　八己卯　九戊申　十戊寅　十一丁未
十二丁丑

であるが、何れも甲子・乙丑等の干支名であるため、前後日數の計算に甚だ不便である。新城博士の附表は、これらをすべて干支番號により、1・2を以て表わす。それで以後はみな干支名にその序數を用いて表記する。また年曆の關係をみるときには、正月朔の干支のみでほぼその前後關係を推算しうるので、たとえば呉氏の幽王十一年の譜は

29　23　47　42　6・60　54　18　13　7・31

	I	II	III	IV	V	VI
1	甲子	甲戌	甲申	甲午	甲辰	甲寅
2	乙丑	乙亥	乙酉	乙未	乙巳	乙卯
3	丙寅	丙子	丙戌	丙申	丙午	丙辰
4	丁卯	丁丑	丁亥	丁酉	丁未	丁巳
5	戊辰	戊寅	戊子	戊戌	戊申	戊午
6	己巳	己卯	己丑	己亥	己酉	己未
7	庚午	庚辰	庚寅	庚子	庚戌	庚申
8	辛未	辛巳	辛卯	辛丑	辛亥	辛酉
9	壬申	壬午	壬辰	壬寅	壬子	壬戌
10	癸酉	癸未	癸巳	癸卯	癸丑	癸亥

という形式で示しうる。幽王期の新城博士の元旦朔干支表は30 54 48 43 7・1 25 19 14 38・32で一日差があり、また董氏の譜を同じく干支の序數に改めると30 24 49 44 7・2 56 20 14 38・33でほぼ新城氏の譜に同じく、置閏・月の大小・連大などの關係で、またときに一日の差がある。置閏のときは一月分、すなわち29を加減する。置閏は十九年七閏であることは疑ないが、その年度は部分的にしか知られない。

幽王期は春秋長曆に直ちに接續する時期であるから、三家の推算の差はなお一兩日にとどまるが、これより遡つて、かりに紀元前九五〇年より十五年間をとると、a新城・b董氏・c呉氏として、次のような歴年干支表となる。

	a	b	c
B. C. 950	51	52	50
949	45	46	44
948	9	41	8
947	4	5	2
946	28	59	57
945	22	23	20
944	16	17	15
943	40	11	9
942	35	6	33
941	29	30	27
940	53	24	51
939	47	48	46
938	42	42	40
937	6	6	4
936	60	1	58

すなわちその差は兩三日である。當時の曆日の實際は知りがたく、元旦朔というも、たとえば冬至朔など季節との一致がどこまで求められていたかも確かでないことであるから、金文による干支の計算においては、このことを一應前提として考えなければならぬ。ただ前後相關聯する器銘によつて、たとえば初吉と既生霸の上下限が十五日にわたるというような場合、これは定點的意義をもつものとすることができよう。また一銘中、あるいは關聯する兩器銘の關係によつて置閏の年次が明らかとなれば、前後の置閏の關係をある程度推測しうる。ただ當時の曆法は、必らずしも理論的な嚴密さを要求するものでなく、たとえば推步による閏餘の算定なども、どこまで實際の置閏年を求めるのに有效であるかは、疑問としなければならない。元旦朔干支表の使用には、一應これらのことを前提として考えるべきであるが、それでもなお、その誤差を超えるような日辰銘の排除には役立つはずであるから、曆譜の考定に當つては、以上三家の干支表によつて推算を試みることにする。

次に紀年週名干支銘をもつ器の錄入については、その銘文の排比の可能な年次を考える方法として、その干支を一應週名の第一日とする計算を試みておくのが便宜である。すなわち元年正月初吉丁亥という場合、丁亥は24であるから、これを元旦朔の干支とする。もし丁亥が初吉の第二日ならば元旦朔は23、第三日ならば22である。初吉を王國維の説によつて八日の期間をもつものとすれば、その器は24より數えて八日遡りうるわけであり、從つて元日朔17の年ならば、初吉丁亥が第八日である器をその年度に屬することができ、それ以前には屬しがたいこととなる。すなわち元旦朔の干支の許容しうる干支數はプラス七の範圍にあり、その他の器を排除することができる。既生霸・既望には各七日、既死霸は大月には八、小月には七日としてよい。たとえば、

懿王五年（前九四六）㊾　諫𣪘　五年三月初吉庚寅㉗（第一日）+1

懿王七年（前九四四）⑰　牧殷　　七年十三月既生霸甲寅51（第十一日）
懿王十二年（前九三九）㊾　大師虘殷　　十二年正月既望甲午㉛（第十三日）－2

において諫殷と同年の器と思われる匡卣には「四月初吉甲午㉛（第四日）、懿王在射廬、乍象虡」とあり、これらの器の週名と干支數とは、それぞれ動かしがたい關係で連接している。この三器はそれぞれ師彔宮・師汓父宮・師量宮において廷禮が行なわれており、一時期の器と考えられる。その暦日の計算法は、元旦朔の干支に對して、週名の初日を以て推算する元旦朔の干支數が、既生霸・既望・既死霸小月のときはプラス七、初吉・既死霸大月のときはプラス八の範圍内において、その器はその元旦朔の年に屬しうる。紀年銘のみでなく、關聯器のうち月相日辰をもつ器銘のものも、同様の方法によつて、その前後に排比の年を求めることができよう。

器銘の週名日辰によつてその元旦朔を求める方法は、推算によつても容易にえられることであるが、元旦朔1からはじまる各月各週の干支表を用意しておくのが便宜である。四分術の計算法は上述の呉氏厤朔の卷四 六葉、又廿五葉 にその實例がみえるが、すでに歷年元旦朔の干支表が三家によつて作成されているので、適宜これを利用しうる。いまかりに元旦朔1・5・18・24・46・53の推算表六例をあげておく。

この週初干支の數は、置閏・連大などの關係で一だけ動くことがあるが、必要のときにその計算をすればよい。表の使用法について、いま郭氏の大系に幽王期とする師兌殷兩器と鄦殷とを例としよう。その文の必要部分をあげる。

月	大1	小2	大3	小4	大5	小6	大7	小8	大9	小10	大11	小12
Ⅰ	①	31	60	30	59	29	58	28	57	27	56	26
Ⅱ	9	39	8	38	7	37	6	36	5	35	4	34
Ⅲ	16	46	15	45	14	44	13	43	12	42	11	41
Ⅳ	23	53	22	52	21	51	20	50	19	49	18	48
Ⅰ	⑤	35	4	34	3	33	2	32	1	31	60	30
Ⅱ	13	43	12	42	11	41	10	40	9	39	8	38
Ⅲ	20	50	19	49	18	48	17	47	16	46	15	45
Ⅳ	27	57	26	56	25	55	24	54	23	53	22	52
Ⅰ	⑱	48	17	47	16	46	15	45	14	44	13	43
Ⅱ	26	56	25	55	24	54	23	53	22	52	21	51
Ⅲ	33	3	32	2	31	1	30	60	29	59	28	58
Ⅳ	40	10	39	9	38	8	37	7	36	6	35	5
Ⅰ	㉔	54	23	53	22	52	21	51	20	50	19	49
Ⅱ	32	2	31	1	30	60	29	59	28	58	27	57
Ⅲ	39	9	38	8	37	7	36	6	35	5	34	4
Ⅳ	46	16	45	15	44	14	43	13	42	12	41	11
Ⅰ	㊻	16	45	15	44	14	43	13	42	12	41	11
Ⅱ	54	24	53	23	52	22	51	21	50	20	49	19
Ⅲ	1	31	60	30	59	29	58	28	57	27	56	26
Ⅳ	8	38	7	37	6	36	5	35	4	34	3	33
Ⅰ	53	23	52	22	51	21	50	20	49	19	48	18
Ⅱ	1	31	60	30	59	29	58	28	57	27	56	26
Ⅲ	8	38	7	37	6	36	5	35	4	34	3	33
Ⅳ	15	45	14	44	13	43	12	42	11	41	10	40

師兌𣪘一　隹元年五月初吉甲寅、王在周、各康廟、卽位、同仲右師兌、入門、立中廷、王呼內史尹、冊命師兌、疋師龢父、嗣左右走馬、五邑走馬、易女乃祖市、……用作皇祖城公䵼𣪘

師兌𣪘二　隹三年二月初吉丁亥、王在周、各大廟、卽位、㝬伯右師兌、入門、立中廷、王呼內史尹、冊命師兌、余既命女、疋師龢父、嗣左右走馬、今余隹醽豪乃命、命女併嗣走馬、……用作朕皇考釐公䵼𣪘

鄭𣪘　隹二年正月初吉、王在周卲宮、丁亥、王各于宣榭、毛伯內門、立中廷、右祝鄭、王呼內史、冊命鄭、王曰、鄭、昔先王既命女作邑、併五邑祝、今余隹醽豪乃命、易女赤市同睘黃・䜌旂、用事、鄭用作朕皇考龔伯隮𣪘

右の三器について、吳氏の厤朔は大系と同じく幽王期におき、容庚氏の通考に兩師兌を幽王、董氏の西周年曆譜に鄭𣪘を幽王期、師兌𣪘一を夷王に屬する。師兌二器は內容からみて同期にして聯關し、鄭𣪘には五邑の名があり、郭氏らはその點に共通項があるとする。

元年師兌𣪘は五月初吉甲寅、すなわち五月第一週の初日甲寅51によってその元旦朔を求めると、53がえられる。また二年鄭𣪘は正月初吉丁亥24であるからそのまま元旦朔24、また三年師兌𣪘は二月初吉丁亥24であるから、元旦朔は54である。幽王十一年間の元旦朔干支表は次表の通りであるが、元年53・二年24・三年54のうち、元年師兌𣪘は譜に入りがたい。郭氏は元年師兌𣪘について「足師龢父、足續也、師龢父死于宣王十一年、此命師兌、承維其職、在元年、則是幽王之元年矣」とし、三年師兌𣪘については、「此與第一器、日辰相銜接、元年二年均無閏」という。郭氏は幽王の曆譜をどのように

		a	b	c
781	幽元	30	30	29＊
780	2	54	24	23＊
779	3	48	49	47＊
778	4	43	44	42
777	5	7	7	6
776	6	1	2	60
775	7	25	56	54
774	8	19	20	18
773	9	14	14	13
772	10	38	38	7
771	11	32	33	31

計算したのか知られないが、兩器のうちの一器がその譜に入らぬことは明らかである。また二年鄭𣪘について「毛伯當卽毛公厝、知不屬于宣世者、以與師𦥑𣪘日辰不合、又此與師兌𣪘第一器相較、元年五月初吉既有甲寅、則二年正月初吉中、不得有丁亥、又由師兌𣪘第二器校之、知元年二年均無閏、葢本銘之丁亥、實在二月也、此與靜𣪘同例」とするが、丁亥が初吉に屬しないとすれば初吉をいう必要なく、靜𣪘のように一銘中に兩週名日辰があるものとは例が異なる。郭氏のいう三器は同一の時期に入りうるものでなく、兩師兌の疋師龢父は佐胥師龢父の意で師龢父と同期、宣王初期もしくはそれ以前である。また兩師兌𣪘が同一の譜に屬しないことについては、別にいう。

容庚氏は曆譜を示さぬものであるから除外し、曆譜によって說く吳其昌と董作賓の說をみよう。厤朔に元年師兌𣪘の文を「王呼內史尹、冊師兌、正師龢父、嗣左右走馬」とよみ、「此師龢父卽共伯和也、正之義、爲主爲長帥、此時師龢父已殂、故令師兌繼師龢父、爲走馬左右之長也」といい、また日の干支について「五月大庚寅朔、既死霸廿五日得甲寅、初吉既望、例得互誤」とする。吳氏はその曆譜に合わぬ金文の週名干支について、初吉を既望と誤る例があるとして、これもその一であるとするが、廿四日は既望に入らず、初吉を既望に誤るとするのは恣意にすぎることである。正と釋する字は疋にして佐胥、このとき師龢父はなおその職にあり、師兌にその佐胥を命じており、要するに元年師

兌段はこの幽王期に屬しがたいものである。二年鄭段については、宣榭の名によつて幽王に屬するが、宣榭の名は虢季子白盤にもみえ、宣王の謚號と關するところはない。三年師兌段は、その譜において初吉六・七日にあたり、一應譜に入りうるが、關聯器である元年段がすでに幽王の元年に入りがたいとすれば、この器もここには錄しがたい。

董氏の西周年曆譜においては、元年師兌段を錄せず、二年に鄭段のほか吳彝を錄入する。吳彝に「隹二月初吉丁亥、王在周成大室、……隹王二祀」とあり、その器制銘文よりみて幽王期にまで下るものではない。かつ正月閏を設けなければ、鄭段の日辰に接續しがたい。元年師兌段はこれを夷王元年に入れ、「銘與譜、差後一日」とし、またその五年には諫段・兮甲盤を屬するが、三年師兌器との關聯についてはついに言及するところがなく、錄入を避けている。兩師兌器は同一の作器者による關聯器であり、その一を故意に棄て去つてよいはずはない。兩氏の持する幽王期の斷代と曆譜とはほぼ誤りがないはずであるから、彝器の排比の上に問題があるものとしなければならぬ。

吳氏はその曆譜に合わぬものをしばしば金文の誤に歸して誤鑄とし、董氏はしばしば前後關聯する器を故意に遺失して顧みない。これらは何れも、曆譜的研究の意味を自ら放棄するにひとしく、曆譜的研究が一般の不信を受ける大きな理由となつている。殊に兩者の彝器に對する時期觀に誤が多く、その曆譜化に最も大きな混亂を與えている。いま兩書の斷代と主要な器名とをあげて、小批を加えておく。吳氏の斷代及び斷代器は次の如くである。

武王七年、一一二二〜一一一六　師旦鼎　大豐段　小臣單觶

成王周公居攝七年、一一一五〜一一〇九　成王三十年、一一〇八〜一〇七九　中鼎一周公四年　卿諸器　周公東征鼎　塱盨　呂行壺　御正衞彝　小臣宅段　小臣謎段　䜌鼎　員諸器　公伐郐鼎　中鼎二・三　中諸器　作册般甗　王才魯周尊　厚趠鼎　𤔲鼎　沈子段　伯懋父諸器　毛父班彝　大盂鼎　毛公鼎　毛公肇鼎　番生段　叔向父禹段　獻侯鼎　作册豐鼎　成王鼎

康王二十六年、一〇七八〜一〇五三　師訇鼎　散季段　㣈伯段　無㠱段　段段　庚贏鼎，卣　小盂鼎　盂爵，卣　番匊生壺　周公彝　作册麥尊　麥諸器　睘伯彝　史䛐彝卷一

昭王五十一年、一〇五二〜一〇〇二　師艅段　蔡段　召卣　作册大鼎　令段，彝，尊　旅鼎　㮚彝　大保卣　大保段　作册䰧卣　宗周鐘　明公尊　禽彝　大祝禽鼎　過伯彝　䠶段　䟽彝　束卣　征彝　臣辰卣　臣辰諸器　寏鼎　伯寏盉　大保爵　望段　耶觚　寧段　趞尊，卣　㝬諸器　罍諸器　不壽段　𦕿段　令鼎　庸伯諸器

穆王五十五年、一〇〇一〜九四七　呂鼎　剌鼎　休盤　遹段　井鼎卷二

龏王二十年、九四六〜九二七　師遽方尊，段　利鼎　趞曹鼎一・二　師湯父鼎

懿王十七年、九二六〜九一〇　匡卣　大段　大鼎

孝王十五年、九〇九〜八九五　師酉段　師虎段　曶鼎　同段　𤞷段　豆閉段　師毛父段　守段　師奎父鼎　牧段　康鼎　鄭井叔諸器　效尊，卣　啓貯段　走段　卯段　效父彝　𨜵父鼎

夷王十六年、八九四〜八七九　吳尊　趩尊　免段　免諸器　史免簠　井季諸器卷三

厲王三十七年、八七八〜八四二　揚段　單伯諸器　師晨鼎　師艅段　師艅諸器　伯晨鼎　守宮尊　敔

段一・二　鄭虢仲諸器　成禹鼎　噩侯段，鼎　諫段　伯俗父鼎　何段　命段　克𦥑，鐘　大克鼎　師趛鼎　𠭯壺　克段，盨　靜卣　靜諸器　趞鼎　𦣻王諸器　小克鼎　微䜌鼎　鬲從盨　匜
　皇父諸器　伊段　史懋壺　寰鼎　寰盤　伯𩕢父鼎　鬲攸從鼎　散氏盤　史農觶
共和十四年、八四一～八二八　伯龢父段　師𣪕段　𨟻侯段　井人妄鐘卷四
宣王四十六年、八二七～七八二　彔伯𢦚段　彔𢦚卣　彔諸器　競卣　競諸器　遇甗　𤔲彝　史頌鼎
　頌諸器　召伯虎段　兮甲盤　無叀鼎　史獸鼎　曾伯霥簠　師嫠段　虢季子白盤　虢季子組諸器
　不𡢁段　縣改彝　害段　伯遲父鼎　杜伯盨，鬲
幽王十一年、七八一～七七一　師兌段一・二　兌段　鄦段　叔家父盨卷五

一見して知られるように、新舊の諸器錯雜して、全く彝器の時期觀を失している。卷六以下に金文疑年表卷六、七・金文年代人器經緯表卷八、また駁郭鼎堂先生毛公鼎之年代附錄を附する。人器經緯は器の群別資料を整理したもので、さらに在世の前後關係を示す圖表が作られている。附論にも文侯之命と金文五器の銘辭の對照表、諸器の形制花文同異一覽表など、用意が甚だ備わる。ただ曆譜の作成には、基本的には歷世の斷代をどのように決するかにあり、それによつて錄入器の適否が定まるわけであるが、吳氏の斷代は共王期以前は帝王世紀の說をそのまま採り、懿・孝・夷の三代を共・厲の間に適宜の年數に配分し、それに合する彝器銘を排比するにとどまつて、その間に文獻資料の檢討、文獻と彝銘との關係についての十分な考慮が加えられておらず、甚だ安易な方法をとつている。吳氏はその書について自ら用意するところを述べ、

今其昌此表、固以厤爲骨幹、然必以器中之人物地名、連貫逘遣之點、一一抉揚疏理、使之互相經緯、必使之無一器不通、然後敢定、猶以爲未足、必將器中所記之史實狀況、博考經典傳記、諸子遺說、與之大致符合、而不致有世代之差誤、然後敢定、以是藉人名地名之經緯以定器、藉器以定厤、又藉器與厤、而使經典史傳所記、合乎當時史實者、益得實物上之保障、又藉經典與古器所記事實先後之大概、而使僅存古厤、益得史實上之證明、相互爲用、而宗周遺事、或可稍窺於萬一乎
卷六・八葉

という。しかしいうところの「藉器以定厤」という原則は、果してこの書においてどこまで貫かれているか疑問である。吳氏はしばしばその曆譜を持して彝銘をこれに從わしめ、ときにはかえて器銘を誤鑄誤范とするなど本末を失するところがあり、特に初吉既望互易說のごときは、およそ曆譜構成の原則を自ら放棄するにひとしい。考異卷五末にいう。

金文中有同爲一人所製之器、其形制與字體、宛然相肖、其所記年數、亦不相遠、然此上器與下器所記四分干支、無論何如、自相矛盾、此是則彼非、此眞則彼贋、然從形制及文辭觀之、久經論定、二者俱決非僞、則當時所鑄銘辭、必有誤筆誤范可知、今亦最錄其源委曲折於下、而稍加推測焉
一、大盂鼎銘曰、隹王廿又三祀、小盂鼎銘曰、隹八月既望辰在□□中略、禘周王□王成王中略、粵若昱乙酉中略、隹王廿又五祀、二器皆爲盂一人所鑄、廿又三祀爲成王之廿三年、王先生云、銘中尙述殷人酗酒事、以戒盂、與酒誥辭意略同、小盂鼎、先師亦以爲成王時器、蓋一時未暇詳辨、今按乃康王時器也、周初彝器、稱文王皆稱周王、厤數文武成、則爲康王時器無疑矣、按成王二十三

年、至康王二十五年、中距三十二年耳、大盂鼎與酒誥、同其語氣、知是時盂年亦甚幼也、小盂鼎則記盂伐鬼方獻俘事、盂當年已高矣、以年歲推覈之、亦甚合也、今按康王二十五年八月小癸未朔、初吉二日得甲申、而此云既望、決不可通、疑既望二字、爲初吉之誤也

二、克鐘銘曰、隹十又六年九月初吉庚寅、克敦克盨銘曰、隹十又八年十又二月初吉庚寅、按克鐘稱克、克敦克盨稱善夫克、雖記名不同、而疑卽一人、觀其字體、皆厲宣體也、今按厲王十六年九月大甲申朔、初吉七日、正得庚寅、與克鐘密合、厲王十八年十二月小辛未朔、既望二十日、得庚寅、則克敦克盨之初吉、必既望之誤矣

三、師兌敦第二器銘曰、隹三年二月初吉丁亥、第一器銘曰、隹元年五月初吉甲寅、按此二器、字體文辭、宛然無別、知決係一人一時所鑄之器、殆無可疑、今按幽王三年二月小庚辰朔、初吉八日、正得丁亥、與第二器、絲毫密合、不能轉移一日、且除幽王外、餘王無一可通、而以第一器推之、若初吉二字非誤文者、則惟厲王元年五月大癸丑朔、初吉二日、得甲寅、始能相合、餘王盡不可通矣、而厲王元年至幽王三年、相距適一百年整、師兌一人、豈能壽至百歲外邪、故知決非厲元器也、然餘王盡不可通、故知初吉二字、必有誤也、既爲一時之器、則元年必爲幽王元年、今按幽王元年五月大庚寅朔、既望後二日、得甲寅卽二十五日、大月二十四日、卽當稱既死霸矣、殷厤後一日、故二十五日仍稱既望又偶差一日、是此初吉、又既望之誤也

四、伊敦銘曰、隹王廿又七年正月既望丁亥、王在周康宮、旦、王各穆大室、按西周諸王在二十七年以上者、惟成昭穆厲宣五王耳、此器於昭穆宣三王、絕不可通、惟成厲兩王可通、而文辭字體、皆屬厲宣時物、一望可識也、按厲王廿七年正月小甲申朔、初吉四日、得丁亥、則此既望、又必爲初吉之誤也

以上によつて吳氏は、「上列諸器、皆初吉與既望之混淆、五器皆然、決非偶然也」とするが、それらは何れも吳氏の斷代に問題があり、器の誤鑄誤范ではなく、その斷代歷年の問題である。一の兩盂鼎は康王の器、大盂鼎の繫年の誤である。二の克器は他にも克氏の諸器があり、おそらく他王の曆譜にわたるものであろう。三の師兌兩器については、他に關聯の問題があるから、のちにいう。四の伊𣪘は、文中の𨑃季の名が大克鼎にもみえ、善夫克の器は夷王期に屬する。夷王の歷年については諸家に說が多いが、金文を誤鑄誤范とする以前に、諸王の積年曆譜をどのように定めるかという問題が存するのである。

吳氏は他にも、庚嬴鼎の「隹廿又二年四月既望己酉」を康王に屬して、その既望を初吉の誤とし、大𣪘の「隹十又二年三月既生霸丁亥」を懿王に屬して既生霸を既死霸の誤文とし、大鼎「隹十又五年三月既霸丁亥」を「三月大辛未朔、既生霸十七日、得丁亥」とするなど、かなり恣意的な改竄を試みている。その譜に適合するとするものも、師訇𣪘・番匊生壺を康王に屬し、靜諸器を厲王、彔・競・遹の諸器を宣王期に屬するなど、器の時期觀に甚しい誤が多く、その曆譜のごときはただ遇合を求めてこれを錄入したにすぎない。曆譜の基本は斷代にあり、斷代に誤があれば器の排次はすべて異なるのである。吳氏も自ら「夫厤譜據於算學、其積月積日之餘分、差千百萬分之一、則其譜或致差數年或數十年、宛如一千絲萬縷之大網、一絲斷、則全網盡廢、絕非其他不負數字責任之估計、可以任意於數

百年間、自由上下移動、影響彷彿以爲説也」卷六・一一葉と暦譜の體系性の必要を主張しているが、すでに重要な紀年銘をもつ數器の週名を誤鑄として改めねばならぬその斷代と器の排次が、嚴密な科學性に堪ええないものであることは明らかである。郭氏が「毛公鼎之年代」東方雜誌廿八卷十三期、金文叢攷所收に「近人吳其昌、於周初之暦朔、考定頗勤、初著殷周之際年暦推證、據劉歆三統暦、以譜出宗周自文王十三年、至幽王十一年之暦朔、繼著金文暦朔疏證、即以其所著之暦譜、推步彝銘、淺識者頗驚其成績之浩大、然夷考其實、實無一是處」初稿と評するのは甚だ酷に過ぎるとしても、その作業に比して成果に乏しいものであることは否定しがたい。ただその年暦譜の作成によつて、彝器の繫屬する年次を求めるのに甚だ簡便となり、吳氏の批判者は、むしろその暦譜の活用によつて吳氏の成績を擴充し、暦法的研究の進展に努めるべきである。近人章鴻釗の中國古暦析疑に、郭・吳兩氏の斷代器十五器をその暦譜に合するものとしているが、概ねその繫屬を誤る。暦譜はあくまでもその全體の組織が問題である。

吳氏ののち、董作賓氏もまた西周期の暦譜を作り、上は殷暦譜より推し、下は春秋長暦に接續する三四一年間の年月干支表により、周金文の排比を試みた。その斷代と器目を次に揭げる。

武王七年　元年師旦鼎
周公居攝七年　成王三十年　廿二年庚嬴鼎
康王二十六年　元年師訇𣪘
昭王十八年　元年師頵𣪘
穆王四十一年　廿五年小盂鼎又三十五年
恭王十六年　元年師虎𣪘　元年曶鼎　二祀趞觶　三祀師遽𣪘　七年趞曹鼎一　十五年趞曹鼎二　十六年克鼎
懿王十二年　三年頌鼎　十一年師𡘇𣪘
孝王三十年　四年散季𣪘　七年牧𣪘　十二年大𣪘　十二年走𣪘　十三年望𣪘　十五年大鼎　二十年休盤　二十六年伯克壺　二十六年番匊生壺
夷王四十六年　元年師兌𣪘一　五年諫𣪘　五年兮甲盤　十二年大師虘𣪘　二十八年寰盤　二十九年伊𣪘
厲王三十七年　元年師毀𣪘　三年師晨𣪘　三年師艅𣪘　三十一年鬲攸從鼎
共和十四年　十三年無㠱𣪘
宣王四十六年　十二年虢季子白盤
幽王十一年　二年鄭𣪘　二祀吳彝

董氏の金文月相の解釋は、すでに述べたように既死霸・初吉を初一〜三日、既生霸を十五日、既望を十六・七・八の三日とする説であるが、このため彝銘の繫年は窘束を極め、吳氏と同じく偶合を求めて譜に加えたあとが著しい。師訇・師頵・師𡘇の三𣪘を康・昭・懿に屬し、吳彝を幽王期におくなど、器制・銘文の上からみて殆んど無謀に近い排比を試みている。師旦鼎のような僞器を錄することも、吳氏の厤朔に同じ。庚嬴鼎を、他に屬するところなしとして成王期に加え、「據此器、可知成王之年、

不計周公攝政、乃自親政元年算起、這是前人所不知道的」というのは殆んど論證をなさず、また康王元年に師訇毀を加え、「此器足爲毛公鼎年代排列的標準、最重要、舊有康王宣王兩說、聚訟莫決、今可以年曆、爲之定案、吳氏以師訇毀與毛公鼎、文法同者十八次、字體同者十七字、又謂銘文中、哀哉今日、天疾畏降喪、是成王新崩時語氣、其說均不可易」と論ずるが、兩器が後期に屬するものであることは、すでに郭氏に論證がある。このような時期觀を以て彝器の斷代繫年を試みることは、徒らに紛紜を加えるにすぎない。殊に既生霸を十五日定點の日とするため、十五年趞曹鼎五月既生霸壬午を據點として、元年曶鼎・元年師虎毀・二年趩觶・三年師遽毀・十六年克鼎をすべて共王期に屬し、「此六器爲恭王時代年曆組、或金文組之一環、不容移動或拆散、並由此一組、以斷定穆王之末年、使穆王爲四十一年、本譜皆類此、據金文曆日、以考定西周各王年代、此是一例」とその成功を自負するが、克鼎などは明らかに後期の器である。また厲王期について、元年師毀毀正月初吉丁亥、三年師𩛥毀三月初吉甲戌、三年師晨鼎三月初吉甲戌、三十一年鬲攸從鼎三月初吉壬辰の諸器をあげ、「共四器、三個定點、爲一個王的年曆組、最堅强的結合、此四器、向來各家均以爲厲王時、無異說、以試史記厲王三十七年說、加於共和前、與此組金文、密合無間、益使我自信定點月相之說」という。しかし師晨・師𩛥兩毀と册命廷禮の形式、宮名・右者などがみな同じである五年諫毀三月初吉庚寅については、これを厲譜に屬せず、もし厲譜に錄すると三月朔癸巳、庚寅はそれに先立つこと三日で、これを同期に加えるには少くとも初吉を四日にわたる週名とする必要があり、その月相定點說は破れざるをえない。すなわち故意にその錄入を避けたのである。

夷王五年にはその五年諫毀三月初吉庚寅と、また五年兮甲盤三月既死霸庚寅の二器を同年月日の器とし、「一稱朔爲初吉、一沿舊習、稱朔爲既死霸」というのはまことに窮說とすべく、それならば初吉・既死霸の稱が、時期的に金文に並び行なわれるはずはない。また師晨・師𩛥と諫毀と、全く同じ形式の廷禮册命が、前後四十五年を隔てて行なわれることも考えがたい。これまたいわゆる月相定點說の破綻を示す事實である。また夷王元年に元年師兌毀を錄し、三年師兌毀二月初吉丁亥については、譜に一致しがたいのでこれを棄てている。これもまた任意遇合を求めた結果で、要はその四分名說と斷代に、基本的な誤謬があるものとしなければならない。

吳・董兩氏の斷代・曆譜ののち、陳夢家氏に西周年代考、また西周銅器斷代があり、その分期と器目についてはすでに述べた。西周銅器斷代は、紀年銘を多く含む後期金文に及ぶことがなく、その編年の全體にわたつて具體的な檢討を試みがたいが、斷代所收の範圍についていえば、康王期の廿二年庚𡩡鼎・廿三祀大盂鼎・卅又五祀小盂鼎、共王期の元年師虎毀以下、また懿王期の師晨・師俞・諫毀以下の諸器がある。西周年代考における歷世積年の計算が、斷代においてそのまま維持されているとすれば、その絕對年代が明らかであるから、一應その適否を檢することができる。

康王期は年代考に在位三十八年とし、前一〇〇四〜九六七である。いまその必要な範圍において二十年以後をとるとすれば、前九八五〜九六七、三家の推算する元旦朔干支表は次頁のごとくである。

廿二年庚𡩡鼎は四月既望己酉、己酉を既望の初日として推算される元旦朔は②、三家の推算において、cのみ妥當する。すなわち己酉は既望の第二日である。大盂鼎は日辰なし。小盂鼎を陳氏は卅五

		a	b	c
20	985	44	46	43
21	984	8	40	37
22	983	3	34	1＊
23	982	57	28	55＊
24	981	21	52	50
25	980	15	16	14△
26	979	10	10	8
27	978	34	34	32
28	977	28	29	26
29	976	22	23	21
30	975	46	47	45
31	974	41	41	39
32	973	4	36	33
33	972	59	60	57
34	971	53	24	52
35	970	17	18	46＊
36	969	11	12	10
37	968	6	7	4
38	967	30	30	28

年と釋するが、その八月既望甲申による元旦朔は㊴でその譜に入りがたく、また通説のように廿五年とするも、なお康王の譜に合わないことが知られる。すなわち康王の斷代と、庚嬴・兩盂鼎を一王に屬することに誤があるわけである。

共王期の器群については、前章にその器目をあげたが、その紀年銘のあるものは、元年師虎段・二祀作册吳彝・三祀師遽段・七年趞曹鼎・十二年走段・十五年趞曹鼎である。年代考における共王の在位は二十年、前九二七～九〇八であるが、いま必要とする十五年間の元旦朔干支表をあげると下表の通りである。下の干支表とその器銘との合否を檢するに、元年師虎段は六月既望甲戌、その元旦朔㉘、二祀作册吳彝は二月初吉丁亥にして元旦朔54、三祀師遽段は四

		a	b	c
1	927	7	39	36＊
2	926	2	3	60＊
3	925	56	57	55＊
4	924	20	51	49
5	923	14	15	13
6	922	9	10	7
7	921	33	33	31＊
8	920	27	28	25
9	919	21	22	20
10	918	45	46	44
11	917	40	40	38
12	916	3	4	33＊
13	915	58	59	56
14	914	52	53	51
15	913	16	17	45＊

月既生霸辛酉にして元旦朔㉑、十二年走段は三月既望庚寅にして元旦朔⑬、十五年趞曹鼎は五月既生霸壬午にして元旦朔⑬である。元旦朔表の干支數字は、プラス六・七の範圍においてのみ器銘の干支番號に適合するものであるが、陳氏が共王期とする六器、その日辰銘をもつ五器のうち、譜に適合するものは十五年趞曹鼎のみである。すでに斷代を試み、その器目をあげる以上、この種の基礎的な計算が全く行なわれていないことは、不審というほかない。

懿王期について、年代考に在位十年、前九〇七～八九八とし、斷代において二祀趩觶・三年師晨段・三年師俞段・五年諫段・十二年大師虘段の諸器をこの期に屬する。斷代に「此組大約可定爲懿王三年、至十二年之器、如此則懿王在在位十二年以上」としているから、年代考の説は修正されているわけである。その差年をどのように處理する考えであつたのか知られないが、これを下年に及ぼすものとして、前九〇七以下の十二年の元旦朔干支表をあげると、次の通りである。いま陳氏がその期に屬する器銘との適否を求めると、二祀趩觶は三月初吉乙卯にして元旦朔は㊸、三年師晨・師俞兩器はともに三月初吉甲戌にして元旦朔⑫、五年諫段は三月初吉庚寅にして㉘、また十二年大師虘段は正月既望甲午にして⑯、これまた一として曆譜に合するものはない。またこの器群を、かりに二祀趩觶の適合する干支表、29 53 47 42 5・60 54 18 13 7・

		a	b	c
1	907	41	42	40
2	906	36	37	34＊
3	905	60	31	29＊
4	904	54	55	53
5	903	48	49	47＊
6	902	12	13	11
7	901	7	8	5
8	900	1	2	60
9	899	25	26	24
10	898	19	20	18
11	897	43	14	12
12	896	38	9	36＊

31 25に當てて考えてみても、器群として成立しがたいことは明らかである。これらの事例からいえば、陳氏の斷代は、曆譜の關係を全く顧慮することなくして行なわれていることが知られる。

呉・董兩氏の斷代は、曆譜を基礎としてなされたものであるが、なお器の繫年において隨處に矛盾があり、陳氏の斷代は曆譜を考慮に入れずになされているものであるから、その斷代は全く據るに足らぬものであることが知られる。しかし斷代と曆譜とが金文資料と一致することなくしては、唯一の曆譜的資料である紀年日辰銘をもつ金文を十分に史料化したとしがたく、金文研究の最終的な作業は、その曆譜的構成を成就するにあるというべきであろう。

第八章　西周期の斷代編年一

一、斷代の再論について

本巻の第一章より第七章に至る考說には、今回多少の補訂を加えたが、もと白鶴美術館誌第四十一輯より第四十四輯として、昭和四十九年一九七四より昭和五十年一九七五の間に刊行したもので、すでに三十年以前の舊稿に屬する。その間に新たに出土した彝器も多く、金文學の研究は大いに進み、斷代編年の研究においては、隔世の感があるといつてよい。殊に馬承源氏主編の商周靑銅器銘文選四册文物出版社、一九八七〜一九九〇が出て、殆んど舊觀を一新するほどの成果を收めている。また新出の器にして、紀年週名日辰を有するものも二十數器に及び、これらを包攝する新しい斷代編年の研究が、改めて要請されるに至つた。

私が舊稿において試みた斷代編年は、當時の資料により、また曆年干支の計算は、主として呉其昌氏の推算するところの曆譜によつた。當時西周期の曆日表は、新城新藏・呉其昌・董作賓三家の曆日表があつたが、この三家の推算は、時に相違すること一兩日に及ぶこともあり、その何れにも起算の定點とすべきものがなく、みな春秋長曆による推算によつて構成されているものであるから、三家の

暦譜を按排して考えるより他に方法がなく、とりあえず呉其昌氏の暦譜によつて作業を進めることにした。その作業過程において、一兩日暦日の不整合があるとしても、三家の間にはときに相接近することもあり、ほぼ許容範圍のうちにあるものとして、各器の紀年を暦法に從つて排次することができるように思われた。

しかし暦日のことは、嚴密にいえば、かりに一兩日の差違といえども、本來は一日の浮動をも許しえない性質のものであり、必ず日の適合するところを求めて組織すべきものであることはいうまでもない。それでそのことは久しく私の腦裏にあつて、暦譜の定點とすべき確實な證左を得たいと考えていた。周暦の編年を考えるには、まずその起點とすべきところを考え、それによつて日の干支を定めることが必要である。

起點を定める方法としては、まず武王克殷の年の問題がある。武王克殷のことは、書や逸周書・竹書紀年などに、日の干支をあげて斷片的な記述がみられるが、しかしその解釋については各家それぞれ說を異にし、北京師範大學國學研究所編の武王克商之年研究北京師範大學出版社、一九九七・一一に收錄するもの五十七篇・四十四種、その最も早いものは林春溥氏の前一一三〇年說（毛詩正義による推算）、最も新しいものは勞榦氏の前一〇二五年說（殷周年代的問題集刊一九九六）があり、前後百年以上の差がある。このように多くの提說があることからいえば、一是を定めることは甚だ困難であるといわなければならない。

周王朝が幽王の十一年に西夷の犬戎に攻め殺されて滅んだことは、史書の記述によつて確實と考えられるから、周暦の問題は、紀年の明らかな幽王期から逆算して考えるのがよいと思う。それで本書では、金文の紀年銘によつてその當るところを考え、逆算して斷代を試みるという方法をとることにした。この場合まず日の干支、たとえば幽王元年の元旦朔の干支を特定するということが必要となる。それにはたとえば、日食・月食のような事實は、天文學的な事實として、千古の間も動かしがたいことであるから、まずそれによつて定點とすべきものを求めたいと思つた。西周期の日食として文獻に見えるものでは、詩小雅十月之交にみえる日食が、最も顯著なものである。それでこの日食の時期について、その日を特定することができるならば、それを定點として、それ以前の暦日の干支を定めることができるであろう。その詩は知られているように、次の句ではじまつている。

十月之交　朔月辛卯　日有食之　亦孔之醜
彼月而微　此日而微　今此下民　亦孔之哀

中國の陝西地方から、皆既食に近い狀態で日食が見られるとすれば、それは天文學的にその日時を特定することができるはずである。もとよりそのような調査は早くから試みられていて、例えば平山淸次博士の一般天文學に、オッポルツェル氏の日食表による計算の結果として、次のような記述がある。

時代は前七七五（六）年一一（九）月六日（周の幽王六年）と言はれるが、此の詩の日食は支那では見えなかつた。著者の計算では、前七三五年一一月三〇日（周の平王の三十六年）のものと思われる。一〇六頁

また新城新藏博士の東洋天文學史研究には、兩說が併記されて容易に決し難いとする。

この詩は毛序に「大夫刺幽王也」とするが、鄭玄の箋には

當爲刺厲王、作詁訓傳時移其篇第、因改之耳、節（彼南山）、刺師尹不平、亂靡有定、此篇譏皇父擅恣、日月告凶、正月、惡褒姒滅周、此篇疾豔妻煽方處、又幽王時司徒、乃鄭桓公友、非此篇之所云番也、是以知然

とあつて、この詩を厲王期の詩とし、當代の執政者の名の異なることを以て、その理由としている。

この日食については、例えば淸の阮元も幽王期說をとり、次のように論じている。すなわち

十月之交、朔月辛卯、日有食之、〔補箋〕雍正癸卯、上距周幽王六年積二千四百九十八年、依今推日食法、推得建酉月辛卯朔、太陰交周初宮一十二度八分三十五秒二十九微八食限、朔月、月朔也

として以下にその算法を示し、「十月平朔、辛卯日卯初三刻九分」にその蝕があるとし、これを幽王六年の日食に當るとしている。

案、大衍術日蝕議曰、小雅十月之交、虞劆以術推之、在幽王六年、開元術定交分四萬三千四百二十九入蝕限、授時術議云、幽王六年十月辛卯朔、泛交十四日五千七百九分入食限、蓋自來推步家未有不與緯說異者、本朝時憲書、密合天行、爲往古所無、今遵後編法、推幽王六年十月朔、正得入交、從魯詩說、謂厲王時事者、斷難執以爭矣揅經室一集卷四

ただこの幽王六年說は、オッポルツェルの日食表によると、陝西の地からは觀測されず、それで平山博士らは、十月朔辛卯の日食に合する者を求めて、別に前七三五年、周の平王の三十六年の日食に充てる解釋を試みた。しかしこの時、周はすでに豐鎬の地を去り、洛陽に遷つて久しい後であり、岐山が崩れ、三川が溢れるという幽王二年の大地震を去ること四十數年である。

私はかねてこのことを疑問とし、この問題が解決されるならば、西周斷代の作業に一の定點を得ることとなると考え、その再調査を岡山大學の小貫章博士に依囑した。博士は私のためにその勞を執られ、その調査の結果を「中國古代史と日食」と題して、岡山理科大學紀要十五號一九八〇・三に發表された。そして前九三五〜前七〇三に至る二百三十三年間と、オ表の示す日食番号六五一〜一一八八の間に、皆既又は皆既に近い狀態の日食十二例、部分食の例七例の調査結果を、次の第三表にまとめられた。

この附表については、次のような結論が附記されている。

(1) 第三表の「辛卯」の條件を充たし、かつ、「八月ないし十二月」の間という條件で西安付近から見えたであろう（皆既でなくとも）という食は、共和期以前には、ほとんどない。

(2) 孝王期には五年間の間隔で「辛卯」が三回つづく。そして、前九二五年が「十月」の條件に一致するかもしれないが、この日食は見えなかつた。

(3) 前八七八年と八七三年の日食はいずれも「辛卯」のそれであるが、前者は三月で分食が見えたかもしれないものの、三月では困る。他方、後者は西安では見えない。

(4) 前八九四年八月二日（辛卯）はO氏、渡邊氏のいずれの計算でも西周では見えない。

この結論は、私が提示した資料に本づいて、氏が

第 三 表

Opp. No.	西　　暦	J. D.	干支數	干　支	種　類	見，不見	王　名
651	前935 Ⅹ 4	1,379,826	56	己未	t		孝
653	934 Ⅸ 23	1,380,180	50	癸丑	p		
661	930 Ⅵ 12	1,381,538	28	辛卯	p		
663	930 Ⅻ 7	1,381,716	26	己丑	p		
673	925 Ⅸ 14	1,383,458	28	辛卯	r-t		
684	920 Ⅻ 16	1,385,378	28	辛卯	p		孝
693	916 Ⅹ 4	1,386,766	36	己亥	p		夷
717	905 Ⅸ 3	1,390,752	2	乙丑	p		
727	901 Ⅺ 16	1,392,287	37	庚子	p		
729	900 Ⅺ 5	1,392,642	32	乙未	t	D	
731	899 Ⅹ 26	1,392,997	27	庚寅	t		
733	898 Ⅹ 15	1,393,351	21	甲申	r		
735	897 Ⅸ 5	1,393,676	46	乙酉	p		
741	894 Ⅷ 2	1,394,738	28	辛卯	t		
751	890 Ⅹ 16	1,396,274	4	丁卯	p		
753	889 Ⅹ 6	1,396,629	59	壬戌	r		
755	888 Ⅸ 24	1,396,983	53	丙辰	r		
757	887 Ⅸ 13	1,397,337	47	庚戌	r		
773	880 Ⅹ 25	1,399,936	6	己巳	r		
776	879 Ⅸ 15	1,400,261	31	甲午	p		夷
777	878 Ⅲ 11	1,400,438	28	辛卯	t	D	厲
788	873 Ⅵ 13	1,402,358	28	辛卯	r		
796	870 Ⅹ 6	1,403,569	39	壬寅	r	D	
798	869 Ⅸ 25	1,403,923	33	丙申	r		
835	853 Ⅹ 28	1,409,800	30	癸巳	r		
839	851 Ⅹ 5	1,410,508	18	辛巳	r	O	
857	843 Ⅹ 7	1,413,432	2	乙丑	p		
859	842 Ⅸ 26	1,413,786	56	己未	r	O	厲
882	832 Ⅸ 5	1,417,418	28	辛卯	p		共和
893	827 Ⅻ 8	1,419,338	28	辛卯	t		宣
902	823 Ⅸ 25	1,420,725	35	戊戌	r		

第 三 表(つづき)

Opp. No.[1]	西　　暦	J. D.	干支數	干　支	種　類[2]	見，不見[3]	王　名
920	前815 Ⅹ 27	1,423,679	49	壬子	r	D	宣
923	814 Ⅸ 16	1,424,003	13	丙子	p		
939	807 Ⅹ 28	1,426,602	32	乙未	p		
941	806 Ⅹ 17	1,426,956	26	乙丑	r		
943	805 Ⅹ 6	1,427,310	20	癸未	r		
948	803 Ⅸ 15	1,428,020	10	癸酉	p		
961	797 Ⅺ 7	1,430,264	34	丁酉	r	O	
965	796 Ⅹ 26	1,430,618	28	辛卯	p		
969	794 Ⅸ 6	1,431,298	48	辛亥	t	D	
983	788 Ⅹ 28	1,433,542	12	乙亥	r	O	
1000	780 Ⅵ 4	1,436,318	28	辛卯	t	O	幽
1013	775 Ⅸ 6	1,438,238	28	辛卯	r-t	D	
1042	762 Ⅵ 15	1,442,903	13	丙子	t	O	平
1043	762 Ⅻ 10	1,443,081	11	甲戌	r		
1048	760 Ⅹ 18	1,443,759	29	壬辰	p		
1055	757 Ⅸ 17	1,444,823	13	丙子	r-t	O	
1069	751 Ⅺ 8	1,447,067	37	庚乙	r		
1075	749 Ⅹ 18	1,447,776	26	己丑	p		
1077	748 Ⅸ 7	1,448,101	51	甲寅	r	O	
1093	741 Ⅳ 26	1,450,523	13	丙子	r	O	
1094	741 Ⅹ 19	1,450,699	9	壬申	t		
1096	740 Ⅹ 8	1,451,054	4	丁卯	t	D	
1098	739 Ⅸ 27	1,451,408	58	辛酉	r		
1110	734 Ⅺ 30	1,453,298	28	辛卯	r	O	
1123	728 Ⅲ 3	1,455,218	28	辛卯	t	O	
1188	703 Ⅹ 19	1,464,579	29	壬辰	r	O	桓

〔注〕 1） Opp.No.：Oppolzer 氏食表の番號
2） 食の種類： t 皆既， r 金環食， p 分食
3） 見，不見：西周で皆既または近い食，O；分食，D

1　年代は前八九九年より前七二〇年まで
2　舊暦十月であるから、太陽暦の九月から十一月まで
3　干支數28前後のもの
4　前八〇〇年前後の、東アジアで觀測可能な日食の全部

について、検討されたものであつた。しかし特に調査される機會であるから、私はもつと辛卯朔の日食に注意すべきであつたと思う。前掲の第三表には、前七八〇（七八一）年、干支28（辛卯）の日の皆既食が、すでに検出されていたからである。

結論的にいえば、小貫博士の検出されたその辛卯朔の日食が、まさに私が求めるところの日食であつた。「十月朔」の十月が、宋代の金文考釋の書である考古圖や博古圖などでは、しばしば七を十と誤り釋している例があることは、よく知られていることであるから、私が無條件に「辛卯朔」の計算を求めていたならば、博士によつて容易にこの問題の解決の緒が與えられていたはずであつた。博士はこの表を示されたのち、月名か干支か、何れかに傳承上の誤りがあるかも知れないと話された。辛卯はこの詩においては卯・醜が韻字であるので、誤りとする確率は乏しい。それで當然「十月」という月名について検討を加えるべきであつた。私の不注意によつて、早速の博士の勞に報い得なかつたことを深く遺憾とし、今も申譯なく思つている。

この問題は、それから十二年の後、齊藤國治・小澤賢二著の中國古代の天文記錄の檢證雄山閣出版、一九九二・九においてとり上げられた。その書には

"On the Eclipses recorded in the Shu Ching (書經) and Shih Ching (詩經)" 日本數學物理學會誌
英文記事、一九一四　平山淸次

東洋天文學史論叢一九三五　能田忠亮

支那古代曆法史研究一九四三　橋本增吉

春秋詩經日食和有關問題中國天文學史文集第三集、一九八四　張培瑜

などの説を紹介し、何れもこの問題については未解決であることを述べたのち、S・T・ジョンソンの提言に言及している。すなわちジョンソンは、從來の諸説が何れも成立しがたいことを論じたのち、試案として、幽王元年、日食譜のNo.一〇〇〇tの日食をあげて、この日食はスマトラ西端に發してカンボジアを横斷し、東シナ海から東してわが國の南方洋上より太平洋東部に至り、日沒とともに終るとする。著者はこの説を紹介したのち、詩篇では「十月之交」とするが、ここでは陰曆七月に屬することになお問題が殘るとして、留保を加えている。

齊藤國治氏は、その古天文學の散歩道恒生社厚生閣、一九九二・二においてもこの説をとり上げており、詩篇にいう「十月辛卯」は、「七月辛卯」を誤り傳えたものではないかという提説を試みている。甲骨文・金文において、十と七とはその字形が極めて近似しており、宋刻の圖錄においては、銘文の七を十と誤り釋している例がある。例えば次の二器

牧設　隹王十年十又三月既生霸甲寅、王在周、在師汓父宮、各大室　考古圖・三・二七葉

中朝事後中尊（伯克壺）　隹十又六年十月既生霸乙未、伯大師易伯克僕卅夫　考古圖・四・六〇葉

においては、何れも七を十と誤釋しており、文中の十と七との字形の相違が明白で、その誤釋であることが知られる。齊藤氏の書には、なお文獻の時代に入つてから後の例として、たとえば漢書高帝紀の、「漢の元年冬十月、五星東井（ふた子座）に聚まる」という記事をあげて、その「十月」とあるのは「七月」の誤りであるとし、前二〇六年八月～九月の間に、水金木土の四惑星が、次々にふたご座に出入する事實があり、高帝紀の記述の誤りを、天文學的な事實によつて正すことができるとしている。一〇八頁 なお詩の十月之交を七月とする説については、齊藤氏の書にオッポルツェルの日食表による詳細な計算が示されており、その七月辛卯が幽王元年、前七八一年のものであることが確認されたと考えてよい。七月の朔日が辛卯であるとすれば、その元旦朔は甲午㉛である。

私が當初、西周の年曆譜を構成するに當つて資料としたものは、新城新藏・董作賓・吳其昌三家の曆譜であり、その幽王元年朔は新城㉚・董㉚・吳㉙であつた。新城・董・吳の間には、ときに違うこと一兩日に及ぶことがある。のち馬承源氏の用いる譜が示されたが、前一一〇五年より前七七一年に至る三三五年の間において、馬譜は董譜に合するもの一九九、新城一九、吳譜に至つては一も合うものがない。馬氏の譜と違うこと概ね二日乃至三日である。このことからいえば、私が舊稿において試みた諸器の繫年譜は、その相對的な關係においては維持しうるものがあるとしても、斷代繫年の上に改めて再檢討を要するものがあることはいうまでもない。それでこの度、再刊に當つて、斷代繫年をとり扱つた第八章と第九章とを改稿し、幽王元年七月朔辛卯を定點とする曆譜によつて、舊稿の再檢討を試みようとするのである。かねて新出の繫年器も二十數器に及んでおり、これら新出の器をも含めて、新たに斷代の曆譜を構成した。しかしその結果、斷代の大綱においては殆んど舊稿を變更するところなく、曆譜を構成することができたと考える。新出器については、この機會にその本文と訓讀とを試みておいたが、その考釋については別の機會に試みたいと考えている。

二、新しい斷代説

武王克殷の年について、陳氏の西周年代考には一一二二年説（劉歆世經漢志・吳其昌厤朔）・一一一六年説（皇甫謐帝王世紀）・一一一一年説（一行大衍曆議唐志、又、董作賓殷曆譜武王一一二二即位）・一〇六六年説（新城周初之年代）・一〇七五年説（唐蘭中國古代歷史上的年代問題）・一〇二七年説（雷海宗殷周年代考、陳夢家年代考、又、商殷與夏周的年代問題歷史研究一九五五・二）などをあげ、それらの諸説は、要するに三統曆説と竹書紀年に依據するものであるという。宋以來の古曆算家の説は概ね三統曆説を承け、近人の研究は多く竹書に發しているが、古本紀年には斷代がなく、ただ西周の積數をいうにとどまる。他の資料としては、史記魯世家と年表にみえる魯侯の年數と、これに據つたと思われる劉歆の世經にみえる魯世家の歷世年數とが比較對照すべきものであるが、これらもそれぞれ異同があり、三者に完全に一致するものは眞公三十年・懿公九年・惠公四十六年の三者にすぎない。要するに西周期の年代は、宣・幽二期のほかは、これを推すべき方法がない。最も可能な方法としては、まずこの二期の曆譜關係を金文資料によつて確かめた上で、さらにこれを遡及して積年を求めるもの

各家說	武王	周公攝政	成王	康王	昭王	穆王	恭王	懿王	孝王	夷王	厲王	受命至穆王	武王至共和	克殷年
古本紀年(1)	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	100(穆元)	—	1111
史記(2)	3	—	—	—	—	55	—	—	—	—	37	—	—	—
御覽引史記(3)	—	—	—	—	—	55	—	25	15	—	37	—	—	—
帝王世紀(4)	7	7	30	26	51	55	20	20	—	16	—	133(穆元)	—	1122
通鑑外紀(5)	7	7	30	26	51	55	10	25	15	15	40	133	281	1122
通志(6)	7	7	30	26	51	55	10	25	15	15	40	133	281	1122
皇極經世(7)	7	7	30	26	51	55	12	25	15	16	37	133	281	1122
通考(8)	7	7	30	26	51	55	12	25	15	12	37	133	281	1122
通鑑前編(9)	7	7	30	26	51	55	12	25	15	12	37	133	281	1122
今本紀年(10)	6	7	30	26	19	55	12	25	9	8	12	100(＋11)	209	1050
新城新藏(11)	3	7	30	26	24	55	12	25	15	12	16	100(＋10)	225	1066
吳其昌(12)	7	7	30	26	51	55	20	17	15	16	37	121	281	1122
丁山(13)	3	7	12	26	19	37	18	20	7	3	37	104(101)	189	1030
陳夢家(14)	3	—	20	20	19	38	20	10	10	30	16	100(穆末)	186	1027
董作賓(15)	7	7	30	26	18	41	16	12	30	46	37	88(穆元)	270	1111
章鴻釗(16)	3	—	37	26	23	55	16	17	15	7	15	89(穆元)	214	1055
Yetts (17)	3	—	30	25	19	55	15	3	7	32	20	132(穆末)	209	1050
周法高(18)	2	—	24	25	19	23	15	2	15	34	18	93(穆末)	177	1018
試案(19)	6	—	23	33	23	36	17	14	19	39	37	—	—	(1088)

で、紀年資料の不十分な昭穆期以前については、西周の積年數より推して、ほぼ推測をなしうるにとどまる。そのような操作の過程において、文獻資料を參考にし、あるいはその信憑性を考えることもできよう。なおこれより歷世の年數を問題とするので、ここに從來の資料や研究による斷代說を、董作賓の西周年曆譜が圖表化するものに補足して揭げておく。金文においてその年數をある程度推測しうるものは共王以後であるが、最末に一應本書において試みた斷代の私案を附記した。

右の斷代說ののち、この三十年の間に、また斷代編年を試みるものが數家に及んでおり、その說を表示しておく。その論著は次の通りである。

周法高　西周年代考一九七一　西周年代新考一九八四、又「武王克商之年研究」（一九九七・一一）に收載

倪德衞 D. S. Nivison　西周之年曆 HJAS、一九八三、摘要漢譯、「武王克商之年研究」（一九九七・一一）に收載

馬承源　西周金文和周曆的研究上海博物館集刊一九八二・二

劉啓益　西周紀年銅器與武王至厲王的在位年數文史一三、一九八二、又「西周紀年」（二〇〇二・四）に收載

何幼琦　西周的年代問題江漢論壇一九八三・八、又「西周年代學論叢」（一九八九・一一）に收載

杜勇・沈長雲　金文斷代方法探微二〇〇二・七

夏商周斷代工程文物二〇〇〇・一二、工程組（陳久金）

その說を表にまとめると、以下の如くである。倪氏はのち「克商以後西周諸王之年曆」朱鳳瀚・張榮明編「西周諸王年代研究」貴州人民出版社、一九九八・七所載においてまた說を改めており、ここはそれによる。

右のうち馬承源氏の說は、のち商周靑銅器銘文選（全四册）において、西周靑銅器銘文年曆表第三册、

一九八八、所収として、併せて断代編年器が示されたもので、金文編年説として最も備わるものであるから、馬氏説の検討を通じて編年の問題を考えることができる。ただ諸家の説は各ゞ周初起算の年を異にし、同時には論じがたいところがあり、まず周・馬二家の説を主とし、他の諸説については、その間の問題のあるものについて、關説するという方法をとりたいと思う。

周法高氏の西周年代考香港中文大學中國文化研究所學報第四卷第一期、一九七一は、英文で發表された論文で、文末に中文の摘要がそえられている。周氏はのちまた論金文月相與西周王年常宗豪編、國際中國古文字學研討會論文集編集委員會編輯「古文字學論集」初編、一九八三、西周年代新考大陸雜誌第六八卷五號、一九八四において前説を大いに改め、各王の断代とその断代器について詳論を發表し、總括としてその繫年器五十四器の曆譜計算を示している。

周氏の新考の曆譜は、まず西周期の全數を、倪德衛氏の古本竹書紀年の「武王より幽王に至る、二百五十七年」とあるのは「二百七十五年」の誤傳とするに據つて、武王克殷の年を前一〇四五年とする。穆王の在位を二十七年（前九四七年）とするときは、晉書束晳傳にいうところの「周の受命より穆王に至る百年」の數に合する。また古本紀年に「成康之際、天下安寧、刑措四十餘年不用」とあり、成に二十四年、康に二十六年を配したという。そして断代紀年の器によつてその在位年數を考うべきものとして、次の諸器をあげている。

	周法高	馬承源	劉啓益	何幼琦	倪德衛	杜勇・沈長雲	夏商周断代工程
文王					1056		
武王	3(1045～1043)	3(1105～1103)	2(1070～1069)	2(1039～1038)	12(1049)	3(1045～1043)	4(1046～1043)
周公			7(1068～1062)	7(1037～1031)			
成王	24(1042～1019)	32(1102～1071)	17(1061～1045)	17(1030～1014)	32(1037)	21(1042～1022)	22(1042～1021)
康王	26(1018～993)	38(1070～1033)	26(1044～1019)	26(1013～988)	28(1005)	26(1021～996)	25(1020～996)
昭王	19(992～974)	19(1032～1014)	19(1018～1000)	22(987～966)	21(977)	19(995～977)	19(955～977)
穆王	27(973～947)	45(1013～969)	36(999～964)	14(965～952)	39(956)	54(976～923)	55(976～922)
共王	29(946～918)	27(968～942)	19(963～945)	26(951～926)	18(917)	23(922～900)	23(922～900)
懿王	9(917～909)	17(941～925)	24(944～921)	2(925～924)	27(899)	2(899～898)	8(899～892)
孝王	15(908～894)	26(924～899)	13(920～908)	20(923～904)	5(872)	4(897～894)	6(891～886)
夷王	34(893～860)	20(898～879)	29(907～879)	38(903～866)	8(867)	16(893～878)	8(885～878)
厲王	18(859～842)	37(878～842)	37(878～842)	24(865～842)	32(859)	37(877～841)	37(877～841)
共和	14(841～828)	14(841～828)			(841)	14(841～828)	14(841～828)
宣王	46(827～782)	46(827～782)			44(827)	46(827～782)	46(827～782)
幽王	11(781～771)	11(781～771)			13(783)	11(781～771)	11(781～771)

武王㉞　三年（前一〇四五～前一〇四三）

成王㊻　二十四年（前一〇四二～前一〇一九）

康王㊼　二十六年（前一〇一八～前九九三）

1　前九九七㊺　庚嬴鼎　廿

又二年四月既望己酉㊻

2　前九九四⑧　小盂鼎　廿

又五祀八月既望甲申㉑

昭王㊻　十九年（前九九二～前九七四）

穆王㊱　二十七年（前九七三～前九四七）

3 前九五四⑯ 休盤 廿年正月既望甲戌⑪×

共王(59) 二十九年（前九四六～前九一八）

4 前九四六(59) 師虎𣪘 元年六月既望甲戌⑪

5 前九四六(59) 曶鼎 元年六月既望乙亥⑫×

6 前九四五㉓ 呉彝 二祀二月初吉丁亥㉔

7 前九四五㉓ 趩觶 二祀三月初吉乙卯(52)

8 前九四四⑰ 師遽𣪘 三祀四月既生霸辛酉(58)

9 前九三四⑲ 㾓壺 十又三年九月初吉戊寅⑮

10 前九三二㊲ 趞曹鼎二 十又五年五月既生霸壬午⑲

懿王㊵ 九年（前九一七～前九〇九）

11 前九二〇㉘ 衛𣪘 廿又七年三月既生霸戊戌㉟

12 前九一七㊵ 師類𣪘 元年九月既望丁亥㉔

13 前九一五(59) 衛盉 三年三月既生霸壬寅㊴

14 前九一四(53) 㾓盨 四年二月既生霸戊戌㉟

15 前九一四(53) 散伯車父鼎 四年八月初吉丁亥㉔

16 前九一四(53) 散季𣪘 四年八月初吉丁亥㉔

17 前九一三⑰ 衛鼎一 五祀正月初吉庚戌㊼

18 前九〇九㉔ 衛鼎二 九年正月既死霸庚辰⑰

孝王⑱ 十五年（前九〇八～前八九四）

19 前九〇六㊲ 師晨鼎 三年三月初吉甲戌⑪

20 前九〇六㊲ 師艅𣪘 三年三月初吉甲戌⑪

21 前九〇四(55) 諫𣪘 五年三月初吉庚寅㉗

22 前九〇二⑬ 牧𣪘 七年十又三月既生霸甲寅(51)

23 前八九七⑭ 大𣪘 十又二年三月既生霸丁亥㉔

24 前八九七⑭ 走𣪘 十又二年三月既望庚寅㉗

25 前八九六㊴ 無㠱𣪘 十又三年正月初吉壬寅㊴

26 前八九六㊴ 望𣪘 十又三年六月初吉戊戌㉟

27 前八九四(57) 大鼎 十又五年三月既死霸丁亥㉔

夷王(51) 三十四年（前八九三～前八六〇）

28 前八九三(51) 逆鐘 元年三月既生霸庚申(57)

29 前八九三(51) 叔専父盨 元年六月初吉丁亥㉔

30 前八八二㊼ 大師虘𣪘 十又二年正月既望甲午㉛

31 前八七八㉔ 伯克壺 十又六年七月既生霸乙未㉜

32 前八七八㉔ 克鐘 十又六年九月初吉庚寅㉗

33　前八七七⑱　此鼎　十又七年十又二月既生霸乙卯(52)
34　前八六八(56)　番匊生壺　廿又六年十月初吉己卯⑯×
35　前八六六⑭　寰盤　廿又八年五月既望庚寅㉗
36　前八六五⑨　伊段　廿又九年正月既望丁亥㉔
37　前八六三㉗　鬲攸従鼎　卅又一年三月初吉壬辰㉙
38　前八六一㊺　伯寛父盨　卅又三年八月既死霸辛卯㉘
厲王㉞　十八年（前八五九～前八四二）
39　前八五九㉞　師詢段　元年二月既望庚寅㉗
40　前八五九㉞　師旋段一　元年四月既生霸甲寅(51)×
41　前八五五⑪　師旋段二　五年九月既生霸壬午⑲
42　前八五四⑤　師碩父鼎　六年八月初吉己巳⑥
43　前八四九㊱　虢季氏子組盤　十又一年正月初吉乙亥⑫
44　前八四二㉕　克盨　十又八年十又二月初吉庚寅㉗
共和⑲　十四年（前八四一～前八二八）
45　前八四一⑲　師𣪕段　元年正月初吉丁亥㉔
46　前八四一⑲　師兌段一　元年五月初吉甲寅(51)
47　前八三九㊳　師兌段二　三年二月初吉丁亥㉔×

48　前八三一㉑　師嫠段　十又一年九月初吉丁亥㉔
宣王㉘　四十六年（前八二七～前七八二）
49　前八二五㊻　頌鼎　三年五月既死霸甲戌⑪
50　前八二三④　今甲盤　五年三月既死霸庚寅㉗
51　前八一六㉔　虢季子白盤　十又二年正月初吉丁亥㉔
52　前八〇九⑬　趞鼎　十又九年四月既望辛卯㉘
53　前七九一(59)　善夫山鼎　卅又七年正月初吉庚戌㊼×
幽王㉚　十一年（前七八一～前七七一）
54　前七七九㊾　柞鐘　三年四月初吉甲寅(51)

以上の周氏の繫年器において、その排次の問題は今措くとしても、その暦譜計算の上で疑問のあるものの數點をあげる。周氏はその曆譜計算において、吳其昌・董作賓・黎東方三家の曆譜を用いているが、置閏の外は異るところ少く、計算上の統貫を得るため、いま董作賓氏の中國年曆簡譜商務印書館、民六三年に據ることとする。

前九五四年⑯　穆王　休盤　隹廿年正月既望甲戌⑪、王在周康宮、旦、王格大室卽立、益公右走馬休入門～用作朕文考日丁隮盤（第26日、第三週に入らず）

前九四六年(59)　共王　𦥑鼎　隹王元年六月既望乙亥⑫（第17日、第三週）、隹王四月既眚霸、辰在丁酉㉞（第二週に入らず）

前八六八年㊿⑥ 夷王　番匊生壺　隹廿又六年十月初吉己卯⑯（第26日、第一週に入らず）

前八五九年㉞ 厲王　師旋設一　隹王元年四月既生霸、王在減应、甲寅㉛、王格廟、卽立、遅公入右師旋、卽立中廷、王乎作册尹克、册命師旋（第20日は既生霸に入らず）

前八三九年㊳ 共和　師兌設二　隹三年二月初吉丁亥㉔、王在周、格大廟、卽立、𣪕伯右師兌、入門立中廷、王乎內史尹、册命師兌、余既命女疋師龢父、嗣左右走馬、今余隹𤔲𦎫乃命、命女𣪘嗣走馬（第18日は初吉に入らず）

前七九一㊾ 宣王　善夫山鼎　隹卅又七年正月初吉庚戌㊼、王在周、格圖室、南宮乎入、右善夫山入門、立中廷、北鄕（第一週に入らず）

以上の諸器のうち、初吉にしてその譜に入らぬものが數器を數えるが、これについて周氏は

初吉一詞、沿用既久、而擴大其涵義、爲一月中之吉日

として、初吉に限りその四週の週名たることを改めているが、これは便宜の說にすぎず、師兌設二の日辰は明らかに第一器と不整合の關係にある。それで私の舊說においては、已むを得ず共和の途中改元說を以てこれを調停しようとしたが、のちに器銘に誤鑄の例があることを知り、誤鑄を以て說くこととした。しかし周氏のように後期金文の初吉を週名から外すことは、些か武斷に過ぎるのではないかと思う。周氏の譜にはなお未錄入の編年器も三十器に近く、その計算法も十分に依據するに足るものとはしがたい。

三、馬承源氏の斷代說

馬氏の曆譜を考えるに當つて、先ずその共王期に錄入する器を見ることにしよう。馬氏が共王期に加える紀年銘は、元年師酉設以下十五器に及んでいる。いまその紀年日辰を備えるものについて、一應適否の檢討を試みることにしたい。

馬氏の共王譜は、その元年を前九六八年（元旦朔⑦）より、二十七年（前九四二年、元旦朔㊱）に至る。元年正月の師酉設には日辰がなく、三年衞盉より譜入する。その編入器は次の通りである。

前九六六㉕　（裘）衞盉　三年三月既生霸壬寅㊴（第十五日）
　師遽設　三祀四月既生霸辛酉㊽（第五日）−3

前九六四㊸　（裘）衞鼎　五祀正月初吉庚戌㊼（第五日）

前九六二㉜　趞曹鼎　七年十月既生霸

前九六一㊻　師𩛥鼎　八祀正月丁卯④（第九日）

前九六〇㊿　九年（裘）衞鼎　九年正月既死霸庚辰⑰（第二十八日）
　𠦪伯設　九年九月甲寅㉛（第六日）

前九五七③　永盂　十二年（正月）初吉丁卯④（第二日）
　走設　十二年三月既望庚寅㉗（第二十五日）×

前九五六㉗　望𣪘　　十三年六月初吉戊戌㉟（第十一日）×
前九五四⑮　趞曹鼎　　十五年五月既生霸壬午⑲（第六日）－2
前九五二㉞　詢𣪘　　十七祀
前九四九㊼　休盤　　二十年正月既望甲戌⑪（第二十五日）×
前九四二㊱　伊𣪘　　二十七年正月既望丁亥㉔（第十九日）

この馬氏の譜においては、五祀裘衛鼎の銘文中に龔王の名がみえることによつて、これを基軸として共王譜を構成しようとしたあとがみえるが、そのことが共王譜構成上の一の難點をなしているように思う。それでまずその器銘補釋篇一二について、その時期を考えてみよう。五祀裘衛鼎の文を、便宜のためここに再錄する。

裘衛鼎一　　隹正月初吉庚戌、衛𠂤邦君厲、告于井白・白邑父・定白・𡧊白・白俗父曰、厲曰、余執龔王卹工、于卲大室東、逆熒二川、曰、余舍女田五田、正迺噝厲曰、女貫田不、厲迺許曰、余審貫田五田、井白・白邑父・定白・𡧊白・白俗父迺顜、吏厲誓
迺令參有𤔲、𤔲土邑人趞・𤔲馬頌人邦・𤔲工附矩・內史友寺芻、帥履裘衛厲田四田、迺舍寓于厥邑、厥逆彊眔厲田、厥東彊眔散田、厥南彊眔散田、眔政父田、厥西彊眔厲田
邦君厲、眔付裘衛田、厲叔子夙・厲有𤔲𧨝季・慶癸・豳表・荊人敢・井人偈屖・衛小子者其、鄉
𩜃、衛用乍朕文考寶鼎、衛其萬年、永寶用、隹王五祀

この銘文中に龔王の名がみえており、馬氏はこれによつて「據銘文爲恭王五年、合年表爲公元前九六四年正月丙午朔、五日得庚戌」とし、これを中心として共王譜の構成を試みている。すなわち同出の、同じ作器者の器である三年（裘）衛盉、九年（裘）衛鼎を一群の器として、この三器の暦日を含みうる譜を構成して、右のような編年を得たわけである。

しかしこの五祀裘衛鼎中の龔王は、果してその生稱として用いられているのであろうか。その文は邦君厲が

余、龔王の卹功を執り、卲大室の東に于て、逆に二川を縈らさんとす

とあつて、それは共王以來の工事を繼承して、その水利の業を完成しようとすることをいうものであろう。それはおそらく、大土地所有的な農業が漸く發展するに伴なつて、水利事業の促進が要求されるようになり、共王以來の水利工事が繼續して行なわれていることをいうものであろう。銘文中に邦君厲の有𤔲の名として𧨝季という人名がみえるが、𧨝季はおそらく伊𣪘・大克鼎の右者としてみえる人であろう。馬氏が二十七年伊𣪘を共王期に錄入したのはその故であろうが、同じく𧨝季の名のみえる大克鼎を、十六年克鐘とともに、孝王期に屬している。五祀裘衛鼎より大克鼎・克鐘に至るまで、相去ること五十六年であり、この𧨝季が同一人でありうる可能性は殆んどない。𧨝季の名を含むこの五祀裘衛鼎が共王期の譜に入りがたいものであることは、このことからも推知することができる。𧨝季の名を含むこれらの器はおそらく別の時期の譜に屬すべきものであろうと思われる。たとえば三年裘衛盉・五祀裘衛鼎・九年裘衛鼎・二十年休盤・二十七年伊𣪘はその暦譜においても連續する關係にあり、時期としては夷王期に入るべきものと思われる。五祀裘衛鼎は立耳柱足、口沿下には竊曲文を

施し、その器制は後期に屬する。銘文の字様も平板にして古意に乏しく、到底共王期に屬しうるものではない。馬氏の譜はこの五祀衮衛鼎中の龔王を誤つてその生稱とし、その關係の繫年器をみなその譜に錄入したために、多くの不整合を生ずるに至つた。編年に當つては、器形・文様・銘文にわたつて、周到な檢討を加えることが必要である。

西周期のうち、厲王より以下の斷代年數については、共和の時期をどのように理解するかというような解釋上の問題はあるが、その年數については大きな異論はなく、従つてその編年器についても、ほぼ一致した排次が試みられている。しかしそれより以前の諸王の在位年數に至つては諸家の間に殆んど一致するところがなく、斷代の譜は各人各様ともいうべき狀態である。特に夷王のごときは、先に表示したように、董作賓の四十六年說より丁山の三年說に至るまで十四說あり、その他の諸王の斷代もほぼこれに近い狀態であり、一是を定めることは困難である。

夷王の譜についていえば、夷王の時期を、史書においてどのように扱つているかということに、先ず注意すべきであろう。夷王が堂下の禮を執り、また齊の哀公を烹殺し、のち惡疾を以て十六年にして崩じたということが、禮記郊特牲・竹書紀年・帝王世紀などによつて傳えられている。それでその十六年說を採る研究者も多い。ただ五年師旋設にみえる「羞追于齊」の語がそのことに當るとすれば、その器は孝王の譜に入り、齊侯の問題は孝・夷の間にわたる係爭の問題であつたことが知られる。古史の傳える片言隻語は、むしろ金文資料によつて改めてその解釋を求むべきことも多いのである。

後期の器には、二十五年鬲従盨・二十六年番匊生壺・二十七年衮衞設・二十八年寰盤・三十二年鬲攸従鼎・三十七年善夫山鼎など、二十年・三十年を超える器があり、これらを厲・宣の時期に排次しようとしても、その譜に收めがたい器も多く、厲・宣以外に譜入することのできる曆譜を想定しなければ、全體の曆譜を構成することが不可能となる。しかもその器は概ね後期の様式に屬するものであり、少くともこれを孝・夷期において譜入する必要がある。研究者の間にも、その必要性を認める人が多かつたらしく、舊說に反して夷王の在位數を加えたものに陳夢家の三十年說・董作賓の四十六年說・何幼琦の三十八年說などがある。實際に曆日による器の排次を試みてみると、そのことの必要性が認められ、私の舊稿においても三十九年說を試みておいた。厲・宣を除いて、西周後期の二十年・三十年期の銘文は、これによつてほぼ曆譜の中に收めることができるように思う。それで馬氏の夷王期編年器について、一應の檢討を試みておきたいと思う。馬氏の夷王期編年器は次の如くである。

前八九八年⑳　師㝨設　元年正月初吉丁亥㉔（第五日）
前八八八年㉒　師嫠設　十一年九月初吉丁亥㉔（第七日）
前八八七年⑰　大設蓋　十二年三月既生霸丁亥㉔（第九日）
　　　　　　　大師虘設　十二年正月既望甲午㉛（第十五日）
前八八四年㉙　大鼎　十五年三月既□（死）霸丁亥㉔（第二十七日）

右の編年器五器のうち、前二器には伯龢父・師龢父・琱生の名がみえ、それらの器は本來厲王期以後に譜入すべきものである。龢父は共和期、琱生は宣王期に屬する人である。

馬氏の譜にはまた厲王期の器として、次の諸器を錄入している。

元年鄭季盨（叔専父盨）　二年鄭殷　十二祀㝬殷　十七年此鼎　十九年趞鼎　二十五年鬲從盨

二十八年寰盤　三十一年鬲攸從鼎　三十三年晉侯蘇鐘上海博物館集刊七期、一九九六年

右のうち十二祀㝬殷文物一九七九・四は附耳方座の直文殷で、文中の㝬は、多くの研究者は厲王の名である胡の異文と解して、この器を厲王自作の器とし、馬氏もこれを厲王期に加えている。この器には日辰の記載がなく、暦譜には入れがたいものであるが、この器を厲王の器とすることには問題がある。

この器の銘文は次の如くである。

王曰、有余隹小子、余亡康晝夜、巠雝先王、用配皇天、簧黹朕心、墜于四方、肄余以餕士獻民、爯盩先王宗室、㝬乍䵼彝寶殷、用康惠朕皇文刺祖考、其各前文人、其瀕才帝廷陟降、䜌圝皇□大魯令、用𩁹保我家朕立㝬身、阤〻降余多福、憲〔聞〕宇慕遠猷

㝬其萬年、䵼實朕多御、用𣪘壽、匃永令、畯才立、乍疐才下、隹王十又二祀一二行一二四字〔殷考幽人令身年令眞下祀魚之合韻〕

王曰く、有、余は隹れ小子なるも、余、晝夜を康んずること亡く、先王に經膺し、用て皇天に配せり。簧黹たる朕が心、四方を墜んず。肄に余、餕士獻民を以て、先王の宗室に稱盩せり。㝬、䵼彝寶殷を作り、用て朕が皇文刺祖考に康惠す。其れ前文人に格り、其れ瀕みて帝廷に在りて陟降し、皇□（帝）の大魯命を䜌圝し、用て我が家、朕が位、㝬の身を𩁹保す。阤〻として余に多福を降し、宇謨遠猷を憲聞せん。

㝬夫れ萬年、䵼いに朕が多御を實し、用て壽を𣪘り、永命にして畯く位に在り、乍ち疐まりて下

に在らんことを匃(もと)む。隹れ王の十又二祀なり。

新出の器であるから、その銘拓・釋文・訓讀を掲げておいた。㝬は宗周鐘にもみえ、一般に厲王胡の名に充てて解されており、宗周鐘もまた厲王の器とされているが、その字様はなお昭穆期の暢達の趣を存し、後期に下るべきものではない。また周王の器ならば「隹王十二祀」のような殷式の紀年法を用いることなく、年紀を文末におくのも日月祀倒敍の殷式紀年法によるものである。㝬の名は前期・中期の諸器にもみえ、その王と稱するのは周の與國である姜姓四國の一である甫（呂）の國に外ならない。呂刑はまた甫刑ともいい、㝬は甫の古文、金文の簠はまた𠥱に作る。周の與國にして姫周とは通婚の關係にあり、㝬は私名に非ずしてその國名である。呂刑など呂國の文獻には皇天・皇帝の語を用いることが多く、また帝廷に陟降することをいうのも、その系統の文辭に特有のことである。

馬氏のその他の繫年器は概ねこの期に屬しうるものであるが、なお他にも編入しうるものがあるように思われる。ただ各王の曆譜のうちには、その干支の排次が近く、ときに兩屬しうるものもあり、その甄別を嚴にする必要がある。

四、新編斷代譜　一

幽王譜

幽王期の在位十一年前七八一～七七一は諸家に異說なく、ほぼ確實とみられる。その斷代器については、郭氏の師兌二器と鄦毁、董作賓氏に鄦毁・吳彝の兩器を列するが、何れもこの期に屬しがたいものであることはすでに述べた。この期の曆譜は上表の如くである。

幽元	781	㉛
2	780	㉖
3	779	㊾
4	778	㊸
5	777	⑦
6	776	②
7	775	㊿
8	774	⑳
9	773	⑮
10	772	⑨
11	771	㉝

この期に屬する紀年銘をもつものは、おそらく柞鐘であろう。柞鐘は一九六〇年、扶風齊家村の窖藏器として、幾父壺など三十九件と同出、銘文のあるもの二十八器、扶風齊家村青銅器群にその資料が集められている。幾父壺〔一九七〕に、

隹五月初吉庚午、同仲窨西宮、易幾父示𢍏六・僕四家・金十鈞、幾父拜頴首、對揚朕皇君休、用乍朕剌考𢍰壺、幾父用追孝、其邁年、子〻孫〻、永寶用

とあり、同仲の名は師兌毁第一器〔一八七〕に右者としてみえる。郭氏はこの器を夷厲期とするが、兩師兌を幽王期とする大系の自說と矛盾する。また陳公柔氏は器を厲王に近しという。器制は器體に三層の波狀文を列し、葢緣・器頸に變樣夔文があり、番匊生壺〔一五九〕に近く、おそらく師兌毁と時期の近いものであろう。師兌兩器は、のちにいうように共和期に屬すべきものと思われる。器銘は廷禮の形式をとらず、同仲がその私臣たる幾父に賜與することをいう。幾父はこれに對揚して器を作るが、その辟事するところを朕皇君と稱している。

柞鐘〔一九八〕は七器よりなる編鐘で、鼓上に象首文、篆間に斜格文を加える。その銘に

隹王三年四月初吉甲寅、仲大師右柞、柞易載・朱黃・䜌、嗣五邑甸人吏、柞拜手、對揚仲大師休、

用乍大醬鐘、其子ゝ孫ゝ、永寶

という。仲大師とは、おそらく同仲の仲を氏號として稱するもので、同仲の家より出た權勢の人であると思われ、その私臣柞に賜與し、柞は仲大師の休賜に對揚して器を作つている。その私臣が七器の編鐘を作つていることからいえば、當時仲大師の權勢は甚だ高く、右者にしてかつ賜與者である仲大師は、おそらく王室を凌ぐほどの實力者であつたかと思われる。郭釋に同仲と仲大師と一人、またこの柞を仲幾父の名として名字對待と解するが、同仲と仲大師とは時期世代が異なるものとすべきである。同出の仲義鐘〔一九八〕は、舊著錄中に散見する仲義の諸器と、おそらく一家の器であろう。

柞鐘の銘にしるす三年四月初吉甲寅(51)によつて推算される元旦朔は㉒である。この三年元旦朔㉒は、宣王三年・共和三年の譜に入らず、また三十七年說による厲王三年の譜にも適合せず、またそれより遡りうるものではない。幾父壺の同仲を師兌器によつて共和期の人とし、仲大師をその後人とすれば、仲大師は宣・幽の二期以外に屬しがたいが、さきにあげた幽王の譜第七章三〇九頁において、その第三年はa・b・c三家の譜は㊽・㊾・㊼であり、その前年を置閏の年とするときは⑱乃至⑲・⑰となるところである。もし⑰ならば柞鐘の甲寅は初吉六日、⑱・⑲ならば初吉五日・四日に當り、その譜に合する。右にあげた幽王譜では三年は㊾、置閏後として⑲となり、初吉四日に入る。

齊家村諸器〔一九八〕は、その出土狀況からみて墓葬のものでなく、窖藏の器である。おそらく何らかの事變が起つて、父祖以來の諸器を一時窖藏してその地を脫したものと思われ、同出器中の最も古い樣式を保つものには、貫耳扁壺の顧鳳文、夔文壺の夔首文・巴文、その他の甗・盂などがあり、後期のはじめころまで遡りうるものがある。窖藏の時期は柞鐘の幽王三年より以後、あるいは東遷前後の混亂の際のことであろう。宣王の後半以來、廷禮册命のことはしばらく行なわれず、權勢の家では王家に代つて任命や賜與の禮を行なつたらしく思われる。のちに銘文をあげるように近年、陝西省の眉縣に於て逨盤と四十二年逨鼎・四十三年逨鼎の出土が報ぜられ、漸く宣王中興の業が明らかとなつた。ただ柞鐘を幽王期の標準器とすることは、器制・銘文及び出土器群との關係、出土の事情などから考えて條件的に成立しうるはずである。もしこの推定が成立しうるものとすれば、西周末幽王期十一年の曆譜は、春秋長曆を延長して推算されている三家の曆譜に從つて算定されていたが、のち詩の小雅十月之交の日食が七月朔の誤りであることが知られ、七月朔辛卯による幽王譜が確定されることになつた。

幽王期に柞鐘の他に紀年銘をもつ器がみえないことは、やがて西周の大壞が訪れたからであろう。當時の爲政者の名が、詩の小雅十月之交篇の中に列擧されており、失政の人として指彈を受けている。その詩には

皇父卿士　番維司徒　家伯維宰　仲允膳夫　棸子內史　蹶維趣馬　楀維師氏　豔妻煽方處

とその名をあげ、殊に皇父に對しては

皇父孔聖　作都于向　擇三有事　亶侯多藏　不憖遺一老　俾守我王　擇有車馬　以居徂向

と特に一章を設けてその首謀とする。この皇父は、おそらく金文にみえる函皇父であろう。

詩中の豔妻について、傳に「褒姒なり、美色を豔と曰ふ」と豔を形容の語とし、その人を褒姒に充

てているが、褒姒が後宮に入るのは、史記周本紀によると幽王三年のことであるから、日食・三川の大震のとき後宮にある豔妻は、おそらく凾姓の妃であつたであろうと思われる。魯詩にはその字を閻に作り、形容詞ではない。

金文に凾皇父の諸器〔一五八〕があり、一九四〇年、扶風任家村の儲藏窖洞から、凾氏の器六十餘器が發見された。一時に急遽埋藏した坑藏の器と異なつて、計畫的に將來に保存することを目的とする埋藏であつたとみられ、器はみな土斑浸蝕を免れ、金色燦爛として新器の如くであつたという。文物・一九五一・一〇おそらく周の東遷に當つて、一時の收藏を圖つたものであろう。

この凾皇父が詩にいう皇父であるとすれば、その收藏の方法からみて、この皇父が詩にいう「皇父孔聖」なる人であつたと思われる。同出の器に禹鼎〔一六二〕があり、その禹は詩にいう「楀維師氏」に當るものであろう。禹鼎の文首に皇祖穆公以來の先王夾輔の功を述べ、聖祖考幽大叔・懿叔の事に及んでいるから、器の時期は後期にあり、禹は或いは十月之交にいう楀の家であろう。聖祖考の事えた武公は、敔段三〔一六四〕・南宮柳鼎〔一六三〕にもみえ、禹鼎の作器者はその孫輩に當る。敔段三・南宮柳鼎は夷王期の南征諸器の一に屬するものと考えられるから、當時を追想する禹鼎の文は、ほぼ宣王期に當ると考えられる。それでこの禹は、幽王初年に權臣の一人としてその執政の府にあつたものであろう。詩の十月之交にみえる權臣たちは、多くは宣王期の遺臣たちであつたと考えてよいであろう。

宣王譜

宣王期四十六年前八二七～七八二は諸家の間に異說がなく、その斷代と曆譜は、ほぼ確定的なものとして扱われてきた。後漢書西羌傳に

及宣王立四年、使秦仲伐戎、爲戎所殺、王乃召秦仲子莊公、與兵七千人、伐戎破之、由是少卻、後二十七年三十一年、王遣兵伐太原戎、不克、後五年三十六年、王伐條戎奔戎、王師敗績、後二年三十八年、晉人敗北戎於汾隰、戎人滅姜侯之邑、明年三十九年王征申戎、破之、後十年、幽王命伯士、伐六濟之戎、軍敗、伯士死焉

という記事があり、注に竹書紀年にみえるという。宣王の在位が三十九年以上に及ぶことが知られ、三十九年の役は周本紀・國語周語上に千畝の戰としてしるされているものである。そのことはまた晉世家にもみえ、伐條の役を穆侯七年宣王廿三年、千畝の役を穆侯の十年宣王廿六年とするが、本紀にいうところと異なる。周室と諸侯世家との關係記事中には、このように年數の一致しない例が多く、このことは周室歷世の年數計算に當つて、世家その他の資料を用いる際に、十分な配慮を要することを示す事實である。考古與文物二〇〇三・三、中國歷史文物二〇〇三・三と文物二〇〇三・六に、二〇〇三年一月に陝西眉（郿）縣楊家村から出土した窖藏器二十七件が報告され、逨盤と四十二年逨鼎二件・四十三年逨鼎一〇件等の銘文が紹介され、盤銘によつてこれらの器が宣王期に屬すべきものであることが明らかとなつた。ただこの両鼎のしるす日辰の干支は、從來の宣王譜の四十二年・四十三年には入りがたく、調整を要する問題がある。

宣元	827	㉘	24	804	㊹
2	826	52	25	803	㊳
3	825	㊼	26	802	㉝
4	824	㊶	27	801	㊼
5	823	⑤	28	800	52
6	822	59	29	799	㊻
7	821	53	30	798	⑩
8	820	⑰	31	797	④
9	819	⑫	32	796	㉘
10	818	⑥	33	795	㉒
11	817	㉚	34	794	⑯
12	816	㉕	35	793	㊵
13	815	㊽	36	792	㉟
14	814	㊷	37	791	㉚
15	813	㊲	38	790	54
16	812	60	39	789	㊽
17	811	55	40	788	⑫
18	810	㊿	41	787	⑥
19	809	⑭	42	786	60
20	808	⑧	43	785	㉔
21	807	㉜	44	784	⑱
22	806	㉖	45	783	⑬
23	805	⑳	46	782	㊲

宣王期四十六年の元旦朔を表示すると、右表の如くである。

右の暦譜に適合する紀年日辰をもつ器にして、宣王期に屬すると考えられるものに、次の諸器がある。

前八二三⑤　琱生設一〔一九四〕　五年正月己丑㉖（第二十二日）

今甲盤〔一九一〕　五年三月既死霸庚寅㉗（第二十四日）

前八二二59　琱生設二〔一九五〕　六年四月甲子①（第五日）

前八一七㉚　虢季氏子組盤〔二〇〇・g〕　十一年正月初吉乙（己）亥㊱（第七日）

前八一六㉕　虢季子白盤〔一九二〕　十二年正月初吉丁亥㉔（第一日）

前八一五㊽　不嬰設〔一九三〕（十三年）九月初吉戊申㊺（第二日）

前八一二60　克鐘〔一七一〕　十六年九月初吉庚寅㉗（第一日）

前八一〇㊿　吳虎鼎〔新〕　十八年十又三月既生霸丙戌㉓（第十日）

前七八六60　逨鼎一〔新〕　四十二年五月既生霸乙卯52（第二十五日）×

前七八五㉔　逨鼎二〔新〕　四十三年六月既生霸丁亥㉔（第四日）×

宣王期は四十六年であるが、その在位の年限に比べると、この時期としては繫年器の數は必ずしも多くなく、近年に至つて逨鼎一・二と逨盤が出土し、宣王後期の消息を得るに至つた。

五年今甲盤にみえる今伯吉父は、詩經に「吉甫作誦」大雅崧高、烝民、「文武吉甫」、「吉甫燕喜」小雅六月とその作るところの詩篇がみえ、六月篇には遠く玁狁を伐つて殊功を奏したことが歌われている。今甲盤には「王初各伐玁狁」とあるが、この時おそらく王は成周に赴いて本營としたのであろう。

五年琱生設・六年琱生設には畱伯虎の名がみえる。周初の召公の後で、周召二公の家は神祇官として周室を輔弼する家柄であつた。召伯虎の名も詩篇にみえ、大雅江漢には、江漢の域を鎭壓するために謝（今の南陽）に城を築き大雅崧高、經營の功をあげたことを歌い、殊に第四章以下は金文の銘辭の形式をとる。おそらくこれに似た銘文をもつ彝器が、この時作られていたのであろう。琱生二器は、この召家の內部における紛爭事件について、その調停の經末を記したものと思われる。

虢季子白盤・不嬰設は相關聯する器で、玁狁を廣伐し、また南淮夷を鎭定することをしるしている。詩の二雅のうち、宣王の武功をいうものは、概ね玁狁と淮夷とを併擧しており、おそらくこの兩者が連繫して行動していたのであろう。それで詩の小雅采芑には「征伐玁狁　蠻荊來威」のように、南北相呼應するような表現がある。

吳虎鼎は新出の器。考古與文物一九九八・三に紹介せられ、李學勤氏の夏商周年代學札記一九九九年刊

に考釋がある。此鼎と同じく康宮徲室における廷禮を記すもので、その日辰は宣王十八年の譜に合し、既生霸の第十日に入る。

吳虎鼎　佳十又八年十又三月既生霸丙戌、王才周康宮徲宮、道入右吳虎、王令善夫豐生・𤔲工雍毅、灩刺王令、取吳𦶠舊彊、付吳虎、厥北彊𡨦人眔彊、厥東彊宮人眔彊、厥南彊畢人眔彊、厥西彊葊姜眔彊、厥曓履裛、豐生・雍毅・白道・內𤔲土寺桒、吳虎拜韻首天〔子〕休、賓善夫豐生章・馬匹、賓𤔲工雍毅章・馬匹、賓內𤔲土寺桒复爰・書、尹友守史囟、賓史賁韋兩、虎拜手韻首、敢對揚天子不顯魯休、用乍朕皇且考庚孟障䵼、其子孫𠂤、永寶　一六行、一六四字〔生耕令眞、耕眞合韻　彊彊彊彊彊陽　章章陽　首休幽䵼之寶幽、幽之合韻〕

佳れ十又八年十又三月既生霸丙戌、王、周康宮徲宮に在り。道、入りて吳虎を右く。王、善夫豐生・𤔲工雍毅に命じて、刺（厲）王の命を灩ねしむ。吳の𦶠の舊彊を取りて、吳虎に付せ。厥の北彊は𡨦人より彊に眔び、厥の東彊は宮人より彊に眔び、厥の南彊は畢人より彊に眔び、厥の西彊は葊姜より彊に眔ぶ。厥の履裛（實測）を曓ぶるは、豐生・雍毅・白道・內𤔲土寺桒なり。吳虎、天〔子〕の休に拜して韻首す。善夫豐生に章・馬匹を賓り、𤔲工雍毅に章・馬匹を賓り、內𤔲土寺桒に复爰・書を賓り、尹友守史囟に史賁・韋兩を賓る。虎、拜手韻首し、敢て天子の不顯なる魯休に對揚して、用て朕が皇祖考庚孟の障䵼を作る。其れ子孫𠂤、永く寶とせよ。

この器は吳虎の要請に本づいて、その舊所有の土地を吳虎に返還することを王命を以て決定し、廷禮

を以てその決定を傳達し、またその實施に當つては廷禮に與かつた善夫豐生と嗣工雍毅とが參與し、そのことが終つて、それぞれ禮物を贈つた次第を記したもので、これがその所有地を保全する證書の役割をもつものであつたと思われる。所有地の劃定には、散氏盤〔一三九〕にみえるように、その地勢に從つて封木を樹てて標識とする方法もあるが、この器のように北・東・南・西の疆域を定めることもあり、この四至を定めるという方法は、その地が平坦で容易に區劃を施すことができたからであろう。そして豐生・雍毅らは、いわば立會人として、その地の檢分に當つたものと思われる。

逑鼎・逑盤は近出の器で、眉縣の窖藏器二十七件中のものであるが、逑盤は全文三七三字、逑鼎二器も亦各ゝ三〇〇字に達する長文の銘をもつものである。新出の器であるから、それぞれの銘をあげておく。

逑盤　逑曰、不顯朕皇高且單公、趄ゝ克明悊厥德、夾豐文王、武王達殷、雁受天魯令、匍有四方、竝宅厥堇疆土、用配上帝、雩朕皇高且公叔、克逑匹成王、成受大令、方狄不享、用奠四或萬邦、雩朕皇高且新室仲、克幽明厥心、頤遠能釱、會豐康王、方懷不廷、雩朕皇高且惠仲盠父、盭龢于政、又成于猷、用會卲王・穆王、盜政四方、厮伐楚刑、雩朕皇高且零白、粦明厥心、不家□服、用辟龔王・懿王、雩朕皇亞且懿仲、敳諫ゝ、克匍保厥辟考王・徲王、又成于周邦、雩朕皇考龔叔、穆ゝ趩ゝ、龢訇于政、明陵于德、享辟剌王、逑肇帀朕皇且考服、虔夙夕、敬朕死事、肄天子多易逑休、天子其萬年無疆、耆黃耇、保奠周邦、諫辪四方
王若曰、逑、不顯文武、雁受大令、匍有四方、則繇隹乃先聖且考、夾豐先王、勳堇大令、今余隹

丕乃先聖且考、龢𩫖乃令、令女疋𢦏㲋、䪑𤔲四方吳・䕻、用宮御、易女赤巿幽黃・攸勒
逨敢對天子不顯魯休揚、用乍朕皇且考寶𥂦盤、用追享考于前文人、前文人嚴才上、廙才下、豐々
㚘々、降逨魯多福、眉壽綽綰、受余康𧽊、屯右通彔、永令霝冬、逨畯臣天子、子々孫々永寶用享
二一行三七三字〔公東王陽、東陽合韻　𣪕令眞　方王享陽邦仲東王陽、陽東合韻　廷政耕　王方陽　白魚服
之、魚之合韻　王陽仲東王陽邦東、陽東合韻　叔幽𧾁德之、幽之合韻　服之夕魚事之、之魚合韻　休者幽　邦東
方陽、東陽合韻　方王陽　令令眞　御魚勒之、魚之合韻　揚上陽　下魚福彔子之、魚之合韻　冬冬享陽、冬陽
合韻〕

逨盤　逨曰く、丕いに顯らかなる朕が皇高祖單公、桓々として克く厥の德を明哲にし、文王を夾𥁕せり。武王、殷を撻ち、天の魯命を膺受し、四方を匍有し、竝びに厥の勤めたる疆土に宅り、用て上帝に配せり。」雩に朕が皇高祖公叔、克く成王を逨匹し、成、大命を受け、方く不享を逖ざけ、用て四國萬邦を奠めたり、雩に朕が皇高祖新室仲、克く厥の心を幽明にし、遠きを柔げ邇きを能め、康王を會𥁕し、方く不廷を懷けたり。」雩に朕が皇高祖惠仲盠父、政に盭龢し、猷に成有り、用て卲王・穆王を會け、四方を盜正し、楚荊を𢧢伐す。」雩に朕が皇高祖零伯、厥の心を粦明にし、□服を㒸さず、用て龏王・懿王に辟ふ。」雩に朕が皇亞祖懿仲、敄めて諫々とし、克く厥の辟孝王・𡰥（夷）王を匍け保ち、周邦に成有り。」雩に朕が皇考龏叔、穆々趩々として政に龢訽し、德に明陵にして、享く剌（厲）王に辟へたり。」逨、肇めて朕が皇祖考の服を纂ぎ、夙夕を虔しみ、朕が死（司）事を敬しめり。肆に天子多く逨に休を賜ふ。天子其れ萬年無疆、黃

耇に耆るまで、周邦を保奠し、四方を諫辟せんことを。」王若く曰く、逨よ、丕いに顯らかなる文武、大命を膺受し、四方を匍有す。則ち繇隹れ乃の先聖祖考、先王を夾𥁕し、大命に勳勤せり。今余隹れ乃の先聖祖考に經ぎ、乃の命を龢𩫖し、女に命じて𢦏㲋を疋け、䪑せて四方の吳・䕻を𤔲めしむ。用て宮に御ひよ。女に赤巿幽黃・攸勒を賜ふ、と。」

逨、敢て天子の丕顯なる魯休に對へて揚へ、用て朕が皇祖考の寶𥂦盤を作る。用て前文人に追うて享孝す。前文人、嚴として上に在り、廙として下に在り、豐々㚘々として、逨に魯いなる多福、眉壽綽綰を降し、余に康𧽊を受け、純祐通祿、永命靈終ならしめんことを。逨、畯く天子に臣へん。子々孫々、永く寶として用て享せよ。

盤銘は逨氏が歷代周王に事えてきた功烈のことを記しているが、高祖單公は「夾𥁕文王・武王」、高祖公叔は「逨匹成王」、高祖新室仲は「會𥁕康王」、高祖惠仲盠父は「用會卲王・穆王」、高祖零伯は「用辟龏王・懿王」、皇亞祖懿仲は「匍保厥辟考（孝）王・𡰥（夷）王」、皇考龏叔は「享辟剌（厲）王」とあつて、この器が宣王の世代にあることは明らかである。すなわち逨は文武以來の舊家であり、しかも一貫して王室に事えた有力な一族であるらしい。この器と同出の逨鼎一・二もまた宣王期の器と考えてよく、その紀年銘「四十二年五月既生霸乙卯㊾」、「四十三年六月既生霸丁亥㉔」もまた、當然宣王の紀年となすべきである。

宣王の曆譜は、すでにその期に譜入する兮甲盤以下の諸器によつて確實なものと考えられている。

しかしその紀年日辰は、第一器の既生霸は第二十五日、第二器の既生霸は第四日に當り、何れも既生霸に入りうるものではない。逨鼎の一・二器もまた新出の器であるから、ここにその銘文を錄しておく。

逨鼎一　隹卌又二年五月既生霸乙卯、王才周康穆宮、旦、王各大室、卽立、嗣工散右吳逨入門、立中廷北鄕、尹氏受王贅書、王乎史減、册贅逨

王若曰、逨、不顯文武、膺受大令、匍有四方、則繇隹乃先聖且考、夾䀌先王、勳堇大令、奠周邦、余弗叚譴聖人孫子、余隹閘乃先且考、有勳于周邦、肄余乍□朝詢、余肇建長父侯于𣏟、余令女、奠長父休、女克奠于厥𠂤、女隹克井乃先且考、□嚴允出、戠于井阿、于曆巖、女不退戎、女□長父、以追搏戎、乃卽宕伐于弓谷、女執訊隻馘、孚器車馬、女敏于戎工、弗逆朕亲令、贅女秬鬯一卣、田于鄭卅田、于降廿田

逨拜䭫首、受册贅以出、逨敢對天子不顯魯休揚、用乍䵼彝、用享孝于前文人、其嚴才上、趩才下、

穆ゝ秉明德、數ゝ纂ゝ、降余康慶、屯又通彔、永令眉壽綽綰、畯臣天子、逨其萬年無疆、子ゝ孫ゝ、永寶用享　文三五行二八三字　〔卯宮幽　逨逨之武魚、之魚合韻　方王陽邦東、陽東合韻　子之考休幽自之考幽、之幽合韻　阿父魚谷職之馬魚、魚之合韻　工東令陽、東陽合韻　田田眞　揚上陽　下魚德彔子之、魚之合韻　疆享陽〕

逨鼎一　隹れ四十又二年、五月既生霸乙卯、王、周の康穆宮に在り。旦に王、大室に格りて位に卽く。𤔲工散、吳逨を右けて門に入り、中廷に立ちて北嚮す。尹氏、王の釐へる書を受く。王、史減を呼び、逨に册釐せしむ。

王、若く曰く、逨よ、丕顯なる文武、大命を膺受し、四方を匍有す。則ち繇隹れ乃の先聖祖考、先王を夾𠍴し、大命に勳勤し、周邦を奠めたり。余、聖人の孫子を暇忘せず、余、隹れ乃の先祖考の、周邦に勳有りしを聞かにす。肄に余、□朝に詢ることを作せり。余肇めて長父侯を栗に建つ。余、女に命ず。長父の休を奠めよ。女、克く厥の師を奠め、女、隹れ克く乃の先祖考に型り、玁狁の出でしとき、井阿に、曆巖に捷ち、女丕いに戎を退けたり。女、長父を（たすけ）、以て戎を追搏し、乃ち卽きて弓谷に宕伐せり。女、執訊獲馘、器・車馬を俘る。女、戎功に敏に、朕が親命に逆かず。女に秬鬯一卣・田を鄿に卅田・隆に廿田を賚ふ。

逨、拜して稽首し、册釐を受けて以て出づ。逨、敢て天子の丕顯なる魯休に對へて揚へ、用て𩰫彝を作り、用て前文人に享孝す。其れ嚴として上に在り、趩として下に在り。穆ゝとして明德を秉り、數ゝ纂ゝとして、余に康慶を降し、純祐通錄、永命眉壽綽綰にして、畯く天子に臣へん。

逨、其れ萬年無疆ならんことを。子ゝ孫ゝ、永く寶用して享せよ。

逨鼎二　隹卌又三年六月既生霸丁亥、王才周康宮穆宮、旦、王各周廟、卽立、𤔲馬壽右吳逨入門、立中廷、北鄉、史減受王令書、王乎尹氏册令逨

王若曰、逨、不顯文武、雁受大令、匍有四方、則繇隹乃先聖考、夾𠍴先王、勳堇大令、奠周邦、肄余弗謹聖人孫子、昔余既令女疋焚兌、䵼𤔲四方吳・薔、用宮御、今余隹巠乃先且考、又勳于周邦、醽褱乃令、令女官𤔲歷人、毋敢妄寧、虔夙夕、惠雍我邦小大猷、雩乃專政事、毋敢不妻不井、雩乃訊庶又𠳲、毋敢不中不井、毋龏橐、龏橐隹又宥從、迺敄鰥寡、用乍余一人咎、不小隹死

王曰、逨、易女秬鬯一卣・玄衮衣・赤舄・駒車賁較・朱虢𩊒靳・虎冟熏裏・畫轉・畫輴・金甬・馬四匹・攸勒、敬夙夕、勿灋朕令

逨拜頴首、受册佩以出、反入堇圭、逨敢對天子不顯魯休揚、用乍朕皇考龏叔𩰫彝、皇考其嚴才上、廙才下、穆ゝ秉明德、豐ゝ纂ゝ、降余康𢎿、屯又通彔、永令眉壽綽綰、畯臣天子、逨萬年無疆、子ゝ孫ゝ、永寶用享　文三一行三一九字　〔亥之宮壽幽、之幽合韻　方王陽邦東、陽東合韻　子之御魚、子魚合韻　令人眞　猷幽事之、幽之合韻　井井耕　咎幽死之、幽之合韻　揚上陽　下魚德之、魚之合韻　彔子之疆享陽〕

逨鼎二　隹れ四十又三年六月既生霸丁亥、王、周の康宮穆宮に在り。旦に王、周廟に格りて位に卽く。𤔲馬壽、吳逨を右けて門に入り、中廷に立ちて北嚮す。史減、王に命書を受く。王、尹

氏を呼びて逨に册命せしむ。

王若く曰く、逨よ、丕いに顯らかなる文武、大命を膺受し、四方を匍有す。則ち繇隹れ乃の先聖考、先王を夾𩛥し、大命に勳勤し、周邦を奠めたり。肄に余、聖人の孫子を諟れず、昔余既に女に命じて燮兌を疋け、䵼せて四方の虞・𦵏を嗣め、用て宮に御ひしむ。今余隹れ乃の先祖考の、周邦に勳有るに經り、乃の命を䌛𦤯し、女に命じて歷人を官嗣せしむ。敢て妄寧なること毋れ。夙夕を虔み、我が邦の小大猷と乃の布政事とを惠雍し、敢て肅まず井せざること毋れ。乃の訊庶の戾有るに雩て、敢て不中にして井せざること毋れ。龔橐すること毋れ。龔橐せば隹れ宥縱すること有るも、迺ち鰥寡を敄り、用て余一人の咎を作さん。不肖ならば死すること隹らんと。

王曰く、逨よ、女に秬鬯一卣・玄袞衣・赤舄・駒車𠦪較・朱虢𩏂旂、虎冟纁裏・畫轉・畫輯・金甬・馬四匹・攸勒を賜ふ。夙夕を敬しみ、朕が命を廢すること毋れと。

逨、拜して稽首し、册を受けて佩して以て出で、覲圭を返納す。逨敢て天子の丕顯なる魯休に對へて揚へ、用て朕が皇考龔叔の𪔛彝を作る。皇考其れ嚴として上に在り、翼として下に在り。穆穆として明德を秉り、豐豐𩁹𩁹として余に康㝨を降し、純祐通祿、永命眉壽綽綰にして、畯く天子に臣へん。逨、萬年無疆ならんことを、子子孫孫永く寶用して享せよ。

この三器の銘文は、周王朝の掉尾を飾るにふさわしい文章であり、またこの器が宣王期に屬すべきものであることは、盤銘の世譜的な記述によつて明らかである。また兩鼎にしるす日辰も週名干支を備えて、何ら疑うべきところはない。然るにこの兩鼎の日辰は宣王の譜に入らず、そのため宣王の在位

數を不信とする考えかたもあるが、召伯虎のように明らかに宣王期の名臣の名がみえる琱生𣪘等の諸器が、何れもその暦譜に入ることからいえば、宣王四十六年の譜を疑う餘地はない。

逨鼎二器の日辰は、ひとり宣王の譜に入らぬのみでなく、この二鼎の日辰の間も接續せず、何れかに誤記があるものと思われる。すなわち

宣42　前七八六(60)　逨鼎一　四十二年五月既生霸乙卯(52)（第二十五日）

43　前七八五㉔　逨鼎二　四十三年六月既生霸丁亥㉔（第四日）

となつて、逨鼎一は既死霸、逨鼎二は初吉となるべきところである。この兩器の週名がその譜に合わぬのみでなく、そもそもこの二器の暦譜の日辰が接續していないのである。その關係を表にすると、次表のようになる。

次表によるときは、四十二年五月既生霸は干支⑥にはじまり、乙卯(52)は不適合、また四十三年六月既生霸は干支(60)にはじまり、丁亥㉔は不適合となる。もし日の干支に誤りなしとして、週名に誤りがあるとすれば、四十二年銘は既死霸、四十三年銘は初吉となる。もし兩銘の日辰が銜接するものならば、第二器の週名は初吉となるべきもので、これは製作者がその計算を誤まり、從つて週名を誤つたものと考える外はないであろう。西周期においては極めて稀有のことであるが、列國期に入ると四週名の使用は殆んど行なわれず、初吉丁亥の銘は頻見するも、それはすでに吉祥語に化していることが多い。

	週＼月	大1	小2	大3	小4	大5	小6	大7	小8	大9	小10	大11	小12
宣四二(前七八六)年	初吉	60	30	59	29	58	28	57	27	56	26	55	25
	既生霸	8	38	7	37	6	36	5	35	4	34	3	33
	既望	15	45	14	44	13	43	12	42	11	41	10	40
	既死霸	22	52	21	51	20	50	19	49	18	48	17	47
宣四三(前七八五)年	初吉	24	54	23	53	22	52	21	51	20	50	19	49
	既生霸	32	2	31	1	30	60	29	59	28	58	27	57
	既望	39	9	38	8	37	7	36	6	35	5	34	4
	既死霸	46	16	45	15	44	14	43	13	42	12	41	11

共和譜

厲王奔彘の後、王位は一時曠缺し、共和の政が施かれた。史記はその共和元年より年表を起しており、史記の當時、共和十四年はその他の暦牒記錄の上からも確實とされていたのであろう。しかし共和の實態については必ずしも明らかでなく、史記は周本紀において「厲王出奔於彘、召公周公二相行政、號曰共和」、十二諸侯年表序に「厲王逐奔于彘、亂自京師始、而共和行政焉」、年表共和元年の條に「厲王子居召公宮、是爲宣王、王少、大臣共和行政」とあり、また齊世家「王室亂、大臣行政、號曰共和」、晉世家「大臣行政、故曰共和」など、周召二公といわずして、單に大臣と稱する例が多い。要するに王の年少を以て、一時有力な廷臣が執政輔佐したものと解するのである。

しかし秦漢の際の傳承においては、これを共和とよばれる特定の人物とする解釋があり、竹書をはじめ諸子の文にみえる。

古本竹書紀年　共伯和、干王位史記周本紀索隱・莊子讓王篇釋文引（作共伯和即干王位）

今本竹書紀年卷八　二十六年、大旱、王陟于彘、周定公・召穆公、立太子靖爲王、共伯和歸其國、遂大雨

莊子讓王篇　古之得道者、窮亦樂、通亦樂、所樂非窮通也、道德（得）於此、則窮通爲寒暑風雨之序矣、故許由娛於潁陽、而共伯得乎共首司馬彪注、共伯名和、周厲王之難、諸侯皆請以爲天子、卽干王位、十四年大旱、屋焚、卜于太陽、兆曰、厲王爲祟、召公乃立宣王、共伯復歸于宗、逍遙得意共山之首

呂氏春秋愼人篇　許由虞於潁陽、而共伯得乎共邱首

梁伯子　共伯値厲王之難、攝政十四年、乃率諸侯、會二相而立宣王、共伯歸共國、得乎共首、所謂逍遙得志乎共山之首云爾畢校呂覽愼人篇注

魯連子　衞州共城縣、本周共伯之國也、共伯名和、好行仁義、王犇于彘、諸侯奉和、以行天子事、號曰共和元年、十四年厲王死於彘、共伯使諸侯、奉王子靖、爲宣王、而共伯復歸國于衞也史記周本紀正義引

漢書古今人表中上　共伯和師古注、和共伯之名也、共音恭、而遷史以爲周召二公行政、號曰共和、無所據也

帝王世紀　厲王荒沈於酒、淫于婦人御覽卷八五引　共伯和、干王位史記三代世表索隱引皇甫謐云

晉書束晳傳　幽厲王旣亡、有共伯名和者、攝行天子事

通鑑外記三　汲冢紀年及魯連子曰、共國之伯名和、行天子政

これらの諸傳承を通じて、二相共和・周召共和・共伯和の三說があり、史傳に多く前二說をとり、紀年・諸子には共伯和說が行なわれていることが知られる。またこの共伯和について、金文研究者の間には、師兌・師嫠の器にみえる師龢父を充て、また史傳によつてその人を解するものには、魯連子の文にみえる衞侯とする。周召二公說は、東周のことを以て共和を解したものでその證なく、また衞武公說も、武公が懿戒を作つて厲王を諫めたという國語楚語上・詩序の說を以て傅會するものにすぎない。陳氏の年代考に衞武說をとり、これを西周積年計算の一資料としている。その說は古く博古圖一六・二七に、師獸𣪘の伯龢父を衞の武公にして共伯和と解するが、陳氏はその武公を禹鼎・敔𣪘三にみえる武公にして、共伯和に外ならないとする。

武公は宣王十六年前八一二卽位、平王十三年前七五八に沒した人で、共和前八四一〜八二八のはじめに王位を干すほどの年齡であつたとするのは、およそ不自然な想定であること明白であるにかかわらず、陳氏はなおその說を持していう。

自共和元年、至平王十三年、共八十四年、設共和元年、共伯和二十歲、則至其卒年、壽百另四歲、國語楚語上曰、昔衞武公、年數九十又五矣、猶箴儆于國、是武公本有長壽之徵、上述（伯龢父・師龢父）諸器、不得更在厲世、而銘文有惟王幾年、或王在周之語、則當在宣王元年、至十五年間、是時共伯和爲王官、故稱師、至十六年、繼爲侯、稱公或侯矣

又禹鼎及敔𣪘之武公、疑卽衞武公、鼎銘曰、聖祖考幽大叔懿叔、命禹□朕祖考、政于井邦、……武公廼遣禹、率公戎車百乘、……史記衞世家曰、而迎桓公弟晉于邢而立之、此邢卽衞邑之河內邢、亦卽禹鼎之井邦、乃禹及其祖考之食邑、此二器並記伐淮夷、疑當宣王時事

陳說のように共伯和を衞武公とするときは、かりに共伯和執政のときを二十歲としても、卒年はすで

に百四歳である。しかし弱冠にしてこの危局に膺ることは考えがたいことであり、しかもなお禹鼎・敔毀三の武公をもその人とし、文中の井邦を衛地とみて兩者の結合を求め、金文中の龢父をもまた一人とする。金文中の師龢父は共和十一年前八三一の師嫠毀の文首にその殂逝をしるしており、明らかに武公その人ではなく、また禹鼎・敔毀三の武公は南宮柳鼎にも右者としてみえ、禹鼎の噩侯駿方は噩侯鼎にみえるものであるから、夷厲の際の人である。この三者を結合するならば、その壽は百五十歳とするもなお足らぬであろう。かつ衛武公を共伯和と稱するのは、衛世家によると兄共伯餘を殺してその位を奪うた人で、莊子讓王や呂覽愼人に傳える逍遙退隱の人と甚だ異なる。世家の文にいう。

釐侯立、釐侯十三年、周厲王出犇于彘、共和行政焉、二十八年、周宣王立、四十二年宣十五年、釐侯卒、太子共伯餘、立爲君、共伯弟和、有寵於釐侯、多予之賂、和以其賂賂士、以襲攻共伯於墓上、共伯入釐侯羨、自殺、衛人因葬之釐侯旁、謚曰共伯、而立和爲衛侯、是爲武公

共伯は太子餘の謚號であるが、武公がかりに共伯の號を冒したとするも、それは宣十五年の釐侯卒後、太子餘を殺してその位を奪うたのちのことであるから、宣王以前に共伯と稱していたとは考えがたい。衛武公を伯龢父、禹鼎・敔毀三の武公と一人とし共伯和とするのは、全く牽合の說にすぎず、また簒弑の人たる武公和と、莊子・呂覽に傳える逍遙讓國の人とも同じでない。禹鼎は宋刻のほかに新出の一器があり、陳進宜の禹鼎考釋には、共伯和たる衛の武公と、禹鼎の武公とを別人とするが、衛武と共和期の執政者とされる共伯和ともなお一人でありえないことは、その年齢推算の上からも明らかである。ただ衛世家の文によると、共和十四年、厲王の在位は釐侯の前年よりはじめて十四年、厲元より共和の末まで二十八年となる。齊・陳兩世家にいう犇彘の年もほぼ同じであるから、史記は本紀の三十七年說とは別に、ここでは厲王の在位を十數年とみているようである。しかし何れにしても、共和の十四年たることには疑問がない。

金文にみえる龢父を以て共伯和とするものには、郭氏の大系・容氏の通考をはじめ、その說をとるものが多い。郭氏は元年師獸毀〔一八六〕を厲王期に屬し、その「伯龢父若曰」に注して

伯龢父卽下師嫠毀師兌毀等之師龢父、師嫠毀作于十又一年九月、言師龢父殂、又言宰琱生入右師嫠、琱生乃宣王之宰、有召伯虎二毀、可證、是則師龢父、當是厲世人、至宣世猶存者、又師兌毀言、王命師兌、足師龢父、嗣左右走馬、用知師龢父又曾任司馬之職、而師晨鼎師艅毀諫毀等器、又有司馬共、觀其文辭字體、大率乃上下年代之器、則司馬共當卽師龢父若伯龢父、合之則爲共伯和也、漢書古今人表注、孟康言、共伯和入爲三公、本銘當是入爲三公以前事

という。右者嗣馬共が、師龢父・共伯和と一人でないことは、前に論じた。また師晨・師艅・諫の三毀は、郭氏の三十七年說による厲王の譜に入りがたく、また兩師兌の「足師龢父」は「疋師龢父」にして佐胥の意であり、從つて龢父と師兌とは同期であるべきことも、またすでに述べたところである。師嫠毀にみえる琱生は宣王期の人であるから、師龢父は共和期を中心として活躍した人と思われ、龢父・師兌關係の諸器は、一應共和期前後のものとして扱うことができる。

夷厲以來、周道の衰微したことは周本紀にもしるすところであるが、殊に厲末の大亂によつて周室は一時曠絕の狀態となり、宣王もまた抱携を脫しない幼年であつたため、共和十四年の間は、在廷の

重臣によつて一時國政が運營されたものと思われる。これが共和の時代であるが、周召二公の共和と稱するのは、東周期の二公卿士の輔弼體制から推論したものにすぎず、また共伯和を一人の名とする共伯和衞武公説・司馬共龢父説・禹鼎武公説などの成立しがたいことも、上述のごとくである。おそらくこの時期は、龢父をも含めて複數の在廷重臣がそのことに當つたものと思われるが、後期金文のうち、周室の危急を托する銘辭をもつ毛公鼎のごときも、宣王始政の際のものとなしえよう。

師龢父の佐胥を命ずる元年師兌・三年師兌の兩段のうち、元年段は一應共和期の譜に合するも、三年段はこれと同じ譜中に錄入しがたい。曆譜を以て斷代編年を試みた吳其昌は、これを幽譜に加えたが、その矛盾に苦しんで、元年段の初吉を既望の誤りとし、初吉・既望互誤説によつてこれを免れようと試み、また董氏は元年師兌段を夷譜に加え、三年師兌の器についてはこれを默殺している。しかしこれらの器が、その銘辭と關聯器との關係から推して、この時期以外に移しがたいものであることからいえば、初吉丁亥がいくらか吉祥語化しているための誤鑄とみる外ない。

文首に「伯龢父若曰」という執政者としての任命をしるす師默段〔一八六〕は、大系にこの伯龢父を兩師兌器の師龢父と同一人とするが、師默段の紀年は「隹王元年正月初吉丁亥」であり、宣・幽の譜に入りがたいものである。厲譜の元年には屬しうるが、もし厲元のものとすれば、宣王十一年の師龢父の牧に至るまで實に六十二年間、在廷臣事したものとなり、しかも厲元のときすでに「伯龢父若曰」という執政者の地位にあつたという矛盾を避けがたく、また兩者を父子と解するもその期間が長く、これまた共和期中の元年とするのが最も妥適である。師默の器は正月、師兌の器は五月であり、

この間に置閏のことあるも、兩器は同年の制作である。

兩師兌段にみえる師龢父は十一年にわたる共和の體制を支えたが、十一年の師嫠段に至つて「師龢父牧」と報ぜられており、ここに龢父の二代にわたる執政は終りを告げる。やがて宣王による王政復古を迎えるが、このときおそらく非常の大命を受けたものが毛公であり、毛公鼎はその輔弼を託する誥命の辭であつたと思われる。

以上によつて、共和十四年の曆譜とその繫年器とを錄すると、次の如くである。

前八四一⑲　師默段〔一八六〕　元年正月初吉丁亥㉔（第六日）

師兌段一〔一八七〕　元年五月初吉甲寅㊿（第五日）

前八三九㊲　師兌段二〔一八八〕　三年二月初吉丁亥㉔（第十八日）×

前八三一㉑　師嫠段〔一八九〕　十一年九月初吉丁亥㉔（第八日）

また、その繫年諸器の文を節錄すると次のごとくである。

元年師默段　隹王元年正月初吉丁亥、伯龢父若曰、師默、乃祖考有勳于我家、女有隹小子、余命女死我家、䌛嗣我西偏東偏僕馭百工牧臣妾、東栽內外、毋敢否善、易女戈琱戟……、敬乃夙夜、用事、默拜䭫首、敢對揚皇君休、用作朕文考乙仲[#]段

元年師兌段　隹元年五月初吉甲寅、王在周、各康廟、卽位、同仲右師兌入門、

共和元	841	⑲
2	840	⑬
3	839	㊲
4	838	㉜
5	837	㉖
6	836	㊿
7	835	㊺
8	834	⑨
9	833	③
10	832	㊼
11	831	㉑
12	830	⑮
13	829	⑩
14	828	㉞

立中廷、王乎內史尹、册命師兌、疋師龢父、嗣左右走馬・五邑走馬、易女乃祖市・五黃・赤舄、兌拜𩒨首、敢對揚天子丕顯魯休、用作皇祖城公䵼段

三年師兌段　隹三年二月初吉丁亥、王在周、各大廟、卽位、𤔲伯右師兌入門、立中廷、王乎內史尹、册命師兌、余既命女、疋師龢父、嗣左右走馬、今余隹𤕌䝷乃命、命女䎽嗣走馬、易女秬鬯一卣……、師兌拜𩒨首、敢對揚天子丕顯魯休、用作朕皇考釐公䵼段

師嫠段　師龢父㑁、嫠叔市、巩告于王、隹十又一年九月初吉丁亥、王在周、各于大室、卽位、宰琱生內右師嫠、王乎尹氏、册命師嫠、王若曰、師嫠、在昔先王小學女、女敏可使、既令女更乃祖考、嗣小輔、今余隹𤕌䝷乃命、命女嗣乃祖舊官小輔眔鼓鐘、易女叔市……、用事、敬夙夜、勿灋朕命、……用作朕皇考輔伯䵼段

毛公鼎　王若曰、父厝、丕顯文武、皇天弘猒厥德、配我有周、膺受大命、率懷不廷方、亡不閈于文武耿光、唯天𨟻集厥命、亦唯先正畧辪厥辟、蕈堇大命、肄皇天亡斁、臨保我有周、丕巩先王配命、旼天疾畏、司余小子弗彶、邦𨟻害吉、𦣞𦣞四方、大從不靜、烏虖、趯余小子、家湛于囏、永巩先王、王曰、父厝、今余唯肈巠先王命、命女辪我邦我家內外、惷于小大政、甹朕位、虩許上下若否雩四方、死毋動、余一人在位、弘唯乃智、余非庸又聞、女毋敢妄寧、虔夙夕、叀我一人、雝我邦小大猷、毋折緘、告余先王若德、用印卲皇天、𤕌𥃝大命、康能四或、欲我弗作先王憂、王曰、父厝、雩之庶出入使于外、尃命尃政、埶小大楚賦……、王曰、父厝、今余唯𤕌先王命、命女亟一方、囝我邦我家、……善效乃友正、毋敢湛于酒、女毋敢墜、在乃服、𥃝夙夕、敬念王畏不賜、女毋弗帥用先王作明井、欲女弗以乃辟圅于囏、王曰、父厝、巳、……命女䎽嗣公族雩參有嗣、小子師氏虎臣雩朕褻事、以乃族、干吾王身、取遺卅守、易女秬鬯一卣……朱旂二鈴、易女茲关、用歲用政、毛公厝對揚天子皇休、用作䵼鼎

元年師㝨段にみえる伯龢父は、おそらく師龢父の父で、その先任者であろう。はじめこの伯龢父を執政として共和の体制がとられたが、その年の五月にはすでに師龢父がこれに代つている。三年師兌段には、元年師兌段と同じく師龢父を佐助することを命ぜられ、新たに賜与を受けている。そしてその師龢父も十一年に沒し、師嫠が喪服をつけてその死を報告しており、師嫠はおそらく師龢父の後継の人であろう。しかしおそらくなお若年にしてこの非常の時局を託し難く、周室の長老である毛公に後事を託するに至つたのであろう。毛公鼎は紀年日辰を附せず、共和の後を託する文章であるので、一應この期に附載する。宣王末期の逑氏の鼎・盤銘とともに、いわゆる周誥の鴻文を代表するものである。

白鶴美術館誌

第四五輯

白川静

金文通釋 四五

通論篇

方座百乳文四耳殷

財團法人 白鶴美術館發行

第九章　西周期の斷代編年二

一、新編斷代譜　二

厲王譜

夷厲期は西周衰亂の時期にあたり、詩篇の變雅變頌に屬するものも多くこのころのものと思われ、また彝器の制作も甚だ多い。西周の貴族社會がようやくその發展の極に達し、豪族による大土地所有の進展、東南諸夷に對する支配の擴大などに伴なつて、その社會的矛盾が激成された時期である。卽位に當つて堂下の禮を執つたといわれる夷王より、厲王の奔彘に至るこの時期は、豪族の勃興、周室衰頽の時期であつたとみることができよう。

夷・厲より以前は、史記にもその紀年をいわず、諸書の記載も紛亂を極めていて、ほとんど據るべきものがない。厲王の在位數について、史記本紀には三十七年說をとるようであるが、世家の文とまたかなり扞格するところがある。本紀にいう。

夷王崩、子厲王胡立、厲王卽位三十年、好利近榮夷公、大夫芮良父諫厲王曰、王室其將卑乎、夫榮公好專利、而不知大難、王其能久乎、今王學專利、其可乎、匹夫專利、猶謂之盜、王而行之、

其歸鮮矣、榮公若用、周必敗也、厲王不聽、卒以榮公爲卿士、用事、王行暴虐侈傲、國人謗王、召公諫曰、民不堪命矣、王怒、得衞巫使監謗者、以告則殺之、其謗鮮矣、諸侯不朝、三十四年、王益嚴、國人莫敢言、道路以目、三年、乃相與畔、襲厲王、厲王出奔於彘

文は國語周語上によるものであるが、國語には厲王の暴虐と監謗のことを述べ、「三年乃流王于彘」とあつて、即位以後の年數にふれていない。しかし本紀の文はこれを三十四年の後に繫け、その在位を三十七年とすることは明らかである。ただこの本紀の文は、世家の文と悉く扞格するところがあり、陳氏の年代考に、衞・齊・陳の三世家の文をあげていう。

衞世家　頃侯厚賂周夷王、夷王命衞爲侯、頃侯立十二年卒、子釐侯立、釐侯十三年、周厲王出奔于彘」　是厲王在位、不得過二十五年

齊世家　胡公徙都薄姑、而當周夷王之時、哀公之同母少弟山、怨胡公、乃與其黨、率營邱人、襲攻殺胡公、而自立、是爲獻公、……九年、獻侯卒、子武公壽立、武公九年、周厲王奔居彘」　是厲王在位、不得過十八年

陳世家　愼公當周厲王時、愼公卒、子幽公寧立、幽公十二年、周厲王奔于彘、二十三年、幽公卒、子釐公孝立、釐公六年、周宣王卽位」　案年表共和元年當幽公十四年、則厲王奔彘當陳幽公之十三年、據比推算、愼公至少一年、則厲王在位、至少在十四年以上（陳世家記載有誤、若依厲王奔彘、在幽公十二年、則宣王元在釐公四年、若依宣王元在釐公六年、則厲王奔彘在幽公十四年）

この結果陳氏は、三世家の異同を折衷して十六年説をとつたが、そのため彝器の繫年すべきものを失つた。年代考には厲期の器として、宗周鐘〔九八〕と虢仲盨〔一四四〕の二器のみを錄する。宗周鐘は作器者たる㝬を厲王胡の名とし、文中の卲王を夷王とし、また虢仲の器は後漢書東夷傳「厲王無道、淮夷入寇、王命虢仲征之、不克」の文による。何れも紀年のない器であるが、そのため夷厲期に入るべきものとみられる多數の紀年銘金文は、ほとんどその繫屬するところを失う結果となつた。

厲王の在位數については、すでに今本紀年に十二年とし、また新城博士も衞・齊・陳の三世家の文によつて、本紀の三十七年說、姚文田の二十六年說厲十二年、共和十四年を非とし、十六年說を立てており、陳說は殆んどすべて新城說に據る。論證の過程も同じ。史記には他にも秦本紀に資料とすべきものがあり、秦仲立ちて三年、厲王の奔彘をしるす。秦仲は二十三年、西戎の役に沒するが、それは宣王六年のことであるから、これは厲王の在位を十二年とする今本紀年と合う。ただ上述三世家の說は、紀年の十二年說と必ずしも一致せず、史記の據るところにすでに紛亂を生じていることが知られる。

このような不一致は、おそらく史記の當時、すでに列國の正確な年代記が傳えられていなかつたことを意味するものと考えてよく、古史の傳統をもつ魯においても、春秋に入つてはじめてその記錄を存しているのであるから、列國のそれは極めて不十分な資料によるものとみられる。王室たる周においてすら、歷代諸王の正確な在位數を傳えていない狀態である。列國のうち魯はひとり歷代在位の數をいうも、世家と年表、また漢志に引く世經との間にもかなりの出入がある。世家の文は、おそらくその資料が成立する過程において、厲王奔彘という歷史的な事件と關聯する年を挿入的に注記するようなことが試みられたためと考えられるが、その場合、竹書等にいう紀年說が用いられたのであろう。

特に世經には、その暦法上の要求をみたすものとして、若干の作爲が加えられているおそれもあり、そのことは左傳中の劉歆竄入と考えられる暦法的記事とも關聯して、そのまま記錄として扱いうる性質のものではない。從つて夷・厲の暦譜は、これらの確實とはしがたい史傳等の記錄をはなれて、むしろ紀年銘金文によるそれ自身の體系を求める方法をとるべきであろう。いましばらく史記本紀のしるす三十七年說によつて金文資料の整理を試み、その成否を檢するほかないようである。

器制文樣、銘辭の形式內容、及び關聯器との關係において、ほぼ厲王期と考えられている紀年日辰銘をもつ金文をあげると、以下の諸器がえられる。

前八七八㊺ 叔專父盨〔一七四〕 隹王元年、王在成周、六月初吉丁亥㉔（第三日）、叔專父乍奠季寶鐘六

前八七七⑱ 鄭毁〔一八五〕 隹二年正月初吉、王在周卲宮、丁亥㉔（第七日）、王各于宣榭、毛伯內門、立中廷、右祝鄭、……王曰、鄭、昔先王既命女乍邑、䡴五邑祝、今余隹巤䈞乃命、……鄭用乍朕皇考龔伯䵼毁

前八六七㊿ 大毁二〔一七五〕 隹十又二年三月既生霸丁亥㉔（第六日）$^{-2}$、王在䵼侲宮、王乎吳師召大、易趛嬰里、王命善夫豖、……皇考剌伯

前八六四㉜ 大鼎〔一七六〕 隹十又五年三月既（死）霸丁亥㉔（第二十四日）、王在䵼侲宮、大以厥友守、王饗醴、王乎善夫騡、召大以厥友入攼、……剌考己伯

前八六三㉗ 伯克壺〔一七〇〕 隹十又六年七月既生霸乙未㉜（第七日）$^{-1}$、白大師易伯克僕卅夫、白克敢對揚天右王伯友侑、……穆考後中

成鐘〔新〕 隹十又六年九月丁亥㉔（第二日）、王在周康徲宮、王親易成此鐘

前八六二㉒ 此鼎・此毁〔補一一・e・f〕 隹十又七年十又二月既生霸乙卯㊷（第七日）$^{-1}$、王在周康宮徲宮、……嗣土毛叔、右此入門、立中廷、王乎史翏、册令此曰、旅邑人善夫、……用乍朕皇考癸公䵼鼎

前八六〇㊵ 趞鼎〔新〕 唯十又九年四月既望辛卯㉘（第二十日）、王在周康卲宮、……宰訊右馬、……史留受王令書、……用乍朕皇考䕫伯奠姬寶鼎

前八五四⑤ 鬲從盨〔一七九〕 隹王廿又五年七月既□□□、王在永師田宮、令小臣成、友逆□□內史無䚄、大史旟曰、……复友鬲從其田、其邑……、其邑……、凡復友、復友鬲從田（邑）十又三邑、……鬲從乍朕皇祖丁公文考叀公盨

前八五二㉔ 袁衞毁〔補一一・c〕 隹廿又七年三月既生霸戊戌㉟（第十三日）、王在周、各大室、卽位、南白入、右袁衞入門、……王乎內史、易衞載市・朱黃・䜌

前八四七㊹ 鬲攸從鼎〔一八〇〕 隹卅又二年三月初吉壬辰㉙（第七日）、王在周康宮徲大室、鬲從以攸衞牧、告于王曰、女覓我田牧、弗能許鬲從、王令眚、史南以卽虢旅、虢旅廼事攸衞牧誓曰、……射分田邑、則放、……從乍朕皇且丁公・皇考叀公䵼鼎

前八四六㊽ 晉侯蘇編鐘〔新〕 隹王卅又三年、王親遹省東國南國、正月既生霸戊午㊺（第八日）、王步自宗周、二月既望癸卯㊵（第二十四日）、王入各成周、二月既死霸壬寅

㊴（第二十三日）、王僨往東、三月方死霸（初出）、王至于𦵪、分行、王親令晉侯蘇、……伐夙夷、……晉侯蘇折首百又廿、執噝廿又三夫、……執訊六十夫、王隹反、歸在成周、公族整師宮、六月初吉戊寅⑮（第一日）、旦、王格大室、卽立、王乎膳夫曰、召晉侯蘇、……王親易駒四匹、蘇拜䭫首、受駒以出、反入、拜䭫首、丁亥㉔（第十日）、旦、王鄜于邑伐宮、庚寅㉗（第十三日）、旦、王各大室、嗣工揚父、入右晉侯蘇、王親儕晉侯蘇秬鬯一卣・弓矢百・馬四匹、……用昭格前文人

大祝追鼎〔新〕　隹卅又三年八月初吉辛子（巳）⑱（第五日）、白大祝追乍豐叔姬𪔂彝、……白氏其眉壽、黃耉萬年

厲元	878	㊺	20	859	㉞
2	877	⑱	21	858	㊿
3	876	⑫	22	857	㊿
4	875	⑦	23	856	㊻
5	874	㉚	24	855	⑩
6	873	㉕	25	854	⑤
7	872	㊾	26	853	㉙
8	871	㊹	27	852	㉔
9	870	㊳	28	851	⑱
10	869	②	29	850	㊷
11	868	㊿	30	849	㊱
12	867	㊿	31	848	㉚
13	866	⑭	32	847	㊿
14	865	⑧	33	846	㊽
15	864	㉜	34	845	⑫
16	863	㉗	35	844	⑦
17	862	㉒	36	843	①
18	861	㊻	37	842	㉕
19	860	㊵			

以上の諸器のうちには新出の器數器を含むが、それぞれ厲譜に適合するものであることが確かめられる。厲王三十七年の曆朔表は上表の通りである。

この期の繫年器について、一應の検討を加えよう。

叔専父盨は四器、器蓋八銘あり、その作器は他にも寶鐘六器・盨四器・鼎七器併せて十七器、その作器の數は二十數器に及んでいる。その器數において函皇父の諸器と匹敵し、叔専父の家が、函氏と並ぶほどの有力な大族であつたことを示している。大族としてこのような數量の器を作りうる者は、この期に屬するのが適當であると考えられる。

鄦𣪘は宋代著錄の器で、圖樣によると兩耳犧首、三小足の瓦文𣪘で失蓋、銘文は百七字。五邑祝のような五邑の名は、共和期の師兌𣪘一や幽王期の柞鐘にみえる。その日辰は厲王の二年に入り、器制もその時期のものとみてよい。

大𣪘二と大鼎とは同一の作器者のもので關聯の器、その廷禮は同じく𥃝侲宮において行なわれている。大𣪘二の器制は、鄦𣪘と極めて近い。大鼎は三器あり、その字樣は甚だ疎鬆で、後期の銘文には、時にこのような字樣をみることがある。

伯克壺は宋刻の考古に錄するもので、「白大師易伯克僕卅夫」とあるから陪臣としての器。同じく十六年の成鐘は、上海博物館の收集器中の一器で、集刊第八期に紹介された。銘文は六行三十三字、その文にいう。

隹十又六年九月丁亥、王在周康徲宮、王親易成此鐘、成其萬年、子〻孫〻、永寶用享

その廷禮は周康徲（夷）宮において行なわれており、日辰も厲王の十六年に屬するものであることが知られる。王は成にこの鐘を賜うたとされているから、賜與すべきものとして豫め用意された既製の鐘があつたのであろう。報告者によると、この器の銘文は、蒐集のとき殆んど銹に覆われ、判讀しがたいものであつたが、精剔の結果、その三行二十二字は刻銘であり、他の三行十一字は鑄銘であるこ

とが判明したという。同じく厲王末年の晉侯蘇編鐘も、全文三百五十五字がみな刻銘であり、當時編銘には刻銘を施すことが多く行なわれていたのかも知れない。

此鼎三件・此設八件は裘衞盉等と共に董家村窖藏器中のもので鼎・設は同文、ともに康宮𡪞宮における廷禮をしるしている。右者は嗣土毛叔、史官は史翏。對揚の辭に

此敢對䚄天子不顯休令、用乍朕皇考癸公隮鼎、用享孝于文申、用匃眉壽

とあり、文申は文神、大克鼎に「覭孝于申」、杜伯盨に「其用享孝于皇申且考」とあつて、厲宣期にそのような用語法が行なわれている。

此鼎・此設は補釋篇にその考釋を加えたものであるが、ここに改めてその銘文を錄しておく。

此鼎　隹十又七年十又二月既生霸乙卯、王才周康宮𡪞宮、旦、王各大室、卽立、嗣土毛叔、右此入門、立中廷、王乎史翏、册令此曰、旅邑人善夫、易女玄衣黹屯・赤市朱黃・䜌旅（旂）此敢對䚄天子不顯休令、用乍朕皇考癸公隮鼎、用享孝于文申、用匃眉壽、此其萬年無疆、畯臣天子、靈冬、子ゝ孫、永寶用　三器、一〇行又一一行、一一一字〔卯宮幽立之、幽之合題　令申眞　彊陽冬冬、陽冬合題〕

此設八器　同文（用乍朕皇考癸公〔一器、朱癸〕隮設）、二器失蓋

隹れ十又七年十二月既生霸乙卯、王、周の康宮𡪞宮に在り。旦に王、大室に格り位に卽く。嗣土毛叔、此を右けて門に入り、中廷に立つ。王、史翏を呼び、此に册命せしめて曰く、邑人善夫を旅めよ。女に玄衣黹純・赤市朱黃・䜌旂を賜ふと。

此、敢て天子の不顯なる休命に對揚して、用て朕が皇考癸公の障鼎を作る。用て文神に享孝し、用て眉壽を匄む。此、其れ萬年無疆にして、畯く天子に臣へ、靈終ならむことを。子〻孫、永く寶用せよ。

十九年趞鼎もまた新出の器で、上海博物館集刊二・商周青銅器銘文選四二三・金文集成五・二八一五に錄する。その銘文は次の如くである。

趞鼎　隹十又九年四月既望辛卯、王才周康卲宮、各于大室、即立、宰訊右趞入門、立中廷北鄉、史留受王令書、王乎內史□、冊易趞玄衣屯黹・赤市朱黃・鑾旂攸勒、用事、趞拜䭫首、敢對揚天子不顯魯休、用乍朕皇考棃白奠姬寶鼎、其眉壽萬年、子〻孫〻永寶　一〇行九七字〔卯宮幽立之、幽之合韻　勒事之　首休幽　鼎耕年眞、耕眞合韻〕

隹れ十又九年四月既望辛卯、王、周康卲宮に在り、大室に格りて位に卽く。宰訊、趞を右けて門に入り、中廷に立ちて北嚮す、史留、王に命書を受く。王、內史□を呼びて、趞に玄衣純黹・赤市朱黃・鑾旂攸勒を冊賜せしめ、用て事へよと。

趞、拜して稽首し、敢て天子の不顯なる魯休に對揚して、用て朕が皇考棃伯奠姬の寶鼎を作る。其れ眉壽萬年、子〻孫〻、永く寶とせよ。

この器は十七年の此鼎・此𣪕につづいて、十九年に行なわれた廷禮で、その日辰は緊密に嵌接している。またこの前後の廷禮は、成鐘・此鼎・此𣪕が周康徲宮、趞鼎は康卲宮で定式の儀禮として行なわれており、政情は安定した狀態にあつたものと思われる。また廷禮の次第について、史官たる史留が王に命書を授け、內史某が王に代つて冊賜するという形式も、おそらく古儀を存するものであろう。かつこの三年間にわたる廷禮において、その都度右者と史官の名を異にすることも、注意すべきことであろう。右者と史官は必ずしも特定の人が定まつていたのではなく、おそらく受命者によつて種々の條件が異なり、從つてその廷禮の人もその都度、事情に從つて選任されたようである。この銘文の文字は、この期にあつて極めて標準的なものであると思われる。

二十五年鬲從盨は三十二年の鬲攸從鼎と一家の器で、何れも皇祖丁公・皇（文）考叀公の器を作る。二十五年器の盨は週名日辰を缺くものであるが、後文の祖考の名を同じうするものであるから、二十五年器も三十二年銘器の錄入される厲王期に加えてよいものであろう。

鬲從盨は銘文中に缺文が多いが、その銘文は他人に侵された土田の回復に求めるにあつたらしく、王もその近旁の地に赴いて裁定を加えているようである。特殊な內容のものであるから、その銘文をあげておく。

鬲從盨　隹王廿又五年七月既□□□、〔王〕才永師田宮、令小臣成、友逆□□內史無䢅、大史旟曰、章厥𩁹夫□、鬲从田其邑□□□、复友鬲从其田、其邑复慭言二邑、鬲从、复厥小宮、□鬲从田、其邑彶眔句商兒眔讎戈、復限余鬲从田、其邑競𣏟才三邑、州瀘二邑、凡復友復友鬲从日（邑）十又三邑、厥右鬲从善夫□
鬲从乍朕皇且丁公文考叀公盨、其子〻孫〻、永寶用　㐭　一二行約一三八字

文はその侵奪を受けた邑名をあげて、その返還を受けた次第を記したもので、夷厲期にはこのような

田土の所有權の紛爭事件が、しばしば銘文にあらわれている。そしてこの器において特に注意すべきことは、この器の作者がどのような圖象をその氏族標識として使用する、殷系の氏族であるということである。殷系の氏族は、周初においても周の協力者は榮位を占め、西周初期の金文には殷系の圖象を用いる器が甚だ多い。西周の初期においては、靑銅器文化を保有するものが殷系の部族であり、殷は政治的な敗北にも拘わらず、文化的にはなお鬱然たる力を保有していた。殷系彝器の顯著な特質は、西周中期にもなお及んでいる。しかし後期になると、圖象標識をしるす器銘は甚だしく減少する。それは必ずしも殷系氏族の衰頽を意味するものではなく、殷周の同化が進み、そのような圖象を以て自らを標示することが少くなつたからであろう。しかし祖考の名を干名を以てしるすような例は、なお少くはない。ただこのような田土の侵奪が、特に殷系の氏族に對して加えられることが多く、そこに種族的な問題があつたであろうことが考えられる。

卌二年㝬攸從鼎もまた、田土の問題を記したものである。紛爭の內容については、義務負擔者の關係がなお判然としないところがあるが、この器には先の㝬從盨と異なつて、銘末に圖象を加えることがない。しかし皇祖丁公のように祖名に干名を用いていることからいえば、なお殷の舊習によるものである。ただこの器において皇考を叀公と稱するのは、廟號に十干名を用いる殷の舊俗が、次第に替てられつつあることを示すものであろう。

裘衛の器はすべて補釋篇に加えたものであるから、ここに二十七年袁衛段の銘文を錄しておく。

袁衛段　　佳廿又七年三月既生霸戊戌、王才周、各大室、卽立、南白入、右袁衛入門、立中廷、北鄉、王乎內史、易衛載市・朱黃・䜌、衛拜䭫首、敢對敭天子不顯休、用乍朕文且考寶段、衛其子〻孫〻、永寶用　七行七三字〔首休段幽〕

裘衛には別に三年裘衛盉・五祀裘衛鼎・九年裘衛鼎があるが、その日辰は夷王の曆譜に入るもので、一世代異なる器である。五祀と稱するのは殷式の紀年法であり、また三年裘衛盉には田土の紛爭事件が記されているから、裘衛の家は殷系の遺裔であると考えられる。この廿七年段に何らの事功に及ぶことがないのは、定期的な論功なのであろう。

三十三年の晉侯蘇編鐘と同年の大祝追鼎とは、何れも新出の器である。晉侯蘇編鐘は一九九二年、山西曲沃の北趙晉墓から盜掘され、出土後一度香港に持出され、海外に流出する恐れがあつたが、一九九二年十二月無事に回收されて上海博物館に收藏、馬承源氏によつてその研究が發表された。上海博物館集刊第七期、一九九六・九馬氏はその器影・銘文の拓とともに、これを厲王三十三年の器とし、ただその曆日には誤記顚倒して、譜に入らぬところがあるとしている。その後、李學勤氏がまた論文二篇を發表し、のち夏商周年代學札記に收錄する。李氏もまた馬氏の說を承けて、器中の日辰は譜に入らぬところがあるとし、誤記を含むが、分期としては厲王の譜に入るべきものとしている。兩氏が誤記ありとするその日辰は、文中に六箇所みえる。新出の器であるから、一應その銘拓の一部と銘文とを掲げておく。

佳王卅又三年、王窺遹省東或南或、正月既生霸戊午、王步自宗周、二」月既望癸卯、王入各成周、二月」既死霸壬寅、王儨往東、三月方死霸、王至于𦵯、分行、王窺令晉侯穌、逵」乃自左洀濩、

北洀囗、伐夙夷、晉」侯穌折首百又廿、執嚥廿又三夫、王至于氰城、王親遠省𠂤、王」至晉侯穌𠂤、王降自車、立南鄉」親令晉侯穌、自西北遇、𦍒伐氰城、晉侯達厥亞旅・小子或人先陷」入、折首百、執嚥十又一夫、王至、」淖〻列〻、夷出奔、王令晉侯穌、」達大室小臣、」車僕從、」逐逐之、晉侯折首百又一十、執嚥廿夫、大室小臣車僕折首百又五十、執嚥」六十夫、王隹反、歸在成周、公族整𠂤」宮、六月初吉戊寅、旦、王各大室、即立、王乎善夫曰、召晉侯穌、入門、立中」廷、王親易駒四匹、穌拜䭫首、受駒以」出、反入、拜䭫首、丁亥、旦、王鄜于邑伐宮、庚寅、旦、

王各大室、嗣工揚父、入」右晉侯穌、王親儕晉侯穌秬鬯一卣・」弓矢百・馬四匹、穌敢揚天子不顯魯休、用乍元穌揚鐘、用卲各前」文人、前文人其嚴在上、廙在下、數〻」𠑹〻、降余多福、穌其邁」年無彊、子〻孫〻」永寶茲鐘 十六器、文三五五字、銘刻盤〔或周卯周幽 東東行陽、東陽合韻

穌魚夷之夫魚𠂤𠂤之、魚之合韻 車穌遇旅百夫穌魚之之、魚之合韻 夫夫魚 周幽𠂤之、幽之合韻 首首宮

幽 父穌魚 鐘東上陽數東彊陽鐘東、東陽合韻〕

隹れ王の卅又三年、王親しく東國南國を遹省す。正月既生霸戊午、王宗周より歩す。二月既望癸

卯、王入りて成周に格る。

二月既死霸壬寅、王儹みて東に往く。三月方死霸、王、葬に至り、分行す。王親しく晉侯蘇に命ず。乃の師を遳ゐて、㴒濩を左し、㴒□を北し、夙夷を伐てと。晉侯蘇折首百又廿、執訊廿又三夫なり。

王、𩁹城に至る。王親しく遠く師を省し、王、晉侯蘇の師に至る。王、車より降り、立ちて南嚮し、親しく晉侯蘇に命ず。西北よりして遇ひ、𩁹城を敦伐せよと。晉侯、厥の亞旅・小子或人を遳ゐて先づ陷入し、折首百、執訊十又一夫なり。

王至る。淖々烈々たり。夷出でて奔る。王、晉侯蘇に命じ、大室小臣を遳はしむ。車僕從ひて、遂に之を逐ふ。晉侯折首百又一十、執訊二十夫あり。大室小臣・車僕、折首百又五十、執訊六十夫あり。

王隹れ反り、歸りて成周に在り、公族、師を宮に整ふ。

六月初吉戊寅、旦に王、大室に格り、位に卽く。王、善夫を呼びて曰く、晉侯蘇を召せと。門に入りて中廷に立つ。王、親しく駒四匹を賜ふ。蘇、拜して稽首し、駒を受けて以て出で、反りて入り、拜して稽首す。

丁亥、旦に、王、邑伇宮に漁す。庚寅、旦に、王、大室に格る。𤔲工揚父、入りて晉侯蘇を右く。王親しく晉侯蘇に秬鬯一卣・弓矢百・馬四匹を齎らす。蘇敢て天子の丕顯なる魯休に揚へ、用て元龢錫鐘を作り、用て前文人を昭格す。前文人其れ嚴として上に在り、翼として下に在り、數々彙々として、余に多福を降さん。蘇其れ萬年無疆、子々孫々、永く茲の鐘を寶とせよ。

文中の六箇所の日辰のうち、馬承源氏は其の二月既望癸卯と二月既死霸壬寅とはその干支が明らかに顚倒しており、誤鑄であろうとし、李氏もその日辰が不適合であるとする。文中の日辰は次の通りである。

前八四六㊽　厲王三十三年　正月既生霸戊午㊺(第八日)、二月既望癸卯㊵(第二十四日)、二月既死霸壬寅㊴(第二十三日)、三月方死霸、六月初吉亥戊寅⑮(第一日)、丁亥㉔(第十日)、庚寅㉗(第十三日)

馬氏の說のように、二月の既望と既死霸とは、一日を接して互易、二月既望壬寅の翌日が二月既死霸癸卯でなくてはならない。後期の器銘に時にこのような週名・干支の誤りがみられるのは、器物の制作の時が廷禮受賞の時よりかなり時日を隔てることがあり、日辰の記錄が嚴重になされていないことがあるからであろう。ただこの既望と既死霸とが日を接していることによつて、王國維のいわゆる四分說のゆるぎないことが證明される。また方死霸はいわゆる旁死霸、逸周書にみえる四週名が西周金文の週名と異なるものがあり、そのような週名が西周晚期に生じている事情を知ることができる。

王が親しく東國南國を遹正するに當つて、正月八日に宗周を發し、二月二十三日に成周(洛陽)の地に到着している。この間凡そ六週間餘である。當時成周は軍都であり、軍事行動はここから開始されるが、その地に「步して」赴くということが儀禮として、なお行なわれていたことが知られる。晉侯蘇は厲宣の時に當る人であるが、史記晉世家の記述は缺漏多く、その世次を明らかにしがたい。し

かしこの時晉の勢威はすでに甚だ高く、王は親しく晉侯に對する賜與を行なつてその勞に酬いている。廷禮の後の反入の禮も、頌壺〔一三七〕・善夫山鼎〔一五四〕にその例がある。

大祝追鼎もまた新出の器。上海博物館の收藏に係り、集刊第八期二〇〇〇・一二に發表された。立耳三獸足の鼎で銘は五行四十一字。その文は次の如くである。

隹卅又三年八月初吉辛巳、白大祝追乍豐叔姫𩰫彝、用𣄰多福、白氏其眉壽、黃耇萬年、子ゝ孫ゝ

大祝追鼎

永寶享〔福之壽幽、之幽合韻〕

隹れ卅又三年八月初吉辛巳、伯大祝追、豐叔姫の𩰫彝を作り、用て多福を𣄰(いの)る。伯氏其れ眉壽、黃耇萬年ならんことを。子ゝ孫ゝ、永く寶として享せよ。

この器銘については、夏含夷氏に上博新獲大祝追鼎對西周斷代研究的意義と題する論文文物二〇〇三・五があり、この器の日辰が厲・宣の譜に合わず、從來の西周斷代の研究に問題があるのではないかという疑問を提出している。集刊の紹介においても、この紀年日辰が厲・宣の譜に合わないことを論じているが、それはこの器の紀年を「卅又二年」とよんだからであつて、二と年とを近づけたこの書法は三年とよむべく、三十三年ならば曆譜上の問題はない。そのような例としてはこの期の鬲攸從鼎の三十二年三月初吉壬辰があり、一種の合文の法とみるべきである。三十三年ならば

前八四六㊽　三十三年八月初吉辛巳⑱（第五日）

となり、その譜に合う。合文の例は、なお小臣諫𣪘・麥方鼎・同𣪘に十又二月、縣改𣪘に十又三月、また三年史頌𣪘に馬四匹など、前期以來、みな二字合文の書法を用いている。

夷王譜

夷王期より以前はその斷代について殆んど據るべき資料がなく、ただ紀年日辰銘をもつ器物によつてその排比を考え、それぞれの年譜を構成する外はない。それで諸家の考説においても歸一するところがなく、夷王期の斷代については短きは丁山氏の三年說、長きは董作賓氏の四十六年說があり、研

究者の最も収拾に苦しむところである。私の舊稿では、紀年譜の關係をたどつて三十九年説を立てたが、その後にも周法高氏の三十四年説、何幼琦氏の三十八年説が出るなど、ほぼそれに近い年數が出されている。もし三十七年の善夫山鼎をこの期に編入するとすれば、その器を收めうる年數を要し、問題はこの善夫山鼎をこの期に收め得るか否かにかかつている。すでに厲王三十七年の譜にはこの器の日辰が合わず、譜入が困難であるとすれば、他器との日辰の關係において曆譜に入りうる時期は、この夷王期の譜以外にはないように思う。それで舊稿では夷王に三十九年の斷代を試みたが、その譜は今日においても維持しうるものであると考える。その譜の元旦朔は次表の如くである。

夷元	917	㊵	21	897	⑮
2	916	㉟	22	896	㊴
3	915	(59)	23	895	㉝
4	914	(54)	24	894	㉗
5	913	㊽	25	893	(51)
6	912	⑫	26	892	㊺
7	911	⑥	27	891	⑨
8	910	㉙	28	890	④
9	909	㉔	29	889	(58)
10	908	⑱	30	888	㉒
11	907	㊷	31	887	⑰
12	906	㊲	32	886	⑪
13	905	㉛	33	885	㉟
14	904	(55)	34	884	㉙
15	903	㊾	35	883	(53)
16	902	⑬	36	882	㊼
17	901	⑦	37	881	㊷
18	900	②	38	880	⑥
19	899	㉖	39	879	(60)
20	898	⑳			

右の譜に譜入しうる紀年銘の器には、次の諸器がある。

前九一七㊵　元年師詢𣪘〔一八三〕　元年二月既望庚寅㉗（第十八日）
　　　　　元年師𩛥𣪘〔一五二〕　元年九月既望丁亥㉔（第十九日）

前九一五(59)　三年裘衛盉〔補一二〕　三年三月既生霸壬寅㊴（第十二日）
　　　　　三年瘐壺二〔補一五・k〕　三年九月丁子（巳）(54)（第一日）−1
前九一四(54)　四年散伯車父鼎〔補四〕　四年八月初吉丁亥㉔（第四日）
　　　　　四年散季𣪘〔新〕　四年八月初吉丁亥㉔（第四日）
　　　　　四年師酉鼎〔新〕　四年九月初吉丁亥㉔（第五日）
前九一三㊽　五年裘衛鼎一〔補一一・a〕　五祀正月初吉庚戌㊼（第一日）−1
前九一二⑫　六年宰獸𣪘〔新〕　六年二月初吉甲戌⑪（第一日）
前九一〇㉙　八年齊生魯方彝蓋〔新〕　八年十二月初吉丁亥㉔（第二日）
前九〇九㉔　九年裘衛鼎二〔補一一・b〕　九年正月既死霸庚辰⑰（第二十四日）
　　　　　九年𠦪伯𣪘〔一四五〕　九年九月甲寅(51)（第二日）
前九〇五㉛　十三年無㠱𣪘〔一二八〕　十三年正月初吉壬寅㊴（第九日）+1
　　　　　十三年望𣪘〔一二九〕　十三年六月初吉戊戌㉟（第八日）
前九〇二⑬　十六年士山盤〔新〕　十六年九月既生霸甲申㉑（第十三日）
前九〇〇②　十八年駒父盨蓋〔補八〕　十八年正月（見南准夷）、四月（還至于蔡）
　　　　　十八年克盨〔一六六〕　十八年十二月初吉庚寅㉗（第一日）
前八九八⑳　二十年休盤〔一四六〕　二十年正月既望甲戌⑪（第二十二日）
前八九五㉝　二十三年九月小克鼎〔一六八〕　二十三年九月

二十三年微緐鼎〔一四七〕　二十三年九月
前八九二㊺　二十六年番匊生壺〔一五九〕　二十六年十月初吉己卯⑯（第六日）
前八九一⑨　二十七年伊段〔一六九〕　二十七年正月既望丁亥㉔（第十六日）
前八九〇④　二十八年寰盤〔一七七〕　二十八年五月既望庚寅㉗（第二十六日）+3
前八八五㉟　三十三年伯寛父盨〔新〕　三十三年八月既死（霸）辛卯㉘（第二十八日）
前八八一㊷　三十七年善夫山鼎〔一五四〕　三十七年正月初吉庚戌㊼（第六日）

繫年器として日辰を具するもの二十三器、紀年のあるもの三器に及ぶ。これほどの器數がすべて一王の曆譜に合し、またすべて王國維の四分法による曆朔に合することからいえば、四分法の確實性は十分に實證されているといえよう。このうち一日の範圍で曆日の合わぬものが若干あるけれども、それらは置閏・連大の關係で一日差を生じたものとすべく、この曆譜の構成に支障を來すほどのものではない。この編年に事實關係において矛盾がないことを検證するために、一應その銘文の內容を見ることにしよう。

元年師詢段は二百字を超える長文の銘で、おそらく夷王卽位當初の、混亂した狀態を反映するものであろう。

師詢段　王若曰、師詢、不顯文武、孚受天令、亦則殷民、乃聖且考、克差右先王、乍厥爪牙、用夾𤔲厥辟、奠大令、盭龢雩政、肄皇帝亡斁、臨保我厥周雩四方、民亡不康靜
王曰、師詢、哀才、今日天疾畏降喪、秉德不克妻、古亡承于先王、鄉女彶、屯卹周邦、妥立余小子、䝨乃事、隹王身厚頴、今余隹䌛𦎫乃令、令女叀雝我邦小大猷、邦居潰辟、敬明乃心、率目乃友、干吾王身、谷女弗目乃辟、函于艱、易女秬鬯一卣・圭瓚・尸允三百人
詢𩒨首、敢對䰜天子休、用乍朕剌且乙白同益姬寶段、詢其萬甶年、子ゝ孫ゝ、永寶、用乍州宮寶
隹元年二月既望庚寅、王各于大室、燮內右詢　一五行二一二字〔首休段寶寶幽〕

文首に「王若曰、師詢」とよびかけの語を著け、文武創業の際における詢氏の功業を回顧し、今日疾畏降喪の際に當つて綏立の功を效し、輔弼を全うすることを求め、秬鬯など禮器のほか、尸允三百人を與えてそのことを依囑している。これが元年銘であることからいえば、夷王卽位の當時、周室はその興亡を分つほどの非常の危機に直面していたのであろう。

同じく元年九月の師類段には、はじめに廷禮をしるし、王は史官に命じて册命を傳え、前任を再認する䌛𦎫の命を發している。さきの師詢段にも「今余隹䌛𦎫乃命」とあるから、彼らは前王以來、その事に任じていたものであろう。師某と稱するものには、成周庶殷として軍事を擔當するものが多く、師詢は剌祖乙伯の器を作つている。夷王卽位の當時、これらの武臣の力を藉る必要があつたのであろう。古本竹書紀年には、夷王三年、諸侯を致して齊公を烹るという記述があり、禮祀郊特牲や帝王世紀には夷王が堂下の禮を執つたというような記述もあり、卽位の當初より、非常の事態であつたことが知られる。師類段は元年銘であるから、一應その銘文を錄しておく。

師類段　隹王元年九月既望丁亥、王才周康宮、旦、王各大室、𤔲工液白入右師類、立中廷、北鄉、王乎內史遺、册令師類

王若曰、師顆、才先王、既令女乍嗣土、官嗣汸闇、今余隹肇𢆶乃令、易女赤巿・朱黃・䜌旂・攸勒、用事

顆拜䭫首、敢對䟫天子不顯休、用乍朕文考尹白隮毀、師顆其萬年、子〻孫〻、永寶用　一二行一一二字〔首休毀幽〕

「王若曰」のような語をそえているのは、やはり常禮と異なることを示すものであろう。

三年裘衞盉は、一九七五年岐山南麓古周原にある董家村の窖穴より出土した窖藏の器で、同出の器三十七件、裘衞諸器の他に公臣毀・此鼎・𠑹匜などがあり、十七年此鼎の日辰は厲王の譜に入る。窖藏の器はほぼ夷厲の期にわたるものであろう。裘衞盉の文にいう。

裘衞盉　隹三年三月既生霸壬寅、王爯旂于豐、矩白庶人、取堇章于裘衞、才八十朋厥賁、其舍田十田、矩或取赤虎兩・麀皋兩・皋韐一、才廿朋、其舍田三田

裘衞廼彘告于白邑父・焚白・定白・琼白・單白、白邑父・焚白・定白・琼白・單白、廼令參有嗣、嗣土散邑・嗣馬單旟・嗣工邑人服、眔受田豳・趞、衞小子鷙逆・者其鄉、衞用乍朕文考惠孟寶般、衞其萬年、永寶用　一二行一三二字

この器には王が豐において「稱旂」を行なつた際に、矩伯の庶人が裘衞より瑾章を取つたというので、その賠償として田土等をえたことを記し、その裁定に關與した人名を列し、そこに定伯や焚伯の名がある。同出の裘衞鼎一〔補一一・a〕も田土の問題を記し、その裁定の關係者の名を多く列しているが、そのうちに厲の有嗣として𢆶季の名がみえる。𢆶季の名はまた大克鼎や二十七年伊毀の右者としてその名がみえる。

五祀裘衞鼎一は、その銘文の內容において三年裘衞盉と關聯し、またすでに八章に再錄したものであるが、裘衞盉の文と對照する便宜のため、改めてその銘文をここに錄入する。

裘衞鼎一　隹正月初吉庚戌、衞𠭯邦君厲、告于井白・白邑父・定白・琼白・白俗父曰、厲曰、余執龔王卹工、于卲大室東、逆焚二川、曰、余舍女田五田、正廼噝厲曰、女賁田不、厲廼許曰、余審賁田五田、井白・白邑父・定白・琼白・白俗父廼顜、吏厲誓

廼令參有嗣、嗣土邑人趞・嗣馬頌人邦・嗣工附矩・內史友寺芻、師履裘衞厲田四田、廼舍寓于厥邑、厥逆彊眔厲田、厥東彊眔散田、厥南彊眔散田、眔政父田、厥西彊眔厲田

邦君厲、眔付裘衞田、厲叔子夙・厲有嗣𢆶季・慶癸・豳表・荊人敢・井人倡屖・衞小子者其、鄉𠎤、衞用乍朕文考寶鼎、衞其萬年、永寶用、隹王五祀　一九行二〇七字

この器において年祀を文末に記すのは、殷金文における日月祀倒敍の形式を踏襲するものであり、裘衞の家は殷系の族であろうかと思われる。田土の侵奪を受けて爭訟に及ぶものには、殷系の族が多いようである。

三年𤼈壺二は器銘に週名を缺くものであるが、その三年九月丁巳㊴は夷王三年元旦朔㊾の九月朔㊺−1に當り、その譜に入る。その銘は補釋篇に加えたが、ここにその器銘を錄する。

𤼈壺二　隹三年九月丁子（巳）、王才奠、鄉醴、乎虢叔召𤼈、易□俎、己丑、王才句陵、鄉逆酒、乎師壽召𤼈、易彘俎、拜䭫首、敢對䟫天子休、用乍皇且文考隮壺、𤼈其萬年、永寶　二器、一

二行六〇字〔首休寶幽〕

右者としてみえる虢叔は、おそらく虢叔旅鐘の虢叔であろう。王は九月の朔、奠にあつて饗醴し、翌月己丑、句陵にあつてまた饗宴を行なつている。その際に彘祖を賜うということも、あまり類例のないことである。即位の初年にして、鄭地のような遠隔の地に、しかも長期にわたつて出遊しているのは、何らか特殊な事情があるのであろう。しかもその行事は殆んど饗醴のことである。

なおこの癲壺と同じ作器者の器と思われる四年癲盨の日辰は、二月既生霸戊戌㉟でこの月の第十二日に入りうるが、その廷禮は周師彔宮において行なわれ、右者は司馬収である。それと同じ廷禮の形式をもつ三年師兪𣪘・三年師晨鼎は懿王三年の譜に合するもので、従つてこの四年癲盨も、その譜に入るべきものであろう。その場合、四年癲盨の既生霸は、既死霸の誤鑄と考えられる。既生霸のままならば夷王の譜に入るが、廷禮の形式を同じうする周師彔宮・右者司馬収の器群に加うるには、既生霸を既死霸の誤鑄としなければならぬ。西周後期の彝銘において、このように週名を誤る例は必ずしもないわけではなく、癲盨に近い例では、孝王期の元年師旋𣪘に、既死霸を既生霸と誤る例があり、後期では宣王四十二年・四十三年の逨鼎一・二に、既生霸とする両器の日辰が接續しない例がある。

四年散伯車父鼎は扶風法門の窖蔵地帯から、一九六〇年に農耕の間に出土したもので、同出十九件、概ね散伯車父の器で補釋篇に錄入した。散伯車父鼎の銘は

散伯車父鼎　隹王四年八月初吉丁亥、散白車父、乍邪姞障鼎、其萬年、子ゝ孫ゝ、永寶　四行二六字

のように簡單なもので、その日辰は夷王の譜に合う。同年同日の器にまた散季𣪘集成八・四一二六があり、王母叔姜の器を作つている。何れもその母氏のための作器である。

師酉鼎中國歴史文物二〇〇四・一は近年新たに保利藝術博物館の收集した西周中期青銅器である。同じ作器者の師酉𣪘は「隹王元年正月、王在吳」とあつて、嫡官の邑人虎臣・西門夷等諸夷の官嗣を命じたものであるが、銘に日辰を欠き、曆譜上その統屬するところを確かめがたいものであつたが、この器によつて、その時期を定めることができるようになつた。鼎の銘文は次の如くである。

隹王四祀九月初吉丁亥、王各于

大室、吏師俗召師酉、王窺袤宔師酉、易豹裘曰、貉夙夜、辟事我一人、酉敢拜䭫首、對䵼皇天子不顯休、用乍朕文考乙白・寛姫寶障鼎、酉其用追孝、用旟眉壽、媇祿屯魯、酉其萬年、子〻孫〻永寶、用享孝于宗

隹れ王の四祀九月初吉丁亥、王、大室に格り、師俗をして師酉を召さしむ。王、親しく師酉を袤宔（休）し、豹裘を賜ひて曰く、夙夜を谻み、我一人に辟事せよと。酉、敢て拜して稽首し、皇天子の丕顯なる休に對揚し、用て朕が文考乙伯・寛姫の寶障鼎を作る。酉其れ用て追孝し、用て眉壽を祈る。媇祿純魯ならむことを。酉其れ萬年、子〻孫〻、永く寶とし、用て宗に享孝せむ。

銘文の内容は新たに辟事することを命ずるもので、元年師酉毁が、王が吳にあつて、邑人虎臣・西門夷・彙夷・秦夷・京夷等の官嗣を命ずるものに次いで、これはただ優渥の辭を賜い、豹裘を賜うことを記すのみであるから、その職事については變更はなかつたものと思われる。師酉毁には日辰を加えていないが、おそらく夷王の元年におくべきものであろう。

この器については朱鳳瀚氏に「師酉鼎與師酉毁」と題する解說があり、器の時期を師酉毁は孝王元年としながら師酉鼎は共王期に屬すべしとする說がある。その器は附耳淺底、口沿下に凧龍文を配するもので、比較的古式に屬するものであるが、銘文の字樣は平板にして、朱氏が「從銘文字體看、師酉鼎銘文字體與師遽簋很相似、而師遽簋應屬共王時器」と論ずるほど、師遽毁と似たものではなく、師遽毁の字樣は小字にしてときに肥脊を存する緊湊の風があるのに對して、この器の字樣はいくらか疎緩の風が認められるようである。また氏が共王期の曆譜に合するものとして列擧するところの三年裘衞盉・三年師遽毁蓋・四年師酉鼎・五祀裘衞鼎・六年宰獸毁・八年齊生魯方彝蓋以下、十六年士山盤・二十年休盤の諸器は、その日辰の計算においてはその共王の譜に合するも、銘文に龔王の名を存し、「龔王在周新宮、王射于射廬」という十五年趞曹鼎〔一〇七〕の「隹十又五年五月既生霸壬午⑲」は、朱氏の設定する前九〇八年「五月己卯朔四日壬午」という共王の譜には、月相四分法を認める立場からすれば入らず、朱氏の譜は既生霸を月初、初吉を月初十日までとする假定にもとづいて、その適するところの器を求めて譜入編成を試みたものにすぎない。凡そ銘文による曆譜の構成は、その全體を試みて遺漏なきを驗し、はじめて提說の意味をもちうるのである。

五祀裘衞鼎一・九年裘衞鼎二もまた一家の器であるが、五祀裘衞鼎一は三年裘衞盉の銘文と對應するもので同一の田土の紛爭事件に關するものであり、九年裘衞鼎二はまた別途の問題を記している。先に錄した五祀裘衞鼎には龔王の名がみえており、これをその現王の名と解して、器を龔王期に屬する研究者が多い。しかし共王期の曆譜は生號としての共王の名がみえる十五年趞曹鼎を以て構成するその譜に入らず、この器銘にいう龔王はその生號としがたいものである。かつ器銘中の事件の關係者の名は悉く三年裘衞盉と對應するものであるから、この銘文中の龔王は時王の名ではなく、「龔王卹工」とは、龔王によつて開始され、なおその工事が繼續していることを意味するものとしなければならぬ。「逆に二川を縈らす」というのは、灌漑のための河川の工事を意味するもので、その計畫は龔王の時に計畫着手され、この時なお繼續されていたものと思われる。

裘衞鼎二　隹九年正月既死霸庚辰、王才周駒宮、各廟、眉敖者膚爲吏、見于王、王大黹、矩取

眚車・較・皋亩・虎冟希偉・畫轉・更・㫃䋣・帛轡乘・金麃鋄、舍矩姜帛三兩、廼舍裘衞林智里、
戲厥隹顏林、我舍顏□大馬兩、舍顏姒虡各、舍顏有嗣壽商貈裘盠冟
矩廼眔𣶃粦令壽商眔意曰、顜履付裘衞林智里、鼎乃成夆四夆、顏小子具叀夆、壽商𦉼、舍盠冒□
羝皮二・□皮二・㸚舄俑皮二・朏帛金一反・厥吳喜皮二、舍𣶃虡冟、𩞄皋韔亩、東臣羔裘顏下皮
二、眔受、衞小子家逆・者其𩞄、衞臣虢朏、衞用乍朕文考寶鼎、衞其僃年、永寶用　一九行一九五
字

右に錄した九年裘衞鼎二はさきの五祀裘衞鼎一の問題と關聯するものであるが、五祀鼎にはみえない人物關係や事案もあつたらしく、事案の規模が廣範圍のもので、懿王期の曶鼎の事案に匹敵するもののようである。懿王期以來そのような田土の領有權の問題が、時に大きな爭訟事件として起ることがあつたのであろう。

六年宰獸設は新出の器。文物一九九八・八に羅西章氏の宰獸簋銘略考がある。一九九七年八月、周原博物館の徵集品で、扶風段家鄉大同村の農民が農耕中に得たものであるという。兩耳方座、瓦文設。一九七一年頃、墓葬の器として一時出土したものをまた埋藏し、このとき再發見された器であるという。その銘文・器影は次の如くである。

唯六年二月初吉甲戌、王才周師彔宮、旦、王各大室、卽立、嗣土𡰥白、右宰獸內門、立中廷、北鄉、王乎內史尹中、冊命宰獸曰、昔先王既命女、今余唯或𤔲𤔲乃命、更乃且考事、𤕌嗣康宮王家臣妾复庸、外入毋敢無聞智、易女赤市幽亢・攸勒、用事

宰獸段

獸拜䭫首、敢對㫚天子不顯魯休命、用乍朕剌且幽中𥂴姜寶匳段、獸其萬年、子〻孫、永寶用　一二行一二九字〔勒事之首幽、之幽合韻　命年眞〕

唯れ六年二月初吉甲戌、王、周師彔宮に在り。旦に王、大室に格りて位に卽く。𤔲土𤇾伯、宰獸を右けて門に內り、中廷に立ちて北嚮す。王、內史尹仲を呼び、宰獸に册命せしめて曰く、

昔先王、既に女に命じたり。今余唯れ乃の命を𤕌𠷎すること或らん。乃の祖考の事を賡ぎ、併せて康宮の王家の臣妾僕庸（附庸）を𤔲めよ。外內敢て聞知すること無きこと毋れ。女に赤芾幽亢・攸勒を賜ふ。用て事へよと。

獸拜して稽首し、敢て天子の丕顯なる魯休の命に對揚して、用て朕が剌祖幽仲𥂴姜の寶匳段を作る。獸其れ萬年ならんことを。子〻孫、永く寶用せよ。

この器に考釋を加えている羅西章氏の宰獸簋銘略考には、この器の日辰は夷王六年の譜にほぼ適合するという。羅氏の斷代曆譜の說は未見であるが、器を夷王期に屬していることは、注目すべきことで、この器の日辰は、夷王期とみられる繫年器によつて構成される夷王の譜に、確かに適合するのである。それで曆譜の上からはすでに問題が解決されているとしても、關聯器との關係において、いくらか疑問とすべき點が殘されている。それは懿王期と考えられる器物數器の廷禮の記載と、この器の廷禮の記載に共通する記述のものがあり、しかもこの兩者の時代が、かなりの間隔があるということである。すなわち懿王三年（前九四八）と夷王六年（前九一二）に、一世代近い間隔がある。懿王期の問題の器銘は次の如くである。

前九四八⑪　懿三年　師晨鼎　　隹三年三月初吉甲戌⑪（第二日）、王才周師彔宮、旦、王各大室、卽立、𤔲馬共右師晨入門、立中廷、王乎乍册尹、册令師晨、疋師俗

懿三年　師俞段　　隹三年三月初吉甲戌⑪（第二日）、王才周師彔宮、旦、王各大室、卽立、𤔲馬共右師俞入門、立中廷、王乎作册內史、册命師俞、䟫𤔲□□

前九四七⑤　懿四年　痶盨　　隹四年二月既生（死）霸戊戌㉟（第三十日、+1）、王才師彔宮、各大室、卽立、𤔲馬共右痶、王乎史年、册易□袠・虢市・攸勒

前九四六㊾　懿五年　諫段　　隹五年三月初吉庚寅㉗（第一日）、王才周師彔宮、旦、王各大室、卽立、𤔲馬共右諫入門、立中廷、王乎內史年、册命諫曰、先王既命女、䟫𤔲王宥

この四器はその廷禮の宮名、右者を同じうし、同じ王譜の中に列入すべきものである。この時期と思われる器で、紀年をもたぬものであるけれども匡卣〔一一三〕というものがあり、その銘に「隹四月初

吉甲午㉛、懿王才射廬、乍象虡、匡、甫象鑠二、王曰、休」とあり、銘文中に懿王の名がある。紀年をもたぬものは概ね王の初年に屬すべきものであるから、この器はおそらく懿王の五年に屬すべく、五年四月四日に相當する。すなわち以上の諸器は懿王期に屬すべきものであり、私の夷王の暦譜によると、その間三十數年を隔てることとなる。尤も廷禮の宮名は同じであつても右者は既に異なり、燮伯の名は孝夷期にみえるものであるから、この器にみえる廷禮が夷王六年に行なわれたとしても、十分に成立する可能性があるとしなければならない。暦譜の上からいえば、夷王期の元日朔㊵は、その前後の諸王の譜と重なるところがなく、兩屬のおそれのないものであるから、夷王譜の編成は西周の斷代暦譜を構成する上に、最も樞要の地位を占めるのである。

八年齊生魯方彝蓋も新出の器。器の蓋のみ一九八一年岐山の出土と傳え考古與文物一九八四・五、集成一六・九八九六に收錄する。その銘は次の如くである。

佳八年十又二月、初吉丁亥、齊生魯肇賁、休多贏、佳朕文考乙公、永啓余魯、用乍朕文考乙公寶障彝、魯其萬年、子ゝ孫ゝ、永寶用　六行五〇字

佳れ八年十又二月初吉丁亥、齊生魯、肇めて貯す。休にして贏多し。佳れ朕が文考乙公、永く余が魯を啓けり。用て朕が文考乙公の寶障彝を作る。魯其れ萬年ならんことを。子ゝ孫ゝ、永く寶用せよ。

初吉丁亥はその月の第二日に當る。貯とは屯倉のようなもので、その創設と經營に成功して、多くの利益を得たとするのであろう。このような經濟的成功に對して、祖考の恩を謝し器を作ることをいう例は殆んどない。その銘は剔決宜しからず、判讀に苦しむほどであるが、銘に界線あり、字迹も一應この期のものと認められる。

九年裘衛鼎は三年裘衛盉・五祀裘衛鼎にみえる案件と關聯し、同じく田土の授受のことなどにも及ぶもので、おそらくここに至つて事案は最終的な解決に達したのであろう。銘文中には田土の代償品として提供されたと思われる獸皮の名などが多くみえ、これらが交易の品として流通していたらしい狀態を知ることができる。

九年𠓗伯𣪘〔一四五〕は同年の器。文首に王が㿽公に命じて眉敖を伐たしめ、翌年二月、眉敖が朝見して帛を獻じ、己未㊻、王より𠓗伯に慰勞の辭とともに𧴯裘を贈られたことを述べ、小裔邦に對する天子の休寵に感謝する辭を述べている。その父を「朕皇考武𠓗幾王」と稱しており、獨立した古邦であろう。古く𠓗姓の諸族は江淮の間に處り、のち次第に江南の地に遷移したものと思われる。その銘文はかなり特殊な内容のものであるから、ここに銘文を錄しておく。

𠓗伯𣪘　隹王九年九月甲寅、王命㿽公征眉敖、㿽公至告、二月、眉敖至見、獻貟、己未、王命中、致歸𠓗白𧴯裘、王若曰、𠓗白、朕不顯且玟珷、雁受大命、乃且克桒先王、異自也邦、又芇于大命、我亦弗□享邦、易女𧴯裘

𠓗白拜手䭬首、天子休弗望小裔邦、歸夆敢對䫃天子不㾓魯休、用乍朕皇考武𠓗幾王隮𣪘、用好宗朝、享夙夕、好倗友雩百者䀇遘、用𣄰屯彔永命、魯壽子孫、歸夆其邁年、日用享于宗室　一四行一五〇字〔王陽邦邦東、陽東合韻　首休休𣪘朝幽　命年眞〕

十三年には無㠱𣪘と望𣪘の二器がある。無㠱𣪘〔一二八〕は王の南夷討伐のことをいい、九年の𠓗伯𣪘と併せて、當時東南夷に對する攻伐が盛んであつたらしい事情を示している。無㠱はその功によつて馬四匹を賜い、皇祖釐季の祭器を作つている。

望𣪘〔一二九〕は周康宮新宮における廷禮册命の次第を記すもので、當時の廷禮に參加する人名を知るべきものであるから、その文を錄する。元年師𩒨𣪘に周康宮の名がみえるが、この器に至つて康宮新宮と稱するのは、康宮改建のことが行なわれたのであろう。それまでにも、穆王期の師遽𣪘・虎𣪘盠に周新宮の名があるから、改築のことは行なわれていたはずである。

望𣪘　隹王十又三年六月初吉戊戌、王才周康宮新宮、旦、王各大室、卽立、宰倗父右望入門、立中廷、北鄉、王乎史年、册令望、死𤔲畢王家、易女赤◎市・䜌、用事

望拜䭬首、對䫃天子不㬎休、用乍朕皇且白囨父寶𣪘、其邁年、子〻孫〻、永寶用　一〇行八九字

〔首休𣪘幽〕

兩器の日辰は

前九〇五㉛　十三年無㠱𣪘　十三年正月初吉壬寅㊴（第九日）+1

十三年望𣪘　十三年六月初吉戊戌㉟（第八日）

でまさに銜接する。無㠱𣪘が初吉を一日超えるのは、おそらく連大などの關係であろう。

十六年士山盤は中國歷史博物館收藏の器。中國歷史文物二〇〇二・一に考釋を加えて發表され、封面裏に器と銘との寫眞を錄するが、處々になお金色を殘すような鮮麗な制作である。出土の由來に關する記述はない。いま銘文のみを錄する。

隹王十又六年九月既生霸甲申、王才周新宮、王各大室、卽立、士山入門、立中廷北鄉、王乎乍册尹、册令山曰、于入䓀侯、𢓊𨕖䖵荆𨸏、服罙大𧇡・服履・服六孳・服䓀侯、䖵・𨸏賓貝・金、山拜䭬首、敢對䫃天子不㬎休、用乍文考釐中寶隮般盉、山其萬年永用　八行九六字〔首休幽〕

隹れ王の十又六年九月既生霸甲申、王、周の新宮に在り。王、大室に格り、位に卽く。士山、門に入り、中廷に立ちて北嚮す。王、作册尹を呼びて、山に册命せしむ。曰く、于（ゆ）きて䓀侯に入り、

徃でて蠚・荊・丏を懲らしめよ。服と大虘・服履・服六孳・服葬侯となれ。蠚・丏、貝・金を賓る。山、拜して稽首し、敢て天子の丕顯なる休に對揚して、用て文考釐仲の寶障盤盉を作る。山、其れ萬年まで永く用ひん。

この銘によると、同銘の盤・盉二器があるはずである。士山は廷禮ののち、命ぜられておそらく荊蠻の地の循撫に赴いたのであろう。服を動詞とするときは餘りに複重の語法となるので、服をその地の汎稱とし、以下に族名を加えたものではないかと思われる。「服眔大虘」以下はその省略法であろう。ただそれらの國族の名は他に證を徵すべきものがなく、文義が明らかでないところが多い。ただこのときの巡撫工作は一應の成功を収めたらしく、山は蠚・丏より貝・金を謝禮として賓られている。貝は南方の原産であり、金もいわゆる南金の類であろう。周新宮は十三年望設にいうところの周康宮新宮であろう。

この器の繫年について、この器の報告者である朱鳳瀚氏は器を共王期に屬すべきものとして、次のような編年器の表を示している。

共王元年	前九二二年	二月壬申朔十九日庚寅	元年師詢簋	元年二月既望庚寅
三年	前九二〇年	三月庚寅朔十三日壬寅	三年衞盉	三年三月既生霸壬寅
五年	前九一八年	正月戊申朔三日庚戌	五年衞鼎	五年正月初吉庚戌
六年	前九一七年	二月壬申朔三日甲戌	宰獸簋	六年二月初吉甲戌
八年	前九一五年	十二月丙戌朔二日丁亥	齊生魯方彝蓋	八年十二月初吉丁亥
九年	前九一四年	正月丙辰朔二十五日庚辰	九年衞鼎	九年正月既死霸庚辰
十二年	前九一一年	三月戊辰朔二十三日庚寅	走簋	十二年三月既望庚寅
十五年	前九〇八年	五月己卯朔四日壬午	十五年趞曹鼎	十五年五月既生霸壬午

十六年　前九〇七年　九月辛未朔十四日甲申　士山盤　十六年九月既生霸甲申

二十年　前九〇三年　正月壬子朔二十三日甲戌　休盤　二十年正月既望甲戌

この表のうち、すでに先に指摘したように十五年趞曹鼎〔一〇七〕には

隹十又五年五月既生霸壬午、龔王才周新宮、王射于射廬

とあって龔王の名がみえ、龔王の繫年器であることが明らかである。從つてこの器を中心とする曆譜に譜入しうるものは、一應同じ時期のものとして考えることができよう。しかし周王十三代のうちには、その元年朔の極めて近似するものがあつて、そのうちには時に兩屬し、時に三屬することも可能であるという場合がある。今私が試みている斷代についても、共王の譜㉛は穆(60)・孝①・厲(55)・宣㉘・幽㉛に對して、それぞれ三・四日の間隔があるにすぎず、一週の範圍は七・八日であるから、時期の異なる器物の日辰も、容易に他王の曆譜に屬しうるのである。從つてそれぞれの器物は、その可能な曆譜の中から、時代觀によつて嚴重な區別を加え、その屬する唯一の曆譜を選ぶ必要がある。

いまこの編年器表において極めて顯著なことは、十五年趞曹鼎と繫屬に問題のある十二年走毀とを除いて、他は盡く夷王の譜にも入りうることである。趞曹鼎一・二はなお穆王期の緊湊の體で肥瘠を加えた字樣であるが、他の諸器はみなすでに篆意のある字樣で、文字の樣式の上からもこれらをすべて共王期とすることに困難が感じられる。殊に十五年趞曹鼎の日辰はその年の元旦朔は⑱、鼎の日辰は五月の第四日にして既生霸の週名と合わず、月相四分法を取らぬ立場からこの表が構成されたもので、資料としても採るべきところはない。

龔王の生號のみえる十五年趞曹鼎を中心として曆譜を構成しようとする試みは、かつて陳夢家氏によつて試みられたことがあり、その圖表は通釋卷二、走毀〔一一二〕の條に掲げておいた。いまその器名のみをあげると

元年師虎毀　二年作册吳彝　三年師遽毀・鄭牧馬受毀　七年趞曹鼎　利鼎　豆閉毀

師毛父毀　師奎父鼎　十二年走毀　十五年史趞曹鼎　師湯父鼎

の諸器で、これらは右者井伯・司馬井伯、周廟諸宮・新宮射廬、內史册命等の形式で、蟬聯して一群を爲すものとしている。これらの銘文には確かに蟬聯の關係のあることが認められるが、しかし例えば井伯と嗣馬井伯とはおそらくその人を別つ呼稱であるらしく、必ずしもこの全體を一王に屬すべきものとはしがたい。しかもさきの朱氏の提示するところの共王器群と全く異なる器群の構成であることは、相似た曆譜をもつ器群の間においては、このような現象が起りうることの證例ともなしうるのである。

駒父盨蓋は一九七四年二月、陝西武功縣蘇坊公社の土地整理中に發見されたもので、地下一メートル、周圍は夯土層、底邊に碎石を敷いた遺址文化層から出土、器の口沿に重環文、腹部に瓦文のある盨蓋で、蓋內に九行八二字の銘がある。その文にいう。

唯王十又八年正月、南中邦父、命駒父、毀卽南者侯、逹高父見南淮尸、厥取厥服、堇尸俗、彖不敢不□敬畏王命。逆見我、厥獻厥服、我乃至于淮、小大邦、亡敢不□具逆王命

四月、還至于蔡、乍旅盨、駒父其萬年、永用多休　松家

唯れ王の十又八年正月、南中邦父、駒父に命じて南諸侯に即き、高父に逹ひて南淮夷を見しむ、厥の取、厥の服あり、夷の俗を董め、豙へて敢て王命を（敬しみ）畏れずんばあらず。逆へて我を見、厥の獻、厥の服あり。我乃ち淮に至るに、小大邦、敢て□して具に王命を逆へざる亡し。四月、還りて蔡に至り、旅盨を作る。駒父其れ萬年、永く用て多休ならむことを。

器の報告者は「陝西武功縣出土駒父盨蓋」文物一九七六・五において、器の時期について「器物的制作年代、當在周宣王十八年」とするが、銘には週名日辰の記述のないものであるから、その時期の決定は專ら銘文の内容による外はない。この器は南淮夷諸族の鎮撫を數箇月にわたつて行なつたことを記しており、報告者は詩篇に宣王期に淮夷討伐のことが歌われていることを證として、その時期を宣王期としている。詩の大雅常武に「南仲大祖　大師皇父」とあり、毛傳に「王命南仲於大祖、皇父爲大師」と解している。しかし大祖は文字通り大祖と解すべきで、宣王期よりして大祖というのは、少なくとも夷王期にまで遡るとすべきであろう。もしまた文中の𩠐父を、あるいは師𡚸父鼎にみえる内史𩠐と同一人とするならば、師𡚸父鼎の右者は司馬井伯であるから、器は懿王期となる。ただこの器の時期を懿王期まで遡らせることは、その字体などからみても困難であるから、𩠐父を内史𩠐の後人とみて、この器は一應夷王期と推定することができるように思う。南夷や淮夷に對する周の積極的な政策が推進されている時期のものであつたとみてよい。

克氏の器は夷・厲の二期にわたるもので、十八年克盨〔一六六〕はその日辰が夷王期に入り、二十三年の小克鼎も同じ作器者のものであろう。克盨は周の康穆宮の廷禮において、「王令尹氏友史趛、典善夫克田人」とあり、そのことについて克が天子の魯休に對揚して旅盨を作り、「隹用獻于師尹倗友婚媾」とあつて、その廷禮の意味や作器の由來にかなり特殊なところがあるので、便宜のためその銘文を錄しておく。

克盨　隹十又八年十又二月初吉庚寅、王才周康穆宮、王令尹氏友史趛、典善夫克田人、克拜䭫首、敢對天子不顯魯休䫻、用乍旅盨、隹用獻于師尹倗友𩛥遘、克其用朝夕、享于皇且考、皇且考、其數ゝ𩁹ゝ、降克多福、眉壽永令、畯臣天子、克其日易休無疆、克其萬年、子ゝ孫ゝ、永寶用　一〇行一〇七字〔考幽福子之、幽之合韻　彊陽用東、陽東合韻〕

この器の康穆宮とは、十三年望𣪘の周康宮新宮、十六年士山盤の周新宮のことであろう。二十年休盤の廷禮も、その周康宮において行なわれている。

休盤　隹廿年正月既望甲戌、王才周康宮、旦、王各大室、即立、益公右走馬休入門、立中廷、北鄉、王乎作冊尹、冊易休玄衣黹屯・赤市・朱黃・戈琱戚・彤沙敀必・䜌旂、休拜䭫首、敢對䫻天子不顯休令、用乍朕文考日丁䵼般、休其萬年、子ゝ孫ゝ、永寶　八行九一字〔令年眞〕

廷禮の右者益公の名はまた九年乖伯𣪘にもみえ、その日辰はともに夷王の譜に入る。この器の斷代については、麻朔に穆王、馬氏は共王、董・陳兩家は孝王、譚華・大系は宣王とするなど諸家の說が異なる。馬氏は龔王の名を含む趞曹鼎を中心として、三年衞盉・五祀衞鼎・九年衞鼎などの諸器をその譜に列しているが、さきの朱氏の編年表にもこれらの衞器を共王期に加えている。休盤にみえる右者

益公は、九年𠂔伯𣪘のほかにも孝王二年の王臣𣪘・孝王十二年の永盂にもみえ、孝夷期にわたる人であることが知られる。

二十三年小克鼎〔一六八〕はその日辰を備えず、暦譜を考えがたいが、善夫克の名は十八年の克盨にみえるところであり、兩器は同一の作器者の作器であると考えられる。克盨の廷禮の行なわれている周康穆宮とは十三年望𣪘にみえる周康宮新宮のことであるらしく、康穆宮の名は二十七年伊𣪘、二十八年寰盤にもみえ、當時廷禮の行なわれる宮廷であつた。二十三年微䜌鼎〔一四七〕は二十三年九月とあるのみで、週名や日の干支をつけず、「王才宗周、王令微䜌、䣄𤔲九陂」と職事を任ずることのみをいい、全く廷禮に及んでいない。銘文の後半に皇考に對する重厚な獻辭を記していることからいえば、定式の廷禮が行なわれているはずであるが、廷禮を記錄することよりも、彝器を作る目的を重視するような銘文である。

二十六年番匊生壺は自家の賸器で

佳廿又六年十月初吉己卯、番匊生鑄賸壺、用賸厥元子孟妃𠂔、子〻孫〻、永寶用

と銘し、銘文に界線を施している。番氏は後の詩小雅十月之交の「番維司徒」と歌われている家であろうが、番氏はその頃に至るまで權要の地位を保つていたのであろう。番生𣪘〔一六〇〕は紀年日辰がなく、その屬するところを定めがたいが、その文首に

不顯皇且考、穆〻克誓厥德、嚴才上、廣啓厥孫子于下、勵于大服、番生不敢弗帥井皇且考不㔻元德、用𤔲䡅大令、甹王立、虔夙夜、尃求不朁德、用諫四方、𢾊遠能𤞷

という文辭があり、これは番氏の後年の姿であろう。その器は、厲・宣の時期に下るものであろうと思われる。

二十七年伊𣪘〔一六九〕・二十八年寰盤〔一七七〕は各々、廷禮を記すものであるが、その宮は同じく周康穆宮であるけれども右者が異なり、伊𣪘の右者は𩁹季、寰盤の右者は宰頵である。それぞれ廷禮の記述があるので、その文を錄しておく。

伊𣪘　佳王廿又七年正月既望丁亥、王才周康宮、旦、王各穆大室、卽立、𩁹季內右伊、立中廷、北鄕、王乎命尹封、册命伊、䣄官𤔲康宮王臣妾百工、易女赤市・幽黃・䜌旂・攸勒、用事

伊拜手䭫首、對䁂天子休、伊用乍朕不顯文且皇考徲叔寶𩰫彝、伊其萬年無彊、子孫永寶用享　一

〇行一〇二字〔首休幽　彊享陽〕

寰盤　佳廿又八年五月既望庚寅、王才周康穆宮、旦、王各大室、卽立、宰頵右寰入門、立中廷、北鄕、史𦬆受王令書、王乎史減、册易寰玄衣黹屯・赤市・朱黃・䜌旂・攸勒・戈琱戟・厚必彤沙、寰拜䭫首、敢對䁂天子不顯叚休令、用乍朕皇考奠白奠姬寶般、寰其邁年、子〻孫〻、永寶用　一

〇行一〇三字〔令眞般元年眞、眞元合韻〕

三十三年伯寬父盨は新出の器。一九七八年岐山鳳雛村出土文物一九七九・一一、いま周原岐山縣文物管理所に藏する。

佳卅又三年八月既死辛卯、王才成周、白寬父乍寶盨、子〻孫〻、永用　器蓋二銘、器文五行二七字

〔卯周幽盨侯、幽侯合韻〕

隹れ卅又三年八月既死（霸）辛卯、王、成周に在り。伯寛父、寶盨を作る。子ゝ孫ゝ、永く用ひよ。

銘文はただ「王在成周」というのみで、具體的な記述に及んでいないが、「王在成周」というだけでその行事の意味は理解されているのであろう。成周は殷の八師のおかれているところで、そこでは定時の軍禮が行なわれる例であつた。伯寛父の名は初見。穴は窠の場合は水銀を蒸溜するときの空氣抜けの穴の象

形である。この器の日辰は「前八八五㉟三十三年八月既死霸辛卯㉘（第二十八日）で、霸字の脱字は器蓋みな同じ。

三十七年善夫山鼎もこの期に錄入すべきもので、夷王の在位は少くとも三十九年に及ぶことが知られる。銘は廷禮の常例を備え、右者南宮、史官史𡙊の名もみえるものである。その文を錄しておく。

善夫山鼎　隹卅又七年正月初吉庚戌、王才周、各圖室、南宮乎入、右善夫山入門、立中廷、北鄉、王乎史𡙊、册令山、王曰、山、令女官𤔲歙獻人于㬎、用乍寊司賓、毋敢不善、易女玄衣黹屯・赤市・朱黃・䜌旂、山拜𩒨首、受册、佩㠯出、反入堇章山敢對䚄天子休令、用乍朕皇考叔碩父障鼎、用𣄰匄眉壽綽綰、永令霝冬、子ゝ孫ゝ、永寶用　一二行一二一字〔令眞綰元、眞元合韻　冬冬用東、冬東合韻〕

廷禮は周廟圖室において行なわれているが、無叀鼎〔一五三〕もまた周廟圖室の廷禮をいう。無叀鼎には𤔲徒南仲が右者としてその廷禮に列するが、その南仲は、詩大雅常武に「赫赫明明　王命卿士　南仲大祖　大師皇父」とあり、大祖とされる南仲は夷厲の際の人であつたと考えられる。一般に王の年紀を缺くものは新王の初年の器であると考えられるが、もし無叀鼎を新王初年の器とするならば

厲元㊺　無叀鼎　隹九月既望甲戌⑪（第二十一日）

となつて、厲王元年の譜に入ることとなる。

夷王期は三十九年、衰亂の時より起つて、東南夷の征服經營をはじめ、晩年には治績の見るべきものもあり、王業を謳歌する長銘の器も出現しているが、史記にはその治績について一言の言及するところもない。思うに夷王以前のことは殆んど史籍曠缺の時代で、ただ祭禮などに伴なう古傳承の若干を傳えるのみであつたのであろう。從つてこれより以前は、ただ金文銘のしるす年歳干支をたどつて、編年を試みる外はない。

二、新編斷代譜　三

孝王譜

共・懿・孝の三代二世は、周初の經營がほぼ完成し、廷禮册命形式金文が定着した時期で、周初の創業・發展のあとを承け、守成の時期に入つたものとなしうる。廷禮册命の儀禮が定着し、政治秩序の上にも安定がもたらされた時期であるが、しかし特色ある時期的な風潮もなく、ただこの期の後半になると大土地所有的經濟が進んで、孝王期には王家の經濟、また地方有力者の土地經營が進み、孝王期の末年にはその矛盾が表面化するような傾向がみえる。孝王期はそのような意味で、一種の轉換期であつたと考えることができよう。

孝王期の時期の設定については諸家の試みる斷代編年はそれぞれ異なり、周氏十五年、馬氏二十六年、劉氏十三年、何氏二十年、倪氏五年、杜氏四年、共・懿・孝の三代を合するときは周氏五十三年、馬氏七十年、劉氏五十七年、何氏四十八年、倪氏五十年、杜氏二十九年である。私の舊稿においては共十七年・懿十四年・孝十九年、二世三代にして併せて五十年として暦譜を構成したが、この新稿においても舊稿を維持することとする。孝王の譜は次表の如くである。

孝元	936	①
2	935	㊺
3	934	⑲
4	933	⑭
5	932	⑧
6	931	㉜
7	930	㉖
8	929	㊿
9	928	㊹
10	927	㊳
11	926	②
12	925	57
13	924	52
14	923	⑯
15	922	⑩
16	921	㉞
17	920	㉘
18	919	㉒
19	918	㊻

この期の繫年器に元年師旋設・二年王臣設・三年頌壺・三年史頌設・五年師旋設・六年史伯碩父鼎・十二年永盂があり、他に日辰・週名を加えていないものに十七祀詢設がある。それぞれの暦日の計算は次の通りである。

前九三六① 元年蔡設〔一三四〕 元年既望丁亥㉔
元年師旋設一〔一四〇〕 元年四月既生（死）霸甲寅51（第二十二日）−1
前九三五55 二年王臣設〔新〕 二年三月初吉庚寅㉗（第四日）
前九三四⑲ 三年史頌設〔一三八〕 三年五月丁巳54（第八日）
三年頌壺〔一三七〕 三年五月既死霸甲戌⑪（第二十五日）
前九三二⑧ 五年師旋設二〔一四一〕 五年九月既生霸壬午⑲（第十六日）+1
前九三一㉜ 六年史伯碩父鼎〔新〕 六年八月初吉己巳⑥（第九日）+1
前九二九㊿ 八祀師覩鼎〔補一〇〕 八祀正月辰才丁卯④（第二十五日）
前九二五57 十二年永盂〔補三〕 十二年初吉丁卯④（第八日）
前九二〇㉘ 十七祀詢設〔一八二〕 十七祀

十七祀詢設は日月干支を缺くもので譜に入りがたいものであるが、この器における右者益公は、また十二年永盂にその名のみえるもので、永盂と併せてこの期に屬することが適當であろうと思う。夷王期ならば、永盂とその間二十五年を隔てることとなる。銘文の内容からも、一應この期に屬するものとしたい。

師旋設一は減应における廷禮を記している。下減应における廷禮は長由盉〔一〇三〕にもみえるもので、長由盉は文中に「穆王才下減应、穆王鄕醴」とあり、穆王期の器である。应は廙、說文九下に行

屋の義とするもので行在の意、そこに行宮があり、饗醴のことなども行なわれたのであろう。蔡段は「元年既望丁亥㉔」とあつて、孝王元年の暦譜に入るものであるが、その蔡段の廷禮も減应において行なわれ、右者として宰曶の名がみえる。兩器何れも廷禮を記し、斷代上重要な器であるから、その全文を錄しておく。

師旋段一　隹王元年四月既生霸、王才減应、甲寅、王各廟、即立、遅公入右師旋、即立中廷、王乎作册尹克、册命師旋曰、備于大左、官嗣豐還、左右師氏、易女赤市・冋黃・麗般、敬夙夕、用事、旋拜䭫首、敢對覭天子不顯魯休令、用乍朕文且益中𢍰段、其邁年、子〻孫〻、永寶用　二器四銘、器一〇行九九字、蓋一〇行九八字〔夕魚事之、魚之合韻　首段幽〕

蔡段　隹元年既望丁亥、王才減应、旦、王各廟、即立、宰曶入右蔡、立中廷、王乎史尤、册令蔡

王若曰、蔡、昔先王既令女乍宰、嗣王家、今余隹𤔲豪乃令、令女眔曶、𤔲疋對各、死嗣王家外內、毋敢又不聞、嗣百工、出入姜氏令、厥又見、又即令、厥非先告蔡、毋敢疾又入告、女毋弗善效姜氏人、勿事敢又疾止從獄、易女玄袞衣・赤舄、敬夙夕、勿灋朕令

蔡拜手䭫首、敢對覭天子不顯魯休、用乍寶𢍰段、蔡其萬年眉壽、子〻孫〻、永寶用　一三行一五九字　〔聞令令人眞　首休段壽幽〕

何れも元年の器で、蔡段はおそらくその正月、師旋段一はその四月の廷禮を記している。しかし同じ減应の廷禮であるが、その右者と史官の名を異にしており、廷禮は便宜その都度有資格者によつてなされているのであろう。蔡段にみえる曶は、懿王元年の曶鼎の作器者であろう。師旋は軍官であるから左右師氏の官嗣を命ぜられており、蔡は王家の宰として王家外內の經營に當るものであつた。

王臣段は新出の器で、一九七七年十二月陝西澄城縣の出土。銘文選二四七・集成八・四二六八に收錄。文物一九八〇・五に吳鎮烽・王東海氏の「王臣簋的出土與相關銅器的時代」という研究がある。既剔・未剔の兩本があるが、そのため月名の異釋を生じ、銘文選には器を懿王に屬するものとし、議論を發している。その銘文は次の如くである。

隹二年三月初吉庚寅、王各于大室、益公入右王臣、即立中廷北鄉、乎內史先、册命王臣、易女朱黃奉親・玄衣黹屯・䜌旂五日・戈畫㦸・厚柲彤沙、用事

王臣拜䭫首、不敢顯天子對覭休、用乍朕文考易中𢍰段、王臣其永寶用　文一一行八五字〔臣臣親眞㦸事之　首休段幽〕

隹れ二年三月初吉庚寅、王、大室に格る。益公入りて王臣を右け、位に中廷に即きて北嚮す。內史先を呼び、王臣に册命せしむ。女に朱衡奉襯・玄衣黹純・䜌旂五日・戈畫㦸・厚柲彤沙を賜ふ。用て事へよと。

王臣拜して稽首し、敢て丕顯なる天子の休に對揚して、用て朕が文考易仲の𢍰段を作る。王臣其れ永く寶用せん。

對揚の辭のところは、語脈が少し亂れているようである。この器の右者としてみえる益公は、また十二年永盂・十七祀詢段・夷王九年𠦪伯段にみえ、懿王七年牧段には、牧が朕皇文考益伯の祭器を作つ

ている。そのことから銘文選には、懿王七年牧段の以前に益公は死沒しているとみなし、この器を懿王二年の器と定めた。銘文選にはなお史官の名を內史年とよみ、その點からもこの器の時期を推考する論を試みている。いまその說を左に錄する。

隹二年三月初吉庚寅　此簋銘文有益公和內史年、益公見於恭王十二年永盂和九年乖伯簋銘、亦見于十七年詢簋銘、益公爲出入王命的大臣和册命之禮的導引者、而懿王七年牧簋稱益公爲文考益伯、是益公在懿七年前已亡故、內史年見於孝王四年的㾓盨和五年的諫簋銘、益公既已卒於懿王七年之前、則簋不可能是孝王時器、故此二年三月必定是懿王紀年。但據《年表》懿王二年相合的有趩尊、此銘之干支不合、但可合於四月、四月丙戌朔、五日得庚寅、同年之內、干支決不可能有這樣大的改變、很可能有誤、記此以留待它日之驗證、又、王臣簋銘文範有嚴重缺陷、最後三行有許多字有雕刻的筆劃、表明銘範損壞未鑄淸、第二行「各」字少口、大室之大亦有損缺筆、第一行三月之三、上下劃短、中間劃長、一般銘文「三」字均勻三劃、數字之長短劃、僅虢季子白盤「四方」之四作長短相間的四劃、因此不能排除三月當爲四月的可能

益公・內史年二者の名のみえる諸器との比較の結果、銘文選ではこの器の日辰が當然譜入すべき懿王二年の譜に入らず、銘文選が懿王期とする二年趩觶（尊）と合致せず、四月ならば合致する。この器の鑄銘には文字の正確を缺くものが多く、文首の三月も四月の可能性があり、それならば譜に入りうるとしている。その持するところの譜に合わぬのは、銘刻に誤りがあるとするものであるが、趩觶はその器制古く、垂尾の鳥文の行なわれた時期からみて、穆王期にまで遡りうる器と考えられる。銘文

選にいう益公と益伯とは、必ずしも同名同一の人とは定めがたい。

三年頌壺はまた三年頌鼎・三年頌殷と同文。壺二器・鼎三器・殷五器の器群をなすもので、同年の器と思われる史頌殷も四器を數える。このように同文の各種の器が制作されることは從來にその例がなく、禮器の文化が著しく普及したことを示すものであろう。この器群の時期については、從來共王大系・懿王董作賓・厲王唐蘭・上海・宣王通考・厥朔・厲宣以降王國維などの說があり、近年では馬氏が共和・宣王說を執つている。干支の計算上は宣王三年の譜に入りうるものであるが、宣王期の譜は干支上は昭・穆・共・孝の譜とも近く、その何れにも譜入しうるという關係にあり、頌鼎が二弦文の簡素な立耳獸足鼎であること、頌殷・史頌殷も同じく兩珥犧首、瓦文の圈足の三小足殷であること、各器の銘文の文字が、篆意の鋭い裝飾的字樣であることからいえば、そのような傾向が顯著化した孝王期などが、この器群をおくのに最も適當なところではないかと思われる。その曆譜においても、三年銘の壺・鼎・殷は、孝王三年⑲五月既死霸甲戌⑪にして前年閏の第二十五日に入り、史頌殷は三年五月丁巳54、前年閏の第八日に入る。この器群を代表して三年頌壺の文を錄しておく。廷禮の文は甚だ備わり、冊命後の反入堇章の禮にまで及んでいる。

頌壺　隹三年五月既死霸甲戌、王才周康卲宮、旦、王各大室、卽立、宰弘右頌入門、立中廷、尹氏受王令書、王乎史號生、冊令頌、王曰、頌、令女官嗣成周賓廿家、監嗣新寤賓、用宮御、易女玄衣黹屯・赤市・朱黃・䜌旂・攸勒、用事
頌拜䭫首、受令册、佩目出、反入堇章、頌敢對揚天子不顯魯休、用乍朕皇考龔叔、皇母龔始寶障壺、用追孝、旂匃康𩛥屯右、通彔永令、頌其萬年眉壽、畯臣天子、霝冬、子〻孫〻、寶用　二器、三七行一五一字〔首休孝幽右之壽幽子之、幽之合韻　冬冬用東、冬東合韻〕

五年師旋殷はさきの元年師旋殷と同じ作器者の器で、出征に當つて武器を賜うことをいう。文中に「師旋、令女羞追于齊」とあるのは、史記齊世家に、齊の哀公が周によつて烹殺されたとする事件と關係があろう。その事件は始皇本紀正義に引く帝王世紀には懿王の時とし、齊世家の集解に引く徐廣の說には夷王の時のこととするが、この器銘によつていえば懿・夷の間にある孝王の時の事件である可能性がある。少くともこの器に記す征命は、その事件と關係のあるものであろう。征命とともに武器を賜うのは、王の親征に代る意味をもつものである。重要な歷史的事件に關係のある器であると思われるので、その銘をあげておく。

師旋殷二　隹王五年九月既生霸壬午、王曰、師旋、令女羞追于齊、儕女干五・昜登・盾生皇畫內・戈琱㦰・畫必彤沙、敬毋敗速
旋敢昜王休、用乍寶殷、子〻孫〻、永寶用　二器一蓋、七行五九字〔休殷幽〕

六年史伯碩父鼎はもと宋刻に收めるもので、廣川書跋に「至和元年一〇五四、虢州得之」とあり、その日辰は孝王の譜に入るものである。

隹六年八月初吉己子（巳）、史白碩父追孝于朕皇考釐中王母泉母障鼎、用旂匃百彔眉壽、綰綽永令、萬年無彊、子〻孫〻、永寶用享　文六行五〇字〔鼎耕壽幽、耕幽合韻　彊享陽〕

隹れ六年八月初吉己巳、史伯碩父、朕が皇考釐仲・王母泉母に追孝する障鼎（を作り）、用て百

周伯碩父鼎

惟六年八月初吉己
子史伯碩父追孝于
朕皇考釐仲王母乳
母尊鼎用祈丐百祿
眉壽綰綽永命萬年
無疆子子孫孫永寶用享

祿眉壽、綰綽永命、萬年無疆ならんことを祈匂す。子ゝ孫ゝ、永く寶として用て享せよ。

器はただ父母に追孝する爲に作られたもので、この期の器と思われる師器父鼎集成五・二七二七・仲師父鼎集成五・二七四三なども、專ら宗廟に用いることのみを記している。そのようにいわば全く私的な性格の作器には紀年日辰を加えるものが少く、この器のように紀年日辰を加えているものは、何らか紀念的な意味を含むものであろう。

師訇鼎は一九七四年一二月、陝西扶風强家村から出土、墓室が陷沒したもので、この大鼎の他にも六件出土、器は立耳三獸足、器腹の深い弦文の鼎、厚い煙炱が附着しており、永年使用した器であるという。十九行百九十七字の長銘を加えている。文首に

唯王八祀正月、辰才丁卯、王曰、師訇、女克盡乃身、臣朕皇考穆王

とあつて、孝王は共王の弟で穆王の次子、共・懿ののちその位を承けた。器制と銘文と併せて、この期の標準器となしうる。補釋篇錄入の器であるから、その銘文のみを錄しておく。

師訇鼎　唯王八祀正月、辰才丁卯、王曰、師訇、女克盡乃身、臣朕皇考穆王、用乃孔德、琢屯乃用心、弘正乃辟安德、叀余小子、肇盄先王德、易女玄袞黹屯・赤市朱黃・緣旂・大師金雁・攸勒、用井乃聖且考隣明、㱃辟前王、事余一人

訇拜𩒨首、休白大師肩嗣訇臣皇辟、天子亦弗諲公上父㪔德、訇穠曆、白大師不自乍小子、夙夕尃甶先且剌德、用臣皇辟、白亦克欵甶先且、蠱孫子、一嗣皇辟懿德、用保王身

訇敢薆王、卑天子萬年□□、白大師武臣保天子、用厥剌且□德、訇敢對王休、用妥、乍公上父隮于朕考亯季易父𣪕宗　一九行一九七字〔德德子德之　辟魚德子德之辟且魚子德子德之、魚之合韻〕

作器者の師訇は、自ら伯大師の武臣と稱しており、陪臣の身分の者であるが、先王の穆王に事えた功を賞せられ、天子の萬年を祈つてこの器を作つている。

十二年永盂は册命廷禮の形式を備えるものであるが、文は田土のことに關しており、その關係者として、當時の要人の名を多く列している。補釋篇に加えたものであるから、その文を錄しておく。

永盂　隹十又二年初吉丁卯、益公內、即命于天子、公廼出厥命、易畀師永厥田、湆昜洛疆、眔師俗父田、厥眔公出厥命、井白・㷭白・尹氏・師俗父・趞中、公廼命奠嗣徒函父、周人嗣工眉・㱿史師氏・邑人奎父・畢人師同、付永厥田、厥逹□、厥疆宋句

永拜𩒨首、對䫹天子休命、永用乍朕文考乙公隮盂、永其邁年、孫ゝ子ゝ、永其逹寶用　一二行一二

三字

文は廷禮の形式を備えず、「益公内、卽命于天子、公廼出厥命」という例外的な説明の形式をとる。銘文の内容は土地の讓渡とその管理の方法に關するものであるらしく、その關係者の名を多く列しており、所有權に關する公文證書としての性格をもつものであるらしい。大土地所有的經營が次第に進みつつある状況を示す一例であると考えられる。文中の益公の名はまた夷王二十年の休盤にもみえ、孝王十二年の永盂よりいえば二十八年の間隔がある。益公はその頃廷禮の右者として、内廷の重臣たる地位にあつたのであろう。

この期には紀年銘をもつ彝器が少くて、器銘を通じてその時代を窺うべき資料に乏しいが、しかしこの時期において熟成したものが夷王期の青銅器文化の昂揚を用意したのであろう。何れかといえば形式的な彝銘が多く、むしろ文辭の乏しい時代であつたというべきであろう。

懿王譜

器銘によつて構成される懿王期の十四年の暦譜は次表の如くである。

懿元	950	㊾
2	949	㊼
3	948	⑪
4	947	⑤
5	946	㊾
6	945	㉓
7	944	⑰
8	943	⑫
9	942	㊱
10	941	㉚
11	940	㊴
12	939	㊾
13	938	㊷
14	937	⑥

この期の繫年器としては、次の諸器がある。

元年逆鐘　元年師虎𣪕　元年㫚鼎　三年師兪𣪕　三年師晨鼎　四年㾓盨　五年諫𣪕　七年牧𣪕　十二年大師虘𣪕　十三年走𣪕　十三年㾓壺一

右十一器、在位數からいえば、その紀年銘は多いというべきであろう。各器の紀年日辰の關係は次の如くである。

前九五〇㊾　元年逆鐘〔新〕　元年三月既生霸庚申㊼（第七日）－1
　　元年師虎𣪕〔一〇四〕　元年六月既望甲戌⑪（第二十三日）
　　元年㫚鼎〔一三五〕　元年六月既望乙亥⑫（第二十四日）+1、四月既眚霸丁酉㉞（第十四日）
前九四八⑪　三年師兪𣪕〔一二四〕　三年三月初吉甲戌⑪（第一日）
　　三年師晨鼎〔一二五〕　三年三月初吉甲戌⑪（第一日）
前九四七⑤　四年㾓盨〔補一五・h〕　四年二月既生（死）霸戊戌㉟（第三十日）+1〔既死霸ならば可能〕
前九四六㊾　五年諫𣪕〔一二七〕　五年三月初吉庚寅㉗（第一日）+1
前九四四⑰　七年牧𣪕〔一〇四・a〕　七年十三月既生霸甲寅㊿（第十一日）
前九三九㊾　十二年大師虘𣪕〔一二六〕　十二年正月既望甲午㉛（第十三日）－2
前九三八㊷　十三年走𣪕〔一二二〕　十三年三月既望庚寅㉗（第十八日）
　　十三年㾓壺一〔補一五・j〕　十三年九月初吉戊寅⑮（第八日）

右のうち四年㾓盨の「既生霸」は、おそらく「既死霸」の誤鑄であろう。十三年の㾓壺一との關係に

おいて、必ずこの時期に入るべきものであり、前後の諸王の譜にこれに適合するものは無いからである。また十二年大師虘殷は足らざること二日であるが、これも前後の諸王の譜に入らず、右者師晨の器はこの王の三年に入りうるものである。

元年逆鐘は新出の器。陝西省永壽縣より出土、陝西咸陽地區文物管理委員會に收藏する。銘文選二七四に著錄。器は四器の編鐘、銘文はすべて鉦間にあり、併せて一套を爲す。銘文選に器を孝王期に屬するが、私の想定する曆譜では、元年師虎殷・元年曶鼎とともに、懿王元年の譜に合する。

器銘は次の如くである。

唯王元年三月既生霸庚申、叔氏才大廟、叔氏令史寅召逆、叔氏若曰、逆、乃祖考、許政于公室、今余易女毌五、易戈彤孱、用耤于公室僕庸臣妾・小子室家、毋又不聞智、敬乃夙夜、用甹朕身、勿灋朕命、毋豕乃政、逆敢拜手䭫（以下缺）文存八五字〔年申眞　室五室家魚　身命眞〕

唯れ王の元年三月既生霸庚申、叔氏、大廟に在り。叔氏、史寅をして逆を召さしむ。叔氏、若くの曰く、逆よ、乃の祖考、政を公室に許されたり。今余女に毌（干）五を易ひ、戈彤孱を易ふ。用て公室の僕庸（附庸）の臣妾・小子室家を耤めよ。聞智せざること又ること毋く、乃の夙夜を敬しみ、用て朕が身を甹け、朕が命を灋（廢）すること勿く、乃の政を豕（墜）すこと毋れと。

逆、敢て拜手稽（首）す。

文はこの四鐘では未完。いま集成一・六〇～六三の釋文に據った。文首は廷禮の形式の文であるが、廷禮を爲すものは「叔氏在大廟」とあって叔氏と尊稱される人であり、「叔氏令史寅召逆」とあつて、

宛然王者の如くに振舞つている。この懿王の卽位については、史記周本紀に「共王崩、子懿王囏立、懿王之時、王室遂衰、時人作刺」とあり、また「懿王崩、共王弟辟方立」とあつて、王位の繼承について内紛があつたらしい様子がみえる。元年六月の師虎𣪘以後には廷禮が回復しているから、これは一時のことであつたのであろう。もし王家の人であるならば、共王の弟たる辟方その人であるかも知れない。

元年師虎𣪘は逆鐘より三箇月後の六月既望甲戌の器であるが、王が穆王大室において定式の册命廷禮を行なつている。世子たる懿王の卽位が定まつたのであろう。それで「王若曰」の語を著けている。

師虎𣪘　隹元年六月既望甲戌、王才杜㡭、洛于大室、井白内右師虎、卽立中廷、北鄕、王乎内史吳曰、册令虎、王若曰、虎、截先王、既令乃取考事、啻官嗣左右戲緐荊、今余隹帥井先王令、令女更乃取考、啻官嗣左右戲緐荊、苟夙夜、勿灋朕令、易女赤舄、用事虎敢拜䭫首、對訊天子不伓魯休、用乍朕剌考日庚隮𣪘、子〻孫〻、其永寶用　一〇行一二四字〔首休𣪘幽〕

この銘の右者井伯の名はまた師毛父𣪘・豆閉𣪘などにもみえ、史官内史吳の名は七年牧𣪘・師瘨𣪘にみえ、懿王三年師兪𣪘の司馬共とともに、共懿期の器群を構成しうる標式の器である。師虎は軍官で、先王以來の祖考の時から左右戲緐荊の嫡官たることを命ぜられており、その嗣襲のことを命じている。先ず近衛を堅固にする意であろう。

師虎𣪘の廷禮の翌日に、𦉢鼎の廷禮が穆王大室において行なわれている。先ず祖考に嗣いで嗣卜のことを任ずるとともに、かねて𦉢が提訴していた寇禾事件について裁決し、損害に對する償還を命じ、その紛争を解決している。これも卽位當初の重大な案件であつたのであろう。𦉢鼎の文は全文四〇四字に及ぶ長文であるから、一部省略した銘文を錄しておく。

𦉢鼎　隹王元年六月既望乙亥、王才周穆王大〔室、王〕若曰、𦉢、令女更乃且考嗣卜事、易女赤⊗〔市・旂〕、用事、王才遷㡭、井叔易𦉢赤金鬱、𦉢受休□□王、𦉢用絲金、乍朕文考弈白𪔂牛鼎、𦉢其萬〔年〕用祀、子〻孫〻、其永寶

隹王四月既眚霸、辰才丁酉、井叔才異爲□、〔𦉢〕事厥小子𩡧、㠯限訟于井叔

（中略）

𦉢或㠯匡季告東宮、𦉢曰、必唯朕□賞、東宮廼曰、賞𦉢禾十秭、遺十秭、爲廿秭、〔乃〕來歲弗賞、𠟭付卌秭、廼或卽𦉢、用田二、又臣〔一夫〕、凡用卽𦉢田七田、人五夫、𦉢覓匡卅秭　二四行四〇四字

事件は此の年の四月既生霸丁酉（第十四日）の日に提訴されたもので、七十日にしてこの大規模な寇禾事件の決着がつけられている。これも卽位早々に解決を要する懸案であつたのであろう。史記には「懿王之時、王室遂衰」とするが、懸案は次々に解決され、軍國の體制がほぼ定まつてきているようである。

三年師兪𣪘と三年師晨鼎は三月初吉甲戌、同じ日に師彔宮において右者司馬共によつて行なわれた廷禮で、おそらく同時に併せて行なわれたものであろう。任命式のようなものであるから、同時に執行しても支障があるわけでなく、ただ任命の際に史官が別人であるのは、それぞれの册命を奉ずる史

官が、それを讀みあげたのであろう。そのような消息を窺うために、ここに師俞・師晨兩器の銘を錄しておく。

師俞𣪘　隹三年三月初吉甲戌、王才周師彔宮、旦、王各大室、卽立、𤔲馬共右師俞入門、立中廷、王乎作册內史、册令師俞、䟒𤔲□□、易赤巿・朱黃・旂、俞拜䭫首、天子其萬年、眉壽黃耇、畯才立、俞其蔑曆、日易魯休、俞敢對𩛥天子不顯休、用乍寶𣪘、俞其萬年永保、臣天子　一〇行九九字〔首耇休休𣪘保幽子之、幽之合韻〕

師晨鼎　隹三年三月初吉甲戌、王才周師彔宮、旦、王各大室、卽立、𤔲馬共右師晨入門、立中廷、王乎乍册尹、册令師晨、疋師俗、𤔲□人隹小臣善夫守□官犬、眔奠人善夫官守友、易赤舄　晨拜䭫首、敢對𩛥天子不顯休令、用乍朕文且辛公隮鼎、晨其〔萬年〕、世子〻孫〻、其永寶用　一〇行一〇三字

師俞𣪘の册命は本官以外に兼官の事を命ずるもの、また師晨鼎は師俗の佐助としてその統轄下の諸役の董督を命ずるもので、ともに軍官としての任務である。師晨が文且辛公の器を作つているのは、師晨が殷系の部族として、おそらく成周の八師關係の職にあることを示すものであろう。師俞の器には祖考の名を示すことはないが、天子という號はもと周族外のものが周王を稱する語として用いたものではないかと思われる。古い例では成康期かと思われる獻𣪘〔四九〕に「朕辟天子𢦏白、令厥臣獻金車（朕が辟たる天子𢦏伯、厥の臣獻に金車を令(たま)ふ）」とあり、殷の滅亡のとき、王子彔父は天子耶と稱したことがある。後に至つても東方系の作器にその用語が多いようである。

四年痶盨も司馬共を右者とする器群の一。この器は補釋篇に收めたものであるから、次にその銘文を錄しておく。

痶盨　隹四年二月既生霸戊戌、王才周師彔宮、各大室、卽立、𤔲馬収右痶、王乎史年、册易□䘳、虢巿・攸勒、敢對𩛥天子休、用乍文考寶𣪘、痶其萬年、子孫其永寶　二器、六行六〇字　木羊兩册形圖象〔休𣪘寶幽〕

この册命は周師彔宮において、右者司馬共によつて行なわれており、史官史年の名を記している。三年師俞𣪘以來、懿王の末年に至るまでの廷禮册命がすべて師某の宮において行なわれているのは、懿王の時代が、一種の軍國的な時代であつたからであろう。この廷禮では册命の內容がなく、ただ車馬の具を與えることを述べるに止まつている。

五年諫𣪘の廷禮も師彔宮において行なわれ、史官は痶盨と同じく史年、兼官として王囿の管理を命ずるものである。周禮に囿人の職があり、「掌囿游之獸禁、牧百獸、祭祀喪紀賓客、共其生獸死獸之物」とあつて、狩獵もまた軍政の一部であつた。

諫𣪘　隹五年三月初吉庚寅、王才周師彔宮、旦、王各大室、卽立、𤔲馬共右諫入門、立中廷、王乎內史年、册命諫曰、先王既命女、䟒𤔲王宥、女某不又昏、毋敢不善、今余隹或𤔲命女、易女勒　諫拜䭫首、敢對𩛥天子不顯休、用乍朕文考叀白隮𣪘、諫其萬年、子〻孫〻、永寶用　器九行一〇一字、蓋一〇行一〇一字〔首休𣪘幽〕

この度の任命は懿王の五年に行なわれており、その任務は曾て先王が任命したものである。このような再命のことを醽賫というが、その語は七年牧毀にみえるのが初見のようである。

匡卣〔一一三〕は年次を加えないものであるが、文中に懿王の名があり、その年次は懿王の初年にあるべきであろう。かりにその五年とすると

前九四六㊾　五年匡卣　四月初吉甲午㉛（第四日）

となる。懿王の生號の名がみえる器であるから、その文を錄しておく。

匡卣　隹四月初吉甲午、懿王才射盧、乍象咢、匡甫象鑠二、王曰、休、匡拜手䭫首、對䚫天子不顯休、用乍文考日丁寶彝、其孫〻子〻、永寶用　五行五一字〔午盧虞魚　休首休幽〕

射盧は射儀を習うところであり、象虡・象樂もおそらく軍樂の類であろう。紀年をもたぬ日辰銘は、大むね干支の一巡する即位五年までに入るもので、この器は懿王の五年に屬すべき器である。當時の人にはその年を示さなくても、王の何年に屬するかを知ることができたのであろう。

五年器には諫毀があり、その日辰は三月初吉庚寅、匡卣より一箇月の前、初吉の第一日に入る。三年師俞毀・師晨鼎、四年瘨盨、五年諫毀は、みな師彔宮において、右者司馬共による廷禮を記すもので、この期の曆譜構成の根幹をなすものである。

七年牧毀の廷禮は師汓父の宮において行なわれ、右者は元年師虎毀と同じく内史吳である。その册命に當つては「王若曰」「王曰」の語を加え、「昔先王既令女乍嗣士」といい、「今余隹醽賫乃命」と繼續再命することをいう。賜與の類も秬鬯より車馬の類に及び、その重職であることが知られる。その銘は次の如くである。

牧毀　隹王七年十又三月既生霸甲寅、王才周、才師汓父宮、各大室、卽立、公族□入右牧、立中廷、王乎內史吳、册令牧

王若曰、牧、昔先王既令女乍嗣士、今余唯或㲋改、令女辟百寮、有同事□、廼多𤔲、不用先王乍井、亦多虐、庶民厥𠹁庶右𥄂、不井不中、廼侯之□□、今䚃司匐厥辠召故

王曰、牧、女毋敢（弗帥）先王乍明井用、雩乃𠹁庶右𥄂、毋敢不明不中不井、乃毌政事、毋敢不尹八不中不井、今余隹醽賫乃命、易女秬鬯一卣・金車・𠦪較・畫輴・朱虢𡇞靳・虎冟熏裏・旂、余馬四匹、取（遺□）守、苟夙夕、勿灋朕令

牧拜䭫首、敢對䚫王不顯休、用乍朕皇文考益白寶𤔲毀、牧其萬年壽考、子〻孫〻、永寶用　二行約二二六字〔井井耕　首休毀考幽〕

十二年大師虘毀は直文の圈足毀。右者師晨は三年師晨鼎にみえる師晨、また宰曶は元年曶鼎にみえる曶であろう。この器では宰曶が史官の役をしている。虘にはなお鐘・豆などの作器がある。

走毀は西清古鑑甲編に收めるもので、もと內府藏の器であるが、その存否も知られずその銘拓もなく、甲編に收めるものは模寫で缺字も多く、失眞のところがあるように思われる。しかしこの器の右者嗣馬井伯の名は、師瘨毀〔一二〇〕・師奎父鼎〔一二一〕にもみえ、このうち年紀をしるすものは走毀の一器のみである。しかし「十二年三月既望庚寅㉗」は、瓦文圈足毀の器制の入りうる共・懿・孝・夷の各譜に入らず、もし十二年を十三年の誤剔誤記とするときは、懿王の譜に加えることができる。

駶馬井伯を右者とする他の二器も、ほぼこの期に入りうるものである。

いまその關係三器を列記しておく。

走毁　隹王十又二三年三月既望庚寅、王才周、各大室、卽立、駶馬井白〔入〕右走、王乎作册尹、〔册命〕走、䎽疋□、易女赤〔◎市・緣〕旂、用考、走敢拜䭫首、對覭王休、用自乍寶隮毁、走其眔厥子ゝ孫ゝ、萬年永寶用　八行約七五字〔考首休毁幽〕

師瘨毁　隹二月初吉戊寅、王才周師駶馬宮、各大室、卽立、駶馬井白、□右師瘨入門、立中廷、王乎內史吳、册令師瘨曰、先王既令女、今余唯𩐁先王令、（令）女官駶邑人師氏、易女金勒、瘨拜䭫首、敢對覭天子不顯休、用乍朕文考外季隮毁、瘨其萬年、孫ゝ子ゝ、其永寶用、享于宗室　一〇行一〇二字〔首休毁幽〕

師奎父鼎　隹六月既生霸庚寅、王各于大室、駶馬井白右師奎父、王乎內史駒、册命師奎父、易載市・冋黃・玄衣黹屯・戈琱㦸・旂、用駶乃父官友、奎父拜䭫首、對覭天子不伓魯休、用追考于剌中、用乍隮鼎、用匄眉壽、黃耇吉康、師奎父其萬年、子ゝ孫、永寶用　一〇行九三字〔首休壽幽〕

十三年瘐壺は陝西扶風莊白の西周窖藏器の一で、同出の瘐氏の作器も甚だ多く、毁・盨・壺二器・爵三器・編鐘五組に及び、一大器群をなしている。このうち四年瘐盨は懿王四年に錄したが、この十三年瘐壺もまた懿王十三年の譜に入る。補釋篇に錄入したものであるから、ここにその銘文をあげておく。

瘐壺一　隹十又三年九月初吉戊寅、王才成周駶土淲宮、各大室、卽立、徲父右瘐、王乎乍册尹、册易瘐畫裦・□㚇・赤舄、瘐拜䭫首、對覭王休、瘐其萬年、永寶　二器、器一一行、蓋一四行、五六字〔首休寶幽〕

瘐鐘には「曰古文王、初盭龢于政、上帝降懿德、大甹、匍有四方、迨受萬邦」より以下、武王・周公の事に及び、高祖辛公・文祖乙公・皇考丁公の龢鐳鐘を作ることをいう。周室の直系四代に當るが、文武の時期は短く、瘐の家としては穆共期に當るものと考えられ、その盨・壺は懿王の譜に適合する。瘐の諸器はその字樣も近く、その全體が懿王期にあるものと考えられる。

共王譜

昭・穆・共の三代は周初の經營を承けて統一の事業が成り、安定の狀態に入る時期である。草創の業はすでに成つて、康宮を大廟とし、昭・穆宮を併せて、王朝の秩序・儀禮も漸く整い、共王期の頃からは廷禮を記す器も現われてくるようになつた。

共王期の譜は、龔王の生號のみえる十五年趞曹鼎二を中心として、曆譜を構成することができる。その想定される曆譜は次表の如くである。

共元	967	㉛
2	966	㉕
3	965	⑲
4	964	㊸
5	963	㊲
6	962	㉜
7	961	(56)
8	960	㊿
9	959	⑮
10	958	⑨
11	957	③
12	956	㉗
13	955	㉑
14	954	⑮
15	953	㊴
16	952	㉞
17	951	㉘

この譜に譜入しうるものに、二祀吳方彝・七年趞曹鼎・十五年趞曹鼎の三器がある。その日辰の關係は次の如くである。

前九六六㉕　二祀吳方彝〔一〇五〕　二祀二月初吉丁亥㉔（第一日）
前九六一㊻　七年趞曹鼎一〔一〇六〕　七年十月既生霸
前九五三㊴　十五年趞曹鼎二〔一〇七〕　十五年五月既生霸壬午⑲（第十三日）

吳方彝は蓋銘のみを存するが、廷禮册命の形式を備える初期のもので、この頃にその定式が成立したものとみられる。年紀を文末におき二祀と稱するのは、日月祀倒敍の形式でやはり殷式の紀年法である。

吳方彝　隹二月初吉丁亥、王才周成大室、旦、王各廟、宰朏右乍册吳入門、立中廷北鄉、王乎史戊、册令吳、嗣旃眔叔金、易秬鬯一卣・玄袞衣・赤舄・金車・𠦪圅・朱虢靳・虎冟熏裏・𠦪較・畫轉・金甬・馬四匹・攸勒
吳拜韻首、敢對覭王休、用乍青尹寶䵼彝、吳其世子孫、永寶用、隹王二祀　一〇行一〇二字〔首休幽〕

「周成大室」を郭氏の大系に、成氏の大室にして臣下の家廟における册命とするが、穆王二年の趞觶に周大室、師遽方彝に周康寢とあるように、その宮名は成王・康王の名によるものと解してよい。康宮を大廟とし、これに昭・穆の宮を配して以來、周廟は康宮を大祖とする廟制となつた。銘は方格を用いたように整い、穆王期の緊湊の體に比べると、筆畫に肥脊を加えることがなく、線條化の傾向をみせている。廷禮の形式は、この器において最も完成した記述を備えている。吳は作册の職であるが、その賜與は秬鬯の外、禮服・車馬の屬に及んでおり、軍禮に關與する者であろうと思われる。

七年趞曹鼎は日辰を缺くものでその日を特定しがたいが、十五年趞曹鼎との關係からみて、共王七年に入るべき器である。弦文の附耳三圓足鼎で、殆んど平底に近くこの期の特色を示しており、字迹になお緊湊の風がある。十五年趞曹鼎との對比の關係もあるから、その銘文を錄しておく。

趞曹鼎一　隹七年十月既生霸、王才周般宮、旦、王各大室、井白入右趞曹、立中廷北鄉、易趞曹載市、冋黃・䜌、趞曹拜韻首、敢對覭天子休、用乍寶鼎、用鄉倗䀠　八行五六字〔首休幽䀠之、幽之合韻〕

十五年趞曹鼎には「龔王才周新宮、王射于射廬」とあつて、王が恐らく射廬にあつて射儀を修めたのであろう。周新宮の名は穆王期の三祀師遽𣪘・三十年虎𣪘蓋にもみえる。七年趞曹鼎では禮服を賜うているが、このたびは弓矢・虎廬などの武具を賜うている。銘末に何れも「用鄉倗䀠」と結んでいるのは、他に多く例をみない文辭である。

趞曹鼎二　隹十又五年五月既生霸壬午、龔王才周新宮、王射于射廬、史趞曹易弓矢・虎廬・冑・干・殳、趞曹〔敢對曹〕拜韻首、敢對覭天子休、用乍寶鼎、用鄉倗䀠　八行五五字、原三字衍〔首休䀠幽〕

七年趞曹鼎にみえる右者井伯は、また元年師虎𣪘のほか、豆閉𣪘・師毛父𣪘・利鼎にも右者としてその名がみえる。このうち師虎𣪘は「隹元年六月既望甲戌」とあつて、その日辰は懿王元年に屬するものであることは、すでに檢證した通りである。それで師虎𣪘を除いて、他の三器が何王に屬するかを檢證すべきであるが、この際共王期の七年趞曹鼎と、懿王期の元年師虎𣪘と、その何れに屬するか

を検討して、その歸屬を定めるべきであろうと思う。共王期の元年より五年に至る元旦朔は㉛・㉕・⑲・㊸・㊲であり、懿王期の初め五年の元旦朔は(52)・㊼・⑪・⑤・(59)である。思うにこの三器は、みな共王の初年に入るべきもので、その日辰は次の如くである。

共元㉛　豆閉𣪘〔一〇九〕　二月既眚霸戊寅⑮（第十五日）
師毛父𣪘〔七九・c〕　六月既生霸戊戌㉟（第八日）
二㉕　利鼎〔一一二〕　九月丁亥㉔（第四日）　三年⑲・四年㊸も可能

すなわち右者井伯が、右者として廷禮に關與した期間は、共王の初年より懿王の元年に至る凡そ十七年間であり、懿王元年の曶鼎には井叔、三年の師俞𣪘以降は司馬共が右者となり、師彔宮における廷禮がしばらく續く。懿王十三年の走𣪘にみえる司馬井伯は、さきの右者井伯とは恐らく別人で、あるいはその後人であろうと思われる。

三、新編斷代譜　四

穆王譜

昭・穆期は成康創業のあとを承け、漸く禮制を整え、守成の時代に入ろうとする時期であり、康宮を中心とし昭・穆宮を加え、いわゆる昭穆制の整えられた時期である。穆王の在位は、舊著錄では三祀師遽𣪘を存するのみであったが、後出の器に三十年虎𣪘蓋・三十四祀鮮𣪘などがあり、少くとも三十數年に及ぶものであることが知られる。今それらの諸器を收めうる曆譜を考えて、三十六年とする。舊說では穆王譜の年數を、今本竹書紀年に穆王三十七年に伐越の役があり、三十九年、諸侯を塗山に會す、「五十一年、呂刑を作り、甫侯に豐に命ず」、「五十五年、王、祇宮に陟（薨）す」などによつて五十五年說が行なわれていたが、それは周初より穆王までを百年とするような傳說もあつて、周初の確かな紀年が存するわけではない。しかし虎𣪘蓋・鮮𣪘の出土によつて、穆王の在位が三十數年を下らぬことが明らかとなり、私も舊稿の三十一年說を改めて、三十六年の曆譜を構成することとした。その曆譜は次頁の如くである。

穆王期のこの曆譜に譜入することのできる繫年器は甚だ少く

元年卻曶𣪘　二祀趞觶　三祀師遽𣪘　三十年虎𣪘蓋　三十四祀鮮𣪘

の五器にすぎない。虎𣪘蓋考古與文物一九九七・三は新出の器、鮮𣪘は英ブリテン博物館の藏器で、集成十六・一〇一六六に收錄する。その穆王譜における日辰の關係は次の如くである。

前一〇〇三(60)　元年卻曶𣪘〔九三〕　元年三月丙寅③（第五日）
前一〇〇二㉔　二祀趞觶〔一一四〕　二祀三月初吉乙卯(52)（第一日）−1
前一〇〇一⑲　三祀師遽𣪘〔一〇〇〕　三祀四月既生霸辛酉(58)（第十一日）
前九七四㊷　三十年虎𣪘蓋〔新〕　三十年四月初吉甲戌⑪（第一日）
前九七〇㊽　三十四年鮮𣪘〔新〕　三十四祀五月既望（生霸）戊午(55)（第十日）−5

元年卻曶𣪘は週名を缺くものであるが、元年の譜に入る。その廷禮の敍述の形式は、定型が成立す

る以前の簡略な文章である。

卲曶段　隹元年三月丙寅、王各于大室、康公右卲曶、易戠衣・赤◎市、曰、用飼乃且考事、乍嗣土、曶敢對揚王休、用乍寶段、子〻孫〻、其永寶　六行五〇字〔室魚衣之、魚之合韻　事之土魚、之魚合韻　休段寶幽〕

これは卲曶か嗣土に任命されるときの廷禮を記したものであろう。その任命の際には、禮服を賜う定めであつたようである。器はその器影を留めていないが、字様はいくらか柔媚に赴くところがある。

穆元	1003	㊿⑩	19	985	㊻
2	1002	㉔	20	984	㊵
3	1001	⑲	21	983	④
4	1000	⑫	22	982	㊽⑩
5	999	㊱	23	981	㊷⑩
6	998	㉛	24	980	⑯
7	997	㊺⑩	25	979	⑩
8	996	㊾	26	978	㉟
9	995	㊹	27	977	㉙
10	994	⑧	28	976	㉔
11	993	②	29	975	㊽
12	992	㊻⑩	30	974	㊷
13	991	⑳	31	973	㊱
14	990	⑭	32	972	㊾⑩
15	989	⑧	33	971	㊹⑩
16	988	㉜	34	970	㊽
17	987	㉗	35	969	⑫
18	986	㊶⑩	36	968	⑦

二祀趩觶は器高の低い觶で、項下に夔鳳の帯文がある。觶は殷周の際に行なわれた器で、中期以後にはみえず、この器も穆王の譜に入る。觶としては珍らしく長文の銘である。整つた冊命形式の金文である。

趩觶　隹三月初吉乙卯、王才周、各大室、咸井叔入右趩、王乎內史、冊令趩、更厥且考服、易趩戠衣・載市・冋黃・旂、趩拜𩒨首、揚王休對、趩蔑曆、用乍寶障彝、枏孫子、毋敢彖、永寶、隹王二祀　八行六八字〔對彝脂　子之寶幽祀之、之幽合韻〕

右者の咸井叔は、鄭井叔と同じく、咸・鄭は各々その地で、井叔の家を地名によつて區別したものであろう。祖考の服事を嗣ぐことを命じ、禮服や旂を賜うているが、文末に二祀というのは殷式紀年、また蔑曆とは軍功を賞することであるから、この廷禮は單なる嗣襲のことではなく、何らかの功績があつたのであろう。文に多く押韻を施している。

三祀師遽段は瓦文の蓋のみを存する。その文にいう。

師遽段　隹王三祀四月既生霸辛酉、王才周、客新宮、王征正師氏、王乎師朕、易師遽貝十朋、遽拜𩒨首、敢對揚天子不杯休、用乍文考庬叔障段、世孫子、永寶　七行五七字〔酉周宮幽　首休段寶幽〕

新宮の名はこの器より後、趞曹鼎二・師湯父鼎・望段等にみえるが、望段に周康宮新宮というように、康宮附設の新宮であろう。師遽は貝十朋を賜い、紀年に「隹王三祀」というのは殷系の師職の人であろうが、その文考を庬叔というのは周的な謚號である。殷系の器には、後期に至るまで、紀年・廟號においてその傳統を保持するものもあり、また早く周的な習俗に移るものもあつたのであろう。師遽にはまた方彝の作があり、「隹正月既生霸丁酉」とあり、第二年の譜に入る。すなわち丁酉㉞は前一〇〇二年二祀正月丁亥㉔の第十一日の器である。

穆王の紀年銘は久しく右の數器にとどまつていたが、三十年銘の虎段蓋、三十四年銘の鮮段が出て、穆王の在位が少くとも三十六年を下らぬものであることが明らかとなつた。

三十年虎段蓋は新出の器。一九九六年八月、陝西丹鳳縣鳳冠區より發見された直文の段蓋で、いく

らか龜裂が入っているが、裏面に一三行一五八字の銘文があり、字様は穆王期の小字體である。その銘文は次の如くである。

佳卅年四月初吉甲戌、王才周新宮、各于大室、䆫叔內右虎、即立、王乎入史曰、册令虎、曰、䝿乃且考事先王、嗣虎臣、今令女曰、更乃且考、疋師戲、嗣走馬駿人眔五邑走馬駿人、女毋敢不善于乃政、易女□市幽黃・玄衣滰屯・緣旂五日、用事

虎敢拜韻首、對揚天子不㔻魯休、虎曰、不顯朕剌且考、𥁕明克事先王、肄天子弗望厥孫子、付厥尚宮、天子其萬年、䌛茲命、虎用乍文考日庚隮毁、子孫其永寶用、夙夕享于宗　文一三行一五八字〔宮幽室虎虎魚、幽魚合韻　考幽戲之、幽之合韻　人人眞政耕、眞耕合韻　日魚事之、魚之合韻　首休幽　考幽王陽、幽陽合韻　子之宮幽、之幽合韻　年命眞　用宗東〕

虎毁蓋

佳れ三十年四月初吉甲戌、王、周新宮に在り、大室に格る。密叔內りて虎を右け、位に即く。王、內史を呼びて曰く、虎に册命せよと。曰く、乃の祖考に䝿りて先王に事へ、虎臣を嗣めたり。今、女に命じて曰く、乃の祖考に賡ぎ、師戲を疋け、走馬の駿人と五邑走馬の駿人とを嗣めよ。女敢て乃の政に不善なること毋れ。女に□市幽黃・玄衣滰純・緣旂五日を賜ふ。用て事へよと。虎敢て拜して稽首し、天子の丕㔻なる魯休に對揚せん。虎曰く、丕顯なる朕が烈祖考、𥁕明にして克く先王に事へたり。肄に天子、厥の孫子を忘れたまはず、厥の常宮を付へたり。天子其れ萬年まで、茲の命を䌛ねたまはんことを。虎用て文考日庚の隮毁を作る。子孫其れ永く寶用し、夙夕に

宗に享せよ。

新宮とはおそらく康宮新宮、すなわちのち康卲宮と稱するものであろう。廷禮の記述はここに至つて詳密であり、この種の禮制がすでに整いつつあることを示している。昭穆の時代は、おそらくすでに葊京における禮樂の時代を迎えつつあつたのであろう。

三十四祀鮮殷は、はじめ集成に著錄のとき、盤と誤り傳えられていたが、英國のブリテン博物館より資料の提供を受け、殷であることが知られた。象文の圏足殷で、製作稍々雄厚を缺くも、周初の器制であることが知られる。その銘は次の如くである。

隹王卅又四祀、唯五月既望戊午、王在葊京、啻于卲王、鮮蔑曆、鄭、王軓鄭、玉三品・貝廿朋、對王休、用乍、子孫其永寶　五行四四字〔京王陽　休寶幽〕

隹れ王の三十又四祀、唯れ五月既望戊午、王、葊京に在り、昭王に禘す。鮮、蔑曆せられ、祼(くわん)す、王軓祼し、玉三品・貝二十朋（を賜ふ）。王の休(たまもの)に對へて、用て（この殷を）作る。子孫其れ永く寶とせよ。

蔑曆とは「曆(いさをし)を蔑(あらは)す」の意で、蔑はのち伐(べつ)を用い、伐は門閥の閥の初文。蔑曆は主として軍功を稱し、兩禾軍門の前で神に告げて旌表するものであるから曆といい、曆は功歷の意である。鮮はおそらく軍禮において功ありとされたものであろう。貝を賜うことは殷人の子孫に對して行なわれた。葊京はのちの鎬京で辟雍のあるところ。祼の儀禮はその神都において行なわれたもので、祓禳の古儀であろうと思われる。

鮮　殷

この鮮殷は、その器制・銘文・文字の字樣から考えて、必ず穆王期に屬すべきものであるに拘わらず、器の日辰は穆王の曆譜に合わず、しかも初期の王位にして三十數年に及ぶものは他に想定しがたい。その既望はあるいは既生霸の誤りではないかと思う。他の穆王器と考えられるものがみなその譜に合することから、この器をもとりあえずこの期に屬しておくのである。

昭王譜

昭王は金文に卲王としるし、宗周鐘〔九八〕にその名がみえる。ただその器には日辰を加えず、暦譜に譜入することは困難である。鐘の最も早い時期のものであり、昭穆期の禮樂勃興を象徴するものであるといってよい。ただこの期の紀年銘は甚だ少く、三年達盨・十四祀段毀の二器にすぎない。その在位は二十三年、次表のような暦譜を想定することができる。

昭元	1026	⑬
2	1025	⑦
3	1024	㉛
4	1023	㉖
5	1022	⑳
6	1021	㊺
7	1020	㊴
8	1019	㉝
9	1018	57
10	1017	51
11	1016	⑮
12	1015	⑨
13	1014	④
14	1013	㉘
15	1012	㉓
16	1011	⑰
17	1010	㊶
18	1009	㉟
19	1008	㉙
20	1007	53
21	1006	㊼
22	1005	⑪
23	1004	⑥

この期におけるその日辰は次の如くである。

前一〇二四㉛　三年達盨〔新〕　三年五月既生霸壬寅㊴（第十一日）

前一〇一三㉘　十四年段毀〔七四〕　十四祀十一月丁卯④（第十二日）

卲王の現王名を用いる宗周鐘は、昭王の南征を謳歌するものであるから、あるいは南征の成功した時の器であるかも知れない。のち南征して還らず、齊の管仲が楚を伐つとき、そのことを出師の理由の一としたことは、左傳にみえている。

三年達盨は一九八五年長安張家坡の古墓から出土、三器同銘、文物一九九〇・七に報告された。字迹甚だ古く、康昭期の字様とみられる。器は蓋のみを存するという。

佳三年五月既生霸壬寅、王才周、執駒于滆应、王乎巂趩召達、王易達駒、達拜韻首、對揚王休、用乍旅盨　五行四〇字〔首休幽〕

佳れ三年五月既生霸壬寅、王、周に在り、駒を滆の应に執ふ。王、巂趩を呼びて達を召さしむ。王、達に駒を賜ふ。達、拜して稽首し、王の休に對揚して、用て旅盨を作る。

器は昭王の三年五月十一日、恐らくその日に執駒の禮が行なわれたのであろう。執駒の禮については、盠駒尊〔一〇二〕に

佳王十又三月、辰才甲申、王初執駒于厈、王乎師豦召盠、王親旨盠駒、易兩

とあり、馬政の一として古くから行なわれていたものであるらしく、周禮校人に「春祭馬祖、執駒」と執駒の語がみえ、鄭司農の注に「執駒無令近母、猶攻駒也」、また鄭玄注に「執猶拘也、春通淫之時、駒弱、血氣未定、爲其乘匹傷之」という。その禮に王が親ら參與し、その禮の執行者に駒を與える儀禮は、おそらく禮儀の諸制度が整いつつあつた

昭穆期に盛大に行なわれたらしく、この器は昭王期における、また盠駒尊は穆王期にその禮が行なわれた證佐である。盠駒尊には師豦の名がみえ、師豦は穆王期の三年師遽毀にみえる師遽であろう。十又三月といえば閏年の正月であるから、もし穆王の早年とすればその三年十三月の月末に當り、執駒の季節である。

十四祀毀毀は蒸・嘗などの祀禮に奉仕した毀に對して、褒賞が與えられ、そのことを謝して紀念する作器である。

毀毀　唯王十又四祀、十又一月丁卯、王鼒畢、𤼷、戊辰、嘗、王蔑毀曆、念畢中孫子、令龔娊、遺大鼎于毀、敢對䚄王休、用乍毀、孫〻子〻、萬年用享祀、孫子□□　六行五七字〔休毀幽子祀之、幽之合韻〕

この器の作者は自ら畢仲の孫子と稱するもので、周室の支裔とみられる人であるが、紀年に「隹王十又四祀」のように稱するのは、當時紀年の法が定まらず、周初には概ね大事紀年の形式をとり、康王末年の庚嬴鼎に至つて、はじめて紀年月週干支を備えた紀年法がみえる。祀は概ね殷系の氏族の用いるところであるが、祭祀に關してはなお祀を稱する餘習があつて、この器のように蒸・嘗の祭儀のときには、殷の餘習として祀と稱することがあつたのであろう。これらの祭儀に、多く殷人が參加し奉仕する例があり、詩大雅文王にも「殷士膚敏　祼將于京」の句がある。

四、新編斷代譜　五

康王譜

康王期には二十二年庚嬴鼎・二十三祀大盂鼎・二十五祀小盂鼎などの器があり、曆譜構成上、在位年數を三十三年とする。その曆譜は次表の如くである。

この期の繫年器には二十二年の庚嬴鼎・二十三祀大盂鼎・二十五祀小盂鼎がある。その曆譜との關係は次の如くである。

前一〇三八㊴　二十二年庚嬴鼎〔八〇・a〕　二十二年四月既望己酉㊻（第二十四日）－1

前一〇三七⑱　二十三祀大盂鼎〔六一〕　二十三祀九月

康元	1059	㉕	18	1042	㊻
2	1058	⑲	19	1041	㊵
3	1057	⑭	20	1040	⑤
4	1056	㊳	21	1039	㊾
5	1055	㉜	22	1038	㊴
6	1054	㊻	23	1037	⑱
7	1053	㊿	24	1036	⑫
8	1052	㊹	25	1035	㉟
9	1051	⑧	26	1034	㉙
10	1050	③	27	1033	㉔
11	1049	㊼	28	1032	㊽
12	1048	㉑	29	1031	㊸
13	1047	⑯	30	1030	㊲
14	1046	⑩	31	1029	①
15	1045	㉞	32	1028	㊺
16	1044	㉘	33	1027	㊾
17	1043	㊷			

前一〇三五㉟　二十五祀小盂鼎〔六二〕　二十五祀八月既望甲申㉑（第二十一日）

庚嬴鼎は西清に錄する器で、いま銘文も模勒を存するに過ぎないが、庚嬴卣〔八〇〕は器蓋に身尾の分離した夔鳳文を飾り、提梁に

縄文を配する卣で、おそらく康王初期の器とみられ、字迹は殊に雅健の趣に富む。鼎もまた垂尾の顧鳳文を飾り、下腹部の傾垂大、三圓足の器で、卣と同期として差支えはない。卣には「隹王十月既望、辰在己丑㉖」とあつて、もし王の在位初年の器とするならば、康王三年⑭の十月既望己丑㉖にして月の第十八日の譜に合う。嬴氏方鼎文選・下一・一六には「丙戌、王格于公室、嬴氏蔑曆、易貝」とあつて、王がその室に臨んだらしく、二十二年鼎にも「王各□宮」とみえる。關聯の器銘と對照するために、庚嬴卣と併せて、その銘文を錄しておく。

庚嬴卣　隹王十月既望、辰才己丑、王洛于庚嬴宮、王蔑庚嬴曆、易貝十朋、又丹一柝、庚嬴對𩀨王休、用乍厥文姑寶隮彝、其子〻孫〻、萬年永寶用　器文五行、蓋文七行、五三字

庚嬴鼎　隹廿又二年四月既望己酉、王客□宮、衣事、□子、王蔑庚嬴曆、易𠭯𣪘・貝十朋、對王休、用乍寶䵼　六行三七字

卣・鼎何れにも蔑曆の語があり、貝を賜與されている。蔑曆は語の原義においては戰功をいい、蔑は敵軍の呪祝をなす媚女を殺す意、曆は兩禾軍門の前で冊告してその功歷を賞する意である。庚嬴卣において王が庚嬴の宮室に至るというのは、庚嬴があるいは后氏の家柄であるからであろう。嬴氏方鼎の他にも嬴氏鼎夢郼・上・七のように嬴氏と稱するものがあるのは、その家であろう。また蔑曆という褒賞の辭も、そのような儀禮上のことに關して、用いられているのであろうと思われる。

大盂鼎・小盂鼎の二器は、周初の彝銘を代表するもので、大盂鼎は二九一字、小盂鼎は缺文多きも約四〇〇字、大盂鼎は殷周革命の理念を說く最も古い文獻であり、小盂鼎は殷周鼎革の際、その訊獲を以て凱旋、旌表を受けるときの古儀を記すもので、何れも文獻としての絕大な價値をもつものである。それで今、兩鼎の文をここに列しておく。

大盂鼎　隹九月、王才宗周、令盂、王若曰、盂、不顯玟王、受天有大令、在珷王、嗣玟乍邦、闢厥匿、匍有四方、畯正厥民
在雩御事、𠭯酉無敢酖、有□蒸祀、無敢𩑁、古天異臨子、灋保先王、□有四方、我聞、殷遂令、隹殷邊侯田、雩殷正百辟、率肄于酉、古喪𠂤
巳、女、妹辰又大服、余隹卽朕小學、女勿𠭯余乃辟一人、今我隹卽井亩于玟王正德、若玟王令二三正、今余隹令女盂𥂴𦧩、𢀛雝德巠、敏朝夕入諫、享奔走、畏天畏
王曰、𠃬、令女盂、井乃嗣且南公、王曰、盂、迺𥂴夾、死𤔲戎、敏諫罰訟、夙夕𥂴我一人、𤼷四方、雩我、其遹省先王受民受疆土
易女鬯一卣・冂衣・市・舃・車馬、易乃且南公旂、用獸、易女邦𤔲四白、人鬲自駿至于庶人、六百又五十又九夫、易戸𤔲王臣十又三白、人鬲千又五十夫、逐□□自厥土、王曰、盂、若𢀛乃正、勿灋朕令
盂用對王休、用乍且南公寶鼎、隹王廿又三祀　一九行二九一字〔王王陽邦東方陽、陽東合韻　事祀子之王方陽　令田眞　酉幽自之　巳服之學幽德之、幽之合韻　正𦧩巠耕　公戎訟東方陽　正耕令眞、耕眞合韻　休幽祀之、幽之合韻〕

小盂鼎　隹八月既望、辰才甲申、昧喪、三ナ三右多君、入服酉、明、王各周廟、□、□□賓祉、

邦賓隮其旅服、東鄕、盂曰多旂、佩戭方、□□□□□、入□門、告曰、王〔令〕盂、㠯□□伐戭
方、□□禜□、執嘼二人、隻禜四千八百□十二禜、孚人萬三千八十一人、孚馬□□匹、孚車卅兩、
孚牛三百五十五牛、羊卅八羊、盂九字不明我征、執嘼一人、孚禜二百卅七禜、孚人□□人、孚馬
百四匹、孚車兩□□
王□□□、盂拜韻首、㠯嘼進、卽大廷、王令燮、□□、□□□嘼、遙厥故、□、趞白□□戭旟、
戭旟虘曰新□從、咸、折嘼于□、□□□□、令盂、㠯厥禜入門、獻西旅、□□入燎周廟
八字不明入三門、卽立中廷、北鄕、盂告、劃白卽立、劃白告、□□□于明白、㴱白□白告、咸、
盂曰者侯、侯田□□□□、盂征告、咸、賓卽立、鬳賓、王乎鬳、盂于□□□□、進賓、□□
大采、三□入服酉、王各廟、祝征、□□□□□、邦賓不𢍏、□□、用牲啻周王□武王成王、□□
□將、王𢍏、𢍏遂𢍏王邦賓、王乎□、令盂、㠯區入、凡區㠯品
雩若翌乙酉、三事大夫、入服酉、王各廟、𢍏、王邦賓征、王令賞盂□□□□・弓一・矢百・畫虢
一・貝冑一・金干一・戓戈二・矢臺八、用乍□白寶隮彝、隹王廿又五祀　二〇行約四〇〇字、缺文約八
八字

大盂鼎では殷の滅亡の因が「我聞、殷遂令墜命、隹殷邊侯田、雩殷正百辟、率肄于酉酒」と上下をあげて酒亂に陷つたからであり、周の受命は「不顯玟王、受天有大令、在珷王、嗣玟乍邦、……古故天異翼臨子」すなわち天命を得たからであるという。この受命の思想はまた書の周書諸篇を貫く建國の理念であり、周初においてすでに肇國の理念として自覺されていたものであることが知られる。作器者の盂はおそらく殷人の子孫であり、この殷周鼎革の理念は、事あるごとに殷人に向つて發せられ、殷人もまたその理念に服することによつて、周王朝に服事したものであろう。あるいは殷周革命のとき、すでに周に內附するものもあつたらしく、盂の祖たる南公以來、周の王業に協力する關係にあり、大盂鼎では周王がそのことを懷念して秬鬯・禮服・車馬の屬を賜うており、その王休に對揚して祖南公の寶鼎を作つている。またその翌年の廿五祀小盂鼎では、王命を奉じて遠く玁狁を伐つて殊功を建て、その凱旋に當つて盛大な獻馘歸脤の禮が行なわれたことを記している。殷の軍事力は成周の八師として再組織され、周初の武力による經營は概ねその軍事力によつた。この器銘には、凱旋のときの廟告の禮の次第がかなり詳細に記されている。

成王譜・武王譜

成王期の紀年銘とみられるものには五祀㺇尊と十九年作冊睘卣があるが、十九年作冊睘卣は日辰を加えず、新出の器に十九祀作冊折觥がある。この十九祀作冊折觥によつて構成される曆譜を求めると、次表のような曆譜を想定することができる。

成元	1082	⑨
2	1081	㉝
3	1080	㉗
4	1079	㉑
5	1078	㊺
6	1077	㊴
7	1076	㉞
8	1075	㊳
9	1074	㊸
10	1073	⑰
11	1072	⑪
12	1071	⑤
13	1070	㉙
14	1069	㉓
15	1068	⑰
16	1067	㊶
17	1066	㊱
18	1065	㉚
19	1064	54
20	1063	㊾
21	1062	⑫
22	1061	⑥
23	1060	①

この期における紀年銘はひとり五祀㝬尊と十九祀作册折觥のみ、その曆日を數えることができる。

前一〇七八㊺　五祀㝬尊〔補一〕　五祀四月丙戌㉓（第十一日）

前一〇六四(54)　十九祀作册折觥〔補一五・d〕　十九祀五月戊巳㉕（第五日）

もし週名を加えるとすれば、㝬尊は既生霸、作册折觥は初吉とあるべきところであろう。作册折の器は、觥の他に斝・觚・尊・方彝の五器がある。觥以下は一九七六年十二月、陝西扶風縣莊白一號の窖藏器。觥は器蓋同銘、器六行四〇字、蓋四行四〇字、文物一九七八・三にその報告がある。器には週名がなく、十九祀ならば康・昭・穆の何れにも屬することが可能であるが、觥・斝・觚・尊・方彝の器を作り、その字形また暢達にして開國の氣宇を見るべきものがあることからいえば、これを成王期に加えることは可能であろうと思う。いまその蓋銘を錄する。

隹五月、王才斥、戊子（巳）、令乍册折、兄望土于相侯、昜金、昜臣、䚄王休、隹王十又九祀、用乍父乙隮、其永寶　木羊兩册形圖象　六行四〇字〔休幽祀之寶幽、幽之合韻〕

隹れ五月、王、斥に在り、戊巳、作册折に、望土を相侯に貺（おく）らしむ。金を賜ひ、臣を賜ふ。王の休に揚（こた）ふ。隹れ王の十又九祀なり。用て父乙の隮を作る。其れ永く寶とせよ。木羊兩册形圖象

「王才斥」をいうものは周初の器に十九年作册睘卣・睘尊〔二二〕があり、また趞卣・趞尊〔一七〕がある。十九年作册睘卣には王姜の名がみえ、また叔隋器〔六〕・令𣪘〔二四〕・泉伯卣・不壽𣪘〔二三〕・眉縣大鼎（旟鼎）〔補五〕等にも王姜の名がみえ、王姜はあるいは成王の妃であろう。周初の經營にも參畫した女姓とみられるので、その關聯器を一應成王期に加えることとする。

成康期は肇國の際であるから軍國多事、征伐論功のことも多く、制作の器も甚だ多いが、紀年日辰を加えていないものが殆んどである。紀年日辰を加えることがなくても、事を紀せば關係者には諒解されるという事情があつたからであろう。それで武王期などは殆んど繫年の器をみないが、ただ後出の㝬尊〔補一〕には、武王のことを追述する記述があり、その器は週名を缺くが、成王五年に譜入すべきものであろう。

この器は武王に最も近邇する時期において、その行動を記した貴重な記錄というべきものである。その銘は補記篇に錄するが、いまその銘文を錄する。

㝬尊　隹王初䙴宅玗成周、復□珷王豐福、自天、才四月丙戌、王𧦝宗小子玗京室曰、昔才𠭯、考公氏克逨玟王、肄玟王受兹〔大令〕、隹珷王既克大邑商、𠟭廷告玗天曰、余其宅兹中或、自之

辥民

烏虖、爾、有唯小子亡戠、既丂公氏、有𤔲丂天、啟令、苟享戈、叀王龏德、谷天順我不敏

王咸誥、𠨘易貝卅朋、用乍□公寶隮彝、隹王五祀　一二行、存一一九字〔周幽福之、幽之合韻　王商陽

天民天令眞　或戠戈德祀之〕

武王の譜に加えうる紀年銘のものを見ないが、殷周革命の時をかりに前一〇八八年と想定し、成王の元年に連なる暦譜を想定すると、次表のようになる。

武元	1088	㊸
2	1087	㊲
3	1086	①
4	1085	(56)
5	1084	(51)
6	1083	⑮

以上は編年器を主として、各王の断代とその暦譜とを構成し、その大體の推移を概見しようとしたものである。しかし紀年銘を有するものは現在八十五器に過ぎず、單に日月干支を記すものはこれに數倍する。もしこれら年紀を缺く器銘を關聯器との關係において入譜し得るならば、各王各時期の時運の推移を考え、西周史を再構成することも可能となるように思う。私は金文通釋第五巻の舊稿第九章において、斷代分期表と器群という項目を設けてその資料の用意としたが、その後の出土器も多く、資料としては再編成の必要があると考えるので、その項目をいくらかの增改訂を施したが、ほぼそのまま當面の資料として存置し、詳細な年表は他日を期することとした。ただこの卷の新稿第八章・第九章に收めた編年器について、器銘中の標目的な事項を摘記し、表としてこの項の最後に掲げることにした。

また第六卷の卷頭に加えた西周史略は、この第八章・第九章の編年器の補入に伴なつて、當然改修すべきところが多いのであるが、それも資料の一層の整理を待つて、改めて論ずべきことが多い。ただ西周史略は、金文を資料としてはじめて西周史の構成を考えたもので、その當時の記述として、そのまま存置することも一應意味の存することであろうと考え、ある程度の修正を加えて存置することにした。その歴史の推移展開の大綱において大きく變改すべきところはないように思う。ただ共和期の理解については、このたびの編年において改めたところがあり、部分的に適宜訂正補足したいと考えている。

附　紀年銘表

武王$_{6}$　前一〇八八～前一〇八三　㊸㊲①(56)(51)・⑮

前一〇八八㊸　元　克殷

利毀〔補一四〕　珷征商、隹甲子①、朝歲鼎、克聞、夙又商、辛未⑧、王才闌

𠂤、易又事利金、用乍旜公寶隮彝

成王$_{23}$　前一〇八二～前一〇六〇　⑨㉝㉗㉑㊺・㊴㉞(58)(53)⑰・⑪⑤㉙㉓⑰・㊶㊱㉚(54)㊾・⑫⑥①

前一〇七八㊺　5　𠨘尊〔補一〕　五祀四月丙戌㉓（第11日）

前一〇六四(54)　19　作册睘卣〔一二二〕　十又九年、王才厈　王姜　安戸伯

作册睘尊〔一二一・a〕　才厈　安戸伯

康王33　前一〇五九〜前一〇二七　㉕⑲⑭㊳㉜・(56)㊿㊹⑧③・(57)㉑⑯⑩㉞・㉘(52)㊻㊵⑤・(59)(54)⑱⑫㉟・㉙㉔㊽㊸㊲・①

作册折觥・尊・彝〔補一五・d〕　十又九祀五月戊巳㉕（第5日）　王才厈

(55)
㊾

前一〇三八(54)　22　庚嬴鼎〔八〇・a〕　二十又二年四月既望己酉㊻（第24日）−1　王客□宮　貝

十朋

前一〇三七⑱　23　大盂鼎〔六一〕　二十又三祀九月　王才宗周　王若曰　井乃嗣且南公

前一〇三五㉟　25　小盂鼎〔六二〕　二十又五祀八月既望甲申㉑（第21日）　昧爽　三左三右多君、

入服酉　策勳

昭王23　前一〇二六〜前一〇〇四　⑬⑦㉛㉖⑳・㊺㊴㉝(57)(51)・⑮⑨④㉘㉓・⑰㊶㉟㉙(53)・㊼⑪⑥

前一〇二四㉛　3　達盨〔新〕　三年五月既生霸壬寅㊴（第11日）　王才周　執駒于滆应

前一〇一三㉘　14　𣪕毁〔七四〕　十又四祀十又一月丁卯④（第12日）　王才畢　烝・會　蔑曆

畢仲孫子　大則

穆王36　前一〇〇三〜前九六八　(60)㉔⑲⑫㊱・㉛(55)㊾㊹⑧・②(56)⑳⑭⑧・㉜㉗(51)㊻㊵・④(58)(52)⑯⑩・㉟㉙㉔㊽㊷・㊱(59)(54)

㊽
⑫・⑦

前一〇〇三(60)　元　卽𣪕毁〔九三〕　元年三月丙寅③（第5日）

前一〇〇二㉔　2　趩觶〔一一四〕　二祀三月初吉乙卯(52)（第1日）−1　咸井叔

前一〇〇一⑲　3　師遽毁〔一〇〇〕　三祀四月既生霸辛酉(58)（第11日）　客新宮、王祉正師氏　貝

十朋

前九七四㊷　30　虎毁蓋〔新〕　三十年四月初吉甲戌⑪（第1日）　周新宮　疋師戲　五邑走馬

前九七〇㊽　34　鮮毁〔新〕　三十又四祀五月既望（生霸）戊午(55)（第10日）−5　𦩎京　禘于卲王

蔑曆　玉三品　貝廿朋

共王17　前九六七〜前九五一　㉛㉕⑲㊸㊲・㉜(56)㊿⑮⑨・③㉗㉑⑮㊴・㉞㉘

前九六六㉕　2　吳方彝〔一〇五〕　二祀二月初吉丁亥㉔（第1日）　周成大室　宰朏　嗣施　車服

靑尹

前九六一(56)　7　趞曹鼎一〔一〇六〕　七年十月既生霸　周般宮　井伯

前九五三㊴　15　趞曹鼎二〔一〇七〕　十又五年五月既生霸壬午⑲（第13日）　龔王　周新宮　射廬

懿王14　前九五〇〜前九三七　(52)㊼⑪⑤(59)・㉓⑰⑫㊱㉚・(54)㊾㊷⑥

前九五〇(52)　元　逆鐘〔新〕　元年三月既生霸庚申(57)（第7日）−1　叔氏在大廟、叔氏令史𥂴召逆、

叔氏若曰　乃祖考、許政于公室　毌五・戈彤屖　公室僕庸　勿灋朕命

師虎毁〔一〇四〕　元年六月既望甲戌⑪（第23日）　井伯　王才杜应　內史吳　王

若曰　左右戲緐荊

㫚鼎〔一三五〕　元年六月既望乙亥⑫（第24日）+1、四月既眚霸丁酉㉞（第14日）

穆王大室、王若曰　井叔　匡季

前九四八⑪　3　師俞毀〔一二四〕　三年三月初吉甲戌⑪（第2日）　師彔宮　司馬共

師晨鼎〔一二五〕　三年三月初吉甲戌⑪（第2日）　師彔宮　司馬共　疋師俗　文

且辛公

前九四七⑤　4　㾓盨〔補一五・h〕　四年二月既生（死）霸戊戌㉟（第30日）+1　師彔宮　司馬共

史年　木羊兩册形圖象

前九四六㊾　5　諫毀〔一二七〕　五年三月初吉庚寅㉗（第1日）+1　師彔宮　司馬共

匡卣〔一二三〕　四月初吉甲午㉛（第4日）　懿王才射盧、乍象臾　文考日丁

前九四四⑰　7　牧毀〔一〇四・a〕　七年十又三月既生霸甲寅㉛（第11日）　師汓父宮　內史吳

王若曰　先王明井

前九三九㊾　12　大師虘毀〔一二六〕　十又二年正月既望甲午㉛（第13日）−2　師量宮　師晨　宰

曶　虎裘

前九三八㊷　13　走毀〔一二二〕　十又三年三月既望庚寅㉗（第18日）　司馬井伯

㾓壺一〔補一五・j〕　十又三年九月初吉戊寅⑮（第8日）　成周嗣土淲宮　㝵父

孝王19　前九三六〜前九一八　①⑮⑲⑭⑧・㉜㉖㊿㊹㊳・②㊼㊾⑯⑩・㉞㉘㉒㊻

前九三六①　元　蔡毀〔一三四〕　元年既望丁亥㉔（正月第24日）+1　減应　宰曶　史尤　𪓐賁

死嗣王家外內　姜氏命　對揚天子休

師旋毀一〔一四〇〕　元年四月既生（死）霸甲寅㊿（第22日）−1　才減应　遲公

作册尹克　大左

前九三五㊺　2　王臣毀〔新〕　二年三月初吉庚寅㉗（第4日）　益公　內史光　文考易仲

前九三四⑲　3　史頌毀〔一三八〕　三年五月丁巳㊹（第8日）　宗周　省蘇　法友里君百生　成周

頌壺・鼎・毀〔一三七〕　三年五月既死霸甲戌⑪（第25日）　康卲宮　宰弘　尹氏

史虢生　王曰　新造貯

前九三二⑧　5　師旋毀二〔一四一〕　五年九月既生霸壬午⑲（第16日）+1　王曰　羞追于齊

前九三一㉜　6　史伯碩父鼎〔新〕　六年八月初吉己巳⑥（第9日）+1　皇考釐仲　王母

前九二九㊿　8　師𩛥鼎〔補一〇〕　八祀正月丁卯④（第25日）　皇考穆王　公上父㝬德　蔑曆

前九二五㊼　12　永盂〔補三〕　十又二年初吉丁卯④（正月第8日）　益公　師俗父　井伯　燮伯

尹氏　遣仲　嗣徒函父　文考乙公

前九二〇㉘　17　詢毀〔一八二〕　十又七祀　王若曰　文武受命　啻官嗣邑人　西門戸　秦戸　京

戸　成周走亞　戍秦人　降人　益公入右詢

夷王39　前九一七〜前八七九　㊵㉟㊾㊹㊽・⑫⑥㉙㉔⑱・㊷㊲㉛㊺㊾・⑬⑦②㉖⑳・⑮㊴㉝㉗㊿・㊺⑨④㊽㉒・⑰⑪㉟㉙

㊸・㊼㊷⑥㊿

前九一七㊵　元　師詢毀〔一八三〕　元年二月既望庚寅㉗（第18日）　王若曰　亦則殷民　王曰　今

日天疾畏降喪　屯卹周邦　剌祖乙伯同益姬

師穎殷〔一五二〕　元年九月既望丁亥㉔（第19日）　周康宮　嗣工液伯　王若曰
醽乃令
前九一五(59)　3　裘衛盉〔補一一〕　三年三月既生霸壬寅㊴（第12日）　王爯旂于豐　矩伯　堇章
田十田　伯邑父　燮伯　定伯　琼伯　單伯
癲壺二〔補一五・k〕　三年九月丁巳(54)（第1日）−1、（十月）己丑㉖（第2日）
王才鄭　鄉醴　乎虢叔召癲
前九一四(54)　4　散伯車父鼎〔補四〕　四年八月初吉丁亥㉔（第4日）　邢姞隮鼎
散季殷〔新〕　四年八月初吉丁亥㉔（第4日）　王母叔姜
師酉鼎〔新〕　四祀九月初吉丁亥㉔（第5日）　王各于大室　師俗　文考乙伯
寘姬
前九一三㊽　5　裘衛鼎一〔補一一・a〕　五祀正月初吉庚戌㊼（第1日）−1　邦君厲　伯邑父　定
伯　琼伯　伯俗父　逆燮二川　厲有嗣醽季
前九一二⑫　6　宰獸殷〔新〕　六年二月初吉甲戌⑪（第1日）　周師彔宮　嗣土燮伯　醽賁
前九一〇㉙　8　齊生魯方彝蓋〔新〕　八年十又二月初吉丁亥㉔（第2日）　肇貯、休多贏　文考
乙公
前九〇九㉔　9　裘衛鼎二〔補一一・b〕　九年正月既死霸庚辰⑰（第24日）　周駒宮　眉敖　見于
王　林智里

乖伯殷〔一四五〕　九年九月甲寅(51)（第2日）　益公　眉敖　王若曰　歸夆　幾王
前九〇五㉛　13　無㠱殷〔一二八〕　十又三年正月初吉壬寅㊴（第9日）+1　王征南戸
望殷〔一二九〕　十又三年六月初吉戊戌㉟（第8日）　王才周康宮新宮　宰倗父
史年　畢王家
前九〇二⑬　16　士山盤〔新〕　十又六年九月既生霸甲申㉑（第13日）　周新宮　徃進蠡荊方
前九〇〇②　18　駒父盨蓋〔補八〕　十又八年正月（見南淮夷）、四月（還至于蔡）　南中邦父　南
諸侯・南淮戸（詩十月之交、南仲）
克盨〔一六六〕　十又八年十二月初吉庚寅㉗（第1日）　周康穆宮　尹氏友史趛
典善夫克田人　旅盨
前八九八⑳　20　休盤〔一四六〕　二十年正月既望甲戌⑪（第22日）　周康宮　益公
前八九五㉝　23　小克鼎〔一六八〕　二十又三年九月　王才宗周　成周遹正八師　釐季
微䜌鼎〔一四七〕　二十又三年九月　王才宗周　[illegible]嗣九陂
前八九二㊺　26　番匊生壺〔一五九〕　二十又六年十月初吉己卯⑯（第6日）　厥元子孟妃乖
前八九一⑨　27　伊殷〔一六九〕　二十又七年正月既望丁亥㉔（第16日）　周康宮　穆大室　醽季
官嗣康宮
前八九〇④　28　寰盤〔一七七〕　二十又八年五月既望庚寅㉗（第26日）+3　周康穆宮　大室　宰
頵　史減

前八八五㉟　33　伯寛父盨〔新〕　三十又三年八月既死（霸）辛卯㉘（第28日）　王才成周
前八八一㊷　37　善夫山鼎〔一五四〕　三十又七年正月初吉庚戌㊼（第6日）　王才周　圖室　南宮
史𦴥　官𤔲猷人　反入堇章

厲王37　前八七八〜前八四二　㊺⑱⑫⑦㉚・㉕㊾㊹㊳②・㊻㊿⑭⑧㉜・㉗㉒㊻㊵㉞・㊽㊿㊻⑩⑤・㉙㉔⑱㊷㊱・㉚㊿㊽⑫
⑦・①㉕

前八七八㊺　元　叔専父盨〔一七四〕　元年六月初吉丁亥㉔（第3日）　王才成周　奠季
前八七七⑱　2　鄦𣪕〔一八五〕　二年正月初吉丁亥㉔（第7日）　王才周卲宮　宣射　毛伯　五邑
祝　𪔛𪔛　龏伯
前八六七㊿　12　大𣪕二〔一七五〕　十又二年三月既生霸丁亥㉔（第6日）－2　王才𩰫侲宮　呉師
𧼤睽里　善夫豖　大乃里
前八六四㉜　15　大鼎〔一七六〕　十又五年三月既（死）霸丁亥㉔（第24日）　王才𩰫侲宮　大・守
鄉醴　善夫駿　走馬雁　雛騆卅二匹
前八六三㉗　16　伯克壺〔一七〇〕　十又六年七月既生霸乙未㉜（第7日）－1　伯大師　僕卅夫
天右王伯友　穆考後仲
成鐘〔新〕　十又六年九月丁亥㉔（第2日）　周康㣇宮
前八六二㉒　17　此鼎・此𣪕〔補一一・e・f〕　十又七年十又二月既生霸乙卯㊾（第7日）－1　王
才周康宮㣇宮　毛叔　史翏

前八六〇㊵　19　𧽊鼎〔新〕　十又九年四月既望辛卯㉘（第20日）　王才周康卲宮　宰訊　史留
皇考𩏂伯奠姫
前八五四⑤　25　𩰫從盨〔一七九〕　二十又五年七月既□□□　王才永師田宮　小臣成　內史無𥄳
大史旟　邑十又三邑　善夫□　皇祖丁公文考叀公
前八五二㉔　27　袁衞𣪕〔補一一・c〕　二十又七年三月既生霸戊戌㉟（第13日）　王才周　南伯
前八四七㊾　32　𩰫攸從鼎〔一八〇〕　三十又二年三月初吉壬辰㉙（第7日）　王才周康宮㣇大室
攸衞牧　虢旅　史南　皇祖丁公　皇考叀公
前八四六㊽　33　晉侯蘇編鐘〔新〕　三十又三年正月既生霸戊午㊺（第8日）、二月既望癸卯㊵
（第24日）、二月既死霸壬寅㊴（第23日）
大祝追鼎〔新〕　隹三十又三年八月初吉辛巳⑱（第5日）　伯大祝追乍豐叔姫𩰫
彝　伯氏其眉壽

共和14　前八四一〜前八二八　⑲⑬㊲㉜㉖・㊿㊺⑨③㊼・㉑⑮⑩㉞
前八四一⑲　元　師𤞞𣪕〔一八六〕　元年正月初吉丁亥㉔（第6日）　伯龢父若曰　乃且考有勳于我
家　西隔東隔僕駿百工牧臣妾　東裁內外　賜與　對揚皇君休　文考乙仲
師兌𣪕一〔一八七〕　元年五月初吉甲寅㊿（第5日）　王才周、各康廟　同仲　內
史尹　疋師龢父　左右走馬　五邑走馬　對揚天子不顯魯休
前八三九㊲　3　師兌𣪕二〔一八八〕　三年二月初吉丁亥㉔（第18日）×　王才周、各大廟　𣪘伯

内史尹　疋師龢父　左右走馬　鼛𩏂　𢐎嗣走馬　對揚天子不顯魯休
前八三一㉑　11　師嫠𣪘〔一八九〕　十又一年九月初吉丁亥㉔（第8日）　師龢父𣪕　王才周、各于
大室　宰琱生　尹氏册命　王若曰　嗣小輔　鼛𩏂　對揚天子休
宣王46　前八二七〜前七八二　㉘(52)㊼㊶⑤・(59)(53)⑰⑫⑥・㉚㉕㊽㊷㊲・(60)(55)㊿⑭⑧・㉜㉖⑳㊹㊳・㉝(57)(52)㊻⑩・④㉘㉒⑯
㊵・㉟㉚(54)㊽⑫・⑥(60)㉔⑱⑬・㊲
前八二三⑤　5　琱生𣪘一〔一九四〕　五年正月己丑㉖（第22日）　𨟭來合事　𡚱氏壺　𨟭伯虎　琱
生則堇圭
兮甲盤〔一九一〕　五年三月既死霸庚寅㉗（第24日）　政嗣成周四方責　至于南淮
夷　進人　貯　兮伯吉父
前八二二(59)　6　琱生𣪘二〔一九五〕　六年四月甲子①（第5日）　王才𦵯　𨟭伯虎告曰　幽伯幽姜
命　告慶
前八一七㉚　11　虢季氏子組盤〔二〇〇・g〕　十又一年正月初吉乙（己）亥㊱（第7日）
前八一六㉕　12　虢季子白盤〔一九二〕　十又二年正月初吉丁亥㉔（第1日）−1　經維四方　㙶伐
玁狁　伯父　宣榭爰饗　用政緣方
前八一五㊽　13　不嬰𣪘〔一九三〕　（十三年）九月初吉戊申㊺（第2日）　伯氏曰　厥允廣伐　折
首執訊　皇且公白孟姫
前八一二(60)　16　克鐘〔一七二〕　十又六年九月初吉庚寅㉗（第1日）　王才周康剌宮　士曶

前八一〇㊿　18　吳虎鼎〔新〕　十又八年十又三月既生霸丙戌㉓（第10日）　王才周康宮𠊡宮　善
夫豐生　嗣工雍毅　四彊　寺𢍰　史𡆥
前七八六(60)　42　逨鼎一〔新〕　四十又二年五月既生霸乙卯(52)（第25日）×　王才周康穆宮　嗣工
散　吳逨　尹氏授書　王若曰　文武膺受大命　玁狁追搏　孚器車馬　受册賚以
出
前七八五㉔　43　逨鼎二〔新〕　四十又三年六月既生霸丁亥㉔（第4日）×　王才周康宮穆宮　嗣
馬壽　王若曰　文武膺受大命　叀雍我邦小大猷　受册佩以出
幽王11　前七八一〜前七七一　㉛㉖㊾㊸⑦・②(56)⑳⑮⑨・㉝
前七七九㊾　3　柞鐘〔一九八〕　三年四月初吉甲寅(51)（第4日）　仲大師　對揚仲大師休

五、断代分期表と器群

以上に試みた斷代器・標準器を中心として、その器群・關聯器を整理し、器制と銘文との關係を確かめてゆくことによつて、彝器の時代觀を求めることができよう。從來殆んど空白に近いとされた西周史は、ここにはじめて歷史的考察の對象となるが、西周史の構成は、これらの資料によることなしては殆んど不可能である。その意味で、通釋に錄入した諸器の時期區分を、ここに表示する。尤も大同一の群標識をもつものであつても、時期的に多少前後するもののあることはいうまでもないが、

體の時期觀はほぼ動かしがたいものがえられよう。從來武王期とされる利毁には紀年日辰がなく、ただ武王の克殷をいう。各王の曆譜は紀年銘表を參照。

武王期（前一〇八八～前一〇八三）

○克殷年　利毁〔補一四〕　珷征商、佳甲子、朝歲鼎、克聞、夙又商、辛未、王才竄自、易又事利金、用乍旜公寶隣彝」

成王期（前一〇八二～前一〇六〇）

○五祀𠻍尊〔補一〕方形圓角、口圓外侈、下附圈足、通體花文、脊稜、各層有蟬文蠶文饕餮文　佳王初䢅宅𢀛成周、……才四月丙戌、……佳珷王既克大邑商、則廷告𢀛天、……佳王五祀」

○十九年作册睘卣〔二二〕平鈕兩角提梁卣　作册翻卣・羸季卣等器制近し　王在㡯、王姜命作册睘、安夷伯賓睘貝布、揚王姜休　文考癸」　又、尊〔二二〕分層二弦文尊　在㡯、君命作册睘、安夷伯　賓用貝布　文考日癸　𠘨」

○十九祀作册折觥〔補一五・d〕羊首曲角、後端饕餮、器腹文樣中層饕餮、上下垂尾夔鳳　銘器蓋四十字　佳五月、王才㡯、戊子、令作册折、皃望土于相医、易金、易臣、揚王休、佳王十又九祀、用乍父乙隣、其永寶　木羊兩册形圖象」　又尊・方彝・斝、觥・尊・方彝　銘、同文　王才㡯」

○成王　成王方鼎〔二〕立耳、雙獸圓足方鼎、六稜、器側鳥文直文乳文　器制大保方鼎に近し　成王隣」　獻侯鼎〔二九〕立耳分當三圓足鼎、有角饕餮文　器制臣辰父癸鼎に近し　銘二　成王大皋宗周　賞貝　丁侯　天黿形圖象」　＊勅𣪘鼎〔二九〕立耳三足弦文鼎　丁侯　天黿形圖象」

○王作　王盂〔新〕考古與文物一九九八・一　集錄一〇二四　文八字　王作葊京中寢浸盂」

○王在㡯　十九年作册睘卣繫年器」　又、尊同上」　趞卣〔一七〕平鈕提梁顧龍文卣　器制卿卣に近し　佳十又三月辛卯、王在㡯、易趞采・貝五朋　姞」　又、尊𠃜龍帶文尊　銘、同文」　十九祀作册折觥繫年器　佳五月、王才㡯」

○王姜　十九年作册睘卣繫年器」　又、尊同」　叔隋器〔六〕器蓋貫耳四孔、目雷文、器隋方　王皋宗周王姜使叔使于大傢　賞鬱𩰪白金　對大傢休」　令毁〔二四〕器二　兩耳方座毁、垂尾顧鳥文、鉤連雷文　王伐楚伯在炎　九月既死霸丁丑　作册夨令隣宜王姜　姜賞令貝臣鬲　公尹伯丁父　丁公」有韻　泉伯卣〔二三〕器制作册睘卣・𥂕卣に近し　泉伯易貝于姜　父乙」　不壽毁〔二三〕附耳鳥文毁　佳九月初吉戊戌、王在大宮、王姜易不壽□、對揚王休」　旟鼎〔補五〕眉縣大鼎　唯八月初吉　王姜易旟田三　用對王休」　小臣𠂤鼎〔新〕考古一九八八・六　集錄三四〇　文二一字　佳二月辛酉、王姜易小臣𠂤貝二朋、揚王休、用乍寶鼎」

○周公・伯禽・明保　周師旦鼎〔一〇〕銘僞」　㸓毁〔五九〕㸓諸器」　小臣單觶〔九〕器佚　克商　成𠂤周公易小臣單貝十朋」　禽毁〔一〇〕兩耳圈足目雷文　王伐禁侯　周公某禽祝　王易金百守」　禽鼎器佚　銘、同文」　大祝禽方鼎〔一〇〕立耳圓足目雷文小乳文方鼎　大祝禽鼎」　魯侯䳄尊〔一〇〕䳄形尊、器佚　魯侯作姜享尊亞字形中」　魯侯爵〔一二〕無柱目雷文爵　魯侯作爵」　魯侯鼎〔新〕文物一九八六・四　集錄三

二四　文一五字　魯矦乍姬翏媵鼎」　𡌥方鼎〔一〇〕立耳鳥形足六稜垂尾大鳥文方鼎　銘僞、周公于征伐東夷
豐伯專古」　祉盤〔一一〕附耳圈足蟬文盤　祉作周公隮彝」　明公毀〔一三〕兩耳侈口兩旁垂帶方座毀、疑　王
命明公　遣三族伐東國　魯侯」　令彝〔二五〕饕餮文兩尾蛇文鳥文四面正中稜飾方彝　隹八月辰在甲申、王
命周公子明保、尹三事四方　隹十月月吉癸未、明公朝至丂成周、徃命　京宮・康宮・王　揚明公
尹厥宦　父丁　鳥形冊圖象」　又、令尊〔二五〕上圓下方鉤稜垂尾鳥文尊　銘、同文」　作冊翻卣〔二六〕
環耳提梁蓋平鈕兩角素文卣　隹明僳毀成周年、公易作冊翻鬯貝　父乙　圖象」　翻諸器〔二六〕附耳目雷文
盤・伯翻盉　柞伯毀〔新〕文物一九九八・九　集錄四八六　兩耳饕餮文毀、圈足下復有高足臺　文七四字　隹八月
辰才庚申、王大射、在周、王命南宮達王多士、師𩛥父達小臣　柞伯用作周公寶隮彝」
○王族　康侯毀〔一四〕兩獸角耳瓣花文渦文直文圈足毀　王朿伐商邑　令康侯啚于衛　渣嗣土遣眔啚　[illegible]
圖象」　康侯諸器〔一四〕觶・爵・罍・鬲・矛・斧・刀　康侯丰鼎〔一四〕立耳六稜有角饕餮文方鼎　康侯丰作
寶隮」　作冊峀鼎〔一五〕器佚　康侯在朽自、易作冊峀貝」　＊渣伯遣卣〔一四〕蓋平鈕提梁卣　又、尊
銘、同文」　鼎　又、遣諸器鼎・爵・盤
○北鄘衛諸侯伯　北子方鼎〔三六〕立耳小圈文四圓足鼎　北子作母癸」　又、北子諸器〔三六〕觶・尊・盤
北伯卣〔三六〕環耳蓋平鈕兩角目雷文小圈文提梁卣　又、北伯諸器〔三六〕尊・鼎・鬲　庸鼎〔三六〕器佚　庸
作寶鼎」　衛尊〔三六〕侈口垂尾鳥文尊　衛作季衛父」　又、鼎分尾鳥文鼎　衛肇作厥文考己仲」　＊衛父
卣器、北伯卣に近し　＊伯衛父盉器蓋鳥文、器形臣辰盉・伯害盉に近し　伯衛父作嬴」　＊賢毀〔三六〕器四、
第四器宜侯夨毀に近し　唯九月初吉庚午、公叔初見于衛、賢從、公命事、晦賢百晦□」　絲伯卣〔三七〕
素文蓋平鈕兩角提梁卣、器制壬卣に近し　絲伯」　又、絲伯諸器〔三七〕彝・尊　亞字中絲圖象諸器　寢卣
龔鬲　曆鼎
○天子耶　大保毀〔三〕王伐彔子耶」　天子耶觚〔三〕　王子耶鼎集錄二五九
○克殷東南征　小臣單觶〔九〕周公器　禽毀〔一〇〕　禽鼎〔一〇〕周公器　𡌥方鼎〔一〇〕周公器、銘僞
明公毀〔一三〕明公器　令毀〔二四〕王姜器　大保毀〔三〕大保器　康侯毀〔一四〕王族器　旅鼎〔五〕公大保
器　保卣〔一六〕平鈕小圈文卣　乙卯、王命保及殷東國、五侯祉貺六品、蔑曆于保　文父癸宗　遘于
四方迨王大祀祓于周、在二月既望」　又、尊饕餮小圈文分層尊　銘、同文」　＊祉諸器〔一六〕角・鼎
（亞形中若標識）　𡧊鼎〔一七〕立耳弦文三圓足鼎　王命趞、𢦏東反夷」　𡧊諸器〔一七〕卣・尊・觥・甗　𨑈刧
尊〔一八〕中層直文上下鳥帶文尊　王祉□、易𨑈刧貝朋　蒿祖」　䜌鼎〔一九〕器佚　隹王伐東夷、溓公
命䜌眔史旗　䜌孚貝　饔公」　成康期
○安州六器〔七一〕　中諸器　觶素文　王大省公族于庚□旅、王易中馬　南宮貺　父乙」　中方鼎二
器、八稜素文　隹王命南宮、伐反虎方之年、王命中先、省南國貫行　中乎歸生鳳」　中甗　王命中
先、省南國貫行　父乙」　中方鼎一　隹十又三月庚寅、王在寒𢽷、王命大史、兄褱土　大史易于
珷王作臣、今兄□女褱土、作乃采　隹臣尚中」
○員　員卣〔二〇〕平鈕四稜凸饕餮文卣　員從史旟伐會」　＊員尊文様同」　＊員鼎〔二一〕器佚　唯正月
既望癸酉、王獸于昏𢿱、王命員執犬、休善　父甲　[illegible]」
○溓公　䜌鼎〔一九〕東征器　厚趠方鼎〔三一〕三都器　嗣鼎〔三二〕三都器

○大保　叔隋器〔六〕王姜器　大保卣〔二〕雞形鐶鈕提梁卣　大僳鑄」大保方鼎〔二〕器二、立耳雙龍四稜
夔龍文圓足方鼎　大僳鑄」大保𣪘〔三〕四耳饕餮文𣪘、梁山七器之一　王伐彔子耶　王降征命玗大保　王
造大保、易休余土」梱殘器〔七〕器圈足部殘、目雷文　大僳易厥臣梱金　父丁」大保盉・大保罍
〔新〕考古一九九〇・一　集錄九四二・九八七　文四三字　王曰、大僳　令克侯于匽、　克來匽入土眔有嗣」
又、盉・罍　銘、同文」
○三都新邑・成周・宗周・葊京　新邑　𠳋士卿尊〔二七〕饕餮文分層尊　保尊・召尊・渣伯遝尊に近し　丁巳、
王在新邑、初饡、王易𠳋士卿貝朋　父戊　子□圖象」臣卿鼎〔二八〕立耳三圓足目雷文鼎　公違省自
東、在新邑、臣卿易金　父乙」　＊臣卿𣪘〔二八〕圈足部目雷文　＊卿諸器〔二八〕尊・卣・觚・𣪘　成周
臣辰卣〔三〇〕平鈕兩角四稜象文卣　隹王大龠于宗周、祒饔葊京年、在五月、既望辛酉、王命士上眔
史寅殷于成周　父癸　臣辰册光」　＊臣辰諸器〔三〇〕士上組　父乙臣辰組　父乙光組　父辛組以
上凡四十五器　厚趠方鼎〔三一〕立耳有角饕餮文四圓足方鼎　隹王來各于成周年、厚趠又償于溓公　文考
父辛　𠀠圖象」　嗣鼎〔三二〕立耳弦文三圓足鼎　王初……成周、溓公蔑嗣曆　父辛　𠔀圖象」　史獸
鼎〔三三〕立耳線狀饕餮文三圓足鼎　尹令史獸立工于成周　十又一月癸未獻工　對揚皇尹丕顯休　父
庚」　＊獸諸器〔三三〕　䙻尊〔三四〕侈口腹圈目雷文尊　隹公睗于宗周　商䙻貝　父乙」　叔矢方鼎〔新〕
文物二〇〇一・八　文四八字　隹十又四月、王酢　才成周、咸𠦪」　王盂考古與文物一九九八・一　集錄一〇二
四　文八字　王作葊京中寢浸盂」
○梁山七器　小臣艅犧尊〔三七〕殷器　大保方鼎一〔二〕　大保方鼎二〔二〕　大保𣪘〔三〕以上大保器

害鼎〔四〇〕立耳傾垂素文鼎　隹九月既生霸辛酉、在匽、侯易害貝金　𥂴伯父辛　大僳」　伯害盉〔三
九〕分當盉、臣辰・伯衛父盉に近し　伯害作𥂴伯父辛寶隮彝」　大史友甗〔四一〕立耳饕餮分當箄穿甗　大史
友作𥂴公寶隮彝」　成康期
○𢉖（𢉖）𠂤　宰梡角集成一四・九一〇五　殷器　戍嗣鼎集成五・二七〇八　殷器　作父己𣪘集成七・三八六
一　殷器　利𣪘〔補一四〕（武王）

成康期
○諸侯伯　雁公　雁公鼎〔四八〕器佚　雁公　以乃弟、用夙夕𩱛享」　雁公觶〔四八〕方形雷文有蓋觶
雁公」　雁公壺弦文無梁　雁公方鼎立耳隋方垂尾鳥文　又、卣・𣪘・鼎・尊　畢公𤔲伯　獻𣪘〔四九〕目
雷文𣪘　禽𣪘に近し　隹九月既望庚寅、𤔲伯于遘王、休亡尤、朕辟天子𤔲伯、命厥臣獻金車　文考光
父乙　十世不諲、獻身在畢公家、受天子休」　史𦣻彝〔五〇〕器佚　乙亥、王賞畢公、廼易史𦣻貝
十朋　其于之朝夕監」　又、𣪘〔五〇〕項下顧龍腹飾饕餮文𣪘　銘、同文」　𠫑方鼎〔五一〕立耳雙獸八稜有
角饕餮文方鼎　器飾厚趠方鼎に近し　隹二月初吉庚寅、在宗周、𤔲仲賞厥𠫑𠫑遂毛兩馬匹　己公」　𤔲侯
器蓋〔五一〕蓋隋方顧龍帶文直文　𤔲侯作姜氏　方事姜氏　永皇方身　文母𤔲妊　方其日受宲」　𤔲侯
諸器𤔲侯壺・叔値觶　＊𤔲諸器
○南宮　中觶〔七一〕　柞伯𣪘〔新〕文物一九九八・九　集錄四八六　故宮二〇〇二・三　王命南宮、率王多士、
師𩰬父率小臣」

○井侯　祉盤〔一一〕周公器　麥盉・方鼎・彝〔六〇〕麥諸器

○嫈　嫈𣪘〔五九〕象渦身文圈足𣪘　嫈𣪘〔五九〕嫈諸器　隹三月、王命嫈眔內史曰、葊井侯服、易臣三品　朕臣天子　册

王命作周公彝」　嫈子方尊〔五九〕四邊正中鉤稜、上蕉葉虺文、中饕餮、足顧龍文方尊　嫈子」　又、方彝二器、

文樣方尊と同じ　器制令彝に近し　嫈子」　又、盉　嫈　戈形圖象」　又、作公□嫈　[illegible]」　又、嫈子戈

嫈子」　嫈子旅卣蓋平鈕兩角、器腹三角形內鳳文卣　嫈子旅」　嫈子旅鼎虺龍文　嫈子旅　父戊」　＊嫈子

旅諸器甗・𣪘・鬲　＊肄𣪘〔五九〕瓦文𣪘　王事嫈蔑曆　乎易緣旂」　穆共期

○麥　麥盉〔六〇〕素文四足盉　伯害盉に近し　井侯光厥吏麥、噂于麥宮、侯易麥金　用從井侯征事」

麥方鼎〔六〇〕附耳隋圓馬蹄足鼎、失蓋　隹十又二月、井侯征、噂丂麥　易赤金　用從井侯征事」　麥

彝〔六〇〕八稜虁龍文螭文方彝　在八月乙亥、辟井侯　噂丂麥宮、易金　用噂井侯出入」　麥尊〔六〇〕

四稜上蕉葉鳳文、中下垂啄顧鳳文圓口方尊　王命辟井侯出𠦪、侯丂井、雩若二月、侯見丂宗周、亡述、洽

王客葊京彭祀、雩若翌日、在璧雝、王乘丂舟、爲大豐、王射　侯易玄周戈　侯作册麥、易金于辟

侯、唯天子休于麥辟侯之年」

○公大保・今大保　旅鼎〔五〕立耳饕餮文分當鼎　隹公大僳、來伐反夷年　十又一月庚申、公在盩𠂤、

公易旅貝十朋　[illegible]」　亢鼎〔新〕上海集刊八　乙未、公大僳買大寶丂美亞、才五十朋、……亢對亞宣、

用乍父己　夫册圖象」　御正良爵〔八〕雙柱饕餮文爵　隹四月既望丁亥、今大僳賞御正良貝　父辛

[illegible]」

○父辛　匽侯旨鼎〔三八〕匽侯諸器　束觶〔四〕器佚、遇甗同出　公賞束　父辛」

○匽侯　害鼎〔四〇〕梁山七器　匽侯旨鼎一〔三八〕立耳饕餮文分當鼎　匽侯旨初見事于宗周、王賞旨貝

廿朋　[illegible]」　又、鼎二〔三八〕立耳目雷文鼎　匽侯旨作父辛𢀛」　匽侯盂一〔三八〕附耳垂啄顧鳳文盂　匽

侯」　又、二器　曩侯吴盉〔三八〕器佚　吴　匽侯易亞貝　父乙」

○盂　盂爵〔三五〕雙柱目雷文爵　隹王初𠦪于成周　命盂寧鄧伯、賓貝」　盂卣〔三五〕平鈕兩小角卣

兮公室盂鬯束貝十朋　父丁　[illegible]」

康王期（前一〇五九～前一〇二七）

○廿二年庚嬴鼎〔八〇〕立耳垂啄鳥文鼎　隹廿又二年四月既望己酉、王客□室、衣事、丁巳、王蔑庚嬴

曆、易曼𠃚・貝」　＊庚嬴卣〔八〇〕平鈕兩角大顧鳳文卣　隹王十月既望、辰在己丑（三年・四年等可能）、

王洛于庚嬴宮、王蔑庚嬴曆、易貝十朋・丹一枏　文姑」　＊嬴氏諸器〔八〇〕大顧鳳文

○廿三祀大盂鼎〔六一〕立耳翼稜饕餮文鼎　隹九月、王在宗周、命盂、王若曰　今余隹命女盂䚄嫈　井

乃嗣祖南公（人僕賜與）　隹王廿又三祀」

○廿五祀小盂鼎〔六二〕器佚　隹八月既望、辰在甲申、昧喪、三左三右多君、入服酒（大廷・中

廷・廟中、策勳の禮）　隹王廿又五祀」

○休～王　𥂴圜器〔四五〕大保・𥂴諸器　𦤎父方鼎〔四六〕三器、立耳八稜鳥文方鼎　休王易𦤎父貝」　效父

𣪘〔四七〕象渦身垂尾鳥文𣪘　休王易效父[illegible]三　[illegible]」　小臣䢅鼎〔五五〕　小臣[illegible]鼎〔四四〕

○休～天君・夫人　尹姞鼎〔七二〕立耳分當饕餮文鬲形鼎　穆公作尹姞宗室于□林、隹六月既生霸乙卯

（三年・八年可能）、休天君弗望穆公聖粦明□、事先王、各于尹姞宗室□林、君蔑尹姞曆、易玉五品・馬四匹　對揚天君休」　公姞鼎〔七二〕未著錄　隹十又二月既生霸、子中漁□池、天君蔑公姞曆、史易公姞魚三百　對揚天君休」　次尊〔七二〕器佚　隹二月初吉丁卯、公姞令次嗣田人、次蔑曆、易馬易裘、對揚公姞休」　又、卣、同文」

○王姒　保侃母諸器〔七二〕　王姒鼎〔新〕文物一九九六・一二　集錄三〇八　文八字　王姒乍龍姞寶隮彝」

○象渦身文殷諸器　㚇殷〔五九〕㚇諸器　效父殷〔四七〕　仲爯殷〔補記一上〕器腹象渦身文殷、方座夔鳳文器疑　用饗王逆造」　大豐殷〔一〕器腹方座象渦身文殷　（文王等衣祀）　王又大豐　王祀于天室　天亡右王」有韻　叔德殷〔五三〕器腹方座象渦身文殷　王易叔德臣𡡪十人・貝十朋・羊百」　＊德方鼎〔五四〕立耳六稜饕餮文鼎　隹三月、王在成周、征珷禘自蒿、咸、王易德貝廿朋」　＊德殷〔五四〕饕餮文圈足垂尾鳥文方座殷　王易德貝廿朋」　＊德鼎〔五四〕立耳虺龍帶文獸足鼎　器制大盂鼎に近し　王易德貝廿朋」　倗生殷〔一一二〕　曩仲作倗生壺〔一一二〕又、文物一九八四・六　集錄九六五　器蓋二銘、同文　季姬方尊〔新〕文物二〇〇三・九　鳳耳象渦文尊、口圓方身四稜　文七七字　隹八月初吉庚辰（康二年・昭元年・穆三年可能）、啓令宰叔　易厥田、以生馬十又四匹・牛六十又九、羖羊二百又卅又五　其敢揚王母休」

○大保・𥁕　作册大方鼎〔四二〕四器　四稜龍展開文乳文方鼎　公束鑄武王成王異鼎、隹四月既生霸己丑、公賞作册大白馬、大揚皇天尹大保宧　祖丁　鳥形册圖象」　𥁕尊〔四三〕侈口無文　作册睘尊に近し　唯九月在炎自、甲午、伯懋父易𥁕白馬每黃髮微　不杯𥁕、多用追于炎不瞖伯懋父習　團宮肇彝」　又、卣平鈕兩角素文卣　銘、同文」　小臣𧶠鼎〔四四〕器佚　𥁕公□匽、休于小臣𧶠貝五朋」　𥁕圜器〔四五〕斜狀文筒形器　隹十又三月初吉丁卯、𥁕啓進事奔走、事皇辟君、休王自穀使賞畢土方五十里　畝宮旅彝」

○諸侯　宜侯夨殷〔五二〕四耳圓渦虺首垂尾鳥文方座殷　隹四月辰在丁未、王省武王成王伐商圖、徃省東國圖　（宜社封建）　王命虎侯夨曰、䌛、侯于宜　（土田人鬲賜與）　宜侯夨　虎公父丁」　＊丹徒諸器〔五二〕同出　小臣逋鼎〔五五〕器殘破　小臣逋即事于西、休、中易逋鼎、揚中皇」　旡尊〔五五〕夔鳳帶文無分層尊　隹四月、王工、从旡各中　旡揚中休」　羿彝〔五五〕器佚　隹八月甲申、公中在宗周、易羿貝五朋　父辛」　耳尊〔五六〕顧龍帶文尊　隹六月初吉、辰在辛卯、侯各于耳□　易臣十家、長師耳、對揚侯休　京公」　押韻　＊耳殷〔補記一下〕　癸文考」　作册魖卣〔五八〕平鈕小角素文卣　隹公大史、見服于宗周年、在二月既望乙亥　雩四月既生霸庚午、王遣公大史　在豐、賞作册魖馬　日己」　黿殷〔五七〕鳥文圈足殷　隹正月初吉丁卯、黿徃公、公易黿宗彝一肆、易鼎二、易貝五朋　辛公」

○盂諸器　大盂鼎〔六一〕・小盂鼎〔六二〕繫年器　盂方鼎〔新〕文物一九九七・一二　集錄三〇六・三〇七　二器　文八字　盂𩰫文帝母日辛隮」

○仲爯諸器　中爯殷〔補記一上〕・仲爯父鼎〔新〕中原一九九二・二　集錄三二六　文一七字　中爯父乍寶鼎」

康昭期

○王族　魯侯熙鬲〔七七〕立耳分當饕餮文鬲　魯侯獄作彝」　也殷〔七八〕蓋　斜格雷乳文　也曰　令乃鵤

沈子、作緺于周公宗、陟二公、不敢不緺休同公　己公」

○伯懋父　　盨尊・盨卣〔四三〕康王大保諸器　　小臣謎段〔六三〕附耳弦文三足段　　𡨦東夷大反、伯懋父以

段八自征東夷　　牧自　　小臣謎蔑曆眔易貝」　小臣宅段〔六四〕弦文圈足段　　隹五月壬辰、同公在豐、

命宅使伯懋父　　乙公」　＊宅方彝〔六四〕二器、八稜饕餮文（殷周期）　又、方鼎同上　　御正衞段〔六五〕虺

龍文圈足段　　五月初吉甲申、懋父賞御正衞馬匹、自王　　父戊」　呂行壺〔六六〕失蓋、貫耳無文壺　　唯四

月、伯懋父北征　　呂行𢦏孚貝」　師旂鼎〔六七〕分尾鳥文平底三足鼎　　唯三月丁卯、師旂衆僕、不從王

征于方靁、史厥友弘、以告于伯懋父、在莽　　弘以告中史書」　＊旂鼎一〔六七〕立耳弦文鼎　　唯八月

初吉、辰在乙卯、公易旂僕　　文父日乙　□」　旂鼎二〔六七〕　文考遺寶貴、弗敢喪　父戊」

○睘・夷伯　　睘諸器〔二二〕　　作册睘卣〔二二〕　　隹十又九年、王在厈、王姜命作册睘、安夷白、

夷白賓睘貝布」　睘鼎〔新〕上海集刊六、集錄三五二　立耳三圓足鼎　文四三字　　隹七月初吉丙申、晉侯命睘

追于倗、休有擒、侯釐睘甝・冑、……貝十朋、受𢆶休、用乍寶段」　夷伯段〔新〕文博一九八七・四

集錄四八一　兩耳圈足三小足段、口緣變樣夔文、下腹瓦文　器蓋同銘、文三八字　　隹王征月初吉、辰才壬寅、夷伯

夷于西宮、諡貝十朋　　用乍尹姞寶段（昭二可能、第二日）

昭王期（前一〇二六〜前一〇〇四）

○三年達盨〔新〕文物一九九〇・七　集錄五〇六　蓋銘、文四〇字　　隹三年五月既生霸壬寅、王才周　執駒于

滆应　王易達駒」

○十四祀段段〔七四〕器佚　　唯王十又四祀、十又一月丁卯、王鬳畢、烝、戊辰、曾、王蔑段曆、念畢

仲孫子、令龏俎」

○大鳳文諸器　　效尊〔八一〕侈口虺龍大鳳文尊　　隹四月初吉甲午、王雚于嘗、公東宮內饗于王、王易

公貝五十朋、公易厥順子效王休貝廿朋」　效卣〔八一〕蓋平鈕兩角、大顧鳳文卣　　銘、同文」　寧段〔八

二〕蓋、乘啄大鳳文　　乙考　　其用各百神」

○東宮　　效尊・效卣〔八一〕鳳文諸器　　啓貯段〔八一〕失蓋、垂啄鳥文方座段　　□啓貯眔子鼓䍙、鑄旅段

隹巢來钕、王命東宮追以六自之年」

○南征　　𪓐段〔六八〕斜格雷文三足段　　𪓐從王戍荊、孚」　過伯段〔六九〕顧鳳帶文方座段　　過伯從王伐反

荊、孚金」　䖒段〔七〇〕器佚　　䖒駿、從王南征、伐楚荊、又得　父戊　吳字形圖象」　小子生尊

〔七一〕鳳耳垂啄鳳文饕餮文方尊　　隹王南征　王命生、辨事□公宗、小子生易金・鬱鬯　用饗出內事人」

○溓仲　　令鼎〔七三〕器佚　　王大藉農于諆田、餳、王射、有嗣眔師氏小子卿射　溓仲僕　令眔奮先

馬走　王至于溓宮、啓」

○執駒　　盠駒尊〔一〇二〕　　達盨〔新〕繫年器

○敔　　敔段二〔九四〕　敔段蓋〔新〕考古與文物一九九一・六　集錄四八三　文四四字　　隹十又一月既生霸乙亥、

王才康宮、格齊白室、王易敔貂裘（昭二可能、第十日）

○青公　　𠣪盉〔新〕文物一九九八・四　集錄九四三　文四四字　　隹四月既生霸戊申（昭二年第十一日可能）、𠣪

即于氏、青公使嗣史伯會𠣪于柬、……赤金一鈞」

昭穆期

○伯屖父　競段〔八七〕目雷文圏足段　隹六月既死霸壬申、伯屖父蔑御史競曆、賞金　父乙」　競卣
二〔八七〕平鈕犧首卣　競作父乙彝」　又、卣一〔八七〕平鈕兩小角分尾鳥文卣　隹伯屖父、以成𠂤卽東命、
戍南夷、正月既生霸辛丑、在鄞、伯屖父皇競、各于官、競蔑曆、賞競章、對揚伯休　父乙」　*
競諸器〔八七〕　縣改段〔八八〕分尾鳥文段　隹十又三月既望、辰在壬午、伯屖父休于縣改　易女婦爵
䀇縣伯室、易君我、隹易壽」

○師雝父・古𠂤・䟫　甗鼎〔八九〕立耳分尾鳥文鼎　隹十又一月、師雝父省道至于䟫、甗從、其父蔑
甗曆、易金」　遇甗〔八九〕立耳甑部二弦文鬲部饕餮文分當甗　隹六月既死霸丙寅、師雝父戍在古𠂤、遇
從　史遇使于䟫侯　蔑遇曆、易遇金　旅甗」　臤觶〔九〇〕弦文犧首觶　隹十又三月既生霸丁卯、臤
從師雝父、戍于𩰫𠂤之年、臤蔑曆、仲兢父易金　父乙」　仿刻　稽卣〔九〇〕平鈕兩角鳥文卣　稽從師
雝父戍于古𠂤、蔑曆、易貝卅守　文考日乙　戉字形圖象」

○伯雝父・古𠂤・䟫　彔段〔九一〕兩耳雞首垂尾鳥文段　伯雝父來自䟫、蔑彔曆、易赤金　文祖辛公」
　*彔諸器　文考乙公」　彔𢦏卣〔九一〕平鈕兩角分尾鳥文卣　王命𢦏曰、䱷、淮夷敢伐內國、女其以成
周師氏、戍于𩰫𠂤、伯雝父蔑彔曆、易貝十朋　文考乙公」　彔𢦏尊〔九一〕侈口目雷文　銘、同文」
　*伯𢦏段〔九二〕器佚　西宮寶　用妥神懷、唬前文人」　彔伯𢦏段〔九二〕器佚　隹王正月、辰在庚寅、
王若曰、彔伯𢦏、繇、自乃祖考、又𠠬于周邦　（禮器車服賜與）　皇考釐王」

○毛伯・毛公　班段〔七九〕〔補記卷二〕器再出、圓渦饕餮文珥垂四扁足段、足內折　隹八月初吉、在宗周、
甲戌、王命毛伯、更虢城公服、甹王位、作四方亟、秉緐蜀巢命　王命毛公　伐東國痛戎　王命吳
伯　王命呂伯　趞命曰　三年靜東國　烏虖、不杯丮皇公、受京宗懿釐、毓文王王姒聖孫」　毛公
方鼎〔七九〕附耳斜格文鼎　毛公旅鼎」　押韻　孟段〔七九〕分尾大顧鳳文方座段　孟曰、朕文考眔毛公趞仲、
征無霙、毛公易朕文考臣、自厥工、對揚朕考易休」

○東夷・東國　保卣〔一六〕　疐鼎〔一七〕　𩛥鼎〔一九〕　保員段〔新〕考古一九九一・七　集錄四八四　文四
五字　唯王既燎、厥伐東夷、在十又一月、公返自周、己卯、公在虜、保員邐、辟公易保員金車
用鄉公逆造事」

○鹿文・鹿　貉子卣〔七五〕器二　平鈕兩角鹿文卣　唯正月丁丑、王各于呂　敂王牢于庂　王命士道、
歸貉子鹿三」　*己侯貉子段〔七五〕蓋、大顧鳳文　己侯貉子、分己姜寶　己姜石」　命段〔七六〕附耳
分尾鳥文高圏足段　隹十又一月初吉甲申、王在華　易命鹿」

○大鳳文諸器・靜諸器　靜段〔八四〕大鳳文圏足段　隹六月初吉、王在葊京、丁卯、王命靜嗣射學宮、
小子眔服眔小臣眔夷僕、學射、雩八月初吉庚寅、王以吳𠦑呂犅、卿豳蓋𠂤邦周、射于大池　王易
靜鞞剢　文母外姞」　靜卣〔八四〕平鈕兩角垂啄鳳文卣　隹四月初吉丙寅、王在葊京、王易靜弓」　*
小臣靜彝〔八四〕器佚　隹十又三月、王客葊京、小臣靜卽事、王易貝五十朋　父丁」　靜方鼎〔新〕
文物一九九八・五　集錄三五七　文七八字　唯十月甲子、王在宗周、命師中眔靜、省南國、相埶𠂤、八月
初吉庚申至、告于成周、月既望丁丑、王在成周大室、命靜曰、……用事、靜揚天子休、用乍父丁

寶隮彝」（穆二年可能）

穆王期（前一〇〇三～前九六八）

○穆王　遹毀〔八五〕失蓋、縄文狀瓦文三小足毀　隹六月既生霸、穆王在莽京、乎漁于大池、王饗酒、
遹御　穆王親易遹靜　文考父乙」　長甶盉〔一〇三〕夔様鳥文分當三足盉　隹三月初吉丁亥（穆二年可能、
第二日）、穆王在下淢应、穆王饗醴、即井伯、大祝射、穆王蔑長甶　伯氏彌不姦、長甶蔑曆　對揚
天子不不休」　＊普渡村諸器〔一〇三〕

○元年卲智毀〔九三〕器佚　隹元年三月丙寅、王各于大室、康公右卲智、易戠衣・赤◎市　作嗣土」

○二祀趩觶〔一一四〕垂尾鳳文觶　隹三月初吉乙卯、王在周、各大室、咸井叔入右趩、王乎內史　更厥
祖考服、易趩戠衣・載市・冋黃・旂　趩蔑曆　隹王二祀」

○三祀師遽毀〔一〇〇〕蓋、瓦文　隹王三祀四月既生霸辛酉、王在周、客新宮、王征正師氏、王乎師朕、
易師遽貝十朋　文考旄叔」　＊師遽方彝〔九九〕鳳耳饕餮鳥文方彝　隹正月既生霸丁酉（二年・七年可能）
王在周康寢、饗醴、師遽蔑曆、晉、王乎宰利、易師遽瑂圭一・環章四　文祖也公」　＊遽諸器
〔一〇〇〕

○三十年虎毀蓋〔新〕考古與文物一九九七・三　集錄四九一　瓦文毀蓋　文一三行、一五八字　隹卅年四月初吉甲
戌、王在周新宮、……窦叔內右虎……嗣走馬駿人眔五邑走馬駿人　虎曰、不顯朕剌且考、瞀明克
事先王、肄天子弗望厥孫子」

○三十四祀鮮毀〔新〕中國文物報一九九〇・七　集成一六・一〇一六六　集錄四八二　象文圈足毀　文五行、四四字　隹
王卅又四祀、唯五月既望戊午、王才莽京、禘于卲王、鮮蔑曆　玉三品貝廿朋」

○穆公・盠器　盠方彝〔一〇二〕鳳耳圜口圓渦文夔様夔文方尊　唯八月初吉、王各于周廟、穆公右盠
（廷禮）易盠赤市・幽亢・攸勒　嗣六自、王行參有嗣、嗣土・嗣馬・嗣工　𤔲嗣六自眔八自𤔲
文祖益公　盠曰、天子不叚不其」　＊盠方尊〔一〇二〕文様同　銘、同文」　＊盠駒尊〔一〇二〕駒形圓
渦文尊、蓋二　隹王十又三月、辰在甲申、王初執駒于㡉、王乎師豦、召盠、王親旨盠駒、易兩　盠
曰、王倗下不其　盠曰　文考大中　盠曰」　𢦏毀〔一一〇〕瓦文毀（附耳鳥文毀）　隹正月乙巳、王各
于大室、穆公入右𢦏　王曰、𢦏、命女作嗣土、官嗣藉田、易女戠衣・赤◎市・䜌旂、楚走馬、取
遺五守」

○莽京　靜諸器〔八四〕大鳳文器　遹毀〔八五〕穆王器　井鼎〔八六〕器佚　隹七月、王在莽京、辛卯、
王漁于𦫽池、乎井從魚、攸易魚」　方格銘　伯唐父鼎〔新〕附耳三獸足鼎　考古一九八九・六　集錄三五六　文
六七字　乙卯、王饔莽京　王各乘于舟　用射倪　白鹿白狐　唐父蔑曆　用乍安公寶隮彝」

○大室・瓦文　元年卲智毀〔九三〕繫年器　㦰毀〔九三〕瓦文毀　隹八月初吉丁亥、伯氏宮㦰、易㦰弓
矢束・馬匹・貝五朋　揚公休」　晉毀〔九三〕失蓋、瓦文毀　隹四月初吉丁卯、王蔑晉曆、易牛三」
敔毀二〔九四〕器佚　隹四月初吉丁亥、王在周、各于大室、王蔑敔曆、易玄衣赤表　文考父丙」　君
父毀〔九五〕器佚　唯正月初吉乙亥、王在康宮大室、王命君夫曰、儥求乃友　文父丁」　呂方鼎〔九
六〕四稜斜格分尾鳥文乳文方鼎　唯五月既死霸、辰在壬戌、王饔于大室　呂征　王易呂𩰫三卣・貝卅

朋」

○昭王祭祀　剌鼎〔九七〕立耳顧首鳥文鼎　唯五月、王在初、辰在丁卯　用牡于大室、啻邵王、剌御、王易剌貝卅朋　黄公」　宗周鐘〔九八〕鼓上象首、篆間夔龍、舞上竊曲文、甬鐘　王肇遹省文武堇疆土、南國𠬝子敢陷虐我土、王𦣞伐其至、𢦔伐厥都、𠬝子廼遣間、來逆邵王、南夷東夷具見廿又六邦、隹皇上帝百神、保余小子　我隹司配皇天王、對作宗周寶鐘　㝬其萬年、畯保四或」　*猶鐘〔九八〕器制近し　㝬𣪕〔新〕文物一九七九・四　集成八・四三一七　王曰、有余隹小子　爯盩先王宗室、㝬乍𩰫彝寶𣪕、用康惠朕皇文剌祖考．隹王十又二祀」

○賜馬　御正衞𣪕〔六五〕　懋父賞御正衞馬匹、自王」　㪤𣪕〔九三〕環耳瓦文𣪕　隹八月初吉丁亥、伯氏宣㪤、易㪤弓矢束・馬匹」　繁卣〔一〇三〕三五〇頁　父易余馬」　𤔲卣〔新〕上海集刊七集　集録六〇五　文五五字　隹王九月、辰才己亥、丙公獻王餴器、休無遣、內尹佑、衣獻、公飲在館、易𤔲馬、曰、用肇事　用乍父己寶𩰫彝　戈字形圖象」

○周新宮　殷𣪕〔新〕考古與文物一九八六・四、二器　集録四八七・四八八　文八一字　隹王二月既生霸丁丑（穆元年可能、第十五日、五・六年も可能）、王在周新宮　士戍右殷　王乎內史言、令殷易市・朱黃、王若曰　𤔲東鄙五邑」

共王期（前九六七〜前九五一）

○龔王　十五年趞曹鼎〔一〇七〕　龔王在周新宮」

○二祀吳方彝〔一〇五〕蓋柱缺、六稜、夔樣饕餮文、器佚　隹二月初吉丁亥、王在周成大室　宰朏右作冊吳　王乎史戊　𤔲旃眔叔金　（秬鬯車服賜與）　靑尹　隹王二祀」

○七年趞曹鼎〔一〇六〕附耳侈口平底二弦文鼎　隹七年十月既生霸、王在周般宮　大室　井伯入右趞曹　易趞曹載市・冋黃・䜌　用饗倗晉」

○十五年趞曹鼎〔一〇七〕立耳顧龍文鼎　隹十又五年五月既生霸壬午、龔王在周新宮、王射于射盧、史趞曹易弓矢・虎盧　用饗倗晉」　*師湯父鼎〔一〇八〕立耳夔樣顧鳳文獸足鼎　隹十又二月初吉丙午、王在周新宮、在射盧、王乎宰雁　易□弓象弭・矢臺彤欮　文考□叔」　*仲枏父鬲〔一〇八〕侈口三稜夔樣饕餮文獸足鬲　隹六月初吉、師湯父有𤔲仲枏父」　*仲枏父諸器〔一〇八〕

○王在奠　免觶〔一一五〕侈口顧龍帶文觶　隹六月初吉、王在奠、丁亥、王各大室、井叔右免、王蔑免曆、命史懋、易免載市・冋黃　𤔲工」　史懋壺〔一一七〕器佚　隹八月既死霸戊寅（三年可能、第三十日）、王在𦸗京溼宮、親命史懋路筭　王乎伊伯、易懋貝　父丁」　大𣪕一〔一一八〕夔樣夔文三小足𣪕　唯六月初吉丁巳（二年可能、第二日）、王在奠、蔑大曆、易芻𦍩犅　皇考大仲」

○井伯　七年趞曹鼎〔一〇六〕繫年器　豆閉𣪕〔一〇九〕失蓋、瓦文𣪕　唯王二月既眚霸、辰在戊寅、王各于師戲大室、井伯入右豆閉、王乎內史　王曰、閉、易女戠衣・◎市・䜌旂　俴乃祖考事　𤔲窲俞邦君𤔲馬弓矢　文考𩰫叔」　*窲鼎〔一〇九〕器佚　隹王九月既望乙巳、趞仲命窲、𣂋𤔲奠田　對揚趞仲休　文考𩰫叔」　仿（昭穆期）　利鼎〔一一一〕器佚　唯王九月丁亥、王客于般宮、井伯內右利　王乎作命內史　易女赤◎市・䜌旂　文考𣻌伯」

○方座毀　倗生毀〔一一二〕五器、三器佚、圓渦四瓣文直文方座毀　隹正月初吉癸巳　格伯取良馬乘于倗生　厥書史戠武　典格伯田　冊」＊格伯作晉姫毀〔一一二〕失蓋、三小足毀　隹三月初吉、格伯作晉姫寶毀」＊異仲作倗生壺〔一一二〕蓋、渦身文螭文　異仲作倗生歓壺」＊倗諸器　追毀〔一一三〕五器、二器佚、顧龍文方座毀　追虔夙夕、卹厥死事、天子多易追休　旽臣天子霝冬」

○井叔　免觶〔一一五〕王在奠諸器　免簠〔一一五〕器佚　隹三月既生霸乙卯、王在周、命免作嗣土、嗣奠還歡眔吳眔牧、易戠衣・䜌」　免毀〔一一五〕器殘底　隹十又二月初吉、王在周、昧喪、王各于大廟、井叔右免　王受作册尹書　命女疋周師、嗣歡、易女赤㊇市」＊免盤〔一一五〕附耳線狀顧龍文盤　隹五月初吉、王在周、命作册內史、易免鹵百隫、免蔑、靜每王休　作盤盉」＊史免簠〔一一五〕二器、一器佚、失蓋　夔樣夔文波狀文垂鱗文簠　史免作旅簠」文有韻（懿孝期）

○周師　免毀〔一一五〕井叔諸器　守宮盤〔一一九〕附耳顧龍文、圈足斜格雷文盤　隹正月既生霸乙未、王在周、周師光守宮事、僤、周師不㱙、易守宮絲束……𡨦朋　對揚周師釐」＊守宮諸器〔一一九〕觥・鳥尊・卣二・爵二（昭穆期）＊師痄毀〔一二〇〕嗣馬井伯諸器（懿王期）

○師湯父・仲枏父　師湯父鼎〔一〇八〕　隹十又二月初吉丙午（三・四年可能）、王在周新宮、才射盧、王乎宰雁　易□弓象弭」　師湯父鼎〔新〕考古一九九九・四　集錄三二一　文一四字　仲枏父鬲〔一〇八〕又、上海集刊八　隹六月初吉、師湯父有嗣中枏父、乍寶鬲」　仲枏父毀〔一〇八〕　隹六月初吉、師湯父有嗣中枏父、乍寶毀」

懿王期（前九五〇～前九三七）

○懿王　匡卣〔一二三〕　隹四月初吉甲午（五年可能、第四日）、懿王在射盧、乍象庚」

○元年逆鐘〔新〕考古與文物一九八一・一　銘文選二七四　四器編鐘、文未完、文存八五字　唯王元年、三月既生霸庚申（第七日[1]）、叔氏在大廟、叔氏令史寅召逆、叔氏若曰、逆、乃且考、許政于公室　用䅗于公室僕庸臣妾、小子室家　勿灋朕命」

○元年師虎毀〔一〇四〕失蓋、瓦文毀　隹元年六月既望甲戌、王在杜应、洛于大室、井伯內右師虎　王乎內史吳　王若曰、虎、截先王既命乃祖考事、啻官嗣左右戲繁荊　易女赤舄　刺考日庚」

○元年曶鼎〔一三五〕器佚　隹王元年六月既望乙亥、王在周穆王大室、王若曰、曶、命女更乃祖考嗣卜事、易女赤㊇市・旂　王在邇应、井叔易曶赤金鬱　文考弃伯　隹王四月既眚霸、辰在丁酉、井叔在異爲□、曶吏厥小子䵼、以限訟于井叔　昔饉歲、匡眔厥臣廿夫、寇曶禾十秭、以匡季告東宮　曶或以匡季告東宮」＊曶壺〔一三六〕蓋、夔樣夔文　隹正月初吉丁亥（二年、第八日可能）、王各于成宮、井公內右曶　王乎尹氏　更乃祖考、作冢嗣土于成周八自（禮服賜與）文考釐公」銘蓋口

○三年師俞毀〔一二四〕器佚　隹三年三月初吉甲戌、王在周師彔宮　王各大室　嗣馬共右師俞　王乎作册內史　䅗嗣□□、易赤市・朱黃・旂　俞其蔑曆、日易魯休　萬年永保、臣天子」＊師俞尊〔一二四〕又、鼎〔一二四〕

○三年師晨鼎〔一二五〕器佚　隹三年三月初吉甲戌、王在周師彔宮　王各大室　嗣馬共右師晨　王乎作册尹　疋師俗　易赤舄　文祖辛公」＊伯晨鼎〔一二五〕附耳夔樣夔文三獸足鼎　隹王八月、辰在丙

午（二年可能、第一日）、王命甹侯伯晨曰、飼乃祖考、侯于甹（禮器車服賜與） 用夙夜事、勿灋朕命」（孝夷期）

○四年癲盨〔補一五〕兩珥夔樣夔文圈足盨　隹四年二月既生（死）霸戊戌、王在周師彔宮　嗣馬共右癲、王乎史年　木羊兩册形圖象」

○五年諫毁〔一二七〕夔樣夔文瓦文三小足毁　隹五年三月初吉庚寅、王在周師彔宮　王各大室　嗣馬共右諫　王乎內史光　先王既命女、耦嗣王宥　今余隹或嗣命女、易女勒　文考叀伯」　*庚季鼎〔一二五〕器佚　隹五月既生霸庚午（五年可能、第十三日）、伯俗父右庚季、王易赤⊗市・玄衣黹屯・䜌旂　左右俗父、嗣寇」

○七年牧毁〔一〇四〕波狀文方座毁　隹王七年十又三月既生霸甲寅、王在周、在師汓父宮、各大室　公族□入右牧　王乎內史吳　王若曰　昔先王既命女作嗣士、今余唯或𡧧改（車服賜與）　文考益伯」

○十二年大師虘毁〔一二六〕直文圈足毁　正月既望甲午、王在周師量宮　各大室　王乎師晨召大使虘　王乎宰曶　易虎裘　隹十又二年」　*大師虘豆〔一二六〕　虘鐘一〔一二六〕　隹正月初吉丁亥（元年・六年・十一年可能）　追孝于己伯　虘眔蔡姬」　虘鐘二〔一二六〕　文考鳌伯」　又、虘毁〔一二六〕

○十二三年走毁〔一二二〕失蓋、夔樣夔文瓦文圈足毁　隹王十又二三年三月既望庚寅、王在周、各大室　嗣馬井伯入右走、王乎作册尹　耦疋□、易女赤⊗市・䜌旂」　*走鐘〔一二二〕五器（穆共期）

○十三年癲壺一〔補一五〕圈足有蓋、兩獸耳銜鐶、器腹蓋緣重環文、蓋頂蟠鳥文、圈足環帯文、器蓋二銘　文五六字　隹十又三年九月初吉戊寅、王在成周嗣土淲宮　徲父右癲（禮服賜與）」

○曶器　元年曶鼎〔一三五〕繫年器　曶壺〔一三六〕　曶毁〔新〕文物二〇〇〇・六　文五一字　隹四月初吉丙午（懿王八年可能）」　*曶諸器爵・尊

懿孝期

○單伯・內史光　五年諫毁〔一二七〕內史光、懿王繫年器　揚毁〔一三一〕器佚　隹王九月既眚霸庚寅、王在周康宮　嗣徒單伯內右揚、王乎內史光　王若曰、揚、作嗣工、官嗣量田……、易女赤⊗市・䜌旂、嗌訟、取遺五守　剌考害伯」　*單伯鐘〔一三二〕器佚　單伯旲生曰、丕顯皇祖剌考、逑匹先王、章勤大命」　*單伯・旲生諸器〔一三二〕　善鼎〔一三三〕器佚　唯十又二月初吉、辰在丁亥（孝王二年可能、第六日）、王在宗周、王各大師宮、王曰、善、昔先王既命女、左疋㝣侯、今余唯肇䌛先王命、命女左疋㝣侯、監䌛師戍、易女乃祖旂　虢前文人、秉德共屯」　*趞鼎〔八三〕器佚　唯三月、王在宗周、戊寅、王各于大廟、密叔右趞　內史即命、王若曰、趞、命女乍䌛自家嗣馬、啻官僕射・士嗌・小大又隣、取遺五守、易女赤市・幽亢・䜌旂　季姜」

○司馬井伯　十三年走毁〔一二二〕懿王繫年器　嗣馬井伯入右走」　師痦毁〔一二〇〕蓋　隹二月初吉戊寅（懿王三年可能）、王在周師嗣馬宮、各大室、卽立、嗣馬井伯、□右師痦入門、立中廷」　師奎父鼎〔一二一〕　隹六月既生霸庚寅、王各于大室、嗣馬井伯右師奎父、王乎內史駒、册命師奎父」

孝王期〔前九三六～前九一八〕

○元年師旋段一〔一四〇〕兩耳圈足四小足段、腹外鼓有蓋、器蓋瓦文變樣夔文、蓋銘九八字、器銘九九字　佳王元年四月既生（死）霸、王在減应、甲寅、王各廟卽立、遅公入右師旋　王乎作册尹克、册命師旋曰、備于大左、官嗣豐還、左右師氏　用乍朕文且益仲隮段」

○元年蔡段〔一三四〕宋刻　文一五九字　佳元年（□月）既望丁亥〔元年可能、正月第二十四日+1〕、王在減应　宰曶入右蔡　王乎史尤　王若曰、蔡、昔先王既令女乍宰、嗣王家、今余佳醽䯀乃命、令女眔曶死嗣王家外內　出入姜氏令　勿事敢又疾止從獄」

○二年王臣段〔新〕集成八・四二六八　銘文選二四七　文八五字　佳二年三月初吉庚寅、王各于大室、益公入右王臣　乎內史宂、册命王臣、易女……玄衣黹屯・綠旂五日　文考易仲」

○三年頌壺〔一三七〕蛟龍文壺　佳三年五月既死霸甲戌、王在周康卲宮　王各大室　宰弘右頌　尹氏受王命書、王乎史虢生　王曰、頌、命女官嗣成周賔廿家、監嗣新寤賔（禮服賜與）受命册、佩以出、反入堇章　皇考龔叔・皇母龔姒」　頌鼎〔一三七〕三器、弦文獸足鼎　銘、同文」　頌段〔一三七〕五器、變樣夔文三小足段　銘、同文」　*史頌段〔一三八〕四器、變樣夔文三小足段　佳三年五月丁巳、王在宗周、令史頌省穌、瀳友里君百生　日遟天子覨命」　*史頌鼎〔一三八〕波狀文立耳獸足鼎　銘、同文」

*史頌諸器盤・匜・簠

○五年師旋段二〔一四一〕器蓋直文鳥文、環耳銜環、三小足段　佳王五年九月既生霸壬午、王曰、師旋、令女羞追于齊（武器賜與）毋敗速」

○六年史伯碩父鼎〔新〕宋刻（薛）　佳六年八月初吉己巳、史白碩父追孝于朕皇考釐仲王母泉母隮鼎」

○八祀師㲋鼎〔補一〇〕立耳三獸足鼎　斂口、頸下二弦文、厚煙炲　文一九七字　唯王八祀正月、辰才丁卯、王曰、師㲋、女克盡乃身、臣朕皇考穆王　㲋拜頴首、休白大師肩嗣㲋臣皇辟、天子亦弗諲公上父㝬德、㲋蔑曆　伯大師武臣保天子　乍公上父隮」

○十二年永盂〔補三〕附耳圈足深腹、前後象首飾、四方鈎稜、器腹蕉葉文　文一二行、一二三字　佳十又二年初吉丁卯（正月第八日）、益公內卽命于天子、公廼出厥命、易奥師永厥田……師俗父田　井白・焚白・尹氏・師俗父・趞中、公廼命奠嗣徒圅父・周人嗣工眉・𢦚史師氏・邑人奎父・畢人師同、付永厥田　永用乍朕文考乙公隮盂」

○十七年詢段〔一八二〕鐶耳銜環全瓦文圈足段、文一三三字　王若曰　不顯文武受命　今余命女、啻官嗣邑人……西門夷・秦夷・京夷……、成周走亞、戍秦人・降人・服夷　文祖乙伯同姬　唯王十又七祀、王才射日宮、旦、王各、益公入右詢」

○散・矢　散氏盤〔一三九〕附耳線狀虺龍文盤　用矢𢾞散邑、廼卽散用田　厥受圖矢王于豆新宮東廷、厥左執纓史正仲農」　*散諸器・矢諸器　同卣〔一三九〕器佚　佳十又二月、矢王易同金車・弓矢、同對揚王休　父戊」

孝夷期

○焚伯　康鼎〔一四八〕立耳變樣夔文獸足鼎　唯三月初吉甲戌、王在康宮、焚伯內右康、王命、死嗣王

家、命女幽黃・鋚革　文考鼄伯　奠井」　十二年、永盂〔補三〕繫年器　井白・燮白・尹氏・師俗父・
趞中　*鄭井叔諸器〔一四八〕盨・甗・鬲・鐘　卯毁〔一四九〕葢、垂尾顧鳳文　隹王十又一月既生霸丁亥、
燮季入右卯　燮伯乎命卯曰、䵼乃先祖考、死𤔲燮公室、昔乃祖亦既命、乃父死𤔲𦿶人、不盄、取
我家寀、用喪　今余隹命女、死𤔲𦿶宮𦿶人、女毋敢不善　對揚燮伯休」　同毁〔一五〇〕顧鳳文圈足
毁　隹十又二月初吉丁丑、王在宗周、各于大廟、燮伯右同　王命同、差右吳大父　文考叀仲」
*同自毁〔一五〇〕顧龍文三小足毁」　輔師嫠毁〔一五一〕鳥文圈足毁　隹王九月既生霸甲寅、王在周康宮、
各大室　燮伯入右輔師嫠、王乎作册尹　更乃祖考𤔲輔　易女　今余曾乃命　易女」　弭伯毁〔一六
五〕夔樣夔文瓦文三小足毁　隹八月初吉戊寅、王各于大室、燮伯內右師耤　王乎內史尹氏、册命師耤
弭伯用作隮毁」　應侯見工鐘〔補九〕鐘二、文七四字　隹正二月初吉、王歸自成周　燮伯入右雁侯見
工、易彤弓一・彤矢百・馬四匹」
○益公・益姜　王臣毁・永盂・詢毁以上孝王繫年器　㣎伯毁・宰獸毁・休盤以上夷王繫年器
○應侯見工　應侯見工鐘〔補九〕　應侯見工毁〔新〕文物二〇〇二・七　二器　文五三字　唯正月初吉丁亥
（孝王三年可能、第六日）、王在䍙鄉醴、雁侯見工、習易玉五瑴・馬四匹・矢三千」　應侯甗〔新〕文物一
九八八・九　集錄一五七　文五字　雁厌作旅彝」　應侯鼎〔新〕文物一九九八・九　集錄二七三　文四字　雁厌作
旅」
○師俗・師俗父　十二年永盂〔補三〕　益公內卽命于天子　易奧……師俗父田　井白・燮白・尹
氏・師俗父・趞仲　奠𤔲徒函父」　史密毁〔新〕文物一九八九・七　集錄四八九　文九三字　唯十又二月、
王令師俗・史密曰、東征敆南夷　廣伐東或、齊師族徒、遂人乃執鄙　師俗率齊師遂人　史密右率
族人　鼄伯　文考乙白」

夷王期（前九一七〜前八七九）

○元年師酉毁〔一七三〕三器、兩耳犧首、圈足三小足毁　文一〇六字　隹王元年正月、王在吳、各吳大廟、公
族□鼄、入右師酉　王乎史牆、册命師酉　諸夷」
○元年師詢毁〔一八三〕器佚　文二一二字　王若曰、師詢、不顯文武、孚受天令、亦則殷民、乃聖且考、
克差右先王　王曰、師詢、哀才、今日天疾畏降喪　鄉女彶、屯䘏周邦、妥立余小子　今余佳䌛䜌
乃令　率以乃友、干吾王身　易女秬鬯一卣・圭鬲・尸允三百人　隹元年二月既望庚寅　燮內右
詢」
○元年師㯱毁〔一五二〕器佚　文一一二字　隹王元年九月既望丁亥、王在周康宮　𤔲工液白、入右師㯱
王乎內史遺、册令師㯱、王若曰、師㯱　今余隹肈䌛乃令　用乍朕文考尹伯隮毁」
○卽毁〔補一〇〕失葢、獸耳銜鐶、圈足瓦文毁、文七二字　隹王三月初吉庚申（三年第一日可能）　王在康宮　定
伯入右卽、王乎　文考幽叔」
○三年裘衞盉〔補一一〕鼓腹束頸、連襠柱足、管狀流、垂冠顧鳳文　文一三二字　隹三年三月既生霸壬寅、王爯
旂于豐、矩白庶人、取堇章于裘衞、在八十朋厥貯　裘衞廼彘告于伯邑父・燮伯・定伯・琼伯・單
伯　廼令參有𤔲、𤔲土散邑・𤔲馬單旟・𤔲工邑人服　衞小子　文考叀孟寶般」　*裘衞鼎一・二

〔補一二〕二十七年亥衛𣪘〔補一一〕厲王繫年器

○三年𤼈壺二〔補一五〕二器、細頸、下腹外鼓、兩獸耳銜鐶　文六〇字　隹三年九月丁巳、王在奠、鄉醴、乎虢叔召𤼈　己丑、王在句陵、鄉逆酒、乎師壽召𤼈、易彘俎　用乍皇且文考障壺」

○四年散伯車父鼎〔補四〕四器、立耳三獸足鼎、口沿下夔文、足饕餮文、文二七字　隹王四年八月初吉丁亥、散白車父乍𨙶姞障鼎」　散白諸器〔補四〕

○四年散季𣪘考古圖三　集成八・四一二六　文三二字　隹王四年八月初吉丁亥、散季肈乍朕王母叔姜寶𣪘」

○四祀師酉鼎〔新〕中國歷史文物二〇〇四・一　盆形鼎　文九二字　隹王四祀九月初吉丁亥、王各于大室、吏師俗召師酉、王親袤宮師酉、易豹裘　用乍朕文考乙伯・宄姬寶障鼎」

○五祀裘衛鼎一〔補一一〕立耳三柱足鼎、腹深、口沿下竊曲文、文二〇七字　隹正月初吉庚戌　邦君厲　井伯・伯邑父・定伯・琼伯・伯俗父　逆燮二川　厲有嗣𧼈季　隹王五祀」

○六年宰獸𣪘〔新〕文物一九九八・八　集錄四九〇　兩珥方座瓦文𣪘　文一二九字　隹六年二月初吉甲戌、王在周師彔宮　嗣土熒伯、右宰獸　王乎內史尹仲、册命宰獸曰　今余唯或𧼈𩫖乃命、更乃且考事、䪼嗣康宮王家臣妾僕庸　用乍朕剌且幽仲益姜寶匳𣪘」

○八年齊生魯方彝蓋〔新〕考古與文物一九八四・五　集成一六・九八九六　器佚、文五〇字　隹八年十又二月初吉丁亥、齊生魯肈貯、休多贏、隹朕文考乙公、永啓余魯　文考乙公」

○九年裘衛鼎二〔補一一〕立耳三柱足鼎、傾腹大、口緣下夔文　文一九五字　隹九年正月既死霸庚辰、王在周駒宮、各廟、眉敖者膚爲吏、見于王　迺舍裘衛林智里、䖒厥隹顏林　則乃成夆四夆」

○九年𠈌伯𣪘〔一四五〕失蓋、瓦文銜鐶圈足𣪘　隹王九年九月甲寅、王命益公征眉敖、益公至告、二月、眉敖至見、獻貢、己未、王命中、致歸𠈌伯貔裘、王若曰、𠈌伯、朕不顯且玟珷、雁受大命、乃且克𠦪先王、異自他邦　𠈌伯拜手𩒨首、天子休弗望小裔邦　用乍朕皇考武𠈌幾王障𣪘」

○十二年說盤〔新〕器未見　吉金志存三　隹十又二年正月初吉乙巳」

○十三年無㠱𣪘〔一二八〕瓦文銜鐶圈足𣪘　隹十又三年正月初吉壬寅、王征南尸、王易無㠱馬四匹　皇且釐季」

○十三年望𣪘〔一二九〕器佚　隹王十又三年六月初吉戊戌、王在周康宮新宮　宰倗父右望入門　王乎史年、册令望、死嗣畢王家　皇且白囟父」

○十六年士山盤〔新〕附耳殘缺、方唇、圈足較高　口下圈足夔文、通體金色　文九六字　中國歷史文物二〇〇二・一　又、二〇〇三・二　隹王十又六年九月既生霸甲申、王在周新宮、王各大室、卽立、士山入門、立中廷北鄉、王乎作册尹册令山曰　服眔大虘、服履・服六𡥆・服莽侯　文考釐中」

○十八年𩛥父盨蓋〔補八〕器佚、蓋口沿重環文、腹飾瓦文、頂飾蟠夔文、足飾雲文、文八二字　隹王十又八年正月、南中邦父、命𩛥父卽南者侯、達高父見南淮尸、厥取厥服、堇尸俗　逆見我、厥獻厥服、我乃至于淮、小大邦、亡敢不□具逆王命、四月、還至于蔡、乍旅盨」

○十八年克盨〔一六六〕器蓋瓦文、器蓋口緣夔文、蓋底顧龍文　隹十又八年十又二月初吉庚寅、王在周康穆宮、王令尹氏友史趛、典善夫克田人　乍旅盨、隹用獻于師尹倗友婚遘」

○二十年休盤〔一四六〕附耳圈足盤、器腹變樣夔文、圈足部弦文一道　文九一字　隹廿年正月既望甲戌、王在周

康宮　益公右走馬休、入門立中廷北鄉、王乎作册尹、册易休玄衣黹屯　文考日丁」

○二十三年小克鼎〔一六八〕立耳三獸足鼎、口緣下顧龍文、器腹波狀文　文七二字　隹王廿又三年九月、王在宗周、王命善夫克、舍令于成周、遹正八自之年、克乍朕皇且釐季寶隮彝」

○二十三年微緣鼎〔一四七〕立耳三獸足瓦文鼎、器佚　隹王廿又三年九月、王在宗周、王令微緣、覣嗣九陂」

○二十六年番匊生壺〔一五九〕兩耳銜鐶、器腹三層波狀文　隹廿又六年十月初吉己卯、番匊生鑄賸壺　元子孟妃乔」　番生設〔一六〇〕

○二十七年伊設〔一六九〕器失蓋、圈足設、口緣變樣夔文、器腹瓦文　文一〇二字　隹王廿又七年正月既望丁亥、王在周康宮、旦、王各穆大室　讎季內右伊　王乎命尹封、册命伊、覣官嗣康宮王臣妾百工　伊用乍朕不顯文且皇考遟叔寶鼎彝」

○二十八年寰盤〔一七七〕附耳圈足、口緣環文足波狀文　隹廿又八年五月既望庚寅、王在周康穆宮　宰頵右寰　史黹受王令書、王乎史減、册易寰玄衣黹屯……彤沙　用乍朕皇考奠伯奠姬寶般」　＊師寰設〔一七八〕

○三十三年伯寛父盨〔新〕文物一九七九・一一　集成九・四四三八　器蓋二銘　文二七字　隹卅又三年八月既死辛卯、王在成周、白寛父乍寶盨」

○三十七年善夫山鼎〔一五四〕立耳半椀形獸足鼎、口緣環文　文一二一字　隹卅又七年正月初吉康戌、王在周、各圖室、南宮乎入、右善夫山　王乎史桒册令山、王曰、山、令女官嗣……、用乍寍司賓、毋敢不善、易女玄衣黹屯……緣旂、山拜韻首、受册、佩以出、反入堇章　用乍朕皇考叔碩父隮鼎」　＊叔碩父諸器〔一五四〕甗・鼎　同出諸器

○圖室　三十七年善夫山鼎〔一五四〕繫年器　無叀鼎〔一五三〕立耳鱗文獸足鼎　隹九月既望甲戌　王各于周廟、逑于圖室　嗣徒南仲右無叀　王乎史翏　官嗣□王遉側虎臣」

○南征　九年乔伯設〔一四五〕繫年器　敔設三〔一六四〕成周器　噩侯鼎〔一四二〕立耳顧龍文獸足鼎　王南征、伐角䚄、唯還自征在矿、噩侯駿方、內醴于王　王親易駿方玉五瑴・馬四匹・矢五束」　＊噩侯設〔一四二〕重環文圈足設　噩侯作王姞朕設」　虢仲盨〔一四四〕蓋　虢仲以王南征、伐南淮夷、在成周」　＊何設〔一四四〕　隹三月初吉庚午、王在華宮、王乎虢仲入右何、王易何赤市・朱亢・緣旂」

＊叔向父禹設〔一六一〕重環瓦文三小足設　叔向父禹曰　皇祖幽大叔」　禹鼎〔一六二〕立耳波狀文獸足鼎　禹曰　皇祖穆公　聖祖考幽大叔　政于井邦　烏虖哀哉　天降大喪于下或　噩侯駿方　武公廼遣禹……對揚武公丕顯耿光」　＊南宮柳鼎〔一六三〕立耳顧龍文獸足鼎　隹王五月初吉甲寅、王在康廟、武公有南宮柳」

○成周　虢仲盨〔一四四〕南征器　䚄設〔一四三〕瓦文三小足設　唯王正月、辰在甲午、王曰、䚄、命女嗣成周里人眔諸侯大亞、嗌訟罰、取遺五守」　敔設三〔一六四〕失蓋、變樣夔文三小獸足設　隹王十月、王在成周　南淮夷內伐　王命敔追御于上洛　焂伯之所　成周大廟　武公入右敔」

○單伯　揚設〔一三一〕　嗣徒單伯內右揚」　單伯鐘〔一三二〕　昊生鐘〔一三三〕　單昊生豆〔一三二〕

○六自　南宮柳鼎〔一六三〕　禹鼎〔一六二〕　呂服余盤〔新〕集成一六・一〇一六九　隹正二月初吉甲寅、

備仲內右呂服余　𩣓六𠂤服」

○益公　𠔉伯𣪘〔一四五〕繫年器　益公諸器〔一四五〕

○望諸器　望𣪘〔一二九〕繫年器　師望鼎〔一三〇〕王用弗𩕄聖人之後、多蔑曆、易休　皇考寛公」

　＊師望壺〔一三〇〕望鼎〔補記卷三上〕大師小子師望」　望爵〔一三〇〕七八頁

○令尹封　伊𣪘〔一六九〕繫年器　作册封鬲〔新〕中國歷史文物二〇〇二・二　作册封、異井秉明德」

○大師小子　望鼎〔補記卷三上〕大師小子𢍰𣪘〔新〕考古與文物一九九〇・五　上海集刊八　集錄四七八〜四八

○　文三三字　大師小子𢍰、作朕皇考寶𮯞𣪘」　＊伯公父簠〔新〕集成九・四六二八　伯大師小子伯公父乍簠」

○梁其　梁其鐘〔一五七〕梁其鼎〔一五七〕梁其壺〔一五七〕善夫梁其𣪘〔一五七〕伯梁其盨〔一五七〕

○克氏諸器　克盨〔一六六〕大克鼎〔一六七〕小克鼎〔一六八〕克鎛〔補記卷三下〕師克盨〔一七二〕又、師克盨〔新〕考古一九九四・一　集錄五〇七　銘、同文」

厲王期（前八七八〜前八四二）

○元年叔専父盨〔一七四〕通體瓦文、圈足四小足盨　文三九字　隹王元年、王在成周、六月初吉丁亥、叔専父乍奠季寶鐘六・金𮯞盨四・鼎七、奠季其……永寶用」

○二年鄭𣪘〔一八五〕宋刻　隹二年正月初吉、王在周卲宮、丁亥、王各于宣榭、毛伯內門、立中廷、右祝鄭、王乎內史、册命鄭、王曰、鄭、昔先王既命女乍邑、𠭯五邑祝、今余隹𤕦𩫖乃命　朕皇考龔白」

○十二年大𣪘二〔一七五〕器佚、蓋二　隹十又二年三月既生霸丁亥、王在𩰫侲宮、王乎吳師召大、易𧻚睽里、王令善夫豖、曰𧻚睽曰、余既易大乃里、睽賓豖章・帛束、睽令豖曰天子、余弗敢𢿨、豖以睽、𩒨大易里、大賓豖𩰬章・馬兩、賓睽𩰬章・帛束　皇考剌伯」

○十五年大鼎〔一七六〕立耳三獸足、半椀形鼎、口緣下二弦文　隹十又五年三月既（死）霸丁亥、王在𩰫侲宮、大以厥友守、王鄉醴、王乎善夫騽、召大以厥友、入攼、王召走馬雁、令取誰𩥙卅二匹、易大剌考己伯」

○十六年伯克壺〔一七〇〕宋刻　侈口、兩耳銜鐶、器腹三蛟龍文　隹十又六年七月既生霸乙未、伯大師易伯克僕卅夫、伯克敢對揚天右王伯友　穆考後仲」　白大師盨〔補記卷三下〕

○十六年成鐘〔新〕上海集刊八　舞部篆部夔樣雲文　文三三字　隹十又六年九月丁亥、王才周康𡪞宮、王寴易成此鐘」

○十七年此鼎〔補一一〕三件、立耳半椀形三獸足鼎、口緣下弦文二　隹十又七年十又二月既生霸乙卯、王在周康宮𡪞宮、旦、王各大室卽立、𤔲土毛叔、右此入門　王乎史翏册令此曰、旅邑人善夫　皇考癸公𣌭臣天子霝冬」　此𣪘〔補・一一〕八器　銘、同文」

○十九年𧽊鼎〔新〕上海集刊二　集成五・二八一五　立耳三獸足鼎、形制毛公鼎に近し　文九七字　隹十又九年四月既望辛卯、王在周康卲宮　宰訊右𧽊　史留受王令書　皇考𠦪伯奠姬」

○廿五年𩛥從盨〔一七九〕兩獸耳圈足四小足盨、口沿重環文、器腹瓦文、失蓋　隹廿又五年七月既□□□、王在永師田宮、令小臣成、友逆□□內史無𥃝・大史旟曰　复友𩛥从其田　復友𩛥从邑十又三邑、厥右𩛥从善夫□　皇且丁公文考叀公　圖象」

○二十七年衺衛𣪘〔補一二〕侈口圈足有蓋、頸部竊曲文、器腹變樣夔文　隹廿又七年三月既生霸戊戌、王在周南伯入、右衺衛　王乎內史、易衛載市・朱黃・䜌」

○三十二年𩛥攸從鼎〔一八〇〕立耳獸足、半椀形鼎、口緣下重環文　隹卅又二年三月初吉壬辰、王在周康宮𡩠大室、𩛥從以攸衛牧、告于王曰、女覓我田牧、弗能許𩛥從、王令眚、史南以卽虢旅　射分田邑皇且丁公皇考叀公」

○三十三年晉侯穌編鐘〔新〕上海集刊七　集錄三五〜五〇　一四件、一套八件　文三五五字　隹王卅又三年、王親遹省東或南或、正月既生霸戊午、王步自宗周、二月既望癸卯、王入各成周、二月既死霸壬寅、王僨往東、三月方死霸、王至于𦵯、分行、王親令晉侯穌　伐夙夷　王隹反、歸在成周、公族整自宮、六月初吉戊寅　王乎膳夫曰、召晉侯穌　王親易駒四匹、穌拜頴首、受駒以出、反入、拜頴首、丁亥、旦、王鄜于邑伐宮、庚寅、旦、王各大室、嗣工揚父、入右晉侯穌、王親儕晉侯穌秬鬯一卣・弓矢百・馬四匹」

○三十三年大祝追鼎〔新〕上海集刊八、文物二〇〇三・五　立耳三獸足鼎、器制毛公鼎に近し　文四一字　隹卅又三年八月初吉辛巳、伯大祝追、乍豐叔姬䵼彝」

○周康𡩠宮・𡩠大室　成鐘繫年器　此鼎繫年器　𩛥攸從鼎繫年器

○𥂴偁宮　大𣪘二繫年器　大鼎繫年器

○伯大師　伯克壺繫年器　大祝追鼎繫年器　伯大祝

○晉侯蘇　晉侯蘇編鐘繫年器　晉侯蘇鼎〔新〕四器　文物一九九四・一　集錄三一五〜三一八　文一三字　晉医穌乍寶䵼鼎」　*晉侯㷼馬壺〔新〕文物一九九五・七　集錄九七一・九七二　器底器蓋、銘、同文　文四一字　隹正月初吉、晉医㷼馬既爲寶盂」　晉侯喜父盤〔新〕文物一九九五・七　集錄一〇〇六　文二七字　隹五月初吉庚寅、晉医喜父乍朕文考剌医寶盤」

共和期（前八四一〜前八二八）

○元年師𠭰𣪘〔一八六〕宋刻、兩獸耳方座𣪘、器腹方座鳳文、方座匡郭外邊變樣夔文　文一一三字　隹王元年正月初吉丁亥、白龢父若曰、師𠭰、乃且考又𤔲于我家、女有隹小子、余令女死我家、𣪕嗣我西偏東偏僕馭百工牧臣妾、東裁內外、毋敢否善、易女戈琱䤈・厚必彤沙・干五・鍚・鐘一・磬五・金　敢對𩵦皇君休　文考乙仲」

○元年師兌𣪘一〔一八七〕二器、兩耳圈足三小足瓦文𣪘、文九一字　隹元年五月初吉甲寅、王在周、各康廟、卽立、同仲右師兌入門、立中廷、王乎內史尹、冊令師兌、疋師龢父、嗣左右走馬・五邑走馬、易女且市・五黃・赤舄　天子不顯魯休　皇且城公䵼𣪘」

○三年師兌𣪘二〔一八八〕失蓋、兩耳圈足三小足瓦文𣪘　文一二八字　隹三年二月初吉丁亥、王在周、各大廟、卽立、䙺白右師兌入門、立中廷、王乎內史尹、冊令師兌、余既令女、疋師龢父、嗣左右走馬、今

余隹𪓽𩫏乃令、令女䟽嗣走馬、易女秬鬯一卣・金車……攸勒　皇考䪫公」

○十一年師嫠𣪘〔一八九〕兩耳圈足三小足瓦文𣪘、口沿竊曲文、足重環文　器文一四二字、葢文一二五字　師龢父𣪘、嫠叔市、巩告于王、隹十又一年九月初吉丁亥、王在周、各于大室、卽立、宰琱生內右師嫠、王乎尹氏、册令師嫠、王若曰、師嫠、在昔先王小學女、女敏可事、旣令女、更乃且考、嗣小輔、今余唯𪓽𩫏乃令、令女嗣乃且舊官、小輔眔鼓鐘　皇考輔伯」

○同仲　師兌𣪘一繫年器　幾父壺〔一九七〕波狀文壺　隹五月初吉庚午（三年可能、第二日）、同仲宮西宮、易幾父　對揚朕皇君休」　＊齊家村諸器〔一九七〕〔一九八〕

宣王期（前八二七〜前七八二）

○五年兮甲盤〔一九一〕附耳平底圈足盤、器足夔樣夔文　文一三三字　隹五年三月既死霸庚寅、王初各伐厥𤞷于𡨦𠪚、兮甲從王、折首執訊、休亡敃、王易兮甲馬四匹・駒車、王令甲、政嗣成周四方責、至于南淮尸、淮尸舊我𧴩晦人、毋敢不出其𧴩・其責・其進人・其賓、毋敢不卽𧽊卽𡴀、敢不用令、則卽井𢍰伐、其隹我者侯百生厥賓、毋不卽𡴀、毋敢或入䜌宄賓、則亦井、兮白吉父乍般」

○五年琱生𣪘一〔一九四〕兩耳雞首、垂珥極大、圈足甚高、器腹足部均飾饕餮文、文一〇四字　隹五年正月己丑、琱生又事、𥁑來合事、余獻婦氏𠂤壺、告曰、𠂤君氏命曰、余老、止公僕𩫖土田、多諫、弋伯氏從誥、公宕其參、女則宕其貳、公宕其貳、女則宕其一、余叀于君氏大章、報婦氏帛束・璜、𥁑伯虎曰、余既訊𠩺我考我母令、余弗敢𠭯、余或至我考我母令、琱生則堇圭」

○六年琱生𣪘二〔一九五〕器影未見、通考云、別有一器作于六年四月、形同銘異　文一〇五字　隹六年四月甲子、王在𦍒、𥁑伯虎告曰、余告慶、曰、公厥稟貝、用獄諫、爲伯又𤔲又成、亦我考幽伯幽姜令、余告慶、余𠂤邑訊有嗣、余典、勿敢封、今余既訊、有嗣曰、𠩺令、今余既一名、典獻、伯氏則報璧、琱生對䫏朕宗君其休、用乍朕剌且𥁑公嘗𣪘」

○十一年虢季氏子組盤〔二〇〇〕附耳圈足、腹足雷文盤、器腹復有細條帶文　文三一字　隹十又一年正月初吉乙（己）亥、虢季氏子組乍盤」

○十二年虢季子白盤〔一九二〕四面各有二獸首、銜鐶、四足作矩形、腹飾環帶文、口飾竊曲文、縱三〇・三糎、橫八二・七糎　文一一一字　隹十又二年正月初吉丁亥、虢季子白乍寶盤、不顯子白、𦘔武于戎工、經緌四方、㙽伐厥𤞷、于洛之陽、折首五百、執訊五十、是𠂤先行、𧻚〻子白、獻戒于王、王孔加子白義、王各周廟、宣廟爰鄉、王曰、白父、孔䫉又光、王易乘馬、是用左王、易用弓、彤矢其央、易用戉、用政䜌方」

○（十三年）不㪤𣪘〔一九三〕器佚葢存、瓦文、口沿竊曲文　文一五二字　唯九月初吉戊申（宣王十三年可能、初吉二日）、白氏曰、不㪤馭方、厥允廣伐西俞、王令我、羞追于西、余來歸獻禽、余命女、御追于䨝、女𠂤我車、宕伐厥允于高陶、女多折首執訊、戎大同、從追女、女彶、戎大𦔻戟、女休、弗𠂤我車函于𩞁、女多禽、折首執訊、白氏曰、不㪤、女小子、女肇誨于戎工、易女弓一・矢束・臣五家・田十田、用從乃事　皇且公白孟姬」

○十六年克鐘〔一七一〕篆間舞上夔樣夔文、鼓面雙鳳　隹十又六年九月初吉庚寅、王在周康剌宮、王乎士曶

召克、王親令克、遹涇東、至于京𠂤、易克甸車・馬乘 皇且考伯」 克鐘〔補記卷三下〕 銘、同文」

○十八年吳虎鼎〔新〕考古與文物一九九八・三 集錄三六四 形制毛公鼎に近し、文一六四字 隹十又八年十又三月既生霸丙戌、王在周康宮徲宮、道入右吳虎、王令善夫豐生・𤔲工雍毅、𤕌刺王令、取吳茲舊彊、付吳虎、厥北東南西彊 皇且考庚孟」

○四十二年逨鼎一〔新〕中國歷史文物二〇〇三・三 文物二〇〇三・六 立耳三獸足鼎、器腹稍深、口沿下變樣夔文、器腹波狀文 文二八三字 隹卌又二年五月既生霸乙卯、王在周康穆宮、旦、王各大室、即立、𤔲工散右吳逨入門、立中廷北鄉、尹氏受王贅書、王乎史減、册贅逨、王若曰 乃聖且考、夾𥂴先王、勳勤大令、奠周邦 玁狁出 女……宕伐于弓谷 執訊獲馘、孚器車馬 用享孝于前文人、其嚴在上、翼在下」

○四十三年逨鼎二〔新〕中國歷史文物二〇〇三・三 文物二〇〇三・六 立耳三獸足鼎、器腹稍淺、器制與四十二年逨鼎同 文三一九字 隹卌又三年六月既生霸丁亥、王在周康宮穆宮 𤔲馬壽右吳逨 史減受王令書、王乎尹氏、册令逨、王若曰 乃先聖考、夾𥂴先王 䝨𤔲四方虞榃 叀雍我邦小大猷 王曰 勿灋朕令 皇考龔叔」 ＊逨盤〔新〕中國歷史文物二〇〇三・三 文物二〇〇三・六 兩附耳、兩獸耳銜鐶、圈足三獸足盤、口緣圓足竝變樣夔文 文三七三字 逨曰、不顯朕皇高且單公、趄〻克明哲厥德、夾𥂴文王、武王達殷、膺受天魯令 皇高祖公叔、克逨匹成王 皇高且新室仲 會𥂴康王 皇高且叀中盠父 會卲王・穆王 皇高且零白 用辟龔王・懿王 皇亞且懿仲 克匍保厥辟孝王・徲王 皇考龔叔 享辟刺（厲）王 逨肈㕯朕皇且考服 天子多易逨休 王若曰 𤕌𡨦乃令、令女疋熒兌、䝨𤔲四方虞榃、

用宮御 皇且考寶隮盤 前文人嚴在上、廙在下」

○宣王即位元年前年 毛公鼎〔一八一〕立耳三獸足鼎、器半椀形、口沿下重環文一道 文四九九字 王若曰、父𪥑、不顯文武、皇天弘猒厥德、配我有周、膺受大命、率褱不廷方、亡不閈于文武耿光、唯天𦤎集厥命、亦唯先正、𤔲辥厥辟、𡩜堇大命、肄皇天亡睪、臨保我有周、不巩先王配命、旻天疾畏、司余小子弗彶、邦𦤎害吉、𦦙〻四方、大從不靜、烏虖、趯余小子、家湛于𧮯、永巩先王、王曰、父𪥑、今余唯肈巠先王命、命女、辥我邦我家内外、悉于小大政、甹朕立、虩許上下若否雩四方、死毋童、余一人才立、弘唯乃智、余非𦤎又聞、女毋敢妄寧、虔夙夕、叀我一人、雝我邦小大猷、毋折臧、告余先王若德、用印卲皇天、𤕌𡨦大命、康能四或、俗我弗乍先王憂」 銘前半

○逨諸器 四十二年逨鼎・四十三年逨鼎繫年器 逨編鐘〔新〕文博一九八七・二 集錄一〇六〜一〇八 同出四枚、三枚銘文相近、文一一七字 逨曰 䝨𤔲四方虞榃 乍朕皇考龔叔龢鐘」

○𥂴伯虎 琱生𣪘一繫年器 琱生𣪘二繫年器 琱我父𣪘蓋〔新〕考古與文物一九八五・一 集錄四七二〜四七四 三器、銘、同文 文二五字 琱我父乍交隮𣪘、用享于皇且文考」

○史減 逨鼎一繫年器 逨鼎二繫年器

○吉父 兮甲盤繫年器 兮伯吉父乍般」 善夫吉父諸器・吉父諸器〔一九一〕 善夫吉父鬲〔新〕集錄一四五 文一七字 善夫吉父乍京姬隮鬲」 善夫吉父鼎〔新〕考古與文物一九九〇・五 集錄三二二 文一六字 善夫吉父乍鼎」

○厥狁 虢季子白盤繫年器 不顯子白、𦤎武于戎工、經縷四方、博伐厥執、于洛之陽、折首五百、

執嗌五十」　不嬰𣪕繫年器　白氏曰、不嬰駿方、厳允廣伐西兪、王令我、羞追于西」
○杜伯　杜伯盨〔一九六〕變樣夔文盨　杜伯　皇神祖考」　杜伯鬲〔一九六〕三稜直文鬲　杜伯　叔媾」
○虢季　虢季諸器〔二〇〇〕虢季編鐘〔新〕三門峽虢國墓　集錄八六〜八九　同出八枚、四枚銘、同文　文五一字
唯十月初吉丁亥、虢季乍爲協鐘」　虢季鼎〔新〕集錄三二八〜三三四　七器

幽王期（前七八一〜前七七一）
○三年柞鐘〔一九八〕七器有銘、三器分銘、一器無銘　鼓上象首文、篆間斜格獸文、器制八器皆同　隹王三年四月初吉甲寅、仲大師右柞、柞易載・朱黃・䜌、嗣五邑甸人事、柞拜手、對䚄仲大師休、用乍大鑇鐘」

右の分期表と器群については、なお解說を必要とするところも多いが、詳しくは各器の解說を參考されたい。器の分期については、考釋中の所說をいくらか改めたところもあり、これをもとにして、なお細密な檢討を重ねたいと思う。新出器などの資料によつて、今後も補訂を必要とすることは多いであろうが、西周期斷代曆譜の大綱は、ほぼ組織しえたと考える。曆譜は、紀年銘による斷代編年に最もよく適合する馬氏の譜を用いた。なお分期を一層確實にするために、器制文樣・銘文の人名・官職・廷禮・賜與・祝嘏の辭などにわたつて整理をすることも重要であり、各期の繫年器に對して、これと對應する諸器について、その要綱を摘記した。また金文資料による西周史の再構成は、最も筆者の眼目とするところであるが、第六卷に略說する。

金文の群別的研究法は郭沫若・陳夢家の兩氏によつて、また曆譜的研究は吳其昌・董作賓の二家によつて試みられたが、何れも十分な成功をみるに至らなかつた。金文の研究は、この兩者を綜合し、相互の關聯を深めながら有機的に組織してゆくのでなければならない。その後、馬承源・李學勤氏らによつて、金文の曆譜化は大いに進められたが、右の分期表と器群には、それらの研究をも考慮して、一應の綱領を掲げておいた。なおこの度の復刊に當つて、新出の紀年銘二十數器を舊譜に加えたが、概ね舊譜中にこれを錄入することができた。その結果、すべての紀年銘とその關聯器とを、器の時期觀・銘辭・曆譜の上から矛盾するところなく收錄組織することができたことは、本書における一の收穫であつたと思う。

第十章　列國器編年

一、列國標準器

列國期の彝器銘文には紀年日辰をいうものが少く、從つて器の時期は、概ねその作器者、もしくは銘辭の內容によつて推定する方法がとられている。器制・文樣には地域による流變が著しく、樣式的に時期を確かめることはかなり困難である。まず史傳にみえる人名や事實に基づいて標準器とすべきものを整理し、それより關聯器の繫屬を考えるべきであるが、郭氏の大系首卷に列國標準器年代表が作製されており、その檢討よりはじめるのが便宜であろう。郭氏の年代表は倒敍式のものであるから、いま年代順に改めて表示する。

列國標準器年代表

周桓王二十三年（七二〇～六九八）　二十三年（魯桓十五年）　吳王柯轉時代　者減鐘「工𠭯王皮𦟋之子者減」

皮𦟋卽吳王柯轉、柯轉之子爲頗高、頗高之子爲句卑、史記謂句卑與晉獻公同時、則此者減、葢當桓莊之際

莊王十五年（六九七～六八三）

釐王五年（六八二～六七八）　二年（魯莊十四年）　鄭子嬰齊十四年　王子嬰次盧　嬰次卽嬰齊、唯同出之器、

形制頗晚、葢鄭墓乃後代鄭公之墓、而此鑪爲嬰齊所遺

惠王二十五年（六七七～六五三）

襄王三十三年（六五二～六一九）　二十五年（魯僖三十三年）齊昭公六年、齊侯使國歸父聘魯　齊大宰歸父盤　歸父卽

國佐之父、聘魯事見春秋

頃王六年（六一八～六一三）

匡王六年（六一二～六〇七）

定王二十一年（六〇六～五八六）　十八年（魯成二年）　齊頃公十年、齊侯使國佐與魯盟　國差𦉜「國差立事歲」

國差卽國佐、與魯盟見春秋

簡王十四年（五八五～五七二）　十年（魯成十五年）　秦景公元年　秦公鐘及𣪕「秦公曰、不顯朕皇祖受天命、爲諸

十又二公」　秦公鐘形制、與齊叔夷鐘全同、其時代必相近、用知十二公、乃自襄公始受命、爲諸

侯起

十一年（魯成十六年）　宋平公戍元年（在位四十四年）　宋公戍鐘　戍字典籍多誤爲成、此據公羊

靈王二十七年（五七一～五四五）　六年（魯襄七年）　齊靈公十六年（滅萊後一年）　叔夷鎛鐘　庚壺

十六年（魯襄十七年）　邾宣公牼卒之年　邾公牼鐘　宣公見春秋、在位十八年

二十二年（魯襄二十三年）　齊莊公四年　洹子孟姜壺「齊侯女雷𦂔喪其舅」　洹子卽陳桓子、其父爲文子、

文字於莊公三年猶存、莊公在位僅六年、故暫繫于此

景王二十五年（五四四～五二〇）　九年（魯昭六年）　徐儀楚聘楚之年　徐王義楚鍴「徐王義楚、擇余吉金、自作祭鍴」　儆兒鐘「余義楚之良臣」　儀楚聘楚事、見昭六年左傳、儀楚卽義楚

敬王四十三年（五一九～四七七）　四年（魯昭二十六年）　宋景公頭曼元年　宋公䜌鼎　䜌卽頭曼、春秋作欒、在位四十八年

九年（魯昭三十一年）　晉定公午元年　晉侯䧳盨　䧳字从隹午聲、卽定公名午之本字

二十五年（魯定十五年）　吳王夫差元年　攻吳王夫差鑑

三十九年（魯哀十四年）　齊簡公四年　陳逆簠及毁　陳逆名見魯哀十四年左傳、故暫繫于此、在位凡二十三年　以上春秋時代

元王八年（四七六～四六九）　六年　楚惠王廿六年　曾姬無卹壺「隹王廿又六年、聖趄之夫人曾姬無卹」

定王二十八年（四六八～四四一）　四年　越王句踐卒年　姑馮句鑃「姑馮昏同之子、擇其吉金、自作商句鑃」　句踐時有大夫馮同、卽此姑馮昏同、其子作器、要當在定王之世、故繫于此

考王十五年（四四〇～四二六）　八年　楚惠王章五十六年　楚王酓章鐘「隹王五十又六祀、返自西𨛭、楚王酓章作曾侯乙宗彝」

十年　楚簡王中元年（滅莒）　中子化盤「中子化用保楚王、用征梠」　中子謂中之子、梠卽莒字

威烈王二十四年（四二五～四〇二）　二十年　燕成公元年　郾侯庫彝「郾侯庫畏夜恖□哉」　紀年有成侯名載、庫卽載字、从車才聲

安王二十六年（四〇一～三七六）　二十二年　三晉伐齊、至桑丘　韓列侯二十年　𠫑羌鐘「隹廿又再祀、……韓宗敵達征秦迮齊入長城」　列侯年代據紀年

烈王七年（三七五～三六九）

顯王四十八年（三六八～三二一）　七年　齊桓公午十四年　陳侯午敦「隹十又四年、陳侯午以群諸侯獻金、作皇妣孝大妃祭器鋘敦」　史記作桓公六年卒、誤

十二年　齊威王元年　陳侯因脊敦「陳侯因脊曰、皇考孝武趄公……」　威王與桓公年代、據古本竹書紀年

二十五年　秦孝公十八年　商鞅量「十八年、齊遣卿大夫衆來聘……」

愼靚王六年（三二〇～三一五）

赧王五十九年（三一四～二五六）　三十六年　齊襄王五年（田單大破燕軍、恢復齊舊地）　陳騂壺「隹王五年奠□陳旻再立事歳、……子陳騂入伐燕」　子禾子釜、亦見陳旻名

秦昭襄王後四年、五二～五六（二五五～二五一）　孝文王一年（二五〇）　莊襄王三年（二四九～二四七）

始皇帝前十二年（二四六～二三五）　十二年（發四郡兵助魏擊楚）　楚幽王三年（秦魏擊我）　楚王酓忎鼎「戰獲兵銅」　忎卽幽王名悍之本字、同出有酓肯諸器、余疑一人、或說乃考烈王熊元

なお郭氏は表後に附記して「右列國標準器年代表、以器之年代確信、且屬于春秋戰國者爲限、此外如晉姜鼎與曾伯霥簠同時、大率平王中年時器、虢文公子鼎當屬幽世、楚公豪鐘及楚公逆鐘、均屬宣世、杞伯每刊諸器、均屬厲世、凡此均在春秋以前、故表中未出」という。しかし春秋以前とするこれらの

器は、楚公逆鐘が楚の熊咢七九九〜七九一の器、楚公豪鐘が若敖熊儀七九〇〜七六四の器、虢文公子鼎が東遷前後の器と考えられるほか、他はみな春秋期に屬すべきものである。

なお容庚氏の通考上册時代の項に列國器の編年を錄するが、平・桓・莊・釐・惠・襄・頃・匡・定の各期には繫屬の器なく、簡王以後に至つてその器を錄する。すなわち

簡王十四年（五八五〜五七二） 國差鑰簡王十二年（五七四） 魯成十七年、齊靈公八年 尸鎛・尸編鐘十三器（叔夷鐘） 簡王五年（五八一）〜靈王十八年（五五四） 齊靈公卒 庚壺同上 秦公簋簡王六年（五八〇） 桓公二十四年 宋公戍鐘六器 宋平公戍（五七五〜五三二） 邾公牼鐘四器 宣公牼（五七三〜五五六）

靈王二十七年（五七一〜五四五） 邾公華鐘悼公華（五五五〜五四一） 洹子孟姜壺田桓子無宇之喪 齊莊公（五五三〜五四八）

景王二十五年（五四四〜五二〇） 儀楚耑 郤王儀楚鍴左傳昭六年（五三六） 儀楚聘楚 郤王耑前器同出

敬王四十三年（五一九〜四七七） 吳王夫差鑑二十五年、吳王夫差元年 禺邗王壺二器 三十八年、黃池之會 宋公欒鼎蓋宋景公欒（五一六〜四五四） 王子申盞盂楚子西、敬王四十一年、爲白公所殺

元王七年（四七五〜四六九） 陳逆簠元年（魯哀公二十年） 正月丁亥 （定王器缺）

考王十五年（四四〇〜四二六） 楚王酓章鐘八年、惠王五十六年

威烈王二十四年（四二五〜四〇二） 𠫑羌鐘四器 𠫑氏編鐘九器 二十二年 （安王器缺）

烈王七年（三七五〜三六九） 陳侯午敦二器 陳侯午簋十又四年、桓侯午十九年而卒

顯王四十八年（三六八〜三二一） 陳侯因脊敦十三・四年（三五六・五） 商鞅方量秦孝公十八年（三四四）

（愼靚王・赧王器缺）

秦統一前 楚王酓肯鉈鼎・楚王酓肯鐈鼎・楚王酓肯簠三器 徙都壽春（二四一）以後所作之器 楚王酓忎鼎・楚王酓忎盤楚幽王（二三七〜二二八） 幽王三年、秦魏伐楚、次年正月、即始皇十三年也

なお春秋以前の列國器として、宣王期に虢季氏子組簋三器・虢季氏子組壺・虢文公鼎二器・楚公逆鎛楚公熊咢、幽王期に晉姜鼎殆爲晉文侯時器の諸器を列する。東遷後、簡王以前の器を錄しないのは不審であるが、その他の編年の器は大系と多く異なるところはない。それで一應大系の編年について檢討を加え、その問題點を明かにしたいと思う。

郭氏はまず春秋當初の器として、者減鐘（二二九）をあげている。すなわち銘文中の工𫎇王皮難を吳王柯轉に比定し、その子頗高、孫句卑、勾卑の時代は晉の獻公（六七六〜六五一）と同時とする史記の記述によつて、者減の時期を前七百年前後と推定する。積微居には、さらに遡つて者減を柯轉その人に外ならぬとしている。その器は甬鐘であるが、郭氏が「其銘辭字體、與沇兒鐘如出一人手筆」とする王孫遺者鐘もまた甬鐘であり、器制よりして邾公牼鐘（五七三〜五五六）と相近い時期のものであろう。吳王皮難は、おそらく吳王諸樊（五六〇〜五四八）、樊は皮難の轉語とみられる。諸樊の後は兄弟相及び、その子者減は位に即くことをえなかつたが、眉壽繁釐、𠷎公の壽・參の壽を祈つてこの器を作つている。通釋においては、諸樊を王僚の子諸樊とする說を試みたが、吳王皮難と稱していることから、壽夢の子諸樊とする方がよいと思われるので、ここに改めて闔閭（五一四〜四九六）と同輩行の人とする。

器はあるいは王統が諸樊の子である王子光、すなわち闔閭に歸したころのものであるかも知れない。文中に皇祖皇考というのもそのゆえであろう。また呉王元劍〔二二九〕にみえる元が、王僚の弟掩餘であるとすれば、者減と同輩行の人である。越王鐘〔二三〇〕も甬鐘で、文に鳥書を交えている。戉王者旨於賜は、句踐の王子である諸稽郢〔四六四～四五九〕のことであるらしく、その器もまた甬鐘である。おそらくこれらの諸器が、甬鐘形式の下限をなすものであろう。

王子嬰次鑪〔二〇六〕については、郭氏の大系に鄭子嬰齊子儀の器とするが、王子と稱するのがふさわしくなく、嬰齊の名は別に楚の令尹子重・魯の子叔聲伯以上左傳成二年、また鄭の七穆の一に子嬰齊昭十六年などがあつて、このうち楚の子重とするのがよいようである。鄭器と同出であるのは、遣贈の器と解される。荘王〔六一三～五九一〕の弟ならば、郭氏の比定する時期は約七十年ほど早いものとなる。

秦公鐘〔一九九〕については、從來成公〔六六三～六六〇〕・穆公〔六五九～六二一〕・共公〔六〇八～六〇五〕・桓公〔六〇四～五七七〕・景公〔五七六～五三七〕の諸説があり、大系は景公説をとる。文中の十又二公をどこから數えるかによつてその説を異にするが、虩事蠻夏・鎭靜不廷を單なる功業贊頌の語とみず、これに當る史實を求めるとすれば、春秋の中期としては哀公の卅一年〔五〇六〕、救楚の役などがそれに當るものであろう。通釋には四點の理由をあげて哀公〔五三六～五〇一〕說を提出しておいた。器制・文字からみて、その時期觀はほぼ適當なものであろうと思われる。

秦公鐘と同様の銘辭をもつ秦公鎛は、宋刻の著錄によるとその器制は齊の叔夷鎛と全く同じであるが、これは著錄に誤があるものと思われる。大系には秦景公元年〔五七六〕の秦公鎛よりのち十年、齊の滅萊の役〔五六七〕の翌年に叔夷鎛〔二一五〕と庚壺を屬し、兩器の時期近しとするが、宋刻の圖に誤があるとすれば、その銘文を以て時期を推すべきである。叔夷はもと宋の人で、銘文中に「丕顯穆公之孫」とあり、穆公和の後であるが、宋の襄公〔六五〇～六三七〕ののちうちつづいた內亂を避けて齊に入つたものと考えられる。すなわち文公〔六一〇～五八九〕の二年、武穆の族が國外に亡命した際に齊に逃れ、それより齊國內に地步を占めるに至るまで二三十年を要したものとして、前五八〇年前後の器であろう。銘文の五月戊寅は、靈公の二年五八〇年にその曆日を求めうる。郭氏は滅萊を靈公十五年五六七年、器をその翌年の制作とするが、それならば叔夷入齊後四十四年となり、稍しく時期がおそいようである。その編鐘は、者減・越王にやや先だつものであろう。

庚壺〔二一五〕にしるす戰役を、大系に前五七〇年の楚の伐呉の役とするも、この役には齊は參加することなく、かつ戰果のないものであつた。おそらく前五七八年の齊の伐秦の役と解すべきであろう。叔夷鐘より數年後の器である。字迹は叔夷鐘と極めて近いようである。

その他曾姬無卹壺・厲羌鐘・陳騂壺等の時期について、何れも問題とすべきところがあり、たとえば曾姬無卹壺の「隹王廿又六年」を楚の紀年、厲羌鐘「隹廿又再祀」を周の安王廿二年、また陳騂壺の「隹王五年」を齊襄王五年とするなど、その年紀をどこに屬するかについて不統一がある。列國期の編年には、まずこのような紀年法の解釋を確かめておく必要がある。

二、列國器の紀年

列國器の紀年には「隹王五年」陳騂（璋）壺「隹王廿又六年」曾姬無卹壺「隹王五十又六祀」楚王酓章鐘のように「隹王某年」と稱するもの、また「隹王正月初吉、辰在乙亥」邾公牼鐘・「隹王五月初吉丁亥」齡鎛・「隹王正月初吉丁亥」邵鐘、あるいは「隹正八月初吉壬申」寛兒鼎・「隹正五月初吉孟庚」蔡侯鐘のように王・正を付していうものがある。一般には「隹五年正月丙午」鄘侯少子段・「隹正月初吉丁亥」者減鐘のように、王・正を著けていない例が多い。このように種々の表記がとられているのは、それぞれ理由のあることであろうと思われる。

「隹王某年」というものは、西周期の彝器では、その王は周王、暦日もまた周暦によるものであることは明らかである。たとえば

隹八月既望、辰在甲申……隹王廿又五祀　小盂鼎（康王）

隹王三祀四月既生霸辛酉　師遽段（穆王）

隹王元年六月既望乙亥　曶鼎（懿王）

隹王元年四月既生霸甲寅　師旋段一（孝王）

などは、それぞれときの周王の年暦を以てしるすもので、いずれも時王の暦譜に合する。ただ列國期の器には、王號を稱するものにあつてはその年紀を用いるものがあり、たとえば曾姬無卹壺の「隹王廿又六年」を大系に楚の惠王の廿六年前四六三年とする。銘辭の内容からみて、昭王の廿六年前四九〇年と解すべきものと思われるが、何れにしても周の敬王の廿六年前四九四年でないことは、銘末の「後嗣甬之、職在王室」という王室が、楚室をさすとみられることからも明らかである。また「隹王五十又六祀」という楚王酓章鐘は宋刻に錄するものであるが、烈・顯以前の周王に歷年五十六年に及ぶものがなく、これまた楚の惠王章の五十六年であることは疑ない。

齊器の陳騂（璋）壺〔二一八〕については、陳夢家氏の六國紀年にその時期に論及する一條があり、その說に據るべきところが多い。それで通釋初版における解釋を改めて、齊の宣王五年前三一五年の器とする。作器者の名を郭氏の彙攷・大系によつて陳騂としたが、陳氏が費府のペン大學博物館で器を目驗したところによると、その字は陳璋と釋すべきであるという。歐米に錄するところによると、郭氏が馬と釋した部分は剝蝕によつて生じたあとであり、璋と釋するのが正しいようである。もし作器者が陳璋であるならば、それは陳氏の說のように、戰國策秦策の田章、齊策・呂覽愛類篇にいう章子であろう。齊の威・宣二王につかえた人である。陳釋にいう。

隹主五年、奠□陳夏再立事歲、孟冬戊辰、大臧□孔陳璋內伐匽亳邦之獲九五頁

主・孔は舊釋のまま王・子と釋してよいようである。その考釋について「別詳拙作專篇」というが、その文をみない。錢穆氏の先秦諸子繫年一九五六年版三六七頁にも、銘文の五年を宣王五年とする說がみえている。この器の時期については、すでに陳璋の名がみえるとすれば、その時期はもはや動かしがたいものである。

銘文にいう「隹王五年」は宣王五年とすべく、従つて子禾子釜・陳純釜等の時期もこれと前後するものであろう。齊の紀年については、錢穆氏の先秦諸子繫年と、陳氏の六國紀年、岑仲勉氏の西周文史論集とは一年の差があるが、いま先秦諸子繫年の説による。この伐燕の役は戰國策燕策一・孟子梁惠王下にもみえ、その事情が詳しく知られているものであるが、その翌々年、諸侯が救燕の役を起して齊は濮に敗れ、章子は危く虜となることを免れて遁走している。

以上によつていえば、西周期の諸器においては、王を冠稱すると否とにかかわらず、その紀年は周の年曆によるものと解してよく、列國器においては、王號を稱するものは王を冠稱し、それを宗國とするものもまた「王某年」と稱するものであることが知られる。西周期における王朝の支配はその紀年曆朔にまで及んでおり、その意味でまさに天下的支配であつたということができよう。西周時の列國器にあつては、たとえば虢姜段一の「隹王四年」・虢季子白盤の「隹十又二年」宣王期のごときも、周の年曆によるものとみられる。また明らかに列國期の器とすべきものの紀年は、その國の紀年を用いるものと解すべきである。

驫羌鐘〔二〇四〕は文首に「唯廿又再祀」とあり、その「廿又再祀」を周王に繫けて、周の靈王廿二年前五五〇年・威烈王廿二年前四〇四年・安王廿二年前三八〇年とする諸説が行なわれていることは、通釋に述べた。しかし列國期の紀年銘に周の紀年を用いることがない事實からいえば、それは驫羌の臣事する韓の宗室たる晉の紀年でなければならず、銘文中にしるす秦・齊・楚の三役を含みうるものは、晉の烈侯の廿二年前三九五年でなければならない。ただこの前後の列國の世系・年數について、六國表・世家と竹書紀年等の間に相互に不一致が多く、通釋中の資料引用の上にも未整理のところが存するので、いま改めてその三役をあげる。

達征秦　　秦簡公六年秦本紀　錢穆氏繫年「五三」參照

迮齊入長城　　晉烈公十二年、王命韓景子・趙烈子・翟員、伐齊入長城水經注引竹書紀年

𡨦敓楚京　　楚悼王類二年、三晉來伐我、至桑丘年表　悼王二年、三晉來伐楚、至乘桑丘而還楚世家

すなわち征秦の役は秦の簡公の六年にして前四〇九年、迮齊は前四〇四年、伐楚は前四〇〇年のことであり、この三役には何れも三晉の軍が動員されている。驫羌は韓の軍に従つて、殊功をあげたものであろう。作器の時期が、最後の役からも數年後であることを不審とする論者もあるが、銘文にいう「賞于韓宗、令于晉公、卲于天子」は必らずしも一般の論功行賞でなく、殊に「卲于天子」というように上聞に達することは、陪臣の臣たる驫羌のことであるから、何らかの機會があつてのことであると思われる。その恩寵を蒙ることは異例のことであり、ゆえにそのことを銘してこの器を作つたのであろう。銘文中にいう三役はみな史傳にその徵があり、かつ列國器の紀年がすべてその國、宗國の紀年を用いるものとすれば、この器は晉の烈公廿二年以外に屬すべきところはない。

壽縣蔡侯墓出土の蔡侯𪓐盤〔二一二〕は、作器者について昭侯申(五一八〜四九一)陳夢家・成侯朔(四九〇〜四七二)史樹青・聲侯產(四七一〜四五七)郭沫若・元侯(四五六〜四五一)李學勤とする諸説があり、その時期の定めがたいものであるが、文首に「元年正月初吉辛亥」㊽とあり、元年は蔡侯の元年である。文中に「肇差佐天子、用作大孟姬媵彝盤」、「康虎穆好、敬配吳王」とあり、天子・王は吳王をいう。吳は前

四七三年に滅んでおり、器は呉の滅亡以前の制作であるから、郭氏の聲侯説、李氏の元侯説は成立しがたい。列國器の紀年を周王に繫けて説くものもあるが、當時の周王の元年は景王前五四四年⑤・敬王前五一九年㊴・元王㉔前四七五年であり、いずれも器銘の㊽とはその日辰が適合せず、この元年が周王の元年でないことは明らかである。また呉王の紀年を用いたとするも、王僚前五二六年(51)・闔閭前五一四年⑩・夫差前四九五㊿の三王の元年は、何れもその元旦朔が㊽と合わず、兩三日の差がある。

蔡侯の歷年を以ていえば、靈侯前五四二年㉔・平侯前五二八年㉜・悼侯前五二一年㉑・昭侯前五一八年㉞・成侯前四九〇年(51)・聲侯前四七一年㉛・元侯前四五八年㊻であるから、元侯の日辰が最も適合するが、そのとき呉はすでに滅んでおり、また成侯以前では呉・蔡の關係からいつて事情に合わない。呉の霸業は夫差が越王句踐を夫椒に破り前四九四年、黃池の會前四八二年に晉と主盟を爭つたころを頂點とするものであるから、蔡が呉を王と稱してその勢力下に入つたのはそのころのことと思われる。從つてその元年は蔡の成侯朔か呉王夫差か、その兩者のうちにあるべく、銘に「王元年」と稱していないことから成侯朔とすべきであろう。ただその元年朔は(51)であり、銘文の㊽より三日早く、その譜に入りがたい。蔡侯の年次の上に問題があるのかも知れない。

列國器の日辰は、大體周曆によるものと思われるが、ときには自國の曆日を用いているものがあり、たとえば鄀・鄧には

隹鄀正二月初吉乙丑（鄀公敄人𣪘）　隹鄀八月初吉癸未（鄀公平公鼎）

隹鄧八月初吉（鄧伯氏鼎）　隹鄧九月初吉（鄧公𣪘）

など、その國號をあげていうものがある。その曆日が周曆とどのような關係にあるかは知られない。

また齊器には「冰月丁亥」（陳逆𣪘）・「國差立事歲、咸丁亥」（國差𦉜）・「公孫𥨊立事歲、飯者月」（公孫𥨊壺）・「□□立事歲、禝月丙午」（子禾子釜）・「陳猶立事歲、𩐯月戊寅」（陳純釜）のように齊獨自の月名を以てしるすものがあるが、春秋期の齊器には「王某月」というものが多く、その曆日は周曆によるものであろう。ただ諸國の曆日の間に若干異なるものがあつたことは、春秋經傳の曆朔を檢して知ることができる。王韜の春秋朔閏日至考にいう。

襄公十九年　經　秋七月辛卯廿八日　齊侯環卒　傳　夏五月壬辰晦廿九日（五月乙丑朔、壬辰應在二十八日）　齊靈公卒」　經書七月、而傳書五月、齊用夏正、以赴於諸侯、而經爲之改正也補（竹添氏會箋云、依歷推之、五月晦乃癸巳而非壬辰、六月甲午朔而非癸巳、癸巳朔在八月、相去兩月、若曲變其法、以從壬辰朔、與二十年之十月丙辰朔、又不合矣、蓋春秋時、有用周正者、有用夏正者、各國日月不盡合於魯、月每差兩月、日每差一日、齊之夏五月、卽魯之秋七月、辛卯與壬辰、亦差一日也）

哀公十五年　傳　閏月、良夫與太子入」　此年無閏月、誤、蓋衞歷有閏、而魯歷無閏也、衞之閏月、卽魯明年之正月、衞用商正、經特正之

これは齊に夏正を用い、衞に商正を用いるとする説である。またその下卷「春秋歷雜考」の「周不頒朔、列國之歷各異說」の條下に

周既東遷、王室微弱、天子未必頒歷、列國自爲推步、故經傳日月、常有參差、如昭廿二年、劉子單子、以王猛居于皇、經書六月、而傳在冬、十月丁巳、王子猛卒、經書冬十月、而傳在十一月乙

酉、經書十二月癸酉朔、日食、而傳此年末有閏、明年正月爲壬寅朔、則經之十二月癸酉朔日食、卽在傳之閏月、是周歷魯歷、置閏有不同矣、哀十五年、衞世子蒯聵、自戚入于衞、傳在此年末之閏月、而經書十六年正月己卯、是衞歷魯歷、不同矣、魯歷正月、有己卯、推之是廿九日、故夏四月己丑、孔丘卒、推之是四月十日、衞歷閏在十五年之末、則十六年四月無己丑矣
　蓋月朔有不同也、置閏或在歲終、或不在歲終、有不同也、雖其間未必無史誤、而杜注或以爲傳誤、或以爲經誤、皆不足信也、倘皆自王朝頒歷、何至有參差哉

とあり、周曆と魯曆とまた異なるという。

　晉が夏正を用いたことは、顧炎武・閻若璩以來その考證があり、王氏の春秋歷雜考にも晉用夏正考の條にこれを詳論している。衞が商正を用いたとするのは必らずしも確かでなく、あるいは置閏の關係によるものであろう。置閏は列國の間にときに相違することがあり、そのため日辰の差を生ずることもあるが、曆法そのものに基本的な相違があったとも思われない。綵書缶に「正月季春、元日己丑」のように正月を季春とするのは夏正によるものであるが、その日辰正月己丑は周曆をいうものであろう。欒書は左傳宣十二年前五九七年初見、鄢陵の役成十六年、前五七五年には中軍の將であった。その間、前五八九年に元旦己丑がある。

　曆日に若干の異同があるのみならず、より基本的な問題として、列國の世系・在位數には少なからぬ混亂がある。史記の世家・年表の間にすでに不一致が多く、竹書紀年その他の史籍との間に異同の多いことは、諸家の十二諸侯表・六國表の考訂にみられるところである。東周の諸王以下、列國諸侯の世系・在位數にそれぞれ問題があり、晉・三晉・齊・魯が最も甚だしく、他の小國に至っては、その詳細を知りがたいものが少くない。蔡についても、平侯盧・東國・悼公の卽位・年數にそれぞれ疑問があり、成侯についても昭侯弑殺に伴なう國論の分裂があって、その拾收の事情もよく知られないが、その歷年を改めうる確實な資料はないようである。

　十二諸侯表・六國表の訂誤によって、それと關聯ある列國紀年銘の問題を生ずるが、いま諸家の考正するところに從い、𪊍羌鐘の「隹廿又再祀」を晉の烈公の廿二年、また陳璋壺の「隹王五年」を齊の宣王五年と解して、その編年に加えておく。

三、列國器編年表

　以上に試みた標準器の時期推定に基づいて、一應の編年表を作成しておく。便宜上年表の形式をとり、諸家との異同を檢するために、その說を附記しておく。（　）內は推定時期、あるいはその上限下限を示す。列國期の時期推定の可能なものは、春秋以前に遡ってしるす。

前八七九　夷王三十九年（夷厲の際）　（晉侯喜父・棘馬・對の諸器）〔文物一九九五・七　上海集刊七　集錄三四二〕

前八四六　厲王三十三年　（晉侯蘇編鐘）〔上海集刊七　集錄三五～五〇〕「隹王卅又三年正月既生霸戊午55

（第八日）」

前七九九　宣王廿九年　楚公熊咢元年（七九九〜七九一）（楚公逆鎛）〔二二七〕武昌（鄂州）出土「隹八月甲申」八月朔乙亥、十日甲申　王跋「句亶王中子紅爲鄂王、紅立後六世、至熊咢、楚之中葉、曾居武昌」　又、編鐘八枚〔文物一九九四・八　考古一九九五・二　集錄九七〕

前七九〇　宣王卅八年　楚若敖熊儀元年（七九〇〜七六四）（楚公豪鐘）〔二二七〕五器〔熊延說〕韡華「熊摯紅之子熊延」〔熊儀說〕大系「豪蓋爲字之異、公豪當卽熊咢之子熊儀、儀爲古同歌部」

前七七〇　周室東遷

前七四四　晉昭侯二年　（晉姜鼎）〔二〇一〕波狀文、附耳獸足鼎「隹王九月乙亥、晉姜曰、余隹司朕先姑君晉邦」、「勿灋文侯覭命」晉姜、昭侯夫人〔晉文侯仇（七八〇〜七四六）說〕先秦古器記・博古・林武器　大系「此有文侯名、春秋中葉以上、尚無諡、大率卽文侯在世時事也」〔襄公（六二七〜六二一）說〕廣川書跋「晉姜文公夫人、當襄公世」

前七二二　魯隱公元年　魯の春秋〜四八一

前七一三　鄭、戴を取る　（戴器）〔二二六〕

前六九〇　紀侯大去　（紀器）〔二二〇〕

前六八七　秦の武公、小虢東虢を滅ぼす　（虢器）〔二〇〇〕

前六七八　楚、鄧を滅ぼす　（鄧器）〔二〇八〕

前六七一　楚成王元年　（𪉥編鎛）〔淅川下寺春秋楚墓　集錄九八〜一〇五〕文七七字「余呂王之孫、楚成王之盟僕男子之埶、余不忒在天之下、余臣兒難得」

前六五八　晉、西虢を伐ち、下陽を滅ぼす　（虢器）〔二〇〇〕（齊侯匜二）〔二一三〕瓦文匜「齊侯作虢孟姬良女寶匜」

前六五五　晉、上陽を圍み、虞・虢滅ぶ　（虞・虢器、上村嶺諸器）〔二〇〇〕

前六五〇　狄、蘇（溫）を滅ぼす　（蘇器）〔二〇〇〕　宋襄公元年〜六三七　（趞亥鼎）〔二一〇〕夔樣文鱗文附耳獸足鼎「宋莊公之孫趞亥」莊公（七〇九〜六九二）之孫、襄公之時

前六四八　これより以前に黃滅ぶ　（黃器）〔二二七〕

前六四二　左傳僖十六年（六四四）「冬十二月、會于淮、謀鄫、且東略也、城鄫」、十九年經「十九年（六四一）夏六月、鄫子會盟于邾、己酉、邾人執鄫子用之」　曾伯霥簠〔二二六〕「隹王九月初吉庚午……克狄淮夷、印燮繁湯、金道錫行」

〔宣王期說〕吳其昌・劉節　〔春秋初年說〕大系「此簠與晉姜鼎同時、彼云征繁湯原、此云印燮繁湯、蓋晉人與會、同伐淮夷也、作器亦同在九月、彼在乙亥、此在庚午、先彼五日、二器均春秋初年之物」　〔魯僖公說〕攈古引張石匏說・從古　屈釋「僖公十八年（前六四二年）九月的初吉（初八日）有庚午、可知此器之作、必在這時候了」

前六三二　魯僖公二十八年　城濮の戰　（子犯編鐘）〔故宮文物月刊一九九五・一四五期　集錄一〇〜二五〕　十六

枚一套八枚　文一三二字「隹王五月初吉丁未、子犯、佑晉公左右、來復其邦、諸楚荊、不聽命于王所、子犯及晉公、率西之六𠂤、搏伐楚荊、孔休、大攻楚荊、喪厥師……、子犯佑晉公左右、燮諸侯、得朝王、克奠王位、王易子犯輅車……衣裳・黼市・佩、諸侯羞元金于子犯之所、用爲龢鐘糾堵」

前六三二　左傳僖公廿九年、齊の國歸父、翟泉に會す　（齊大宰歸父盤）〔二一四〕「隹王八月丁亥」綴遺、宜定爲國莊子器矣

前六二三　楚、江を滅ぼす　（江器・白戔諸器）〔二二七〕（楚王鐘）〔二二七〕「隹正月初吉丁亥、楚王賸邛中嬭南龢鐘」

〔成王・文王說〕大系「楚王殆卽成王（六七一〜六二六）或其父文王（六八九〜六七七）也」

前六一三　鄀定公貜且元年〜五七四　（鄀公鈺鐘）〔二二二〕「陸𪓑之孫鄀公鈺……揚君靈、君以萬年」（字作鄀）

〔鄀定公說〕大系　〔鄀桓公說〕上海「釛、玉篇讀若𠝁、釛革音近、卽鄀桓公（四八七〜四七三）」太子華、又、子革

前五九七　晉楚、邲の戰　欒書晉下軍の佐　（𦅫書缶）〔二〇四〕「正月季春、元日己丑、余畜孫書」、「𦅫書之子孫、萬世是寶」前五七五年、晉楚鄢陵の戰、欒書中軍の將　前五八九年、正月元旦朔己丑

前五九〇　楚共王元年〜五六〇　（王子嬰次鑪）〔二〇六〕共王弟　左傳成公二年（前五八九年）初見

〔春秋初期〕郭氏研究・大系鄭子嬰齊說「王子嬰次、卽鄭子嬰齊也、左傳桓十八年（前六九四年）作子儀、當是字、史記作公子嬰、有此器出、足證鄭莊公（七四三〜七〇一）時、實曾僭稱王號耳、嬰齊與魯莊公（六九三〜六六二）同年卽位、十四年而遇弑」　新鄭古器王子頹說「周王子頹、左傳莊十九年（前六七五年）秋、五大夫奉子頹、以伐王、不克、出奔溫、又奔衞」〔春秋中期〕王釋「嬰次卽嬰齊、乃楚令尹子重之遺器也、葢鄢陵之役（前五七五年）楚師宵遁、故遺是器於鄭地」　積微居「其說殊失之泥、彝器古人所重、與國以之爲酬酢」〔戰國〕李玉其「指爲鄭、似不如韓之可信」

前五八七　齊の國差〜五七三この頃立事（國差𦉜）〔二一四〕「國差立事歲、咸丁亥……侯氏受福眉壽」〔左傳成二年說〕前五八九年　大系表　〔齊靈公八年〕前五七四年　文錄「古無以干支紀年者、始見於此」河出　〔田常專制以後〕積古「其當田常專政、割齊安平以東、爲封邑之後乎」齊平公五年（前四七六年）

前五八一　齊靈公元年〜五五四　（叔夷鎛・叔夷鐘）〔二一五〕「隹王五月、辰在戊寅、公曰、女夷、余弘猒乃心、余命女政于朕三軍……余易女釐都□□、其縣三百」、「不顯穆公之孫、其配襄公之妣、而鍼公之女、雩生叔夷、是辟于齊侯之所」、「又共于𥫗武靈公之所」五月朔辛未、八日戊寅

〔靈公十六年說〕大系「春秋襄六年、十有二月、齊侯滅萊、當靈公之十五年（前五六七年）、其翌年五月有戊寅甲戌朔、五日戊寅與本銘適合、本銘又言師旟行師、均是滅萊前後事」齊襄・秦成說　〔齊靈公末年說〕孫氏拾遺「此鐘之作、当在齊靈公末年、上距宋穆公元年前七二八年、已歷百七十五年、必不止四世也」

前五七八　齊靈公四年　（𪒠鎛）子仲姜鎛〔二一六〕「隹王五月初吉丁亥、齊辟鞷叔之孫、適仲之子𪒠、作子仲姜寶鎛、用𪒠侯氏永命萬年」、「鞷氏□曰、余彌心畏忌、余四事是台」靈公八年、慶氏の難以前
前五七八年、五月癸未朔、五日丁亥　（子仲姜盤）〔集錄一〇〇七〕文三二字「隹六月初吉辛亥、大師乍子仲姜沬盤」

齊侯　僖　襄・桓　孝・昭・懿・惠　頃　靈
鮑氏　敬叔　叔牙　聖叔　又成惠叔　適仲　𪒠

（公孫窹壺）〔補記篇卷四　文物一九七二・五〕「公孫窹立事歲、飯者月、公子土折作子仲姜□之般壺」
公孫竈、惠公の孫、靈と同輩行の人
（庚壺）〔二一五〕「歸獻于靈公之所」、「其王乘馬」春秋成十三年經「夏五月、公自京師、遂會晉侯齊侯……伐秦、秋七月、公至自伐秦」王、周簡王
〔靈公十二年說〕　大系「銘辭所紀者、乃是三次之戰功、每次有獲、均以獻于齊侯、而受賞賜、三次所伐之國、屢言其王、在春秋時稱王者、爲南方之吳楚徐越、史記十二諸侯年表、于齊靈公十二年（前五七〇年）書伐吳、葢卽此時事也其時爲吳王壽夢十六年、壽夢名、春秋襄十二年作乘、銘中兩乘馬字、頗疑卽是壽夢」

前五七五　宋平公成戌元年～五三二　（宋公戌鐘）〔二一〇〕六器「宋公戌之諤鐘」
前五七一　郳宣公三年～五五六　（郳公牼鐘）〔二二二〕四器「隹王正月初吉、辰在乙亥、鼄公牼擇厥吉金、自作龢鐘」左傳襄十七年經、郳子牼　三年（五七一）正月朔乙亥

前五六六　杞孝公匄元年～五五〇　（杞伯每匄鼎・壺・𣪘・匜・盨）〔二二一〕積微居「每亾之名、不見於經傳、余疑其卽杞孝公也、春秋襄廿三年、書杞伯匄卒、卽孝公也、古人於二字之名、往往單稱一字」
〔厲王期說〕　大系「余意卽謀娶公、史記陳杞世家、謀娶公當周厲王時」
前五六〇　邿滅ぶ　（邿器）〔二二五〕
前五五五　郳悼公華元年～五四一　（郳公華鐘）〔二二二〕「隹王正月初吉乙亥、鼄公華擇厥吉金……台作其皇祖皇考」正月朔壬申、四日乙亥
前五四八　吳王諸樊五六〇～沒す　（者減鐘一）〔二二九〕「隹正月初吉丁亥、工𫊣王皮𪊨之子者減」、「用𪒠眉壽繁釐、于其皇祖皇考、若𥁕公壽、若參壽」諸樊の子
〔柯轉說〕　積微居「者減之合音爲轉、故銘文作者減、而史記作轉、此猶春秋襄十二年書吳子乘卒、而左氏傳則作壽夢、其例正同、史記、記轉之父爲禽處、而銘文作皮𪊨、不相符合者、句吳諸王、名號不同、一人之稱、往往互相歧異」
〔春秋初年說〕　大系「自太伯以降、至第十五世爲轉、索隱引譙周古史考作柯轉、柯轉卽此皮𪊨也、柯轉之子爲頗高、此者減與頗高爲兄弟、大約當春秋初年、魯國桓莊之世也」
前五四七　齊景公元年～四九〇　（齊侯盤二）〔二一三〕「齊侯作皇氏孟姬寶盤」綴遺「皇氏者、葢齊侯自稱其母之辭也、在春秋時、則有齊莊公母曰鬷聲姬、景公母曰穆孟姬、見左氏襄公十九年（五五三）傳及昭公十年（五三二）傳注、此曰皇氏孟姬、當是景公爲穆孟姬所作也」按穆孟姬、叔孫穆子之女
前五四六　鄭に印段子石左傳襄廿七年あり　（鄭子石鼎）〔二〇七〕「鄭子石作鼎」

前五四四　楚王熊麐元年～五四一　（楚王領鐘）〔二二七〕「隹王正月初吉丁亥、楚王領自作鈴鐘、其聿其言」

〔楚成王（六七一～六二六）說〕　貞松「楚王名作領、殆頵之壞字、頵爲楚成王名、左傳文元年經冬十月、楚世子商臣弒其君頵、公穀均作髡、史記楚世家作惲、考成王以周惠王六年立、春秋長術惠王廿一年（六五六）正月爲丁亥朔、乃楚成王之十六年、亦此鐘爲楚成王作之一證矣」

〔楚共王箴（五九〇～五六〇）說〕　周法高「領當卽楚共王之名、國語楚語上、莊王使士亹傅太子箴、韋注、審恭王名也、黃丕烈札記、此當是箴或作審、恭王名也」又、長沙古物聞見記陳夢家敍「楚王領鐘、恭王箴、注、楚王領、余釋爲楚恭王箴、今咸古音同」又、林氏武器

〔楚悼王（四〇一～三八一）說〕　大系「領字絕非壞字、字酓頷之異文、从頁今聲也、又以形制而言、器有紐、枚平、花紋乃所謂秦式、酓戰國時代之器、余意當卽楚悼王、悼王名、史記六國年表及通鑑均作類、而楚世家作疑、類當卽領若頷之字誤」

前五四〇　齊景公八年～四九〇　（洹子孟姜壺）〔二一七〕「齊侯女䨻、聿喪其殷、齊侯命大子、乘遽來敂宗伯、聽命于天子……齊侯拜嘉命」、「洹子孟姜、用气嘉命、用旂眉壽」景公三年、慶封の亂、景公十六年、田桓子退隱

〔齊莊公三年（前五五一年）以後〕研究　〔齊景公三年（前五四五年）以後〕大系新版

前五三八　賴滅ぶ　（魯大司徒子中白匜）〔二一九〕「魯大嗣徒子中白、作其庶女礪孟姬隮匜」厲讀爲賴、左傳昭公四年、楚遂以諸侯滅賴、賴子面縛銜璧、公穀作遂滅厲

前五三六　徐義楚、楚に聘す左傳昭六年　（徐王義楚耑）〔二二八〕三器「隹正月吉日丁酉、郤王義楚、擇余吉金、自酢祭鍴、用享于皇天、及我文考」昭三十年、徐亡ぶ　（義楚耑）〔二二八〕「義楚之祭耑」（僻兒鐘）〔二二八〕「隹正九月初吉丁亥、曾孫僻兒、余迭斯于之孫、余炫路之元子、曰、於嘑、敬哉、余義楚之良臣、而乘之字父」

前五三一　宋元公佐元年～五一七　（宋公差戈）〔二一〇〕「宋公差之所造不陽族戈」綴遺「宋公差者、宋元公也、差佐古今字」上蔡滅ぶ

前五二九　楚、蔡を再建

前五二六　吳王僚州于元年～五一五　（王子于戈）〔二二九〕即位前、錯金鳥書「王子于之用戈」

前五二三　楚、太子建に秦女を聘す　（許子妝簠）〔二一二〕「隹正月初吉丁亥、鄦子妝……用賸孟姜秦嬴」左傳昭十九年（五二三）正月、楚夫人嬴氏、至自秦　定六年（五〇四）許亡ぶ

〔許靈公（五九一～五四七）說〕　綴遺「攷靈公以宣公十八年嗣位、襄公十二年（五六一）傳、秦嬴歸于楚、杜注、秦嬴景公妹、爲楚共王（五九〇～五六〇）夫人、按共王卽位、後于靈公一年、此簠之作、必在成公（五九〇～五七三）之初年矣」

前五一八　蔡侯朱立つ　（蔡侯朱缶）〔補記篇卷四〕

前五一六　宋景公欒元年～四六九　（宋公欒鼎・戈鳥書銘・夫人鈃鼎）〔二一〇〕史記、宋公頭曼　古今人表、兜欒

前五一五　楚昭王元年～四八九　（卲王之諻殷）〔二二七〕「卲王之諻之薦𣪘」昭王の母　平王（五二八～五一六）

前五一四　吳王闔閭元年～四九六　（吳王光鑑）〔二二九〕「隹王五月、既子白期、吉日初庚、吳王光擇其吉金……台作叔姬寺吁宗彇薦鑑……往巳叔姬、虔敬乃后、孫〻勿忘」郭釋「既子白期、当卽既生覇」又、（戈・劍）〔二二九〕

〔子白王僚說〕　陳釋「春秋昭廿七年（五一五）夏四月、吳殺其君僚、吳世家則曰、四月丙子、光伏甲士于窟室、遂弑王僚、子白疑卽王僚、又名州于、既子白期、是盡子白爲期之喪、自周敬王五年四月丙子、至六年五月庚戌、爲三六五日、是爲吳王光元年」郭釋「按此不合彝銘體例、可謂妄生異說」

前五一二　吳、徐を滅ぼす。徐子章禹、楚に奔る　（子璋鐘）〔二二八〕

前五〇五　秦哀公（五三六～五〇一）　楚都を救う　（秦公段・鐘）〔一九九〕「秦公曰、丕顯朕皇祖、受天命、鼏宅禹責、十又二公、在帝之坏、嚴䡴夤天命、保䕫厥秦、虩事䜌夏、余雖小子、穆〻帥秉明德……盭〻文武、鎭靜不廷、虔敬朕祀」段銘

非子　秦侯　公伯　秦仲　莊公　襄公　文公　太子竫公　靈公　（武公　出公　德公

（宣公　成公　穆公）　康公　共公　桓公　景公　哀公

〔成・景說〕　考古「非子至宣、爲十二世、自襄公至桓公、爲十二世、莫可攷知矣」〔繆公說〕貞松「予意十二公、當自秦侯始、至成公爲十二世、成公之後爲繆公、作鐘與段者、乃繆公也」〔共・景說〕考古引歐陽脩說「今據年表始秦仲、則至康公爲十二公、此鐘爲共公所作也、據本紀自襄公始、則至桓公爲十二公、而銘鐘者、當爲景公也、未知孰是」〔桓公說〕容庚「余謂秦之稱公、自秦仲之子莊公始……鑄器者乃桓公也、二十年（五八四）秦伐晉、二十四年（五八〇）與晉厲公夾河而盟、歸而倍盟、與翟合謀擊晉、葢欲繼楚莊而爭霸、鑄器當在此時」〔景公說〕大系「作器者、實是秦景公、葢器與齊之叔夷鎛鐘、除大小相異而外、其花紋形制、全如出自一笵也、叔夷鎛鐘、作于齊靈公（五八一～五五四）中年、秦景公（五七六～五三七）以靈公六年卽位、年代正相同」

前五〇四　許滅ぶ　（許器）〔二一二〕

前四九六　越王句踐元年～四六五　（越王句踐劍）鳥書〔二三〇〕

前四九五　吳王夫差元年～四七三　（吳王夫差鑑二・劍）〔二二九〕　鑑「攻吳王大差、擇厥吉金、自作御監」　劍「攻敔王夫差、自作其元劍」

前四九三　蔡、下蔡（壽縣）に遷る

前四九〇　蔡成侯朔元年～四七二　（蔡侯龖盤・尊・盥缶・戈）〔二一二〕　盤・尊「元年正月初吉辛亥、蔡侯龖、虔共大命、上下陟否、孜敬不惕、肇差天子、用作大孟姬嬇彝盥……□□王母……敬配吳王、不諱考壽」成侯初年　鐘「隹正五月初吉孟庚、蔡侯□削去一字曰、余唯末小子　余非敢寧忘、有虔不惕、差右楚王、隺隺爲政、天命是遲」、「建我邦國、爲令肅肅」成侯後年

莊侯甲午　文侯申　景侯固　靈侯般　世子有　平侯廬　悼侯東國、平侯弟　蔡侯朱　昭侯申、平侯弟

成侯朔　聲侯產

〔敬王元年（前五一九年）說〕唐蘭悼公三年　正月朔癸卯、九日辛亥　〔昭侯申（五一八～四九一）說〕陳夢家「鐘銘曰、余唯末少子、則其人不是長子、左右楚王、則其人與楚相善、𨟭銘曰、敬配吳王、則其人在卽位元年、與吳通婚、肇佐天子、則其人尚敬事周王室、未爲諸侯的附庸、鑑爲吳王光嫁女之器、出于蔡墓、則其人或與闔廬同時、是同一蔡侯所作銘、此人最合是昭侯」〔成侯朔（四九〇～四七二）說〕史樹靑　〔聲侯產（四七一～四五七）說〕郭釋　〔元侯（四五六～四五一）說〕李學勤

楚昭王廿六年～四八九　（曾姬無卹壺）二器〔二一七〕「隹王廿又六年、聖趄之夫人曾姬無卹、望安茲漾陲蒿間之無匹、甬作宗彝障壺、後嗣甬之、職在王室」

〔周靈（五七一～五四五）敬（五一九～四七六）說〕唐釋　〔惠王（四八八～四三二）期說〕大系「此非考烈以後器、字體與楚王酓章鐘極近、大率卽惠王時物」

前四八五　齊悼公四年四八八～　（陳逆簠・毁）〔二一八〕　左傳哀十一年（四八四）十四年（四八一）陳逆　簠「隹王正月初吉丁亥、少子陳逆曰、余陳趄之裔孫、余寅事齊侯、藋卹宗家、擇厥吉金、台作厥元配季姜之祥器」簡公弑殺（四八一）以前　悼公四年正月朔乙酉、三日丁亥　毁「冰月齊十一月丁亥、陳氏裔孫逆、作爲皇祖大宗毁」

〔魯哀廿年（四七五）說〕積古「考左傳哀十四年（四八一）成子殺闞止、執簡公、逆實佐之、此器作于魯哀公二十年、杜氏長曆、哀二十年正月丁亥朔、銘與杜氏合、時距簡公之弑、已五年矣」又、大系

前四八二　黃池の會　（趙孟介壺）〔二〇四〕

前四七九　楚司馬子期沒　（子可期戈）

前四七八　越句踐十九年　（者沪鐘）〔二三〇〕「隹戉十有九年、王曰、者沪……趄趄哉、弼王宅」、「隹王命、元頌乃德、子孫永保」

〔諸咎說〕大系初版「翳王三十三年遷于吳、三十六年（三七五）七月、太子諸咎殺其君翳、沪卽泓字之異」又、者沪鐘考釋「沪咎音相近、有越王者召於賜鐘及越王者召於賜矛、均者沪之器、諸咎於弑王之前、已自稱王」　〔鼫與說〕大系新版「容庚云、者沪當作者沪、卽越王句踐之子王鼫與、今案其說至確、銘中之王、卽越王句踐也、舊釋當大作添改」後復諸咎說

〔大夫諸（柘）稽說〕饒釋

前四七五　晉定公午卅七年五一一～　（晉公盦）〔二〇二〕「隹王正月初吉丁亥、晉公曰、我皇祖𨟭公、膺受大命、左右武王、□□百蠻……公曰、余锥今小子、敢帥井先王……保辥王國……丕作元女」、「锥今小子、整辥爾容、宗婦楚邦、隹□萬年、晉邦隹翰、永康寶」正月朔丁亥

〔西周末〕筠清「此西周世古文之最縟、而將開籀文者」、「此號未爲晉所滅時、二國盟會之事」　〔晉襄公（六二七～六二一）說〕大系初版　〔晉景公據（五九九～五八一）說〕林武器「午・御・據音近し」　〔平公（五五七～五三二）說〕綴遺「秦景公之四十年（秦公鐘）、晉平公之廿一年（五三七）、時代正同、故語言文字亦相類、尤足資印證矣」文錄左傳昭四（五三八）昭五（五三七）晉楚連姻　〔定公午說〕唐蘭・大系當是中年時事・積微居定公中年以後

〔邵鐘〕〔二〇三〕「隹王正月初吉丁亥、邵黛曰、余畢公之孫、邵伯之子、余頡岡事君、余嘼𡚱武、作爲余鐘」邵伯、魏獻子、前五〇九沒　前四七五年正月朔丁亥　字迹前器に近し

〔前六世紀前半〕　林武器「鄢陵の役（五七五）で戰死した魏錡の子の作」

前四七一　蔡聲侯産元年～四五七　（聲侯産劍）〔補記篇卷四〕鳥書

前四六八　田氏の勢强し左傳哀廿七年、陳成子恒（田常）　（陳肪𣪘）〔二一八〕「隹王五月元日丁亥、肪曰、余墜仲𣄚孫、𥄉叔和子、龏𠫑鬼神……作茲寶𣪘」𥄉叔陳乞（四八五沒）の子、子枋氏（田常と同輩行）

〔田常器〕　大系「𥄉叔當卽陳𥄉子乞、乞子爲田成子常、此肪或卽常也」　〔太公和子說〕

文錄・積微居

宋昭公得元年～四二二　（宋公得戈）〔補記篇卷四〕鳥書

前四六四　越王鹿郢元年～四五九　（越王鐘・矛・劍）〔二三〇〕以上鳥書　鐘「隹正月王春吉日丁亥、戉王者旨於睗、擇厥吉金、自祝禾𥻆□鐘」正月朔癸未、五日丁亥　矛「戉王者旨於睗」劍同銘　者旨、諸稽郢

〔者汈說〕　大系補錄「者召於睗、或者卽是諸咎、𩇭三十六年七月、太子諸咎弑其君𩇭、十月、粤殺諸咎粤滑、與本鐘之者召稱王、而有正月者不合、葢諸咎于弑父之前、早已僭稱王號」　容釋鳥書考「越世家、句踐卒、子王鼫與立、索隱、按紀年云、句踐卒、次鹿郢立」、「者汈當作者沪、卽越王句踐之子王鼫與」大系新版引

〔姑馮句鑃〕〔二三〇〕「隹王正月初吉丁亥、姑馮昏同之子、擇厥吉金、自作商句鑃」越絕書、馮同、句踐大夫

〔其次句鑃〕〔二三〇〕二器「隹正初吉丁亥、其次擇其吉金、鑄句鑃」

前四五三　智伯滅ぶ　（智君子鑑）〔二〇四〕

前四四八　越王朱句元年～四一二　（越王州句矛・劍）鳥書

前四三三　楚惠王章五十六年四八八～四三二　（楚王酓章鐘・劍・戈）〔二二七〕鳥書　鐘「隹王五十又六祀、返自西𢍰、楚王酓章、作曾侯乙宗彝、奠之于西𢍰、其永寺用享」金石錄「按楚惟惠王在位五十七年、又其名爲章、然則此鐘爲惠王作、無疑也」　劍「楚王酓章、爲從士鑄、用□□用征」　戈「楚王酓璋、嚴龔□作它戈」　戈「楚王歙璋作它戈以……」

前四一五　滕、越に滅ぼさる　（滕器）〔二二四〕

前四〇三　趙・魏・韓、諸侯となる

前三九四　晉烈公廿二年～三八九　（𠫑羌鐘）〔二〇四〕「唯廿又再祀、𠫑羌作戎厥辟韓宗𢼸、達征秦、迮齊入長城先、會于平陰、武侄寺力、𡩜敚楚京、賞于韓宗、令于晉公、卲于天子、用明則之于銘、武文咸刺、永業毋忘」前四〇九年、本紀「秦簡公六年、塹洛城重泉」又、水經河水注「周威烈王十七之年、魏文侯伐秦、築汾（洛）陰・郃陽」又、秦本紀「往者厲躁簡公出子之不寧、三晉攻奪我先君河西地」前四〇五年、紀年「晉烈公十二年、王命韓景子・趙烈子・翟員伐齊、入長城」前四〇〇年、年表「楚悼王類二年、三晉來伐我、至桑丘」

〔周靈王廿二年說〕前五五〇年　劉節・徐仲舒・楊樹達・董作賓等　〔周威烈王廿二年說〕

前四〇四年　溫庭敬・容庚・陳夢家・唐蘭等　〔周安王廿二年說〕前三八〇年　郭沫若

前三七九　姜齊絕祀　（齊器）〔二一三〕

前三七六　晉絕祀　韓、新鄭に都し、鄭滅ぶ　（鄭器）〔二〇七〕

前三六一　田桓公午十四年～三五七　（陳侯午敦一・二・毀）〔二一八〕「隹十又四年、墜侯午、台群諸侯

　獻金、作皇妣孝大妃祠器鉄鐔」

前三五八　燕成侯載元年～三三〇（郾公厙毀・豆・矛・戈）〔二〇五〕韓華「載燕成公名」

前三五五　齊威王因齊二年～三二〇　（陳侯因資敦・戈）〔二一八〕　敦「隹正六月癸未、陳侯因資曰、皇

考孝武趄公、龔戠大慕克成、其惟因資、揚皇考紹練、高祖黃帝、保嗣趄文、淖問諸侯、合揚厥德、

諸侯寔薦吉金、用作孝武趄公祠器鐔」六月朔己卯、五日癸未

前三四九　秦孝王十三年　十三年大良造鞅戟　又、十六年大良造鞅鐓　十八年大良造鞅釜

前三四四　秦孝王十八年　（商鞅量）〔一九九〕

前三二三　楚懷王六年～二九九　襄陵の戰　（鄂君啓節）〔補記篇卷四〕「大司馬昭陽、敗晉師於襄陽之歲、

　夏□之月乙亥之日」

前三一五　齊宣王五年～三〇一　（陳璋壺）〔二一八〕「隹王五年、奠□陳旻再立事歲、孟冬戊辰、大臧

□□子陳璋、內伐匽□邦之獲」陳璋、威・宣兩世の人　錢穆氏繫年一二〇節參照

〔春秋末〕　張政烺「陳导、田成子常末弟、田惠子得」　〔周元・定說〕林武器「周元王五年

（前四七一年）または周定王五年（前四六四年）」

（子禾子釜）〔二一八〕「□□立事歲、禝月丙午、子禾子……命□陳旻」　〔陳旻陳得陳乞末子說〕

張政烺　〔太公田和器〕簠齋・窓齋・綴遺　〔齊湣王末年～二八四器〕大系

前三一二　燕王職元年～三一二　（郾王戠戈・矛）〔二〇五〕趙世家、武靈王、召公子職于韓、立以爲燕王

〔昭王說〕陳夢家六國紀年「紀年及史記趙世家、周赧王元年（三一四）齊破燕、趙召公子職于

韓、立以爲燕王、郎昭王也、昭王名職」　林武器、同　〔按史記燕世家、齊大勝燕、子之亡、

二年而燕人共立太子平、是爲燕昭王年表・紀年、公子平、考證、竊意職爲王時、在噲死之後、昭王未立之先、

職立二年而卒、而始立昭王、而昭王竝非太子、昭王名平、太子不名平」錢穆氏繫年第一二〇附參照

前二九三　秦昭王十四年　十四年相邦冉魏冉戈　又、廿一年相邦冉戈

前二七〇　趙惠文王廿九年趙世家、秦韓相攻、趙使趙奢將繫秦、大破秦軍閼與下、賜號爲馬服君　廿九年相邦肖趙戈

前二六七　秦昭王四十年　（四十年上郡守起戈）

前二六二　楚考烈王熊元元年～二三八　（楚王酓肯鼎二・簠二）〔二二七〕　鼎「楚王酓肯、作鑄鐈鼎、以

共戠棠」唐釋「考烈王名熊元、世本作完、按從元聲之字、多讀如昆、說文、髡、從元聲而讀苦昆

　切、元肯一聲之轉」

　〔幽王悍（二三七～二二八）說〕大系舊版　〔哀王猶（二二八）說〕徐仲舒　〔王負芻（二二七～

二二三）說〕劉釋

前二五四　燕王喜元年～二二二　郾王喜戈・矛

前二五〇　魏安釐王廿七年　梁廿七年鼎鄭韓故城出土戈

前二四六　秦始皇元年～二一〇　（新郪虎符）〔一九九〕統一以前

前二四四　趙悼襄王元年～二三六　元年相邦春平侯矛　又、四年相邦呂不韋矛　五年相邦呂不韋戈六年上郡守疾戈

前二三四　楚幽王悍四年～二二八　（楚王酓忎鼎二・盤）〔二二七〕鼎器銘「楚王酓忎、戰獲兵銅、正月吉日、窒鑄鐈鼎、以共歳嘗」楚世家、幽王三年、秦魏伐楚

以上の烈國器編年を通じて、各國の紀年はそれぞれその國あるいは宗國の紀年を用い、また暦正については特にその國暦であることを示さないかぎり、すべて周正によるものであることを確かめうる。この原則は他に例外のないものであり、たとえば屭羌鐘のごときも、晉の紀年によるものであることは明白である。屭羌鐘を晉の烈公廿二年に繫けて解するのも、そのゆえに外ならない。かつ銘文中の三役は、すべて史傳にその記錄を存しているものである。林氏の中國殷周時代の武器五九三頁に、この私說に對して、金文の通例として「自らを誇示し、記念しようと思ふ幾つかの功績を、日付なしに、抽象的な表現の短い句に壓縮して羅列したといふやうな例があるだらうか。金文を學んだ者にとつてその答へは自明である。曰く、さういふ例はない。これ二十又再祀以下は、時間的に一つながりの事件をしるしたものでなければならない、と」と述べている。金文がどのように壓縮した表現をもつものであるかは、金文を學んだ者にとつて、まことに自明である。秦・齊・楚に對する三役のことを列擧するのは、本來陪臣の臣である屭羌の武功は天子の上聞に達すべきものでなく、異例の上聞と嘉獎とを受けて、そのことをこの一銘中にしるしたもので、通例の金文と事情が異なる。「前四〇四年には現存の歴史記錄中には銘文の逵征秦・𡧯敓楚京に當る記事が見出されない」というのも、舊說の威烈王廿二年說を前提としてのことにすぎず、制作の時期を誤つては、ないのが當然である。金文の考釋には、史傳の資料を參考にしながら、その可能性をできるだけ追求するという實證の態度がなくてはならない。林氏はたとえば陳璋壺を周元王五年、あるいは定王五年とするが、その他はすべて列國の紀年を以て解している。陳璋壺にいう五年も、齊の宣王五年、齊が燕の子噲を伐つた戰國策燕策一、孟子梁惠王下ときのものとみるべきであり、列國器の紀年にしてこれを周王に繫けていうものは一器もない。これまた金文を學ぶものにとつて、承認しなければならぬ原則である。考古の人が、しばしば銘文や史傳の檢討を輕視し、一般的な器制や文樣を主として實年代を論ずるのは、その方法をえたものとしがたい。それは西周器において特に著しいものがあり、本書においては諸家の立說に對して一々辨證を加える煩を避けたが、第八章以下に試みた斷代と、從來の考古學的研究とを綿密に對比されるならば、そのいわゆる考古學的編年が、なお十分な學的客觀性を缺くものであることは、至つて明白であろう。

本書の初稿を樸社に講じはじめたのは昭和三十一年であり、すでに二十年に近い歲月にわたつている。通釋は三十七年八月、白鶴美術館誌として第一輯を發行し、四十八年六月、第四十輯を以て一應考釋を完結、またこの輯を以て通論篇を終える。その間に新しい資料の出土發見もあり、また銘文の

研究にも新解が出され、當初豫定した斷代編年にも考訂すべきところを生じたが、その十分な補正は別の機會を待つほかない。ただ西周期については、このたび第八章・第九章を改稿し、新出の器をも加えて編年を試みた。なお解釋上の問題についても、その後の知見によつて小補を要するところがかなり多いが、その大旨に關するものは、別に補記を加える機會を得たいと考えている。

本書にしるすところは、舊稿の諸論文、また二玄社刊「金文集」四冊、平凡社刊の東洋文庫本「金文の世界」とも、また多少異なるところがある。「金文集」は十數年前の出版であり、「金文の世界」も本通釋完稿以前の執筆になるもので、何れもなお定案を得ない問題が残されており、その整理をも意圖しながらまとめたものであつた。本書もまた、現在における私の研究の報告であり、本書の全體は、私にとつていわば初稿本というべきものである。もし補篇をしるす機會が與えられるならば、大方の示教を得てその誤あるものを正し、自らも補訂を加えて、將來の完成を期したいと思う。

追記

この度本書を著作集の別巻として刊行するに當り、補訂の機會を得たので、第八章・第九章を全面改稿し、新出の紀年銘のある諸器について、これをそれぞれ斷代譜に譜入することを試みた。これら新たに補入した器銘については、別の機會にその考釋を試みたいと思う。

白鶴美術館誌總目（七）

第一章　金文學史　その一

第二章　金文學史　その二

第三章　金文學史　その三

第四章　金文學史　その四

第五章　考古學的研究の方法

第六章　金文學的研究の方法

第七章　曆法的研究の方法

第八章　西周期の斷代編年　一

第九章　西周期の斷代編年　二

第十章　列國器編年

昭和五十年三月　初版發行
平成五年九月　再版發行

發行所　神戸市東灘區住吉山手六丁目一番一號
財團法人　白鶴美術館

印刷所　京都市下京區七條御所ノ內中町五〇
中村印刷株式會社

白川静著作集 別巻　金文通釈5（全七巻九冊）

発行日……二〇〇五年四月一五日　初版第一刷発行

著者……白川　静
発行者……下中直人
発行所……株式会社平凡社
〒一一二-〇〇〇一　東京都文京区白山二-二九-四
振替〇〇一八〇-〇-二九六三九
電話〇三-三八一八-〇六九四（編集）　〇三-三八一八-〇八七四（営業）
平凡社ホームページ　http://www.heibonsha.co.jp/
装幀……山崎　登
印刷……凸版印刷株式会社
製本……株式会社石津製本所
製函……永井紙器印刷株式会社

ISBN4-582-40375-1
NDC分類番号812.2　A5判(21.6cm)　総ページ600